追　加　要　求　資　料　項　目　一　覧

令和８年決算審査特別委員会

1	同和関連事業の款別、項目別事業及び実績一覧〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕	……	１ 頁
2	各課別会計年度任用職員数及び、６月期期末手当支給者数〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕	……	2
3	男女平等推進センターにおける相談事業の相談種類別相談件数〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）	……	6
4	耐震診断助成の旧耐震、新耐震別実績〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）	……	7
5	民間建築物の耐震診断時の見積金額（50万円ごとの数）〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）	……	8
6	23区家具転倒防止器具の対象と実績一覧〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕	……	9
7	23区別移動支援事業の時間数等調べ〔令和７年度（2025）〕	……	21
8	区営住宅、区営シルバーピア募集戸数及び応募者数・倍率〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）	……	26
9	区営シルバーピア住宅別空戸数〔令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）	……	27
10	区営住宅の団地別空戸数〔令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）	……	28
11	くらしのまるごと相談窓口で対応した新規相談件数（年齢別・男女別）及び相談種類別件数〔令和６年度（2024）～令和７年度（2025）〕	……	29
12	区商連に加盟している区内商店会・それ以外の商店会の一覧〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕	……	31
13	23区別基金積立総額及び区民一人当たりの積立額〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕	……	33
14	特別養護老人ホーム入所定員数及び入所申込者数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕	……	34
15	特別養護老人ホームの月別申込者数〔令和７年度（2025）〕	……	35
16	要介護度別、特別養護老人ホーム入所申込者数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕	……	36
17	要介護度別、特別養護老人ホーム入所者数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕	……	37
18	特別養護老人ホームにおける施設別空き状況〔令和７年度（2025）〕	……	38
19	ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業の乳酸菌飲料の利用者数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕	……	39
20	地域包括支援センターの種類別相談件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕	……	40
21	介護保険料の滞納状況〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕	……	42
22	シルバー人材センターの区発注業務の単価及び配分金の時間単価〔令和７年度（2025）〕	……	43

23　認可保育所における年齢別、地域別、半期（４月・10月）別待機児童数 …… 44 頁
〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年４月１日現在）
24　保育における除外４項目別待機児童数〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年４月１日現在） …… 48
25　認証保育所の定員数と月別利用実績〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕　（令和８年８月１日現在） …… 50
26　私立保育園ごとの人件費比率〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕 …… 52
27　運営費から本部経費に流用された額（株式会社保育所のみ）〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕 …… 56
28　児童扶養手当の母子世帯、父子世帯別受給者数〔令和７年度（2025）〕 …… 57
29　コールセンター業務を委託している契約件名、受託事業者名、主管課〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在） …… 58
30　４月１日現在の学校内学童保育クラブの学校別受入人数〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕 …… 61
31　４月１日現在の学童保育クラブ別、学年別、児童受入人数、待機児童数〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕 …… 63
32　５月１日現在の23区別学童保育クラブの待機児童数〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕 …… 71
33　かつしかプラス実施校における事業者名、利用場所の名称と広さ、月別の入会状況 …… 72
〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）
34　ハンディキャブの運行実績（車両台数・利用件数・時間数・登録者数）〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在） …… 74
35　子ども総合センター及び金町子どもセンターにおける相談種類別相談件数〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在） …… 75
36　東新小岩運動場の会議室、陸上競技場、野球場、テニスコートにおける月別、団体（区内・区外・共済）利用状況 …… 76
〔令和７年度（2025）〕（令和７年９月１日）～〔令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日現在）
37　ケースワーカーの人数、そのうちの社会福祉主事任用資格者率、ケースワーカー一人当たりの担当世帯数 …… 77
〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕（令和８年７月１日現在）
38　スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの報酬23区調べ〔令和８年度（2026）〕 …… 78
39　自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）講師の報酬23区調べ〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在） …… 79
40　学童保育クラブの施設別のおやつ代一覧〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年４月１日現在） …… 80
41　生活保護申請件数、被保護世帯数及び開始・廃止件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 82
42　23区別老人福祉費一人当たり決算額〔令和７年度（2025）〕 …… 83
43　自転車駐車場の収容台数（区営、民営）〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年７月31日現在） …… 84
44　23区別国民健康保険被保険者世帯数及び資格証発行世帯数〔令和３年度（2021）～令和５年度（2023）〕 …… 85

45　体育施設で協定等を締結して一般予約以前に利用を許可している施設毎の団体一覧及び協定書等 …… 86 頁
〔今年度用に受け付けたもの〕（令和８年８月１日現在）
46　23区別地方教育費調査における義務教育費（公費）の推移（１人当たり）〔令和４年度（2022）～令和６年度（2024）〕 …… 89
47　23区別就学援助準要保護者の認定基準〔令和７年度（2025）〕 …… 90
48　生活保護における教育扶助額と就学援助における給付額の項目別比較一覧 …… 91
49　会計年度任用職員の女性比率〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕 …… 92
50　わくわくチャレンジ広場の児童指導サポーター等の体制と報償額〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在） …… 93
51　区事業に係るコンサル業務実績一覧〔令和６年度（2024）～令和７年度（2025）〕 …… 94
52　夏季休業中の学校別水泳指導実施状況〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕 …… 103
53　夏季休業中の一時学童保育実績（クラブ別受入人数）〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（各年度８月31日現在） …… 104
54　小学校の水泳指導の実施状況について、校内校外に分けて、学校別、学年別、実施／延期・中止時数（延期・中止理由） …… 106
〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕
55　学校外プールでの水泳指導に関するバス台数、インストラクター数、児童・生徒数、施設・事業者名及び水泳指導充実事業経費の …… 110
水泳指導支援等委託費、プール施設使用料、バスに係る経費の学校ごとの内訳〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕
56　小学校の水泳指導における着衣泳の実施状況について、校内校外を分け、学校名・学年、指導者、座学か実技か。〔令和８年度（2026）〕 …… 114
57　23区内コミュニティバスの運行状況、自治体ごとのバスの名前、路線数、運賃、シルバーパス利用の可否 …… 116
〔令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日現在）
58　23区におけるジェンダー平等施策（パートナーシップ制度等）の実施状況〔令和８年度（2026）〕（令和８年９月１日現在） …… 118
59　プレミアム付商品券（紙・かつしかPAY)の取扱事業者数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 123
60　ふれあいスクール明石と学校別校内サポートルームの利用者数〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在） …… 124
61　区内小・中学校教員の在校等時間（勤務時間外）、45時間以上、80時間以上の教員数〔令和７年度（2025）〕 …… 125
62　外国人生活相談の件数と内容〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在） …… 126
63　第９期の23区の介護保険料軽減措置及び各区が独自に実施している利用者負担の軽減制度の有無 …… 127
64　成年後見制度利用者数、及び区長申立て件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 128
65　葛飾区物価高騰緊急対策支援金事業（業種別・個人／法人）の実績〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 129
66　エアコン設置助成の利用実績〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日助成金交付決定まで） …… 130

67　再生可能エネルギー電力（低炭素電力を含む）供給の契約をしている施設一覧〔令和８年度（2026）〕 …… 131 頁
68　23区別福祉タクシー券交付事業（金額、対象者）一覧〔令和７年度（2025）〕 …… 135
69　高齢者配食サービスにおける事業者ごとの配食数、利用者負担〔令和３年度（2021）～令和８年度（2026）〕（令和８年６月30日現在） …… 137
70　23区別健康診査（特定・長寿）の受診率〔令和４年度（2022）～直近の確定値まで〕 …… 140
71　23区別、がん検診の受診率（胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・肺がん）〔令和４年度（2022）～令和５年度（2023）〕 …… 142
72　体育施設の月別の個人利用者数及び利用料金（大人、小人別）〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日現在） …… 144
73　郷土と天文の博物館の入館者数及びプラネタリウム観覧者数（大人・小中学生・幼児・学校その他利用） …… 165
〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日現在）
74　こち亀記念館の月別来館者数（有料・無料別、有料は区内・区外及び大人・小人別） …… 167
〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日現在）
75　フリースクール等利用者支援事業助成金制度を開始した時からの年度別受給者数(令和８年８月31日現在) …… 168
76　シルバー人材センターに管理を委託している自転車駐車場の収容台数〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕（令和８年７月31日現在） …… 169
77　国保年金課業務委託経費における窓口等業務委託の募集時の提案募集要項とその選定結果がわかる書類、またその業務に従事する者の人数 …… 170
〔令和７年度（2025）〕（令和７年10月）～〔令和８年度（2026）〕（令和８年９月）
78　戸籍住民課の諸証明・住民異動業務委託費における業務委託の仕様書と入札経過調書、またその業務に従事する者の人数 …… 224
〔令和７年度（2025）〕（令和７年10月）～〔令和８年度（2026）〕（令和８年９月）
79　令和７年度各会計決算参考書371頁の図書館窓口等業務委託費における契約締結時の仕様書及び従事する者の人数 …… 259
80　SHIBAMATA FU-TEN Bed and Localの月別宿泊者数（団体・個人）〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月まで） …… 350
81　北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品（アニメ「めぐみ」）の学校別活用状況〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 351
82　年度別庁舎内ハラスメント相談件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 352
83　年度別小学校中学校でのハラスメント相談件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 353
84　欠勤の実績とそれに対する懲戒処分等の数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 354
85　中絶の年代別統計、中絶理由についての統計〔令和５年（2023）～令和７年（2025）〕 …… 355
86　生活保護の主な国籍別、世帯別類型〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 356
87　住宅宿泊事業の届出件数と旅館業の許可件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 357
88　区内小・中学校のスクールカウンセラーの配置状況、勤務日数及び相談件数〔令和７年度（2025）〕 …… 358

89　区内小・中学校が保有しているテント数〔令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日現在）　……　360 頁
90　葛飾納涼花火大会における予算、決算（見込み含む）及び主な支出内訳と支出先（50万円以上）、　……　361
有料指定席エリア別収入額・販売マス席数（定員含む）、協賛金額・件数〔令和８年度（2026）〕
91　現在事業中の市街地再開発事業(立石３件、金町、新小岩)ごとの各事業者担当事業者名一覧〔令和８年度（2026）〕　……　363
92　平成21年３月26日付　本区と東京理科大学との土地譲渡契約書の写し　……　368
93　上記締結に係る起案文書及び決裁文書（回議用紙等）一式の写し　……　385
94　上記各契約の締結に先立ち行われた法的審査に関する一切の文書（名称の如何を問わず、本区法規担当による合議・照会・回答文書のほか、　……　421
顧問弁護士又は外部の弁護士・法律事務所による法律意見書その他の意見書、相談記録及びこれらに関する依頼文書・メールを含む）の写し
95　平成22年４月１日の改正土壌汚染対策法の施行に際し、本区が公募要項、物件説明書、既に締結していた契約及び今後締結する契約の取扱いについ……　422
て行った検討に係る文書一式の写し（庁内照会及び回答、環境所管部門との協議記録、法規担当への照会及び回答を含み名称の如何を問わない）。
なお、この検討を第２回契約の起案の中で行った場合は、当該起案に係る回議用紙及び一切の添付資料の写し
96　平成23年11月１日付　本区と東京理科大学との土地譲渡契約書の写し　……　423
97　上記締結に係る起案文書及び決裁文書（回議用紙等）一式の写し　……　433
98　上記各契約の締結に先立ち行われた法的審査に関する一切の文書（名称の如何を問わず、本区法規担当による合議・照会・回答文書のほか、　……　436
顧問弁護士又は外部の弁護士・法律事務所による法律意見書その他の意見書、相談記録及びこれらに関する依頼文書・メールを含む）の写し
99　平成24年６月18日の総務委員会に報告した東京理科大学Ⅰ期計画整備用地における地中障害物及び汚染土壌の処分に関する資料一式の写し　……　437
100　Ⅰ期計画整備用地における掘削土壌の処分について、区分別（自然由来によるもの、油分・炭がら等によるものの別）及び　……　438
負担者別（ＵＲ、本区、東京理科大学の別）の土量及び費用の内訳が分かる資料の写し
101　Ⅰ期においてＵＲに対して行った費用負担の請求に係る通知文の写し　……　489
102　Ⅰ期工事における汚染土壌の区分の判定に係る記録の写し　……　510
103　Ⅱ期計画整備用地から搬出された汚染土壌について、油分、炭がらその他人為的原因による汚染物質の混入の有無を確認した分析結果及び　……　516
判定に係る記録の写し
104　平成20年２月27日付　葛飾区土地開発公社とＵＲとの土地譲渡契約に基づき、　……　528
ＵＲから同公社又は本区に対して支払われた瑕疵担保に係る費用の一覧〔平成20年度（2008）～令和７年度（2025）〕

105　令和５年２月17日に本区がＵＲに対して通知した地中障害物の撤去費用（２億1,216万8,000円）について、…… 529 頁
その後の協議経過、ＵＲの回答及び支払の有無・金額が分かる資料の写し
106　平成30年２月23日付　本区と東京理科大学との土地譲渡契約書の写し …… 531
107　上記締結に係る起案文書及び決裁文書（回議用紙等）一式の写し …… 542
108　上記各契約の締結に先立ち行われた法的審査に関する一切の文書（名称の如何を問わず、本区法規担当による合議・照会・回答文書のほか、 …… 571
顧問弁護士又は外部の弁護士・法律事務所による法律意見書その他の意見書、相談記録及びこれらに関する依頼文書・メールを含む）の写し
109　平成21年、平成23年及び平成30年の各契約における第13条（土壌汚染）の規定の異同が対照できる資料の写し …… 572
110　「新宿六丁目地区における大学整備公募要項」及びその付属「物件説明書」の平成20年６月版の写し …… 573
111　「新宿六丁目地区における大学整備公募要項」及びその付属「物件説明書」に係る起案・決裁文書（回議用紙等）の写し …… 595
112　物件説明書平成23年改訂版の写し …… 621
113　平成23年に物件説明書の記載を改めるに当たっての起案文書、決裁文書及び庁内協議の記録 …… 626
（自然由来の汚染土壌の処分費用を「選定法人の負担となります」とする記載を削除した理由が分かるもの）の写し
114　東京理科大学理事長から青木勇区長に宛てた「新宿六丁目地区における大学整備に向けた要望」（平成21年１月29日）及び回答書 …… 627
（20葛政大第34号平成21年２月20日付）の写し
115　回答書（20葛政大第34号平成21年２月20日付）に係る起案文書及び決裁文書（回議用紙等）の写し …… 631
116　平成20年２月27日付　葛飾区土地開発公社とＵＲとの土地譲渡契約書及び第15条第２項及び第16条第２項に規定する「別紙」の写し …… 634
117　平成20年２月22日付　ＵＲから葛飾区土地開発公社に交付された物件説明書の写し …… 653
118　ＵＲから葛飾区土地開発公社へ、及び同公社から本区への理科大用地の取得に係る同公社の起案文書及び決裁文書（回議用紙等）の写し …… 659
119　東京理科大学誘致における利子補給の年度別額及び今年度までの累計額 …… 769
120　平成25年３月13日付　葛飾区土地開発公社からＵＲへの請求書及び添付書類の写し …… 770
121　平成25年３月13日付　葛飾区土地開発公社からＵＲへの通知文に係る起案文書及び決裁文書（回議用紙等）の写し …… 776
122　平成25年３月13日付　葛飾区土地開発公社からＵＲへの請求書に対するＵＲからの回答文書の写し …… 804
123　平成25年３月以降、ＵＲとの間で行った協議の記録一式（打合せ記録、復命書、往復文書及び電子メールを含み、名称の如何を問わない）の写し。 …… 805
特に、責任期間の延伸及び自然由来の土壌汚染の費用負担に関するもの

124　平成30年１月15日の総務委員会における答弁（ＵＲとの責任期間について、東京理科大学との契約期限（平成35年２月22日）に合わせて延伸できる …… 806 頁
よう協議しているとした部分）を踏まえ、その後にＵＲとの間で締結された、責任期間の延伸に関する変更契約書又は覚書の写し。
締結に至らなかった場合は、その経緯が分かる文書の写し。あわせて、締結された場合はその締結に係る起案文書及び決裁文書の写し
125　令和３年５月にＵＲとの間で開催された協議会に関する記録一式 …… 808
（開催通知、出席者名簿、議事録又は復命書、配付資料及びその後の庁内報告文書）の写し
126　令和３年７月７日付　本区と東京理科大学との間で取り交わした確認書及びその締結に係る起案文書・決裁文書（回議用紙等）の写し …… 809
127　令和５年２月、地中障害物についてのＵＲへの通知の写し …… 815
128　令和５年３月20日の総務委員会報告において、自然由来の土壌汚染の対策費用について「都市再生機構は合意している」とした根拠が分かる資料 …… 818
（ＵＲとの間で当該認識を確認した記録を含む）の写し
129　令和４年６月10日の東京理科大学との打合せに係る本区側の記録一式（打合せ記録、復命書、メモ及び電子メールを含む）の写し …… 819
130　令和４年６月24日の東京理科大学との打合せに係る本区側の記録一式（打合せ記録、復命書、メモ及び電子メールを含む）の写し …… 819
131　令和４年８月２日の東京理科大学との打合せに係る本区側の記録一式（打合せ記録、議事録、メモ及び電子メールを含む）の写し …… 819
132　令和４年６月28日及び同年７月15日の四者協議（東京理科大学、葛飾区、ＵＲ、大成建設）の記録一式の写し。 …… 819
特に、第三者機関による自然的原因か人為的原因かの調査結果の報告に係る資料及びその報告書の写し
133　令和４年３月、東京理科大学Ⅱ期用地から基準値を超える有害物質が検出されたことに係る調査結果報告書及び …… 819
東京理科大学から本区への連絡文書の写し
134　令和４年に本区が法規担当に対して行った、東京理科大学に対する土壌汚染対策費用の負担の可否に関する確認・照会及びその回答に係る文書一式 …… 820
（照会日、照会内容、回答日、回答内容が分かるもの。電子メール及び庁内メモを含み、名称の如何を問わない）の写し
135　令和５年３月、汚染土処理費用を負担できない旨東京理科大学に回答することを決定した文書及び決裁文書（回議用紙等）の写し …… 821
136　令和５年12月の区長・理事長会談の記録の写し …… 822
137　令和６年（ワ）第13864号に係る訴訟前及び訴訟中に取得した法律意見書の写し …… 823
138　令和６年（ワ）第13864号の訴訟に関して本区と特別区人事厚生事務組合法務部とやり取りした文書全ての写し …… 824
139　令和６年３月の調停申立てから同年５月の提訴を経て応訴方針を決定するまでの間に、本区が本件への対応方針を決定した起案文書及び …… 826
決裁文書（回議用紙等）一式の写し。調停への対応と訴訟への応訴とを別に決定している場合は、その全て
140　東京理科大学と和解に応じることを決定した起案文書及び決裁文書の写し …… 827

141　東京理科大学との和解に至る原因分析に関する文書 …… 831 頁
（いずれの時点における、いかなる判断、契約又は事務に問題があったかを整理したもの）の写し
142　東京理科大学との和解に至る解決金６億円の算定根拠が分かる資料（東京理科大学の請求額７億8,405万8,000円との差額の根拠、 …… 831
対象費用の内訳及び本区が精査した経過が分かるものを含む）の写し
143　令和６年（ノ）第30号　調停申立書（令和６年３月５日）の写し …… 832
144　令和６年（ワ）第13864号　訴状（令和６年５月28日）の写し …… 832
145　令和６年（ワ）第13864号　答弁書（令和６年８月23日）の写し …… 832
146　令和６年（ワ）第13864号　原告第１準備書面（令和６年10月15日）の写し …… 832
147　令和６年（ワ）第13864号　（被告）準備書面（１）（令和６年12月26日）の写し …… 832
148　令和６年（ワ）第13864号　原告第２準備書面（令和７年３月３日）の写し …… 832
149　令和６年（ワ）第13864号　（被告）準備書面（３）（令和７年10月31日）の写し …… 832
150　令和６年（ワ）第13864号　原告第３準備書面（令和７年12月15日）の写し …… 832
151　令和６年（ワ）第13864号　（被告）準備書面（４）（令和８年２月９日）の写し …… 832
152　令和６年（ワ）第13864号　原告第４準備書面（令和８年２月13日）の写し …… 832
153　家族介護者ほっとあんしんダイヤルにおける相談者の年齢及び被介護者の種別〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 833
154　性教育に関する出張授業を実施した学校数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 834
155　区公式ＳＮＳに係る、外部委託費、広告費、フォロワー数、投稿数、インプレッション数・リーチ数、区公式ホームページへの流入数 …… 835
〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕
156　障害福祉サービス受給者（児）数とセルフプラン率の推移〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕 …… 836

１　同和関連事業の款別、項目別事業及び実績一覧〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

（単位：円）

款	項　　目	決　　算　　額		
		令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)
総務費	相談事業経費	（300件）　4,512,915	（250件）　3,897,000	（257件）　4,152,000
	仮奥戸集会所管理運営経費	609,920	―	―
	仮奥戸集会所解体経費	7,720,800	10,505,576	―
	部落解放同盟東京都連合会葛飾支部助成	232,000	232,000	232,000
	小　　計	13,075,635	14,634,576	4,384,000
教育費	社会同和教育事業経費	1,721,117	1,524,948	1,501,497
	仮奥戸集会所解体に伴う廃棄物処理経費	115,940	―	―
	部落解放同盟東京都連合会葛飾支部事業助成	70,101	73,200	73,972
	小　　計	1,907,158	1,598,148	1,575,469
合　　計		14,982,793	16,232,724	5,959,469

２　各課別会計年度任用職員数及び、６月期期末手当支給者数〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕

（単位：人）

課　名	令和６年度（2024）		令和７年度（2025）		令和８年度（2026）	
	会計年度任用職員人数	うち、６月期期末手当支給人数	会計年度任用職員人数	うち、６月期期末手当支給人数	会計年度任用職員人数	うち、６月期期末手当支給人数
政策企画課			2	2	2	
経営改革担当課						
協働推進担当課						
ＳＤＧｓ推進担当課						
スタジアム構想担当課						
健康推進都市担当課						
文化的景観調整担当課						
財政課						
ＤＸ戦略課					1	1
ＤＸ推進課						
情報システム課						
総務課	7	7	8	8	10	10
総合庁舎推進担当課						
総合庁舎技術担当課						
秘書課						
広報課						
すぐやる課	10	10	12	12	12	12
人権推進課	5	5	5	5	5	5
人事課	7	7	25	17	42	42
人材育成課	4	4				
契約管財課	1	1	1	1	2	2
収納対策課	36	36	36	35	38	38
税務課	14	14	7	5	2	1
施設管理課			1			
学校施設計画担当課						
営繕課	7	7	7	7	7	7
施設整備担当課						
施設維持課	3	3	3	3	3	3
地域振興課	3	3	1		1	

（単位：人）

課　名	令和６年度（2024）		令和７年度（2025）		令和８年度（2026）	
	会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数	
		うち、６月期期末手当支給人数		うち、６月期期末手当支給人数		うち、６月期期末手当支給人数
戸籍住民課	40	40	52	50	57	55
危機管理課	3	3	3	3	3	3
運用訓練担当課						
地域防災担当課	7	7	8	8	9	9
生活安全担当課	2	2	3	3	3	3
文化国際課						
産業経済課	10	10	10	10	10	10
商工振興課						
観光課					1	1
環境課	3	3	4	4	4	4
みどりと花のフェア担当課			4	4	4	4
緑と花のまち推進担当課	2	2				
リサイクル清掃課	1	1	1	1	2	2
清掃事務所	4	4	6	6	6	6
福祉管理課	4	4	3	3	3	3
災害要配慮者支援担当課			1	1	1	1
くらしのまるごと相談課			1	1	1	1
高齢者支援課	1	1	1	1	2	1
地域包括ケア担当課	5	5	5	5	6	6
障害福祉課	31	30	39	38	26	24
障害援護担当課	10	10				
障害者施設課	82	79	84	78	92	89
国保年金課	6	6	6	6	6	6
長寿医療・年金担当課						
介護保険課	25	25	23	23	25	25
西生活課	15	15	15	15	16	16
東生活課	14	14	15	14	16	16
地域保健課	1	1	2	2	2	1
生活衛生課	4	3	5	5	4	4
健康推進課	5	5	4	3	4	4
歯科保健担当課			1	1	1	1

（単位：人）

課　名	令和６年度（2024）		令和７年度（2025）		令和８年度（2026）	
	会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数	
		うち、６月期期末手当支給人数		うち、６月期期末手当支給人数		うち、６月期期末手当支給人数
保健予防課	15	14	13	13	14	13
青戸保健センター	9	9	12	12	12	12
金町保健センター	9	9	8	8	8	8
子育て政策課	171	144	182	156	184	160
子ども・若者担当課						
子ども・子育て計画担当課						
子育て応援課	6	5	7	6	5	5
子育て施設支援課	5	5	6	6	7	7
保育課	586	569	616	597	612	582
児童相談課	3	3	3	3	3	3
相談援助担当課	3	3	6	6	7	7
児童保護担当課	11	6	17	8	19	7
児童相談法務担当課						
子ども家庭支援課	32	30	32	32	32	32
調整課	2	2	2	2	2	2
かわまちづくり担当課						
交通政策課	2	2	2	2	2	2
新交通推進担当課						
新金線旅客化担当課						
交通安全対策担当課	1	1	1	1	2	2
都市計画課	1	1	1	1	1	1
街づくり推進担当課	1	1				
新小岩街づくり担当課						
金町街づくり担当課						
立石駅北街づくり担当課			2	2	1	1
立石駅南街づくり担当課	1	1				
高砂・鉄道立体担当課						
密集地域整備担当課	1	1	2	1	1	1
住環境整備課	2	1	1	1	1	1
建築課	7	7	6	6	7	7
道路管理課	8	8	6	6	7	7

（単位：人）

課　名	令和６年度（2024）		令和７年度（2025）		令和８年度（2026）	
	会計年度任用職員人数	うち、６月期期末手当支給人数	会計年度任用職員人数	うち、６月期期末手当支給人数	会計年度任用職員人数	うち、６月期期末手当支給人数
道路建設課	5	5	5	5	5	4
道路補修課	2	2	2	2	2	2
公園課	13	13	13	13	12	12
会計管理課	4	4	2	2	3	3
教育総務課	25	25	27	26	28	27
学校施設課			3	3	3	3
学校施設整備担当課						
学校施設担当課	2	2				
学校環境整備担当課						
学務課	8	6	8	4	8	4
教育指導課	19	19	18	18	19	19
学校教育推進担当課	1	1	1	1	1	1
総合教育センター教育支援課	39	34	42	33	42	36
総合教育センター管理担当課	16	15	16	16	14	14
地域教育課	1		1	1		
放課後支援課					1	1
生涯学習課	20	10	27	12	33	10
生涯スポーツ課						
中央図書館	148	139	145	139	147	141
小学校	555	424	600	465	647	505
中学校	328	262	354	296	380	305
幼稚園	13	6	10	4	11	7
監査事務局	3	3	1	1	3	3
選挙管理委員会事務局	3	2	3			
区議会事務局	1	1	1		1	
合　　計	2,454	2,162	2,608	2,290	2,716	2,373

注　会計年度任用職員人数は、各年度６月１日時点の人数です。

３　男女平等推進センターにおける相談事業の相談種類別相談件数〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

相談種類	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026） ８月１日現在
悩みごと相談	974　件	884　件	870　件	269　件
法律相談	114　件	96　件	93　件	29　件
配偶者等からの暴力相談（DV相談）	308　件	362　件	430　件	182　件
性自認・性的指向に関する相談（LGBTs相談）	17　件	20　件	26　件	10　件

悩みごと相談（月～金曜日）

法律相談（火曜日）

DV相談（月・木曜日）

LGBTs相談（月１回　土曜日）

４　耐震診断助成の旧耐震、新耐震別実績〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

年　度	旧耐震基準 （件数）	新耐震基準 （件数）	旧耐震基準＋新耐震基準 の合計（件数）	新耐震基準 の占める割合
令和５年度（2023）	284	21	305	7%
令和６年度（2024）	294	20	314	6%
令和７年度（2025）	279	5	284	2%
令和８年度（2026）	124	5	129	4%

５　民間建築物の耐震診断時の見積金額（50万円ごとの数）〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

耐震改修の見積り金額	令和５年度 (2023) 件数	令和６年度 (2024) 件数		令和７年度 (2025) 件数		令和８年度 (2026) 件数	
		旧耐震	新耐震	旧耐震	新耐震	旧耐震	新耐震
概算見積りの提出なし	0	0	2	0	0	0	0
100万円未満	0	1	0	0	0	0	0
100万円以上～150万円未満	1	0	0	1	0	1	0
150万円以上～200万円未満	2	0	0	2	0	0	1
200万円以上～250万円未満	2	3	0	3	0	1	1
250万円以上～300万円未満	7	3	0	4	1	3	1
300万円以上～350万円未満	15	22	3	3	1	3	1
350万円以上～400万円未満	22	25	2	13	1	6	0
400万円以上～450万円未満	39	21	3	12	1	5	0
450万円以上～500万円未満	21	24	5	18	0	6	0
500万円以上～550万円未満	30	27	1	23	0	9	1
550万円以上～600万円未満	26	22	2	14	0	4	0
600万円以上～650万円未満	17	36	0	19	0	8	0
650万円以上～700万円未満	18	14	0	20	0	8	0
700万円以上～750万円未満	21	13	0	19	0	8	0
750万円以上～800万円未満	16	14	0	15	0	9	0
800万円以上～850万円未満	10	13	0	10	1	8	0
850万円以上～900万円未満	7	5	1	21	0	10	0
900万円以上～950万円未満	8	10	0	22	0	7	0
950万円以上	43	41	1	60	0	28	0
計	305	294	20	279	5	124	5
		314		284		129	

６　23区家具転倒防止器具の対象と実績一覧〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕

千代田区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
ー	無	ー	ー	ー	ー	ー

中央区　　（令和８年８月31日現在）　※黒塗りは非公開

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具類転倒防止器具等の取付（高齢者）	有	１　対象 次の１から４のいずれかに該当する方 （１）65歳以上で要介護２以上の寝たきりの状態の方 （２）65歳以上でひとり暮らしの方 （３）65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯の方 （４）家族等が就労、就学等により不在で、日中等に２または３と同様の状態となる方 ２　助成内容 器具代（４個まで）、事前調査費及び取付費の９割を区が負担する。 住民税非課税世帯については10割を負担する。 各世帯につき１度まで本サービスを利用可能。	78件 663,924円	121件 929,589円	63件 494,657円	[redacted]
家具転倒防止器具	有	１　対象 （１）　身体障害者手帳を所持する視覚障害者、４級以上の肢体不自由者が属する世帯 （２）　愛の手帳３度以上を所持する知的障害者が属する世帯 （３）　精神障害者保健福祉手帳２級以上を所持する方が属する世帯 ２　助成内容 緊急時の対応が困難な障害のある方を対象として、区が委託した専門業者が事前にご自宅を調査した上で最適な器具を選定し、４個まで無料（５個目以上は自己負担）で取り付けを行う。	1件 25,520円	1件 24,710円	0件 0円	[redacted]

港区　　（令和８年７月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具	有	１　対象 港区に住民登録のある世帯。 ２　助成内容 品目ごとにポイントを定め、令和７年度までは、ひとり又は２人世帯は150ポイント、3人以上世帯は195ポイントを上限としていました。令和８年度からは、ひとり又は2人世帯は200ポイント、3人以上世帯は250ポイントまでポイント上限を引き上げて助成。また、１世帯１回限りの申請でしたが、令和８年度からは、これまで申請した世帯も、もう１度申請可能。	759件	787件 12,533,895円	412件 6,458,100円	385件 7,065,590円
家具転倒防止器具等の取付支援	有	１　対象 港区に住民登録がある世帯のうち、自力で家具等を取り付けることが困難な下記のいずれかに該当する世帯 （１）65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯 （２）要介護３以上の者を含む世帯 （３）身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人を含む世帯 （４）難病医療費助成を受けている人を含む世帯 （５）母子健康手帳を交付された妊婦、または出産した月から１年後の月の前月末日までの産婦を含む世帯 （６）母子又は父子のひとり親世帯 ２　助成内容 取付に係る費用を全額区で負担。器具の助成と合わせて一世帯一回限り	ー	58件 870,000円	28件 420,000円	15件 225,000円

新宿区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具取付け事業	有	１　対象 区内在住の方（取付けは住宅部分に限る。） ２　助成内容 事前調査費と取付け費は区負担。 器具は利用者負担、ただし災害時要援護者名簿登録者及び生活保護世帯の方は、器具５点まで無料。（無料は世帯１回のみ）	157件 4,115,485円	151件 3,770,910円	87件 2,431,495円	35件 868,553円

文京区　　（令和８年８月31日現在）　※黒塗りは非公開

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具設置助成事業	有	１　対象 区内在住者（区内住宅１戸につき１回に限る。） ２　助成内容 助成額：家具の転倒防止器具設置にかかる器具購入・設置費用 （上限：２万５千円）	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

台東区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具取付	有	１　対象 （１）65歳以上の高齢者のみの世帯 （２）高齢者が属し、かつ世帯員全員の住民税が非課税である世帯 ２　助成内容 家具転倒防止器具を１世帯につき３点まで無料で給付し、取り付ける。（１世帯１回限り）	24件	51件	21件	23件

墨田区

（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具等の取付け支援制度	有	１　対象 （１）ひとり親世帯：未就学児のいるひとり親世帯の方 （２）高齢者：満65歳以上の方 （３）障害者：身体障害者手帳１～２級の方・愛の手帳１～３度の方 ２　助成内容 家具転倒防止器具：14,500円まで	24件 325,664円	54件 741,716円	14件 206,731円	1件 13,310円
家具転倒防止器具等の取付け支援制度	有	１　対象 満65歳以上の高齢者の方 ２　助成内容 助成額：14,500円まで	21件 281,930円	51件 696,986円	12件 175,931円	1件 13,310円
家具転倒防止器具等の取付け支援制度	有	１　対象 （１）身体障害者手帳１～２級の方 （２）愛の手帳１～３度の方 ２助成内容 助成額：14,500円まで	2件 27,923円	1件 16,530円	0件 0円	0件 0円

江東区　　（令和８年８月31日現在）　※黒塗りは非公開

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具	有	１　対象 65歳以上の単身高齢者または高齢者のみの世帯 ２　助成内容 家具転倒防止ポール、家具転倒防止板、L字型金具、チェーン金具、連結用止め金具、食器棚扉固定器具のいずれか一世帯一回限り、最大３点まで委託業者が無料で取付けを行う。	285件 2,566,300円	155件 3,489,200円	39件 763,400円	[redacted]
江東区重度心身障害者世帯家具転倒防止器具取付け事業	有	１　対象 身体障害者手帳１・２級または愛の手帳１～３度の方がいる世帯で、家具転倒防止器具の取付が困難な世帯（障害者のみの世帯または同居家族がおおむね65歳以上の高齢者の世帯） ２　助成内容 一回限り、家具転倒防止ポール、家具転倒防止板、L字型金具、チェーン金具、連結用止め金具、食器棚扉固定器具のいずれか、最大３点まで取付け費用の助成を行う。	ー	２件 24,200円	２件 59,400円	[redacted]

品川区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
高齢者等の家具転倒防止対策助成事業	有	１　対象 （１）65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯 （２）障害者のみで構成されている世帯 （３）65歳以上の高齢者と障害者のみで構成されている世帯 （４）要介護３以上の65歳以上の高齢者のいる世帯 （５）２級以上の障害者のいる世帯 ２　助成内容 （１）住民税非課税世帯　20,000円までは無料 （２）住民税課税世帯　18,000円までは１割負担	35件 406,604円	31件 457,100円	42件 681,886円	23件 359,063円
家具転倒防止器具取付助成	有	令和５年度（2023）をもって事業廃止。 １　対象 品川区民であり、取付をした住宅に居住していること。 ２　助成内容 （１）住民税課税世帯（上限4,000円、取付費用の１／２を助成） （２）住民税非課税世帯（上限8,000円、取付費用全額を助成） ※取付費用とは、器具代を除く取付のみの費用を指す。	３件 11,000円	ー	ー	ー

目黒区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
高齢者家具転倒防止器具取付費用助成事業	有	１　対象 要介護４・５又はひとりぐらし等高齢者登録者 ２　助成内容 令和４年度（2022）から上限20,000円	２件 24,946円	９件 153,289円	２件 38,001円	0件 0円
目黒区身体障害者家具転倒防止器具取付費用助成事業	有	１　対象 次のいずれかに該当する身体障害者手帳をお持ちのひとりぐらしのかたで、自分で器具取付けができないかた （１）上肢・下肢・体幹・視覚障害１・２級 （２）内部障害1級 ２　助成内容 居室等の家具に転倒防止器具を取り付ける費用を、器具代を含め20,000円を限度に助成	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円

大田区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具	有	１　対象 （１）に該当し、かつ（２）ア～オのいずれかに該当する方 （１）世帯を構成する全員が前年度住民税非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯であること （２） ア　高齢者（65歳以上）ひとり暮らし イ　高齢者（65歳以上）のみの世帯 ウ　障害者（身体障害者手帳１級～４級、愛の手帳１～３度）の方がいる世帯 エ　精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯 オ　介護保険の要介護３～５の方がいる世帯 ２　助成内容 非課税世帯は、タンス２棹まで無償で支給取付。住民税課税所得80万円以下の世帯は、タンス１棹まで無償で支給取付。	62件 1,323,850円 （出張取付費）	38件 850,520円 （出張取付費）	27件 649,330 （出張取付費）	5件 99,800円 （出張取付費）

世田谷区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具	有	１　対象 支援対象は次のいずれかに該当する方がお住いの住戸 （１）満65歳以上の方 （２）身体障害者手帳（１級または２級に限る）の交付を受けている方 （３）特殊疾病の医療費助成対象者の方 （４）愛の手帳（１度または２度に限る）の交付を受けている方 （５）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 （６）被爆者健康手帳の交付を受けている方 （７）要介護者（要介護状態区分が３、４又は５に限る）の方 （８）生活保護法による保護を受けている世帯 ２　助成内容 支援の上限額は器具と取付費用合わせて2.5万円（R8年度から）まで。支援は１住戸につき１回まで。 ※取付業者が見積後、申請者の都合でキャンセルした場合は区が取付業者にキャンセル料（5,000円）を支払うように令和５年より単価を設定。	360件 6,607,298円 （申請件数は382件。執行額にはキャンセル22件のうち有料キャンセル13件含む）	555件 9,956,061円 （見積後の辞退15件含む）	390件 7,865,000円 （見積後の辞退13件含む）	232件 5,276,000円 （見積後の辞退3件含む）

渋谷区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止金具無料取付事業	有	１　対象 以下の区分に該当する世帯 （１）区分１：単身の高齢者(65歳以上)世帯または高齢者のみの世帯 （２）区分２：ねたきりの高齢者がいる世帯 （３）区分３：身体障害者手帳１～３級を持つ人がいる世帯 （４）区分４：愛の手帳１～３度を持つ人がいる世帯 （５）区分５：精神障害者保健福祉手帳１・２級を持つ人がいる世帯 ２　助成内容 上限：１世帯につき家具３点まで	62件 972,950円	42件 669,350円	42件 815,900円	12件 278,800円
家具転倒防止金具補助金事業	有	１　対象 申請時に区内に居住し住民登録をしている人 ２　助成内容 金額上限：１万円 自らが居住する住宅で、次の家具等に取り付けた家具転倒防止金具等の購入費用が対象	144件 1,214,435円	141件 1,275,266円	94件 783,428円	52件 421,287円

中野区　　（令和８年８月31日現在）　※黒塗りは非公開

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具	有	１　対象 （１）65歳以上の方のみで構成される世帯 （２）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障碍者手帳の交付を受けている方のみで構成される世帯 （３）上記（１）（２）の方のみで構成される世帯 （４）ひとり親世帯で、家具の転倒を防止する器具の取り付けができる方がいない世帯 （５）その他区長が必要と認める世帯 ２　助成内容 工事費無料、器具代１万円まで無料	34件 2,877,270円	67件 6,010,730円	19件 1,262,470円	[redacted]

杉並区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具の取付	有	１　対象 65歳以上のみの世帯の方 ２　助成内容 一般給付：３か所、特例給付（地域のたすけあいネットワーク登録者）：６か所	73件 914,899円	129件 1,783,000円	65件 898,900円	9件 139,700円
杉並区家具転倒防止器具取付事業	有	１　対象 （１）身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯 （２）難病患者福祉手当を受けている方がいる世帯 ２　助成内容 調査費・取付け費・器具代金を上限金額まで区が負担 器具は３カ所まで取付け可能（地域のたすけあいネットワークに登録されている場合は６カ所まで可能） 上限金額 ・9,000円（取付け３カ所まで） ・15,000円（取付け６カ所まで）	11件 88,450円	22件 369,400円	8件 103,300円	0件 0円

豊島区　　（令和８年８月31日現在）　※黒塗りは非公開

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具の購入および設置助成事業	有	１　対象 （１）65歳以上の方のみで構成される世帯 （２）身体障害者手帳または愛の手帳を所持する方がいる世帯 （３）要介護３～５の方がいる世帯 ２　助成内容 助成金額：１世帯につき上限15,000円 助成対象経費：家具転倒防止器具の購入費 家具転倒防止器具の設置費用	ー	ー	7月から開始 56件 約65万円	[redacted]

北区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具	有	１　対象 「北区避難行動要支援者名簿」に登録している方、65歳以上のみで構成される世帯の方 ２　助成内容 １度の作業につき概ね10点まで取付でき、器具は申込者が用意する。	１件 3,300円	ー	ー	ー
家具転倒防止器具等の取り付け支援事業	有	１　対象 （１）「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている区民 （２）65歳以上のみで構成される世帯（単身含む）の区民 ２　助成内容 つっぱり棒などの家具転倒防止器具や簡易型感震ブレーカーの取り付けが自力では難しい者を対象に、区の委託業者（公益社団法人北区シルバー人材センター）を申請者の自宅に派遣することで、取り付け支援を実施。	ー	１３件 (感震ブレーカー:２件 突っ張り棒:10件 転倒防止版:１件) 42,900円	２６件 (感震ブレーカー:２３件 突っ張り棒:２件 転倒防止版:１件) 85,800円	１０件 (感震ブレーカー:９件 突っ張り棒:１件) 39,600円

荒川区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具	有	１　対象 65歳以上のみの世帯、世帯全員が住民税非課税の世帯、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護４以上の認定を受けている者がいる世帯 ２　助成内容 設置工事費：限度額２万円（工事費の10／10） 器具購入費：限度額１万円（購入費の10／10）	44件 458,602円	26件 271,445円	25件 260,614円	7件 101,240円
家具転倒防止器具	有	１　対象 上記以外の全世帯 ２　助成内容 設置工事費：限度額１万円（工事費の１／２） 器具購入費：限度額5,000円（購入費の１／２）		13件 56,831円	17件 51,158円	6件 29,078円

板橋区　　（令和８年８月31日現在）　※黒塗りは非公開

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具	有	１　対象 以下の障がい者のみで構成される世帯 （１）身体障害者手帳４級以上の者 （２）愛の手帳４度以上の者 （３）精神障害者保険福祉手帳１級以上の者 （４）難病患者（東京都難病医療助成対象者） ２　助成内容 22,000円（調査9,000円、工事費等13,000円）	0件 0円	0件 0円	0件 0円	[redacted]
家具転倒防止器具	有	１　対象 （１）65歳以上の高齢者のみの世帯 （２）障がいがある方のみの世帯 ※上記世帯の同居者が18歳以下の場合は対象となる。 ２　助成内容 22,000円（調査9,000円、工事費等13,000円）	36件 466,500円	28件 371,500円	13件 286,000円	[redacted]

練馬区　　（令和８年８月31日現在）　※黒塗りは非公開

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
防火防災診断	無	消防署と協力して、高齢者等を対象に防火防災診断を行っている。診断の結果、家具の転倒の危険性がある場合は、区から１箇所分の家具転倒防止器具を渡し、取付支援を行っている。	84件	89件	37件	[redacted]
家具転倒防止器具等設置支援事業	無	１　対象 避難行動要支援者のうち、避難行動要支援者のみで構成する世帯の世帯主が希望する場合、無償で器具を設置または送付する。	ー	1,230件 26,322,151円	637件 14,767,618円	[redacted]

足立区　　（令和８年８月31日現在）　※黒色地は非公開

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具	有	１　対象 区内在住で自身の居住する住宅に工事を実施する方 ２　助成内容 上限10万円 区内施工業者による工事が対象 家具類の転倒防止工事・ガラスの飛散防止工事に対して助成 ※足立区では家具転及びガラス飛散防止工事に対して助成を行っており、同時に工事を行う場合、按分は行っていない。実績の件数・金額についてはガラスの助成も含んだものになっている。	94件 8,669,000円	70件 6,801,000円	[redacted]	[redacted]

葛飾区　　（令和８年８月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具転倒防止器具	有	１　対象 世帯員全員が（１）～（３）のいずれかの条件当てはまる世帯 （１）満65歳以上の方 （２）身体障害者手帳（１級又は２級）の交付を受けている方 （３）愛の手帳（１級又は２級）の交付を受けている方 ２　助成内容 上限額３万円	35件 924,322円	21件 551,840円	15件 377,301円	17件 57,844円

江戸川区　　（令和８年８月31日現在）　※黒色地は非公開

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
家具の転倒防止ボランティア	有	１　対象 65歳以上熟年者のみの世帯 （障害者のみの世帯で自力で取り付けが困難な世帯を含む） ２　助成内容 ９か所まで設置費無料	104件 委託料 398,947円 金具349,998円	47件 171,068円	24件 118,800円	[redacted]

7　23区別移動支援事業の時間数等調べ〔令和７年度（2025）〕

	区名	対象者	サービス内容	１か月の利用上限時間
1	千代田区	知的障害者児 精神障害者児 高次脳機能障害者児 視覚障害児（通学のみ） 両上肢かつ両下肢機能障害１級の者児 医療的ケアが必要で保護者が付き添ってなおかつ支援が必要な未就学児	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 障害福祉サービス対象外の通院介護 義務教育及び特別支援学校高等部への通学 移動経路に慣れるまでの一時的な付き添い	上限60時間として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定 通学の同行は上限30時間まで 通勤通学の経路が変わった際は１カ月間上限30時間まで
2	中央区	知的障害者 精神障害者 身体障害者手帳１級両上下肢機能障害 高次脳機能障害 特別支援学校または支援学級に通学する児童生徒	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等の社会参加のための外出 通学（小学生～大学生） 通勤または通所のための外出等、通年または長期間にわたる外出、営業活動・政党活動または布教活動、長時間の宿泊を伴う外出は除く	上限50時間として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定 通学は23時間まで（片道30分以内）
3	港区	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児　原則として就学児以上 難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等の社会参加のための外出 特別支援学校等の通学 通勤、営業活動等経済活動、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出を除く、原則として１日の範囲で用務を終えるもの	上限60時間を標準として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定 通所、通学の訓練は３か月以内
4	新宿区	知的障害者児 精神障害者児 全身性障害者児（両上肢1級かつ両下肢１級） 視覚障害者児（同行援護優先）	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の際の移動の支援 通所や通学の送迎	上限40時間を標準として時間数は希望や事情を調査、勘案して決定

	区名	対象者	サービス内容	１か月の利用上限時間
5	文京区	視覚障害者１・２級（通学通所のみ） 肢体不自由１級で車いす常用の方 知的障害者 精神障害者 難病患者等 障害児（小学生以上）	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 営業活動等の経済活動に係る外出、通勤等の通年または長期にわたる外出、犯罪に係る行為への加担等社会通念上不適当と認められる外出は除く	時間数は希望や事情を調査、勘案して決定（36時間までは自己負担なし） 通学は月10回、１回１時間以内、必要により月23回まで 通所は通所開始１か月に限り必要な日数 １日最大８時間まで
6	台東区	知的障害者児 全身性障害者児（障害支援区分４以上かつ歩行、移乗、排尿、排便がいずれも困難） 精神障害者児 難病患者等 視覚障害者児で同行援護の支給決定が受けられない方	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 経済活動、通年かつ長期にわたる外出、宿泊を伴う外出を除く 特別支援級（通級除く）、特別支援学校に通学する児童生徒について、移動支援事業とは別に通学支援事業がある(学童、放課後等デイサービスの送りを含む)	在宅者50時間、グループホーム利用者20時間、障害児30時間を上限として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
7	墨田区	身体障害者児（視覚または肢体不自由１・２級） 知的障害者児 精神障害者児	公的機関、金融機関での手続き等社会生活上必要な外出 余暇活動、文化活動 特別支援学校、特別支援学級、学童クラブ、通所施設等への送迎 宿泊、危険なスポーツ、営利を伴う活動、政治活動、宗教活動を除く	20時間を上限として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定（グループホーム利用者は15時間まで、視覚障害は同行援護と合わせて54時間まで） 基本時間を超える場合54時間を限度として必要時間を決定
8	江東区	知的障害者児 精神障害者児 肢体不自由１・２級 難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出 通学、通所 原則として１日の範囲で用務を終えるもの	32時間、18歳未満は16時間を上限として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
9	品川区	重度身体障害者(体幹または下肢で１・２級) 知的障害者 精神障害者 難病患者 高次脳機能障害者 障害児	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 通学支援 小学生は通学支援のみ	中学生以上36時間 小学校通学は23時間

	区名	対象者	サービス内容	１か月の利用上限時間
10	目黒区	視覚障害者児 知的障害者児 精神障害者児 難病患者 体幹または下肢機能障害１・２級	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動のための外出 義務教育及び高校生の通学（保護者が病気、出産、就労等により通学支援できない場合） 放課後等デイサービス等通所施設の送迎 利用時間は８時から22時の間 通勤、営業、政治活動、宗教活動、定期通院は除く	50時間を上限として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
11	大田区	視覚障害者児（同行援護対象者を除く） 全身性障害者児 知的障害者児 精神障害者 難病患者	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出支援 義務教育及び特別支援学校、通所施設の送迎 学校から学童、放課後等デイサービスへの送り １日の範囲で用務を終えるもの 経済活動、６か月以上継続する週２回以上の同じ場所への外出を除く	18歳未満は16時間、18歳以上は32時間を標準として時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
12	世田谷区	全身性障害者児 視覚障害者児（同行援護対象者を除く） 知的障害者児 精神障害者児 高次機能障害者児	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 保護者が病気や就労等により付き添えない場合の通学、療育、通所の移動支援	93時間　障害児は40時間（うち通学は23時間まで） 50時間　障害児は40時間（うち通学は23時間まで）
13	渋谷区	視覚障害者児 聴覚障害者児 全身性障害者児（上肢1級かつ下肢か体幹１級） 知的障害者児 精神障害者児（高次脳で手帳交付を受けている）	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 都内の特別支援学校、又は区立小中学校特別支援学級への通学、区内施設通所 突発的な通院 短期入所、緊急一時保護の送迎 経済活動、宿泊を伴う外出、危険なスポーツを除く 利用時間は１日８時間以内	25時間（年間300時間の範囲であれば月50時間まで利用可能） 独居・全身性は35時間 通学支援は別途24時間まで（学童、放課後等デイサービスの送り含む） 通所支援は別途20時間まで
14	中野区	障害者児 難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 通学支援（小学生から高校生まで） 放課後等デイサービス通所、短期入所時の利用は除く	15時間までは自己負担なし 通学支援は必要時間を算定

	区名	対象者	サービス内容	１か月の利用上限時間
15	杉並区	全身性障害者児（両下肢１級か２級、体幹１級もしくは移動機能障害１級かつ両上肢機能障害） 知的障害者児 精神障害者児 高次機能障害者 視覚障害者児（同行援護対象者を除く）	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 通勤、営業、放課後等デイサービス通所は除く 通学は①保護者が就労、疾病のためにできないもしくは、②呼吸器を使用しているために介護者一人では移動できない場合に利用可能	18歳以上50時間、中学生以上30時間、小学４年生以上15時間を目安として時間数は希望や事情を調査、勘案して決定 18歳以上年間600時間、中学生以上年間360時間、小学４年生以上年間180時間の範囲であれば月の利用時間の限度を超えてもよい 小学生１年生から３年生までは通学支援のみ 就労継続Ｂ型は３か月以内、生活介護はバス停送迎
16	豊島区	視覚障害者児（同行援護対象者を除く） 全身性障害者児（四肢体幹にわたり重度の障害がある） 肢体不自由者児（下肢又は体幹１・２級で車いす利用） 知的障害者児 精神障害者児 難病患者	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 特別支援学校への通学（学童、放課後等デイサービスの送りを含む） 通所は年度内３か月以内 通所先変更時は10日間（２回まで更新可能） 経済活動、通所、通院、宿泊を除く	50時間を上限として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定 自宅に帰省中の利用は１日８時間以内、年間32時間まで
17	北区	身体障害者（両上肢（等級問わず）および両下肢２級以上で総合等級１級、体幹１級、移動１級） 知的障害者 精神障害者 障害児 難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 原則として１日（８時間）の範囲で用務を終えるもの 通学、通所（慣れるまで３か月以内） 収入を得ることを目的とした外出、政治活動、宗教活動を除く	35時間を上限として希望や事情を調査、勘案して決定、区長が特別に認める場合は45時間まで
18	荒川区	身体障害者（両上肢及び両下肢１～３級） 知的障害者 精神障害者 区内特別支援学級、都内特別支援学校通学者	通院、公共機関・金融機関等での手続き、文化教養及びスポーツ活動、特別支援学校・特別支援学級・学童クラブ・通所介護施設等への通学 通所、冠婚葬祭 通勤、宿泊、政治活動、宗教活動を除く	時間数は希望や事情を調査、勘案して決定

	区名	対象者	サービス内容	１か月の利用上限時間
19	板橋区	全身性障害者児	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 原則として１日の範囲（８時間以内）で用務を終えるもの	障害者50時間、障害児36時間を限度として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
		知的障害者児		
		精神障害者児		
		視覚障害者児（同行援護対象者を除く）		
20	練馬区	身体障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出で１日の範囲で用務を終えるもの 通学、生活介護通所に係る自宅とバスポイント間の移動 就労継続支援Ｂ型の通所、宿泊を伴う外出については特別な支援が必要と認められる場合 通勤、放課後等デイサービス通所は対象外	23時間を上限として希望や事情を調査、勘案して決定　事情により50時間まで 通学は原則23時間、事情により46時間まで 通所（生活介護、区分３以上の就労Ｂ）23時間 宿泊は１泊２日年２回まで50時間の範囲内で支給量を変更
		知的障害者		
		精神障害者（発達障害含む）		
		難病患者等		
		障害児		
21	足立区	身体障害者児	屋外での移動が困難な障害者に対し①交通機関利用支援②諸手続き履行支援③買い物支援④娯楽趣味活動参加支援等の外出支援 １回８時間まで 社会通念上必要な外出、余暇活動等社会参加のための外出 経済活動、通年かつ長期にわたる外出を除く	16時間を標準利用可能利用時間として、16時間を超える時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
		知的障害者児		
		精神障害者		
		難病患者		
22	葛飾区	全身性障害者（身障１級で、両下肢、体幹、移動いずれかで個別等級１級または２級かつ両上肢１級または２級）	①社会参加を促進する余暇活動、学習活動に関する場合②通学や通所をする場合③健康の維持増進に関する場合④財産の保全、就職活動等に関する場合⑤公的機関や相談支援事業所へ相談や手続きに行く場合⑥冠婚葬祭等社会生活に関する行事に参加する場合	35時間（12歳未満12時間）
		全身性障害者に準ずるもの（両下肢、体幹、移動いずれかで個別等級１級または２級）		12時間
		知的障害者児		23時間（12歳未満12時間）
		精神障害者		１級20時間　２級15時間　３級10時間
23	江戸川区	全身性障害者（下肢または体幹１・２級）	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 通所、通学 通勤、家族同行は除く	18歳以上35時間 18歳未満25時間
		知的障害者児		
		精神障害者		

８　区営住宅、区営シルバーピア募集戸数及び応募者数・倍率〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕

（令和８年８月１日現在）

住　宅		令和５年度(2023)			令和６年度(2024)			令和７年度(2025)			令和８年度(2026)		
		募集戸数	応募者数	倍率	募集戸数	応募者数	倍率	募集戸数	応募者数	倍率	募集戸数	応募者数	倍率
区営住宅(世帯)		19戸	127人	6.7	12戸	91人	7.6	34戸	154人	4.5	19戸	73人	3.8
区営シルバーピア	単身	10戸	78人	7.8	9戸	190人	21.1	11戸	184人	16.7	5戸	61人	12.2
	世帯	3戸	6人	2.0	7戸	15人	2.1	4戸	13人	3.3	3戸	12人	4.0

※倍率は、小数点第二位を四捨五入

９　区営シルバーピア住宅別空戸数〔令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

住宅名	管理戸数	空戸数
コージュお花茶屋	12	1
コージュ鎌倉	10	3
コージュ柴又	8	0
コージュ細田	14	5
コージュ高砂	10	0
コージュ四つ木	8	2
コージュ立石	10	1
コージュ第二鎌倉	7	0
コージュ東金町	10	1
コージュ堀切	14	2
コージュ奥戸	10	0
コージュ南水元	10	0
コージュ西亀有	10	1
コージュ第二堀切	10	2
コージュ小菅	10	0
合計	153	18

10　区営住宅の団地別空戸数〔令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

住宅名	管理戸数	空戸数
白鳥三丁目第３アパート	9	1
宝町一丁目アパート	41	3
西亀有二丁目第９アパート	21	0
白鳥三丁目第４アパート	28	1
水元一丁目アパート	25	2
青戸八丁目第２アパート	31	0
柴又六丁目アパート	21	1
柴又六丁目第２アパート	29	2
亀有一丁目第４アパート	50	5
柴又二丁目アパート	76	14
金町四丁目第３アパート	70	4
合計	401	33

11　くらしのまるごと相談窓口で対応した新規相談件数（年齢別・男女別）及び相談種類別件数
〔令和６年度（2024）～令和７年度（2025）〕

（１）新規相談件数

相談方法	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
電話	814件	810件
来所	822件	704件
合計	1,636件	1,514件

（２）年齢別新規相談件数

年齢	件数	
	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
小学生未満	0件	0件
小学校・中学校	6件	15件
高校	13件	11件
１９－６４歳	746件	600件
６５歳以上	685件	603件
不明	186件	285件
合計	1,636件	1,514件

（３）男女別新規相談件数

性別	件数	
	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
男性	780件	700件
女性	835件	768件
その他	0件	2件
不明	21件	44件
合計	1,636件	1,514件

（４）相談種類別件数（延べ件数）

種別	件数		種別	件数	
	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）		令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
病気	303件	238件	生活習慣	11件	8件
けが	34件	23件	社会的孤立	53件	51件
障害（身体）【手帳あり】	40件	51件	家族関係	229件	200件
障害（知的）【手帳あり】	23件	16件	介護	202件	156件
障害（精神）【手帳あり】	109件	82件	子育て	57件	44件
障害（身体）【疑い】	12件	16件	不登校	9件	13件
障害（知的）【疑い】	9件	10件	非行	5件	2件
障害（精神）【疑い】	102件	86件	中卒・高校中退	3件	7件
自殺企図	6件	8件	ひとり親	33件	33件
その他メンタルヘルス	94件	77件	DV・虐待	47件	39件
住まい	355件	317件	外国籍	50件	27件
ホームレス	25件	21件	刑余者	5件	2件
経済的困窮	588件	574件	コミュニケーション	12件	9件
債務	77件	92件	本人の能力	33件	16件
家計管理	97件	103件	被災	3件	4件
就職活動	128件	73件	支援機関との関係	48件	25件
就職定着	42件	24件	その他	358件	382件
			合計	3,202件	2,829件

12 区商連に加盟している区内商店会・それ以外の商店会の一覧〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕

令和８年度（2026）　　令和８年８月31日現在

１．立石・四つ木地区		
NO	区商連	商　店　会　名
1	○	立石中央通り商店会
2	○	協同組合立石仲見世共盛会
3	○	立石駅通り商店会
4	○	区役所通り商店会
5	○	立石勉強会
6	○	立石大通り商店会
7	○	まいろーど四つ木商店街振興組合
8	○	渋江商店街振興組合
9		立石２丁目ハッピー商店会
２．青戸地区		
NO	区商連	商　店　会　名
10	○	青戸駅前通り商交会
11	○	青戸ミナミ通り商店会
12	○	青戸サンロード商店会
13	○	北ウイング青戸商店会
14	○	青戸公団前通り商栄会
15	○	青戸銀座商栄会
16		青砥駅北口中通り商店会
３．亀有地区		
NO	区商連	商　店　会　名
17		亀有上宿商店会
18	○	亀有中央商店街振興組合
19	○	亀有銀座商店街振興組合
20	○	亀四商店会
21	○	亀有北口中通り商店街（H28まで振興組合）
22	○	亀有北口商店会
23		リリオ商店会
24	○	亀有北口一番街商店会
25		亀有北口飲食街組合
26		亀有五丁目東商店会

４．新小岩地区		
NO	区商連	商　店　会　名
27		東栄信金通り会
28		新小岩商交会
29		新小岩第一末広商店会
30	○	みのり商店会
31		新小岩北口商店会
32		新小岩仲通り会
33		新小岩一番通り新和会
34		新小岩栄通り会
35		新小岩銀座商店街振興組合
36		新小岩ﾄﾞﾘｰﾑｳｪｲ商店街振興組合
37		新小岩小松通り会
38		新小岩親商会
39		新小岩松島通り会
40		新小岩駅前アーケード会
５．高砂・柴又地区		
NO	区商連	商　店　会　名
41	○	高砂南町商友会
42	○	高砂エビス通り商店会
43	○	高砂商店会
44	○	住吉商店会
45		柴又中央会
46		柴又親商会
47	○	柴又神明会
48		柴又西口商店会
６．鎌倉・細田地区		
NO	区商連	商　店　会　名
49	○	鎌倉本通り商店会
50	○	千代田通商店会（H18まで振興組合）
51		細田バス通り商店会
52		細田中央通り商店会

７．金町・水元地区		
NO	区商連	商　店　会　名
53	○	金町末広商店会
54	○	金町理科大商店会
55	○	金町中央商店会
56	○	金町駅前通り商店会
57	○	金町一番街通り商店会
58	○	金町しょうぶ通り商店会
59	○	飯塚商栄会
60	○	水元公園前商店会
61		ときわ商工会
62		金町栄通り商店会
63	○	金町商盛会
64	○	金町大通り商店会
65	○	昌明通り商店会
66	○	ヴィナシス金町ブライトコート商店会
67	○	ベルトーレ金町商店会
８．堀切・お花茶屋地区		
NO	区商連	商　店　会　名
68	○	堀切菖蒲園通り商和会
69	○	堀切ラッキー通り商店街（H10まで振興組合）
70	○	堀切クローバー商店会（H16まで振興組合）
71	○	堀切一番街商店会（H19まで振興組合）
72	○	堀切中央商店街振興組合
73	○	お花茶屋商店街振興組合
74	○	お花茶屋駅前商店会
75		堀切小橋通り栄和会
76		二葉商店会
77		お花茶屋商栄会
78		お花茶屋親交会
79		西小菅商盛会

商店街数-79
区商連加入商店街数-48

令和７年度（2025）

令和８年３月31日現在

１．立石・四つ木地区		
NO	区商連	商　店　会　名
1	○	立石中央通り商店会
2	○	協同組合立石仲見世共盛会
3	○	立石駅通り商店会
4	○	区役所通り商店会
5	○	立石勉強会
6	○	立石大通り商店会
7	○	まいろーど四つ木商店街振興組合
8	○	渋江商店街振興組合
9		立石２丁目ハッピー商店会

２．青戸地区		
NO	区商連	商　店　会　名
10	○	青戸駅前通り商交会
11	○	青戸ミナミ通り商店会
12	○	青戸サンロード商店会
13	○	北ウイング青戸商店会
14	○	青戸公団前通り商栄会
15	○	青戸銀座商栄会
16		青砥駅北口中通り商店会

３．亀有地区		
NO	区商連	商　店　会　名
17		亀有上宿商店会
18	○	亀有中央商店街振興組合
19	○	亀有銀座商店街振興組合
20	○	亀四商店会
21	○	亀有北口中通り商店街（H28まで振興組合）
22	○	亀有北口商店会
23		リリオ商店会
24	○	亀有北口一番街商店会
25		亀有北口飲食街組合
26		亀有五丁目東商店会

４．新小岩地区		
NO	区商連	商　店　会　名
27		東栄信金通り会
28		新小岩商交会
29		新小岩第一末広商店会
30	○	みのり商店会
31		新小岩北口商店会
32		新小岩仲通り会
33		新小岩一番通り新和会
34		新小岩栄通り会
35		新小岩銀座商店街振興組合
36		新小岩ﾄﾞﾘｰﾑｳｪｲ商店街振興組合
37		新小岩小松通り会
38		新小岩親商会
39		新小岩松島通り会
40		新小岩駅前アーケード会

５．高砂・柴又地区		
NO	区商連	商　店　会　名
41	○	高砂南町商友会
42	○	高砂エビス通り商店会
43	○	高砂商店会
44	○	住吉商店会
45		柴又中央会
46		柴又親商会
47	○	柴又神明会
48		柴又西口商店会

６．鎌倉・細田地区		
NO	区商連	商　店　会　名
49	○	鎌倉本通り商店会
50	○	千代田通商店会（H18まで振興組合）
51		細田バス通り商店会
52		細田中央通り商店会

７．金町・水元地区		
NO	区商連	商　店　会　名
53	○	金町末広商店会
54	○	金町理科大商店会
55	○	金町中央商店会
56	○	金町駅前通り商店会
57	○	金町一番街通り商店会
58	○	金町しょうぶ通り商店会
59	○	飯塚商栄会
60	○	水元公園前商店会
61		ときわ商工会
62		金町栄通り商店会
63	○	金町商盛会
64	○	金町大通り商店会
65	○	昌明通り商店会
66	○	ヴィナシス金町ブライトコート商店会
67	○	ベルトーレ金町商店会

８．堀切・お花茶屋地区		
NO	区商連	商　店　会　名
68	○	堀切菖蒲園通り商和会
69	○	堀切ラッキー通り商店街（H10まで振興組合）
70	○	堀切クローバー商店会（H16まで振興組合）
71	○	堀切一番街商店会（H19まで振興組合）
72	○	堀切中央商店街振興組合
73	○	お花茶屋商店街振興組合
74	○	お花茶屋駅前商店会
75		堀切小橋通り栄和会
76		二葉商店会
77		お花茶屋商栄会
78		お花茶屋親交会
79		西小菅商盛会

商店街数-79
区商連加入商店街数-48

13　23区別基金積立総額及び区民一人当たりの積立額〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕

（単位：千円、人）

区　名	令和4年度(2022)			令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
	積立総額 A	人口(人) B	一人当たり A／B	積立総額 A	人口(人) B	一人当たり A／B	積立総額 A	人口(人) B	一人当たり A／B	積立総額 A	人口(人) B	一人当たり A／B
千代田区	118,626,993	68,296	1,737	118,625,320	68,856	1,723	122,877,769	68,999	1,781	129,857,225	69,521	1,868
中央区	72,889,790	175,216	416	95,816,623	181,845	527	98,705,369	188,694	523	107,777,103	191,846	562
港区	195,542,271	263,970	741	211,621,422	267,250	792	236,246,697	268,783	879	260,650,022	270,561	963
新宿区	66,549,390	346,313	192	59,503,209	349,318	170	54,938,566	352,395	156	59,635,666	354,444	168
文京区	60,105,171	230,201	261	57,575,466	232,790	247	50,443,910	235,380	214	48,341,757	236,683	204
台東区	53,777,884	208,824	258	56,789,535	213,486	266	56,178,961	216,696	259	59,546,881	217,683	274
墨田区	49,602,662	282,085	176	55,606,086	285,784	195	61,122,312	287,766	212	68,251,494	289,326	236
江東区	171,353,486	535,305	320	186,113,101	539,439	345	204,903,350	543,152	377	221,736,550	543,908	408
品川区	95,953,974	406,362	236	94,532,080	410,260	230	103,719,526	414,581	250	107,676,148	417,833	258
目黒区	79,510,237	279,251	285	91,473,651	280,126	327	100,508,732	282,281	356	107,332,830	283,510	379
大田区	124,015,667	732,074	169	122,219,437	736,652	166	117,170,997	742,842	158	122,822,113	747,423	164
世田谷区	153,227,278	917,705	167	147,037,208	920,596	160	154,101,340	926,103	166	164,175,417	931,090	176
渋谷区	138,625,593	230,115	602	153,225,406	231,499	662	163,744,937	231,976	706	173,788,331	231,211	752
中野区	76,864,823	335,187	229	79,945,854	338,800	236	75,353,874	342,165	220	65,195,339	344,388	189
杉並区	81,479,259	572,468	142	86,973,731	574,841	151	92,955,461	579,634	160	107,107,744	584,351	183
豊島区	47,238,943	289,457	163	51,869,857	292,339	177	56,654,477	294,595	192	64,156,070	296,034	217
北区	75,769,346	355,170	213	76,816,537	358,516	214	78,115,917	363,789	215	89,246,801	368,253	242
荒川区	45,922,992	217,233	211	48,657,673	219,813	221	50,107,362	222,450	225	51,344,775	224,979	228
板橋区	100,903,822	570,076	177	116,563,974	574,768	203	129,507,634	580,912	223	148,326,144	585,118	253
練馬区	102,223,772	739,757	138	108,862,608	743,428	146	120,691,781	747,771	161	126,925,080	751,465	169
足立区	181,551,692	691,372	263	185,798,076	694,725	267	181,747,805	700,370	260	182,982,261	706,421	259
葛飾区	141,016,635	465,285	303	139,330,467	467,922	298	134,138,558	470,812	285	122,516,715	473,464	259
江戸川区	245,718,351	688,501	357	267,594,152	690,476	388	268,900,144	694,180	387	297,053,287	699,052	425
合計	2,478,470,031	9,600,223	258	2,612,551,473	9,673,529	270	2,712,835,479	9,756,326	278	2,886,445,753	9,818,564	294

※ 積立総額は普通会計決算額であり、積立基金のうち介護保険給付準備基金、駐車場事業特別会計基金及び定額運用基金を除く。

※ 人口は各年度末の翌日（4月1日）現在の住民基本台帳人口である。

14　特別養護老人ホーム入所定員数及び入所申込者数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

項　目		令和５年度（2023） （令和６年３月31日現在）	令和６年度（2024） （令和７年３月31日現在）	令和７年度（2025） （令和８年３月31日現在）
入所定員数　（※１）		2,249 人	2,253 人	2,253 人
区民	入所申込者数　（※２）	842 人	914 人	925 人
	年度内入所者数	706 人	569 人	461 人
	年度内死亡者数	269 人	238 人	246 人
区民以外の入所申込者数		181 人	196 人	205 人

※１　区が優先枠を確保している区外２施設の定員数（25人分）を含む。

※２　区が優先枠を確保している区外２施設（25人分）に入所申し込みをしている区民の数を含む。

15　特別養護老人ホームの月別申込者数〔令和７年度（2025）〕

単位：人

		令和７年４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	令和８年１月	２月	３月
A　新規入所申込者		92	88	153	80	99	90	93	97	79	75	87	99
B　入所者		46	41	61	58	21	10	46	31	41	18	29	59
C　死亡		18	15	30	24	25	18	23	19	30	19	10	15
D　入所申込書の有効期間（２年）が経過した者		21	12	18	18	16	31	23	29	25	18	22	21
E　入院や他の施設に入所した者等		0	3	15	21	7	6	25	18	16	11	16	13
特養入所申込者数 前月申込者数＋Ａ－（B+C+D+E）	上段：区民 下段：区民以外の者	914 203	929 205	951 212	912 210	933 219	948 229	922 231	937 216	913 207	918 211	928 211	925 205

16　要介護度別、特別養護老人ホーム入所申込者数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

年度	令和５年度（2023）（令和６年３月31日現在）				令和６年度（2024）（令和７年３月31日現在）				令和７年度（2025）（令和８年３月31日現在）			
要介護度別	区民		区民以外		区民		区民以外		区民		区民以外	
	総数	うち13点以上	総数	うち13点以上	総数	うち13点以上	総数	うち13点以上	総数	うち13点以上	総数	うち13点以上
要介護５	206 人	178 人	36 人	29 人	226 人	198 人	39 人	29 人	198 人	173 人	39 人	28 人
要介護４	314 人	211 人	63 人	31 人	331 人	210 人	81 人	37 人	354 人	226 人	86 人	39 人
要介護３	292 人	77 人	74 人	15 人	335 人	89 人	66 人	9 人	355 人	102 人	69 人	6 人
要介護２	26 人	0 人	7 人	0 人	18 人	0 人	7 人	0 人	15 人	0 人	7 人	0 人
要介護１	4 人	0 人	1 人	0 人	4 人	0 人	3 人	0 人	3 人	0 人	4 人	0 人
計	842 人	466 人	181 人	75 人	914 人	497 人	196 人	75 人	925 人	501 人	205 人	73 人

17　要介護度別、特別養護老人ホーム入所者数

〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

年度	令和５年度（2023） （令和６年３月31日現在）		令和６年度（2024） （令和７年３月31日現在）		令和７年度（2025） （令和８年３月31日現在）	
要介護度別	区民	区民以外	区民	区民以外	区民	区民以外
要介護５	517 人	69 人	547 人	66 人	493 人	68 人
要介護４	768 人	126 人	760 人	136 人	803 人	145 人
要介護３	519 人	60 人	485 人	84 人	492 人	96 人
要介護２	58 人	5 人	72 人	7 人	66 人	7 人
要介護１	13 人	1 人	12 人	3 人	20 人	2 人
計	1,875 人	261 人	1,876 人	296 人	1,874 人	318 人

※　区が優先枠を確保している区外２施設の入所者数を含む。

18　特別養護老人ホームにおける施設別空き状況

〔令和７年度（2025）〕

（単位：人）

No	施設名	定員数	入所者数	空床数
1	中川園	130	125	5
2	水元ふれあいの家	90	89	1
3	水元園	100	96	4
4	奥戸くつろぎの郷	88	84	4
5	すずうらホーム	80	84	0
6	東四つ木ほほえみの里	123	114	9
7	西水元あやめ園	98	93	5
8	西水元ナーシングホーム	57	56	1
9	葛飾やすらぎの郷	91	91	0
10	癒しの里　青戸	60	48	12
11	かつしか苑	100	99	1
12	癒しの里　亀有	74	83	0
13	ル・ソラリオン葛飾	140	135	5
14	エトワール	170	167	3
15	東かなまち桜園	140	133	7
16	バタフライヒル細田	80	80	0
17	かつしか苑亀有	83	79	4
18	アンブル宝町	120	117	3
19	第二奥戸くつろぎの郷	20	20	0
20	スマイルホーム西井堀	144	142	2
21	ケアホーム葛飾	120	131	0
22	癒しの里西亀有	120	120	0
23	第２サンシャインビラ(区外特養)	20	5	15
24	あゆみえん(区外特養)	5	1	4
	合　　計	2,253	2,192	85

※入所者数は、措置入所及びショートステイの特例利用を含むため、定員数を超える場合がある。
　したがって、空床数＝定員数－入所者数とはならない。

19　ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業の乳酸菌飲料の利用者数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

令和5年度(2023)		令和6年度(2024)		令和7年度(2025)	
登録者数	配達本数(年間)	登録者数	配達本数(年間)	登録者数	配達本数(年間)
1,138　人	266,685　本	1,139　人	256,811　本	995　人	246,147　本

（登録者数は各年度末現在）

20　地域包括支援センターの種類別相談件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

センター名 / 相談の種類	水　元			新　宿			高　砂			青　戸		
	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
家族間調整等	1,675	925	1,314	511	533	612	1,289	1,267	1,071	597	652	241
成年後見関係	136	395	223	318	169	274	520	777	420	465	730	500
消費者被害	13	182	66	9	1	2	15	20	40	101	84	62
虐待関係	65	360	184	175	214	109	517	411	466	828	1,394	1,487
精神保健関係	1,742	1,585	1,744	787	643	560	2,576	2,501	2,271	3,723	3,773	2,555
介護保険サービス	4,669	5,001	5,883	7,329	6,219	5,732	8,387	7,526	7,688	6,135	5,570	5,284
介護予防・日常生活支援関係	934	673	706	2,516	2,602	2,022	742	587	629	607	483	334
介護方法	853	699	1,065	1,316	1,307	1,278	1,404	1,466	1,444	224	172	95
医療関係	1,120	1,099	1,929	904	744	564	3,249	3,323	3,419	2,136	1,858	1,475
施設入所	565	527	675	370	369	336	914	1,104	1,032	845	830	840
措置関係	117	281	102	29	11	9	19	41	40	44	26	59
在宅福祉サービス関係	1,333	963	1,077	708	712	676	1,449	1,316	1,347	783	786	802
年金等経済関係	669	668	867	541	551	339	1,500	1,297	1,173	1,671	1,236	1,281
見守り関係	1,006	903	1,572	906	995	754	781	888	711	785	1,078	480
その他	1,605	1,074	1,478	2,902	2,090	1,514	3,306	2,962	3,356	3,266	3,176	1,536
合計	16,502	15,335	18,885	19,321	17,160	14,781	26,668	25,486	25,107	22,210	21,848	17,031

センター名 / 相談の種類	堀　切			東四つ木			奥　戸			合　計		
	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
家族間調整等	614	732	513	495	288	573	2,945	2,794	2,588	8,126	7,191	6,912
成年後見関係	249	291	361	382	645	864	305	381	335	2,375	3,388	2,977
消費者被害	50	33	61	43	39	178	31	51	69	262	410	478
虐待関係	284	357	307	840	823	1,055	476	391	315	3,185	3,950	3,923
精神保健関係	2,760	3,044	3,825	1,568	1,711	2,778	2,981	3,595	3,544	16,137	16,852	17,277
介護保険サービス	10,020	10,381	12,629	9,473	9,371	11,906	7,356	7,332	7,288	53,369	51,400	56,410
介護予防・ 日常生活支援関係	219	291	374	264	188	160	1,356	1,320	1,295	6,638	6,144	5,520
介護方法	107	135	154	49	145	369	2,318	2,445	2,098	6,271	6,369	6,503
医療関係	6,120	7,791	9,877	3,353	2,993	4,868	3,932	4,273	4,063	20,814	22,081	26,195
施設入所	838	877	1,094	1,131	902	1,573	1,722	1,851	1,455	6,385	6,460	7,005
措置関係	21	20	10	63	5	59	60	62	84	353	446	363
在宅福祉サービス 関係	1,835	1,851	2,214	1,227	1,216	1,570	1,471	1,394	1,211	8,806	8,238	8,897
年金等経済関係	996	1,385	1,769	1,288	1,326	2,624	1,817	2,141	1,843	8,482	8,604	9,896
見守り関係	470	867	983	737	647	1,114	1,046	1,270	1,238	5,731	6,648	6,852
その他	2,286	3,007	3,533	2,443	2,696	2,031	3,524	3,661	3,817	19,332	18,666	17,265
合計	26,869	31,062	37,704	23,356	22,995	31,722	31,340	32,961	31,243	166,266	166,847	176,473

21　介護保険料の滞納状況〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

〔令和５年度(2023)〕

種　別		調定額	未納額	件 数	実人数
現年分		8,409,403,187　円	131,098,623　円	14,967　件	2,939　人
滞納繰越分	平成29年度(2017)分	7,780　円	0　円	0　件	0　人
	平成30年度(2018)分	125,694　円	60,497　円	7　件	3　人
	令和元年度(2019)分	851,077　円	191,387　円	24　件	12　人
	令和２年度(2020)分	36,049,581　円	1,094,193　円	181　件	87　人
	令和３年度(2021)分	123,330,265　円	34,843,570　円	4,652　件	1,548　人
	令和４年度(2022)分	160,034,633　円	112,020,422　円	14,801　件	2,027　人
	計	320,399,030　円	148,210,069　円	19,665　件	3,677　人

〔令和６年度(2024)〕

種　別		調定額	未納額	件 数	実人数
現年分		9,031,786,756　円	140,886,661　円	18,043　件	3,584　人
滞納繰越分	平成30年度(2018)分	60,497　円	1,390　円	1　件	1　人
	令和元年度(2019)分	191,387　円	8,957　円	2　件	2　人
	令和２年度(2020)分	1,094,193　円	175,400　円	36　件	22　人
	令和３年度(2021)分	34,843,570　円	2,099,915　円	403　件	146　人
	令和４年度(2022)分	111,982,202　円	33,228,275　円	4,769　件	1,608　人
	令和５年度(2023)分	130,674,905　円	98,342,584　円	14,499　件	2,054　人
	計	278,846,754　円	133,856,521　円	19,710　件	3,833　人

〔令和７年度(2025)〕

種　別		調定額	未納額	件 数	実人数
現年分		9,219,417,208　円	137,586,358　円	17,590　件	3,495　人
滞納繰越分	平成30年度(2018)分	1,390　円	0　円	0　件	0　人
	令和元年度(2019)分	8,957　円	0　円	0　件	0　人
	令和２年度(2020)分	175,400　円	11,980　円	7　件	5　人
	令和３年度(2021)分	2,099,915　円	517,432　円	119　件	66　人
	令和４年度(2022)分	33,228,275　円	1,533,516　円	305　件	105　人
	令和５年度(2023)分	98,137,945　円	29,304,809　円	4,483　件	1,494　人
	令和６年度(2024)分	140,476,330　円	104,993,205　円	13,863　件	1,981　人
	計	274,128,212　円	136,360,942　円	18,777　件	3,651　人

22　シルバー人材センターの区発注業務の単価及び配分金の時間単価〔令和７年度（2025）〕

（単位：円）

件　　名	令和７年度（2025）	
	発注単価	配分金の時間単価（11月１日時点）
堀切菖蒲園自転車整理	総価契約	1,250
「かつしか環境・緑化フェア」駐輪場等整理委託	総価契約	1,581
葛飾区立図書館庭整備委託	総価契約	1,600
子ども発達センター堀切分室等除草作業	総価契約	1,200
奥戸・水元・西水元地区センター管理運営業務	総価契約	1,180
憩い交流館管理運営業務委託（堀切外13館）	総価契約	1,180
金町休日応急診療所利用者用駐車場管理業務委託	総価契約	1,574
交通公園管理委託	総価契約	1,180
通学児童の案内業務委託	1,361	1,180
学校受付業務委託	1,274	1,180
旧学校建物管理等業務委託	総価契約	1,180
リユース家具展示・販売コーナー運営等業務委託	総価契約	1,200
資源回収事業に係る食品トレイ保管等業務委託	総価契約	1,184
違法駐車防止等指導案内業務委託	総価契約	1,526
水元公園レンタサイクル事業運営等委託	総価契約	1,390
葛飾区新小岩駅北口自転車駐車場等管理業務	総価契約	1,180
新柴又保管所管内放置自転車総合対策業務委託	総価契約	1,180
白鳥保管所管内放置自転車総合対策業務委託	総価契約	1,180
第53回葛飾区消費生活展駐車場・駐輪場整理委託	総価契約	1,540
葛飾区地域福祉・障害者センター受付及び管理業務委託	総価契約	1,242
喫煙禁止区域等清掃・啓発活動委託	総価契約	1,485
青砥駅高架下公共広場清掃業務	総価契約	1,650

23　認可保育所における年齢別、地域別、半期（４月・10月）別待機児童数
〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年４月１日現在）

単位：人

年度・期別		地域別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和５年度（2023）	4月1日現在	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
	入所児童数	新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
	11,077人	管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0
	10月1日現在	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
	入所児童数	新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
	11,524人	管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0

入所児童数には管外委託児童を含み、受託児童を除く。　　新基準

単位：人

年度・期別		地域別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和６年度（２０２４）	4月1日現在 入所児童数 11,168人	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0
	10月1日現在 入所児童数 11,580人	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0

入所児童数には管外委託児童を含み、受託児童を除く。

新基準

単位：人

年度・期別		地域別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和7年度（2025）	4月1日現在 入所児童数 11,198人	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0
	10月1日現在 入所児童数 11,619人	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0

入所児童数には管外委託児童を含み、受託児童を除く。

新基準

単位：人

年度・期別		地域別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和８年度（２０２６）	4月1日現在	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
	入所児童数	新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
	11,300人	管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0

入所児童数には管外委託児童を含み、受託児童を除く。

新基準

24　保育における除外４項目別待機児童数〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年４月１日現在）

令和５年度（2023）

待機児童数に含めない場合	児童数
求職活動を休止している場合	0 人
地方単独事業を利用している場合	36 人
育児休業中の場合	0 人
他に利用可能な保育所等がある場合	69 人
計	105 人

令和６年度（2024）

待機児童数に含めない場合	児童数
求職活動を休止している場合	0 人
地方単独事業を利用している場合	46 人
育児休業中の場合	0 人
他に利用可能な保育所等がある場合	114 人
計	160 人

令和７年度（2025）

待機児童数に含めない場合	児童数
求職活動を休止している場合	0 人
地方単独事業を利用している場合	43 人
育児休業中の場合	0 人
他に利用可能な保育所等がある場合	167 人
計	210 人

令和８年度（2026）

待機児童数に含めない場合	児童数
求職活動を休止している場合	0 人
地方単独事業を利用している場合	58 人
育児休業中の場合	28 人
他に利用可能な保育所等がある場合	272 人
計	358 人

25　認証保育所の定員数と月別利用実績〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

令和５年度（2023）　　（単位：人）

名　　称	定員	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
都市型保育園ポポラー東京金町園	37	35	35	34	36	36	36	36	36	36	36	36	36	428
亀有プチ・クレイシュ	38	46	45	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	551
どんぐり保育園	30	18	18	18	19	20	21	23	22	23	22	22	22	248
たけのこ保育園	40	44	45	45	45	45	46	46	46	46	46	46	46	546
キャンディパーク保育園	40	40	53	53	53	52	53	55	56	55	55	55	55	635
アイキッズ認証保育園	30	25	26	27	27	27	27	27	25	27	27	27	26	318
めぐみ保育園	31	31	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	394
めぐみナーサリー	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
計　（８園）	266	259	275	276	279	279	282	286	284	286	285	285	284	3,360

※定員は４月１日現在、利用実績者数は各月１日現在

令和６年度（2024）　　（単位：人）

名　　称	定員	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
都市型保育園ポポラー東京金町園	36	36	35	36	35	35	35	35	35	35	35	36	36	424
亀有プチ・クレイシュ	38	47	48	46	46	47	47	47	46	46	46	46	46	558
どんぐり保育園	30	16	16	18	19	21	23	25	26	26	25	26	26	267
たけのこ保育園	40	42	43	43	43	43	43	43	42	42	42	43	44	513
キャンディパーク保育園	40	49	50	50	52	55	56	57	60	59	59	59	59	665
アイキッズ認証保育園	37	28	28	28	31	32	34	36	36	36	36	36	36	397
めぐみ保育園	32	32	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	395
めぐみナーサリー	20	18	18	19	20	20	20	20	20	19	19	19	19	231
計　（８園）	273	268	271	273	279	286	291	296	298	296	295	298	299	3,450

※定員は４月１日現在、利用実績者数は各月１日現在

令和７年度（2025）　　（単位：人）

名　　称	定員	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
都市型保育園ポポラー東京金町園	38	36	36	36	36	36	36	35	36	36	36	36	36	431
亀有プチ・クレイシュ	38	43	43	43	43	44	44	44	44	44	44	44	44	524
どんぐり保育園	30	17	18	18	19	21	24	23	24	25	25	25	25	264
たけのこ保育園	40	43	43	43	43	43	43	43	44	44	44	44	44	521
キャンディパーク保育園	40	51	52	53	52	53	52	55	56	56	58	59	60	657
アイキッズ認証保育園	39	33	34	36	37	37	37	38	38	38	38	38	38	442
めぐみ保育園	32	33	33	34	33	34	34	34	34	34	34	34	34	405
めぐみナーサリー	20	20	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	239
計　（８園）	277	276	278	283	283	288	290	292	296	297	299	300	301	3,483

※定員は４月１日現在、利用実績者数は各月１日現在

令和８年度（2026）　　（単位：人）

名　　称	定員	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
都市型保育園ポポラー東京金町園	36	35	35	35	35	35								175
亀有プチ・クレイシュ	38	45	46	46	46	45								228
どんぐり保育園	30	19	19	19	20	20								97
たけのこ保育園	40	37	37	38	39	39								190
キャンディパーク保育園	40	56	57	58	60	61								292
アイキッズ認証保育園	40	38	40	39	38	38								193
めぐみ保育園	31	42	41	41	41	41								206
めぐみナーサリー	20	19	19	19	20	20								97
計　（８園）	275	291	294	295	299	299	0	0	0	0	0	0	0	1,478

※定員は４月１日現在、利用実績者数は各月１日現在

26　私立保育園ごとの人件費比率〔令和４年度(2022)～令和７年度(2025)〕

（１）社会福祉法人（福）、宗教法人（宗）

（金額の単位：円）

No.	設置者		施設名	令和４年度(2022)決算			令和５年度(2023)決算			令和６年度(2024)決算			令和７年度(2025)決算		
	種別	名称		事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率
1	福	由和会	亀有保育園	189,915,322	151,495,853	79.8%	202,590,286	153,416,322	75.7%	225,369,285	167,380,032	74.3%	238,315,310	176,543,424	74.1%
2	福	葛飾学園	葛飾学園	293,558,714	234,092,326	79.7%	297,622,082	233,245,401	78.4%	314,988,686	236,742,142	75.2%	301,083,833	217,017,874	72.1%
3	福	大龍会	金町保育園	368,459,753	250,145,335	67.9%	401,659,754	284,385,430	70.8%	430,792,275	303,047,777	70.3%	467,827,024	314,389,615	67.2%
4	福	のゆり会	たかさご保育園	238,024,366	174,940,108	73.5%	263,324,197	188,127,524	71.4%	285,287,609	209,760,924	73.5%	300,639,138	205,250,950	68.3%
5	福	砂原母の会	幼保連携型認定こども園すなはら	256,737,826	176,033,596	68.6%	269,802,036	177,883,837	65.9%	282,198,333	208,064,509	73.7%	309,717,876	198,359,166	64.0%
6	宗	妙法寺	奥戸保育園	193,595,117	140,952,321	72.8%	203,193,226	139,608,432	68.7%	238,334,956	165,831,589	69.6%	258,520,509	168,255,334	65.1%
7	福	新宿会	新宿保育園	216,786,423	166,324,857	76.7%	239,528,956	167,665,494	70.0%	254,381,996	190,798,102	75.0%	288,222,923	206,918,286	71.8%
8	宗	日枝神社	山王保育園	123,492,885	104,326,848	84.5%	130,046,096	104,531,239	80.4%	150,842,115	118,946,207	78.9%	157,671,660	123,132,705	78.1%
9	福	さくら学園	さくら学園保育所	139,263,236	115,823,860	83.2%	141,724,871	114,111,148	80.5%	162,655,043	127,647,623	78.5%	168,048,269	129,294,682	76.9%
10	福	雲柱社	黎明保育園	275,864,637	231,902,006	84.1%	310,466,546	255,459,238	82.3%	345,988,232	255,776,785	73.9%	395,416,084	296,093,860	74.9%
11	福	ひまわり会	ひまわり保育園	498,325,729	384,104,088	77.1%	499,108,265	339,346,233	68.0%	531,968,262	348,522,525	65.5%	590,403,705	381,245,043	64.6%
12	福	葛飾鎌倉福祉会	鎌倉保育園	172,766,618	136,595,359	79.1%	185,900,733	130,793,825	70.4%	206,980,183	137,677,318	66.5%	206,474,088	138,891,270	67.3%
13	福	柴又育心会	柴又学園	208,122,017	161,580,284	77.6%	215,208,710	173,682,620	80.7%	224,743,309	170,718,727	76.0%	228,109,435	170,564,186	74.8%
14	福	さゆり保育園	さゆり保育園	219,667,605	191,994,086	87.4%	225,447,254	183,380,477	81.3%	232,172,520	180,930,872	77.9%	248,377,605	186,411,226	75.1%
15	福	ひかり学園	ひかり学園	185,532,371	155,447,530	83.8%	195,444,864	154,300,498	78.9%	191,480,897	148,950,434	77.8%	181,981,706	148,795,934	81.8%
16	福	みよし会	北野保育園	258,429,648	215,940,520	83.6%	264,222,782	214,604,709	81.2%	274,204,806	228,502,339	83.3%	286,523,021	240,500,603	83.9%
17	福	白菊会	かみこまつ保育園	174,819,266	136,115,319	77.9%	179,330,302	141,149,213	78.7%	200,384,080	151,155,323	75.4%	205,373,802	146,831,389	71.5%
18	福	希望福祉会	きぼう保育園	213,987,027	178,587,010	83.5%	201,705,904	158,976,135	78.8%	213,670,400	163,364,920	76.5%	228,973,166	174,086,063	76.0%
19	福	葛飾福祉館	こひつじ保育園	179,862,960	154,527,691	85.9%	185,843,254	151,361,086	81.4%	208,950,649	148,920,406	71.3%	214,597,337	154,165,838	71.8%
20	福	日の出保育園	日の出保育園	150,245,509	110,978,044	73.9%	143,327,217	105,118,659	73.3%	144,401,824	116,228,578	80.5%	161,764,573	122,780,708	75.9%
21	福	東中川会	東中川保育園	214,426,076	145,834,516	68.0%	216,070,381	155,124,920	71.8%	244,016,228	173,488,222	71.1%	250,369,753	172,264,096	68.8%
22	福	厚生福祉会	幼保連携型認定こども園青戸福祉	259,026,070	202,136,913	78.0%	250,546,299	205,714,497	82.1%	273,465,475	207,892,072	76.0%	299,621,231	229,462,608	76.6%
23	福	葛飾若草福祉会	亀青保育園	110,236,746	98,103,007	89.0%	95,866,789	84,902,114	88.6%	113,852,229	90,797,895	79.8%	118,783,072	95,441,714	80.3%
24	福	正栄会	さかえ保育園	113,437,437	80,821,976	71.2%	99,455,779	59,124,122	59.4%	140,378,150	96,884,117	69.0%	151,032,263	101,671,794	67.3%
25	福	清遊の家	うらら保育園	192,253,922	155,303,266	80.8%	182,399,160	166,040,788	91.0%	202,611,083	161,882,394	79.9%	215,530,076	173,393,354	80.4%
26	福	すこやか福祉会	こばとの森保育園	177,813,715	137,974,613	77.6%	189,256,216	135,229,281	71.5%	196,656,440	145,528,983	74.0%	209,505,020	152,969,568	73.0%
27	福	徳育会	徳育保育園	209,133,337	134,068,628	64.1%	228,721,327	146,921,287	64.2%	240,595,013	150,483,877	62.5%	240,645,331	156,718,573	65.1%
28	福	葛飾福祉館	東立石こひつじ保育園	131,833,130	102,591,973	77.8%	144,644,596	111,422,501	77.0%	154,131,706	110,246,183	71.5%	162,043,034	111,342,538	68.7%
29	福	厚生福祉会	青戸もも保育園	176,844,573	137,927,382	78.0%	186,285,638	139,535,307	74.9%	203,240,889	153,112,387	75.3%	213,227,934	175,143,374	82.1%
30	福	東中川会	亀有りりおっこ保育園	240,612,105	163,323,867	67.9%	254,784,474	169,085,513	66.4%	274,756,842	172,553,298	62.8%	267,546,137	171,194,985	64.0%
31	福	砂原母の会	幼保連携型認定こども園そあ	201,301,779	140,970,762	70.0%	238,366,248	150,281,012	63.0%	243,510,317	177,998,244	73.1%	268,527,291	185,128,418	68.9%
32	福	ひまわり会	金町ひまわり保育園	204,025,526	154,798,429	75.9%	217,528,618	167,084,842	76.8%	238,839,651	175,408,392	73.4%	239,207,341	182,398,192	76.3%
33	福	厚生福祉会	かつしか風の子保育園	253,152,716	207,668,059	82.0%	263,623,192	211,911,046	80.4%	281,973,687	214,283,702	76.0%	314,247,950	244,176,895	77.7%
34	福	葛飾会	かつしか堀切保育園	229,273,886	121,894,722	53.2%	249,022,680	113,691,526	45.7%	226,388,548	108,971,297	48.1%	238,174,112	122,682,306	51.5%
35	福	悠晴	四つ木なかよし保育園	163,089,206	107,569,832	66.0%	173,988,319	98,801,561	56.8%	182,501,217	106,168,660	58.2%	193,070,390	104,314,847	54.0%
36	福	共生会	白鳥ふたば保育園	136,637,645	103,383,779	75.7%	134,474,115	105,451,258	78.4%	141,116,752	111,763,782	79.2%	161,779,498	112,920,261	69.8%
37	福	清風会	東かなまち保育園	245,208,711	172,557,955	70.4%	252,737,239	186,235,417	73.7%	275,219,115	190,217,175	69.1%	280,927,032	197,055,361	70.1%
38	福	健翠会	水元保育園	235,125,859	181,138,152	77.0%	253,808,900	185,738,171	73.2%	277,721,971	195,907,674	70.5%	304,777,249	214,168,935	70.3%
39	福	新宿会	あおぞら水元保育園	208,794,166	150,452,141	72.1%	227,354,363	148,465,844	65.3%	256,231,844	172,881,908	67.5%	266,605,275	202,650,709	76.0%

（１）社会福祉法人（福）、宗教法人（宗）

（金額の単位：円）

No.	設置者		施設名	令和４年度(2022)決算			令和５年度(2023)決算			令和６年度(2024)決算			令和７年度(2025)決算		
	種別	名称		事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率
40	福	うさぎの夢	金町どんぐり保育園	139,115,692	79,685,605	57.3%	141,309,563	95,016,547	67.2%	147,610,758	108,837,801	73.7%	160,315,675	110,090,656	68.7%
41	福	日の出福祉会	かなまち虹保育園	141,146,120	102,073,864	72.3%	183,247,032	109,549,258	59.8%	207,824,703	133,721,436	64.3%	222,046,929	128,045,505	57.7%
42	福	フィロス	ゆめの樹保育園しんこいわ	135,842,341	83,008,469	61.1%	149,991,822	91,544,356	61.0%	146,291,656	91,835,306	62.8%	195,643,338	110,436,975	56.4%
43	福	誠高会	金町駅前さくらんぼ保育園	151,934,755	80,362,533	52.9%	155,884,387	84,596,806	54.3%	169,193,708	91,779,595	54.2%	184,122,721	97,842,521	53.1%
44	福	葛飾福祉館	本田こひつじ保育園	262,548,986	214,481,865	81.7%	286,850,714	211,470,710	73.7%	290,725,542	201,952,087	69.5%	323,275,372	216,181,021	66.9%
45	福	アストリー	立石いろは保育園	187,643,648	128,324,353	68.4%	196,238,015	132,323,811	67.4%	208,169,977	149,673,082	71.9%	221,023,412	155,921,158	70.5%
46	福	東中川会	亀が岡りりおっこ保育園	252,190,695	178,307,162	70.7%	275,579,869	192,103,844	69.7%	295,824,997	197,644,965	66.8%	295,201,473	204,356,114	69.2%
47	福	喜清会	おくどスマイル保育園	196,104,426	122,315,779	62.4%	206,539,461	120,628,160	58.4%	222,662,355	121,853,661	54.7%	240,979,033	145,824,475	60.5%
48	福	アストリー	南水元いろは保育園	166,964,894	109,185,878	65.4%	192,596,316	117,155,535	60.8%	210,872,964	124,309,946	59.0%	204,267,893	127,245,164	62.3%
49	福	清遊の家	ひのか保育園	289,647,462	222,716,630	76.9%	285,690,155	211,698,613	74.1%	300,875,490	218,169,026	72.5%	308,759,640	211,468,615	68.5%
50	福	まあれ愛恵会	葛飾高砂たいよう保育園	143,687,947	74,189,053	51.6%	174,202,119	74,281,270	42.6%	197,885,976	93,322,576	47.2%	189,967,383	83,189,608	43.8%
51	福	和順福祉会	無二保育園	134,429,113	78,107,001	58.1%	152,066,509	90,884,358	59.8%	180,577,134	105,750,301	58.6%	197,090,677	108,011,277	54.8%
52	福	徳育会	東立石保育園	336,153,938	251,850,191	74.9%	338,808,284	244,608,358	72.2%	360,736,801	250,881,564	69.5%	387,962,985	276,895,543	71.4%
合　　計				10,797,093,651	7,995,035,396	74.0%	11,353,435,914	8,087,770,153	71.2%	12,226,254,678	8,585,168,740	70.2%	12,964,317,584	8,980,135,316	69.3%

※人件費比率は小数第２位を四捨五入
※設置者及び施設名は令和８年９月現在のもの
※幼保連携型認定こども園すなはら、幼保連携型認定こども園そあ及び幼保連携型認定こども園青戸福祉は私立保育園として運営していたため掲載

（２）株式会社（株）、有限会社（有）、医療法人財団（医）、学校法人（学）、ＮＰＯ法人（Ｎ）　　（金額の単位：円）

No.	設置者		施設名	令和４年度(2022)決算			令和５年度(2023)決算			令和６年度(2024)決算			令和７年度(2025)決算		
	種別	名称		事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率
1	株	HITOWAキッズライフ	太陽の子青戸中央保育園	185,820,664	110,946,917	59.7%	186,020,924	113,015,847	60.8%	205,985,501	119,386,511	58.0%	201,145,660	115,826,811	57.6%
2	株	カラバ	キャンディパーク保育園２号	230,838,210	111,501,761	48.3%	253,154,659	120,865,130	47.7%	279,688,543	136,963,684	49.0%	303,858,713	155,691,272	51.2%
3	株	こどもの森	まなびの森保育園京成金町プチ・クレイシュ	107,267,465	46,747,436	43.6%	112,405,593	45,246,514	40.3%	111,668,143	44,637,801	40.0%	117,478,136	52,153,913	44.4%
4	株	こどもの森	まなびの森保育園亀有	131,252,261	58,717,567	44.7%	145,201,418	55,475,819	38.2%	154,275,088	61,727,067	40.0%	166,487,123	67,822,727	40.7%
5	株	WITH	うぃず堀切菖蒲園駅前保育園	135,984,603	76,733,150	56.4%	151,050,312	90,852,321	60.1%	168,258,000	95,966,670	57.0%	186,308,710	106,676,088	57.3%
6	株	ベネッセスタイルケア	ベネッセ四ツ木保育園	142,999,306	96,614,028	67.6%	152,074,796	97,053,473	63.8%	164,359,486	104,760,338	63.7%	173,256,224	115,129,431	66.5%
7	株	グローバルキッズ	グローバルキッズ奥戸園	183,624,410	98,666,027	53.7%	185,365,472	116,667,019	62.9%	199,338,576	124,025,077	62.2%	201,493,498	125,167,235	62.1%
8	株	ライクキッズ	にじいろ保育園西亀有	143,066,774	88,620,433	61.9%	146,878,661	90,176,231	61.4%	167,508,531	100,775,179	60.2%	163,185,023	100,475,301	61.6%
9	有	たけのこ	たけのこ第２保育園	61,464,115	50,736,060	82.5%	64,500,543	44,289,553	68.7%	72,991,740	46,690,331	64.0%	74,191,700	53,424,507	72.0%
10	株	テノ．コーポレーション	ほっぺるランド西新小岩	173,236,907	90,474,652	52.2%	181,379,699	93,546,641	51.6%	191,458,529	103,394,194	54.0%	209,228,352	102,963,656	49.2%
11	株	テノ．コーポレーション	ほっぺるランド東立石	167,139,088	99,011,630	59.2%	180,919,455	100,138,050	55.3%	178,007,155	105,389,636	59.2%	222,538,407	108,145,629	48.6%
12	医	光善会	こはるび保育園	140,905,708	75,555,005	53.6%	145,188,142	71,374,194	49.2%	159,109,971	70,514,074	44.3%	163,226,835	78,654,545	48.2%
13	株	グローバルキッズ	グローバルキッズ東新小岩園	122,623,175	86,015,938	70.1%	133,801,528	92,544,429	69.2%	153,186,356	102,272,694	66.8%	170,730,095	111,207,284	65.1%
14	株	ブルーム	そらまめ保育園　お花茶屋駅前	163,352,815	67,252,865	41.2%	151,307,477	65,573,902	43.3%	161,137,564	64,626,472	40.1%	156,305,547	64,981,431	41.6%
15	株	ライクキッズ	にじいろ保育園南水元	141,654,804	77,190,846	54.5%	153,266,610	83,565,772	54.5%	161,012,602	88,404,121	54.9%	167,654,767	91,594,900	54.6%
16	株	セリオ	トレジャーキッズにいじゅく保育園	123,642,931	85,754,515	69.4%	182,467,381	90,146,829	49.4%	190,874,077	105,391,560	55.2%	188,065,690	100,047,858	53.2%
17	株	こどもの森	まなびの森保育園新柴又	109,833,287	47,734,891	43.5%	120,288,011	45,039,943	37.4%	126,358,815	46,681,538	36.9%	137,285,742	55,042,012	40.1%
18	株	AIAI Child Care	AIAI NURSERY 高砂	121,413,024	50,496,457	41.6%	114,291,933	56,682,276	49.6%	133,464,678	72,054,169	54.0%	148,008,696	78,864,025	53.3%
19	株	ミアヘルサ	ミアヘルサ保育園ひびき金町	167,729,804	81,556,774	48.6%	165,848,239	82,859,374	50.0%	179,481,756	85,832,686	47.8%	189,561,585	100,591,327	53.1%
20	株	木下の保育	木下の保育園青砥	160,002,168	85,285,070	53.3%	165,935,281	80,563,882	48.6%	172,387,345	86,228,170	50.0%	197,251,413	97,663,185	49.5%
21	株	テノ．コーポレーション	ほっぺるランド東新小岩	154,010,193	82,898,813	53.8%	158,922,537	82,782,095	52.1%	172,066,759	88,848,947	51.6%	182,635,685	95,688,876	52.4%
22	株	Smile Project	キッズスマイル葛飾東水元	141,201,902	64,636,155	45.8%	157,251,162	68,094,676	43.3%	181,054,741	83,381,364	46.1%	194,933,239	91,068,984	46.7%
23	株	こどもの森	まなびの森保育園金町	129,694,561	54,316,554	41.9%	158,198,896	59,417,271	37.6%	168,832,964	67,425,556	39.9%	168,876,676	71,434,817	42.3%
24	株	パソナフォスター	キッズハーモニー・かなまち	78,011,115	46,781,713	60.0%	85,051,328	57,861,106	68.0%	93,485,401	66,141,714	70.8%	124,503,840	80,134,828	64.4%
25	株	ビーフェア	HOPPA京成小岩駅	122,171,061	61,373,650	50.2%	140,918,140	68,604,115	48.7%	148,505,937	68,507,297	46.1%	154,354,747	75,332,707	48.8%
26	学	三幸学園	ぽけっとランド亀有保育園	157,695,493	97,272,036	61.7%	159,434,041	100,782,921	63.2%	183,845,405	111,235,093	60.5%	175,309,706	112,093,862	63.9%
27	株	ミアヘルサ	ミアヘルサ保育園ひびき亀有	149,774,153	70,652,706	47.2%	167,963,849	75,374,211	44.9%	192,323,208	79,824,057	41.5%	176,229,419	80,725,755	45.8%
28	株	ななないろ	このえ西亀有保育園	195,380,484	100,885,637	51.6%	205,861,286	108,515,777	52.7%	221,451,865	117,209,692	52.9%	216,225,059	118,293,172	54.7%
29	株	ビーフェア	HOPPA堀切菖蒲園	118,990,684	61,786,687	51.9%	137,832,705	66,957,306	48.6%	145,832,971	74,401,809	51.0%	137,512,079	80,774,780	58.7%
30	株	木下の保育	木下の保育園青砥第２	135,237,373	68,467,969	50.6%	161,931,528	79,184,306	48.9%	167,033,685	68,544,061	41.0%	186,106,811	83,381,103	44.8%

（２）株式会社（株）、有限会社（有）、医療法人財団（医）、学校法人（学）、ＮＰＯ法人（Ｎ）

（金額の単位：円）

No.	設置者		施設名	令和４年度(2022)決算			令和５年度(2023)決算			令和６年度(2024)決算			令和７年度(2025)決算		
	種別	名称		事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率
31	株	Smile Project	キッズスマイル葛飾東金町	127,971,421	47,548,122	37.2%	133,629,229	54,427,462	40.7%	148,366,992	58,546,126	39.5%	167,169,579	65,008,309	38.9%
32	株	ミアヘルサ	ミアヘルサ保育園ひびき奥戸	120,089,875	67,080,506	55.9%	141,027,188	67,611,557	47.9%	147,405,335	73,318,861	49.7%	174,776,433	90,030,855	51.5%
33	株	ミアヘルサ	ミアヘルサ保育園ひびき水元	144,826,613	67,544,000	46.6%	140,336,540	62,776,703	44.7%	173,638,021	87,820,779	50.6%	207,434,260	99,053,622	47.8%
34	株	日本保育サービス	アスクかなまち保育園	141,001,954	73,099,434	51.8%	164,983,534	78,548,784	47.6%	192,245,406	96,196,501	50.0%	201,423,267	107,242,524	53.2%
35	株	ニチイ学館	ニチイキッズ葛飾にいじゅく保育園	124,870,955	71,725,918	57.4%	136,097,664	74,491,093	54.7%	146,127,569	84,023,862	57.5%	153,496,426	90,060,070	58.7%
36	株	ミアヘルサ	ミアヘルサ保育園ひびき新小岩	136,768,981	54,078,543	39.5%	169,546,841	78,696,712	46.4%	201,793,482	100,045,754	49.6%	215,151,691	121,749,099	56.6%
37	Ｎ	J&C Union	新小岩さくらインターナショナル保育園第２				154,564,717	76,833,626	49.7%	190,448,060	101,097,528	53.1%	248,399,711	123,128,225	49.6%
38	株	HITOWAキッズライフ	西亀有三丁目保育園				194,883,756	137,855,434	70.7%	264,212,841	150,206,915	56.9%	262,738,302	166,345,714	63.3%
合　　計				5,091,548,337	2,675,760,465	52.6%	5,859,781,075	3,034,492,354	51.8%	6,469,223,098	3,342,497,888	51.7%	6,884,538,846	3,633,670,439	52.8%

※人件費比率は小数第２位を四捨五入
※設置者及び施設名は令和８年９月現在のもの
※斜線は未開設

27　運営費から本部経費に流用された額(株式会社保育所のみ)〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕

（金額の単位：円）

年度	施設数	事業活動収入合計	流用された額	割合
令和４年度(2022)	9	1,427,898,714	142,044,260	9.9%
令和５年度(2023)	21	3,117,893,376	256,493,372	8.2%
令和６年度(2024)	5	805,333,195	72,196,553	9.0%
令和７年度(2025)	1	168,258,000	3,726,177	2.2%
合計	36	5,519,383,285	474,460,362	8.6%

※割合は小数第２位を四捨五入

※事業活動収入合計は前年度の決算額

28　児童扶養手当の母子世帯、父子世帯別受給者数〔令和７年度（2025）〕

種 別	母子世帯	父子世帯	合計
全部支給者数	1,711 人	63 人	1,774 人
一部支給者数	958 人	84 人	1,042 人
全部支給停止者数	928 人	123 人	1,051 人
合 計	3,597 人	270 人	3,867 人

令和８年３月31日現在

29　コールセンター業務を委託している契約件名、受託事業者名、主管課〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕
（令和８年８月１日現在）

	担当部	担当課	契約件名	受託事業者名
1	政策経営部	政策企画課	令和７年国勢調査　葛飾区コールセンター運営業務委託	株式会社電算
2	政策経営部	経営改革担当課	葛飾区政策・施策マーケティング調査委託	株式会社ケー・デー・シー
3	政策経営部	健康推進都市担当課	区民と事業者の健康活動促進事業運営業務委託	日本電気株式会社　首都圏支社
4	政策経営部	ＤＸ戦略課	葛飾区ＤＸ推進支援業務委託（債務負担行為）	シンプレクス株式会社
5	総務部	広報課	代表電話交換運営等委託（債務負担行為）	株式会社NTTマーケティングアクトProCX CXソリューション部
6	総務部	税務課	葛飾区定額減税調整給付金（不足額給付）窓口受付等業務委託	ヒューマンリソシア株式会社
7	地域振興部	戸籍住民課	通訳コールセンター運営業務委託	株式会社ＢＲＩＤＧＥ　ＭＵＬＴＩＬＩＮＧＵＡＬ ＳＯＬＵＴＩＯＮＳ
8	地域振興部	戸籍住民課	葛飾区個人番号カード交付等関連業務委託（債務負担行為）	富士ソフトサービスビューロ株式会社
9	地域振興部	戸籍住民課	戸籍氏名振り仮名法制化に係る入力等業務委託（債務負担行為）	株式会社ディーエムエス
10	産業観光部	産業経済課	葛飾区物価高騰緊急対策支援金審査業務委託	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
11	環境部	リサイクル清掃課	粗大ごみ申告受付等業務委託（債務負担行為）	株式会社ＮＴＴネクシア
12	環境部	リサイクル清掃課	粗大ごみ申告受付等業務委託（債務負担行為）	NECVALWAY株式会社
13	福祉部	福祉管理課	葛飾区令和６年度住民税均等割非課税化世帯等重点支援給付金窓口受付等業務委託	トランス・コスモス株式会社
14	福祉部	福祉管理課	葛飾区令和７年度住民税均等割非課税世帯等重点支援給付金窓口受付等業務委託	トランス・コスモス株式会社
15	福祉部	高齢者支援課	葛飾区家族介護者電話相談業務委託	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
16	福祉部	高齢者支援課	葛飾区おでかけあんしん事業受付業務委託	上陽テクノ株式会社　足立営業所
17	福祉部	高齢者支援課	葛飾区おでかけあんしん事業受付業務委託	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
18	福祉部	高齢者支援課	葛飾区シルバーパス購入費助成事業に係るコールセンター業務委託	アルティウスリンク株式会社
19	福祉部	高齢者支援課 障害福祉課	紙おむつ等支給委託（単価契約）	株式会社成玉舎

	担当部	担当課	契約件名	受託事業者名
20	福祉部	国保年金課	国保年金課業務委託（債務負担行為）	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
21	福祉部	国保年金課	特定健康診査・特定保健指導未受診者等電話勧奨に係る業務委託	富士ソフトサービスビューロ株式会社
22	健康部	地域保健課	東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務委託	東京都
23	健康部	地域保健課	健康相談コールセンター運営業務委託（債務負担行為）	株式会社法研
24	健康部	生活衛生課	患者相談窓口コールセンター運営業務委託（債務負担行為）	株式会社メディカル・コンシェルジュ
25	健康部	保健予防課	予防接種に係る窓口受付等業務委託	アデコ株式会社
26	健康部	青戸保健センター	かつしかハッピーお届け隊事業に係る業務委託（債務負担行為）	株式会社パソナライフケア
27	健康部	青戸保健センター	ハローベビー教室（母親学級）・パパママ学級事業委託	特定非営利活動法人さんぱはうす葛飾
28	子育て支援部	子育て応援課	妊婦支援給付金給付事業等に係る業務委託	トランス・コスモス株式会社
29	子育て支援部	子育て応援課	妊婦支援給付金給付事業等に係る業務委託	株式会社広済堂ネクスト
30	子育て支援部	子育て応援課	子育て家庭等家事サポーター派遣事業運営補助委託	株式会社セゾンパーソナルプラス
31	子育て支援部	子育て応援課	子育て家庭等家事サポーター派遣事業運営補助委託	株式会社ケー・デー・シー
32	子育て支援部	子育て応援課	幼児二人同乗基準適合自転車等購入費及びベビーカー購入等費用助成事業に係る業務委託	アルティウスリンク株式会社
33	子育て支援部	子育て応援課	幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業及びベビーカー購入等費用助成事業に係る業務委託	株式会社ケー・デー・シー
34	児童相談部	児童相談課	葛飾区児童相談所夜間電話通告受付業務委託（長期継続契約）	ＷｏｒｋＷａｙ株式会社
35	都市整備部	交通政策課	葛飾区亀有駅南口公園下自転車駐車場等管理業務委託（債務負担行為）	株式会社ソーリン
36	都市整備部	交通政策課	葛飾区亀有南自転車駐車場管理業務委託	タイムズ24・ソーリングループ
37	都市整備部	交通政策課	葛飾区新小岩駅北口自転車駐車場等管理業務委託	公益社団法人葛飾区シルバー人材センター
38	都市整備部	交通政策課	葛飾区自転車駐車場定期利用等運用管理業務委託（債務負担行為）	芝園開発株式会社
39	都市整備部	交通政策課	葛飾区立石北第二仮設自転車駐車場管理業務委託	株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザイン
40	都市整備部	交通政策課	葛飾区立石北第三仮設自転車駐車場管理業務委託	株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザイン

	担当部	担当課	契約件名	受託事業者名
41	都市整備部	交通政策課	葛飾区自転車駐車場一時利用駐輪システム等管理業務委託	株式会社ソーリン
42	都市整備部	交通政策課	葛飾区金町駅北口自転車駐車場管理業務等委託（債務負担行為）	株式会社ソーリン
43	都市整備部	交通安全対策担当課	放置自転車撤去コールセンター運営業務委託（長期継続契約）	株式会社ソーリン
44	都市整備部	交通安全対策担当課	放置自転車撤去コールセンター運営業務委託（債務負担行為）	株式会社ソーリン
45	都市整備部	住環境整備課	空き家等相談窓口業務委託	一般社団法人空き家活用推進協会
46	都市整備部	住環境整備課	葛飾区営住宅維持管理委託	東京都住宅供給公社
47	教育委員会事務局	学校教育推進担当課	葛飾区学校教育総合システム運用保守委託	ネットワンシステムズ株式会社
48	教育委員会事務局	地域教育課	地域クラブ活動管理運営及び指導等業務委託	一般社団法人葛飾区スポーツ協会

30　４月１日現在の学校内学童保育クラブの学校別受入人数〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕

（　　）は児童数、単位：人

学童名	学校名		
	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
奥戸小	奥戸小(63)、その他(1)	奥戸小(80)、その他(1)	奥戸小(59)、上小松小(1)、その他(1)
高砂小第一	高砂小(126)、鎌倉小(1)	高砂小(134)	高砂小(109)、柴又小(1)
高砂小第二			
南奥戸小第一	南奥戸小(64)、上小松小(1)	南奥戸小(54)、上小松小(10)、奥戸小(1)	南奥戸小(55)、上小松小(18)、奥戸小(3)
南奥戸小第二			
原田小	原田小(77)、東金町小(1)	原田小(92)、東金町小(3)	原田小(84)、東金町小(13)
細田小	細田小(81)	細田小(103)	細田小(79)
葛飾学園西亀有小	西亀有小(70)	西亀有小(68)	西亀有小(70)
葛飾学園半田	半田小(41)		
葛飾学園上千葉	上千葉小(70)	上千葉小(49)	
葛飾学園幸田	幸田小(45)		
葛飾学園東綾瀬小	東綾瀬小(43)	東綾瀬小(46)	東綾瀬小(45)
葛飾学園南綾瀬小	南綾瀬小(44)、こすげ小(2)	南綾瀬小(41)、こすげ小(1)	南綾瀬小(49)、こすげ小(1)
葛飾学園西小菅小	西小菅小(33)	西小菅小(38)	西小菅小(35)
れいめい堀切（第一）	堀切小(92)、綾南小(13)	堀切小(84)、綾南小(10)、よつぎ小（1）	堀切小(89)、綾南小(14)、よつぎ小（1）
れいめい堀切（第二）			
れいめい白鳥	白鳥小(66)	白鳥小(66)	白鳥小(49)、その他(1)
中青戸	中青戸小(162)、亀青小(1)	中青戸小(157)、亀青小(2)、その他(1)	中青戸小(157)、亀青小(2)、その他(1)
中青戸第二			
中青戸第三			
青戸小	青戸小(126)、その他(2)	青戸小(118)、その他(3)	青戸小(118)、その他(2)
青戸小第二			
青戸小第三			
梅田小	梅田小(78)、その他(4)	梅田小(78)、その他(3)	梅田小(81)、その他(1)
梅田小第二			
清和小	清和小(53)、葛飾小(1)	清和小(55)	清和小(52)
こひつじ本田	本田小(95)	本田小(84)、その他(1)	本田小(90)、その他(1)
こひつじ本田第二			
こひつじ川端	川端小(89)	川端小(93)	川端小(81)
こひつじ川端第二			

（　　）は児童数、単位：人

学童名	学校名		
	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
こひつじ渋江	渋江小（71）	東四つ木小（71） （令和７年４月から渋江小学校と木根川小学校が統合し東四つ木小学校となった）	東四つ木小（71）
東・ひかり	東柴又小（44）、柴又小（26）	東柴又小（50）、柴又小（22）	東柴又小（35）、柴又小（35）
松上	松上小(140)	松上小(138)、二上小(1)、その他(1)	松上小(137)、小松南小(1)、その他(2)
第二松上			
木根川	木根川小(20)		
上小松	上小松小(54)、二上小(1)	上小松小(59)、二上小(1)	上小松小(62)、その他(1)
道上こどもの森第一		道上小(123)	道上小(123)
道上こどもの森第二			
つばさ	金町小(74)	金町小(81)	金町小(84)
東金町小ひよどり	東金町小(68)、半田小(7)	東金町小(75)、半田小(3)	東金町小(73)、原田小(1)、花の木小(1)
柴原第二	柴原小(32)、住吉小(2)	柴原小(44)	柴原小(40)
小松南らる	小松南小(60)、その他(1)	小松南小(60)、その他(1)	小松南小(60)、その他(1)
飯塚第一	飯塚小(99)	飯塚小(100)	飯塚小(86)、その他(1)
飯塚第二			
飯塚第三			
水元第一	水元小(144)、その他(1)	水元小(145)	水元小(116)、その他(1)
水元第二			
水元第三			水元小(71)
水元第四			
東水元	東水元小(75)	東水元小(67)	東水元小(59)
にいじゅくみらい第一	花の木小(100)	花の木小(103)	花の木小(98)
にいじゅくみらい第二			
新宿	新宿小(54)	新宿小(59)、その他(1)	新宿小(60)
幸田みらい		幸田小(40)	幸田小(45)
半田みらい		半田小(41)	半田小(50)
上千葉みらい第一			上千葉小(58)
上千葉みらい第二			
二上みらい第一			二上小(79)
二上みらい第二			
北野第一	北野小(128)	北野小(118)、柴又小（1）、その他(1)	北野小(109)、柴又小（1）、住吉小(1)
北野第二			
すまいる中之台	中之台小(73)	中之台小(66)	中之台小(66)、道上小(1)
鎌倉小	鎌倉小(70)	鎌倉小(73)	鎌倉小(70)

31　４月１日現在の学童保育クラブ別、学年別、児童受入人数、待機児童数〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕

公立学童保育クラブ（児童受入人数）

（　）は特別な配慮を必要とする児童の内数、単位：人

名称	令和６年度（2024）							令和７年度（2025）							令和８年度（2026）						
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
幸田	16	21	12				49 (3)	17	20	16				53 (3)	21	18	19				58 (3)
花の木	13	19	23	4			59 (4)	13	16	20	9			58 (4)	17	29	12			1	59 (4)
東金町	17	42	10				69 (4)	8	54	6	1			69 (5)	9	47	11		1		68 (6)
末広	25	27	23				75 (1)	34	25	18				77 (1)	34	37		1			72 (2)
柴又	8	18	30	3			59 (2)	11	19	32				62 (4)	15	21	26	1			63 (2)
新柴又	12	15	17	15			59 (2)	7	14	20	9	7		57 (1)	5	6	19	22	2		54 (5)
高砂	37	36	2	1	1	1	78 (5)	51	23		1	1	1	77 (5)	33	43			1	1	78 (6)
鎌倉	5	3	13	11	4	1	37 (0)	3	12	5	16	8		44 (1)	3	8	22	8	9	2	52 (2)
南奥戸	12	16	7	4			39 (3)	17	18	13		1		49 (3)	15	19	14	1			49 (4)
西奥戸	24	10	14	1	1		50 (3)	10	21	11	3	1	1	47 (2)	5	4	18	8	3		38 (0)
東奥戸	9	3	24	18			54 (2)	8	24	13	6	1		52 (4)	6	33	21		1		61 (2)
西亀有	16	42	17				75 (5)	2	24	40	1			67 (3)	7	29	29				65 (2)
亀有	16	27	19	1		2	65 (4)	8	14	24	7	2		55 (2)	9	12	21	6	1		49 (4)
中道	3	12	24	8	1		48 (1)	12	21	20				53 (2)	5	22	21	2			50 (3)
青戸	3	4	2	6	1	1	17 (1)	4	2	4	1	2	1	14 (2)	1	4	3	9	2		19 (1)
青戸中央		1	40	1		1	43 (4)	1		20	9	1		31 (5)	2	1	13	5	3	1	25 (5)
梅田	4	5	21	30	6		66 (2)		2	32	18	12		64 (1)	3	4	28	25	3	2	65 (2)
宝町	17	19	15	3			54 (3)	19	15	18				52 (1)	28	19	13				60 (3)
堀切	33	34	8				75 (6)	29	24	27				80 (2)	31	19	22	1			73 (5)
東堀切	6	19	25	6			56 (2)	9	24	18	4			55 (3)	15	11	29	1			56 (2)
計	276	373	346	112	14	6	1,127 (57)	263	372	357	85	36	3	1,116 (54)	264	386	341	90	26	7	1,114 (63)

私立学童保育クラブ（児童受入人数）

（　）は特別な配慮を必要とする児童の内数、単位：人

名称	令和６年度（2024）							令和７年度（2025）							令和８年度（2026）						
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
ひまわり	16	12	14	8	1		51 (1)	21	18	11	9	5		64 (2)	14	15	15	8	4	2	58 (1)
奥戸小	31	26	5	2			64 (11)	50	25	2	3	1		81 (12)	50	3	3	2	2	1	61 (12)
高砂小第一	52	8					60 (6)	53	3	3	1			60 (8)	31	27		2			60 (4)
高砂小第二		39	28				67 (4)		42	32				74 (0)		15	31	4			50 (0)
南奥戸小第一	18	21					39 (2)	17	13					30 (1)	21	19					40 (1)
南奥戸小第二		1	14	7	2	2	26 (0)		6	21	5	3		35 (0)		4	12	18	2		36 (0)
原田小	33	30	15				78 (3)	30	33	32				95 (3)	20	31	46				97 (6)
細田小	48	32	1				81 (1)	39	39	24	1			103 (2)	39	37	2		1		79 (4)
ふたば	6	11	9	9	4	1	40 (1)	3	11	16	6	3	1	40 (0)	6	10	10	13	1		40 (1)
第二ふたば	7	12	8	6	4		37 (0)	3	11	17	5	3	1	40 (0)	6	9	13	12			40 (0)
葛飾学園西亀有小	31	39					70 (2)	54	14					68 (2)	41	29					70 (1)
葛飾学園半田	36	2	1	1		1	41 (3)														
葛飾学園上千葉	65	5					70 (5)	28	21					49 (2)							
葛飾学園小菅	29	4	2	2		3	40 (9)	26	14	2		1		43 (10)	30	13	3	2		1	49 (15)
葛飾学園幸田小	28	8	9				45 (2)														
葛飾学園東綾瀬小	17	20	5	1			43 (3)	22	17	7				46 (2)	21	21	2	1			45 (4)
葛飾学園南綾瀬小	15	16	14	1			46 (1)	15	12	14		1		42 (1)	27	16	6			1	50 (3)
葛飾学園西小菅小	19	14					33 (2)	18	20					38 (0)	23	11	1				35 (4)
れいめい宝	7	17	18				42 (3)	16	7	15	8			46 (4)	15	19	2	3	1		40 (4)
れいめい堀切（第一）	34						34 (3)	22		29	4			55 (2)		24	28	12			64 (3)
れいめい堀切（第二）		36	13	16	6		71 (3)		35			4	1	40 (0)	40						40 (0)
れいめい白鳥	28	33	1	4			66 (10)	43	18	4		1		66 (9)	26	19	1	3		1	50 (9)
かつしか風の子	32	29	10				71 (1)	48	23					71 (0)	37	37					74 (0)
中青戸	30	30	8	13			81 (1)	23	23	34				80 (2)	27	24	27	2			80 (4)
中青戸第二	32	9					41 (1)	23	17					40 (1)	27	13					40 (4)
中青戸第三			34		6	1	41 (1)	16	21		1	2		40 (6)	19	20				1	40 (4)

（　）は特別な配慮を必要とする児童の内数、単位：人

名称	令和６年度（2024）							令和７年度（2025）							令和８年度（2026）						
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
青戸小	22	22					44 (0)	12	20	6		2		40 (0)	22	17		1			40 (0)
青戸小第二	19	23					42 (1)	10	20	10				40 (1)	23	16		1			40 (1)
青戸小第三	18	24					42 (0)	14	19	6	2			41 (0)			39	1			40 (0)
梅田小	16	18	5		1	1	41 (3)	23	15	1			1	40 (5)	19	17	3	1			40 (4)
梅田小第二	18	18	4		1		41 (3)	20	20				1	41 (5)	21	20	1				42 (3)
清和小	19	15	14	4	2		54 (2)	12	20	13	8		2	55 (0)	19	12	19		2		52 (4)
こひつじ東四つ木	4	1	2	3	2		12 (3)	3	6	7	3	2	2	23 (1)	1	3	6	8	3	2	23 (3)
こひつじ四つ木	35	26	25	1			87 (1)	29	31	22	5			87 (2)	30	27	24	6			87 (3)
こひつじ本田	14	13	15	8			50 (1)	12	12	8	7	2		41 (0)	16	11	9	7	1	1	45 (1)
こひつじ本田第二	12	13	13	7			45 (1)	12	13	14	5			44 (0)	14	13	11	8			46 (0)
こひつじ川端	20	19	14			1	54 (2)	19	16	14	6			55 (2)	15	21	8	2			46 (1)
こひつじ川端第二	13	10	12				35 (0)	16	12	8	2			38 (1)	12	10	11	2			35 (1)
こひつじ渋江	24	18	23	6			71 (1)	27	25	15	4			71 (2)	25	25	19	1	1		71 (4)
ひかり	10	10	9	18	9	4	60 (3)	18	10	10	6	13	3	60 (1)	7	21	19	9	4		60 (1)
東・ひかり	35	26	9				70 (4)	28	33	11				72 (3)	44	23	3				70 (3)
松上	23	20	16	10	1		70 (0)	22	21	18	9			70 (1)	23	16	19	9	3		70 (1)
第二松上	22	23	14	10	1		70 (0)	23	22	20	5			70 (1)	23	16	20	9	2		70 (1)
木根川	6	3	3	1	5	2	20 (1)														
上小松	33	20	1		1		55 (1)	58			1		1	60 (2)	59	3			1		63 (5)
第二上小松	5	22	13				40 (0)														
道上子どもの森第一	32	5	3				40 (0)	61						61 (0)	53		7	1	1		62 (0)
道上子どもの森第二								16	46					62 (0)		49	12				61 (0)
金町	40	30	3	2	2	1	78 (7)	49	27	2		3	1	82 (7)	27	46	4	2		2	81 (6)
つばさ	30	19	25				74 (0)	30	30	17	4			81 (0)	38	23	20	3			84 (2)
東金町小ひよどり	39	30	3	2		1	75 (2)	54	21	3				78 (2)	28	44	2	1			75 (7)
カナリア		4	35	12			51 (0)		13	37	4			54 (0)		2	41	15			58 (1)
柴原	14	22	14				50 (1)	10	14	22	5			51 (1)	8	5	27	11			51 (3)
柴原第二	25	5	3	1			34 (1)	20	23	1				44 (4)	22	18					40 (3)

（　）は特別な配慮を必要とする児童の内数、単位：人

名称	令和６年度（2024）							令和７年度（2025）							令和８年度（2026）						
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
小松南らる	39	21		1			61 (5)	34	21	6				61 (5)	44	13	3	1			61 (6)
小松南らる第二		26	6				32 (0)		11	15	1	1		28 (1)		14	14	2			30 (1)
るりたつみ	11	6	13	9	1		40 (1)	11	11	8	9		1	40 (2)	5	13	11	8	1	1	39 (2)
西新小岩あや第一	23	20	12	9			64 (3)	25	24	14	5			68 (2)	21	25	18	5			69 (2)
西新小岩あや第二	7	17	7	5	3	1	40 (3)	13	7	12	3	3	2	40 (3)							0 (0)
飯塚第一	7	8	17	3	4	1	40 (3)	12	6	6	12	3	1	40 (3)	12	11	3	4	5	1	36 (2)
飯塚第二	12	17		7	4		40 (0)	11	11	11		3	4	40 (0)	9	10	11	7			37 (1)
飯塚第三	8	4	3	3		1	19 (0)	7	5	3	2	2	1	20 (0)		6	4	2		2	14 (0)
水元第一	40	25	21				86 (4)	19	44	19				82 (5)	58	20					78 (8)
水元第二	23	15	12	8	1		59 (3)	26	25	10	1	1		63 (6)	18	21					39 (2)
水元第三																	39				39 (4)
水元第四																	21	8	2	1	32 (4)
東水元	19	26	15	10	4	1	75 (1)	16	19	24	6	2		67 (0)	27	13	14	5			59 (2)
にいじゅくみらい第一	33	12	3	2			50 (0)	32	10	5	4	1		52 (0)	40	5	1	1			47 (0)
にいじゅくみらい第二		25	21	4			50 (0)		23	22	6			51 (0)	31	13	7				51 (0)
新宿	36	12	5	1			54 (2)	40	16	3	1			60 (1)	35	25					60 (0)
幸田みらい								18	19		3			40 (2)	24	17	4				45 (0)
半田みらい								39			1	1		41 (0)	50						50 (0)
上千葉みらい第一															30	15					45 (0)
上千葉みらい第二																7	6				13 (0)
二上みらい第一															38	4	1	1			44 (0)
二上みらい第二															9	18	5	3			35 (0)
北野第一	31	16	32	1			80 (0)	22	29	18	8			77 (0)	22	21	27				70 (0)
北野第二	18	19	4	7			48 (1)	14	20	8		1		43 (4)	11	9	14	6		1	41 (2)
すまいる亀青	24	26	26				76 (3)	19	20	23	8			70 (3)	24	19	18	9	2		72 (3)
すまいる中之台	44	25	4				73 (5)	44	22					66 (3)	35	32					67 (2)
そあ		2					2 (0)														
鎌倉小	22	25	23				70 (1)	25	22	18	8			73 (3)	33	22	12	3			70 (6)
colors新小岩								5	5	18	9	6	2	45 (0)	1	7	6	29	6	1	50 (0)
計	1,559	1,260	711	225	65	22	3,842 (152)	1,600	1,302	771	206	70	25	3,974 (153)	1,646	1,234	765	274	45	19	3,983 (189)

公立学童保育クラブ（待機児童数）

名称	令和６年度（2024）							令和７年度（2025）							令和８年度（2026）						
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
幸田				4	1		5				2			2				2			2
花の木				10	2		12				3			3			4	5			9
東金町			22	6	1		29			3				3			10	2			12
末広				1			1				5			5			20	2			22
柴又				6	1		7				15	1		16				13	2		15
新柴又					3	1	4							0							0
高砂			6	3			9			7				7			3	2			5
鎌倉							0							0						3	3
南奥戸				1			1				2			2			6	2			8
西奥戸				1	1		2							0							0
東奥戸				1	2		3				5	4		9				3	1		4
西亀有			17	1			18			1				1			1	1			2
亀有			4	5			9							0				4	2		6
中道							0				17	2		19				1	2		3
青戸							0							0							0
青戸中央				3			3							0							0
梅田							0						3	3						1	1
宝町				1		1	2				5	2		7				3	2		5
堀切			21	1			22				2			2				4			4
東堀切					7		7				10	2	1	13				6	3		9
計	0	0	70	44	18	2	134	0	0	11	66	11	4	92	0	0	44	50	12	4	110

私立学童保育クラブ（待機児童数）

名称	令和６年度（2024）							令和７年度（2025）							令和８年度（2026）						
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
ひまわり							0							0							0
奥戸小			24	9			33			11				11		36	2				38
高砂小第一							0				6			6							0
高砂小第二																					
南奥戸小第一							0							0							0
南奥戸小第二																					
原田小		1		12			13				2			2							0
細田小			14				14				1			1			18	8			26
ふたば							0							0					1	2	3
第二ふたば							0							0					2	1	3
葛飾学園西亀有小		2	6				8		12	2				14		2	2				4
葛飾学園半田			1				1														
葛飾学園上千葉		1	2				3							0							
葛飾学園小菅		17	6	4			27		8	4				12		6	6	1			13
葛飾学園幸田小				1			1														
葛飾学園東綾瀬小			5	1			6			5				5			5				5
葛飾学園南綾瀬小				6	2	1	9				7	2		9			4	9	1		14
葛飾学園西小菅小			12	5	1	1	19			12	1			13		10	6	1			17
れいめい宝							0				2			2				2	1		3
れいめい堀切（第一）			1	3	1		5							0			2	1		1	4
れいめい堀切（第二）																					
れいめい白鳥		1	1	2			4					1		1		2	2				4
かつしか風の子				1			1			1			1	2			1	1			2
中青戸							0			1	10	2	1	14			7	3	1		11
中青戸第二																					
中青戸第三																					

名称	令和６年度（2024）							令和７年度（2025）							令和８年度（2026）						
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
青戸小																					
青戸小第二			1	5			6							0				4			4
青戸小第三																					
梅田小																					
梅田小第二			1				1			2				2		1	1				2
清和小				3			3				3			3				1	1		2
こひつじ東四つ木							0							0							0
こひつじ四つ木				8			8		1	2	2			5		2	1	6	1		10
こひつじ本田							0							0							0
こひつじ本田第二							0							0							0
こひつじ川端							0							0							0
こひつじ川端第二							0							0							0
こひつじ渋江						2	2				2	1		3				3			3
ひかり							0							0						6	6
東・ひかり							0							0							0
松上																					
第二松上							0				5	7		12						2	2
上小松			1		1		2		2	1	9	2		14		16	1	1			18
第二上小松			4				4														
道上こどもの森第一																					
道上こどもの森第二			10	5			15			5	6	1	1	13							0
金町	1		11	4			16			2	1			3		1				1	2
つばさ	1	4	5	7		1	18							0		3	1	2			6
東金町小ひよどり	5	4	3	1			13		2	1	2	1		6			2		1		3
カナリア		1	4	5			10				20	2		22				5	1		6
柴原							0							0							0
柴原第二							0							0			1				1

名称	令和６年度（2024）							令和７年度（2025）							令和８年度（2026）						
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
小松南らる		1	4				5		1	1				2		2	7		1		10
小松南らる第二			18	1			19			2	1			3			3				3
るりたつみ				1	4	3	8				2	2	1	5							0
西新小岩あや第一							0							0		4	2	9	2		17
西新小岩あや第二							0							0							
飯塚第一							0							0							0
飯塚第二							0							0							0
飯塚第三							0							0							0
水元第一							0				6	3	1	10							0
水元第二							0							0							0
水元第三							0							0							0
水元第四							0							0							0
東水元							0							0							0
にいじゅくみらい第一							0							0			2	3			5
にいじゅくみらい第二																					
新宿		4					4			1	1			2		5	1	2	1		9
幸田みらい														0			4		2		6
半田みらい														0							0
上千葉みらい第一																					0
上千葉みらい第二																					0
二上みらい第一																					0
二上みらい第二																					0
北野第一		4		2	1		7						1	1				8			8
北野第二					2	2	4			2	3	2		7							0
すまいる亀青				5			5							0	1					1	2
すまいる中之台			1				1		1		1			2			1	1	2	1	5
そあ																					
鎌倉小	3		4	6			13							0	1	5	2	3			11
colors新小岩														0							0
計	10	40	139	97	12	10	308	0	27	55	93	26	6	207	2	95	84	74	18	15	288

32　５月１日現在の23区別学童保育クラブの待機児童数〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕

（単位：人）

区名	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)	令和８年度(2026)
千代田区	0	0	—
中央区	226	275	—
港区	29	36	—
新宿区	25	26	—
文京区	64	68	—
台東区	123	54	—
墨田区	87	18	—
江東区	43	13	—
品川区	0	0	—
目黒区	214	246	—
大田区	158	155	—
世田谷区	0	0	—

（単位：人）

区名	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)	令和８年度(2026)
渋谷区	0	0	—
中野区	8	0	—
杉並区	371	481	—
豊島区	0	0	—
北区	0	0	—
荒川区	0	0	—
板橋区	0	0	—
練馬区	165	47	—
足立区	388	179	—
葛飾区	383	227	320
江戸川区	0	0	—

（東京都提出資料による）

33　かつしかプラス実施校における事業者名、利用場所の名称と広さ、月別の入会状況
〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

令和７年度

実施校	事業者名	利用場所	面積（㎡）
葛飾小学校	社会福祉法人厚生福祉会	葛飾小学校校舎　４階ランチルーム・ＰＴＡ室	63
新宿小学校	社会福祉法人新宿会	新宿小学校校舎　２階コンピュータールーム	95
半田小学校	社会福祉法人新宿会	半田小学校校舎　２階第二音楽室	101
中之台小学校	一般社団法人葛飾クエルボの会	中之台小学校プール・体育館等別棟　２階ＰＴＡ室・３階更衣室	143
白鳥小学校	社会福祉法人雲柱社	白鳥小学校校舎　２階家庭科室	103
中青戸小学校	社会福祉法人厚生福祉会	中青戸小学校校舎棟　２階ランチルーム	242
花の木小学校	社会福祉法人新宿会	花の木小学校校舎　１階算数ルーム	66
上小松小学校	社会福祉法人共生会	上小松小学校校舎　２階図書室	89

入会者数（月別）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
葛飾小学校	50	50	61	61	65	65	66	66	66	66	66	66
新宿小学校	47	47	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
半田小学校	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
中之台小学校	58	57	71	77	79	86	84	84	84	84	84	84
白鳥小学校	11	11	11	11	11	11	11	9	8	7	4	4
中青戸小学校	23	23	28	28	27	28	23	20	17	9	9	6
花の木小学校	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
上小松小学校	17	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19
合計	251	253	284	290	295	303	296	291	287	278	275	272

※各月１日時点の入会者数

令和８年度

実施校	事業者名	利用場所	面積（㎡）
葛飾小学校	社会福祉法人厚生福祉会	葛飾小学校校舎　４階ランチルーム・ＰＴＡ室	63
新宿小学校	社会福祉法人新宿会	新宿小学校校舎　２階コンピュータールーム	95
半田小学校	社会福祉法人新宿会	半田小学校校舎　２階第二音楽室	101
中之台小学校	一般社団法人葛飾クエルボの会	中之台小学校プール・体育館等別棟　２階ＰＴＡ室・３階更衣室	143
白鳥小学校	社会福祉法人雲柱社	白鳥小学校校舎　２階家庭科室	103
中青戸小学校	社会福祉法人厚生福祉会	中青戸小学校校舎棟　２階ランチルーム	242
花の木小学校	社会福祉法人新宿会	花の木小学校校舎　１階算数ルーム	66
道上小学校	株式会社こどもの森	道上小学校校舎　１階ミーティングルーム	100

入会者数（月別）	4月	5月	6月	7月	8月
葛飾小学校	68	68	74	80	81
新宿小学校	50	50	50	53	52
半田小学校	48	47	48	49	50
中之台小学校	78	78	79	80	80
白鳥小学校	17	17	17	17	19
中青戸小学校	33	33	39	39	39
花の木小学校	24	24	24	24	23
道上小学校	16	16	17	17	18
合計	334	333	348	359	362

※各月１日時点の入会者数

34　ハンディキャブの運行実績（車両台数・利用件数・時間数・登録者数）
〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

（令和８年８月１日現在）

	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)	令和８年度(2026)
車両台数	4台	4台	4台
利用件数	478件	509件	196件
時間数	1,039時間	1,139時間	473.5時間
登録者数(障害別)	89人	84人	76人

35　子ども総合センター及び金町子どもセンターにおける相談種類別相談件数

〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

単位：件

相談種類	新規受理											
	令和５年度（2023）			令和６年度（2024）			令和７年度（2025）			令和８年度（2026）８月１日現在		
	子ども総合センター	金町子どもセンター	計	子ども総合センター	金町子どもセンター	計	子ども総合センター	金町子どもセンター	計	子ども総合センター	金町子どもセンター	計
虐待相談	794	0	794	744	0	744	807	0	807	362	0	362
養護相談	1,664	1	1,665	987	4	991	1,097	1	1,098	482	3	485
保健相談	2	0	2	5	0	5	1	0	1	1	0	1
障害相談	20	0	20	19	1	20	17	0	17	8	0	8
非行相談	4	0	4	13	0	13	7	0	7	0	0	0
育成相談	123	9	132	114	26	140	119	9	128	45	5	50
その他	8	1	9	38	3	41	26	3	29	1	0	1
合計	2,615	11	2,626	1,920	34	1,954	2,074	13	2,087	899	8	907

36　東新小岩運動場の会議室、陸上競技場、野球場、テニスコートにおける月別、団体（区内・区外・共済）利用状況
〔令和７年度（2025）〕（令和７年９月１日）～〔令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日現在）

（人数）

			令和７年度(2025)								令和８年度(2026)						合　計
			９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	小計	４月	５月	６月	７月	８月	小計	
会議室	団体利用	区内	156	195	280	213	1,471	265	320	2,900	198	375	246	80	60	959	3,859
		区外	5	93	18	0	0	0	83	199	0	3	2	20	0	25	224
		共済	0	550	0	0	0	0	0	550	0	0	0	0	0	0	550
		小計	161	838	298	213	1,471	265	403	3,649	198	378	248	100	60	984	4,633
陸上競技場全面	団体利用	区内	406	1,400	5,700	1,120	21,250	300	930	31,106	450	3,150	3,750	90	120	7,560	38,666
		区外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		共済	320	750	1,520	0	0	100	0	2,690	0	1,800	0	0	0	1,800	4,490
		小計	726	2,150	7,220	1,120	21,250	400	930	33,796	450	4,950	3,750	90	120	9,360	43,156
陸上競技場フィールド	団体利用	区内	1,950	1,470	907	1,664	1,189	1,863	1,456	10,499	1,511	925	891	1,515	2,295	7,137	17,636
		区外	0	0	0	40	0	20	180	240	20	0	40	92	30	182	422
		共済	140	60	110	150	315	251	340	1,366	250	110	180	681	250	1,471	2,837
		小計	2,090	1,530	1,017	1,854	1,504	2,134	1,976	12,105	1,781	1,035	1,111	2,288	2,575	8,790	20,895
野球場	団体利用	区内	2,335	3,348	2,275	1,618	3,661	1,947	2,162	17,346	2,539	2,588	2,015	2,780	2,823	12,745	30,091
		区外	103	33	143	219	125	125	254	1,002	86	159	104	151	248	748	1,750
		共済	405	380	418	816	386	235	263	2,903	349	210	195	445	343	1,542	4,445
		小計	2,843	3,761	2,836	2,653	4,172	2,307	2,679	21,251	2,974	2,957	2,314	3,376	3,414	15,035	36,286
テニスコート	団体利用	区内	1,969	1,832	2,523	1,825	1,510	1,366	2,229	13,254	2,138	2,638	1,847	2,192	1,963	10,778	24,032
		区外	1,323	1,707	1,838	1,598	1,656	1,445	1,825	11,392	1,793	1,766	1,540	1,757	1,316	8,172	19,564
		共済	936	754	1,152	699	688	726	354	5,309	866	412	568	288	1,091	3,225	8,534
		小計	4,228	4,293	5,513	4,122	3,854	3,537	4,408	29,955	4,797	4,816	3,955	4,237	4,370	22,175	52,130

37　ケースワーカーの人数、そのうちの社会福祉主事任用資格者率、ケースワーカー一人当たりの担当世帯数
〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026)〕（令和８年７月１日現在）

	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
基準日	令和６年７月１日現在	令和７年７月１日現在	令和８年７月１日現在
ケースワーカー数	114 人	114 人	116 人
社会福祉主事任用資格者率	36.8%	47.4%	52.6%
一人当たりの担当世帯数	96 世帯	95 世帯	93 世帯

38　スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの報酬23区調べ〔令和８年度（2026）〕

番号	区名	スクールソーシャルワーカー	報酬単位				スクールカウンセラー	報酬単位			
		報酬額	月額	日額	時間額	その他	報酬額	月額	日額	時間額	その他
1	千代田区	267,610円	○				18,982円		○		
2	中央区	264,073円	○				264,073円	○			
3	港区	人材派遣契約					人材派遣契約				幼稚園は 1,789円～2,323円 /時間額
4	新宿区	247,743円	○				月約8日106,134円・月約16日212,365円	○			
5	文京区	270,586円	○				287,918円	○			
6	台東区	264,073円	○				月4日84,040円・月8日168,082円	○			
7	北区	255,150円	○				255,150円	○			
8	荒川区	270,624円	○				202,968円～270,624円	○			
9	品川区	208,641円～313,100円	○				278,132円～313,000円	○			派遣は 4,398円/時間額
10	目黒区	206,244円・266,400円	○				256,896円～268,512円	○			謝礼の場合 3,000円/時間額
11	大田区	256,704円～276,576円	○				263,232円～267,456円	○			
12	世田谷区	258,740円～306,068円	○				261,756円～267,609円	○			
13	渋谷区	244,720円	○				2,500円			○	
14	中野区	319,970円・383,965円	○				345,770円	○			
15	杉並区	274,848円	○				21,835円		○		
16	豊島区	264,193円	○				257,736円	○			
17	板橋区	17,500円・19,500円		○			45,725円		○		
18	練馬区	270,763円	○				1,500円			○	
19	墨田区	5,800円			○		5,800円			○	
20	江東区	297,738円	○				4,200円			○	
21	足立区	272,949円～320,000円	○				254,752円・289,393円	○			
22	葛飾区	19,300円・21,200円		○			5,500円			○	
23	江戸川区	248,608円	○				－				

39　自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）講師の報酬23区調べ〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

区名	報酬額		報酬単位			備考
	令和７年度	令和８年度	月額	日額	時間額	
港区	1,956～3,487円	2,029～3,619円			○	経験年数により変動
文京区	1,950～3,480円	2,030～3,630円			○	経験年数により変動
台東区		325,586円	○			R8年度から学級設置
北区	17,500円	17,500円		○		
品川区	2,680円	2,800円			○	
目黒区	278,180円	290,500円	○			
大田区	2,500円	2,500円			○	
世田谷区		2,149円～2,926円			○	R8年度から講師配置
渋谷区	288,165円	288,165円	○			
豊島区	2,700円	117,700円～175,500円	○			勤務時間数により変動 R7年度は時間単価
江東区	2,730円	2,800円			○	
葛飾区	2,500円	2,500円			○	

※23区のうち各年度8月1日時点で自閉症・情緒障害特別支援学級に講師を配置している区を記載

40　学童保育クラブの施設別のおやつ代一覧〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年４月１日現在）

公立学童保育クラブ

名　　称	令和７年度（2025） 月額（円）	令和８年度（2026） 月額（円）
幸　　田	2,000	2,000
花　の　木	2,000	2,000
東　金　町	2,000	2,000
末　　広	2,000	2,000
柴　　又	2,000	2,000
新　柴　又	2,000	2,000
高　　砂	2,000	2,000
鎌　　倉	2,000	2,000
南　奥　戸	2,000	2,000
西　奥　戸	2,000	2,000
東　奥　戸	2,000	2,000
西　亀　有	2,000	2,000
亀　　有	2,000	2,000
中　　道	2,000	2,000
青　　戸	2,000	2,000
青　戸　中　央	2,000	2,000
梅　　田	2,000	2,000
宝　　町	2,000	2,000
堀　　切	2,000	2,000
東　堀　切	2,000	2,000

私立学童保育クラブ

名　　称	令和７年度（2025） 月額（円）	令和８年度（2026） 月額（円）
ひ　ま　わ　り	2,000	2,000
奥　戸　小	2,000	2,000
高　砂　小　第　一	2,000	2,000
高　砂　小　第　二	2,000	2,000
南　奥　戸　小　第　一	2,000	2,000
南　奥　戸　小　第　二	2,000	2,000
原　田　小	2,000	2,000
細　田　小	2,000	2,000
ふ　た　ば	2,000	2,000
第　二　ふ　た　ば	2,000	2,000
葛飾学園西亀有小	2,000	2,000
葛　飾　学　園　上　千　葉	2,000	
葛　飾　学　園　小　菅	2,000	2,000
葛飾学園東綾瀬小	2,000	2,000
葛飾学園南綾瀬小	2,000	2,000
葛飾学園西小菅小	2,000	2,000
れ　い　め　い　宝	2,000	2,000
れいめい堀切（第一）	2,000	2,000
れいめい堀切（第二）	2,000	2,000
れ　い　め　い　白　鳥	2,000	2,000
か　つ　し　か　風　の　子	2,000	2,000
中　青　戸	2,000	2,000

私立学童保育クラブ

名　　称	令和７年度（2025） 月額（円）	令和８年度（2026） 月額（円）
中青戸第二	2,000	2,000
中青戸第三	2,000	2,000
青戸小	2,000	2,000
青戸小第二	2,000	2,000
青戸小第三	2,000	2,000
梅田小	2,000	2,000
梅田小第二	2,000	2,000
清和小	2,000	2,000
こひつじ東四つ木	2,000	2,000
こひつじ四つ木	2,000	2,000
こひつじ本田	2,000	2,000
こひつじ本田第二	2,000	2,000
こひつじ川端	2,000	2,000
こひつじ川端第二	2,000	2,000
こひつじ渋江	2,000	2,000
ひかり	2,000	2,000
東・ひかり	2,000	2,000
松上	2,000	2,000
第二松上	2,000	2,000
上小松	2,000	2,000
道上こどもの森第一	2,500	2,500
道上こどもの森第二	2,500	2,500
金町	2,000	2,000
つばさ	2,000	2,000
東金町小ひよどり	2,000	2,000
カナリア	2,000	2,000
柴原	2,000	2,000
柴原第二	2,000	2,000

私立学童保育クラブ

名　　称	令和７年度（2025） 月額（円）	令和８年度（2026） 月額（円）
小松南らる	2,000	2,000
小松南らる第二	2,000	2,000
るりたつみ	2,000	2,000
西新小岩あや第一	2,000	2,000
西新小岩あや第二	2,000	
飯塚第一	2,000	2,200
飯塚第二	2,000	2,200
飯塚第三	2,000	2,200
水元第一	2,000	2,200
水元第二	2,000	2,200
水元第三		2,200
水元第四		2,200
東水元	2,000	2,200
にいじゅくみらい第一	2,000	2,000
にいじゅくみらい第二	2,000	2,000
新宿	2,000	2,000
幸田みらい	2,000	2,000
半田みらい	2,000	2,000
上千葉みらい第一		2,000
上千葉みらい第二		2,000
二上みらい第一		2,000
二上みらい第二		2,000
北野第一	2,000	2,500
北野第二	2,000	2,500
すまいる亀青	2,000	2,000
すまいる中之台	2,000	2,000
鎌倉小	2,000	2,000
colors新小岩	3,000（教材費含む）	3,000（教材費含む）

41　生活保護申請件数、被保護世帯数及び開始・廃止件数 〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025)〕

（各年度末現在）

	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
生活保護申請件数	1,244 件	1,185 件	1,184 件
被保護世帯数	10,890 世帯	10,902 世帯	10,816 世帯
開始件数	1,190 件	1,119 件	1,037 件
廃止件数	1,067 件	1,107 件	1,123 件

42 23区別老人福祉費一人当たり決算額〔令和7年度(2025)〕

（単位:千円）

区　名	令和7年度(2025)		
	決 算 額 A	65歳以上人口（人） B	一人当たり A／B
千代田区	4,398,800	11,331	388
中央区	5,765,121	26,067	221
港区	12,724,377	44,513	286
新宿区	11,435,901	64,752	177
文京区	8,350,742	43,184	193
台東区	9,060,927	43,492	208
墨田区	10,114,144	58,565	173
江東区	17,802,318	110,578	161
品川区	16,589,749	79,845	208
目黒区	9,674,042	54,620	177
大田区	28,347,464	162,366	175
世田谷区	25,645,331	188,531	136
渋谷区	9,584,457	42,491	226
中野区	10,590,942	66,030	160
杉並区	17,813,768	119,902	149
豊島区	9,670,587	55,279	175
北区	13,784,028	83,016	166
荒川区	10,314,642	47,184	219
板橋区	19,368,341	130,043	149
練馬区	24,854,826	162,620	153
足立区	27,251,222	165,733	164
葛飾区	18,875,457	111,738	169
江戸川区	21,035,079	145,029	145
合計	343,052,265	2,016,909	170

※ 決算額は普通会計決算額である。

※ 65歳以上人口は令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人を除く）である。

43　自転車駐車場の収容台数（区営、民営）〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年７月31日現在）

	令和７年度(2025) ４月１日現在 収容台数	令和８年度(2026) ７月31日現在 収容台数
区営自転車駐車場	23,891台	25,776台
民営自転車駐車場	16,714台	17,101台

44 23区別国民健康保険被保険者世帯数及び資格証発行世帯数〔令和３年度（2021）～令和５年度（2023）〕

（単位:世帯）

区　　名	年度	被保険者世帯数	資格証発行世帯数
千代田	3	10,329	87
	4	7,979	77
	5	10,813	51
中央	3	26,319	286
	4	26,972	241
	5	27,037	238
港	3	48,377	52
	4	37,805	38
	5	48,597	66
新宿	3	89,486	903
	4	71,223	445
	5	96,987	0
文京	3	38,102	668
	4	30,256	358
	5	40,835	492
台東	3	43,330	238
	4	34,236	189
	5	45,089	219
墨田	3	49,715	190
	4	38,843	131
	5	51,427	215
江東	3	83,523	571
	4	64,832	148
	5	83,709	318
品川	3	52,998	49
	4	50,397	48
	5	50,046	39
目黒	3	51,968	142
	4	39,786	141
	5	50,910	91
大田	3	113,853	190
	4	89,471	42
	5	111,126	255
世田谷	3	173,254	26
	4	126,726	14
	5	158,983	65

（単位:世帯）

区　　名	年度	被保険者世帯数	資格証発行世帯数
渋谷	3	51,230	14
	4	38,638	9
	5	49,112	7
中野	3	75,710	687
	4	57,510	331
	5	81,775	0
杉並	3	106,750	237
	4	84,904	157
	5	106,827	166
豊島	3	69,162	2
	4	54,473	2
	5	74,855	7
北	3	67,961	72
	4	52,256	25
	5	69,761	9
荒川	3	40,046	750
	4	32,668	665
	5	42,635	722
板橋	3	109,302	2,033
	4	82,600	1,053
	5	111,579	1,744
練馬	3	121,984	33
	4	94,588	16
	5	120,065	18
足立	3	129,346	437
	4	95,847	472
	5	127,457	514
葛飾	3	83,044	307
	4	64,398	211
	5	81,456	339
江戸川	3	86,980	107
	4	84,930	76
	5	82,084	70

※ 被保険者世帯数は、年度末現在の世帯数に年度中資格喪失世帯数を加えたもの
※ 資格証発行世帯数は、各年度の翌年５月末時点の数値
※ 令和６年度数値は、暫定値を含め東京都で集計中のため、未記載

（東京都提供資料による）

45　体育施設で協定等を締結して一般予約以前に利用を許可している施設毎の団体一覧及び協定書等
〔今年度用に受け付けたもの〕（令和８年８月１日現在）

協定を締結している団体	利用施設
株式会社リガーレ東京	葛飾区奥戸総合スポーツセンター（体育館（大体育室、第二会議室）） 葛飾区水元総合スポーツセンター(体育館(メインアリーナ、サブアリーナ、地域交流ホールＡＢＣ))

協定以外の団体	利用施設
南葛ＳＣ(Ｊリーグ入会を目指す活動支援)	葛飾区水元総合スポーツセンター(水元多目的広場) 葛飾区東金町運動場(東金町多目的広場) 葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場(新宿多目的広場) 葛飾区小菅西公園運動場（小菅フットサル場） 葛飾区東新小岩運動場（東新小岩野球場）

※「協定等の締結」とは、スポーツ振興及び地域活性化を目的とした協定の締結及びＪリーグ百年構想クラブへの認定に関しての要望に対する支援文書の提出のことを指す。

葛飾区をホームタウンとする協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と株式会社リガーレ東京（以下「乙」という。）とは、次のとおり本区をホームタウンとする協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が運営するフットサルチーム「リガーレヴィア葛飾（以下「リガーレ」という。）」が、区民のスポーツに対する関心を深め、本区のスポーツ普及推進に寄与することを目的に、本区をホームタウンとして活動するために、甲及び乙の積極的な連携協力について必要な事項を定めるもの。

（連携協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

（１）甲が行うスポーツ事業の推進に関すること。

（２）子どもの体力向上、青少年健全育成及び区民の健康増進に関すること。

（３）その他甲乙間の協議により必要があると認めること。

（経費）

第３条　前条各号に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、乙の負担とする。

（乙の責務）

第４条　乙は、リガーレが、区民スポーツの普及・発展に寄与するとともに、区民に夢と希望を与える存在であることを常に念頭に置き、乙の事業実施に当たり、社会的信用を損なうことのないよう努めなければならない。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和５年３月31日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに双方から特段の申出がないときは、有効期間を１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項については、甲乙間で協議書を取り交わした上で定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書を２通作成し、それぞれ甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年４月26日

甲　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
代表者　葛飾区長　青木克徳

乙　東京都葛飾区四つ木一丁目２３番１１号
株式会社リガーレ東京
代表者　代表取締役社長　高橋政[redacted]

書式C

2019年11月29日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ

チェアマン　村井　満　様

葛飾区長　青木　克徳

南葛SCへの支援について

葛飾区は、Ｊリーグの理念に賛同し、南葛SCのＪリーグ入会を目指す活動を支援します。主たる支援内容は、下記の通りです。

記

1. 練習場所および試合会場の安定確保への協力
2. 区民向けの広報活動に対しての支援
3. 区内でのサッカー教室開催についての支援
4. スタジアム整備に向けた協議

尚、4.について、「南葛 SC」がホームスタジアムに予定している葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場が、現状、Ｊ３クラブライセンス交付規則に定める基準を満たしていないと評価される場合には、基準を満たすスタジアムの整備実現に向けて南葛SCと協議してまいります。

46　23区別地方教育費調査における義務教育費（公費）の推移（１人当たり）〔令和４年度（2022）～令和６年度（2024）〕

（単位：円）

	小学校			中学校		
	令和４年度(2022) （令和３会計年度）	令和５年度(2023) （令和４会計年度）	令和６年度(2024) （令和５会計年度）	令和４年度(2022) （令和３会計年度）	令和５年度(2023) （令和４会計年度）	令和６年度(2024) （令和５会計年度）
千代田区	1,557,120	1,485,598	2,860,037	1,014,155	986,955	1,066,921
中央区	2,119,043	1,008,222	1,585,199	3,464,900	1,310,555	3,968,328
港区	1,434,386	1,074,125	608,163	2,278,159	4,296,864	1,513,366
新宿区	544,751	585,619	662,004	741,141	832,343	893,091
文京区	1,071,084	958,058	1,086,268	1,154,838	1,186,785	1,226,646
台東区	687,534	529,486	732,641	540,412	630,811	757,284
墨田区	508,420	574,799	516,251	719,970	692,917	670,704
江東区	593,710	502,275	462,334	944,129	884,373	819,236
品川区	830,816	765,316	1,034,505	1,419,633	1,154,557	1,293,597
目黒区	477,638	486,989	534,494	548,074	599,781	746,761
大田区	390,101	473,632	710,978	523,442	549,906	561,430
世田谷区	462,962	482,065	558,169	587,817	615,143	661,952
渋谷区	638,348	707,447	726,872	1,876,933	1,786,640	1,797,547
中野区	1,029,000	740,501	1,985,646	2,780,337	1,005,419	1,251,391
杉並区	475,809	467,665	765,445	555,009	686,806	1,092,113
豊島区	570,187	994,717	587,886	767,926	632,233	760,004
北区	812,955	871,113	737,757	1,215,818	844,799	862,115
荒川区	536,063	568,582	635,257	655,152	633,941	683,479
板橋区	407,302	403,387	440,895	896,372	470,924	515,956
練馬区	412,295	411,129	417,344	468,386	481,924	647,060
足立区	909,769	625,896	554,806	972,361	770,520	773,788
葛飾区	627,949	733,604	722,993	556,932	761,021	702,427
江戸川区	534,712	577,251	769,310	588,684	733,904	635,470

※ 数値は、東京都の「地方教育費調査報告書」（令和４年度（令和３会計年度）～令和６年度（令和５会計年度））のうち、第７表「区市町村別学校教育費（公費）使途別園児・児童・生徒一人当たり支出額」から、児童１人当たりの小学校教育費総額と生徒１人当たりの中学校教育費総額を抜粋したもの

47　23区別就学援助準要保護者の認定基準〔令和７年度（2025）〕

区　名	認定基準（倍）
千代田	1.3
中央	1.2
港(※１)	1.2(1.31)
新宿	1.2
文京	1.67
台東	1.26
墨田（※２）	1.3(1.5)
江東	1.18
品川	1.25
目黒	1.2
大田	1.4
世田谷(※３)	1.4(2.06)

区　名	認定基準（倍）
渋谷	1.2
中野	1.3
杉並	1.3
豊島	1.2
北	1.2
荒川	1.2
板橋	1.26
練馬	1.2
足立	1.3
葛飾(※４)	1.2(1.3)
江戸川	1.25

※１　港区の認定基準は、子どもが３人以上いる世帯は1.31倍
※２　墨田区の認定基準は、ひとり親世帯の場合は1.5倍
※３　世田谷区の認定基準は1.4倍であるが、給食費のみの場合は2.06倍
※４　葛飾区の認定基準は、準要保護（一般）が1.2倍・準要保護（費目認定）が1.3倍

48　生活保護における教育扶助額と就学援助における給付額の項目別比較一覧

１　小学校

費目（※1）	対象	就学援助	生活保護
学校給食費（８月を除く11か月分）	１～２年生	月額5,700円×11か月（年額　62,700円）	月額5,700円×11か月（年額　62,700円）
	３～４年生	月額6,200円×11か月（年額　68,200円）	月額6,200円×11か月（年額　68,200円）
	５～６年生	月額6,800円×11か月（年額　74,800円）	月額6,800円×11か月（年額　74,800円）
学用品費 通学用品費 （就学援助は８月を除く11か月分）	１年生	４月1,900円、５～３月1,880円（年額　20,700円）	月額3,400円（年額　40,800円） （学用品等の共通的・平均的に必要となる費用を定めたものを基準額として支給）
	２～３年生	４月2,200円、５～３月2,160円（年額　23,800円）	
	４～６年生	４月2,200円、５～３月2,190円（年額　24,100円）	
新入学準備金	入学予定者	91,600円	91,600円以内
校外活動費	１～２年生	1,500円	実費相当額（※2）
	３～４年生	2,200円	
	５～６年生	3,100円	
林間施設費	特別支援学級（５年生）	9,800円（※3）	無し
臨海施設費	５年生	9,600円（※3）	無し
修学旅行費（日光移動教室）	６年生	9,800円（※3）	無し
通学費	特別支援学級（全学年） 日本語学級（全学年） にほんごステップアップ教室（全学年）	実費相当額	実費相当額（※2）
卒業記念アルバム費	６年生	10,000円	無し
検定料	３～６年生	実費（漢字・算数検定のうち受験したいずれか１回分のみ）	無し
医療費	全学年	実　　費	無し（就学援助対応とならないものは医療扶助で対応）

２　中学校

費目（※1）	対象	就学援助	生活保護
学校給食費（８月を除く11か月分）	全学年	月額7,600円×11か月（年額　83,600円）	月額7,600円×11か月（年額　83,600円）
	夜間（全学年）	月額7,600円×11か月（年額　83,600円）	月額7,600円×11か月（年額　83,600円）
学用品費 通学用品費 （就学援助は８月を除く11か月分）	１年生	4月3,800円、5～3月3,720円（年額　41,000円）	月額5,300円（年額　63,600円） （学用品等の共通的・平均的に必要となる費用を定めたものを基準額として支給）
	２～３年生	4月4,100円、5～3月4,090円（年額　45,000円）	
新入学準備金	入学予定者	101,000円	101,000円以内
校外活動費（宿泊なし）	１年生	3,200円	実費相当額（※2）
	２年生	1,700円	
	３年生	3,500円	
	夜間（全学年）	1,100円	
林間施設費	２年生 夜間（全学年）	10,800円（※3）	無し
修学旅行費	３年生	80,000円（※3）	無し
通学費	特別支援学級（全学年） 日本語学級（全学年） にほんごステップアップ教室（全学年） 夜間（全学年） チャレンジクラス（全学年）	実費相当額	実費相当額（※2）
体育実技用具費	全学年	実費　柔道　7,440円を限度 剣道　50,400円を限度	実費相当額（※2）
卒業記念アルバム費	３年生	8,300円	無し
検定料	全学年	実費（英語・漢字・数学検定のうち受験したいずれか１回分のみ）	無し
医療費	全学年	実　　費	無し（就学援助対応とならないものは医療扶助で対応）

一覧は、令和８年度現在
※1）費目は就学援助の名称を使用
※2）必要最低限の範囲を超えていると判断したものは支給しない
※3）葛飾区立小中学校在籍の場合は無償化のため支給しない

49　会計年度任用職員の女性比率〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕

（単位：%）

	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）
女性 比率	80.5	80.5	80.3

注　女性比率は、各年度４月１日現在の職員数により計算しています。

50　わくわくチャレンジ広場の児童指導サポーター等の体制と報償額〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕
（令和８年８月１日現在）

体制	配置基準　原則　６人（児童指導サポーター（リーダー）１人、児童指導サポーター５人）				
名称	児童指導サポーター（リーダー）	児童指導サポーター	指導ボランティア	学習アドバイザー	文化・スポーツアドバイザー
報償額	1,400円（１時間につき）	1,100円（１時間につき）	400円（１日につき）	1,200円（１時間につき）	1,100円（１時間につき）

※令和５年度から上記の額を適用

51　区事業に係るコンサル業務実績一覧〔令和６年度（2024）～令和７年度（2025）〕

（単位:円）

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和６年度(2024)決算額	令和７年度(2025)決算額
1	政策経営部	経営改革担当課	葛飾区執行体制強靭化検討業務支援委託	株式会社日本政策総研	令和６年度(2024)	3,278,000	3,278,000	—
2	政策経営部	スタジアム構想担当課	東新小岩一丁目公園用地活用検討アドバイザリー業務委託	PwCアドバイザリー合同会社	令和６年度(2024)	24,552,000	24,552,000	—
3	政策経営部	スタジアム構想担当課	区内スポーツ施設のあり方検討業務委託	株式会社梓設計	令和６年度(2024)	3,300,000	3,300,000	—
4	政策経営部	スタジアム構想担当課	令和７年度スタジアム構想推進支援業務委託	PwCアドバイザリー合同会社	令和７年度(2025)	18,200,000	—	18,200,000
5	政策経営部	ＤＸ戦略課	情報システム支援業務委託（債務負担行為）	有限責任監査法人トーマツ	令和６年度(2024) ～令和８年度(2026)	786,786,000	301,356,000	311,190,000
6	政策経営部	ＤＸ戦略課	葛飾区デジタル推進支援業務委託（債務負担行為）	株式会社チェンジ	令和５年度(2023) ～令和６年度(2024)	35,360,160	17,680,080	—
7	政策経営部	ＤＸ戦略課	葛飾区ＤＸ推進支援業務委託（債務負担行為）	シンプレクス株式会社	令和７年度(2025) ～令和９年度(2027)	301,840,000	—	97,416,000
8	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	新庁舎窓口サービス業務フロー作成等委託	アビームコンサルティング株式会社	令和６年度(2024)	16,500,000	16,500,000	—
9	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	新庁舎執務環境基本レイアウト図（素案）作成等業務委託	株式会社オカムラ　日本橋支店	令和６年度(2024)	10,010,000	10,010,000	—
10	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	葛飾区総合庁舎敷地測量等委託	有限会社伊藤測量事務所	令和６年度(2024)	7,893,600	7,893,600	—
11	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	立石駅北口地区第一種市街地再開発事業東街区施設建築物の不動産評価業務委託	一般財団法人日本不動産研究所 本社事業部	令和６年度(2024)	3,202,100	3,202,100	—
12	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	立石駅北口地区第一種市街地再開発事業東街区施設建築物の不動産評価業務委託	株式会社共立鑑定所	令和６年度(2024)	3,833,500	3,833,500	—
13	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	葛飾区新庁舎窓口サービス改善検討業務支援委託	みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社	令和７年度(2025)	19,800,000	—	19,800,000
14	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	新庁舎基本レイアウト図作成等業務委託	株式会社イトーキ 市場別営業統括部	令和７年度(2025)	9,900,000	—	9,900,000
15	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	新庁舎窓口サービス改善に向けたアンケート調査業務委託	株式会社社会構想研究所	令和７年度(2025)	1,100,000	—	1,100,000
16	総務部	人権推進課	葛飾区男女平等推進計画（第７次）策定支援業務委託	株式会社グリーンエコ東京事務所	令和７年度(2025)	4,840,000	—	4,840,000
17	施設部	施設管理課	旧小谷野小学校敷地活用基本構想・基本計画策定業務支援委託（債務負担行為）	パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	17,066,500	9,256,500	7,810,000
18	施設部	施設管理課	旧小菅保育園跡地擁壁調査等業務委託（債務負担行為）	株式会社東光コンサルタンツ 本社事業部	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	8,250,000	2,365,000	5,885,000
19	地域振興部	危機管理課	葛飾区福祉避難所実態調査等業務委託	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 関東支社	令和６年度(2024)	2,695,000	2,695,000	—
20	地域振興部	危機管理課	葛飾区福祉避難所整備方針策定支援業務委託	一般財団法人ＡＶＣＣ	令和７年度(2025)	2,860,000	—	2,860,000
21	地域振興部	危機管理課	母子支援防災セミナー委託	日本ミクニヤ株式会社	令和６年度(2024)	297,000	297,000	—
22	地域振興部	危機管理課	母子支援防災セミナー委託	日本ミクニヤ株式会社	令和７年度(2025)	326,700	—	326,700

（単位:円）

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和６年度(2024)決算額	令和７年度(2025)決算額
23	地域振興部	危機管理課	葛飾区水害BCP改定支援及び令和８年度水害図上訓練シナリオ等作成支援業務委託	株式会社パスコ 東京支店	令和７年度(2025)	9,460,000	—	9,460,000
24	地域振興部	運用訓練担当課	令和６年度葛飾区水害図上訓練業務委託	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	令和６年度(2024)	12,000,000	12,000,000	—
25	地域振興部	運用訓練担当課	令和７年度震災図上訓練実施支援業務委託	株式会社総合防災ソリューション	令和７年度(2025)	8,745,000	—	8,745,000
26	地域振興部	地域防災担当課	学校避難所運営支援業務委託	公益財団法人市民防災研究所	令和６年度(2024)	1,000,000	1,000,000	—
27	地域振興部	地域防災担当課	学校避難所運営支援業務委託	公益財団法人市民防災研究所	令和７年度(2025)	1,000,000	—	1,000,000
28	地域振興部	地域防災担当課	堀切地区地域防災会議設置運営等支援業務委託	株式会社マヌ都市建築研究所	令和６年度(2024)	1,980,000	1,980,000	—
29	地域振興部	地域防災担当課	金町地区・奥戸地区地域別地域防災会議運営等支援業務委託	公益財団法人市民防災研究所	令和７年度(2025)	2,400,000	—	2,400,000
30	地域振興部	生活安全担当課	葛飾区街頭防犯カメラ設置及び運用方針策定業務支援委託	キング通信工業株式会社	令和６年度(2024)	7,480,000	7,480,000	—
31	地域振興部	文化国際課	（仮称）かつしかアート・カルチャー基本方針策定業務支援委託	株式会社アネトス地域計画	令和６年度(2024)	1,980,000	1,980,000	—
32	産業観光部	観光課	柴又地域観光拠点施設における家具等検討支援業務委託	コクヨマーケティング株式会社	令和６年度(2024)	495,000	495,000	—
33	産業観光部	観光課	亀有三丁目駐車場用地の利活用に関する支援業務委託	コスモコンサルタンツ株式会社	令和６年度(2024)	490,062	490,062	—
34	産業観光部	観光課	観光バス駐車場候補地軌跡検討委託	コスモコンサルタンツ株式会社	令和６年度(2024)	293,700	293,700	—
35	産業観光部	観光課	葛飾区観光経済実態調査委託	株式会社サーベイリサーチセンター	令和７年度(2025)	20,900,000	—	20,900,000
36	環境部	環境課	（仮称）全国みどりと花のフェアかつしか基本計画策定支援業務委託（債務負担行為）	株式会社エヌ・ティ・ティ・アド	令和５年度(2023) ～令和６年度(2024)	49,894,350	19,995,250	—
37	環境部	環境課	「（仮称）全国みどりと花のフェアかつしか」警備計画基礎調査等業務委託	株式会社エヌ・ティ・ティ・アド	令和６年度(2024)	4,114,000	4,114,000	—
38	環境部	環境課	「全国みどりと花のフェアかつしか」実施計画策定支援及び業務支援等委託	株式会社エヌ・ティ・ティ・アド	令和６年度(2024)	98,524,800	98,524,800	—
39	環境部	リサイクル清掃課	一般廃棄物処理基本計画見直しに係る基礎調査業務委託	株式会社杉山・栗原環境事務所	令和６年度(2024)	10,769,000	10,769,000	—
40	環境部	リサイクル清掃課	葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第４次）改定支援業務委託	株式会社グリーンエコ 東京事務所	令和７年度(2025)	4,850,000	—	4,850,000
41	福祉部	福祉管理課	避難支援体制構築等委託	MS＆ADインターリスク総研株式会社	令和７年度(2025)	20,022,310	—	20,022,310
42	福祉部	高齢者支援課	（仮称）葛飾区認知症施策推進計画策定等支援業務委託（債務負担行為）	ジェイエムシー株式会社	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	9,247,700	2,449,700	6,798,000
43	健康部	地域保健課	大規模水害時における災害拠点病院ＢＣＰ策定支援業務委託	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 関東支社	令和６年度(2024)	5,533,000	5,533,000	—
44	健康部	地域保健課	令和６年度医療救護訓練支援委託	一般財団法人ＡＶＣＣ	令和６年度(2024)	1,210,000	1,210,000	—
45	健康部	地域保健課	災害拠点病院業務継続計画（ＢＣＰ）風水害版検証訓練支援委託	一般財団法人ＡＶＣＣ	令和６年度(2024)	1,254,000	1,254,000	—

（単位：円）

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和６年度（2024）決算額	令和７年度（2025）決算額
46	健康部	地域保健課	葛飾区健康増進計画等策定支援業務委託	アビームコンサルティング株式会社	令和６年度(2024)	5,060,000	5,060,000	—
47	健康部	地域保健課	大規模水害時における災害拠点病院BCP策定支援業務委託	中央開発株式会社 東京支社	令和７年度(2025)	4,708,000	—	4,708,000
48	健康部	地域保健課	令和７年度葛飾区医療救護訓練支援委託	一般財団法人ＡＶＣＣ	令和７年度(2025)	1,540,000	—	1,540,000
49	健康部	地域保健課	災害拠点病院業務継続計画（BCP）風水害版検証訓練支援委託	一般財団法人ＡＶＣＣ	令和７年度(2025)	1,430,000	—	1,430,000
50	子育て支援部	子ども・若者担当課	（仮称）「葛飾区子ども総合計画」策定支援業務等委託（債務負担行為）	日本コンサルタントシステム株式会社	令和５年度(2023) ～令和６年度(2024)	22,343,830	7,669,530	—
51	子育て支援部	子ども・若者担当課	葛飾区居場所に関する需要及び供給調査等委託	有限責任監査法人トーマツ	令和７年度(2025)	2,850,000	—	2,850,000
52	子育て支援部	子育て施設支援課	保育施設等業務継続計画（ＢＣＰ）等策定支援等業務委託	株式会社富士通総研	令和６年度(2024)	10,406,892	10,406,892	—
53	子育て支援部	子育て施設支援課	保育施設等指導検査（会計経理）支援業務委託	ＣＴＳ監査法人 東京事務所	令和６年度(2024)	10,890,000	10,890,000	—
54	子育て支援部	子育て施設支援課	葛飾区保育施設等業務継続計画（ＢＣＰ）等検証訓練の企画・実施委託	一般財団法人ＡＶＣＣ	令和７年度(2025)	13,200,000	—	13,200,000
55	子育て支援部	子育て施設支援課	保育施設等指導検査（会計経理）支援業務委託	ＣＴＳ監査法人 東京事務所	令和７年度(2025)	10,874,000	—	10,874,000
56	都市整備部	調整課	葛飾区移動等円滑化促進方針策定業務支援委託（債務負担行為）	セントラルコンサルタント株式会社 東京事業本部	令和５年度(2023) ～令和６年度(2024)	24,673,000	14,949,000	—
57	都市整備部	かわまちづくり担当課	中川かわまちづくり金町拠点整備基本設計委託	株式会社建設技術研究所 東京本社	令和６年度(2024)	25,619,000	25,619,000	—
58	都市整備部	かわまちづくり担当課	土壌汚染地歴調査委託	ジオテクノス株式会社	令和６年度(2024)	1,595,000	1,595,000	—
59	都市整備部	かわまちづくり担当課	葛飾中川かわまちづくり計画推進支援業務委託	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 関東支社	令和６年度(2024)	8,382,000	8,382,000	—
60	都市整備部	かわまちづくり担当課	中川かわまちづくり金町拠点整備実施設計委託（債務負担行為）	株式会社テイコク 東京支社	令和７年度(2025) ～令和８年度(2026)	27,511,000	—	8,200,000
61	都市整備部	かわまちづくり担当課	中川かわまちづくり金町拠点等船着場整備基本計画委託	株式会社建設技術研究所 東京本社	令和７年度(2025)	7,920,000	—	7,920,000
62	都市整備部	かわまちづくり担当課	中川かわまちづくり金町拠点照明設備等設置実施設計委託	株式会社建設技術研究所 東京本社	令和７年度(2025)	5,297,600	—	5,297,600
63	都市整備部	かわまちづくり担当課	土壌汚染概況調査委託	株式会社アガック	令和７年度(2025)	3,537,763	—	3,537,763
64	都市整備部	かわまちづくり担当課	葛飾中川かわまちづくり計画推進支援業務委託	八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部	令和７年度(2025)	7,496,830	—	7,496,830
65	都市整備部	交通政策課	令和６年度葛飾区循環バス路線等導入検討委託	社会システム株式会社	令和６年度(2024)	7,780,000	7,780,000	—
66	都市整備部	交通政策課	令和６年度葛飾区地域主体交通（グリーンスローモビリティ）導入検討委託	大日本ダイヤコンサルタント株式会社 東京事務所	令和６年度(2024)	4,519,900	4,519,900	—
67	都市整備部	交通政策課	葛飾区地域公共交通計画策定業務支援委託（債務負担行為）	株式会社ケー・シー・エス 東京支社	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	23,045,000	15,598,000	7,447,000
68	都市整備部	交通政策課	令和７年度葛飾区地域公共交通検討委託	社会システム株式会社	令和７年度(2025)	5,181,000	—	5,181,000

（単位：円）

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和６年度（2024）決算額	令和７年度（2025）決算額
69	都市整備部	交通政策課	令和７年度葛飾区小型車両活用デマンド交通事業（かつライド）導入検討委託	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 関東支社	令和７年度(2025)	6,592,000	—	6,592,000
70	都市整備部	新交通推進担当課	令和６年度新金線旅客化検討委員会等支援委託	一般財団法人運輸総合研究所	令和６年度(2024)	32,989,000	32,989,000	—
71	都市整備部	新交通推進担当課	令和７年度新金線旅客化検討業務支援委託	一般財団法人運輸総合研究所	令和７年度(2025)	38,665,000	—	38,665,000
72	都市整備部	交通政策課	（仮称）西井堀第一自転車駐車場整備に関する事業手法調査委託	国際航業株式会社 東京支店	令和７年度(2025)	8,767,000	—	8,767,000
73	都市整備部	都市計画課	葛飾区震災復興まちづくり訓練及びフォローアップ訓練運営等支援業務委託	株式会社地域計画連合	令和６年度(2024)	9,266,000	9,266,000	—
74	都市整備部	都市計画課	葛飾区震災復興まちづくり訓練運営等支援業務委託	株式会社地域計画連合	令和７年度(2025)	14,363,000	—	14,363,000
75	都市整備部	都市計画課	（仮称）葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定支援業務委託（債務負担行為）	株式会社創建 東京本部	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	21,098,000	10,978,000	10,120,000
76	都市整備部	都市計画課	葛飾区区民参加による街づくり推進条例支援制度拡充検討委託	株式会社首都圏総合計画研究所	令和６年度(2024)	5,533,000	5,533,000	—
77	都市整備部	都市計画課	葛飾区区民参加による街づくり推進条例支援制度拡充検討委託（その2）	昭和株式会社 東京支社	令和７年度(2025)	7,447,000	—	7,447,000
78	都市整備部	都市計画課	柴又重要文化的景観におけるまちづくりの基礎調査・検討委託	株式会社エックス都市研究所	令和７年度(2025)	8,054,200	—	8,054,200
79	都市整備部	街づくり推進担当課	西新小岩五丁目地区街づくり推進業務支援委託（債務負担行為）	ＮｉＸ　ＪＡＰＡＮ株式会社 足立営業所	令和５年度(2023) ～令和６年度(2024)	14,300,000	4,400,000	—
80	都市整備部	街づくり推進担当課	堀切地区街づくり推進業務等委託	株式会社シティ・プランニング	令和６年度(2024)	6,919,000	6,919,000	—
81	都市整備部	街づくり推進担当課	堀切地区街づくり推進業務等委託	ＮｉＸ　ＪＡＰＡＮ株式会社 東京本社	令和７年度(2025)	8,690,000	—	8,690,000
82	都市整備部	街づくり推進担当課	小菅一丁目地区街づくり推進業務委託	ＮｉＸ　ＪＡＰＡＮ株式会社 東京本社	令和７年度(2025)	6,270,000	—	6,270,000
83	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅周辺エリアマネジメント推進支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和６年度(2024)	8,327,000	8,327,000	—
84	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅周辺エリアマネジメント活動支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和６年度(2024)	5,496,000	5,496,000	—
85	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅北口地区街づくり事業化支援業務委託	株式会社首都圏総合計画研究所	令和６年度(2024)	4,730,000	4,730,000	—
86	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅南口地区街づくり事業化支援業務委託	株式会社日本インシーク 東京本社営業部	令和６年度(2024)	4,950,000	4,950,000	—
87	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅周辺エリアマネジメント推進支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和７年度(2025)	12,045,000	—	12,045,000
88	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅北口地区街づくり事業化支援業務委託	株式会社総合環境計画	令和７年度(2025)	4,950,000	—	4,950,000
89	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅南口地区街づくり事業化支援業務委託	株式会社日本インシーク 東京本社営業部	令和７年度(2025)	4,537,500	—	4,537,500
90	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区理科大学通りほか拡幅基本設計委託	株式会社ニュージェック 関東支店	令和６年度(2024)	15,367,000	15,367,000	—
91	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅周辺地区エリアマネジメント推進支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和６年度(2024)	12,441,000	12,441,000	—

（単位：円）

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和６年度（2024）決算額	令和７年度（2025）決算額
92	都市整備部	金町街づくり担当課	東金町一丁目西地区地区計画変更案策定業務支援委託	株式会社エイト日本技術開発東京支社	令和６年度(2024)	8,470,000	8,470,000	—
93	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区基盤整備に伴う用地取得手法検討業務委託	日本測地設計株式会社	令和６年度(2024)	5,555,000	5,555,000	—
94	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区理科大学通りほか拡幅基本設計委託（その２）	株式会社東光コンサルタンツ本社事業部	令和７年度(2025)	19,948,500	—	19,948,500
95	都市整備部	金町街づくり担当課	東金町一丁目西地区地区計画変更案策定業務支援委託（その２）	株式会社エイト日本技術開発東京支社	令和７年度(2025)	8,228,000	—	8,228,000
96	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区理科大学通り用地測量・地歴調査業務委託	株式会社塩崎テクノブレイン東京支社	令和７年度(2025)	10,370,800	—	10,370,800
97	都市整備部	金町街づくり担当課	理科大学通り拡幅整備に向けた事業化検討支援業務委託	株式会社ＮＩＳＳＯ葛飾支店	令和７年度(2025)	4,980,000	—	4,980,000
98	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅圏バリアフリー基本構想改定に係る調査検討業務委託	中央コンサルタンツ株式会社東京支店	令和７年度(2025)	4,290,000	—	4,290,000
99	都市整備部	金町街づくり担当課	東金町一丁目地中埋設物撤去計画検討業務委託	株式会社東光コンサルタンツ本社事業部	令和７年度(2025)	5,989,500	—	5,989,500
100	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅周辺地区エリアマネジメント推進支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和７年度(2025)	12,947,000	—	12,947,000
101	都市整備部	立石駅南街づくり担当課	立石駅周辺地区街づくり検討業務委託（債務負担行為）	株式会社首都圏総合計画研究所	令和５年度(2023)～令和７年度(2025)	32,780,000	12,479,500	12,479,500
102	都市整備部	高砂・鉄道立体担当課	高砂駅周辺地区街づくり検討業務委託	株式会社都市計画２１	令和６年度(2024)	22,100,000	22,100,000	—
103	都市整備部	高砂・鉄道立体担当課	京成高砂駅北口地区再開発等事業化検討調査委託	株式会社タカハ都市科学研究所	令和６年度(2024)	16,060,000	16,060,000	—
104	都市整備部	高砂・鉄道立体担当課	高砂駅周辺地区街づくり検討業務委託（その２）	株式会社都市計画２１	令和７年度(2025)	22,636,900	—	22,636,900
105	都市整備部	高砂・鉄道立体担当課	京成高砂駅北口地区再開発等事業化検討調査委託（その２）	株式会社タカハ都市科学研究所	令和７年度(2025)	13,900,000	—	13,900,000
106	都市整備部	高砂・鉄道立体担当課	高砂駅周辺地区交通ネットワーク改善に係る技術支援業務委託	中央コンサルタンツ株式会社東京支店	令和７年度(2025)	15,620,000	—	15,620,000
107	都市整備部	密集地域整備担当課	密集事業用地補償総合技術業務委託（単価契約）（長期継続契約）	株式会社ＮＩＳＳＯ葛飾支店	令和５年度(2023)～令和６年度(2024)	42,900,000	19,721,528	—
108	都市整備部	密集地域整備担当課	堀切二丁目周辺及び四丁目地区事業推進等業務委託	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部	令和６年度(2024)	194,984,900	194,984,900	—
109	都市整備部	密集地域整備担当課	西新小岩五丁目地区不燃領域率調査委託	株式会社マヌ都市建築研究所	令和６年度(2024)	484,000	484,000	—
110	都市整備部	密集地域整備担当課	不燃化特区における不燃領域率調査委託	株式会社地域計画連合	令和６年度(2024)	1,298,000	1,298,000	—
111	都市整備部	密集地域整備担当課	密集事業用地補償総合技術業務委託（単価契約）（債務負担行為）	株式会社ＮＩＳＳＯ葛飾支店	令和６年度(2024)～令和８年度(2026)	81,057,900	14,636,684	13,847,532
112	都市整備部	密集地域整備担当課	密集事業延伸計画作成等業務委託	ランドブレイン株式会社	令和６年度(2024)	4,224,000	4,224,000	—
113	都市整備部	密集地域整備担当課	四つ木二丁目公園（仮称）新設工事家屋事後調査委託	株式会社中央クリエイト東京支店	令和６年度(2024)	480,480	480,480	—
114	都市整備部	密集地域整備担当課	密集事業用地補償総合技術業務委託（単価契約）（債務負担行為）	株式会社塩崎テクノブレイン東京支社	令和７年度(2025)～令和８年度(2026)	39,496,101	—	2,210,462

（単位：円）

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和６年度(2024)決算額	令和７年度(2025)決算額
115	都市整備部	密集地域整備担当課	不燃領域率調査委託	株式会社地域計画連合	令和７年度(2025)	2,145,000	—	2,145,000
116	都市整備部	密集地域整備担当課	堀切二丁目周辺及び四丁目地区事業推進等業務委託	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部	令和７年度(2025)	177,507,000	—	177,507,000
117	都市整備部	密集地域整備担当課	西新小岩五丁目土壌汚染調査委託	株式会社サンコー環境調査センター 江東営業所	令和７年度(2025)	1,383,800	—	1,383,800
118	都市整備部	密集地域整備担当課	整備地域現況データ集計業務委託	株式会社地域計画連合	令和７年度(2025)	297,910	—	297,910
119	都市整備部	住環境整備課	葛飾区空家等現地調査業務委託（単価契約）	株式会社ゼンリン	令和６年度(2024)	2,134,000	2,133,999	—
120	都市整備部	住環境整備課	葛飾区空家等現地調査業務委託（単価契約）	株式会社ヤチホ	令和７年度(2025)	1,980,000	—	1,980,000
121	都市整備部	住環境整備課	葛飾区空家等対策計画改定業務支援委託	株式会社住宅・都市問題研究所	令和６年度(2024)	4,500,000	4,500,000	—
122	都市整備部	住環境整備課	葛飾区マンション管理適正化推進計画に基づく外観調査等業務委託（単価契約）	一般社団法人東京都マンション管理士会	令和６年度(2024)	206,800	69,300	—
123	都市整備部	住環境整備課	マンションアウトリーチ型支援等業務委託（単価契約）	一般社団法人東京都マンション管理士会	令和７年度(2025)	446,710	—	440,000
124	都市整備部	住環境整備課	管理計画認定取得のための事務手続支援等業務委託（単価契約）	一般社団法人東京都マンション管理士会	令和７年度(2025)	491,040	—	216,480
125	都市整備部	建築課	一般緊急輸送道路沿道建築物普及啓発活動支援業務委託	特定非営利活動法人　耐震総合安全機構	令和６年度(2024)	4,132,700	4,132,700	—
126	都市整備部	建築課	ブロック塀等普及啓発活動支援業務委託	一般社団法人　葛飾区建築設計事務所協会	令和６年度(2024)	3,431,450	3,431,450	—
127	都市整備部	建築課	一般緊急輸送道路沿道建築物普及啓発活動支援業務委託	特定非営利活動法人　耐震総合安全機構	令和７年度(2025)	3,331,200	—	3,331,200
128	都市整備部	建築課	ブロック塀等普及啓発活動支援業務委託	一般社団法人　葛飾区建築設計事務所協会	令和７年度(2025)	3,761,450	—	3,761,450
129	都市整備部	道路管理課	堀切五丁目物件調査・和解金算定・和解説明業務委託（単価契約）（長期継続契約）	株式会社ＮＩＳＳＯ 葛飾支店	令和５年度(2023) ～令和７年度(2025)	61,930,000	3,416,776	2,175,394
130	都市整備部	道路管理課	不法占用物件に係る調査説明業務委託（単価契約）	株式会社ＵＲリンケージ	令和６年度(2024)	3,440,000	3,656,884	—
131	都市整備部	道路管理課	不法占用物件に係る調査説明業務委託（単価契約）	株式会社ＵＲリンケージ	令和７年度(2025)	4,421,812	—	3,736,746
132	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第138号線（南水元西）に係る区分所有建物の補償説明等業務委託（単価契約）（長期継続契約）	株式会社ランド・コンサルタント	令和４年度(2022) ～令和６年度(2024)	18,514,584	1,889,740	—
133	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第138号線及び補助第261号線（南水元西）道路整備計画検討（その２）委託	中央コンサルタンツ株式会社 東京支店	令和６年度(2024)	5,492,300	5,492,300	—
134	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助264号線（細田西）立石大通踏切拡幅工事の施行に関する検証業務委託（債務負担行為）	公益社団法人日本交通計画協会	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	7,106,000	2,816,000	4,290,000
135	都市整備部	道路建設課	都市計画道路事業補助第264号線及び補助第281号線（環七付近）物件調査及び補償金算定業務委託	株式会社塩崎テクノブレイン 東京支社	令和６年度(2024)	5,225,000	5,225,000	—
136	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第279号線（高砂）物件調査・補償金算定及び補償説明業務委託（単価契約）（債務負担行為）	東電用地株式会社	令和６年度(2024) ～令和８年度(2026)	40,103,072	15,959,256	11,441,368
137	都市整備部	道路建設課	都市計画道路区画街路第4号線（四つ木東）補償説明業務委託（単価契約）	東電用地株式会社	令和６年度(2024)	5,464,800	5,464,800	—

（単位：円）

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和６年度(2024)決算額	令和７年度(2025)決算額
138	都市整備部	道路建設課	都市計画道路区画街路第4号線（四つ木西）物件調査・補償金算定及び補償説明業務委託（単価契約）（債務負担行為）	東電用地株式会社	令和６年度(2024) ～令和８年度(2026)	47,715,130	9,292,080	13,519,076
139	都市整備部	道路建設課	都市計画道路区画街路第6号線（四つ木）物件調査・補償金算定及び補償説明業務委託（単価契約）（債務負担行為）	株式会社オオバ 東京支店	令和６年度(2024) ～令和８年度(2026)	37,257,000	8,193,088	10,774,788
140	都市整備部	道路建設課	都市計画道路の整備に関する調査委託（債務負担行為）	株式会社ケー・シー・エス 東京支社	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	9,295,000	3,091,000	6,204,000
141	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第138号線（南水元西）に係る区分所有建物の補償説明等業務委託（単価契約）（債務負担行為）	株式会社ランド・コンサルタント	令和７年度(2025) ～令和９年度(2027)	18,437,100	—	490,600
142	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第138号線及び補助第261号線（南水元西）道路整備計画検討（その3）委託	中央コンサルタンツ株式会社 東京支店	令和７年度(2025)	5,390,000	—	5,390,000
143	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助264号線（細田西）立石大通踏切拡幅工事の施行に関する検証業務委託	公益社団法人日本交通計画協会	令和７年度(2025)	1,925,000	—	1,925,000
144	都市整備部	道路建設課	都市計画道路区画街路第4号線（四つ木東）補償説明業務委託（単価契約）	東電用地株式会社	令和７年度(2025)	6,706,260	—	5,217,960
145	都市整備部	道路補修課	令和６年度　空洞調査委託	株式会社テイコク 東京支社	令和６年度(2024)	22,689,700	22,689,700	—
146	都市整備部	道路補修課	令和６年度　ひび割れ率調査業務委託	国際航業株式会社 東京支店	令和６年度(2024)	8,966,199	8,966,199	—
147	都市整備部	道路補修課	令和６年度　路面性状調査委託	株式会社パスコ 東京支店	令和６年度(2024)	10,142,000	10,142,000	—
148	都市整備部	道路補修課	亀有駅南口周辺風環境調査委託	八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部	令和６年度(2024)	4,631,000	4,631,000	—
149	都市整備部	道路補修課	南水元四丁目ほか集水桝・取付管調査委託	株式会社水十水工業	令和６年度(2024)	7,920,000	7,920,000	—
150	都市整備部	道路補修課	奥戸五丁目ほか集水桝・取付管調査委託	株式会社水十水工業	令和６年度(2024)	5,050,000	5,050,000	—
151	都市整備部	道路補修課	橋梁長寿命化修繕計画更新委託	リテックエンジニアリング株式会社	令和６年度(2024)	10,311,400	10,311,400	—
152	都市整備部	道路補修課	奥戸橋RC床版調査（その２）委託	株式会社キミコン 東京支店	令和６年度(2024)	6,820,000	6,820,000	—
153	都市整備部	道路補修課	八剱橋橋梁架替工事に伴う単価特別調査委託	太洋エンジニアリング株式会社 東京支社	令和６年度(2024)	473,000	473,000	—
154	都市整備部	道路補修課	八剱橋橋梁架替工事に伴う単価特別調査（その２）委託	太洋エンジニアリング株式会社 東京支社	令和６年度(2024)	319,000	319,000	—
155	都市整備部	道路補修課	細田橋架替予備調査（その２）委託	株式会社建設技術研究所 東京本社	令和６年度(2024)	12,199,000	12,199,000	—
156	都市整備部	道路補修課	街路灯腐食調査委託	有限会社山崎塗装工業所	令和６年度(2024)	1,770,000	1,770,000	—
157	都市整備部	道路補修課	私道防犯灯設置箇所調査等委託	株式会社ゼンリン 東京第一支社	令和６年度(2024)	6,215,000	6,215,000	—
158	都市整備部	道路補修課	令和７年度　路面下空洞調査委託	国際航業株式会社 東京支店	令和７年度(2025)	23,320,000	—	23,320,000
159	都市整備部	道路補修課	令和７年度　ひび割れ率調査業務委託	国際航業株式会社 東京支店	令和７年度(2025)	10,202,500	—	10,202,500
160	都市整備部	道路補修課	西亀有四丁目ほか集水桝・取付管調査委託	株式会社水十水工業	令和７年度(2025)	7,330,000	—	7,330,000

（単位：円）

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和６年度(2024)決算額	令和７年度(2025)決算額
161	都市整備部	道路補修課	新宿五丁目ほか集水桝・取付管調査委託	株式会社水十水工業	令和７年度(2025)	5,489,000	—	5,489,000
162	都市整備部	道路補修課	街路灯腐食調査委託	有限会社山崎塗装工業所	令和７年度(2025)	2,498,001	—	2,498,001
163	都市整備部	道路補修課	私道防犯灯設置箇所調査等委託	大同情報技術株式会社	令和７年度(2025)	6,160,000	—	6,160,000
164	都市整備部	公園課	水元小合溜動植物等環境調査委託	株式会社セルコ	令和６年度(2024)	1,364,000	1,364,000	—
165	都市整備部	公園課	水元小合溜特定外来生物等捕獲調査委託（単価契約）	特定非営利活動法人水元ネイチャープロジェクト	令和６年度(2024)	2,875,000	2,696,816	—
166	都市整備部	公園課	堀切菖蒲園圃場土壌調査委託	株式会社クレアテラ	令和６年度(2024)	572,000	572,000	—
167	都市整備部	公園課	新小岩公園再整備土壌汚染調査業務委託	株式会社環境管理センター　技術センター	令和６年度(2024)	12,980,000	12,980,000	—
168	都市整備部	公園課	葛飾あらかわ水辺公園再整備事業実現性検証委託	株式会社総合設計研究所	令和６年度(2024)	8,030,000	8,030,000	—
169	都市整備部	公園課	間栗公園既存建築物調査等業務委託	株式会社象地域設計	令和６年度(2024)	2,970,000	2,970,000	—
170	都市整備部	公園課	お花茶屋公園ほか地歴調査業務委託	株式会社ウコー	令和６年度(2024)	1,529,000	1,529,000	—
171	都市整備部	公園課	公園等整備の基本的な考え方検討業務委託	株式会社パスコ 東京支店	令和６年度(2024)	12,045,000	12,045,000	—
172	都市整備部	公園課	水元小合溜河川環境改善（既存施設健全度）調査等委託（債務負担行為）	日本水工設計株式会社 東京支社	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	6,435,000	1,980,000	4,455,000
173	都市整備部	公園課	新小岩公園再整備地下水調査等業務委託	株式会社環境総合リサーチ 東京事業所	令和６年度(2024)	1,727,000	1,727,000	—
174	都市整備部	公園課	新宿交通公園リニューアル実施計画策定支援業務委託（債務負担行為）	八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部	令和６年度(2024) ～令和８年度(2026)	29,084,000	0	0
175	都市整備部	公園課	水元小合溜特定外来生物等捕獲調査委託（単価契約）	特定非営利活動法人水元ネイチャープロジェクト	令和７年度(2025)	2,631,000	—	1,839,570
176	都市整備部	公園課	水元小合溜動植物等環境調査委託	株式会社セルコ	令和７年度(2025)	1,364,000	—	1,364,000
177	都市整備部	公園課	水元小合溜水生植物等環境調査業務委託	株式会社セルコ	令和７年度(2025)	499,400	—	499,400
178	都市整備部	公園課	水元小合溜河川環境改善（既存老朽物）改修計画策定等委託	日本水工設計株式会社 東京支社	令和７年度(2025)	8,580,000	—	8,580,000
179	都市整備部	公園課	新小岩公園再整備土壌汚染詳細調査等業務委託	株式会社環境総合リサーチ 東京事業所	令和７年度(2025)	39,708,900	—	39,708,900
180	都市整備部	公園課	新宿交通公園土壌汚染調査業務委託	株式会社環境管理センター 技術センター	令和７年度(2025)	7,139,000	—	7,139,000
181	教育委員会事務局	学校施設課	（仮称）葛飾区学校施設整備指針策定業務支援委託	株式会社ファインコラボレート研究所	令和６年度(2024)	12,500,730	12,500,730	—
182	教育委員会事務局	学校施設整備担当課	東四つ木地域学校適正規模検討業務支援委託（債務負担行為）	株式会社あい設計 東京支社	令和５年度(2023) ～令和６年度(2024)	19,800,000	11,671,000	—
183	教育委員会事務局	学校施設整備担当課	葛飾区立学校改築・統合検討業務支援委託（債務負担行為）	株式会社長大 東京支社	令和５年度(2023) ～令和７年度(2025)	23,056,000	16,082,000	5,368,000

（単位：円）

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和６年度（2024）決算額	令和７年度（2025）決算額
184	教育委員会事務局	学校施設整備担当課	令和７年度葛飾区立学校改築業務支援委託	株式会社建設技術研究所 東京本社	令和７年度(2025)	14,740,000	—	14,740,000
185	教育委員会事務局	学校教育推進担当課	（仮称）第２次かつしか教育情報化推進プラン策定及び教育情報化推進に係る支援業務委託（債務負担行為）	株式会社ＪＭＣ	令和４年度(2022) ～令和６年度(2024)	18,912,850	5,014,900	—
186	教育委員会事務局	学校教育推進担当課	教育情報化推進及び次期学校教育総合システムに係る支援業務委託（債務負担行為）	株式会社エー・アンド・ディ	令和７年度(2025) ～令和９年度(2027)	22,110,000	—	7,370,000
187	教育委員会事務局	生涯学習課	葛飾柴又の文化的景観整備推進事業支援業務委託	株式会社マヌ都市建築研究所	令和６年度(2024)	12,210,000	12,210,000	—
188	教育委員会事務局	生涯学習課	葛飾区郷土と天文の博物館天文エリア展示・プラネタリウム改修　基本構想及び基本計画策定支援業務委託	株式会社乃村工藝社	令和６年度(2024)	3,135,000	3,135,000	—
189	教育委員会事務局	生涯学習課	重要な構成要素建造物保存活用可能性調査委託	クロスワンコンサルティング株式会社	令和７年度(2025)	299,970	—	299,970
190	教育委員会事務局	生涯スポーツ課	水元公園スケートボード広場基本計画策定業務委託	株式会社　創建 東京本部	令和７年度(2025)	9,460,000	—	9,460,000
191	教育委員会事務局	中央図書館	葛飾区立図書館運営に係る支援業務	株式会社図書館総合研究所	令和６年度(2024)	3,216,400	3,216,400	—
192	教育委員会事務局	中央図書館	葛飾区立図書館運営に係る支援業務	株式会社図書館総合研究所	令和７年度(2025)	3,850,000	—	3,850,000

52　夏季休業中の学校別水泳指導実施状況〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕

（単位:日）

No.	学校名	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
1	本田小学校	0	0
2	葛飾小学校	0	0
3	梅田小学校	5	0
4	南綾瀬小学校	3	3
5	上千葉小学校	0	0
6	堀切小学校	3	0
7	奥戸小学校	0	0
8	上平井小学校	0	0
9	二上小学校	0	0
10	小松南小学校	0	0
11	高砂小学校	4	0
12	新宿小学校	0	0
13	住吉小学校	0	0
14	亀青小学校	5	4
15	道上小学校	0	0
16	金町小学校	0	0
17	末広小学校	0	0
18	柴又小学校	0	0
19	鎌倉小学校	0	0
20	水元小学校	0	0
21	こすげ小学校	0	0
22	半田小学校	0	0
23	宝木塚小学校	0	0
24	青戸小学校	0	0

No.	学校名	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
25	清和小学校	0	0
26	中之台小学校	0	0
27	綾南小学校	1	0
28	川端小学校	0	0
29	北野小学校	0	0
30	白鳥小学校	0	0
31	松上小学校	0	0
32	西小菅小学校	0	0
33	柴原小学校	8	9
34	中青戸小学校	10	10
35	南奥戸小学校	0	0
36	東綾瀬小学校	0	0
37	原田小学校	0	0
38	東柴又小学校	0	0
39	飯塚小学校	0	0
40	西亀有小学校	0	0
41	花の木小学校	0	0
42	上小松小学校	0	0
43	幸田小学校	0	0
44	細田小学校	0	0
45	東金町小学校	0	0
46	東水元小学校	0	0
47	よつぎ小学校	10	3
48	東四つ木小学校	0	0

No.	学校名	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
1	本田中学校	3	0
2	金町中学校	0	0
3	水元中学校	3	3
4	新宿中学校	3	3
5	奥戸中学校	3	3
6	綾瀬中学校	2	2
7	上平井中学校	3	3
8	中川中学校	3	3
9	桜道中学校	4	4
10	堀切中学校	0	2
11	双葉中学校	0	0
12	大道中学校	0	0
13	四ツ木中学校	2	0
14	小松中学校	3	0
15	亀有中学校	4	3
16	立石中学校	0	3
17	常盤中学校	3	3
18	一之台中学校	3	3
19	青戸中学校	3	3
20	青葉中学校	0	0
21	高砂中学校	3	3
22	東金町中学校	0	0
23	葛美中学校	0	0
24	新小岩中学校	6	6

注　実施日数を記載

53　夏季休業中の一時学童保育実績（クラブ別受入人数）〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕
（各年度８月31日現在）

公立学童保育クラブ

名称	令和７年度（2025）							令和８年度（2026）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
幸田	1					1	2							
花の木	1						1							
東金町														
末広（拡大）									1	16	2			19
柴又	1						1	1						1
新柴又		1	3	1			5			2				2
高砂														
鎌倉	5						5	2						2
南奥戸	1						1		1					1
西奥戸	2	1					3	2		2				4
東奥戸	1		1				2				1			1
西亀有														
亀有	3						3							
中道	2						2							
青戸	1	4					5		3	2				5
青戸中央											1			1
梅田			1				1	1		1				2
宝町	2						2		1					1
堀切														
東堀切	1						1		1					1

夏季一時（出張型）

西亀有小学校		5		11			16							
住吉小学校		2	3	13	1		19							
奥戸小学校									22	21	8	2		53
計	21	13	8	25	1	1	69	6	29	44	12	2	0	93

私立学童保育クラブ

名称	令和７年度（2025）							令和８年度（2026）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
ひまわり		1		4		1	6		1	2	2	6	1	12
奥戸小			18	4	3	1	26	2				1		3
高砂小第一			3	8	5		16		1	2	16	1		20
高砂小第二														
南奥戸小第一			1	2			3		1	1	2	3		7
南奥戸小第二														
原田小				14	6	3	23	2	3					5
細田小	1		5	4	2	1	13			4	11	1		16
かつしか風の子	1	4	4	5	1		15	3	1	3	2	1		10
中青戸														
中青戸第二	1		1	10	2	4	18		2	4	12	4	1	23
中青戸第三														
青戸小														
青戸小第二		2	6	14	6	1	29		2	3	8	9	5	27
青戸小第三														
梅田小	2	1		3	4		10	1	5	1	1	2	2	12
梅田小第二														
清和小	4	2	4	6	1		17	1	3	1	4	7	1	17
柴原		2	1	10			13	1	3	4	5	6		19
小松南らる										3				3
飯塚														
飯塚第二										1	4	4	4	13
飯塚第三														
水元第三										2	4			6
水元第四														
東水元										1	5	3		9
新宿	1	3	3	4	1		12	10		1		1		12
北野第一	3		3	3	6	3	18		3	1	3	7	2	16
北野第二														
計	13	15	49	91	37	14	219	20	25	34	79	56	16	230

54　小学校の水泳指導の実施状況について、校内校外に分けて、学校別、学年別、実施／延期・中止時数（延期・中止理由）〔令和７年度(2025)～令和８年度（2026）〕

単位:時数

| 年度 | No. | 校内（学校プール校）学校名 | 1年 | | | | | 2年 | | | | | 3年 | | | | | 4年 | | | | | 5年 | | | | | 6年 | | | | |
|---|
| | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | |
| | | | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 |
| 令和7年度（2025） | 1 | 梅田小学校 | 11 | 4 | 2 | 0 | 2 | 11 | 3 | 2 | 0 | 1 | 11 | 4 | 4 | 0 | 0 | 11 | 5 | 4 | 0 | 1 | 11 | 3 | 2 | 0 | 1 | 11 | 5 | 2 | 2 | 1 |
| | 2 | 南綾瀬小学校 | 8 | 6 | 4 | 2 | 0 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 10 | 6 | 4 | 2 | 0 | 10 | 4 | 2 | 2 | 0 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| | 3 | 上千葉小学校 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 4 | 堀切小学校 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| | 5 | 上平井小学校 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| | 6 | 高砂小学校 | 8 | 2 | 0 | 0 | 2 | 6 | 4 | 0 | 2 | 2 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 4 | 0 | 2 | 2 | 8 | 2 | 0 | 0 | 2 | 6 | 4 | 0 | 2 | 2 |
| | 7 | 新宿小学校 | 12 | 10 | 2 | 8 | 0 | 12 | 10 | 2 | 8 | 0 | 12 | 8 | 4 | 4 | 0 | 12 | 8 | 4 | 4 | 0 | 16 | 2 | 0 | 0 | 2 | 16 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 8 | 亀青小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 16 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 9 | 末広小学校 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 10 | 半田小学校 | 10 | 4 | 4 | 0 | 0 | 12 | 4 | 2 | 2 | 0 | 11 | 2 | 2 | 0 | 0 | 10 | 5 | 0 | 5 | 0 | 10 | 5 | 4 | 1 | 0 | 10 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| | 11 | 青戸小学校 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 6 | 2 | 4 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 8 | 2 | 6 | 0 | 14 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| | 12 | 中之台小学校 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 | 8 | 4 | 4 | 0 | 0 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 | 6 | 6 | 2 | 4 | 0 | 8 | 4 | 2 | 2 | 0 |
| | 13 | 綾南小学校 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 14 | 北野小学校 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 | 10 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 15 | 松上小学校 | 10 | 6 | 2 | 4 | 0 | 10 | 6 | 2 | 4 | 0 | 10 | 6 | 2 | 4 | 0 | 10 | 6 | 2 | 4 | 0 | 10 | 6 | 2 | 4 | 0 | 10 | 6 | 2 | 4 | 0 |
| | 16 | 柴原小学校 | 10 | 3 | 2 | 1 | 0 | 10 | 3 | 2 | 1 | 0 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 12 | 4 | 3 | 1 | 0 | 12 | 4 | 3 | 1 | 0 |
| | 17 | 中青戸小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 3 | 0 | 1 | 2 | 12 | 4 | 0 | 1 | 3 | 12 | 2 | 0 | 1 | 1 | 12 | 3 | 0 | 3 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 18 | 原田小学校 | 9 | 14 | 2 | 4 | 8 | 11 | 14 | 2 | 4 | 8 | 9 | 7 | 4 | 1 | 2 | 9 | 7 | 4 | 1 | 2 | 9 | 18 | 2 | 2 | 14 | 9 | 18 | 2 | 2 | 14 |
| | 19 | 東柴又小学校 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 8 | 4 | 2 | 2 | 0 | 8 | 4 | 2 | 2 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 20 | 花の木小学校 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 8 | 4 | 0 | 2 | 2 | 10 | 4 | 2 | 2 | 0 | 10 | 6 | 6 | 0 | 0 | 8 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| | 21 | 上小松小学校 | 8 | 8 | 4 | 2 | 2 | 10 | 6 | 4 | 0 | 2 | 8 | 8 | 0 | 2 | 6 | 10 | 8 | 0 | 0 | 8 | 8 | 8 | 4 | 0 | 4 | 8 | 8 | 0 | 0 | 8 |
| | 22 | 東金町小学校 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 23 | 東水元小学校 | 8 | 3 | 0 | 3 | 0 | 8 | 3 | 0 | 3 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 24 | よつぎ小学校 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 年度 | No. | 校外（学校外プール校）学校名 | 1年 | | | | | 2年 | | | | | 3年 | | | | | 4年 | | | | | 5年 | | | | | 6年 | | | | |
|---|
| | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | |
| | | | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 |
| 令和7年度（2025） | 1 | 本田小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2 | 葛飾小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3 | 奥戸小学校 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4 | 二上小学校 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5 | 小松南小学校 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 6 | 住吉小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 7 | 道上小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8 | 金町小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 9 | 柴又小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 10 | 鎌倉小学校 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 11 | 水元小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 12 | こすげ小学校 | 12 | 4 | 0 | 0 | 4 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 13 | 宝木塚小学校 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 14 | 清和小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 15 | 川端小学校 | 10 | 12 | 0 | 0 | 12 | 8 | 14 | 0 | 0 | 14 | 8 | 14 | 0 | 0 | 14 | 8 | 14 | 0 | 0 | 14 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 10 | 8 | 0 | 0 | 8 |
| | 16 | 白鳥小学校 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 17 | 西小菅小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 18 | 南奥戸小学校 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 19 | 東綾瀬小学校 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 20 | 飯塚小学校 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 21 | 西亀有小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 22 | 幸田小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 23 | 細田小学校 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 2 | 0 | 0 | 2 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 24 | 東四つ木小学校 | 12 | 8 | 0 | 0 | 8 | 12 | 8 | 0 | 0 | 8 | 12 | 8 | 0 | 0 | 8 | 12 | 8 | 0 | 0 | 8 | 12 | 8 | 0 | 0 | 8 | 12 | 8 | 0 | 0 | 8 |

| 年度 | No. | 校内（学校プール校）学校名 | 1年 | | | | | 2年 | | | | | 3年 | | | | | 4年 | | | | | 5年 | | | | | 6年 | | | | |
|---|
| | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | |
| | | | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 |
| 令和８年度（２０２６） | 1 | 南綾瀬小学校 | 10 | 5 | 3 | 2 | 0 | 10 | 5 | 3 | 2 | 0 | 10 | 5 | 3 | 2 | 0 | 10 | 5 | 3 | 2 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2 | 上千葉小学校 | 10 | 8 | 0 | 8 | 0 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 | 10 | 6 | 4 | 2 | 0 | 10 | 6 | 2 | 4 | 0 | 10 | 8 | 2 | 6 | 0 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | 3 | 堀切小学校 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 4 | 上平井小学校 | 10 | 2 | 1 | 1 | 0 | 10 | 2 | 1 | 1 | 0 | 10 | 1 | 1 | 0 | 0 | 10 | 1 | 1 | 0 | 0 | 10 | 2 | 1 | 1 | 0 | 10 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| | 5 | 高砂小学校 | 8 | 6 | 0 | 6 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 6 | 0 | 6 | 0 | 12 | 6 | 0 | 6 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | 6 | 新宿小学校 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 | 6 | 6 | 0 | 6 | 0 | 6 | 6 | 0 | 6 | 0 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 7 | 亀青小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 | 6 | 0 | 6 | 0 | 14 | 4 | 2 | 2 | 0 | 12 | 6 | 0 | 6 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 8 | 半田小学校 | 10 | 8 | 0 | 8 | 0 | 10 | 10 | 0 | 10 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | 9 | 青戸小学校 | 6 | 4 | 0 | 4 | 0 | 8 | 10 | 0 | 10 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 10 | 綾南小学校 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 3 | 0 | 3 | 0 | 10 | 3 | 0 | 3 | 0 | 8 | 3 | 0 | 1 | 2 | 8 | 3 | 0 | 1 | 2 |
| | 11 | 北野小学校 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 12 | 松上小学校 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 13 | 柴原小学校 | 10 | 2 | 1 | 1 | 0 | 10 | 2 | 1 | 1 | 0 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 12 | 4 | 3 | 1 | 0 | 12 | 4 | 3 | 1 | 0 |
| | 14 | 中青戸小学校 | 12 | 4 | 0 | 4 | 0 | 12 | 3 | 0 | 3 | 0 | 12 | 4 | 0 | 4 | 0 | 12 | 3 | 0 | 3 | 0 | 12 | 1 | 0 | 1 | 0 | 10 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 15 | 原田小学校 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 | 1 | 0 | 1 | 0 | 10 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 16 | 東柴又小学校 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | 17 | 花の木小学校 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 4 | 0 | 2 | 2 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 10 | 6 | 2 | 4 | 0 |
| | 18 | 上小松小学校 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 | 10 | 4 | 0 | 4 | 0 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | 19 | 東金町小学校 | 10 | 8 | 0 | 8 | 0 | 10 | 5 | 0 | 4 | 1 | 10 | 6 | 0 | 6 | 0 | 10 | 7 | 0 | 7 | 0 | 10 | 5 | 0 | 4 | 1 | 10 | 5 | 0 | 4 | 1 |
| | 20 | 東水元小学校 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 | 8 | 4 | 0 | 4 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 21 | よつぎ小学校 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 10 | 2 | 0 | 0 | 2 | 10 | 4 | 0 | 2 | 2 | 10 | 4 | 0 | 2 | 2 | 11 | 4 | 0 | 2 | 2 | 11 | 4 | 0 | 2 | 2 |

※　令和8年度は一学期までの実績

| 年度 | No. | 校外（学校外プール校）学校名 | 1年 | | | | | 2年 | | | | | 3年 | | | | | 4年 | | | | | 5年 | | | | | 6年 | | | | |
|---|
| | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | | 実施時数 | 延期・中止時数 | 内訳 | | |
| | | | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 | | | 高温 | 高温以外の気象条件によるもの | その他 |
| 令和８年度（２０２６（ | 1 | 本田小学校 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2 | 葛飾小学校 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3 | 梅田小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4 | 奥戸小学校 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5 | 二上小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 6 | 小松南小学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 7 | 住吉小学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8 | 道上小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 9 | 金町小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 10 | 末広小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 11 | 柴又小学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 12 | 鎌倉小学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 13 | 水元小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 14 | こすげ小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 15 | 宝木塚小学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 16 | 清和小学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 17 | 中之台小学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 18 | 川端小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 19 | 白鳥小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 20 | 西小菅小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 21 | 南奥戸小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 22 | 東綾瀬小学校 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 23 | 飯塚小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 24 | 西亀有小学校 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 25 | 幸田小学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 26 | 細田小学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 27 | 東四つ木小学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※　令和8年度は一学期までの実績

55　学校外プールでの水泳指導に関するバス台数、インストラクター数、児童・生徒数、施設・事業者名及び水泳指導充実事業経費の水泳指導支援等委託費、プール施設使用料、バスに係る経費の学校ごとの内訳〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕

年度	No.	学校名	上段:施設名 下段:事業者名	バス台数※1	児童・生徒数※2	インストラクター数※1	実施回数※3	水泳指導支援等委託費※4	バスに係る経費（バス借上料及び児童・生徒バス移動等委託費）	合計
令和7年度（2025）	1	本田小学校	JSSスイミングスクール　立石 株式会社ジェイエスエス	2～4台	302人	4～8人	6～7回	4,917,440円	8,635,390円	13,552,830円
	2	葛飾小学校	セントラルフィットネスクラブ　青砥 セントラルスポーツ株式会社	徒歩	351人	4～8人	6～7回	3,860,903円	―	3,860,903円
	3	奥戸小学校	奥戸総合スポーツセンター 住友不動産エスフォルタ株式会社	徒歩	398人	4～6人	7回	4,931,240円 680,400円	―	5,611,640円
	4	二上小学校	ティップネス　新小岩店 株式会社ティップネス	2～5台	460人	3～6人	7回	5,796,000円	12,117,466円	17,913,466円
	5	小松南小学校	ティップネス　新小岩店 株式会社ティップネス	4台	447人	5～6人	5～7回	5,241,600円	11,366,000円	16,607,600円
	6	住吉小学校	セントラルウェルネスクラブ24　京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	4～5台	502人	5～7人	6～7回	5,339,862円	22,888,048円	28,227,910円
	7	道上小学校	セントラルフィットネスクラブ　亀有 セントラルスポーツ株式会社	3台	594人	4～8人	6～7回	6,157,723円	8,540,600円	14,698,323円
	8	金町小学校	スポーツクラブルネサンス　金町駅前24 株式会社ルネサンス	2台	331人	4～5人	5～6回	3,659,400円	3,378,400円	7,037,800円
	9	柴又小学校	セントラルウェルネスクラブ24　京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	1～3台	332人	2～8人	6回	3,264,888円	2,156,000円	5,420,888円
	10	鎌倉小学校	セントラルウェルネスクラブ24　京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	徒歩	294人	3～7人	7回	3,552,486円	―	3,552,486円
	11	水元小学校	水元総合スポーツセンター 住友不動産エスフォルタ株式会社	3～4台	668人	6～10人	6回	6,172,320円 388,800円	4,186,644円	10,747,764円
	12	こすげ小学校	ティップネス　綾瀬店 株式会社ティップネス	2台	328人	5～7人	6～7回	4,132,800円	7,288,216円	11,421,016円
	13	宝木塚小学校	JSSスイミングスクール　立石 株式会社ジェイエスエス	3～4台	361人	4～6人	7回	6,115,340円	13,139,640円	19,254,980円
	14	清和小学校	セントラルフィットネスクラブ　青砥 セントラルスポーツ株式会社	2～3台	246人	4～6人	6回	2,419,164円	2,820,957円	5,240,121円

年度	No.	学校名	上段:施設名 下段:事業者名	バス台数※1	児童・生徒数※2	インストラクター数※1	実施回数※3	水泳指導支援等委託費※4	バスに係る経費（バス借上料及び児童・生徒バス移動等委託費）	合計
令和7年度（2025）	15	川端小学校	メガロス　葛飾店及びスポーツクラブルネサンス　青砥24 野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社及び株式会社ルネサンス	2～4台	407人	4～6人	4～5回	3,459,900円	7,847,699円	11,307,599円
	16	白鳥小学校	セントラルフィットネスクラブ　青砥 セントラルスポーツ株式会社	2台	467人	4～6人	7回	5,357,891円	7,102,671円	12,460,562円
	17	西小菅小学校	ティップネス 綾瀬店 株式会社ティップネス	3台	275人	6～9人	6回	2,970,000円	1,760,220円	4,730,220円
	18	南奥戸小学校	スポーツクラブルネサンス　青砥24 株式会社ルネサンス	2台	373人	3～5人	7回	4,960,900円	2,513,280円	7,474,180円
	19	東綾瀬小学校	ティップネス　綾瀬店 株式会社ティップネス	3台	259人	5～8人	7回	3,263,400円	2,053,590円	5,316,990円
	20	飯塚小学校	スポーツクラブルネサンス　KSC金町24 株式会社ルネサンス	2台	358人	3～5人	7回	4,761,400円	5,803,248円	10,564,648円
	21	西亀有小学校	セントラルフィットネスクラブ　亀有 セントラルスポーツ株式会社	2～3台	446人	4～8人	6～7回	4,903,888円	9,727,903円	14,631,791円
	22	幸田小学校	スポーツクラブルネサンス　KSC金町24 株式会社ルネサンス	3台	581人	4～7人	6回	6,623,400円	7,711,770円	14,335,170円
	23	細田小学校	セントラルウェルネスクラブ24　京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	3台	531人	4～7人	6回	5,221,854円	3,798,300円	9,020,154円
	24	よつぎ小学校	メガロス　葛飾店 野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社	3台	325人	6～8人	1回	617,500円	1,592,248円	2,209,748円
	25	東四つ木小学校	メガロス　葛飾店及びJSSスイミングスクール　立石 野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社及び株式会社ジェイエスエス	3～5台	329人	4～7人	6回	4,454,280円	7,623,754円	12,078,034円
	26	四ツ木中学校	メガロス　葛飾店 野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社	2～3台	149人	3～6人	5回	1,760,890円	3,166,354円	4,927,244円
	合計			―	―	―	―	113,916,469円 1,069,200円	157,218,398円	272,204,067円

年度	No.	学校名	上段:施設名 下段:事業者名	バス台数※1	児童・生徒数※2	インストラクター数※1	実施回数※3	水泳指導支援等委託費※4	バスに係る経費（バス借上料及び児童・生徒バス移動等委託費）	合計
令和8年度（2026）	1	本田小学校	JSSスイミングスクール　立石 株式会社ジェイエスエス	3～4台	279人	3～5人	6回	3,406,590円	7,437,503円	10,844,093円
	2	葛飾小学校	セントラルフィットネスクラブ　青砥 セントラルスポーツ株式会社	徒歩	353人	5～7人	6～7回	4,108,899円	ー	4,108,899円
	3	梅田小学校	JSSスイミングスクール　立石 株式会社ジェイエスエス	徒歩	408人	4～6人	6回	5,145,072円	ー	5,145,072円
	4	奥戸小学校	奥戸総合スポーツセンター 住友不動産エスフォルタ株式会社	徒歩	420人	4～6人	7回	5,609,640円 729,000円	ー	6,338,640円
	5	二上小学校	ティップネス　新小岩店 株式会社ティップネス	2～5台	494人	6人	6回	5,483,400円	13,168,913円	18,652,313円
	6	小松南小学校	ティップネス　新小岩店 株式会社ティップネス	4台	440人	6人	6回	4,884,000円	11,729,396円	16,613,396円
	7	住吉小学校	セントラルウェルネスクラブ24　京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	4～5台	504人	4～6人	6～7回	5,740,218円	14,581,772円	20,321,990円
	8	道上小学校	セントラルフィットネスクラブ　亀有 セントラルスポーツ株式会社	3台	594人	6人	6回	6,233,436円	15,834,684円	22,068,120円
	9	金町小学校	スポーツクラブルネサンス　金町駅前24 株式会社ルネサンス	2台	329人	5人	6回	3,995,376円	3,603,600円	7,598,976円
	10	末広小学校	スポーツクラブルネサンス　KSC金町24 株式会社ルネサンス	徒歩	354人	4～8人	6回	4,409,376円	ー	4,409,376円
	11	柴又小学校	セントラルウェルネスクラブ24　京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	1～3台	364人	2～7人	6回	3,819,816円	2,365,440円	6,185,256円
	12	鎌倉小学校	セントラルウェルネスクラブ24　京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	徒歩	278人	3～6人	6回	3,023,316円	ー	3,023,316円
	13	水元小学校	水元総合スポーツセンター 住友不動産エスフォルタ株式会社	3～4台	690人	7～11人	6～7回	7,207,970円 460,800円	4,880,700円	12,549,470円
	14	こすげ小学校	ティップネス　綾瀬店 株式会社ティップネス	2～3台	316人	5人	7回	4,092,200円	8,356,700円	12,448,900円
	15	宝木塚小学校	JSSスイミングスクール　立石 株式会社ジェイエスエス	2～4台	375人	3～5人	7回	5,341,875円	11,662,752円	17,004,627円
	16	清和小学校	セントラルフィットネスクラブ　青砥 セントラルスポーツ株式会社	2～3台	252人	5～7人	7回	3,085,236円	7,837,369円	10,922,605円

年度	No.	学校名	上段：施設名 下段：事業者名	バス台数※1	児童・生徒数※2	インストラクター数※1	実施回数※3	水泳指導支援等委託費※4	バスに係る経費（バス借上料及び児童・生徒バス移動等委託費）	合計
令和8年度（2026）	17	中之台小学校	セントラルフィットネスクラブ　亀有 セントラルスポーツ株式会社	徒歩	387人	5～6人	6回	4,220,154円	ー	4,220,154円
	18	川端小学校	スポーツクラブルネサンス　青砥24 株式会社ルネサンス	3～4台	392人	4人	6回	4,760,448円	10,449,825円	15,210,273円
	19	白鳥小学校	セントラルフィットネスクラブ　青砥 セントラルスポーツ株式会社	2台	447人	5～7人	7回	5,472,621円	13,902,000円	19,374,621円
	20	西小菅小学校	ティップネス　綾瀬店 株式会社ティップネス	3台	282人	7人	6回	3,130,200円	1,932,480円	5,062,680円
	21	南奥戸小学校	スポーツクラブルネサンス　青砥24 株式会社ルネサンス	2台	371人	4～6人	7回	5,256,328円	2,667,280円	7,923,608円
	22	東綾瀬小学校	ティップネス　綾瀬店 株式会社ティップネス	3台	251人	7人	7回	3,250,450円	2,254,560円	5,505,010円
	23	飯塚小学校	スポーツクラブルネサンス　KSC金町24 株式会社ルネサンス	2～3台	322人	4～6人	6回	3,910,368円	5,144,700円	9,055,068円
	24	西亀有小学校	セントラルフィットネスクラブ　亀有 セントラルスポーツ株式会社	2～3台	432人	6人	6回	4,533,408円	11,516,134円	16,049,542円
	25	幸田小学校	スポーツクラブルネサンス　KSC金町24 株式会社ルネサンス	3台	562人	6～7人	6回	6,824,928円	7,692,300円	14,517,228円
	26	細田小学校	セントラルウェルネスクラブ24　京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	3台	538人	5～7人	6回	5,645,772円	4,181,760円	9,827,532円
	27	よつぎ小学校	JSSスイミングスクール　立石 株式会社ジェイエスエス	3台	328人	4人	1回	667,480円	1,457,289円	2,124,769円
	28	東四つ木小学校	セントラルフィットネスクラブ　青砥 セントラルスポーツ株式会社	3～5台	316人	5～7人	6回	3,316,104円	8,423,839円	11,739,943円
	29	四ツ木中学校	スポーツクラブルネサンス　青砥24 株式会社ルネサンス	2～3台	126人	2～4人	5回	1,463,383円	2,985,664円	4,449,047円
	合計			ー	ー	ー	ー	128,038,064円 1,189,800円	174,066,660円	303,294,524円

令和8年度の水泳指導支援等委託費、プール施設使用料及びバスに係る経費は契約推定総価を記載

※1　水泳指導1回当たりの台数又は人数

※2　児童・生徒数は、仕様書作成時点の人数

※3　児童・生徒1人当たりの水泳指導実施回数、令和8年度は実施予定回数を記載

※4　徒歩移動の学校の誘導員の委託費は、水泳指導支援等委託費に含む。
奥戸・水元総合スポーツセンターについては、水泳指導支援等委託費（上段）とプール施設使用料（下段）に分けて記載

56　小学校の水泳指導における着衣泳の実施状況について、校内校外を分け、学校名・学年、指導者、座学か実技か。
〔令和８年度（2026）〕

No.	校内（学校プール校）学校名	座学			実技		
		実施状況	実施学年	指導者	実施状況	実施学年	指導者
1	南綾瀬小学校	×	—	—	○	5,6	教員
2	上千葉小学校	×	—	—	○	5,6	教員
3	堀切小学校	×	—	—	○	全学年	教員
4	上平井小学校	○	5	教員	○	5	教員
5	高砂小学校	×	—	—	○	3,6	教員
6	新宿小学校	×	—	—	○	5,6	教員
7	亀青小学校	×	—	—	○	全学年	教員
8	半田小学校	○	全学年	教員	○	全学年	教員
9	青戸小学校	×	—	—	○	5,6	教員
10	綾南小学校	×	—	—	○	全学年	教員
11	北野小学校	×	—	—	○	全学年	教員
12	松上小学校	×	—	—	○	全学年	教員
13	柴原小学校	×	—	—	○	5,6	教員
14	中青戸小学校	×	—	—	○	5,6	教員
15	原田小学校	○	全学年	教員	○	6	教員
16	東柴又小学校	○	全学年	教員	×	—	—
17	花の木小学校	×	—	—	○	全学年	教員
18	上小松小学校	×	—	—	○	2,4	教員
19	東金町小学校	×	—	—	○	5,6	教員及びインストラクター
20	東水元小学校	×	—	—	×	—	—
21	よつぎ小学校	×	—	—	×	—	—

※　実施状況については、一学期までの実績及び二学期以降実施予定を「○」と記載

No.	校外（学校外プール校）学校名	座学			実技		
		実施状況	実施学年	指導者	実施状況	実施学年	指導者
1	本田小学校	×	—	—	○	5,6	教員及びインストラクター
2	葛飾小学校	×	—	—	○	4	教員及びインストラクター
3	梅田小学校	×	—	—	○	6	教員及びインストラクター
4	奥戸小学校	×	—	—	○	6	教員及びインストラクター
5	二上小学校	×	—	—	○	全学年	教員及びインストラクター
6	小松南小学校	×	—	—	○	6	教員及びインストラクター
7	住吉小学校	×	—	—	○	6	教員及びインストラクター
8	道上小学校	×	—	—	○	5,6	教員及びインストラクター
9	金町小学校	×	—	—	○	3,5	教員及びインストラクター
10	末広小学校	×	—	—	○	5,6	教員及びインストラクター
11	柴又小学校	○	全学年	教員	○	5,6	教員及びインストラクター
12	鎌倉小学校	○	全学年	教員	○	6	教員及びインストラクター
13	水元小学校	○	全学年	教員	○	5	教員及びインストラクター
14	こすげ小学校	×	—	—	○	5,6	教員及びインストラクター
15	宝木塚小学校	○	6	教員	○	6	教員及びインストラクター
16	清和小学校	×	—	—	○	全学年	教員及びインストラクター
17	中之台小学校	×	—	—	○	全学年	教員及びインストラクター
18	川端小学校	×	—	—	○	全学年	教員及びインストラクター
19	白鳥小学校	○	全学年	教員	○	1,3,5	教員及びインストラクター
20	西小菅小学校	×	—	—	○	5,6	教員及びインストラクター
21	南奥戸小学校	×	—	—	○	6	教員及びインストラクター
22	東綾瀬小学校	×	—	—	○	5,6	教員及びインストラクター
23	飯塚小学校	×	—	—	○	全学年	教員及びインストラクター
24	西亀有小学校	×	—	—	○	6	教員及びインストラクター
25	幸田小学校	×	—	—	○	5,6	教員及びインストラクター
26	細田小学校	×	—	—	○	5	教員及びインストラクター
27	東四つ木小学校	×	—	—	○	全学年	教員及びインストラクター

※　実施状況については、一学期までの実績及び二学期以降実施予定を「○」と記載

57　23区内コミュニティバスの運行状況、自治体ごとのバスの名前、路線数、運賃、シルバーパス利用の可否　〔令和８年度（2026）〕
（令和８年８月31日現在）

自治体	バスの名前	路線数	運賃（円）	シルバーパス	備考
中央区	江戸バス	2	100	否	
港区	ちぃばす	8	100	否	
文京区	Ｂ―ぐる	3	100	否	
台東区	めぐりん	5	100	否	
墨田区	すみだ百景　すみまるくん、すみりんちゃん	3	100	否	
江東区	しおかぜ	1	100	否	
品川区	しなバス	1	現金：250 IC：240	可	
目黒区	東部地区地域交通バス（さんまバス）	1	現金：250 IC：240	否	
大田区	たまちゃんバス	1	200	否	
世田谷区	玉堤循環路線（タマリバーバス）	1	現金：250 IC：240	可	
	南北路線	1	250	可	
	希望ヶ丘路線（八幡山ルート）	1	230	可	
	宇奈根地区路線	1	250	可	
	希望ヶ丘路線（千歳船橋ルート）	1	250	可	
	祖師谷・成城地域循環路線（せたがやくるりん）	1	250	可	
	経堂・八幡山路線	1	230又は250	可	運行事業者毎で運賃が異なる。

自治体	バスの名前	路線数	運賃（円）	シルバーパス	備考
世田谷区	等々力・梅ヶ丘路線	1	現金：250 IC：240	可	
	喜多見・宇奈根地区循環路線	1	現金：250 IC：240	可	
渋谷区	ハチ公バス	4	100	否	
中野区	中野区コミュニティ交通（みはとバス）	2	200	否	
杉並区	すぎ丸	3	100	否	
	グリーンスローモビリティ	1	100	否	
北区	Ｋバス	3	100	否	
荒川区	さくら	3	220	可	
板橋区	りんりんＧＯ	1	240	可	
練馬区	みどりバス	5	230	可	
足立区	はるかぜ	9	230又は250	可	路線毎で運賃が異なる。
	花畑ぐるりん	1	100	否	乗合タクシー
葛飾区	さくら	1	200	否	地域乗合ワゴン

「コミュニティバス」の明確な定義がないため、各自治体がコミュニティバスとして位置付け、路線運行としているものを記載している。

58　23区におけるジェンダー平等施策（パートナーシップ制度等）の実施状況〔令和８年度（2026）〕（令和８年９月１日現在）

※パートナーシップ等制度の欄については、自治体独自の証明書・サービス等のみ記載。東京都パートナーシップ宣誓制度を活用したサービス等は記載していない。

区市町村	性自認・性的指向に関する専門相談窓口		パートナーシップ等制度		
	有無	名称	有無	証明書等名称	利用可能な行政サービス
千代田区	有	ＬＧＢＴＱ相談	無		
中央区	無		無		
港区	有	みなとレインボー相談	有	みなとマリアージュカード	特定公共賃貸住宅、区営・区立住宅、区立高齢者集合住宅、ケアハウス、区立障害者住宅、港区地域優良賃貸住宅の入居申込、子育て世帯等住宅取得支援事業補助金の申込
新宿区	有	悩みごと相談室	無		
文京区	有	文京ＳＯＧＩにじいろサロン後・相談	有	文京区パートナーシップ宣誓書受領証	区営住宅・シルバーピア・障害者住宅の入居申込・里親の認定登録・身体障害者などに対する軽自動車税の減免・災害弔慰金の支給
台東区	有	こころと生きかたなんでも相談	無		
墨田区	有	すみだにじいろ相談	有	墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書 墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明カード	シルバーピア・高齢者個室借上げ住宅・区営住宅・コミュニティ住宅への入居申込み、住宅修築資金融資あっせん制度の申込み、セーフティネット住宅に入居可能な住宅確保要配慮者の対象範囲の拡充、すみだ住宅取得利子補助制度、保育園・学童クラブにおける保護者対応（送迎や連絡等）、保育士等宿舎借上げ支援事業補助、災害弔慰金の支給、身体障害者などに対する軽自動車税の減免

※パートナーシップ等制度の欄については、自治体独自の証明書・サービス等のみ記載。東京都パートナーシップ宣誓制度を活用したサービス等は記載していない。

区市町村	性自認・性的指向に関する専門相談窓口		パートナーシップ等制度		
	有無	名称	有無	証明書等名称	利用可能な行政サービス
江東区	有	ＬＧＢＴ等相談	有	江東区パートナーシップ宣誓書受領証明書 江東区パートナーシップ宣誓書受領証明カード	受理証明書の提示を必要とするもののみ掲載 区営住宅・高齢者住宅への入居申込み、特別養護老人ホームへの入所申込み、おむつ代の医療費控除、介護保険料納付確認書の申請・発行、介護保険被保険者証の再発行申請、要介護・要支援認定の申請、高齢者紙おむつ支給事業、一時保育（児童館、リフレッシュひととき保育）、児童館イベント、子ども家庭支援センターイベント
品川区	有	にじいろ相談（ＬＧＢＴＱ専門相談）	無		
目黒区	有	ＬＧＢＴ相談	無		
大田区	無		無		
世田谷区	有	世田谷にじいろひろば電話相談 世田谷にじいろひろば交流スペース（面談相談）	有	パートナーシップ宣誓書受領証（Ａ４・カード型） ファミリーシップ宣誓書受領証（Ａ４・カード型）	宣誓書受領証の提示を必要とするもののみ掲載 災害見舞金の支給、水防又は応急措置の業務に伴う死亡保障一時金の支給、課税・非課税・納税証明書の交付申請、せたがや子育て利用券の配付、母子健康手帳等の交付、住民票の続柄の記載、子育て世帯・若者夫婦世帯に対する定住応援金の交付、子育て世帯・若者夫婦世帯に対する住み替え応援金の交付、子育て世帯・親世帯に対する多世代近居・同居応援金の交付
渋谷区	有	ＬＧＢＴＱにじいろ電話相談	有	渋谷区パートナーシップ証明書	区営住宅・区民住宅の入居申込、水防又は応急措置の業務に伴う死亡保障一時金の支給、借上げ等高齢者住宅への申し込み、住民票の続柄の記載（縁故者）、弔慰金の支給

※パートナーシップ等制度の欄については、自治体独自の証明書・サービス等のみ記載。東京都パートナーシップ宣誓制度を活用したサービス等は記載していない。

区市町村	性自認・性的指向に関する専門相談窓口		パートナーシップ等制度		
	有無	名称	有無	証明書等名称	利用可能な行政サービス
中野区	有	ＬＧＢＴＱ＋おしゃべりサロン	有	パートナーシップ宣誓書受領証 パートナーシップ公正証書等受領証	犯罪被害者等支援事業における親族として認定、中野区営住宅及び福祉住宅への入居申込み、まちづくり事業住宅への入居申込み、水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償、自立生活資金の貸付、福祉サービス苦情申立て、軽自動車税(種別割）の減免（同一生計の方に限ります）、災害見舞金の支給、災害弔慰金の支給、住民票の続柄の記載 「夫（未届）、妻（未届）」、勤労者福利厚生（結婚祝金、出産祝金、死亡弔慰金）
杉並区	有	性的マイノリティ専門相談	有	パートナーシップ届受理証 パートナーシップ届受理証カード 公正証書等受理証	区営住宅・高齢者住宅の入居申込み、犯罪被害者等支援に関する申請、住民票の続柄の記載
豊島区	有	にじいろ相談ダイヤル	有	パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書	受理証明書の提示を必要とするもののみ掲載 公営住宅等への入居申込み、多世代近居・同居支援事業、子どもショートステイ事業、育児支援ヘルパー事業、一時保育事業、外国人学校児童、生徒保護者負担軽減補助金、区立幼稚園入園申込、犯罪被害者等支援事業、小災害見舞金、防災業務従事者遺族補償金、災害弔慰金、身体障害者等に対する軽自動車税の減免
北区	有	にじいろ電話・法律相談	有	北区パートナーシップ宣誓書受領証	区営住宅の入居申込、親子住まいる応援事業親元近居助成、ファミリー世帯転居費用助成、高齢者補聴機器購入費用助成事業の申請・請求、保有死者情報の開示請求、若年がん患者支援事業

※パートナーシップ等制度の欄については、自治体独自の証明書・サービス等のみ記載。東京都パートナーシップ宣誓制度を活用したサービス等は記載していない。

区市町村	性自認・性的指向に関する専門相談窓口		パートナーシップ等制度		
	有無	名称	有無	証明書等名称	利用可能な行政サービス
荒川区	有	ＬＧＢＴ専門相談	有	荒川区同性パートナーシップ届出受領証	区営住宅・区民住宅の入居、災害弔慰金の支給、里親の登録、小災害弔慰金の支給、荒川区区民交通傷害保険、介護保険負担限度額認定証の交付、高齢者紙おむつ購入費助成事業、障がい者紙おむつ購入助成事業、福祉タクシー事業、自動車燃料費助成事業、ストーマ装具購入費助成事業、緊急通報システム事業（障害者福祉課事業）、心身障害者福祉手当の支給（区事業のみ）
板橋区	無		有	板橋区パートナーシップ宣誓書受領証	保育の必要性の認定及び認可保育施設の入所申込みに関する事務、幼児教育・保育無償化（幼稚園・認定こども園の幼稚園枠）の認定に関する事務、区立幼稚園の入園申込、里親の登録（養育家庭、専門養育家庭）、あいキッズ（板橋区放課後対策事業）の利用登録・申請、小学生の朝の居場所事業の利用登録、不登校児等の居場所事業の利用登録、ファミリー・サポート・センター事業の登録、育児支援ヘルパー派遣事業の利用申し込み、ショートステイ・トワイライトステイ事業、乳児ショートステイ事業、子どもショートステイ（協力家庭）事業の利用申込み、ベビーシッター利用料助成事業補助金の申請、産前産後支援事業（産後ドゥーラの利用）の登録、保健福祉オンブズマンへの申立、赤塚ホーム緊急保護事業、区営住宅(特定区営住宅含む)の入居申込み、改良住宅の入居申込み、高齢者住宅(けやき苑)の入居申込み、区営住宅(特定区営住宅含む)の同居申請、改良住宅の同居申請、高齢者住宅(けやき苑)の同居申請、区営住宅(特定区営住宅含む)の使用承継申請、改良住宅の使用承継申請、高齢者住宅(けやき苑)の使用承継申請、多世代住み替え支援事業、税証明の発行及び申告の受付、高齢者紙おむつ等の現金助成（おむつ代の助成）、小規模災害被災者への見舞金の支給、板橋区水防及び災害応急措置の業務に従事した者のパートナーシップ関係の相手方に係るパートナー補償

※パートナーシップ等制度の欄については、自治体独自の証明書・サービス等のみ記載。東京都パートナーシップ宣誓制度を活用したサービス等は記載していない。

区市町村	性自認・性的指向に関する専門相談窓口		パートナーシップ等制度		
	有無	名称	有無	証明書等名称	利用可能な行政サービス
練馬区	有	性的マイノリティに関する相談	無		
足立区	有	あだちＬＧＢＴ相談	有	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード	宣誓書受領証の提示を必要とするもののみ掲載 区営住宅の入居申込、各種健（検）診受診券の窓口交付、特別区民税・都民税の証明書の交付、認証保育所保育料負担軽減制度、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）、災害弔慰金の支給、防災業務に従事した者への災害補償一時金、住民票の続柄の記載
葛飾区	有	ＬＧＢＴｓ相談	無		
江戸川区	有	「ＬＧＢＴＱ」に関する法律相談	有	同性パートナー関係申出書受領証	区営住宅への入居申込み、特別養護老人ホーム待機者解消対策事業、パパとパートナーのための育児ゼミ、ハローベビー教室、里親の登録、軽自動車税（種別割）の減免、結婚パスポート事業、認可保育施設入園申し込み、介護者激励手当

59　プレミアム付商品券（紙・かつしかPAY）の取扱事業者数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

【　プレミアム付商品券の取扱事業者数　】

	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
プレミアム付商品券（紙）	1,262	1,269	1,338
プレミアム付商品券（かつしかPAY）	488	532	606

60　ふれあいスクール明石と学校別校内サポートルームの利用者数〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

学校名	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)	令和８年度(2026) ８月１日現在	備考
	利用児童・生徒数（人）	利用児童・生徒数（人）	利用児童・生徒数（人）	利用児童・生徒数（人）	
ふれあいスクール明石	117	99	104	43	
幸田小学校	9	10	11	9	
中川中学校	20	15	12	6	
金町中学校	25	29	22	8	
葛美中学校	44	42	36	23	
奥戸中学校	11	9	8	5	
上平井中学校	9	16	14	10	
一之台中学校	2	9	7	3	
青葉中学校	12	19	18	16	
新宿中学校	23	15	10	8	令和４年度から開設
大道中学校	12	18	15	10	令和４年度から開設
桜道中学校	12	20	29	22	令和５年度から開設
亀有中学校	20	13	18	13	令和５年度から開設
水元中学校	－	16	14	10	令和６年度から開設
四ツ木中学校	－	10	6	3	令和６年度から開設
常盤中学校	－	14	25	12	令和６年度から開設
道上小学校	－	－	15	13	令和７年度から開設
水元小学校	－	－	14	14	令和７年度から開設
本田中学校	－	－	14	15	令和７年度から開設
綾瀬中学校	－	－	6	6	令和７年度から開設
青戸中学校	－	－	21	11	令和７年度から開設
高砂中学校	－	－	15	13	令和７年度から開設
東金町中学校	－	－	11	13	令和７年度から開設
二上小学校	－	－	－	4	令和８年度から開設
堀切中学校	－	－	－	7	令和８年度から開設
双葉中学校	－	－	－	12	令和８年度から開設
小松中学校	－	－	－	4	令和８年度から開設
立石中学校	－	－	－	2	令和８年度から開設
新小岩中学校	－	－	－	6	令和８年度から開設

61　区内小・中学校教員の在校等時間（勤務時間外）、45時間以上、80時間以上の教員数〔令和７年度（2025）〕

小学校（区内48校）

	45時間～79時間	80時間以上
4月	375人	27人
5月	328人	12人
6月	356人	16人
7月	185人	9人
8月	1人	0人
9月	239人	8人
10月	315人	12人
11月	179人	0人
12月	246人	4人
1月	139人	3人
2月	184人	3人
3月	245人	15人

中学校（区内24校）

	45時間～79時間	80時間以上
4月	221人	29人
5月	172人	19人
6月	174人	25人
7月	144人	6人
8月	4人	1人
9月	147人	8人
10月	183人	18人
11月	102人	6人
12月	140人	7人
1月	81人	2人
2月	63人	3人
3月	128人	9人

62　外国人生活相談の件数と内容〔令和５年度（2023）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月１日現在）

（１）相談件数

①中国語相談　（単位：件）

内容	令和５年度（２０２３）	令和６年度（２０２４）	令和７年度（２０２５）	令和８年度（２０２６）
1　くらし一般	10	8	5	4
2　出入国関係	6	7	7	1
3　住まい	6	3	0	0
4　医療・社会保障	26	40	29	7
5　仕事	3	4	3	2
6　教育・子育て	13	13	2	2
7　生活環境	0	1	1	0
8　税	5	10	5	2
9　婚姻・国籍	6	5	4	0
10　日本語学習	3	8	3	0
11　その他	7	8	9	1
小計（a）	85	107	68	19

②英語相談　（単位：件）

内容	令和５年度（２０２３）	令和６年度（２０２４）	令和７年度（２０２５）	令和８年度（２０２６）
1　くらし一般	4	8	4	3
2　出入国関係	7	13	13	6
3　住まい	1	7	0	1
4　医療・社会保障	13	6	10	10
5　仕事	2	5	5	1
6　教育・子育て	4	3	2	3
7　生活環境	0	0	0	0
8　税	3	2	3	1
9　婚姻・国籍	4	6	10	1
10　日本語学習	2	3	7	4
11　その他	5	7	6	1
小計（b）	45	60	60	31

③相談件数合計　（単位：件）

	令和５年度（２０２３）	令和６年度（２０２４）	令和７年度（２０２５）	令和８年度（２０２６）
相談件数合計 (a)+(b)	130	167	128	50

（２）相談人数

①中国語相談　（単位：人）

国・地域別	令和５年度（２０２３）	令和６年度（２０２４）	令和７年度（２０２５）	令和８年度（２０２６）
中国	55	79	43	15
台湾	6	1	1	0
日本	6	4	6	0
その他・不明	1	0	5	1
小計（c）	68	84	55	16

②英語相談　（単位：人）

国・地域別	令和５年度（２０２３）	令和６年度（２０２４）	令和７年度（２０２５）	令和８年度（２０２６）
欧州	3	3	2	0
北米	9	4	7	1
中南米	2	1	0	1
大洋州	0	2	0	0
アフリカ	4	8	5	6
アジア	13	15	19	5
中東	1	0	0	0
小計（d）	32	33	33	13

③相談人数合計　（単位：人）

	令和５年度（２０２３）	令和６年度（２０２４）	令和７年度（２０２５）	令和８年度（２０２６）
相談人数合計 (c)+(d)	100	117	88	29

【特記事項】
※令和8年度（2026）は、8月1日現在の実績
※令和6年度（2024）からは、「えきにこわ」で実施した中国語相談件数も含む

63　第９期の23区の介護保険料軽減措置及び各区が独自に実施している利用者負担の軽減制度の有無

１ 介護保険料軽減措置

区　名	実施有無
千代田区	有
中　央　区	有
港　　区	有
新　宿　区	無
文　京　区	有
台　東　区	有
墨　田　区	有
江　東　区	有
品　川　区	有
目　黒　区	有
大　田　区	有
世田谷区	有
渋　谷　区	有
中　野　区	有
杉　並　区	有
豊　島　区	有
北　　区	有
荒　川　区	有
板　橋　区	有
練　馬　区	有
足　立　区	有
葛　飾　区	無
江戸川区	無

２ 利用者負担軽減制度

区　名	実施有無	制　　度　　の　　名　　称
千代田区	有	介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減制度
中　央　区	無	
港　　区	有	介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成制度
新　宿　区	無	
文　京　区	無	
台　東　区	有	総合支援法からの移行に伴う介護保険訪問介護利用者負担額軽減制度、施設入浴サービスの利用者負担軽減制度
墨　田　区	無	
江　東　区	無	
品　川　区	無	
目　黒　区	有	介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減制度
大　田　区	有	生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度（区独自）
世田谷区	有	生計困難者等に対する利用者負担額軽減(さくら証)制度
渋　谷　区	有	介護保険サービス利用者負担額助成制度
中　野　区	無	
杉　並　区	有	生計困難者に対する利用者負担額の特別助成制度、介護保険サービス利用者負担額の助成制度
豊　島　区	無	
北　　区	無	
荒　川　区	有	訪問介護サービス利用者負担額軽減制度、介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減制度
板　橋　区	無	
練　馬　区	無	
足　立　区	有	足立区介護サービス利用料軽減制度
葛　飾　区	無	
江戸川区	有	介護保険サービス利用者負担額助成制度

64　成年後見制度利用者数、及び区長申立て件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

【成年後見制度利用者数】　（令和７年12月31日現在）

	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)
利用者数	803人	812人	837人

出典:東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数」

【区長申立て件数】

	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)
申立て件数	71人	57人	62人

65　葛飾区物価高騰緊急対策支援金事業（業種別・個人／法人）の実績〔令和５年度（2023）～ 令和７年度（2025）〕

交付件数及び交付額　　（単位：円）

		件数	交付額
令和５年度(2023)	個人事業主	7,652	229,560,000
	法人	6,511	976,650,000
	計	14,163	1,206,210,000
令和６年度(2024)	個人事業主	8,103	243,090,000
	法人	6,696	1,004,400,000
	計	14,799	1,247,490,000
令和７年度(2025)	個人事業主	9,085	272,550,000
	法人	6,798	1,019,700,000
	計	15,883	1,292,250,000

	令和５年度(2023)			令和６年度(2024)			令和７年度(2025)		
	個人事業主	法人	計	個人事業主	法人	計	個人事業主	法人	計
農業	39	1	40	45	4	49	44	3	47
建設業	690	1,233	1,923	785	1,264	2,049	896	1,302	2,198
製造業	466	1,217	1,683	413	1,181	1,594	465	1,154	1,619
情報通信	88	104	192	99	123	222	128	136	264
運輸業	659	196	855	633	205	838	661	219	880
卸売業	93	474	567	86	475	561	107	468	575
小売業	520	599	1,119	526	611	1,137	556	618	1,174
金融保険	114	40	154	137	41	178	195	41	236
不動産業・物品賃貸	1,729	791	2,520	2,096	862	2,958	2,270	855	3,125
専門・技術サービス・広告	668	395	1,063	775	442	1,217	904	467	1,371
宿泊・飲食業	807	276	1,083	816	321	1,137	856	321	1,177
洗濯・理美容・娯楽業	519	111	630	483	117	600	535	102	637
教育・学習支援	126	46	172	126	63	189	151	60	211
医療・福祉	360	408	768	311	385	696	327	379	706
機械修繕・自動車整備・廃棄物他	31	121	152	42	112	154	41	111	152
その他	743	499	1,242	730	490	1,220	949	562	1,511
計	7,652	6,511	14,163	8,103	6,696	14,799	9,085	6,798	15,883

66　エアコン設置助成の利用実績〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日助成金交付決定まで）

（令和８年８月31日現在）

	令和７年度(2025)	令和８年度(2026)
助成金交付決定世帯数	281世帯	68世帯

67　再生可能エネルギー電力（低炭素電力を含む）供給の契約をしている施設一覧〔令和８年度（2026）〕

No	施設名	所在地
1	総合庁舎	立石五丁目13番１号
2	男女平等推進センター	立石五丁目27番１号
3	東立石地区センター	東立石二丁目15番７号
4	東四つ木地区センター	東四つ木一丁目20番４号
5	清掃事務所	高砂一丁目１番１号
6	シニア活動支援センター	立石六丁目38番11号
7	地域福祉・障害者センター	堀切三丁目34番１号
8	福祉事務所東庁舎	金町一丁目６番24号
9	葛飾保健所・子ども総合センター	青戸四丁目15番14号
10	金町保健センター	金町四丁目18番19号
11	公園課庁舎	立石六丁目９番１号
12	水元小合溜水質浄化センター	水元公園８番３号
13	総合教育センター	鎌倉二丁目12番１号
14	郷土と天文の博物館	白鳥三丁目25番１号
15	立石図書館・かつしかエコライフプラザ	立石一丁目９番１号
16	お花茶屋図書館	お花茶屋二丁目１番15号
17	上小松図書館	東新小岩三丁目12番１号　都営東新小岩三丁目アパート１号棟１階
18	亀有図書館	亀有一丁目17番５号　都営亀有一丁目アパート５号棟１・２階
19	水元図書館	東水元一丁目７番３号
20	鎌倉図書館	鎌倉二丁目４番５号
21	こち亀記念館	亀有三丁目32番17号
22	奥戸総合スポーツセンター体育館	奥戸七丁目17番１号
23	奥戸総合スポーツセンター温水プール館	高砂一丁目２番１号
24	水元総合スポーツセンター体育館	水元一丁目23番１号
25	葛飾にいじゅくみらい公園運動場管理棟	新宿六丁目３番20号
26	東金町運動場管理事務所	東金町八丁目27番１号
27	金町公園プール	柴又三丁目24番１号
28	東金町運動場スポーツクライミングセンター	東金町八丁目31番１号
29	水元スポーツセンター公園	水元一丁目23番
30	小菅西公園　フットサル場	小菅一丁目２番１号
31	上千葉公園運動場	東堀切三丁目25番１号
32	青戸地区センター	青戸五丁目20番６号
33	金町地区センター	東金町一丁目22番１号

34	四つ木地区センター	宝町一丁目１番22号
35	堀切地区センター	堀切三丁目８番５号
36	新小岩地区センター	新小岩二丁目17番１号
37	高砂地区センター	高砂三丁目１番39号
38	新小岩北地区センター	東新小岩六丁目21番１号
39	南綾瀬地区センター	堀切七丁目８番22号
40	新宿防災コミュニティセンター集い交流館	新宿五丁目20番18号
41	小菅憩い交流館	小菅三丁目６番１号
42	宝町憩い交流館	宝町二丁目38番19号
43	新小岩地域活動センター等	西新小岩四丁目33番２号
44	亀有学び交流館	お花茶屋三丁目５番６号
45	柴又学び交流館	柴又五丁目33番８号
46	水元学び交流館	南水元二丁目13番１号
47	立石地区センター・勤労福祉会館	立石三丁目12番１号
48	柴又児童館	柴又二丁目４番５号
49	東金町児童館	東金町五丁目22番18号
50	鎌倉児童館	鎌倉二丁目６番20号
51	青戸児童館	青戸三丁目10番５号
52	末広児童館	金町五丁目４番１号
53	青戸中央児童館	青戸六丁目16番12号
54	西奥戸児童館	奥戸一丁目12番１号
55	東奥戸児童館	東奥戸四丁目20番11号
56	高砂児童館	高砂五丁目６番７号
57	子ども未来プラザ鎌倉	鎌倉一丁目７番３号
58	子ども未来プラザ東四つ木	東四つ木二丁目15番11号
59	青戸保育園	青戸五丁目９番10号
60	宝保育園	宝町一丁目12番10号
61	梅田保育園	立石三丁目26番10号
62	南奥戸保育園	奥戸二丁目30番11号
63	南新宿保育園	新宿一丁目23番４号
64	新水元保育園	東水元三丁目５番７号
65	幸田保育園	西水元二丁目16番10号
66	堀切保育園	堀切一丁目９番18号
67	東堀切保育園	東堀切二丁目20番８号
68	本田小学校	立石一丁目７番23号
69	葛飾小学校	青戸一丁目３番１号
70	梅田小学校	立石三丁目24番１号

71	南綾瀬小学校	堀切六丁目１番１号
72	上千葉小学校	東堀切三丁目26番１号
73	堀切小学校	堀切二丁目42番１号
74	奥戸小学校	奥戸八丁目20番17号
75	上平井小学校	西新小岩四丁目22番１号
76	小松南小学校	新小岩二丁目25番１号
77	高砂小学校	高砂三丁目30番１号
78	新宿小学校	新宿二丁目26番１号
79	住吉小学校	高砂八丁目14番１号
80	亀青小学校	青戸八丁目17番１号
81	道上小学校	亀有四丁目35番１号
82	金町小学校	金町三丁目44番１号
83	末広小学校	金町四丁目21番１号
84	柴又小学校	柴又四丁目30番１号
85	鎌倉小学校	鎌倉四丁目24番１号
86	こすげ小学校	小菅三丁目８番１号
87	半田小学校	東金町五丁目16番１号
88	宝木塚小学校	宝町二丁目29番23号
89	青戸小学校	青戸六丁目18番１号
90	清和小学校	立石六丁目２番１号
91	中之台小学校	亀有五丁目２番１号
92	綾南小学校	堀切一丁目22番１号
93	川端小学校	東立石一丁目２番１号
94	北野小学校	柴又三丁目10番１号
95	白鳥小学校	白鳥三丁目４番１号
96	松上小学校	西新小岩二丁目１番１号
97	西小菅小学校	小菅一丁目25番１号
98	柴原小学校	金町一丁目15番１号
99	中青戸小学校	青戸四丁目24番１号
100	南奥戸小学校	奥戸三丁目５番１号
101	東綾瀬小学校	堀切六丁目21番１号
102	原田小学校	東金町二丁目16番１号
103	東柴又小学校	柴又五丁目12番15号
104	飯塚小学校	南水元一丁目13番１号
105	西亀有小学校	西亀有二丁目42番１号
106	花の木小学校	南水元三丁目２番１号
107	上小松小学校	奥戸四丁目１番４号

108	幸田小学校	西水元三丁目24番12号
109	細田小学校	細田三丁目20番１号
110	東金町小学校	東金町一丁目33番１号
111	東水元小学校	東水元五丁目38番１号
112	よつぎ小学校	四つ木四丁目８番１号
113	東四つ木小学校	東四つ木二丁目13番１号
114	本田中学校	東立石四丁目７番１号
115	金町中学校	南水元三丁目１番１号
116	水元中学校	水元三丁目20番１号
117	新宿中学校	新宿三丁目20番10号
118	奥戸中学校	細田一丁目６番１号
119	綾瀬中学校	小菅二丁目12番１号
120	上平井中学校	東新小岩四丁目２番１号
121	中川中学校	東四つ木一丁目３番１号
122	桜道中学校	柴又四丁目３番１号
123	堀切中学校	堀切一丁目36番１号
124	双葉中学校	お花茶屋一丁目10番１号
125	大道中学校	四つ木五丁目22番１号
126	小松中学校	新小岩四丁目30番１号
127	亀有中学校	亀有一丁目23番１号
128	立石中学校	立石六丁目３番１号
129	一之台中学校	西亀有四丁目１番１号
130	青戸中学校	青戸五丁目10番１号
131	青葉中学校	堀切八丁目12番１号
132	東金町中学校	東金町五丁目３番１号
133	葛美中学校	水元二丁目17番１号
134	新小岩中学校	西新小岩二丁目１番２号

68　23区別福祉タクシー券交付事業（金額、対象者）一覧〔令和７年度（2025）〕

	区名	対象者	限度額等
1	千代田区	下肢･体幹･内部障害１～３級、上肢･視覚障害１・２級、知的１・２度、脳性麻痺･進行性筋萎縮症･難病	3,750円/月(45,000円/年)
2	中央区	下肢・体幹障害１～３級、内部・視覚障害１・２級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、知的１・２度、精神１級	４月～６月申請48,000円 ７月～９月申請36,000円 10月～12月申請24,000円 １月～３月申請12,000円 ※新規申請の場合、申請時期により異なる
3	港区	下肢・体幹・視覚１～３級、内部障害１級、呼吸器機能障害３級、知的１・２度、精神１級 在宅において日常的に以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童 人工呼吸器管理、気管内挿管・気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素吸入、６回／日以上の頻回の吸引、ネブライザー６回／日以上又は継続使用、中心静脈栄養（ＩＶＨ）、経管（経鼻・胃ろうを含む）、腸ろう・腸管栄養、継続する透析（腹膜灌流を含む）、定期導尿３回／日以上（人工膀胱を含む）、人工肛門	52,000円/年 ※新規申請の場合、申請時期により異なる
4	新宿区	下肢・体幹・内部機能障害・移動機能障害１～３級、平衡機能障害３級、視覚障害１・２級、知的１・２度	4,000円/月(48,000円/年)
5	文京区	視覚障害１・２級、下肢・体幹機能障害１～３級、内部障害１・２級、移動機能障害１・２級、平衡機能障害３級、精神障害１級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、区で指定する特殊疾病、知的１・２度 ※所得制限あり	4,100円/月(49,200円/年)
6	台東区	視覚障害１級又は２級、上肢機能障害１級、下肢機能障害１級～３級、体幹機能障害１級～３級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害１級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害１級～３級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害１級～３級、知的障害１・２度 ※所得制限あり	4,000円/月(48,000円/年)
7	墨田区	下肢・体幹機能障害（脳病変移動機能障害を含む）１～３級、内部障害１・２級、視覚障害１・２級、知的１・２度	４月～６月申請30,000円 ７月～９月申請25,000円 10月～12月申請20,000円 １月～３月申請15,000円 下肢・体幹機能障害(脳病変移動機能障害を含む)１級・腎臓機能障害１級の者には上記の額に10,000円の加算 ※新規申請の場合、申請時期により異なる
8	江東区	身体１級（但し、視覚障害１・２級、下肢・体幹及び移動機能障害は１～３級）、知的１・２度	3,650円/月(43,800円/年)
9	品川区	下肢、体幹機能障害１～３級、視覚障害１・２級、内部障害１級、知的１・２度	3,500円/月(42,000円/年)
10	目黒区	下肢・体幹・内部に係る機能障害の総合等級が１～３級、上肢・視覚に係る機能障害の総合等級１・２級、知的１・２度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症、区で指定する特殊疾病にり患し特定疾病医療費（指定難病）受給者証の交付を受けているもの ※所得制限あり※施設入所者、入院者は除く	４月～７月申請30,000円 ８月～11月申請20,000円 12月～３月申請10,000円 ※新規申請の場合、申請時期により異なる

	区名	対象者	限度額等
11	大田区	下肢・体幹・移動機能障害１～３級、視覚・内部障害１・２級、知的１・２度	65歳未満　4,000円/月(48,000円/年) 65歳以上　3,600円/月(43,200円/年) 生活保護受給　2,400円/月(28,800円/年)
12	世田谷区	下肢機能、体幹機能、内部機能又は平衡機能障害１～３級、視覚障害１・２級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の１～３級、知的１・２度 ※施設入所者、長期入院者は除く	3,900円/月(46,800円/年)
13	渋谷区	身体障害手帳１・２級（下肢・体幹・酸素吸入装置常時携帯の呼吸器機能障害は３級まで）、知的１・２度、精神１級	3,500円/月(42,000円/年)
14	中野区	下肢・体幹・移動機能１・２・３級、上肢１級、内部１・２級、視覚１・２級、知的１・２度、 ※所得制限あり※特別養護老人ホーム施設入居者は除く	4,000円/月(48,000円/年)
15	杉並区	下肢・体幹・内部・脳病変移動機能障害１～３級、視覚障害１・２級、知的１・２度（重度心身障害者手当受給者は３度まで）、精神１級 ※所得制限あり※20歳未満を除く	5,300円/月(63,600円/年)
16	豊島区	視覚障害１・２級、下肢障害１～４級、体幹･内部機能障害１～３級、知的１・２度 ※施設入所者、長期入院者、生活保護受給者を除く	下肢４級以外：3,300円/月(39,600円/年) 下肢４級：1,800円/月(21,600円/年)
17	北区	下肢又は体幹機能障害１～３級、視覚障害１・２級、内部機能障害１～３級、知的１・２度	4,000円/月(48,000円/年)
18	荒川区	下肢・体幹・内部１～３級、視覚１・２級、上肢１級、知的１・２度 ※所得制限あり※施設入所者、入院者は除く	46,800円/年
19	板橋区	下肢又は体幹障がい１級・戦傷病者手帳　第３項症まで・歩行困難な区指定難病・脳性麻痺・進行性筋萎縮症（①）、下肢又は体幹障がい２・３級・上肢障がい１・２級・視覚障がい１・２級・内部機能１級・知的１・２度（②） ※所得制限あり※施設入所者は除く	①5,000円/月(60,000円/年) ②4,500円/月(54,000円/年)
20	練馬区	下肢・体幹・視覚・移動・内部障害１～３級、知的１・２度、精神１級 ※所得制限あり※65歳未満で障害認定された者※20歳未満を除く	3,500円/月(42,000円/年)
21	足立区	下肢･体幹･移動･平衡機能障がいのある１～３級、視覚障がいのある１・２級、内部障害のある１級、知的１・２度 ※施設入所者は除く	４～７月申請:42,000円 ８～11月申請:28,000円 12～３月申請:14,000円 ※新規申請の場合、申請時期により異なる
22	葛飾区	下肢・体幹・移動機能１～３級、視覚１～２級、内部障害１級、下肢４級以上で上肢・内部・平衡機能のいずれかが３級以上、知的１・２度 ※所得制限あり※65歳未満で障害認定された者※施設入所者は除く	2,500円/月(30,000円/年) ※心身障害者福祉手当（外出支援分）として支給 ※使用目的をタクシーに限定していないため、タクシー以外の公共交通機関や自家用車など、様々な移動手段に利用できる。
23	江戸川区	下肢・体幹・移動機能障害１～３級、視覚１・２級、内部１級、呼吸器３級（外出時携帯酸素使用者）、知的１・２度 ※施設入所者、入院者は除く	3,000円/月(36,000円/年)

69　高齢者配食サービスにおける事業者ごとの配食数、利用者負担〔令和３年度（2021）～令和８年度（2026）〕（令和８年６月30日現在）

事業者名 （店舗名）		令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)	令和８年度(2026) ６月30日現在
シンセイアライフ(株) （ニコニコキッチン綾瀬堀切店）	配食数	34,233	26,699	27,119	23,797	24,401	6,415
	利用者負担	一般食　５０２円 たんぱく調整食　５６６円 やわらか食　５６６円 ムース食　５６６円	一般食　５０２円 たんぱく調整食　５６６円 やわらか食　５６６円 ムース食　５６６円	一般食　５３０円 たんぱく調整食　５９３円 やわらか食　５９３円 ムース食　５９３円	一般食　５３０円 たんぱく調整食　５９３円 やわらか食　５９３円 ムース食　５９３円	一般食　５８５円 たんぱく調整食　６２３円 やわらか食　６２３円 ムース食　６２３円	一般食　５８５円 たんぱく調整食　６５７円 やわらか食　６５７円 ムース食　６５７円
(株)シルバーエナジー （菜々家）	配食数	27,229	30,136	26,437	22,032	23,111	6,461
	利用者負担	一般食　４５０円 腎臓病食　６００円 糖尿病食　６００円	一般食　４５０円 腎臓病食　６００円 糖尿病食　６００円	一般食　４９５円 減塩食　４９５円 カロリー調整食　６５０円	一般食　４９５円 減塩食　４９５円 カロリー調整食　６５０円	一般食　５４５円 お手軽弁当　１９５円	一般食　５４５円 減塩食　５４５円
まごころ弁当　葛飾店 【令和5年12月末閉店】	配食数	34,056	27,223	14,897			
	利用者負担	一般食　425円 ムース食　475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食　425円 ムース食　475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食　425円 ムース食　475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円			
(株)リンクス （まごころ弁当　葛飾中央店）	配食数	15,278	14,870	16,828	13,468	15,291	5,184
	利用者負担	一般食　425円 ムース食　475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食　425円 ムース食　475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食　425円 ムース食　475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食　425円 小町　295円 ムース食 475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食　480円 小町　350円 ムース食 530円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食 500円 小町 420円 ムース食 560円 糖質カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円
(株)ゴールデンモーメント （ニコニコキッチン　葛飾四つ木店）	配食数	37,265	36,956	33,522	31,272	30,668	7,642
	利用者負担	一般食　５０２円 たんぱく調整食　５６６円 やわらか食　５６６円 ムース食　５６６円	一般食　５０２円 たんぱく調整食　５６６円 やわらか食　５６６円 ムース食　５６６円	一般食　５３０円 たんぱく調整食　５９３円 やわらか食　５９３円 ムース食　５９３円	一般食　５３０円 たんぱく調整食　５９３円 やわらか食　５９３円 ムース食　５９３円	一般食　５８５円 たんぱく調整食　６２３円 やわらか食　６２３円 ムース食　６２３円	一般食　５８５円 たんぱく調整食　６５７円 やわらか食　６５７円 ムース食　６５７円
宅配クックワンツゥスリーおくど	配食数	48,006	46,059	43,109	41,292	35,849	7,908
	利用者負担	一般食　440円 やわらか食 440円 ムース食 440円 消化にやさしい食 440円 糖尿病食 560円 腎臓病食 560円 透析食　560円	一般食　440円 やわらか食 440円 ムース食 440円 消化にやさしい食 440円 糖尿病食 560円 腎臓病食 560円 透析食　560円	一般食　480円 やわらか食 480円 ムース食 480円 消化にやさしい食 480円 カロリー塩分調整食560円 たんぱく塩分調整食560円 透析食　560円	一般食　480円 やわらか食 480円 ムース食 480円 消化にやさしい食 480円 カロリー塩分調整食560円 たんぱく塩分調整食560円 透析食　560円	一般食　530円 やわらか食 530円 ムース食 530円 消化にやさしい食 530円 カロリー塩分調整食600円 たんぱく塩分調整食600円 透析食　600円	一般食 530円 やわらか食 530円 ムース食 530円 消化にやさしい食 530円 カロリー塩分調整食600円 タンパク塩分調整食600円 透析食 600円
㈱みやこ食品 （みやこ食品）	配食数	133,860	143,442	142,476	146,675	142,306	33,189
	利用者負担	一般食 400円 減塩食 400円 カロリー調整食 503円 たんぱく質調整食553円	一般食 400円 減塩食 400円 カロリー調整食 503円 たんぱく質調整食553円	一般食 400円 減塩食 400円 カロリー調整食 503円 たんぱく質調整食553円	一般食 400円 減塩食 400円 ムース食 400円 カロリー調整食 503円 たんぱく質調整食553円	一般食 450円 減塩食 450円 カロリー調整食 553円 たんぱく質調整食603円	一般食 480円 減塩食 480円 カロリー調整食 583円

事業者名 （店舗名）		令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)	令和８年度(2026) 6月30日現在
(同)花よりだんご （花よりだんご）	配食数	66,004	57,513	54,127	46,549	35,807	8,112
	利用者負担	一般食　３５０円 ムース食　３５０円 糖尿病食　４００円 減塩食　４００円 腎臓病食　４００円 柔らか食　４００円	一般食　３５０円 ムース食　３５０円 糖尿病食　４５０円 減塩食　４５０円 腎臓病食　４５０円 柔らか食　４５０円	一般食　３５０円 ムース食　３５０円 糖尿病食　４５０円 減塩食　４５０円 腎臓食　４５０円 柔らか食　４５０円	一般食　４００円 ムース食　４３０円 糖尿病食　５３０円 減塩食　５３０円 腎臓食　５３０円 柔らか食　５３０円	一般食　４５０円 ムース食　４８０円 糖尿病食　５８０円 減塩食　５８０円 腎臓食　５８０円 柔らか食　５８０円	一般食　５００円 ムース食　５３０円 糖尿病食　６３０円 減塩食　６３０円 腎臓病食　６３０円 やわらか食　６３０円
ルーチェ合同会社 （ライフデリ）	配食数	48,864	51,731	44,712	38,321	37,208	9,861
	利用者負担	一般食　346円 糖尿病食　493円 腎臓病食　575円 透析食　575円 ムース食　400円 やわらか食　503円	一般食　346円 糖尿病食　498円 腎臓病食　578円 透析食　578円 ムース食　403円 やわらか食　503円	一般食　373円 糖尿病食　498円 腎臓病食　578円 透析食　578円 ムース食　403円 やわらか食　503円	一般食　383円 糖尿病食　518円 腎臓病食　603円 透析食　603円 ムース食　418円 やわらか食　503円	一般食　398円 糖尿病食　548円 腎臓病食　633円 透析食　633円 ムース食　448円 やわらか食　538円	一般食　398円 糖尿病食　548円 腎臓病食　633円 透析食　633円 ムース食　448円 やわらか食　538円
アドバンス(株) （宅配クックワンツゥスリー足立北・亀有）	配食数	41,697	45,452	40,027	33,487	29,057	6,552
	利用者負担	一般食 440円 やわらか食 440円 ムース食 440円 消化にやさしい食 440円 糖尿病食 560円 腎臓病食 560円 透析食 560円	一般食 440円 やわらか食 440円 ムース食 440円 消化にやさしい食 440円 糖尿病食 560円 腎臓病食 560円 透析食 560円	一般食 480円 やわらか食 480円 ムース食 480円 消化にやさしい食 480円 カロリー塩分調整食560円 たんぱく塩分調整食560円 透析食 560円	一般食 480円 やわらか食 480円 ムース食 480円 消化にやさしい食 480円 カロリー塩分調整食560円 たんぱく塩分調整食560円 透析食 560円	一般食 530円 やわらか食 530円 ムース食 530円 消化にやさしい食 530円 糖尿病食 600円 腎臓病食 600円 透析食 600円	一般食 530円 やわらか食 530円 ムース食 530円 消化にやさしい食 530円 糖尿病食 600円 腎臓病食 600円 透析食 600円
(株)あじゅうん （味運(あじゅうん)）	配食数	6,316	4,285	3,195	5,737	5,598	1,075
	利用者負担	一般食 520円 塩分制限食 620円 エネルギー制限食 620円 タンパク質制限食 620円	一般食 520円 塩分制限食 620円 エネルギー制限食 620円 タンパク質制限食 620円	一般食 520円 塩分制限食 620円 エネルギー制限食 620円 タンパク質制限食 620円	一般食 550円 塩分制限食 650円 エネルギー制限食 650円 タンパク質制限食 650円	一般食 550円 塩分制限食 650円 エネルギー制限食 650円 タンパク質制限食 650円	一般食 550円 塩分制限食 650円 エネルギー制限食 650円 タンパク質制限食 650円
(株)サンロード （配食のふれ愛　葛飾店）	配食数	34,818	34,152	29,720	31,442	28,623	6,800
	利用者負担	一般食　420円 ムース食　470円 カロリー調整食　580円 たんぱく調整食　630円	一般食　420円 ムース食　470円 カロリー調整食　580円 たんぱく調整食　630円	一般食　420円 ムース食　470円 カロリー調整食　580円 たんぱく調整食　630円	一般食 420円 小町(大) 400円 小町(小) 380円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 630円	一般食 470円 小町(大) 450円 小町(小) 430円 ムース食 520円 カロリー調整食 630円 たんぱく調整食 630円	一般食 500円 中盛り 480円 小盛り 460円 おかず大盛り 600円 カロリー調整食 650円 たんぱく調整食 650円 ムース食 540円
配食のふれ愛　北葛飾店 【令和7年12月末閉店】	配食数	27,633	29,752	25,988	24,986	26,294	
	利用者負担	一般食　420円 ムース食　470円 カロリー調整食　580円 たんぱく調整食　580円	一般食　420円 ムース食　470円 カロリー調整食　580円 たんぱく調整食　580円	一般食　420円 ムース食　470円 カロリー調整食　580円 たんぱく調整食　580円	一般食 420円 小町(大) 400円 小町(小) 380円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円	一般食 450円 小町(大) 430円 小町(小) 300円 ムース食 500円 カロリー調整食 600円 たんぱく調整食 600円	

事業者名 （店舗名）		令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)	令和８年度(2026) 6月30日現在
(株)八重洲ライフ (大笑い弁当　江戸川北店) 【令和4年12月末閉店】	配食数	323	1,760				
	利用者負担	一般食　410円 やわらか食 510円 ムース食 510円 カロリー調整食 510円 たんぱく調整食 540円	一般食　410円 やわらか食 510円 ムース食 510円 カロリー調整食 510円 たんぱく調整食 540円				
ひまわり弁当　葛飾しあわせ店	配食数	2,079	18,283	23,844	26,390	30,278	9,886
	利用者負担	一般食　420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円	一般食　420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円 小町(少なめ) 350円	一般食　420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円 小町(少なめ) 350円	一般食　420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円 小町(少なめ) 350円	一般食　480円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円 小町(少なめ) 350円	一般食 500円 ムース食 560円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円 小町(小なめ) 420円
(有)庶 (ニコニコキッチン　金町柴又店)	配食数	5,649	18,776	20,894	26,188	27,425	7,244
	利用者負担	一般食　502円 たんぱく調整食 566円 やわらか食 566円 ムース食 566円	一般食　502円 たんぱく調整食 566円 やわらか食 566円 ムース食 566円	一般食　530円 たんぱく調整食 593円 やわらか食 593円 ムース食 593円	一般食　530円 たんぱく調整食 593円 やわらか食 593円 ムース食 593円	一般食　585円 たんぱく調整食 623円 やわらか食 623円 ムース食 623円	一般食 585円 たんぱく調整食 657円 やわらか食 657円 ムース食 657円
こころ弁当　葛飾店 【令和7年5月末事業終了】	配食数	152	3,041	9,000	13,039	1,871	
	利用者負担	一般食　333円 ムース食 453円 カロリー調整食 553円	一般食　333円 ムース食 453円 カロリー調整食 553円	一般食　345円 ムース食 453円 カロリー調整食 553円	一般食　370円 ムース食 463円 カロリー調整食 563円 たんぱく調整食603円	一般食　370円 ムース食 463円 カロリー調整食 563円 たんぱく調整食603円	
ふれあい弁当　東葛飾店	配食数		1,378	9,472	21,568	31,097	10,671
	利用者負担		一般食　400円 ムース食 450円 カロリー調整食 570円 タンパク調整食 570円 小町(小なめ)350円	一般食　400円 ムース食 450円 カロリー調整食 550円 タンパク調整食 550円 小町(小・大)350円	一般食　400円 ムース食 450円 カロリー調整食 550円 タンパク調整食 550円 小町(小・大)350円	一般食　400円 ムース食 450円 カロリー調整食 550円 タンパク調整食 550円 小町(小・大)350円	一般食 430円 中盛り 400円 小盛り 380円 ムース食 500円 カロリー調整食 600円 たんぱく調整食 600円
ワタミ(株) (ワタミの宅食　葛飾高砂営業所)	配食数				3,446	7,052	2,518
	利用者負担				一般食　５９３円 きざみ食　５９３円	一般食　５９３円 きざみ食　５９３円	一般食　５９３円 きざみ食　５９３円
そえるてデリ	配食数						70
	利用者負担						一般食　380円 大盛り食　500円 小盛り食　300円 カロリー調整食 560円 透析食　690円 腎臓病食　690円 やわらか食 530円 ムース食　500円
配食数計		563,462	591,508	565,367	549,689	531,936	129,588

70　23区別健康診査（特定・長寿）の受診率〔令和４年度（2022）～直近の確定値まで〕

特定健診実施結果数値

No.	特別区	令和６年度（2024）特定健診				令和５年度（2023）特定健診				令和４年度（2022）特定健診			
		対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	順位	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	順位	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	順位
1	千代田区	5,325	2,043	38.4	18	5,467	2,099	38.4	17	5,694	2,186	38.4	16
2	中央区	14,862	4,917	33.1	23	15,248	5,112	33.5	23	15,489	5,428	35.0	21
3	港区	26,592	10,315	38.8	16	27,382	10,369	37.9	19	28,102	10,454	37.2	19
4	新宿区	37,093	12,481	33.6	22	38,324	12,956	33.8	22	39,909	13,723	34.4	23
5	文京区	20,517	9,132	44.5	6	21,202	9,392	44.3	4	22,024	9,578	43.5	8
6	台東区	23,440	9,944	42.4	10	24,430	10,307	42.2	10	25,647	10,983	42.8	9
7	墨田区	27,984	13,783	49.3	2	29,545	14,007	47.4	1	30,909	14,691	47.5	2
8	江東区	49,955	19,504	39.0	15	52,630	20,568	39.1	14	55,380	21,927	39.6	13
9	品川区	37,670	14,558	38.6	17	39,494	15,136	38.3	18	41,394	15,444	37.3	18
10	目黒区	28,318	12,853	45.4	4	29,746	13,152	44.2	5	31,055	13,757	44.3	4
11	大田区	70,057	27,630	39.4	14	73,701	28,623	38.8	16	78,236	29,712	38.0	17
12	世田谷区	96,969	33,637	34.7	21	100,429	34,538	34.4	21	104,461	36,377	34.8	22
13	渋谷区	25,728	10,244	39.8	13	26,519	10,322	38.9	15	27,571	10,633	38.6	15
14	中野区	36,132	13,791	38.2	19	37,607	14,702	39.1	13	39,073	15,130	38.7	14
15	杉並区	61,427	26,653	43.4	8	63,488	26,922	42.4	9	66,231	28,315	42.8	9
16	豊島区	30,396	11,245	37.0	20	31,641	11,713	37.0	20	33,086	11,619	35.1	20
17	北区	36,978	16,371	44.3	7	38,777	16,944	43.7	7	40,805	17,854	43.8	7
18	荒川区	23,654	10,145	42.9	9	24,851	10,740	43.2	8	26,004	11,420	43.9	6
19	板橋区	59,398	27,322	46.0	3	62,505	28,615	45.8	3	65,635	30,583	46.6	3
20	練馬区	75,597	31,478	41.6	11	78,455	32,630	41.6	11	81,681	34,754	42.5	11
21	足立区	76,310	30,908	40.5	12	80,359	32,697	40.7	12	84,749	34,777	41.0	12
22	葛飾区	51,022	25,177	49.3	1	53,631	25,123	46.8	2	56,355	27,330	48.5	1
23	江戸川区	65,825	29,533	44.9	5	69,178	30,336	43.9	6	72,769	31,983	44.0	5
特別区計		981,249	403,664	41.1		1,024,609	417,003	40.7		1,072,259	438,658	40.9	

長寿医療健診実施結果数値

No.	特別区	令和７年度（2025）長寿医療健診				令和６年度（2024）長寿医療健診				令和５年度（2023）長寿医療健診				令和４年度（2022）長寿医療健診			
		対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	順位	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	順位	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	順位	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	順位
1	千代田区	6,354	2,128	33.5	22	6,258	2,215	35.4	22	6,086	1,990	32.7	22	5,850	1,955	33.4	22
2	中央区	14,279	5,465	38.3	20	13,692	5,335	39.0	20	13,199	4,906	37.2	21	12,629	4,856	38.5	20
3	港区	24,455	9,600	39.3	19	23,735	9,172	38.6	21	22,955	8,895	38.7	20	22,080	8,642	39.1	19
4	新宿区	34,972	10,675	30.5	23	34,395	9,318	27.1	23	33,645	9,831	29.2	23	32,526	9,947	30.6	23
5	文京区	23,692	10,810	45.6	12	23,238	10,675	45.9	13	22,717	10,332	45.5	13	21,894	10,011	45.7	14
6	台東区	23,148	11,067	47.8	11	22,684	11,039	48.7	10	22,201	10,732	48.3	11	21,490	10,664	49.6	10
7	墨田区	31,564	18,063	57.2	3	30,930	18,122	58.6	2	30,310	17,520	57.8	3	29,313	17,320	59.1	3
8	江東区	60,304	26,796	44.4	15	58,397	26,470	45.3	15	56,382	25,607	45.4	14	53,514	24,911	46.6	13
9	品川区	44,186	18,616	42.1	18	43,235	18,353	42.5	18	42,284	17,594	41.6	18	40,641	17,065	42.0	18
10	目黒区	30,926	15,464	50.0	7	30,314	15,409	50.8	7	29,610	14,670	49.5	8	28,644	14,548	50.8	9
11	大田区	88,344	33,566	38.0	21	86,303	35,358	41.0	19	84,013	34,178	40.7	19	80,868	28,928	35.8	21
12	世田谷区	103,504	44,840	43.3	16	101,114	43,328	42.9	17	98,533	42,359	43.0	17	95,052	40,670	42.8	17
13	渋谷区	23,377	10,003	42.8	17	23,041	10,029	43.5	16	22,639	9,833	43.4	16	21,858	9,535	43.6	16
14	中野区	35,779	16,261	45.4	13	35,238	16,016	45.5	14	34,693	15,400	44.4	15	33,733	15,083	44.7	15
15	杉並区	65,865	31,606	48.0	10	64,569	31,666	49.0	9	63,355	30,710	48.5	10	61,279	29,911	48.8	11
16	豊島区	29,479	13,367	45.3	14	29,016	13,420	46.3	12	28,347	13,161	46.4	12	27,354	13,197	48.2	12
17	北区	45,945	22,294	48.5	9	45,118	21,905	48.6	11	44,296	21,519	48.6	9	43,168	22,519	52.2	7
18	荒川区	25,538	13,929	54.5	4	24,928	13,867	55.6	4	24,474	13,478	55.1	4	23,617	13,464	57.0	4
19	板橋区	69,300	36,354	52.5	5	67,599	35,215	52.1	6	66,021	34,062	51.6	6	63,261	33,794	53.4	6
20	練馬区	87,822	44,971	51.2	6	86,244	45,229	52.4	5	84,645	43,868	51.8	5	82,116	44,840	54.6	5
21	足立区	89,976	44,603	49.6	8	88,345	44,340	50.2	8	86,622	42,941	49.6	7	83,979	42,916	51.1	8
22	葛飾区	59,951	36,760	61.3	1	58,897	35,477	60.2	1	57,826	34,102	59.0	2	55,950	33,942	60.7	1
23	江戸川区	78,118	45,076	57.7	2	76,439	44,778	58.6	3	74,342	44,031	59.2	1	71,568	42,753	59.7	2
特別区計		1,096,878	522,314	47.6		1,073,729	516,736	48.1		1,049,195	501,719	47.8		1,012,384	491,471	48.5	

71　23区別、がん検診の受診率（胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・肺がん）〔令和４年度（2022）～令和５年度（2023）〕

令和４年度（2022）

	千代田	中　央	港	新　宿	文　京	台　東	墨　田	江　東	品　川	目　黒	大　田	世田谷
胃がん検診	28.0%	38.7%	36.7%	24.2%	39.5%	25.7%	9.3%	10.5%	10.9%	12.7%	14.5%	11.4%
大腸がん検診	30.8%	29.6%	33.8%	20.1%	27.3%	27.0%	21.7%	22.2%	20.7%	35.4%	14.8%	17.5%
乳がん検診	34.0%	37.8%	39.3%	23.5%	38.7%	37.6%	23.7%	27.2%	29.6%	34.8%	19.8%	26.8%
子宮頸がん検診	35.6%	40.9%	39.1%	21.5%	40.8%	33.4%	20.3%	26.2%	31.4%	28.8%	24.8%	30.1%
肺がん検診	29.9%	31.9%	33.7%	19.8%	29.5%	6.8%	9.6%	5.5%	8.3%	17.0%	12.6%	19.6%

	渋　谷	中　野	杉　並	豊　島	北	荒　川	板　橋	練　馬	足　立	葛　飾	江戸川
胃がん検診	20.9%	7.0%	8.2%	22.1%	12.0%	27.6%	4.6%	12.9%	7.3%	12.5%	11.5%
大腸がん検診	16.0%	26.0%	23.8%	15.8%	14.5%	25.5%	37.2%	22.5%	17.5%	21.5%	9.3%
乳がん検診	27.4%	19.0%	23.6%	24.4%	19.7%	29.3%	12.7%	23.4%	16.9%	17.8%	17.2%
子宮頸がん検診	20.5%	19.7%	17.7%	24.2%	15.6%	28.0%	13.5%	19.8%	18.6%	25.9%	18.8%
肺がん検診	15.5%	実施なし	29.3%	14.4%	1.0%	19.4%	2.0%	9.4%	4.3%	41.2%	9.7%

令和５年度（2023）

	千代田	中　央	港	新　宿	文　京	台　東	墨　田	江　東	品　川	目　黒	大　田	世田谷
胃がん検診	27.3%	38.6%	32.0%	23.6%	36.7%	27.3%	10.1%	11.2%	11.1%	12.8%	14.4%	11.0%
大腸がん検診	30.9%	28.3%	32.4%	19.7%	26.4%	26.7%	21.3%	21.3%	20.0%	34.5%	14.1%	17.4%
乳がん検診	33.4%	36.0%	38.0%	22.9%	37.2%	37.8%	23.6%	26.5%	30.4%	34.2%	19.6%	26.0%
子宮頸がん検診	34.5%	38.6%	38.2%	20.8%	39.3%	33.8%	19.9%	25.3%	32.2%	28.5%	24.4%	28.9%
肺がん検診	30.6%	30.1%	32.4%	18.7%	28.5%	6.6%	9.5%	5.2%	9.1%	17.3%	11.7%	20.7%

	渋　谷	中　野	杉　並	豊　島	北	荒　川	板　橋	練　馬	足　立	葛　飾	江戸川
胃がん検診	20.6%	7.3%	8.6%	22.3%	11.5%	24.9%	4.6%	13.7%	7.7%	12.1%	11.1%
大腸がん検診	15.8%	25.8%	23.2%	15.8%	15.4%	23.6%	35.4%	20.2%	17.3%	20.6%	10.6%
乳がん検診	27.3%	21.4%	23.6%	25.3%	18.8%	28.4%	12.6%	22.1%	17.1%	17.6%	17.3%
子宮頸がん検診	20.8%	19.7%	18.7%	24.9%	15.2%	26.6%	13.2%	21.0%	19.6%	22.9%	19.0%
肺がん検診	15.3%	実施なし	28.6%	14.7%	2.2%	18.5%	2.0%	10.4%	4.3%	39.4%	9.7%

72　体育施設の月別の個人利用者数及び利用料金（大人、小人別）〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕
（令和８年８月31日現在）

１　奥戸総合スポーツセンター

〔令和６年度（2024）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大体育室	大人500円	人数	659	732	603	505	579	435	300	462	520	695	548	576	6,614
		料金	329,500	366,000	301,500	252,500	289,500	217,500	150,000	231,000	260,000	347,500	274,000	288,000	3,307,000
	小人100円	人数	202	151	103	154	263	127	150	148	182	339	271	325	2,415
		料金	20,200	15,100	10,300	15,400	26,300	12,700	15,000	14,800	18,200	33,900	27,100	32,500	241,500
	小計	人数	861	883	706	659	842	562	450	610	702	1,034	819	901	9,029
		料金	349,700	381,100	311,800	267,900	315,800	230,200	165,000	245,800	278,200	381,400	301,100	320,500	3,548,500
小体育室	大人500円	人数	419	378	449	472	391	425	333	380	490	416	409	461	5,023
		料金	209,500	189,000	224,500	236,000	195,500	212,500	166,500	190,000	245,000	208,000	204,500	230,500	2,511,500
	小人100円	人数	306	183	238	331	289	271	244	283	365	386	324	454	3,674
		料金	30,600	18,300	23,800	33,100	28,900	27,100	24,400	28,300	36,500	38,600	32,400	45,400	367,400
	小計	人数	725	561	687	803	680	696	577	663	855	802	733	915	8,697
		料金	240,100	207,300	248,300	269,100	224,400	239,600	190,900	218,300	281,500	246,600	236,900	275,900	2,878,900
第１武道場	大人500円	人数	41	65	42	55	35	20	24	50	35	24	43	64	498
		料金	20,500	32,500	21,000	27,500	17,500	10,000	12,000	25,000	17,500	12,000	21,500	32,000	249,000
	小人100円	人数	41	58	46	80	11	8	3	10	2	34	64	62	419
		料金	4,100	5,800	4,600	8,000	1,100	800	300	1,000	200	3,400	6,400	6,200	41,900
	小計	人数	82	123	88	135	46	28	27	60	37	58	107	126	917
		料金	24,600	38,300	25,600	35,500	18,600	10,800	12,300	26,000	17,700	15,400	27,900	38,200	290,900
第２武道場	大人500円	人数	15	21	20	35	37	26	29	17	25	21	33	44	323
		料金	7,500	10,500	10,000	17,500	18,500	13,000	14,500	8,500	12,500	10,500	16,500	22,000	161,500
	小人100円	人数	13	14	5	18	38	8	23	9	19	3	22	36	208
		料金	1,300	1,400	500	1,800	3,800	800	2,300	900	1,900	300	2,200	3,600	20,800
	小計	人数	28	35	25	53	75	34	52	26	44	24	55	80	531
		料金	8,800	11,900	10,500	19,300	22,300	13,800	16,800	9,400	14,400	10,800	18,700	25,600	182,300
弓道場	大人500円	人数	455	499	459	482	480	474	487	502	433	423	279	411	5,384
		料金	227,500	249,500	229,500	241,000	240,000	237,000	243,500	251,000	216,500	211,500	139,500	205,500	2,692,000
	小人100円	人数	17	19	23	21	23	15	17	28	31	25	17	18	254
		料金	1,700	1,900	2,300	2,100	2,300	1,500	1,700	2,800	3,100	2,500	1,700	1,800	25,400
	小計	人数	472	518	482	503	503	489	504	530	464	448	296	429	5,638
		料金	229,200	251,400	231,800	243,100	242,300	238,500	245,200	253,800	219,600	214,000	141,200	207,300	2,717,400

〔令和６年度（2024）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アーチェリー場	大人400円	人数	182	210	218	145	212	201	196	202	201	174	175	77	2,193
		料金	72,800	84,000	87,200	58,000	84,800	80,400	78,400	80,800	80,400	69,600	70,000	30,800	877,200
	小人100円	人数	22	11	19	10	20	18	20	26	19	6	8	3	182
		料金	2,200	1,100	1,900	1,000	2,000	1,800	2,000	2,600	1,900	600	800	300	18,200
	小計	人数	204	221	237	155	232	219	216	228	220	180	183	80	2,375
		料金	75,000	85,100	89,100	59,000	86,800	82,200	80,400	83,400	82,300	70,200	70,800	31,100	895,400
エアライフル場	大人400円	人数	101	85	95	109	145	204	201	222	160	141	8	174	1,645
		料金	40,400	34,000	38,000	43,600	58,000	81,600	80,400	88,800	64,000	56,400	3,200	69,600	658,000
	—	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	人数	101	85	95	109	145	204	201	222	160	141	8	174	1,645
		料金	40,400	34,000	38,000	43,600	58,000	81,600	80,400	88,800	64,000	56,400	3,200	69,600	658,000
トレーニングルーム	大人300円	人数	6,234	6,349	6,471	6,559	6,882	6,549	5,910	5,969	5,983	2,032	5,821	6,242	71,001
		料金	1,870,200	1,904,700	1,941,300	1,967,700	2,064,600	1,964,700	1,773,000	1,790,700	1,794,900	609,600	1,746,300	1,872,600	21,300,300
	—	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	人数	6,234	6,349	6,471	6,559	6,882	6,549	5,910	5,969	5,983	2,032	5,821	6,242	71,001
		料金	1,870,200	1,904,700	1,941,300	1,967,700	2,064,600	1,964,700	1,773,000	1,790,700	1,794,900	609,600	1,746,300	1,872,600	21,300,300
陸上競技場	大人300円	人数	2,796	3,432	2,396	2,697	2,689	2,663	1,828	1,437	1,461	1,492	1,425	2,102	26,418
		料金	838,800	1,029,600	718,800	809,100	806,700	798,900	548,400	431,100	438,300	447,600	427,500	630,600	7,925,400
	小人100円	人数	2,076	2,063	2,087	2,154	2,275	2,208	1,488	1,577	1,789	1,668	1,709	2,220	23,314
		料金	207,600	206,300	208,700	215,400	227,500	220,800	148,800	157,700	178,900	166,800	170,900	222,000	2,331,400
	小計	人数	4,872	5,495	4,483	4,851	4,964	4,871	3,316	3,014	3,250	3,160	3,134	4,322	49,732
		料金	1,046,400	1,235,900	927,500	1,024,500	1,034,200	1,019,700	697,200	588,800	617,200	614,400	598,400	852,600	10,256,800
大人　計		人数	10,902	11,771	10,753	11,059	11,450	10,997	9,308	9,241	9,308	5,418	8,741	10,151	119,099
		料金	3,616,700	3,899,800	3,571,800	3,652,900	3,775,100	3,615,600	3,066,700	3,096,900	3,129,100	1,972,700	2,903,000	3,381,600	39,681,900
小人　計		人数	2,677	2,499	2,521	2,768	2,919	2,655	1,945	2,081	2,407	2,461	2,415	3,118	30,466
		料金	267,700	249,900	252,100	276,800	291,900	265,500	194,500	208,100	240,700	246,100	241,500	311,800	3,046,600
合計		人数	13,579	14,270	13,274	13,827	14,369	13,652	11,253	11,322	11,715	7,879	11,156	13,269	149,565
		料金	3,884,400	4,149,700	3,823,900	3,929,700	4,067,000	3,881,100	3,261,200	3,305,000	3,369,800	2,218,800	3,144,500	3,693,400	42,728,500

〔令和７年度（2025）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大体育室	大人500円	人数	299	284	409	530	517	517	313	324	510	853	387	587	5,530
		料金	149,500	142,000	204,500	265,000	258,500	258,500	156,500	162,000	255,000	426,500	193,500	293,500	2,765,000
	小人100円	人数	126	61	144	194	283	170	185	105	174	326	59	264	2,091
		料金	12,600	6,100	14,400	19,400	28,300	17,000	18,500	10,500	17,400	32,600	5,900	26,400	209,100
	小計	人数	425	345	553	724	800	687	498	429	684	1,179	446	851	7,621
		料金	162,100	148,100	218,900	284,400	286,800	275,500	175,000	172,500	272,400	459,100	199,400	319,900	2,974,100
小体育室	大人500円	人数	485	241	411	359	388	343	364	351	485	469	396	425	4,717
		料金	242,500	120,500	205,500	179,500	194,000	171,500	182,000	175,500	242,500	234,500	198,000	212,500	2,358,500
	小人100円	人数	360	122	302	422	441	365	433	280	410	402	355	417	4,309
		料金	36,000	12,200	30,200	42,200	44,100	36,500	43,300	28,000	41,000	40,200	35,500	41,700	430,900
	小計	人数	845	363	713	781	829	708	797	631	895	871	751	842	9,026
		料金	278,500	132,700	235,700	221,700	238,100	208,000	225,300	203,500	283,500	274,700	233,500	254,200	2,789,400
第１武道場	大人500円	人数	55	52	46	64	61	70	59	50	44	57	53	52	663
		料金	27,500	26,000	23,000	32,000	30,500	35,000	29,500	25,000	22,000	28,500	26,500	26,000	331,500
	小人100円	人数	80	79	47	112	63	67	73	45	53	63	48	88	818
		料金	8,000	7,900	4,700	11,200	6,300	6,700	7,300	4,500	5,300	6,300	4,800	8,800	81,800
	小計	人数	135	131	93	176	124	137	132	95	97	120	101	140	1,481
		料金	35,500	33,900	27,700	43,200	36,800	41,700	36,800	29,500	27,300	34,800	31,300	34,800	413,300
第２武道場	大人500円	人数	28	32	15	19	25	28	18	21	10	21	31	16	264
		料金	14,000	16,000	7,500	9,500	12,500	14,000	9,000	10,500	5,000	10,500	15,500	8,000	132,000
	小人100円	人数	21	19	6	9	8	22	14	6	19	19	45	15	203
		料金	2,100	1,900	600	900	800	2,200	1,400	600	1,900	1,900	4,500	1,500	20,300
	小計	人数	49	51	21	28	33	50	32	27	29	40	76	31	467
		料金	16,100	17,900	8,100	10,400	13,300	16,200	10,400	11,100	6,900	12,400	20,000	9,500	152,300
弓道場	大人500円	人数	470	523	481	475	506	452	478	507	458	463	423	440	5,676
		料金	235,000	261,500	240,500	237,500	253,000	226,000	239,000	253,500	229,000	231,500	211,500	220,000	2,838,000
	小人100円	人数	25	19	9	12	9	9	13	15	14	11	8	16	160
		料金	2,500	1,900	900	1,200	900	900	1,300	1,500	1,400	1,100	800	1,600	16,000
	小計	人数	495	542	490	487	515	461	491	522	472	474	431	456	5,836
		料金	237,500	263,400	241,400	238,700	253,900	226,900	240,300	255,000	230,400	232,600	212,300	221,600	2,854,000

〔令和７年度（2025）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アーチェリー場	大人400円	人数	174	216	208	161	181	200	178	219	203	208	206	243	2,397
		料金	69,600	86,400	83,200	64,400	72,400	80,000	71,200	87,600	81,200	83,200	82,400	97,200	958,800
	小人100円	人数	15	12	18	7	11	16	15	28	12	5	10	23	172
		料金	1,500	1,200	1,800	700	1,100	1,600	1,500	2,800	1,200	500	1,000	2,300	17,200
	小計	人数	189	228	226	168	192	216	193	247	215	213	216	266	2,569
		料金	71,100	87,600	85,000	65,100	73,500	81,600	72,700	90,400	82,400	83,700	83,400	99,500	976,000
エアライフル場	大人400円	人数	163	192	149	182	196	196	157	194	154	168	205	179	2,135
		料金	65,200	76,800	59,600	72,800	78,400	78,400	62,800	77,600	61,600	67,200	82,000	71,600	854,000
	—	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	人数	163	192	149	182	196	196	157	194	154	168	205	179	2,135
		料金	65,200	76,800	59,600	72,800	78,400	78,400	62,800	77,600	61,600	67,200	82,000	71,600	854,000
トレーニングルーム	大人300円	人数	6,251	7,062	6,981	7,200	7,353	6,609	6,212	6,122	6,411	6,555	6,145	6,535	79,436
		料金	1,875,300	2,118,600	2,094,300	2,160,000	2,205,900	1,982,700	1,863,600	1,836,600	1,923,300	1,966,500	1,843,500	1,960,500	23,830,800
	—	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	人数	6,251	7,062	6,981	7,200	7,353	6,609	6,212	6,122	6,411	6,555	6,145	6,535	79,436
		料金	1,875,300	2,118,600	2,094,300	2,160,000	2,205,900	1,982,700	1,863,600	1,836,600	1,923,300	1,966,500	1,843,500	1,960,500	23,830,800
陸上競技場 ※10月14日から休場	大人300円	人数	1,806	2,047	1,663	1,827	2,413	1,417	486	0	0	0	0	0	11,659
		料金	541,800	614,100	498,900	548,100	723,900	425,100	145,800	0	0	0	0	0	3,497,700
	小人100円	人数	1,994	1,856	1,887	1,924	2,305	1,833	711	0	0	0	0	0	12,510
		料金	199,400	185,600	188,700	192,400	230,500	183,300	71,100	0	0	0	0	0	1,251,000
	小計	人数	3,800	3,903	3,550	3,751	4,718	3,250	1,197	0	0	0	0	0	24,169
		料金	741,200	799,700	687,600	740,500	954,400	608,400	216,900	0	0	0	0	0	4,748,700
大人　計		人数	9,731	10,649	10,363	10,817	11,640	9,832	8,265	7,788	8,275	8,794	7,846	8,477	112,477
		料金	3,220,400	3,461,900	3,417,000	3,568,800	3,829,100	3,271,200	2,759,400	2,628,300	2,819,600	3,048,400	2,652,900	2,889,300	37,566,300
小人　計		人数	2,621	2,168	2,413	2,680	3,120	2,482	1,444	479	682	826	525	823	20,263
		料金	262,100	216,800	241,300	268,000	312,000	248,200	144,400	47,900	68,200	82,600	52,500	82,300	2,026,300
合計		人数	12,352	12,817	12,776	13,497	14,760	12,314	9,709	8,267	8,957	9,620	8,371	9,300	132,740
		料金	3,482,500	3,678,700	3,658,300	3,836,800	4,141,100	3,519,400	2,903,800	2,676,200	2,887,800	3,131,000	2,705,400	2,971,600	39,592,600

〔令和８年度（2026）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大体育室	大人500円	人数	476	518	519	618	457	—	—	—	—	—	—	—	2,588
		料金	238,000	259,000	259,500	309,000	228,500	—	—	—	—	—	—	—	1,294,000
	小人100円	人数	179	179	158	208	240	—	—	—	—	—	—	—	964
		料金	17,900	17,900	15,800	20,800	24,000	—	—	—	—	—	—	—	96,400
	小計	人数	655	697	677	826	697	—	—	—	—	—	—	—	3,552
		料金	255,900	276,900	275,300	329,800	252,500	—	—	—	—	—	—	—	1,390,400
小体育室	大人500円	人数	291	381	360	405	391	—	—	—	—	—	—	—	1,828
		料金	145,500	190,500	180,000	202,500	195,500	—	—	—	—	—	—	—	914,000
	小人100円	人数	345	345	337	462	362	—	—	—	—	—	—	—	1,851
		料金	34,500	34,500	33,700	46,200	36,200	—	—	—	—	—	—	—	185,100
	小計	人数	636	726	697	867	753	—	—	—	—	—	—	—	3,679
		料金	180,000	225,000	213,700	248,700	231,700	—	—	—	—	—	—	—	1,099,100
第１武道場	大人500円	人数	54	61	43	65	91	—	—	—	—	—	—	—	314
		料金	27,000	30,500	21,500	32,500	45,500	—	—	—	—	—	—	—	157,000
	小人100円	人数	64	55	85	85	55	—	—	—	—	—	—	—	344
		料金	6,400	5,500	8,500	8,500	5,500	—	—	—	—	—	—	—	34,400
	小計	人数	118	116	128	150	146	—	—	—	—	—	—	—	658
		料金	33,400	36,000	30,000	41,000	51,000	—	—	—	—	—	—	—	191,400
第２武道場	大人500円	人数	23	19	26	24	33	—	—	—	—	—	—	—	125
		料金	11,500	9,500	13,000	12,000	16,500	—	—	—	—	—	—	—	62,500
	小人100円	人数	38	21	19	26	17	—	—	—	—	—	—	—	121
		料金	3,800	2,100	1,900	2,600	1,700	—	—	—	—	—	—	—	12,100
	小計	人数	61	40	45	50	50	—	—	—	—	—	—	—	246
		料金	15,300	11,600	14,900	14,600	18,200	—	—	—	—	—	—	—	74,600
弓道場	大人500円	人数	505	471	494	572	549	—	—	—	—	—	—	—	2,591
		料金	252,500	235,500	247,000	286,000	274,500	—	—	—	—	—	—	—	1,295,500
	小人100円	人数	8	9	8	7	7	—	—	—	—	—	—	—	39
		料金	800	900	800	700	700	—	—	—	—	—	—	—	3,900
	小計	人数	513	480	502	579	556	—	—	—	—	—	—	—	2,630
		料金	253,300	236,400	247,800	286,700	275,200	—	—	—	—	—	—	—	1,299,400

〔令和８年度（2026）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アーチェリー場	大人400円	人数	221	330	257	248	255	—	—	—	—	—	—	—	1,311
		料金	88,400	132,000	102,800	99,200	102,000	—	—	—	—	—	—	—	524,400
	小人100円	人数	20	11	10	10	10	—	—	—	—	—	—	—	61
		料金	2,000	1,100	1,000	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	6,100
	小計	人数	241	341	267	258	265	—	—	—	—	—	—	—	1,372
		料金	90,400	133,100	103,800	100,200	103,000	—	—	—	—	—	—	—	530,500
エアライフル場	大人400円	人数	205	197	158	215	215	—	—	—	—	—	—	—	990
		料金	82,000	78,800	63,200	86,000	86,000	—	—	—	—	—	—	—	396,000
	—	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	人数	205	197	158	215	215	—	—	—	—	—	—	—	990
		料金	82,000	78,800	63,200	86,000	86,000	—	—	—	—	—	—	—	396,000
トレーニングルーム	大人300円	人数	6,620	6,868	6,472	7,182	7,073	—	—	—	—	—	—	—	34,215
		料金	1,986,000	2,060,400	1,941,600	2,154,600	2,121,900	—	—	—	—	—	—	—	10,264,500
	—	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	人数	6,620	6,868	6,472	7,182	7,073	—	—	—	—	—	—	—	34,215
		料金	1,986,000	2,060,400	1,941,600	2,154,600	2,121,900	—	—	—	—	—	—	—	10,264,500
陸上競技場※９月まで休場	大人300円	人数	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0
		料金	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0
	小人100円	人数	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0
		料金	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0
	小計	人数	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0
		料金	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0
大人　計		人数	8,395	8,845	8,329	9,329	9,064	—	—	—	—	—	—	—	43,962
		料金	2,830,900	2,996,200	2,828,600	3,181,800	3,070,400	—	—	—	—	—	—	—	14,907,900
小人　計		人数	654	620	617	798	691	—	—	—	—	—	—	—	3,380
		料金	65,400	62,000	61,700	79,800	69,100	—	—	—	—	—	—	—	338,000
合計		人数	9,049	9,465	8,946	10,127	9,755	—	—	—	—	—	—	—	47,342
		料金	2,896,300	3,058,200	2,890,300	3,261,600	3,139,500	—	—	—	—	—	—	—	15,245,900

大人･･･高校生相当以上　小人･･･小･中学生

２　奥戸総合スポーツセンター温水プール館

〔令和６年度（2024）〕

施設	区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
エイトホール	大人300円	人数	59	55	42	54	36	67	52	54	65	125	65	75	749
		料金	17,700	16,500	12,600	16,200	10,800	20,100	15,600	16,200	19,500	37,500	19,500	22,500	224,700
	小人100円	人数	5	1	21	24	6	10	22	11	11	14	5	9	139
		料金	500	100	2,100	2,400	600	1,000	2,200	1,100	1,100	1,400	500	900	13,900
	小計	人数	64	56	63	78	42	77	74	65	76	139	70	84	888
		料金	18,200	16,600	14,700	18,600	11,400	21,100	17,800	17,300	20,600	38,900	20,000	23,400	238,600
プール（２時間以内）	大人300円	人数	3,995	4,377	5,172	8,867	10,080	5,971	4,293	3,959	3,694	4,023	2,724	4,150	61,305
		料金	1,198,500	1,313,100	1,551,600	2,660,100	3,024,000	1,791,300	1,287,900	1,187,700	1,108,200	1,206,900	817,200	1,245,000	18,391,500
	大人＋幼児300円	人数	268	315	485	1,724	2,166	853	212	224	162	250	156	314	7,129
		料金	80,400	94,500	145,500	517,200	649,800	255,900	63,600	67,200	48,600	75,000	46,800	94,200	2,138,700
	小人100円	人数	1,229	1,375	2,534	9,112	7,861	2,368	714	493	458	549	367	975	28,035
		料金	122,900	137,500	253,400	911,200	786,100	236,800	71,400	49,300	45,800	54,900	36,700	97,500	2,803,500
	小計	人数	5,492	6,067	8,191	19,703	20,107	9,192	5,219	4,676	4,314	4,822	3,247	5,439	96,469
		料金	1,401,800	1,545,100	1,950,500	4,088,500	4,459,900	2,284,000	1,422,900	1,304,200	1,202,600	1,336,800	900,700	1,436,700	23,333,700
プール（延長30分毎）	大人60円	人数	47	69	84	491	725	257	89	39	61	102	27	56	2,047
		料金	2,820	4,140	5,040	29,460	43,500	15,420	5,340	2,340	3,660	6,120	1,620	3,360	122,820
	大人＋幼児60円	人数	10	12	24	208	244	52	4	10	6	13	16	13	612
		料金	600	720	1,440	12,480	14,640	3,120	240	600	360	780	960	780	36,720
	小人20円	人数	95	103	160	992	1,116	189	65	36	17	25	14	30	2,842
		料金	1,900	2,060	3,200	19,840	22,320	3,780	1,300	720	340	500	280	600	56,840
	小計	人数	152	184	268	1,691	2,085	498	158	85	84	140	57	99	5,501
		料金	5,320	6,920	9,680	61,780	80,460	22,320	6,880	3,660	4,360	7,400	2,860	4,740	216,380
大人　計		人数	4,101	4,501	5,298	9,412	10,841	6,295	4,434	4,052	3,820	4,250	2,816	4,281	64,101
		料金	1,219,020	1,333,740	1,569,240	2,705,760	3,078,300	1,826,820	1,308,840	1,206,240	1,131,360	1,250,520	838,320	1,270,860	18,739,020
大人＋幼児　計		人数	278	327	509	1,932	2,410	905	216	234	168	263	172	327	7,741
		料金	81,000	95,220	146,940	529,680	664,440	259,020	63,840	67,800	48,960	75,780	47,760	94,980	2,175,420
小人　計		人数	1,329	1,479	2,715	10,128	8,983	2,567	801	540	486	588	386	1,014	31,016
		料金	125,300	139,660	258,700	933,440	809,020	241,580	74,900	51,120	47,240	56,800	37,480	99,000	2,874,240
合計		人数	5,708	6,307	8,522	21,472	22,234	9,767	5,451	4,826	4,474	5,101	3,374	5,622	102,858
		料金	1,425,320	1,568,620	1,974,880	4,168,880	4,551,760	2,327,420	1,447,580	1,325,160	1,227,560	1,383,100	923,560	1,464,840	23,788,680

〔令和７年度（2025）〕

施設	区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
エイトホール	大人300円	人数	103	60	75	65	73	71	49	93	105	145	84	85	1,008
		料金	30,900	18,000	22,500	19,500	21,900	21,300	14,700	27,900	31,500	43,500	25,200	25,500	302,400
	小人100円	人数	9	9	13	14	9	6	2	8	14	12	9	12	117
		料金	900	900	1,300	1,400	900	600	200	800	1,400	1,200	900	1,200	11,700
	小計	人数	112	69	88	79	82	77	51	101	119	157	93	97	1,125
		料金	31,800	18,900	23,800	20,900	22,800	21,900	14,900	28,700	32,900	44,700	26,100	26,700	314,100
プール（２時間以内）※11月17日から休場	大人300円	人数	4,103	4,738	5,695	9,234	10,641	5,731	4,088	2,075	0	0	0	0	46,305
		料金	1,230,900	1,421,400	1,708,500	2,770,200	3,192,300	1,719,300	1,226,400	622,500	0	0	0	0	13,891,500
	大人＋幼児300円	人数	258	300	644	1,851	2,464	754	199	115	0	0	0	0	6,585
		料金	77,400	90,000	193,200	555,300	739,200	226,200	59,700	34,500	0	0	0	0	1,975,500
	小人100円	人数	952	1,262	3,014	9,015	8,220	2,158	548	234	0	0	0	0	25,403
		料金	95,200	126,200	301,400	901,500	822,000	215,800	54,800	23,400	0	0	0	0	2,540,300
	小計	人数	5,313	6,300	9,353	20,100	21,325	8,643	4,835	2,424	0	0	0	0	78,293
		料金	1,403,500	1,637,600	2,203,100	4,227,000	4,753,500	2,161,300	1,340,900	680,400	0	0	0	0	18,407,300
プール（延長30分毎）※11月17日から休場	大人60円	人数	53	91	140	584	778	167	55	25	0	0	0	0	1,893
		料金	3,180	5,460	8,400	35,040	46,680	10,020	3,300	1,500	0	0	0	0	113,580
	大人＋幼児60円	人数	15	20	49	218	291	53	4	4	0	0	0	0	654
		料金	900	1,200	2,940	13,080	17,460	3,180	240	240	0	0	0	0	39,240
	小人20円	人数	31	93	295	1,168	1,175	282	28	8	0	0	0	0	3,080
		料金	620	1,860	5,900	23,360	23,500	5,640	560	160	0	0	0	0	61,600
	小計	人数	99	204	484	1,970	2,244	502	87	37	0	0	0	0	5,627
		料金	4,700	8,520	17,240	71,480	87,640	18,840	4,100	1,900	0	0	0	0	214,420
大人　計		人数	4,259	4,889	5,910	9,883	11,492	5,969	4,192	2,193	105	145	84	85	49,206
		料金	1,264,980	1,444,860	1,739,400	2,824,740	3,260,880	1,750,620	1,244,400	651,900	31,500	43,500	25,200	25,500	14,307,480
大人＋幼児　計		人数	273	320	693	2,069	2,755	807	203	119	0	0	0	0	7,239
		料金	78,300	91,200	196,140	568,380	756,660	229,380	59,940	34,740	0	0	0	0	2,014,740
小人　計		人数	992	1,364	3,322	10,197	9,404	2,446	578	250	14	12	9	12	28,600
		料金	96,720	128,960	308,600	926,260	846,400	222,040	55,560	24,360	1,400	1,200	900	1,200	2,613,600
合計		人数	5,524	6,573	9,925	22,149	23,651	9,222	4,973	2,562	119	157	93	97	85,045
		料金	1,440,000	1,665,020	2,244,140	4,319,380	4,863,940	2,202,040	1,359,900	711,000	32,900	44,700	26,100	26,700	18,935,820

〔令和８年度（2026）〕

施設	区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
エイトホール	大人300円	人数	83	62	89	79	94	—	—	—	—	—	—	—	407
		料金	24,900	18,600	26,700	23,700	28,200	—	—	—	—	—	—	—	122,100
	小人100円	人数	9	8	16	17	27	—	—	—	—	—	—	—	77
		料金	900	800	1,600	1,700	2,700	—	—	—	—	—	—	—	7,700
	小計	人数	92	70	105	96	121	—	—	—	—	—	—	—	484
		料金	25,800	19,400	28,300	25,400	30,900	—	—	—	—	—	—	—	129,800
プール（２時間以内）	大人300円	人数	4,111	5,413	5,140	8,725	9,646	—	—	—	—	—	—	—	33,035
		料金	1,233,300	1,623,900	1,542,000	2,617,500	2,893,800	—	—	—	—	—	—	—	9,910,500
	大人＋幼児300円	人数	232	427	320	1,766	2,037	—	—	—	—	—	—	—	4,782
		料金	69,600	128,100	96,000	529,800	611,100	—	—	—	—	—	—	—	1,434,600
	小人100円	人数	1,216	1,695	1,508	8,155	7,329	—	—	—	—	—	—	—	19,903
		料金	121,600	169,500	150,800	815,500	732,900	—	—	—	—	—	—	—	1,990,300
	小計	人数	5,559	7,535	6,968	18,646	19,012	—	—	—	—	—	—	—	57,720
		料金	1,424,500	1,921,500	1,788,800	3,962,800	4,237,800	—	—	—	—	—	—	—	13,335,400
プール（延長30分毎）	大人60円	人数	57	94	79	1,905	2,187	—	—	—	—	—	—	—	4,322
		料金	3,420	5,640	4,740	114,300	131,220	—	—	—	—	—	—	—	259,320
	大人＋幼児60円	人数	5	41	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60
		料金	300	2,460	840	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,600
	小人20円	人数	79	108	88	3,008	2,655	—	—	—	—	—	—	—	5,938
		料金	1,580	2,160	1,760	60,160	53,100	—	—	—	—	—	—	—	118,760
	小計	人数	141	243	181	4,913	4,842	—	—	—	—	—	—	—	10,320
		料金	5,300	10,260	7,340	174,460	184,320	—	—	—	—	—	—	—	381,680
大人　計		人数	4,251	5,569	5,308	10,709	11,927	—	—	—	—	—	—	—	37,764
		料金	1,261,620	1,648,140	1,573,440	2,755,500	3,053,220	—	—	—	—	—	—	—	10,291,920
大人＋幼児　計		人数	237	468	334	1,766	2,037	—	—	—	—	—	—	—	4,842
		料金	69,900	130,560	96,840	529,800	611,100	—	—	—	—	—	—	—	1,438,200
小人　計		人数	1,304	1,811	1,612	11,180	10,011	—	—	—	—	—	—	—	25,918
		料金	124,080	172,460	154,160	877,360	788,700	—	—	—	—	—	—	—	2,116,760
合計		人数	5,792	7,848	7,254	23,655	23,975	—	—	—	—	—	—	—	68,524
		料金	1,455,600	1,951,160	1,824,440	4,162,660	4,453,020	—	—	—	—	—	—	—	13,846,880

大人･･･高校生相当以上　小人･･･小･中学生

３　水元総合スポーツセンター

〔令和６年度（2024）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
トレーニングルーム	大人300円	人数	4,456	4,453	5,363	5,723	6,149	5,667	5,110	5,111	5,014	5,890	5,320	5,470	63,726
		料金	1,336,800	1,335,900	1,608,900	1,716,900	1,844,700	1,700,100	1,533,000	1,533,300	1,504,200	1,767,000	1,596,000	1,641,000	19,117,800
	—	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	人数	4,456	4,453	5,363	5,723	6,149	5,667	5,110	5,111	5,014	5,890	5,320	5,470	63,726
		料金	1,336,800	1,335,900	1,608,900	1,716,900	1,844,700	1,700,100	1,533,000	1,533,300	1,504,200	1,767,000	1,596,000	1,641,000	19,117,800
メインアリーナ	大人400円	人数	448	483	444	511	530	413	547	460	553	617	546	526	6,078
		料金	179,200	193,200	177,600	204,400	212,000	165,200	218,800	184,000	221,200	246,800	218,400	210,400	2,431,200
	小人80円	人数	170	175	147	260	328	123	257	183	280	174	139	266	2,502
		料金	13,600	14,000	11,760	20,800	26,240	9,840	20,560	14,640	22,400	13,920	11,120	21,280	200,160
	小計	人数	618	658	591	771	858	536	804	643	833	791	685	792	8,580
		料金	192,800	207,200	189,360	225,200	238,240	175,040	239,360	198,640	243,600	260,720	229,520	231,680	2,631,360
サブアリーナ	大人400円	人数	0	12	0	0	0	0	1	0	9	0	1	0	23
		料金	0	4,800	0	0	0	0	400	0	3,600	0	400	0	9,200
	小人80円	人数	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	13
		料金	0	560	0	0	0	0	0	0	80	0	400	0	1,040
	小計	人数	0	19	0	0	0	0	1	0	10	0	6	0	36
		料金	0	5,360	0	0	0	0	400	0	3,680	0	800	0	10,240
第１武道場	大人400円	人数	40	33	27	27	23	31	35	23	25	27	28	13	332
		料金	16,000	13,200	10,800	10,800	9,200	12,400	14,000	9,200	10,000	10,800	11,200	5,200	132,800
	小人80円	人数	44	37	40	37	35	40	47	20	23	20	28	34	405
		料金	3,520	2,960	3,200	2,960	2,800	3,200	3,760	1,600	1,840	1,600	2,240	2,720	32,400
	小計	人数	84	70	67	64	58	71	82	43	48	47	56	47	737
		料金	19,520	16,160	14,000	13,760	12,000	15,600	17,760	10,800	11,840	12,400	13,440	7,920	165,200
第２武道場	大人400円	人数	25	30	22	23	27	28	27	14	11	16	15	21	259
		料金	10,000	12,000	8,800	9,200	10,800	11,200	10,800	5,600	4,400	6,400	6,000	8,400	103,600
	小人80円	人数	87	94	86	91	90	108	119	88	97	100	105	108	1,173
		料金	6,960	7,520	6,880	7,280	7,200	8,640	9,520	7,040	7,760	8,000	8,400	8,640	93,840
	小計	人数	112	124	108	114	117	136	146	102	108	116	120	129	1,432
		料金	16,960	19,520	15,680	16,480	18,000	19,840	20,320	12,640	12,160	14,400	14,400	17,040	197,440

〔令和６年度（2024）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プール（２時間以内）	大人300円	人数	4,712	4,902	6,178	7,682	8,222	5,759	6,073	5,306	5,087	5,366	5,124	4,159	68,570
		料金	1,413,600	1,470,600	1,853,400	2,304,600	2,466,600	1,727,700	1,821,900	1,591,800	1,526,100	1,609,800	1,537,200	1,247,700	20,571,000
	大人＋幼児300円	人数	334	345	617	879	1,091	633	302	257	257	289	336	367	5,707
		料金	100,200	103,500	185,100	263,700	327,300	189,900	90,600	77,100	77,100	86,700	100,800	110,100	1,712,100
	小人100円	人数	1,740	1,601	2,683	4,925	4,419	1,958	1,125	631	541	747	830	1,266	22,466
		料金	174,000	160,100	268,300	492,500	441,900	195,800	112,500	63,100	54,100	74,700	83,000	126,600	2,246,600
	小計	人数	6,786	6,848	9,478	13,486	13,732	8,350	7,500	6,194	5,885	6,402	6,290	5,792	96,743
		料金	1,687,800	1,734,200	2,306,800	3,060,800	3,235,800	2,113,400	2,025,000	1,732,000	1,657,300	1,771,200	1,721,000	1,484,400	24,529,700
プール（30分延長）	大人60円	人数	157	171	269	334	425	215	205	246	224	233	190	151	2,820
		料金	9,420	10,260	16,140	20,040	25,500	12,900	12,300	14,760	13,440	13,980	11,400	9,060	169,200
	大人＋幼児60円	人数	38	38	62	122	102	57	23	18	23	29	59	42	613
		料金	2,280	2,280	3,720	7,320	6,120	3,420	1,380	1,080	1,380	1,740	3,540	2,520	36,780
	小人20円	人数	220	143	355	713	634	232	77	40	57	97	104	179	2,851
		料金	4,400	2,860	7,100	14,260	12,680	4,640	1,540	800	1,140	1,940	2,080	3,580	57,020
	小計	人数	415	352	686	1,169	1,161	504	305	304	304	359	353	372	6,284
		料金	16,100	15,400	26,960	41,620	44,300	20,960	15,220	16,640	15,960	17,660	17,020	15,160	263,000
大人　計		人数	9,838	10,084	12,303	14,300	15,376	12,113	11,998	11,160	10,923	12,149	11,224	10,340	141,808
		料金	2,965,020	3,039,960	3,675,640	4,265,940	4,568,800	3,629,500	3,611,200	3,338,660	3,282,940	3,654,780	3,380,600	3,121,760	42,534,800
大人＋幼児　計		人数	372	383	679	1,001	1,193	690	325	275	280	318	395	409	6,320
		料金	102,480	105,780	188,820	271,020	333,420	193,320	91,980	78,180	78,480	88,440	104,340	112,620	1,748,880
小人　計		人数	2,261	2,057	3,311	6,026	5,506	2,461	1,625	962	999	1,138	1,211	1,853	29,410
		料金	202,480	188,000	297,240	537,800	490,820	222,120	147,880	87,180	87,320	100,160	107,240	162,820	2,631,060
合計		人数	12,471	12,524	16,293	21,327	22,075	15,264	13,948	12,397	12,202	13,605	12,830	12,602	177,538
		料金	3,269,980	3,333,740	4,161,700	5,074,760	5,393,040	4,044,940	3,851,060	3,504,020	3,448,740	3,843,380	3,592,180	3,397,200	46,914,740

〔令和７年度（2025）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
トレーニングルーム	大人300円	人数	5,441	5,694	5,636	6,010	6,448	5,699	5,224	5,075	5,163	5,764	5,313	5,578	67,045
		料金	1,632,300	1,708,200	1,690,800	1,803,000	1,934,400	1,709,700	1,567,200	1,522,500	1,548,900	1,729,200	1,593,900	1,673,400	20,113,500
	—	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	人数	5,441	5,694	5,636	6,010	6,448	5,699	5,224	5,075	5,163	5,764	5,313	5,578	67,045
		料金	1,632,300	1,708,200	1,690,800	1,803,000	1,934,400	1,709,700	1,567,200	1,522,500	1,548,900	1,729,200	1,593,900	1,673,400	20,113,500
メインアリーナ	大人400円	人数	509	547	466	636	529	547	435	402	584	625	350	517	6,147
		料金	203,600	218,800	186,400	254,400	211,600	218,800	174,000	160,800	233,600	250,000	140,000	206,800	2,458,800
	小人80円	人数	237	157	196	289	388	218	161	171	282	208	154	277	2,738
		料金	18,960	12,560	15,680	23,120	31,040	17,440	12,880	13,680	22,560	16,640	12,320	22,160	219,040
	小計	人数	746	704	662	925	917	765	596	573	866	833	504	794	8,885
		料金	222,560	231,360	202,080	277,520	242,640	236,240	186,880	174,480	256,160	266,640	152,320	228,960	2,677,840
サブアリーナ	大人400円	人数	11	1	0	1	0	25	9	0	0	0	0	0	47
		料金	4,400	400	0	400	0	10,000	3,600	0	0	0	0	0	18,800
	小人80円	人数	23	0	0	1	2	9	26	0	0	11	0	0	72
		料金	1,840	0	0	80	160	720	2,080	0	0	880	0	0	5,760
	小計	人数	34	1	0	2	2	34	35	0	0	11	0	0	119
		料金	6,240	400	0	480	160	10,720	5,680	0	0	880	0	0	24,560
第１武道場	大人400円	人数	26	28	27	36	20	22	21	19	27	29	30	30	315
		料金	10,400	11,200	10,800	14,400	8,000	8,800	8,400	7,600	10,800	11,600	12,000	12,000	126,000
	小人80円	人数	33	33	37	53	49	57	48	54	48	41	39	61	553
		料金	2,640	2,640	2,960	4,240	3,920	4,560	3,840	4,320	3,840	3,280	3,120	4,880	44,240
	小計	人数	59	61	64	89	69	79	69	73	75	70	69	91	868
		料金	13,040	13,840	13,760	18,640	11,920	13,360	12,240	11,920	14,640	14,880	15,120	16,880	170,240
第２武道場	大人400円	人数	28	28	14	23	21	30	20	8	11	13	15	13	224
		料金	11,200	11,200	5,600	9,200	8,400	12,000	8,000	3,200	4,400	5,200	6,000	5,200	89,600
	小人80円	人数	111	150	129	162	91	138	144	107	128	126	90	134	1,510
		料金	8,880	12,000	10,320	12,960	7,280	11,040	11,520	8,560	10,240	10,080	7,200	10,720	120,800
	小計	人数	139	178	143	185	112	168	164	115	139	139	105	147	1,734
		料金	20,080	23,200	15,920	22,160	15,680	23,040	19,520	11,760	14,640	15,280	13,200	15,920	210,400

〔令和７年度（2025）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プール（２時間以内）	大人300円	人数	4,860	5,487	5,945	8,178	9,204	5,962	5,672	5,706	6,124	6,639	5,191	5,316	74,284
		料金	1,458,000	1,646,100	1,783,500	2,453,400	2,761,200	1,788,600	1,701,600	1,711,800	1,837,200	1,991,700	1,557,300	1,594,800	22,285,200
	大人＋幼児300円	人数	322	402	643	973	1,279	498	278	300	257	394	213	381	5,940
		料金	96,600	120,600	192,900	291,900	383,700	149,400	83,400	90,000	77,100	118,200	63,900	114,300	1,782,000
	小人100円	人数	1,315	1,533	2,690	5,071	4,723	1,610	820	740	676	934	661	1,139	21,912
		料金	131,500	153,300	269,000	507,100	472,300	161,000	82,000	74,000	67,600	93,400	66,100	113,900	2,191,200
	小計	人数	6,497	7,422	9,278	14,222	15,206	8,070	6,770	6,746	7,057	7,967	6,065	6,836	102,136
		料金	1,686,100	1,920,000	2,245,400	3,252,400	3,617,200	2,099,000	1,867,000	1,875,800	1,981,900	2,203,300	1,687,300	1,823,000	26,258,400
プール（30分延長）	大人60円	人数	165	249	327	483	483	172	164	151	138	201	133	126	2,792
		料金	9,900	14,940	19,620	28,980	28,980	10,320	9,840	9,060	8,280	12,060	7,980	7,560	167,520
	大人＋幼児60円	人数	43	48	60	105	173	54	15	35	24	38	15	58	668
		料金	2,580	2,880	3,600	6,300	10,380	3,240	900	2,100	1,440	2,280	900	3,480	40,080
	小人20円	人数	176	196	365	724	750	134	72	33	52	113	61	101	2,777
		料金	3,520	3,920	7,300	14,480	15,000	2,680	1,440	660	1,040	2,260	1,220	2,020	55,540
	小計	人数	384	493	752	1,312	1,406	360	251	219	214	352	209	285	6,237
		料金	16,000	21,740	30,520	49,760	54,360	16,240	12,180	11,820	10,760	16,600	10,100	13,060	263,140
大人　計		人数	11,040	12,034	12,415	15,367	16,705	12,457	11,545	11,361	12,047	13,271	11,032	11,580	150,854
		料金	3,329,800	3,610,840	3,696,720	4,563,780	4,952,580	3,758,220	3,472,640	3,414,960	3,643,180	3,999,760	3,317,180	3,499,760	45,259,420
大人＋幼児　計		人数	365	450	703	1,078	1,452	552	293	335	281	432	228	439	6,608
		料金	99,180	123,480	196,500	298,200	394,080	152,640	84,300	92,100	78,540	120,480	64,800	117,780	1,822,080
小人　計		人数	1,895	2,069	3,417	6,300	6,003	2,166	1,271	1,105	1,186	1,433	1,005	1,712	29,562
		料金	167,340	184,420	305,260	561,980	529,700	197,440	113,760	101,220	105,280	126,540	89,960	153,680	2,636,580
合計		人数	13,300	14,553	16,535	22,745	24,160	15,175	13,109	12,801	13,514	15,136	12,265	13,731	187,024
		料金	3,596,320	3,918,740	4,198,480	5,423,960	5,876,360	4,108,300	3,670,700	3,608,280	3,827,000	4,246,780	3,471,940	3,771,220	49,718,080

〔令和８年度（2026）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
トレーニングルーム	大人300円	人数	5,223	5,689	5,664	5,743	6,035	—	—	—	—	—	—	—	28,354
		料金	1,566,900	1,706,700	1,699,200	1,722,900	1,810,500	—	—	—	—	—	—	—	8,506,200
	—	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	人数	5,223	5,689	5,664	5,743	6,035	—	—	—	—	—	—	—	28,354
		料金	1,566,900	1,706,700	1,699,200	1,722,900	1,810,500	—	—	—	—	—	—	—	8,506,200
メインアリーナ	大人400円	人数	436	455	516	469	469	—	—	—	—	—	—	—	2,345
		料金	174,400	182,000	206,400	187,600	187,600	—	—	—	—	—	—	—	938,000
	小人80円	人数	135	163	152	295	403	—	—	—	—	—	—	—	1,148
		料金	10,800	13,040	12,160	23,600	32,240	—	—	—	—	—	—	—	91,840
	小計	人数	571	618	668	764	872	—	—	—	—	—	—	—	3,493
		料金	185,200	195,040	218,560	211,200	219,840	—	—	—	—	—	—	—	1,029,840
サブアリーナ	大人400円	人数	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0
		料金	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0
	小人80円	人数	6	0	0	17	0	—	—	—	—	—	—	—	23
		料金	480	0	0	1,360	0	—	—	—	—	—	—	—	1,840
	小計	人数	6	0	0	17	0	—	—	—	—	—	—	—	23
		料金	480	0	0	1,360	0	—	—	—	—	—	—	—	1,840
第１武道場	大人400円	人数	24	25	28	19	18	—	—	—	—	—	—	—	114
		料金	9,600	10,000	11,200	7,600	7,200	—	—	—	—	—	—	—	45,600
	小人80円	人数	52	67	76	74	61	—	—	—	—	—	—	—	330
		料金	4,160	5,360	6,080	5,920	4,880	—	—	—	—	—	—	—	26,400
	小計	人数	76	92	104	93	79	—	—	—	—	—	—	—	444
		料金	13,760	15,360	17,280	13,520	12,080	—	—	—	—	—	—	—	72,000
第２武道場	大人400円	人数	18	17	31	17	23	—	—	—	—	—	—	—	106
		料金	7,200	6,800	12,400	6,800	9,200	—	—	—	—	—	—	—	42,400
	小人80円	人数	147	127	146	139	101	—	—	—	—	—	—	—	660
		料金	11,760	10,160	11,680	11,120	8,080	—	—	—	—	—	—	—	52,800
	小計	人数	165	144	177	156	124	—	—	—	—	—	—	—	766
		料金	18,960	16,960	24,080	17,920	17,280	—	—	—	—	—	—	—	95,200

〔令和８年度（2026）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プール（２時間以内）	大人300円	人数	5,076	5,977	5,994	8,016	8,780	—	—	—	—	—	—	—	33,843
		料金	1,522,800	1,793,100	1,798,200	2,404,800	2,634,000	—	—	—	—	—	—	—	10,152,900
	大人＋幼児300円	人数	288	483	393	751	1,116	—	—	—	—	—	—	—	3,031
		料金	86,400	144,900	117,900	225,300	334,800	—	—	—	—	—	—	—	909,300
	小人100円	人数	1,250	1,683	1,728	4,554	4,353	—	—	—	—	—	—	—	13,568
		料金	125,000	168,300	172,800	455,400	435,300	—	—	—	—	—	—	—	1,356,800
	小計	人数	6,614	8,143	8,115	13,321	14,249	—	—	—	—	—	—	—	50,442
		料金	1,734,200	2,106,300	2,088,900	3,085,500	3,404,100	—	—	—	—	—	—	—	12,419,000
プール（30分延長）	大人60円	人数	146	256	181	716	702	—	—	—	—	—	—	—	2,001
		料金	8,760	15,360	10,860	42,960	42,120	—	—	—	—	—	—	—	120,060
	大人＋幼児60円	人数	27	45	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91
		料金	1,620	2,700	1,140	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,460
	小人20円	人数	136	242	221	1,246	922	—	—	—	—	—	—	—	2,767
		料金	2,720	4,840	4,420	24,920	18,440	—	—	—	—	—	—	—	55,340
	小計	人数	309	543	421	1,962	1,624	—	—	—	—	—	—	—	4,859
		料金	13,100	22,900	16,420	67,880	60,560	—	—	—	—	—	—	—	180,860
大人　計		人数	10,923	12,419	12,414	14,980	16,027	—	—	—	—	—	—	—	66,763
		料金	3,289,660	3,713,960	3,738,260	4,372,660	4,690,620	—	—	—	—	—	—	—	19,805,160
大人＋幼児　計		人数	315	528	412	751	1,116	—	—	—	—	—	—	—	3,122
		料金	88,020	147,600	119,040	225,300	334,800	—	—	—	—	—	—	—	914,760
小人　計		人数	1,726	2,282	2,323	6,325	5,840	—	—	—	—	—	—	—	18,496
		料金	154,920	201,700	207,140	522,320	498,940	—	—	—	—	—	—	—	1,585,020
合計		人数	12,964	15,229	15,149	22,056	22,983	—	—	—	—	—	—	—	88,381
		料金	3,532,600	4,063,260	4,064,440	5,120,280	5,524,360	—	—	—	—	—	—	—	22,304,940

大人･･･高校生相当以上　小人･･･小･中学生

４　東金町運動場クライミングセンター

〔令和６年度（2024）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ボルダリングウォール	大人400円	人数	1,223	1,737	1,547	1,625	1,996	2,099	1,328	1,739	1,386	1,588	1,491	1,608	19,367
		料金	489,200	694,800	618,800	650,000	798,400	839,600	531,200	695,600	554,400	635,200	596,400	643,200	7,746,800
	小人80円	人数	395	378	317	362	635	587	284	389	285	346	319	461	4,758
		料金	31,600	30,240	25,360	28,960	50,800	46,960	22,720	31,120	22,800	27,680	25,520	36,880	380,640
	小計	人数	1,618	2,115	1,864	1,987	2,631	2,686	1,612	2,128	1,671	1,934	1,810	2,069	24,125
		料金	520,800	725,040	644,160	678,960	849,200	886,560	553,920	726,720	577,200	662,880	621,920	680,080	8,127,440
リードウォール	大人400円	人数	284	377	255	188	220	257	215	292	207	169	200	248	2,912
		料金	113,600	150,800	102,000	75,200	88,000	102,800	86,000	116,800	82,800	67,600	80,000	99,200	1,164,800
	小人80円	人数	44	51	16	9	7	29	32	34	10	20	3	42	297
		料金	3,520	4,080	1,280	720	560	2,320	2,560	2,720	800	1,600	240	3,360	23,760
	小計	人数	328	428	271	197	227	286	247	326	217	189	203	290	3,209
		料金	117,120	154,880	103,280	75,920	88,560	105,120	88,560	119,520	83,600	69,200	80,240	102,560	1,188,560
スピードウォール	大人400円	人数	37	66	52	109	179	77	50	74	32	44	45	55	820
		料金	14,800	26,400	20,800	43,600	71,600	30,800	20,000	29,600	12,800	17,600	18,000	22,000	328,000
	小人80円	人数	13	17	15	6	10	10	16	3	6	5	8	9	118
		料金	1,040	1,360	1,200	480	800	800	1,280	240	480	400	640	720	9,440
	小計	人数	50	83	67	115	189	87	66	77	38	49	53	64	938
		料金	15,840	27,760	22,000	44,080	72,400	31,600	21,280	29,840	13,280	18,000	18,640	22,720	337,440
大人　計		人数	1,544	2,180	1,854	1,922	2,395	2,433	1,593	2,105	1,625	1,801	1,736	1,911	23,099
		料金	617,600	872,000	741,600	768,800	958,000	973,200	637,200	842,000	650,000	720,400	694,400	764,400	9,239,600
小人　計		人数	452	446	348	377	652	626	332	426	301	371	330	512	5,173
		料金	36,160	35,680	27,840	30,160	52,160	50,080	26,560	34,080	24,080	29,680	26,400	40,960	413,840
合計		人数	1,996	2,626	2,202	2,299	3,047	3,059	1,925	2,531	1,926	2,172	2,066	2,423	28,272
		料金	653,760	907,680	769,440	798,960	1,010,160	1,023,280	663,760	876,080	674,080	750,080	720,800	805,360	9,653,440

〔令和７年度（2025）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ボルダリングウォール	大人400円	人数	1,229	1,868	1,725	1,650	1,866	1,604	1,316	1,702	1,136	1,315	1,328	1,530	18,269
		料金	491,600	747,200	690,000	660,000	746,400	641,600	526,400	680,800	454,400	526,000	531,200	612,000	7,307,600
	小人80円	人数	409	398	366	463	543	415	346	398	283	294	359	403	4,677
		料金	32,720	31,840	29,280	37,040	43,440	33,200	27,680	31,840	22,640	23,520	28,720	32,240	374,160
	小計	人数	1,638	2,266	2,091	2,113	2,409	2,019	1,662	2,100	1,419	1,609	1,687	1,933	22,946
		料金	524,320	779,040	719,280	697,040	789,840	674,800	554,080	712,640	477,040	549,520	559,920	644,240	7,681,760
リードウォール	大人400円	人数	262	248	188	159	226	272	283	275	135	167	183	251	2,649
		料金	104,800	99,200	75,200	63,600	90,400	108,800	113,200	110,000	54,000	66,800	73,200	100,400	1,059,600
	小人80円	人数	69	25	13	11	15	21	51	34	8	8	9	34	298
		料金	5,520	2,000	1,040	880	1,200	1,680	4,080	2,720	640	640	720	2,720	23,840
	小計	人数	331	273	201	170	241	293	334	309	143	175	192	285	2,947
		料金	110,320	101,200	76,240	64,480	91,600	110,480	117,280	112,720	54,640	67,440	73,920	103,120	1,083,440
スピードウォール	大人400円	人数	68	54	68	61	80	56	36	44	46	32	49	33	627
		料金	27,200	21,600	27,200	24,400	32,000	22,400	14,400	17,600	18,400	12,800	19,600	13,200	250,800
	小人80円	人数	18	3	8	2	1	4	4	2	2	6	2	12	64
		料金	1,440	240	640	160	80	320	320	160	160	480	160	960	5,120
	小計	人数	86	57	76	63	81	60	40	46	48	38	51	45	691
		料金	28,640	21,840	27,840	24,560	32,080	22,720	14,720	17,760	18,560	13,280	19,760	14,160	255,920
大人　計		人数	1,559	2,170	1,981	1,870	2,172	1,932	1,635	2,021	1,317	1,514	1,560	1,814	21,545
		料金	623,600	868,000	792,400	748,000	868,800	772,800	654,000	808,400	526,800	605,600	624,000	725,600	8,618,000
小人　計		人数	496	426	387	476	559	440	401	434	293	308	370	449	5,039
		料金	39,680	34,080	30,960	38,080	44,720	35,200	32,080	34,720	23,440	24,640	29,600	35,920	403,120
合計		人数	2,055	2,596	2,368	2,346	2,731	2,372	2,036	2,455	1,610	1,822	1,930	2,263	26,584
		料金	663,280	902,080	823,360	786,080	913,520	808,000	686,080	843,120	550,240	630,240	653,600	761,520	9,021,120

〔令和８年度（2026）〕

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ボルダリングウォール	大人400円	人数	1,608	2,123	1,579	1,956	2,113	—	—	—	—	—	—	—	9,379
		料金	643,200	849,200	631,600	782,400	845,200	—	—	—	—	—	—	—	3,751,600
	小人80円	人数	458	573	343	415	576	—	—	—	—	—	—	—	2,365
		料金	36,640	45,840	27,440	33,200	46,080	—	—	—	—	—	—	—	189,200
	小計	人数	2,066	2,696	1,922	2,371	2,689	—	—	—	—	—	—	—	11,744
		料金	679,840	895,040	659,040	815,600	891,280	—	—	—	—	—	—	—	3,940,800
リードウォール	大人400円	人数	225	324	164	303	211	—	—	—	—	—	—	—	1,227
		料金	90,000	129,600	65,600	121,200	84,400	—	—	—	—	—	—	—	490,800
	小人80円	人数	26	67	17	20	19	—	—	—	—	—	—	—	149
		料金	2,080	5,360	1,360	1,600	1,520	—	—	—	—	—	—	—	11,920
	小計	人数	251	391	181	323	230	—	—	—	—	—	—	—	1,376
		料金	92,080	134,960	66,960	122,800	85,920	—	—	—	—	—	—	—	502,720
スピードウォール	大人400円	人数	20	56	21	43	68	—	—	—	—	—	—	—	208
		料金	8,000	22,400	8,400	17,200	27,200	—	—	—	—	—	—	—	83,200
	小人80円	人数	4	10	3	3	8	—	—	—	—	—	—	—	28
		料金	320	800	240	240	640	—	—	—	—	—	—	—	2,240
	小計	人数	24	66	24	46	76	—	—	—	—	—	—	—	236
		料金	8,320	23,200	8,640	17,440	27,840	—	—	—	—	—	—	—	85,440
大人　計		人数	1,853	2,503	1,764	2,302	2,392	—	—	—	—	—	—	—	10,814
		料金	741,200	1,001,200	705,600	920,800	956,800	—	—	—	—	—	—	—	4,325,600
小人　計		人数	488	650	363	438	603	—	—	—	—	—	—	—	2,542
		料金	39,040	52,000	29,040	35,040	48,240	—	—	—	—	—	—	—	203,360
合計		人数	2,341	3,153	2,127	2,740	2,995	—	—	—	—	—	—	—	13,356
		料金	780,240	1,053,200	734,640	955,840	1,005,040	—	—	—	—	—	—	—	4,528,960

大人･･･高校生相当以上　小人･･･小･中学生

５　金町公園プール

〔令和６年度（2024）〕　７月20日～８月31日まで営業

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プール	大人240円	人数	—	—	—	771	1,588	—	—	—	—	—	—	—	2,359
		料金	—	—	—	185,040	381,120	—	—	—	—	—	—	—	566,160
	小人40円	人数	—	—	—	1,842	2,374	—	—	—	—	—	—	—	4,216
		料金	—	—	—	73,680	94,960	—	—	—	—	—	—	—	168,640
	小計	人数	—	—	—	2,613	3,962	—	—	—	—	—	—	—	6,575
		料金	—	—	—	258,720	476,080	—	—	—	—	—	—	—	734,800
大人　計		人数	—	—	—	771	1,588	—	—	—	—	—	—	—	2,359
		料金	—	—	—	185,040	381,120	—	—	—	—	—	—	—	566,160
小人　計		人数	—	—	—	1,842	2,374	—	—	—	—	—	—	—	4,216
		料金	—	—	—	73,680	94,960	—	—	—	—	—	—	—	168,640
合計		人数	—	—	—	2,613	3,962	—	—	—	—	—	—	—	6,575
		料金	—	—	—	258,720	476,080	—	—	—	—	—	—	—	734,800

〔令和７年度（2025）〕　７月19日～８月31日まで営業

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プール	大人240円	人数	—	—	—	860	1,526	—	—	—	—	—	—	—	2,386
		料金	—	—	—	206,400	366,240	—	—	—	—	—	—	—	572,640
	小人40円	人数	—	—	—	1,991	2,534	—	—	—	—	—	—	—	4,525
		料金	—	—	—	79,640	101,360	—	—	—	—	—	—	—	181,000
	小計	人数	—	—	—	2,851	4,060	—	—	—	—	—	—	—	6,911
		料金	—	—	—	286,040	467,600	—	—	—	—	—	—	—	753,640
大人　計		人数	—	—	—	860	1,526	—	—	—	—	—	—	—	2,386
		料金	—	—	—	206,400	366,240	—	—	—	—	—	—	—	572,640
小人　計		人数	—	—	—	1,991	2,534	—	—	—	—	—	—	—	4,525
		料金	—	—	—	79,640	101,360	—	—	—	—	—	—	—	181,000
合計		人数	—	—	—	2,851	4,060	—	—	—	—	—	—	—	6,911
		料金	—	—	—	286,040	467,600	—	—	—	—	—	—	—	753,640

〔令和８年度（2026）〕　７月18日～８月31日まで営業

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プール	大人 240円	人数	—	—	—	692	918	—	—	—	—	—	—	—	1,610
		料金	—	—	—	166,080	220,320	—	—	—	—	—	—	—	386,400
	小人 40円	人数	—	—	—	1,951	1,978	—	—	—	—	—	—	—	3,929
		料金	—	—	—	78,040	79,120	—	—	—	—	—	—	—	157,160
	小計	人数	—	—	—	2,643	2,896	—	—	—	—	—	—	—	5,539
		料金	—	—	—	244,120	299,440	—	—	—	—	—	—	—	543,560
大人　計		人数	—	—	—	692	918	—	—	—	—	—	—	—	1,610
		料金	—	—	—	166,080	220,320	—	—	—	—	—	—	—	386,400
小人　計		人数	—	—	—	1,951	1,978	—	—	—	—	—	—	—	3,929
		料金	—	—	—	78,040	79,120	—	—	—	—	—	—	—	157,160
合計		人数	—	—	—	2,643	2,896	—	—	—	—	—	—	—	5,539
		料金	—	—	—	244,120	299,440	—	—	—	—	—	—	—	543,560

大人･･･高校生相当以上　小人･･･小･中学生

６　小菅西公園運動場スケートボード場

〔令和８年度（2026）〕４月１日から供用開始

施設	区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
スケートボード場	大人250円	人数	1,103	1,293	572	728	935	—	—	—	—	—	—	—	4,631
		料金	275,750	323,250	143,000	182,000	233,750	—	—	—	—	—	—	—	1,157,750
	小人50円	人数	474	502	277	317	286	—	—	—	—	—	—	—	1,856
		料金	23,700	25,100	13,850	15,850	14,300	—	—	—	—	—	—	—	92,800
	小計	人数	1,577	1,795	849	1,045	1,221	—	—	—	—	—	—	—	6,487
		料金	299,450	348,350	156,850	197,850	248,050	—	—	—	—	—	—	—	1,250,550
大人　計		人数	1,103	1,293	572	728	935	—	—	—	—	—	—	—	4,631
		料金	275,750	323,250	143,000	182,000	233,750	—	—	—	—	—	—	—	1,157,750
小人　計		人数	474	502	277	317	286	—	—	—	—	—	—	—	1,856
		料金	23,700	25,100	13,850	15,850	14,300	—	—	—	—	—	—	—	92,800
合計		人数	1,577	1,795	849	1,045	1,221	—	—	—	—	—	—	—	6,487
		料金	299,450	348,350	156,850	197,850	248,050	—	—	—	—	—	—	—	1,250,550

大人･･･高校生相当以上　小人･･･小･中学生

73　郷土と天文の博物館の入館者数及びプラネタリウム観覧者数（大人・小中学生・幼児・学校その他利用）
〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日現在）

（１）入館者数

（単位：人）

令和６年度（2024）		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
一般	大人	1,051	1,146	1,408	1,520	2,865	2,368						
	小中学生	160	158	186	389	872	332						
	幼児	108	147	221	298	466	377						
学校		94	798	1,540	1,749	0	1,942						
土曜日無料		156	177	210	278	491	201						
その他		273	1,083	378	416	623	484						

（単位：人）

令和７年度（2025）		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
一般	大人	1,076	1,517	1,674	687	1,030	549	452	1,632	1,146	1,992	1,228	1,164
	小中学生	173	201	205	111	198	43	50	219	83	178	167	150
	幼児	133	171	235	112	145	59	57	203	85	168	168	179
学校		128	730	706	0	0	46	90	1,405	1,166	836	809	362
土曜日無料		143	285	223	69	138	34	23	238	152	163	141	140
その他		348	1,322	599	464	277	320	224	2,195	370	323	807	763

（単位：人）

令和８年度（2026）		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
一般	大人	1,134	1,628	1,309	1,890	3,073							
	小中学生	196	232	137	381	791							
	幼児	142	179	185	278	463							
学校		149	460	950	320	0							
土曜日無料		139	248	230	249	485							
その他		506	1,635	499	555	705							

※１　令和６年度は改修工事のため、10月１日から３月31日まで休館

※２　令和７年度はデジタル式プラネタリウム機器更改のため、７月１日から10月31日までプラネタリウム投映休止

※３　「その他」は団体割引、博物館まつり、障害者免除等

（２）観覧者数

（単位：人）

令和６年度（2024）		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
一般	大人	668	742	932	1,089	2,001	1,710						
	小中学生	138	141	142	322	695	292						
	幼児	75	78	133	204	293	266						
学校		94	798	1,540	1,749	0	1,942						
土曜日無料		129	146	191	233	422	215						
その他		259	690	327	263	602	552						

（単位：人）

令和７年度（2025）		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
一般	大人	629	1,056	1,215					1,093	575	998	799	776
	小中学生	120	164	190					204	70	131	139	117
	幼児	80	101	162					142	43	127	124	118
学校		128	651	706					1,405	1,166	766	584	314
土曜日無料		111	260	203					233	149	155	136	124
その他		159	839	601					951	174	187	302	243

（単位：人）

令和８年度（2026）		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
一般	大人	812	1,196	805	1,176	2,214							
	小中学生	155	213	108	299	634							
	幼児	107	126	105	190	298							
学校		149	349	935	320	0							
土曜日無料		124	225	195	194	394							
その他		252	858	260	369	425							

※１　令和６年度は改修工事のため、10月１日から３月31日まで休館

※２　令和７年度はデジタル式プラネタリウム機器更改のため、７月１日から10月31日までプラネタリウム投映休止

※３　「その他」は団体割引、博物館まつり、障害者免除等

74　こち亀記念館の月別来館者数（有料・無料別、有料は区内・区外及び大人・小人別）
〔令和７年度（2025）～令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日現在）

（単位:人）

			令和7年度												計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有料	区内	大人	776	543	358	313	401	306	255	234	206	290	186	225	4,093
		小人	101	73	54	60	87	32	45	34	43	49	22	41	641
	区外	大人	7,782	7,906	6,185	5,227	6,306	5,367	4,873	4,789	4,682	5,254	4,684	5,810	68,865
		小人	526	459	283	492	811	194	240	241	266	297	314	382	4,505
小計			9,185	8,981	6,880	6,092	7,605	5,899	5,413	5,298	5,197	5,890	5,206	6,458	78,104
無料			878	945	927	577	778	576	497	2,829	4,204	5,639	3,728	4,527	26,105
合計			10,063	9,926	7,807	6,669	8,383	6,475	5,910	8,127	9,401	11,529	8,934	10,985	104,209

			令和8年度					計
			4月	5月	6月	7月	8月	
有料	区内	大人	184	217	110	155	244	910
		小人	25	28	15	29	57	154
	区外	大人	4,040	5,696	4,208	4,328	5,363	23,635
		小人	198	324	200	388	573	1,683
小計			4,447	6,265	4,533	4,900	6,237	26,382
無料			3,171	4,941	3,057	3,336	3,879	18,384
合計			7,618	11,206	7,590	8,236	10,116	44,766

※「区内」は、区民・区内在学・区内在勤の方の人数です。

※「小人」は、小学生以上中学生以下の方の人数です。

※「無料」は、障がい者・未就学児・1階無料入館者の人数です。

※1階無料入館は、令和7年11月19日から開始しました。

75　フリースクール等利用者支援事業助成金制度を開始した時からの年度別受給者数（令和８年８月 31 日現在）

年度	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度※ （2026）
受給者数	35 人	65 人	１人

※令和８年度（2026）受給者数については、令和８年８月 31 日現在支出完了済みのもの

76　シルバー人材センターに管理を委託している自転車駐車場の収容台数〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕
（令和８年７月31日現在）

	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)	令和８年度（2026）
	４月１日現在	４月１日現在	７月31日現在
収容台数	20,807台	20,632台	18,374台

77　国保年金課業務委託経費における窓口等業務委託の募集時の提案募集要項とその選定結果がわかる書類、
またその業務に従事する者の人数〔令和７年度（2025）〕（令和７年10月）～〔令和８年度（2026）〕（令和８年９月）

提案募集要項	選定結果
別添１　「提案募集要項」のとおり	別添２　「選定結果」のとおり

従事者人数											
令和７年 10月	令和７年 11月	令和７年 12月	令和８年 １月	令和８年 ２月	令和８年 ３月	令和８年 ４月	令和８年 ５月	令和８年 ６月	令和８年 ７月	令和８年 ８月	令和８年 ９月
118	117	117	116	113	111	110	111	114	113	112	113

※各月の従事者名簿によるもの

別添１　「提案募集要項」

国保年金課業務委託に係る提案募集要項

国保年金課の業務を委託するにあたって、下記のとおり提案を募集します。

記

１　募集目的

国保年金課業務委託は、区民サービスの向上、業務の効率化及び事業経費の削減を実現するために、国保年金課で運営している国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金の各業務並びにフロア案内や電話対応等の共通業務について、１つの事業者にまとめて委託するものである。

本業務を実施するにあたり、これらの業務実績を有する事業者からプロポーザル方式により企画の提案を受け、本業務の効率的かつ円滑な運営を実施することができる最優秀事業者を選定することを目的とする。

２　国保年金課業務委託の概要

本件プロポーザル方式により選定された事業者に対し、区は業務準備委託及び窓口等業務委託を実施する。

内容については、別紙１「国保年金課業務委託詳細」を参照すること。

ただし、本件プロポーザル方式による事業者選定において、令和４年度現在の受注事業者（以下、現事業者という。）が参加する場合、公正な評価を行うために、別の事業者から現事業者に切り替わる想定（B 社⇒A 社）で、提案書及び見積書を作成することとする。

なお、業務準備委託は、本件プロポーザル方式による事業者選定の結果、現事業者から別の事業者に切り替わる場合（A 社⇒C 社）に実施する。現事業者が再選定された場合（A 社⇒A 社）、事業者間の引継ぎ等は不要になるため、業務準備委託は行わない。

３　履行期間

（１）業務準備委託

令和４年 10 月３日（月）から令和５年３月 31 日（金）まで

（２）窓口等業務委託

令和５年４月１日（土）から令和９年 12 月 31 日（金）まで。ただし、月１回の日曜日・３月の特定の日曜日又は祝日（以下「休日開庁実施日」という。）以外の日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の１月３日までの日を除く。

４　履行場所

（１）業務準備委託

葛飾区役所本館３階福祉部国保年金課に加え、区が認めた場所でも可とする。作業にあたっては、葛飾区役所内の作業場所を提供する。

（２）窓口等業務委託

葛飾区役所本館３階福祉部国保年金課に加え、区が認めた場所でも可とする。

５　業務従事時間

（１）業務準備委託

午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

（２）窓口等業務委託

①　窓口開設時間

ア　月曜日から金曜日まで（水曜日を除く）

午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。フロア案内業務にあっては午前８時 20 分からとする。

イ　水曜日（夜間延長窓口実施日）

午前８時 30 分から午後７時 30 分まで。フロア案内業務にあっては午前８時 20 分からとする。

ウ　休日開庁実施日

午前９時から午後０時 30 分まで。フロア案内業務にあっては午前８時 45 分からとする。

②　電話対応時間

ア　月曜日から金曜日まで（水曜日を除く）

午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

イ　水曜日（夜間延長窓口実施日）

午前８時 30 分から午後７時 30 分まで

ウ　休日開庁実施日

午前９時から午後０時 30 分まで

③　窓口終了時刻までに区役所他部署に来庁し、国保年金課における手続き等がある旨の連絡があったときは、国保年金課の窓口開設時間内に来庁したものとみなして対応すること。

６　提案限度価格

（１）業務準備委託（令和４年度）

７４，２６１千円（消費税込）

（２）窓口等業務委託

【各年度の提案限度額】（単位：千円・消費税込）

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
金額	356,308	363,312	374,019	380,985	292,147	1,766,771

各年度の提案限度額を超えた見積金額の提案は、無効とする。

7　参加資格

参加事業者は、参加申込時に次の要件を全て満たしていること。

（１）葛飾区における競争入札参加資格を有していること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

（３）葛飾区契約事務規則（昭和39年葛飾区規則第７号）に基づく出入禁止又は葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成21年３月31日20葛総契第339号区長決裁）に基づく指名停止（指名保留）期間中でないこと。

（４）葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（５）平成29年度から令和３年度の間に、特別区又は受託開始時点での人口が45万人以上の市において、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金のいずれかの業務を受託し、１年以上実施していること。

（６）統括責任者及び業務責任者の予定者のうち１人以上は、平成29年度から令和３年度の間に、特別区又は受託開始時点での人口が45万人以上の市における業務委託において、当該区市に常駐する統括責任者又は業務責任者としての実務経験があること。

（７）ISO27001（ISMS）及びプライバシーマークの付与認定を受けていること。

（８）本要綱の公表日である令和４年５月25日（水）から過去２年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。

（９）全ての税について滞納がないこと。

8　参加受付

（１）受付期間

令和４年５月25日（水）から令和４年６月14日（火）まで

平日の午前８時30分から午後５時まで（時間厳守）

（２）提出書類

①　参加申込書（様式１）

②　国民健康保険業務等受注実績書（様式２）

③　統括責任予定者及び業務責任予定者実務経験実績書（様式３）

④　会社概要（様式自由）

173

⑤　ISO27001（ISMS）及びプライバシーマークの認証を取得していることを証する書類

（３）提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残る方法によるものとし、令和４年６月 14 日（火）午後５時必着とする。

（４）提出先

葛飾区福祉部国保年金課管理係（総合庁舎本館３階 315 番窓口）

〒124-8555　葛飾区立石五丁目 13 番１号

担当　石崎・鈴木

（５）その他

参加申込書の提出にあたっては、参加受付期間中に、葛飾区国保年金課窓口の現況を確認することを必須とする。

現況確認のための訪問にあたっては、事前に上記８（４）の担当あてに連絡をし、日時の調整をすること。

ただし、訪問時にはレイアウトの説明および簡易な業務の流れの説明のみとし、質疑応答は行わない。

なお、現況確認を行うことは、提案書提出者の選定を確約するものではなく、現在の業務実態を十分に把握した上での企画提案を行うためのものである。

174

９　提案書の提出者の選定

提出された参加申込書等を審査した結果、参加資格を満たすと認めた場合には、その旨を電子メールにより通知した後、原本を郵送する。また、参加資格を満たさないと認めた場合には、その理由を記載し、電子メールにより通知した後、原本を郵送する。いずれも参加受付後の令和４年６月 15 日（水）以降速やかに通知する。

10　提案内容

提案書は、別紙１「国保年金課業務委託詳細」及び別紙２「評価観点」に基づき、別紙２「評価観点」における評価項目の順番に具体的な提案内容を記載して作成すること。提案書に記載がない評価項目については、評価しない。「11　提案書等の提出（２）提出書類③見積書（様式４）」の金額内での提案とすること。

11　提案書等の提出

（１）受付期間

令和４年６月 17 日（金）から令和４年７月４日（月）まで

平日の午前８時 30 分から午後５時まで（時間厳守）

（２）提出書類

①　提案書　正本・・・１通

最初のページに社名及び代表者を記入すること。

Ａ４縦判横書き両面印刷とし、製本はせず、ファイルに綴じること。

本文の文字ポイントは、11 ポイント以上とすること。

表紙を含めて 30 頁以内とすること。

②　提案書　副本・・・20 通

Ａ４縦判横書き両面印刷とし、製本はせず、ファイルに綴じること。

本文の文字ポイントは、11 ポイント以上とすること。

表紙を含めて 30 頁以内とすること。

（すべての頁において社名等、提案者を特定できるような表示がないよう配慮すること。）

③　見積書（様式４）

国保年金課業務委託について、履行期間の合計金額を見積もり、年度ごとの積算内訳を記載すること。

④　損益計算書及び貸借対照表など直近３か年の財務状況がわかる書類

（３）提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残る方法によるものとし、令和４年７月４日（月）必着とする。

（４）提出先

葛飾区福祉部国保年金課管理係（総合庁舎本館３階 315 番窓口）

〒124-8555　葛飾区立石五丁目 13 番１号

担当　石崎・鈴木

12　質問の受付及び回答

（１）参加申込書等の提出を行なった後の本募集に係る質問は、質問書（様式５）に記入し、令和４年６月 17 日（金）から令和４年６月 23 日（木）午後５時（時間厳守）までに電子メールで行うこと。

質問書送付先の電子メールアドレス　041200@city.katsushika.lg.jp

題名　【国保年金課業務委託（社名）】プロポーザルに関する質問

（２）電話での質問は応じないが、質問書の内容に疑義が生じた場合は、当区から質問者に電話で問い合わせをすることがある。

（３）質問事項の回答は、令和４年６月 28 日（火）までに全提案者に社名を伏せて電子メールで通知する。

13　提案内容についてのヒアリング等の実施

（１）ヒアリング等の実施

提案内容についてのヒアリング及びプレゼンテーションは令和４年７月中旬に実施する（質疑応答含め、各社１時間 30 分の予定)。

日程、会場及び参加予定人数等については提案者へ電子メールで通知する。なお、ヒアリング等参加者のうち１人は、７（６）に該当する社員とすること。また、ヒアリング等の当日は、新たな資料の提出は認めない。

（２）提案書記載内容の確認

提案者は、提出された提案書の内容について、本区から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

（３）ヒアリング等の内容の情報公開

ヒアリング等の内容の公開・非公開については、提案者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行ったうえで決定する。

14　最優秀提案者の決定等

（１）区に設置する事業者選定委員会において、提案内容、見積額及び財務状況を審査し、点数化した上で、一定の水準を満たした者を優秀提案者とする。

（２）得点上位の優秀提案者から順位付けをした上で、選定委員会の合議により最優秀提案者を決定する。

（３）選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面又は電子メールにて通知する。

（４）選定の経過及び結果（最優秀提案者・優秀提案者名、採点結果等を含む。）については、契約締結後、葛飾区ホームページへの掲載等により公表する。

（５）評価内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じない。

15　最優秀提案者及び優秀提案者の決定時期

令和４年８月上旬

16　契約の締結等

（１）国保年金課業務委託の契約については、最優秀提案者と契約交渉のうえ締結する予定である。

（２）契約時期は、令和４年９月以降を予定している。

（３）最優秀提案者が辞退した場合又は特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、優秀提案者のうち、14（２）で付けた順位が上位の者から順に別途期限を提示して契約交渉を行う。

（４）最優秀提案者選定後及び契約締結後であっても、「７　参加資格」の要件

を満たさなくなった場合、区は契約を解除することができる。その場合は、優秀提案者のうち、14（２）で付けた順位が上位の者から順に別途期限を提示して契約交渉を行う。

17　その他留意事項

（１）提案書の文言の表記については、可能な限り分かりやすく平易な表現とすること。

（２）提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。

（３）提出書類に明らかな虚偽等、不誠実な対応があった場合には、参加資格を失う。

（４）提出書類の作成及び提案に係る費用は、提案者の負担とする。

（５）提出書類は、返却しない。

（６）区は、提出書類について、事業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。

（７）提出期限前における提出書類の差替え及び再提出は１回に限り認めるが、提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、区が差替えを求めた場合を除く。

（８）提出書類は情報公開の対象となる。ただし、明らかに法人等に不利益を与えると認められるもの等については、非公開とする。なお、提出された提案書の公開・非公開については、提案書の提案者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行ったうえで決定する。

（９）契約の履行期間が満了するとき、または契約書に基づく契約の解除があるときは、以後本事業を新たに契約する事業者に対して適切にマニュアル等を使用した引き継ぎを行うこと。

18　提出先・問い合わせ先

葛飾区福祉部国保年金課管理係　担当　石崎・鈴木
〒124-8555　葛飾区立石五丁目 13 番１号
電話 03（5654）8209(直通)
e-mail： 041200@city.katsushika.lg.jp

別紙１

国保年金課業務委託詳細

１　業務内容の詳細

（１）業務準備委託

提案募集において選定する事業者（以下「受注者」という。）は、別紙１－１「委託業務一覧表」の範囲において、以下の業務を実施する。

なお、「区民サービスの向上、業務の効率化及び事業経費の削減」が実現できる設計とするとともに、令和５年４月からの窓口等業務委託を円滑に実施するために十分に考慮した設計とすること。また、法令上適切な請負契約となる設計とすること。さらに、個人情報保護について十分に配慮した設計とすること。

①　実施設計

区と受注者との間の会議を定期的に開催するとともに、区の各種会議に出席し、資料及び議事録作成等の会議運営支援を行うとともに、次に掲げるアからオまでの設計を実施すること。なお、いずれも区と協議の上、内容等を決定すること。

ア　業務マニュアル（業務フロー、業務手順書等）を作成すること。ただし、令和４年度現在の受注事業者（以下、現事業者という。）が使用している業務マニュアルを更新することを可とする。また別紙１－１「委託業務一覧表」に記載のある業務については、区の承諾がない限り実施を前提に設計すること。

イ　管理運営マニュアルを作成すること。ただし、現事業者が使用している管理運営マニュアルを更新することを可とする。

ウ　運用体制図を作成すること。

エ　オフィスレイアウトに対する助言を行うこと。

オ　その他、区が指定するものを作成すること。

②　業務従事者教育・研修等

ア　受注者は、当該業務準備委託期間中に、試験運用を含めた業務従事予定者の教育・研修を実施すること。なお、当該教育・研修は、従事者が業務遂行上必要となる基礎知識、接遇及び業務スキルや情報セキュリティ等の知識・能力を獲得させるため、区と研修内容を協議の上、受注者の責任において実施すること。

イ　研修から試験運用までを含む業務リハーサル計画書を作成すること。なお、当該計画書は研修実施前に区に提出し承諾を得るとともに、研修終了後は、業務リハーサル結果報告書を速やかに区に提出すること。

（２）窓口等業務委託

別紙１－１「委託業務一覧表」の業務範囲において、窓口等業務を実施する。ただし、事実上の行為又は補助的な業務以外の、法律に基づく区市町村長の判断行為等、区が自ら責任を持って実施する業務を除く。

業務内容は、現事業者から別の事業者に切り替わる場合（A 社⇒C 社）は業務準備委託における成果物、現事業者が再選定された場合（A 社⇒A 社）は現行の国保年金課業務委託（第２期）（債務負担行為）における成果物に基づくものとする。

２　成果物

（１）業務準備委託

受注者は、次のとおり成果物を作成し、区に提出する。

<table>
<tr><th>成果物</th><th>記載内容
（項目）</th><th>提出方法</th><th>納期</th></tr>
<tr><td>実施設計</td><td>① 業務マニュアル
② 管理運営マニュアル
③ 運用体制図
④ その他</td><td>・電子データ
ＣＤ－Ｒで１部
・紙面
区が指定する部数</td><td rowspan="2">令和５年
２月28日
まで</td></tr>
<tr><td>業務従事者教育・研修等</td><td>① 業務リハーサル計画書</td><td rowspan="2">・電子データ
ＣＤ－Ｒで１部
・紙面
区が指定する部数</td></tr>
<tr><td></td><td>② 業務リハーサル結果報告書</td><td>令和５年
３月31日
まで</td></tr>
</table>

（２）窓口等業務委託

①　業務報告書（日次）
②　業務報告書（月次及び年次）
③　業務運営体制図及び業務従事計画書（月次）
④　年間業務運営スケジュール
⑤　業務マニュアル（更新）
⑥　管理運営マニュアル（更新）
⑦　研修計画・報告書及び研修資料（更新）
⑧　業務改善報告書及びモニタリング報告書
⑨　各種統計資料
⑩　その他、区が指定するもの

（３）共通事項

①　業務マニュアル及び管理運営マニュアルについては、マイクロソフト社ワード、エクセル、パワーポイントのいずれかにより作成すること（組み合わせての作成は可とする。）。また、データファイルの種類は、区の環境で適切に取り扱うことができるものとし、ＰＤＦ版も納品すること。なお、状況に応じて、記載内容（項目）及び順序等を変更することを妨げない。ただし、変更する場合は、区と受注者の協議によるものとする。

②　区による成果物の検査終了後、成果物の所有権はすべて区に帰属する。

③　成果物が、区の要求する水準に到達していないと判断される場合、区は受注者に成果物の再提出を求めることができる。

３　受注者の従事者

（１）業務準備委託

①　受注者は、契約締結後、区が指定する日までに、１（１）①及び②に係る工程表、組織体制及び業務従事者名簿を区に提出すること。また、業務従事者の中から、区との連絡調整を行う責任者を選任し、区に届け出ること。

②　受注者は、他自治体での同種業務の受注実績を最大限活用できる体制で臨むこと。そのうえで、本業務全体の管理者には、官公庁部門での責任者経験や窓口等業務委託の履行に向けた設計等における豊富な実務経験を有する人材を優先的に配置すること。また、窓口等業務委託の履行体制を前提とした要員数を確保するとともに、同種業務の責任者経験等を有する人材を優先的に配置すること。

（２）窓口等業務委託

①　受注者は、業務に従事する者を直接雇用すること。

②　受注者は、業務従事者に対し、業務スキルや接遇等、区の業務遂行上必要な知識及び能力を習得できるよう、受注者の責任において教育・研修を行うこと。また、履行期間中に生じた法令改正や通知等による事務取扱及び業務システム更改時等の事務取扱変更にも、速やかに対応し、変更後の業務手順等について、適正に行われているかの確認及び必要に応じた更新ができる体制とすること。

③　以下の業務システムは、それぞれ記載の時期にシステム変更を予定している。この時期には、２週間～４週間程度の期間、現行システムと新システムの両方のシステムへの入力作業が見込まれるため、その業務量を処理する人員の確保とともに、新システムへの入力業務等の習熟体制を

整えること。

ア　国民健康保険システム

令和５年９月頃に国民健康保険事務処理標準システムへの変更を予定している。

イ　後期高齢者医療保険料徴収システム

令和５年９月頃から令和８年３月までの間に、システム変更を予定している。

ウ　国民年金システム

令和５年９月頃から令和８年３月までの間に、システム変更を予定している。

④　履行期間を通じて業務運営に支障を来すことのないよう、必要、かつ、十分な従事者を確保し、区民サービスをさらに向上させるよう業務を履行すること。

⑤　統括責任者を選任すること。

ア　統括責任者は、区の監督者との主たる窓口となり、業務全体のマネジメントを行うほか、区と定期的に行う会議への出席、業務計画の進捗管理、実績管理及びその分析、業務効率化、業務改善、業務品質の維持及び向上、各種調整業務、業務従事者への連絡事項の周知徹底、業務従事者の教育・研修、情報セキュリティ対策等のリスク管理並びに区への報告等を行うこと。

イ　統括責任者は、企業又は官公庁、若しくはそれらが委託する業務において１年以上管理経験がある者とし、名簿（経歴付き）を作成し、区に提出すること。

ウ　統括責任者は、履行場所に常駐すること。ただし、不在になるときは、あらかじめ区に連絡したうえで、職務を代理する者を指定し、常駐させること。

エ　統括責任者に変更が生じるときは、１月以上前までにその旨を書面にて区に報告するとともに、その後速やかに書面にて変更後の統括責任者について区に報告すること。なお、当該業務に影響を及ぼさないよう、十分な引継ぎを行うこと。

⑥　別紙１－１「委託業務一覧表」において「中項目」として記載する業務区分ごとに業務責任者を選任すること。

ア　業務責任者は、区の監督者との窓口となり、現場の指揮監督や進捗管理等を行い、統括責任者を補佐すること。また、業務責任者の補佐として、業務副責任者を選任すること。

イ　業務責任者は、企業又は官公庁、若しくはそれらが委託する業務にお

いて３年以上従事経験がある者とし、名簿（経歴付き）を作成し、区に提出すること。また、業務副責任者を選任したときは、速やかに名簿を作成し、区に提出すること。

ウ　業務責任者は、履行場所に常駐すること。ただし、不在になるときは、あらかじめ区に連絡したうえで、職務を代理する者を指定し、常駐させること。

エ　業務責任者に変更が生じるときは、１月以上前までにその旨を書面にて区に報告するとともに、その後速やかに書面にて変更後の業務責任者について区に報告すること。なお、当該業務に影響を及ぼさないよう、十分な引継ぎを行うこと。

⑦　業務従事者の名簿及び業務体制表を作成し、あらかじめ区に提出すること。また、変更が生じたときは、速やかに区に報告すること。

⑧　受注者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、業務従事者の労働条件、給与等に配慮するとともに、その定着率向上を図るための方策を講じること。

４　業務履行に必要な設備及び機材等の負担区分等

（１）業務準備委託

業務履行に必要な設備及び機材等の負担区分は次の表のとおりとする。

項目	区	受注者
受注者の作業スペース	区庁舎の一部に約６㎡の作業スペースを用意する。	左記以外について用意する。
作業スペースに設置する備品等	次の備品を用意する。 ・事務机 ・椅子	左記以外について必要が生じた場合は、協議により決められた負担をする。
業務に使用するパソコン、周辺機器及びネットワーク環境	国保年金課執務室において実施する従事者教育及び試験運用時の業務用パソコン（１～２台程度）、周辺機器及びネットワーク環境を用意する。	左記以外について用意する。
作業及び成果物に使用する文房具・用紙類等	負担しない。	すべて負担する。

光熱水費	区庁舎に係る部分はすべて負担する。	左記以外を負担する。
官公署等への届出手続に必要な費用	負担しない。	すべて負担する。

（２）窓口等業務委託

①　業務履行に必要な設備及び機材等の負担区分は次の表のとおりとする。

項目	区	受注者
執務場所（事務用机及び椅子を含む。）	国保年金課の執務室の一部を用意する。	左記以外を負担する。
休憩スペース及びロッカー	区庁舎内に一定数を用意する。※1	左記以外を負担する。
光熱水費及び通信費	区庁舎に係る部分はすべて負担する。	左記以外を負担する。
業務用備品（電話機、書類裁断機、発券機、複合機、ファクシミリ）	すべて負担する。※2	負担しない。
業務用消耗品（コピー用紙類、届書等の帳票・封筒類、業務用備品関係用品）	すべて負担する。	左記以外を負担する。
収納業務用品（金銭登録機及び専用消耗品、耐火金庫、手提金庫、つり銭、領収印）	負担しない。	すべて負担する。
ア　区のネットワーク環境に接続した業務システムの利用可能な端末及び周辺機器 イ　東京都国民健康保険団体連合会・東京都後期高齢者医療広域連合及び日本年金機構のネットワークに接続した業務システムの利用可能な端末及び周辺機器 ウ　それ以外の端末及び周辺機器	ア及びイを負担する。※3	ウを負担する。

※１　区職員と共用する休憩スペース等は、区の使用規定に従うこと。

※２　書類裁断機、複合機、ファクシミリは、区と共用とする。

※３①端末及び周辺機器の台数は、区が提供する台数とする。また、端末及び周辺機器の一部は区と共用とする。

② 前記①のほか、必要な設備及び機材等については、区と受注者が協議のうえ、決定する。

③ 受注者が自己の業務のためにパソコン、周辺機器及び通信回線等を持ち込むときは、事前に区と協議し、承諾を得ること。

④ 区が準備し受注者が使用する設備及び機材等については、貸借物品一覧を作成し、区と受注者との間で取り交わす。なお、変更があったときは適宜修正するものとする。

⑤ 受注者が設置した備品等について、その設置、撤去、使用及び維持管理等に係る費用の一切は、受注者が負担すること。また、撤去にあたっては、区と事前に協議し、原状に復すること。

⑥ 貸借物品を返却するときは、区の指示に従い、遅滞なく引き渡すこと。

5 参考資料

（1）委託業務一覧表 別紙１－１のとおり

（2）現契約（令和２年１月１日～令和５年３月 31 日）の運用における人員目安 別紙１－２のとおり

（3）取扱件数等実績 別紙１－３のとおり

184

委託業務一覧表

別紙1−1

大項目	中項目	小項目	業務単位（一部処理除く）	窓口 システム操作・入力等含む	電話 システム操作・入力等含む	事務	業務項目(令和４年4月1日現在。年次等で更新あり。)
国民健康保険業務	資格・賦課	被保険者資格管理	資格取得	○	○		社保・国組離脱、生活保護廃止・停止、出生、転入、転入（外国人）、外国人の適用、２年遡及加入、その他取得（住所設定）、その他取得（職権回復）、その他取得（マル学）、その他取得（マル遠）、その他取得（住所地特例）、その他取得（住登外）、障害認定喪失による取得
			資格喪失	○	○		社保・国組加入、生活保護開始、転出、死亡による主変・死亡による喪失、障害認定加入による喪失、その他喪失（マル学）、その他喪失（マル遠）、その他喪失（住所地特例）、その他喪失（住登外）
			世帯異動 （転居、世帯分離・合併等）	○	○		世帯異動（転居・世帯分離・世帯合併・世帯員変更）、世帯主変更、その他変更（マル学）、その他変更（マル遠）、その他変更（住所地特例）、その他変更（住登外）
			郵送等による喪失処理			○	郵送等による喪失処理
			他課受付分取得・喪失等処理			○	区民事務所等未処理分処理
			システム抽出等による取得・ 喪失等処理			○	国保異動者リスト（住記）、旧国保被保険者異動者リスト（住記）、旧国保全喪リスト、特定同一世帯所属者異動連絡票受理、国保資格整合性チェックリスト、旧国保被保険者整合性チェックリスト、国保異動者リスト（日次喪失）、国保異動者リスト（入官庁分）、情報集約システムリスト（日次）、情報集約システムリスト（月次）
			他課情報等による取得・ 喪失等処理			○	生活課情報による職権処理
			他課受付分届書点検			○	区民事務所等受付分点検（届出書点検）
			各種届書管理			○	届出書管理
			資格適正化処理			○	資格適正調査
		被保険者証管理	被保険者証（高齢受給者証含む） 再交付	○	○		再交付、差替・氏名変更、高齢受給者証
			被保険者証（高齢受給者証含む） 郵送返戻分処理	○	○	○	郵送戻り、保険証管理（戻り証管理）、高齢受給者証
			被保険者証一斉更新処理	○	○	○	別住所発送者への現況確認・ラベル作成、資格証から通常証への切り替えの方の世帯メモ入力、引抜きデータの確認、引抜きした保険証の個別発送、戻り証管理（事務）、戻り証管理（電話）、戻り証管理（窓口）、戻り証お知らせ通知の発送
			外国人短期被保険者証更新処理			○	在留期限延長に伴う保険証の出力と発送、外国人短期証更新
			券面記載情報変更処理	○	○	○	
			自己情報提供不可設定処理	○	○	○	
		前期高齢者管理	他課受付分処理			○	区民事務所等未処理分発送
			基準収入額適用申請処理	○	○	○	収入額による二次判定
			年齢到達処理			○	年齢到達による処理（月次）
			他庁照会処理			○	他庁照会処理（照会票封入・発送）
		その他管理	住登外者管理 （マル学、マル遠調査）			○	マル学・マル遠調査
			住登外者管理 （116条の2通知処理）	○	○	○	
			外国人被保険者管理 （在留期限更新勧奨）			○	在留期限更新勧奨通知
			他庁照会処理			○	資格照会回答
			送付先変更処理	○	○	○	
		保険料賦課・減免管理	簡易申告書処理	○	○	○	所得の申告案内、システム入力・申告書とじこみ
			非自発的失業者 保険料軽減処理	○	○		非自発的失業者の軽減
			被用者保険旧被扶養者 保険料減免処理	○	○		旧被扶養者減免受付、旧被扶養者のお知らせ
			保険料決定通知書兼 納入通知書再発行	○	○		通知書再発行
			他庁照会処理 （電子照会（NWS）を除く）			○	照会票封入・発送、システム入力・票とじこみ
			他庁照会処理 （電子照会（NWS））			○	
			特別徴収管理 （口座振替登録勧奨）			○	特徴口座勧奨通知発送業務、特徴のお知らせ
			通知書公示送達等業務補助			○	公示送達処理、文字数オーバー分、国外転出者、全喪口座の通知書
		証明書発行	適用開始・終了証明書発行	○	○		証明書交付（適用開始・終了証明書）
	保険給付	療養費支給	療養費等支給処理（移送費、海外療養費、特別療養費等除く）	○	○	○	10割負担、逆不当、補装具、はり・きゅう・マッサージ、療養費 事務処理、【参考】その他療養費・職員対応、柔道整復連合会等委託 事務処理、入院時食事差額、負担割合変更

大項目	中項目	小項目	業務単位（一部処理除く）	窓口	電話	事務	業務項目(令和４年4月1日現在。年次等で更新あり。)
				システム操作・入力等含む			
		高額療養費 支給	高額療養費（介護合算、外来年間合算）支給処理（資金貸付、公費立替含む）	○	○	○	高額支払・計算（受付）、高額支払・計算（充当入力）、高額支払・計算（償還払）、高額貸付（受付）、高額介護合算（受付）、高額介護合算（自己負担額証明書 申請・交付）、高額介護合算（自己負担額証明書 計算結果入力）、高額支払・計算、高額都立替、高額介護合算（自己負担額証明書交付）、高額介護合算（勧奨通知発送）、外来年間合算（勧奨通知発送）、外来年間合算（受付）
			他庁照会処理			○	他庁照会
			減額通知書処理			○	減額査定通知
		給付金支給	給付金支給処理（結核・精神給付金、出産育児一時金、葬祭費）	○	○	○	結核・精神給付金、結核他 事務処理、出産育児一時金（直接支払制度利用・差額申請）、出産育児一時金（直接支払制度利用なし）、葬祭費、出産・葬祭 事務処理
		限度額適用 認定	限度額適用認定処理 （認定証再交付、更新等含む）	○	○	○	限度額適用認定証（受付）、限度額適用認定証（区分下がり・70歳到達）、限度額適用認定証 区分上がり、限度額適用認定証一般・退職、限度額適用認定証 不要回収、限度額適用認定証 年次更新
		特定疾病療養 認定	特定疾病療養認定処理 （受療証再交付、更新等含む）	○	○	○	特定疾病療養受領証（受付）、特定疾病療養受領証（バッチ処理）、特定疾病療養受領証（65歳到達）、特定疾病療養受領証（70歳到達）、特定疾病療養受領証（証更新①腎不全・若年）、特定疾病療養受領証（証更新①-2腎不全・有効期限なし）、特定疾病療養受領証（証更新②7月以降新規の腎不全・若年）
		診療報酬明細書 点検調査	レセプトエラー（再審査等、不当利得等含む）処理			○	エラー処理とりまとめ・エラーチェックリスト確認、存在エラー、例月エラー・ケアエラー、受診日確認エラー、重複エラー、その他エラー、限適・マル長エラー、給付割合エラー、資格証エラー、介護・医療突合エラー、同日得喪処理、転出照会、再審査・再審監査、不当利得勧告①調定・督促、不当利得勧告②催告、不当利得消込・レセプト送付
			保険者間調整処理 （療養費代理受領）	○	○	○	療養費代理受領 国保連経由（振替元）受付、療養費代理受領 直接請求（振替元）受付、療養費代理受領 国保連経由（振替元）事務処理、療養費代理受領 直接請求（振替元）事務処理
		医療費適正化	療養費関係調査、医療費通知処理、ジェネリック差額通知処理、不正請求処理	○	○	○	ジェネリック差額通知 差し止め依頼受付、柔整被保険者調査、療養費等の頻度・頻回調査/はり師・きゅう師及びあんまマッサージ・指圧師の施術に係る療養費、医療費通知（再発行業務）、医療費通知（マスタの修正）、ジェネリック差額通知送付差し止め希望者の電話受付
		証明書発行	不当利得返還金 納付証明書発行	○	○		不当利得納付証明書 受付・発行
		その他管理	送付先管理			○	送付先変更登録
			特定医療費関係調査			○	特定医療費支給対象者所得区分回答（週次・月次）、特定医療費支給対象者所得区分回答（年次）
			国保受給者証交付処理			○	国保受給者証発行業務（精神通院）
	保健事業	特定健康診査・ 特定保健指導	受診券再発行等処理	○	○	○	特定健診 再発行、追加発行
後期高齢者 医療業務	資格・賦課	被保険者 資格管理	資格取得	○	○	○	転入による資格取得、生活保護廃止による資格取得、障害認定による資格取得、在留期間更新、証送付・交付手順、外国人リスト確認、扶養控除対象者確認、引き抜きリスト確認、年齢到達証発送
			資格喪失	○	○	○	転出による資格喪失、生活保護開始による資格喪失、障害認定撤回による資格喪失
			資格変更 （転居、住所地特例含む）	○	○	○	転居等による資格変更、住所地特例該当による資格変更（証送付）、障害認定更新手続き、在留期間更新、証送付・交付手順
			基準収入額適用申請処理	○	○	○	申請書窓口受付～証送付、証送付・交付手順、申請書発送（年齢到達）、申請書発送（年次）
			送付先変更処理	○	○	○	受付、送付先変更依頼書処理、送付先変更依頼書引抜き（年次）
			負担区分変更処理	○	○	○	証送付・交付手順、世帯構成変更
		被保険者証 管理	被保険者証再交付	○	○	○	証再交付、証送付・交付手順
			被保険者証返還等処理	○	○	○	証回収、証返還勧奨
			被保険者証郵送返戻分処理	○	○	○	証回収、証戻り通知
			被保険者証一斉更新処理	○	○	○	扶養控除対象者確認、その他リスト処理、更新証発送、戻り証管理
		保険料賦課・ 減免管理	特別徴収停止・撤回処理	○	○	○	特徴中止・撤回申出書入力・確認
			被用者保険旧被扶養者 調査等処理			○	旧被扶養者情報調査・入力・確認、年金返戻期割入力・確認
			所得情報管理 （簡易申告書、他庁照会等含む）			○	簡易申告書（週次）、簡易申告書（海外転入・住設転入者）（月次・年次）、所得照会（週次・年次）、簡易申告書（年次）、他市課税・課税取消・権外入力・確認
			通知書作成等処理			○	減免決定通知書作成・送付
			通知書公示送達等業務補助			○	返戻通知書調査・再送～公示送達
	保険給付	療養費支給	療養費等支給処理（移送費、海外療養費、特別療養費等除く）	○	○	○	後期/10割負担、後期/逆不当、後期/補装具、後期/はり・きゅう・マッサージ、後期/入院時食事差額、後期/療養費 事務処理
		高額療養費 支給	高額療養費（介護合算、外来年間合算）支給処理（再処理、勧奨業務等含む）	○	○	○	受付、申請書 受付・入力、振込不能勧奨・再振込処理、未申請者への勧奨、高額介護合算（勧奨通知発送）、外来年間合算（受付）
		給付金支給	葬祭費支給処理	○	○	○	後期/葬祭費

大項目	中項目	小項目	業務単位（一部処理除く）	窓口 システム操作・入力等含む	電話 システム操作・入力等含む	事務	業務項目(令和４年4月1日現在。年次等で更新あり。)
		限度額適用認定	限度額適用認定処理（認定証再交付、更新等含む）	○	○	○	新規受付（給付窓口受付）、転入・転居（長寿引継ぎ）、再交付、限度額適用認定証（75歳到達）、限度額適用認定証（負担区分変更処理）、限度額適用認定証（証更新）
		特定疾病療養認定	特定疾病療養認定処理（受療証再交付、更新等含む）	○	○	○	新規受付、特定疾病療養受領証（75歳到達）
		医療費適正化	医療費通知再発行受付	○	○		医療費通知 再発行依頼受付
			問い合わせ対応（ジェネリック差額通知）	○	○		ジェネリック差額通知 差し止め依頼受付
		その他管理	送付先管理	○	○		送付先管理
			一部負担金還付処理	○	○		一部負担金還付申請
	保健事業	特定健康診査	受診券再発行等処理	○	○	○	特定健診(長寿医療健康診査) 再発行、追加発行
国民年金業務	適用	被保険者資格管理	資格取得（第１号被保険者）	○	○	○	1号加入（退職等）、1号加入（扶養喪失等）、1号加入（転入海外）、1号加入（未付番）
			任意加入・喪失処理	○	○	○	任意加入（海外転出による加入）、任意加入（高齢任意加入）、任意加入喪失（任意脱退）
			付加年金加入・喪失処理	○	○	○	付加保険（加入・喪失）
			基礎年金番号通知書再交付	○	○	○	手帳再交付
		その他管理	年金事務所送付リスト等関係処理			○	処理結果一覧表、転入事実者調査票、外国人住所調査、転出先確認リスト、マイナンバー未収録者、被保険者実態調査、電話番号調査
			組合関係処理			○	個人タクシー
			住基異動処理			○	住基異動処理
			各種進達処理（返戻対応含む）			○	進達
	免除	一般免除	一般免除申請（年金事務所回付分含む）処理（納付猶予、取消、変更、取下等含む）	○	○	○	一般免除（窓口受付）（1期）、免除・納付猶予の取消、免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更、免除・猶予継続申請取下、免除関係入力
		法定免除	法定免除処理（他課情報による処理含む）	○	○	○	法免（窓口受付）（1期）、法定免除入力（届出書）、法免整理（週次）
		学生納付特例	学生納付特例（年金事務所回付分含む）処理（変更、取消含む）	○	○	○	学生納付特例（窓口受付）（1期）、免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更、学生納付特例取消申請・不該当届、学生納付特例入力
		産前産後免除	産前産後免除処理	○	○	○	産前産後免除（窓口受付）、免除関係入力
		その他管理	各種進達処理（返戻対応含む）			○	進達
	給付	老齢基礎年金	老齢基礎年金請求処理（繰り上げ、繰り下げ含む）	○	○	○	老齢基礎年金
		障害基礎年金	障害状態確認届受付等処理	○	○	○	定時届　窓口受付（障害状態確認届含む）
		遺族基礎年金	遺族基礎年金請求処理	○	○	○	遺族基礎年金
		寡婦年金	寡婦年金請求処理	○	○	○	寡婦年金
		死亡一時金	死亡一時金請求処理	○	○	○	死亡一時金
		未支給年金	未支給年金請求処理	○	○	○	未支給年金
		年金生活者支援給付金	年金生活者支援給付金請求処理	○	○	○	年金生活者支援給付金受給者等に係る所得状況確認
		その他管理	各種進達処理（返戻対応含む）			○	進達
共通業務	庶務	文書交換・発送業務	郵便・文書交換業務（受領、仕分け、封入・封緘、発送等）			○	郵便物、文書交換、郵便・交換便
		手数料徴収事務	証明手数料徴収事務（調定含む）			○	証明書発行（調定）
	フロア業務	フロア案内	フロア案内・届書等記載支援	○			フロア案内
	窓口業務	窓口対応	窓口対応	○			保険料試算 ＊「国保のしおり」「後期高齢者医療制度のしくみ」記載内容の説明
	電話業務	電話対応	電話対応		○		保険料試算 ＊「国保のしおり」「後期高齢者医療制度のしくみ」記載内容の説明

別紙１－２

現契約（令和２年1月1日～令和5年3月31日）の運用における人員目安【令和４年１月４日時点の状況】

単位：人

大項目	中項目	小項目	人員目安			
			統括責任者	業務責任者	業務副責任者・従事者	合計
―	―	―	1	―	―	1
国民健康保険業務	資格・賦課	―	―	2	16	18
	保険給付	―	―	2	17	19
	保健事業	―	―	「後期高齢者医療業務」の「資格・賦課」に含まれる。		
後期高齢者医療業務	資格・賦課	―	―	1	5	6
	保険給付	―	―	「国民健康保険業務」の「保険給付」に含まれる。		
	保健事業	―	―	「後期高齢者医療業務」の「資格・賦課」に含まれる。		
国民年金業務	―	―	―	1	7	8
共通業務	庶務	文書交換・発送業務	―	1（兼務）	3	4
		手数料徴収事務	―	「国民健康保険業務」の「保険給付」に含まれる。		
	フロア業務	フロア案内	―	1（兼務）	4	5
	窓口業務	窓口対応	―	「国民健康保険業務」の「資格・賦課」・「保険給付」、「後期高齢者医療業務」の「資格・賦課」、「国民年金業務」に含まれる。		
	電話業務	電話対応	―	1	12	13
合計			1	9	64	74

＊項目は、別紙１－１「委託業務一覧表」による。

1日のうちの委託職員シフトにおける人員目安（日中で想定。朝夕は人数減になる。）

4月の異動期、６月の国民健康保険料決定通知書発送後等の一時的な繁忙期には、さらに人数増となることがある。

本資料は参考資料であり、区民サービスの向上・業務の効率化の提案により区と協議の上、項目・人員を増減させて体制を変更することは可とする。

別紙１－３

令和元年（平成31年）取扱件数等実績

		発券機受付					窓口受付						電話					
月	稼働日	国民年金	資格	給付	長寿医療	総受付数	国民年金	資格	給付	長寿医療	保健事業	窓口計	国民年金	資格	給付	長寿医療	保健事業	合計
1月	20	634	2,027	1,994	248	4,903	1,360	2,062	2,114	250	0	5,786	347	1,569	1,727	530	9	4,182
2月	20	704	1,954	2,075	235	4,968	1,398	1,971	2,507	250	0	6,126	334	1,305	1,776	552	3	3,970
3月	21	887	2,391	2,317	215	5,810	1,578	2,412	2,794	227	0	7,011	410	1,484	1,591	554	12	4,051
4月	21	950	2,967	1,917	188	6,022	2,016	2,989	2,269	190	0	7,464	452	1,496	1,305	492	21	3,766
5月	20	683	1,983	1,745	216	4,627	1,447	2,000	2,025	208	8	5,688	328	1,278	1,388	454	54	3,502
6月	21	812	2,645	1,965	340	5,762	1,638	2,676	2,276	336	19	6,945	363	2,741	1,475	701	145	5,425
7月	23	1,246	2,730	3,080	445	7,501	2,382	2,775	4,151	448	31	9,787	498	2,139	2,245	1,551	143	6,576
8月	22	802	2,141	2,480	316	5,739	1,702	2,170	2,631	324	70	6,897	374	1,738	1,984	958	290	5,344
9月	20	880	2,816	2,205	298	6,199	1,640	3,181	2,559	294	57	7,731	406	2,443	1,623	735	286	5,493
10月	22	900	3,552	2,076	240	6,768	1,722	3,852	1,962	245	57	7,838	454	2,899	1,794	686	167	6,000
11月	21	693	2,313	1,894	215	5,115	1,356	2,573	2,117	204	0	6,250	391	1,595	1,509	570	41	4,106
12月	21	705	2,105	1,873	194	4,877	1,394	2,346	2,143	196	0	6,079	390	1,286	1,376	610	42	3,704
合計	252	9,896	29,624	25,621	3,150	68,291	19,633	31,007	29,548	3,172	242	83,602	4,747	21,973	19,793	8,393	1,213	56,119

※稼働日数は休日開庁日を含んでおります。

令和元年（平成31年） 取扱件数等実績詳細【年金】

窓口	適用			給付			免除				その他						合計件数
	1号加入	20歳加入	任意	死亡	老齢基礎年金	障害状態確認届	一般	学生特例	法定免除	産前産後	年金生活者支援金	口座振替申出	クレジットカード申出	前納申出	可動型システム活用	その他	
1月	407	55	8	1	0	16	256	82	14	−	−	12	9	1	5	494	1,360
2月	330	47	7	0	3	16	274	68	17	−	−	6	9	4	3	614	1,398
3月	404	45	3	4	0	11	315	72	15	−	−	8	5	0	0	696	1,578
4月	695	47	5	1	2	13	316	178	22	28	2	27	12	10	4	654	2,016
5月	426	46	9	1	4	15	244	86	22	21	3	12	6	4	2	546	1,447
6月	442	31	7	1	1	5	312	70	19	29	1	9	5	0	2	704	1,638
7月	497	51	7	0	2	10	980	105	31	18	2	23	7	6	5	638	2,382
8月	412	65	2	1	2	4	501	115	29	10	2	17	8	3	1	530	1,702
9月	414	65	7	0	2	7	361	103	30	11	2	10	8	3	5	612	1,640
10月	491	29	13	3	2	5	397	75	17	12	4	13	5	5	9	642	1,722
11月	382	1	13	0	2	4	368	49	18	9	4	5	4	1	8	488	1,356
12月	388	0	7	2	1	2	344	66	12	12	12	6	3	2	6	531	1,394
2019年計	5,288	482	88	14	21	108	4,668	1,069	246	150	32	148	81	39	50	7,149	19,633

（「−」表示は集計値なし）

郵便・交換便	適用		給付		免除				その他（任意加入除く）				合計件数
	1号加入	20歳加入	障害状態確認届	年金生活者支援金	一般免除	学生特例	法定免除	産前産後	口座振替	クレジットカード	前納	ホットライン	
1月	297	43	5	0	21	33	0	0	1	0	0	94	494
2月	240	35	1	0	45	36	4	0	2	0	1	126	490
3月	242	44	6	0	62	41	2	0	1	1	1	205	605
4月	386	48	1	0	64	86	3	2	0	0	0	194	784
5月	111	11	0	0	8	24	0	0	0	0	0	166	320
6月	223	39	2	0	39	37	1	2	0	0	0	148	491
7月	289	41	1	0	105	38	1	0	0	0	0	199	674
8月	235	51	1	0	37	52	0	1	1	0	0	202	580
9月	226	43	0	1	31	36	0	0	0	0	0	133	470
10月	291	18	0	0	32	27	0	1	0	0	0	203	572
11月	204	1	0	0	17	20	0	4	0	0	0	201	447
12月	194	3	1	0	20	14	0	1	0	0	0	149	382
2019年計	2,938	377	18	1	481	444	11	11	5	1	2	2,020	6,309

令和元年（平成31年） 取扱件数等実績詳細【資格】

窓口	資格取得		資格喪失	再発行	差替え	戻証受渡	非自発	試算	旧被扶	証回収	保険料説明	相談	簡易申告	資格証明	その他	合計
	日本人	外国人														
1月	755	55	574	100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	578	2,062
2月	587	45	654	88	－	－	53	28	1	－	20	－	－	0	487	1,963
3月	714	93	802	90	41	5	60	82	0	－	19	5	32	0	465	2,408
4月	1,140	260	798	82	38	6	82	49	2	－	0	0	22	1	509	2,989
5月	631	65	641	79	79	7	67	27	3	27	0	17	16	0	337	1,996
6月	583	74	784	78	53	10	101	26	2	76	421	64	28	3	361	2,664
7月	709	129	787	101	69	4	84	39	8	67	124	97	12	2	525	2,757
8月	560	64	643	145	94	2	75	55	3	59	110	116	10	1	218	2,155
9月	556	146	758	151	100	495	57	25	5	71	311	288	15	0	203	3,181
10月	652	135	689	177	60	1,176	80	18	5	75	238	256	35	3	253	3,852
11月	547	59	590	127	124	311	84	13	5	55	171	183	151	1	152	2,573
12月	536	58	594	98	97	158	56	12	5	55	196	174	91	0	216	2,346
2019年計	7,970	1,183	8,314	1,316	755	2,174	799	374	39	485	1,610	1,200	412	11	4,304	30,946

郵便・交換便	郵送喪失	証回収	その他	合計
4,124	－	－	－	－
2月	－	－	－	－
3月	－	－	－	－
4月	－	－	－	－
5月	－	－	－	－
6月	122	59	5	186
7月	133	55	0	188
8月	86	44	0	130
9月	112	133	0	245
10月	99	47	0	146
11月	89	30	72	191
12月	76	35	71	182
2019年計	717	403	148	1,268

（「－」表示は集計値なし）

令和元年（平成31年） 取扱件数等実績詳細【給付】

窓口	高額療養費		療養費		出産一時金	葬祭費		認定証		高額貸付	精神受給者証	特定疾病受領証		高額介護合算		その他	不当利得納付証明		合計（総受付件数）
	国保	後期	国保	後期		国保	後期	国保	後期			国保	後期	国保	後期		件数	受領手数料	
1月	610	161	86	89	10	56	277	343	180	6	17	12	8	1	14	239	5	1,500	2,114
2月	548	158	200	84	3	56	264	284	153	2	15	7	4	17	184	523	8	2,400	2,510
3月	659	202	136	111	6	52	258	291	157	2	13	5	15	54	336	490	8	2,400	2,795
4月	603	174	138	95	4	45	251	281	136	7	22	4	5	8	132	363	1	300	2,269
5月	428	145	93	95	9	50	259	266	149	3	19	5	7	1	105	387	2	600	2,023
6月	613	168	96	105	11	42	234	283	161	7	31	2	19	0	54	444	6	1,800	2,276
7月	822	170	289	92	9	39	236	1,693	242	10	18	7	19	0	40	462	4	1,200	4,152
8月	479	167	129	74	1	46	225	834	270	8	17	14	8	0	14	345	2	600	2,633
9月	627	177	158	110	6	38	223	508	232	7	30	5	9	1	19	402	7	2,100	2,559
10月	487	156	101	90	6	37	213	402	152	3	16	5	2	1	9	275	8	2,400	1,963
11月	538	201	184	81	4	55	243	335	153	7	19	14	6	1	35	235	6	1,800	2,117
12月	594	181	171	102	10	39	254	278	169	6	24	4	6	0	22	280	7	2,100	2,147
2019年計	7,008	2,060	1,781	1,128	79	555	2,937	5,798	2,154	68	241	84	108	84	964	4,445	64	19,200	29,558

令和元年（平成31年） 取扱件数等実績詳細【給付事務】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	比率
柔整入力	4,539	4,673	4,761	4,785	4,736	4,800	4,679	4,483	4,474	41,930	66.4%
高額療養費	2,404	1,345	2,415	2,481	2,714	2,366	2,363	2,616	2,483	21,187	33.6%
合計	6,943	6,018	7,176	7,266	7,450	7,166	7,042	7,099	6,957	63,117	

令和元年（平成31年） 取扱件数等実績詳細【長寿】

窓口	資格業務件数	賦課業務件数	窓口受付総数
1月	188	62	250
2月	182	68	250
3月	163	64	227
4月	151	39	190
5月	180	28	208
6月	184	152	336
7月	246	202	448
8月	269	55	324
9月	239	55	294
10月	196	49	245
11月	170	34	204
12月	165	31	196
2019年計	2,333	839	3,172

受付書類	転入	転出	転居	障害加入	障害撤回	生保廃止	生保開始	再交付	健診	基準収入	特徴中止	証回収	その他	合計
1月	14	33	18	1	0	0	0	59	－	1	－	－	124	250
2月	11	22	23	4	0	3	1	64	－	0	－	－	122	250
3月	13	14	18	4	0	2	2	54	－	1	－	－	119	227
4月	11	22	15	1	0	1	3	57	－	0	－	－	80	190
5月	19	16	12	2	0	1	1	80	－	0	－	－	77	208
6月	19	16	21	4	1	3	6	52	－	14	－	－	200	336
7月	20	23	22	3	0	1	2	99	31	164	11	94	72	542
8月	16	20	9	0	1	2	2	94	66	9	5	704	100	1,028
9月	8	18	17	3	0	6	1	103	59	3	6	1,083	70	1,377
10月	12	21	18	6	0	2	2	82	51	2	9	253	40	498
11月	11	27	14	7	0	2	2	61	20	1	11	286	48	490
12月	10	20	17	1	1	3	3	62	7	1	0	275	71	471
2019年計	164	252	204	36	3	26	25	867	234	196	42	2,695	1,123	5,867

（「－」表示は集計値なし）

令和2年　取扱件数等実績

		発券機受付						窓口受付							電話					
月	稼働日	国民年金	資格	給付	長寿医療	その他	総受付数	国民年金	資格	給付	長寿医療	保健事業	その他	窓口計	国民年金	資格	給付	長寿医療	保健事業	電話計
1月	20	644	2,060	1,947	177	0	4,828	1,340	2,260	2,179	186	0	0	5,965	406	1,212	1,875	631	18	4,142
2月	19	684	1,943	1,939	192	0	4,758	1,457	2,149	2,138	187	0	0	5,931	392	1,132	1,810	591	18	3,943
3月	21	760	2,561	2,118	179	0	5,618	1,550	2,828	2,503	186	0	0	7,067	420	1,525	1,804	636	18	4,403
4月	22	685	2,720	1,320	137	0	4,862	1,697	3,003	1,581	161	0	0	6,442	562	1,796	1,483	665	17	4,523
5月	18	476	1,675	1,065	115	1	3,332	1,181	1,791	1,375	120	0	0	4,467	399	1,204	1,311	485	32	3,431
6月	23	792	2,273	1,874	229	163	5,331	1,884	2,600	2,327	240	0	269	7,320	449	2,516	1,610	788	54	5,417
7月	22	997	2,128	2,417	574	0	6,116	2,409	2,351	3,503	587	0	0	8,850	436	1,916	2,403	1,866	129	6,750
8月	21	636	1,857	1,926	607	0	5,026	1,444	2,056	2,315	623	19	0	6,457	284	1,680	1,793	2,104	196	6,057
9月	21	684	1,814	1,501	254	2	4,255	1,573	1,935	1,927	271	38	0	5,744	319	1,395	1,399	1,011	201	4,325
10月	23	701	1,989	1,637	269	3	4,599	1,566	2,158	2,016	237	45	0	6,022	367	1,480	1,514	756	178	4,295
11月	20	611	1,958	1,509	215	1	4,294	1,270	2,184	1,956	196	30	0	5,636	266	1,419	1,317	658	95	3,755
12月	22	571	1,731	1,477	185	0	3,964	1,165	1,893	1,878	193	0	0	5,129	256	1,139	1,153	660	11	3,219
合計		8,241	24,709	20,730	3,133	170	56,983	18,536	27,208	25,698	3,187	132	269	75,030	4,556	18,414	19,472	10,851	967	54,260

※稼働日数は休日開庁日を含んでおります。

令和２年　取扱件数等実績詳細【年金】

窓口	適用			給付			免除				その他						2020合計	2019合計
	1号加入	20歳加入	任意	死亡	老齢基礎年金	障害状態確認届	一般	学生特例	法定免除	産前産後	年金生活者支援金	口座振替申出	クレジットカード申出	前納申出	可搬型システム活用	その他		
1月	413	1	10	1	0	2	344	67	20	10	1	9	8	3	9	442	1,340	1,360
2月	397	0	6	2	1	3	396	66	30	7	1	10	3	1	5	529	1,457	1,398
3月	451	0	6	1	3	1	336	93	19	9	5	4	5	0	7	610	1,550	1,578
4月	691	0	5	1	0	3	317	95	24	4	2	13	10	2	9	521	1,697	2,016
5月	434	0	10	0	4	2	269	50	11	6	5	14	9	1	10	356	1,181	1,447
6月	506	0	11	0	5	0	421	89	13	8	5	7	13	2	11	793	1,884	1,638
7月	501	0	12	2	3	0	1234	68	17	15	4	5	7	4	11	526	2,409	2,382
8月	397	0	8	1	2	0	479	75	27	4	3	7	5	2	7	427	1,444	1,702
9月	456	0	4	0	1	0	492	86	29	6	1	13	14	3	4	464	1,573	1,640
10月	493	0	9	2	3	0	393	77	20	5	6	6	13	3	7	529	1,566	1,722
11月	398	0	5	0	2	0	374	36	19	4	4	9	3	0	4	412	1,270	1,356
12月	352	0	2	2	1	0	329	47	18	5	4	2	2	0	1	400	1,165	1,394
2020年計	5,489	1	88	12	25	11	5,384	849	247	83	41	99	92	21	85	6,009	18,536	19,633

郵便・交換便	適用		給付		免除				その他（任意加入除く）				2020合計	2019合計
	1号加入	20歳加入	障害状態確認届	年金生活者支援金	一般免除	学生特例	法定免除	産前産後	口座振替	クレジットカード	前納	問合せ		
1月	218	3	0	0	24	9	1	0	1	0	0	205	461	494
2月	250	0	0	1	15	14	0	2	0	0	0	195	477	490
3月	278	0	0	1	24	18	0	3	0	0	0	222	546	605
4月	500	0	1	0	46	38	1	5	0	0	0	159	750	784
5月	306	0	0	1	92	28	0	10	1	0	0	100	538	320
6月	332	0	0	0	93	23	1	2	0	1	0	177	629	491
7月	322	0	3	1	168	17	1	3	2	0	0	200	717	674
8月	225	0	0	1	75	17	0	3	4	0	0	145	470	580
9月	247	0	0	1	75	11	0	0	1	0	0	190	525	470
10月	288	0	0	4	53	22	1	3	1	1	0	179	552	572
11月	186	0	0	1	32	13	1	1	0	0	0	169	403	447
12月	201	0	24	13	4	4	4	4	0	0	0	169	423	382
2020年計	3,353	3	28	24	701	214	10	36	10	2	0	2,110	6,491	6,309

令和２年　取扱件数等実績詳細【資格】

窓口	資格取得		資格喪失	再発行	差替え	戻証受渡	非自発	試算	旧被扶	証回収	保険料説明	相談	簡易申告	資格証明	その他	合計	2019合計
	日本人	外国人												件数			
1月	578	72	606	107	92	112	61	15	3	64	178	241	16	1	115	**2,261**	2,062
2月	537	70	610	89	90	79	69	48	4	46	162	234	27	2	83	**2,150**	1,963
3月	681	76	852	104	104	68	72	69	5	73	248	356	11	4	105	**2,828**	2,408
4月	1,173	90	749	63	97	52	88	17	5	52	189	305	20	3	100	**3,003**	2,989
5月	536	47	470	66	83	28	101	14	3	56	160	11	32	1	73	**1,681**	1,996
6月	650	34	680	120	99	45	221	18	0	64	373	145	36	3	112	**2,600**	2,664
7月	714	32	562	82	86	35	151	25	6	80	272	145	19	3	138	**2,350**	2,757
8月	551	74	563	120	91	24	127	19	4	67	202	102	31	3	105	**2,083**	2,155
9月	588	40	508	119	86	28	96	15	2	63	158	103	32	3	94	**1,935**	3,181
10月	710	46	538	117	92	30	94	16	6	72	163	125	33	1	116	**2,159**	3,852
11月	562	89	604	85	109	29	114	17	2	82	83	123	173	2	110	**2,184**	2,573
12月	508	151	542	82	86	10	91	15	1	81	19	96	141	2	68	**1,893**	2,346
2020年計	**7,788**	**821**	**7,284**	**1,154**	**1,115**	**540**	**1,285**	**288**	**41**	**800**	**2,207**	**1,986**	**571**	**28**	**1,219**	**27,127**	30,946

令和２年　取扱件数等実績詳細【資格（事務）】

◎一部業務のみ抜粋

事務	郵送喪失	証回収	在留期限更新勧奨発送	生活課情報による職権処理点検	戸籍点検	区事点検	リスト処理					他庁照会票発送	簡申入力	特徴勧奨発送	公示送達入力	合計
							国保異動者	在留期限異動者	旧国保全喪	旧国保被保整合性	国保資格整合性					
4月	174	89	238	242	383	2,258	267	270	284	192	88	403	51	0	80	**5,019**
5月	223	42	333	215	188	1,156	158	180	179	237	104	98	222	0	25	**3,360**
6月	257	50	8	24	193	1,380	148	334	158	232	96	3,038	206	1,128	2	**7,254**
7月	213	53	404	218	222	1,254	219	402	280	224	122	500	39	37	432	**4,619**
8月	158	44	319	223	212	1,199	96	347	205	215	79	649	41	0	79	**3,866**
9月	155	67	337	286	217	1,139	97	415	202	230	81	393	40	0	72	**3,731**
10月	157	49	230	263	261	1,247	138	420	258	278	97	543	53	0	83	**4,077**
11月	146	68	296	140	224	1,188	109	358	167	254	93	1,387	317	0	66	**4,813**
12月	145	68	308	251	203	1,176	149	337	118	263	75	550	421	0	59	**4,123**
2020年計	**1,628**	**530**	**2,473**	**1,862**	**2,103**	**11,997**	**1,381**	**3,063**	**1,851**	**2,125**	**835**	**7,561**	**1,390**	**1,165**	**898**	**40,862**

令和２年　取扱件数等実績詳細【給付】

窓口	高額療養費		療養費		出産一時金	葬祭費		認定証		高額貸付	精神受給者証	特定疾病受領証		高額介護合算		その他	不当利得納付証明		2020合計（総受付件数）	2019合計（総受付件数）
	国保	後期	国保	後期		国保	後期	国保	後期			国保	後期	国保	後期		件数	受領手数料		
1月	413	270	131	89	11	49	312	330	166	8	23	4	3	1	8	283	4	900	**2,105**	2,114
2月	495	179	170	101	8	41	234	241	160	12	19	5	7	13	245	216	5	1,200	**2,151**	2,510
3月	656	198	136	90	3	50	271	251	170	9	22	12	12	21	266	267	4	1,200	**2,438**	2,795
4月	422	117	51	51	3	41	232	209	105	3	8	9	8	2	79	214	7	1,500	**1,561**	2,269
5月	173	133	75	71	2	50	212	188	108	6	14	6	10	0	77	233	5	1,500	**1,363**	2,023
6月	849	156	129	77	4	49	249	208	154	5	25	9	8	1	75	317	2	600	**2,317**	2,276
7月	506	154	237	80	5	55	204	1,515	288	7	25	8	6	2	35	368	7	900	**3,502**	4,152
8月	422	125	118	79	4	43	216	768	177	4	11	14	4	0	19	299	4	900	**2,307**	2,633
9月	470	133	98	67	6	39	235	369	147	2	13	8	8	0	22	304	4	1,200	**1,925**	2,559
10月	507	143	126	87	6	50	257	314	166	3	15	10	8	0	20	299	4	900	**2,015**	1,963
11月	453	140	182	108	3	39	231	284	144	5	13	10	4	0	30	303	6	1,500	**1,955**	2,117
12月	476	99	116	80	3	52	290	257	134	4	15	8	18	0	14	305	3	900	**1,874**	2,147
2020年計	**5,842**	**1,847**	**1,569**	**980**	**58**	**558**	**2,943**	**4,934**	**1,919**	**68**	**203**	**103**	**96**	**40**	**890**	**3,408**	**55**	**13,200**	**25,513**	29,558

令和２年　取扱件数等実績詳細【給付（事務）】

◎一部業務のみ抜粋

事務	国保					後期			合計
	柔整入力	高額療養費計算	高額療養費受付	不当通知	レセプトエラー	高額療養費受付	限適75到達	負担割合変更	
1月	4,485	-	2,367	-	-	-	-	-	6,852
2月	4,391	-	2,366	-	-	-	-	-	6,757
3月	4,086	-	3,634	-	-	-	-	-	7,720
4月	3,873	430	2,401	191	1,637	470	94	135	9,231
5月	3,896	430	2,465	185	1,727	454	94	117	9,368
6月	3,444	430	2,398	210	1,577	430	123	447	9,059
7月	2,809	430	2,600	183	1,717	477	109	636	8,961
8月	3,057	430	1,850	224	1,808	464	111	354	8,298
9月	3,386	430	1,427	188	1,775	455	122	288	8,071
10月	3,526	490	2,910	182	2,086	494	100	218	10,006
11月	3,841	381	2,263	195	2,136	402	97	235	9,550
12月	3,876	458	2,104	188	2,000	440	152	298	9,516
2020年計	44,670	3,909	28,785	1,746	16,463	4,086	1,002	2,728	103,389

（「-」表示は集計値なし）

年次処理		2020年
国保	限適勧奨発送	1,535
	勧奨による交付	1,280
	不当催告発送3月	1,616
	不当催告発送9月	1,638
後期	高額介護合算受付	3,070

◎交付・申請受付数は集中月のみの件数

令和２年　取扱件数等実績詳細【長寿】

窓口	資格業務件数	賦課業務件数	窓口受付総数	2019窓口受付総数
1月	152	34	186	250
2月	156	31	187	250
3月	155	31	186	227
4月	131	30	161	190
5月	110	10	120	208
6月	198	42	240	336
7月	487	100	587	448
8月	557	47	604	324
9月	193	40	233	294
10月	201	36	237	245
11月	171	25	196	204
12月	177	16	193	196
2020年計	**2,688**	**442**	**3,130**	3,172

受付書類	転入	転出	転居	障害加入	障害撤回	生保廃止	生保開始	再交付	健診	基準収入	特徴中止	相談	その他	2020合計	2019合計
1月	12	15	5	3	0	1	2	71	12	1	1	364	0	**487**	250
2月	13	20	17	5	0	0	2	57	7	1	0	288	0	**410**	250
3月	19	17	10	1	0	4	5	59	0	1	21	322	0	**459**	227
4月	14	15	16	2	0	5	2	44	1	2	16	42	0	**159**	190
5月	3	11	10	2	1	3	1	43	2	4	1	37	0	**118**	208
6月	10	25	13	3	0	1	1	55	0	48	0	63	0	**219**	336
7月	14	20	14	3	0	6	2	266	0	18	0	222	19	**584**	542
8月	16	13	10	5	0	5	1	388	19	2	1	142	23	**625**	1,028
9月	9	23	8	1	0	3	2	105	38	1	0	80	39	**309**	1,377
10月	16	13	17	4	0	1	3	84	45	5	98	3	39	**328**	498
11月	10	19	12	1	1	5	0	70	2	0	0	85	22	**227**	490
12月	21	24	16	2	0	2	7	69	0	0	0	51	6	**198**	471
2020年計	**157**	**215**	**148**	**32**	**2**	**36**	**28**	**1,311**	**126**	**83**	**138**	**1,699**	**148**	**4,123**	5,867

令和２年　取扱件数等実績詳細【長寿（事務）】

◎データ集計を5月より開始

事務	資格業務件数	賦課業務件数	事務受付総数
5月	295	119	414
6月	1,176	604	1,780
7月	1,404	181	1,585
8月	1,037	81	1,118
9月	364	147	511
10月	348	25	373
11月	420	14	434
12月	382	21	403
2020年計	5,426	1,192	6,618

受付書類	転入	転居	その他異動	送付先変更	再交付	基準収入	電話番号入力	証他異通知発送	戻り証通知発送	資格その他	簡易申告書	所得照会書	賦課その他	2020合計
5月	13	53	11	19	21	0	117	46	3	12	5	56	58	414
6月	10	64	8	33	25	865	124	35	12	0	552	34	18	1,780
7月	10	74	8	69	17	155	95	167	742	63	56	82	43	1,581
8月	25	63	9	125	25	5	262	0	484	39	26	39	16	1,118
9月	16	63	10	42	43	2	155	26	6	1	18	7	122	511
10月	14	79	5	20	15	7	153	47	5	3	8	7	10	373
11月	11	50	2	39	24	3	140	59	90	2	7	1	6	434
12月	25	69	11	53	23	3	130	58	8	2	0	3	25	410
2020年計	124	515	64	400	193	1,040	1,176	438	1,350	122	672	229	298	6,621

令和3年　取扱件数等実績

		発券機受付						窓口受付							電話					
月	稼働日	国民年金	資格	給付	長寿医療	その他	総受付数	国民年金	資格	給付	長寿医療	保健事業	その他	窓口計	国民年金	資格	給付	長寿医療	保健事業	電話計
1月	20	506	1,766	1,602	162	1	4,037	1,185	1,953	1,880	169	1	0	5,188	327	1,313	1,713	656	26	4,035
2月	19	527	1,729	1,475	173	0	3,904	1,180	1,896	1,817	180	4	0	5,077	357	1,205	1,447	610	9	3,628
3月	25	778	2,386	2,213	189	1	5,567	1,577	2,632	2,792	199	6	0	7,206	406	1,506	2,049	626	11	4,598
4月	22	818	2,565	1,503	211	2	5,099	1,891	2,808	1,926	216	2	0	6,843	483	1,524	1,491	620	15	4,133
5月	19	512	1,677	1,220	145	0	3,554	1,155	1,852	1,487	155	3	0	4,652	290	1,140	1,217	535	30	3,212
6月	23	702	2,208	1,490	245	227	4,872	1,473	2,687	1,824	237	16	0	6,237	322	2,208	1,358	581	77	4,546
7月	21	939	1,946	2,188	330	0	5,403	2,024	2,149	3,020	332	17	0	7,542	319	1,539	2,108	950	76	4,992
8月	22	634	1,955	2,208	282	0	5,079	1,412	2,160	2,653	260	34	0	6,519	342	2,061	2,236	947	124	5,710
9月	21	621	2,010	1,653	264	739	5,287	1,301	3,020	2,124	229	43	0	6,717	322	2,816	1,619	800	306	5,863
10月	22	630	1,838	1,547	252	718	4,985	1,315	2,824	1,947	226	41	0	6,353	396	2,447	1,590	767	510	5,710
11月	21	577	2,072	1,655	268	2	4,574	1,193	2,277	2,140	199	81	0	5,890	347	1,678	1,506	711	224	4,466
12月	21	536	1,658	1,476	188	0	3,858	1,067	1,833	1,952	196	2	0	5,050	316	1,306	1,423	628	27	3,700
合計		7,780	23,810	20,230	2,709	1,690	56,219	16,773	28,091	25,562	2,598	250	0	73,274	4,227	20,743	19,757	8,431	1,435	54,593

※稼働日数は休日開庁日を含んでおります。

令和３年　取扱件数等実績詳細【年金】

窓口	適用			給付			免除				その他						2021合計	2020合計
	1号加入	20歳加入	任意	死亡	老齢基礎年金	障害状態確認届	一般	学生特例	法定免除	産前産後	年金生活者支援金	口座振替申出	クレジットカード申出	前納申出	可搬型システム活用	その他		
1月	420	0	10	1	2	0	277	63	17	2	4	14	4	4	6	361	1,185	1,340
2月	397	0	3	0	0	3	243	33	9	5	0	8	8	3	5	463	1,180	1,457
3月	472	0	9	3	3	2	332	55	21	11	3	6	7	0	8	645	1,577	1,550
4月	702	0	6	2	2	5	363	219	25	16	1	18	18	7	6	501	1,891	1,697
5月	388	0	6	1	0	3	280	63	17	11	0	6	10	0	6	364	1,155	1,181
6月	382	0	1	1	1	3	298	78	25	8	1	1	8	2	1	663	1,473	1,884
7月	451	0	8	1	0	7	976	56	22	13	1	16	11	2	8	452	2,024	2,409
8月	421	0	4	2	0	5	425	63	20	5	4	13	6	1	3	440	1,412	1,444
9月	418	0	6	0	0	7	314	61	12	4	0	6	13	0	5	455	1,301	1,573
10月	406	0	11	2	0	1	316	36	28	7	0	9	12	3	10	476	1,317	1,566
11月	353	0	7	0	2	3	260	47	17	6	1	9	13	5	6	464	1,193	1,270
12月	320	0	10	1	1	5	240	39	18	5	2	4	2	0	8	412	1,067	1,165
2021年計	5,130	0	81	14	11	44	4,324	813	231	93	17	110	112	27	72	5,696	16,775	18,536

郵便・交換便	適用		給付		免除				その他（任意加入除く）				2021合計	2020合計
	1号加入	20歳加入	障害状態確認届	年金生活者支援金	一般免除	学生特例	法定免除	産前産後	口座振替	クレジットカード	前納	問合せ		
1月	267	0	0	2	19	22	1	4	0	0	0	187	502	461
2月	231	0	3	1	31	12	5	3	1	0	0	193	480	477
3月	278	0	2	4	35	18	3	4	0	0	0	269	613	546
4月	479	0	0	1	39	61	2	7	1	1	0	218	809	750
5月	251	0	0	1	44	29	3	1	0	0	0	188	517	538
6月	256	0	1	0	24	37	1	3	0	0	0	189	511	629
7月	261	0	1	3	113	24	1	0	1	0	0	194	598	717
8月	256	0	0	1	66	15	1	1	0	0	0	176	516	470
9月	247	0	1	0	34	30	0	3	1	0	0	212	528	525
10月	318	0	0	0	55	21	1	3	0	0	0	196	594	552
11月	232	0	0	3	20	8	0	1	0	0	0	249	513	403
12月	215	0	0	3	26	10	0	0	0	0	0	189	443	423
2021年計	3,291	0	8	19	506	287	18	30	4	1	0	2,460	6,624	6,491

令和３年　取扱件数等実績詳細【資格】

窓口	資格取得		資格喪失	再発行	差替え	戻証受渡	非自発	試算	旧被扶	証回収	保険料説明	相談	簡易申告	資格証明	その他	2021合計	2020合計
	日本人	外国人												件数			
1月	603	129	493	62	92	30	89	11	4	59	15	121	173	2	71	**1,954**	2,261
2月	540	29	520	70	82	12	119	21	3	80	26	191	52	1	150	**1,896**	2,150
3月	627	37	741	92	107	22	98	47	3	81	132	329	24	5	289	**2,634**	2,828
4月	1,115	34	694	93	77	24	112	18	3	68	60	249	33	0	228	**2,808**	3,003
5月	553	42	482	61	101	12	141	9	3	72	57	137	26	3	154	**1,853**	1,681
6月	577	30	710	83	74	39	108	18	3	63	506	146	28	2	301	**2,688**	2,600
7月	597	39	567	85	80	14	86	5	6	64	270	82	23	5	233	**2,156**	2,350
8月	591	29	547	155	77	23	75	7	3	52	238	116	26	3	219	**2,161**	2,083
9月	562	44	622	82	76	663	75	5	7	161	250	106	52	2	313	**3,020**	1,935
10月	603	43	511	166	84	653	70	3	4	87	160	125	27	10	282	**2,828**	2,159
11月	530	35	553	125	101	208	88	8	10	74	141	114	21	3	265	**2,276**	2,184
12月	492	31	455	73	120	86	61	2	3	57	82	64	32	2	272	**1,832**	1,893
2021年計	**7,390**	**522**	**6,895**	**1,147**	**1,071**	**1,786**	**1,122**	**154**	**52**	**918**	**1,937**	**1,780**	**517**	**38**	**2,777**	**28,106**	27,127

令和３年　取扱件数等実績詳細【資格（事務）】

◎一部業務のみ抜粋

事務	郵送喪失	証回収	在留期限更新勧奨発送	生活課情報による職権処理点検	戸籍点検	区事点検	リスト処理					他庁照会票発送	簡申入力	特徴勧奨発送	公示送達入力	2021合計	2020合計
							国保異動者	在留期限異動者	旧国保全喪	旧国保被保険者性	国保資格整合性						
1月	127	47	188	255	195	1,265	108	267	247	247	78	442	209	784	60	**4,519**	
2月	174	57	275	225	188	1,104	102	215	213	273	122	456	65	0	5	**3,474**	
3月	169	80	380	367	423	1,601	184	354	222	295	101	831	39	195	56	**5,297**	
4月	194	93	243	227	298	1,884	170	349	157	260	75	367	23	0	50	**4,390**	5,019
5月	171	76	285	271	219	1,159	107	336	199	294	92	170	137	0	30	**3,546**	3,360
6月	234	66	450	285	228	1,282	120	424	216	303	80	2,902	122	1,104	370	**8,186**	7,254
7月	175	65	210	199	233	1,188	105	402	260	249	62	482	43	52	68	**3,793**	4,619
8月	145	71	251	293	203	1,281	143	315	220	382	106	569	519	0	7	**4,505**	3,866
9月	196	92	255	244	222	1,359	120	267	380	208	60	440	54	0	51	**3,948**	3,731
10月	143	27	261	276	194	1,471	103	243	307	358	122	551	40	0	0	**4,096**	4,077
11月	175	44	255	293	217	1,204	119	284	303	373	75	1,196	272	0	57	**4,867**	4,813
12月	176	46	274	293	187	992	99	293	274	370	103	546	188	0	58	**3,899**	4,123
2021年計	**2,079**	**764**	**3,327**	**3,228**	**2,807**	**15,790**	**1,480**	**3,749**	**2,998**	**3,612**	**1,076**	**8,952**	**1,711**	**2,135**	**812**	**54,520**	40,862

令和３年　取扱件数等実績詳細【給付】

窓口	高額療養費		療養費		出産一時金	葬祭費		認定証		高額貸付	精神受給者証	特定疾病受領証		高額介護合算		その他	不当利得納付証明		2021合計（総受付件数）	2020合計（総受付件数）
	国保	後期	国保	後期		国保	後期	国保	後期			国保	後期	国保	後期		件数	受領手数料		
1月	447	103	111	70	3	43	303	265	117	0	13	3	10	0	24	365	3	900	**1,880**	2,105
2月	397	98	169	77	1	39	292	261	125	4	20	7	5	0	15	301	8	2,400	**1,819**	2,151
3月	859	115	84	90	5	57	288	322	143	1	18	9	7	21	366	403	5	1,500	**2,793**	2,438
4月	519	98	142	76	5	45	235	266	118	0	16	9	11	1	136	245	6	1,800	**1,928**	1,561
5月	375	84	80	58	0	41	213	209	129	2	8	6	5	1	64	209	6	1,800	**1,490**	1,363
6月	539	82	115	70	3	49	203	254	117	0	7	5	9	0	61	304	7	2,100	**1,825**	2,317
7月	430	84	131	62	7	37	172	1,507	213	1	12	9	7	0	28	319	1	300	**3,020**	3,502
8月	626	111	115	71	8	37	229	922	188	0	8	9	3	2	34	288	4	1,200	**2,655**	2,307
9月	576	78	155	96	3	45	205	459	162	1	11	5	7	0	14	301	7	2,100	**2,125**	1,925
10月	483	90	95	79	8	50	227	343	160	0	16	8	11	0	27	349	3	900	**1,949**	2,015
11月	575	98	136	91	6	63	231	341	157	0	16	3	11	0	4	404	5	1,500	**2,141**	1,955
12月	587	107	151	90	4	36	203	276	127	0	11	9	9	0	12	328	2	600	**1,952**	1,874
2021年計	**6,413**	**1,148**	**1,484**	**930**	**53**	**542**	**2,801**	**5,425**	**1,756**	**9**	**156**	**82**	**95**	**25**	**785**	**3,816**	**57**	**17,100**	**25,577**	25,513

令和３年　取扱件数等実績詳細【給付（事務）】

◎一部業務のみ抜粋

事務	国保					後期			2021合計	2020合計
	柔整入力	高額療養費計算	高額療養費受付	不当通知	レセプトエラー	高額療養費受付	限適75到達	負担割合変更		
1月	3,919	521	2,287	189	2,319	473	101	168	**9,977**	
2月	3,724	549	1,603	192	2,417	419	120	147	**9,171**	
3月	3,585	646	3,989	155	1,874	470	84	142	**10,945**	
4月	3,708	704	2,382	209	2,120	479	111	152	**9,865**	9,231
5月	3,791	703	658	169	2,296	425	150	155	**8,347**	9,368
6月	3,709	800	2,655	206	1,972	432	117	313	**10,204**	9,059
7月	3,722	761	1,428	218	2,172	441	149	410	**9,301**	8,961
8月	4,056	723	2,718	240	2,195	460	170	954	**11,516**	8,298
9月	4,047	826	3,864	224	2,327	428	188	300	**12,204**	8,071
10月	4,011	797	1,816	225	2,637	420	193	172	**10,271**	10,006
11月	3,792	776	1,707	179	2,581	420	157	172	**9,784**	9,550
12月	3,849	852	2,815	192	2,326	458	249	186	**10,927**	9,516
2021年計	**45,913**	**8,658**	**27,922**	**2,398**	**27,236**	**5,325**	**1,789**	**3,271**	**122,512**	82,060

年次処理		2021年	2020年
国保	限適勧奨発送	1,570	1,535
	勧奨による交付	1,280	1,280
	不当催告発送3月	1,587	1,616
	不当催告発送9月	1,522	1,638
後期	高額介護合算受付	2,914	3,070

◎交付・申請受付数は集中月のみの件数

令和３年　取扱件数等実績詳細【長寿】

窓口	資格業務件数	賦課業務件数	2021窓口受付総数	2020窓口受付総数
1月	145	24	169	186
2月	147	33	180	187
3月	167	32	199	186
4月	186	30	216	161
5月	137	18	155	120
6月	182	55	237	240
7月	229	103	332	587
8月	219	41	260	604
9月	190	39	229	233
10月	182	44	226	237
11月	177	22	199	196
12月	179	17	196	193
2021年計	**2,140**	**458**	**2,598**	3,130

受付書類	転入	転出	転居	障害加入	障害撤回	生保廃止	生保開始	再交付	健診	基準収入	特徴中止	相談	その他	2021合計	2020合計
1月	16	12	13	1	0	3	7	55	1	2	0	58	7	**175**	487
2月	11	15	12	3	0	2	8	48	4	0	1	76	17	**197**	410
3月	13	16	19	0	1	3	9	51	6	0	0	83	12	**213**	459
4月	15	23	29	3	0	1	3	57	2	1	0	75	17	**226**	159
5月	12	15	14	1	0	2	2	53	3	1	0	57	5	**165**	118
6月	9	13	14	4	0	2	2	52	16	33	0	87	44	**276**	219
7月	14	16	12	2	1	2	5	71	17	27	0	161	43	**371**	584
8月	23	16	18	5	0	7	2	61	34	1	1	74	102	**344**	625
9月	10	26	11	1	0	4	4	70	39	3	0	81	72	**321**	309
10月	13	27	15	3	0	1	4	56	36	0	3	82	84	**324**	328
11月	12	31	17	2	0	2	6	52	40	0	0	93	68	**323**	227
12月	13	14	28	3	0	4	10	56	0	1	1	44	33	**207**	198
2021年計	**161**	**224**	**202**	**28**	**2**	**33**	**62**	**682**	**198**	**69**	**6**	**971**	**504**	**3,142**	4,123

令和３年　取扱件数等実績詳細【長寿（事務）】

◎2020年は長寿事務のみデータ集計を5月より開始

事務	資格喪失件数	賦課喪失件数	2021事務受付総数	2020事務受付総数
1月	288	30	318	
2月	296	13	309	
3月	324	28	352	
4月	361	50	411	
5月	299	213	512	414
6月	335	1,462	1,797	1,780
7月	478	225	703	1,581
8月	440	68	508	1,118
9月	311	19	330	511
10月	1,569	28	1,597	373
11月	702	33	735	434
12月	519	26	545	410
2021年計	**5,922**	**2,195**	**8,117**	6,621

受付書類	転入	転居	その他異動	送付先変更	再交付	基準収入	電話番号入力	証他民通知発送	戻り証通知発送	資格その他	簡易申告書	所得照会書	賦課その他	2021合計	2020合計
1月	19	49	12	42	16	3	98	39	7	3	18	0	12	**318**	
2月	9	58	18	27	23	4	113	32	4	8	5	1	7	**309**	
3月	18	75	11	34	14	4	127	35	5	1	11	6	11	**352**	
4月	21	70	9	49	15	2	142	45	5	3	1	18	31	**411**	
5月	18	82	10	24	15	3	122	20	5	0	0	186	27	**512**	414
6月	7	56	10	28	25	46	125	24	11	3	1,386	61	15	**1,797**	1,780
7月	22	62	12	58	22	146	115	0	32	9	106	35	84	**703**	1,581
8月	18	67	9	69	35	14	127	91	7	3	35	6	27	**508**	1,118
9月	6	65	5	45	22	8	141	0	18	1	5	3	11	**330**	511
10月	18	88	7	46	31	2	158	1,205	8	6	13	5	10	**1,597**	373
11月	14	68	7	39	30	2	141	388	7	6	8	6	19	**735**	434
12月	16	84	9	35	20	4	123	211	13	4	6	12	8	**545**	410
2021年計	**186**	**824**	**119**	**496**	**268**	**238**	**1,532**	**2,090**	**122**	**47**	**1,594**	**339**	**262**	**8,117**	6,621

別紙2

評価観点

項目	番号	評価項目			評価の視点
業務準備委託	（1）	実施設計	1	業務理解・意欲	国保年金課業務について十分に理解し、本業務に対する強い意欲が感じられるか。
			2	区民サービス向上等の実現可能性	「区民サービスの向上、業務の効率化及び事業経費の削減」が実現できる設計が提案されているか。
	（2）	業務従事者教育	3	教育・研修方法	業務遂行上必要となる基礎知識・接遇及び業務スキル等にかかる教育・研修の計画や方法が具体的に記載されているか。
			4	業務リハーサル計画	業務リハーサル計画は実行可能かつ適切であるか。 十分な業務リハーサル期間が確保されているか。
窓口等業務委託	（3）	同種業務の受注実績と成果			同種業務の受注実績があり、適正に実施し着実な成果が上がっているか。（本区を除く）
	（4）	区民サービスの向上等を実現するための方策	1	委託業務に対する基本姿勢	区民サービスの向上等を実現するための適切な基本姿勢が記載されているか。
			2	区民サービス向上に向けた取組	待ち時間の短縮・窓口業務の総合的な満足度の向上のための具体的な方法が記載され、区民の立場に立ったサービスを実施できる工夫があるか。
			3	業務の効率化に向けた取組	繁忙期など混雑状況に応じた具体的な業務従事者のシフト体制について記載されているか。
			4	コンプライアンス	労働基準法をはじめとした法令遵守の対応が記載されているか。
			5	次期事業者への業務引継等	具体的な引継ぎ方法及び現場での十分な引継ぎ期間が記載されているか。
	（5）	円滑な業務運営を図っていくための体制	1	組織、人員、配置	組織図が記載されているか。 組織ごとの人員・配置について分りやすく記載されているか。 業務別の業務従事者の配置の考え方が適当であるか。
			2	指揮命令系統、トラブル等不測の事態が発生した時の対応方法	統括責任者等の責任が明確に記載されているか。トラブル時の対応策が記載されているか。
			3	区との協議方法等	区との定期的な会議の開催のほか、具体的な記載があるか。
	（6）	スタッフの確保、人材育成等	1	業務従事者の安定的な確保のための取組	自社の受注実績における定着率が示されているか。定着率の向上策が記載されているか。安定的な確保方法が記載されているか。
			2	人材育成の取組	業務遂行に必要な研修・教育方法が記載されているか。 年間および新規採用時等の研修計画が記載されているか。
			3	業務従事者の満足度、やりがいの向上のための取組	昇進制度や福利厚生など、業務従事者の満足度、やりがいの向上のための取組が記載されているか。
	（7）	個人情報の保護、セキュリティ対策等	1	事務処理の誤りを防止するための取組	事務処理の誤りを防止する具体的な手法や対策が記載されているか。
			2	個人情報保護のための取組	個人情報の漏えいを防止する具体的な手法や対策が記載されているか。
	（8）	国保年金課業務に係る知識・スキル向上	1	業務に関する情報収集	国や東京都等が公表している情報を収集すること以外に、独自の情報源や情報収集方法について記載されているか。
			2	制度改正への対応	国民健康保険に係る制度改正への対応について具体的な提案が記載されているか。制度改正に伴う、事務処理ミスを防止するための実効性のある対応策が記載されているか。
			3	業務システム更改への対応	業務システムリプレイス・更改時の事務処理変更への対応について具体的な提案が記載されているか。業務システム更改に伴う、事務処理ミスを防止するための実効性のある対応策が記載されているか。
	（9）	新型コロナウイルス感染症対策			新型コロナウイルス感染症対策の具体的な提案が記載されているか。
	（10）	その他効率的かつ円滑な業務運営を実施していくための独自の取組			民間ノウハウを生かした効率的かつ円滑な業務運営を実施していくための独自の取組について、具体的な提案が記載されているか。
提案書計					

（様式１）

参加申込書

令和　　年　　月　　日

葛飾区福祉部長　あて

所在地
会社名
代表者

プロポーザル方式による提案書の募集について、必要書類を添えて、参加を申込みます。

なお、国保年金課業務委託に係る提案募集要項７参加資格の要件を全て満たしていること並びに本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

１　件　名
　国保年金課業務委託

２　葛飾区における物品の買入れその他の契約の競争入札参加資格者（東京電子自治体共同運営電子調達サービス）の登録の有無（次のいずれかに〇印をつけること。）

有　・　無

３　経営状況（次のいずれかに〇印をつけること。）
ア　過去２年間に銀行取引停止などがあり、経営不振の状況にある
イ　過去２年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にない

４　税滞納状況（次のいずれかに〇印をつけること。）
ア　１つ以上の税について滞納がある
イ　全ての税について滞納がない

５　葛飾区国保年金課窓口に現況確認のため訪問した日（あるいは訪問予定日）

６　その他（参加申込にあたり、特筆すべき事項があれば記入）

７　連絡先（担当者所属・氏名・電話番号・電子メールアドレス）

（様式２）

国民健康保険業務等受注実績書

令和　　年　　月　　日

会 社 名

所 在 地

電　　話

代 表 者

	特別区・市の名称	特別区・市の人口	契約期間	契約内容
1				
2				
3				
4				
5				

○ 特別区又は受託開始時点での人口が45万人以上の市について記載すること。
○ 人口は、受託開始日現在の公表されている数値を記載すること。
○ 欄が不足する場合は新たにページを起こすこと。

（様式３）

統括責任予定者及び業務責任予定者実務経験実績書

令和　　年　　月　　日

会 社 名

所 在 地

電　　話

代 表 者

	氏名	特別区・市の名称	特別区・市の人口	統括責任者又は業務責任者の区分（いずれかに〇印をつけること）	担当業務名
1				統括責任者 ・ 業務責任者	
2				統括責任者 ・ 業務責任者	
3				統括責任者 ・ 業務責任者	
4				統括責任者 ・ 業務責任者	
5				統括責任者 ・ 業務責任者	

〇 特別区又は受託開始時点での人口が45万人以上の市について記載すること。
〇 人口は、受託開始日現在の公表されている数値を記載すること。
〇 欄が不足する場合は新たにページを起こすこと。

（様式４）

令和　年　月　日

見　積　書

葛飾区福祉部長　あて

会社名：
所在地：
代表者：　　㊞

件名：国保年金課業務委託

合計金額　　￥　　【税込金額】

令和４年度 （令和４年10月３日～令和５年３月31日） 【業務準備委託】	【積算内訳】

令和５年度 （令和５年４月１日～令和６年３月 31 日） 【窓口等業務委託】	【積算内訳】

令和６年度 （令和６年４月１日～令和７年３月 31 日） 【窓口等業務委託】	【積算内訳】

令和７年度 （令和７年４月１日～令和８年３月 31 日） 【窓口等業務委託】	【積算内訳】

令和８年度 （令和８年４月１日～令和９年３月 31 日） 【窓口等業務委託】	【積算内訳】

令和９年度 （令和９年４月１日～令和９年 12 月 31 日） 【窓口等業務委託】	【積算内訳】

（様式５）

質　問　書

令和　　年　　月　　日

葛飾区福祉部長　あて

会 社 名

所 在 地

代 表 者

国保年金課業務委託について、次の事項を質問します。

質問№.：
件名　：
質問事項

○１つの質問に対し、質問書１枚を作成すること。ただし、質問の内容が相互に関係する場合は、１枚にまとめること。（なお、質問が多数の場合は、エクセル等別添資料にまとめることも可能とする。その場合は、表題に「別紙のとおり」と記載すること。）

連絡先

・担当者名　：

・電話番号　：

・電子メール：

別添２　「選定結果」

標準様式第６号（第 16 条関係）

プロポーザル方式による契約締結について

国保年金課業務については、プロポーザル方式により下記のとおり契約締結を行いました。

１　契約件名
国保年金課業務委託　（債務負担行為）

２　業務内容
国保年金課で運営している国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金の各業務並びにフロア案内や電話対応等の共通業務を行う。ただし、事実上の行為又は補助的な業務以外の、法律に基づく区市町村長の判断行為等、区が自ら責任を持って実施する業務を除く。

３　履行期間
令和５年４年１日から令和９年 12 年 31 日まで

４　契約金額
１，６７７，７５３，０００円（税込）

５　主管課
福祉部国保年金課　葛飾区立石五丁目１３番１号

６　選定経過の概要

令和４年５月 16 日	第１回国保年金課業務委託事業者選定委員会 （募集要項、評価基準等決定）
５月 25 日～６月 14 日	募集要項等公表、参加申込受付（２者応募）
６月 15 日	提案書提出者の選定（２者選定）
６月 17 日～７月４日	提案書提出期間（２者応募）
７月 15 日	プレゼンテーション及びヒアリング
８月２日	第２回国保年金課業務委託事業者選定委員会 （優秀提案者、最優秀提案者の選定）
令和５年４月１日	最終被選定者と契約締結

７　選定結果
（１）最優秀提案者（最終被選定者）
パーソルテンプスタッフ株式会社 第二 BPO 事業本部 本部長　藤原　理絵
東京都港区芝五丁目３３番１号　森永プラザビル本館１４階

（２）第２順位優秀提案者

該当者なし

８　評価

（１）選定委員会における提案者の評価結果

国保年金課業務に関する提案内容について、評価基準に沿って評価したところ以下のとおりの結果となりました。この結果を踏まえ、選定委員会が提案内容を総合的に判断し、最優秀提案者を決定しました。

①最優秀提案者　〔パーソルテンプスタッフ株式会社〕　216 点

②優秀提案者（第２位）　〔該当者なし〕

（２）評価の内訳

項目	番号	評価項目	配点	最優秀提案者
業務準備委託	（１）	実施設計	10	7
	（２）	業務従事者教育	10	7
窓口等業務委託	（３）	同種業務の受注実績と成果	20	16
	（４）	区民サービスの向上等を実現するための方策	80	55
	（５）	円滑な業務運営を図っていくための体制	40	28
	（６）	業務従事者の確保、人材育成等	40	30
	（７）	個人情報の保護、セキュリティ対策等	30	21
	（８）	国保年金課業務に係る知識・スキル向上	50	27
	（９）	新型コロナウイルス感染症対策	10	4
	(10)	その他効率的かつ円滑な業務運営を実施していくための独自の取組	20	11
財務状況評価			10	10
総合計			320	216

仕 様 書

１ 件　　名　　戸籍住民課証明書発行等業務委託（債務負担行為）

２ 履行場所　　葛飾区立石5丁目13番1号
葛飾区役所地域振興部戸籍住民課、葛飾区役所戸籍住民課分室及びおくやみコーナー

３ 履行期間　　令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
履行期間には土曜、日曜（月1回日曜日及び3月の特定の日曜日又は祝日を除く）、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を含まないものとする。

４ 委託業務

（1）証明書等発行
①証明書等窓口受付業務
②証明書等窓口発行業務
③証明書等窓口交付業務

（2）郵送請求処理
①郵送請求事務に関する仕分け業務
②郵送請求事務に関する受付業務
③郵送請求事務に関する発行業務
④郵送請求事務に関する交付業務
⑤郵送請求事務に関する電話業務

（3）住民基本台帳異動等
①住民基本台帳異動等業務における入力業務
②異動に伴う資格情報のお知らせ及び資格確認書、介護保険証、入学通知書、児童手当・乳幼児医療証の処理業務
③個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書の印字機による券面記載業務

（4）印鑑登録等
印鑑登録等業務

（5）窓口案内
①窓口案内業務
②番号発券機業務
③窓口案内外国語対応業務
④届出書入力支援業務

（6）問い合わせ電話対応
①住民からの問い合わせ業務
②自治体等からの問い合わせ業務

③証明書交付予約処理業務

(7)公金取扱

①窓口収納業務

②郵送請求収納業務

③納入処理業務

(8)おくやみコーナー運営業務

※取扱業務の詳細は別紙1のとおり

※発行する証明書については、証明書一覧(別表1)のとおり

5 業務従事者

(1)一日及び契約期間を通じ委託業務に支障を来たすことのないよう、従事者を確保し区民サービスを低下させることなく業務を遂行すること。

(2)業務における統括責任者を選任すること。

① 統括責任者は、区の監督員との主たる窓口となり、委託業務全体のマネージメント、事業計画の進捗状況、実績管理・分析、業務改善進捗に関する業務、業務の質、精度の維持・向上(自己点検プログラム等)、各種調整業務、連絡事項の周知徹底、従事者の育成・研修計画、リスク管理及び区への報告等を行うこと。

② 統括責任者は、履行場所に常駐すること。ただし、不在になるときは、あらかじめ区に連絡したうえで、職務を代理する者を指定し、常駐させること。

③ 統括責任者に変更が生じるときは、区に報告し、その後速やかに書面にて変更後の業務責任者について区に提出すること。なお、当該業務に影響を及ぼさないよう、十分な引き継ぎを行うこと。

(3)4の委託業務についてはリーダーを複数人選任すること。

① リーダーは、区の監督員との窓口となり、現場の指揮監督や進捗管理等を行い、統括責任者を補佐すること。また、リーダーの補佐として、サブリーダーを選任すること。

② リーダーは、履行場所に常駐すること。ただし、不在になるときは、あらかじめ区に連絡したうえで、サブリーダーを常駐させること。

③ リーダーに変更が生じるときは、区に報告し、その後速やかに書面にて変更後のリーダーについて区に提出すること。なお、当該業務に影響を及ぼさないよう、十分な引き継ぎを行うこと。

(4)統括責任者又はリーダーのいずれかは、業務の作業に必ず立ち会うこと。

(5)業務従事者の名簿及び業務体制表を作成し提出すること。また、変更が生じたときは、速やかに区に報告すること。

(6)業務従事中は従事者へ、名札を着用させること。

(7)業務従事者が業務作業場所から個人情報や重要な情報等を持ち出すことがないよう十分な措置を行うこと。

(8)業務従事者は、本業務内容に関する問い合わせや苦情に誠実に対応し、区が定める「接遇向上の手引き」に則った接遇を心掛けること。

(9)受注者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、業務従事者等の労働条件、給与等に配慮

するとともに、その定着率向上を図るための方策を講じること。

6 従事者に対する教育訓練

(1)葛飾区の窓口業務を遂行する上での接遇及びスキル等、本業務遂行上必要な知識及び能力について、受注者の責任において職員教育を行うこと。また、能力・スキル向上のための教育を継続的に行うこと。

(2)受注者は、本業務を履行するにあたり、年1回、区の職員を講師とした人権研修に参加すること。

(3)業務開始前には、業務マニュアル等に基づき、受注業務を円滑に行えるよう導入研修を実施すること。

7 業務従事時間

各業務時間内になされた申請・問合せ等には、全てが完了するまで対応すること。なお、各業務時間は下記のとおりとする。

(1)窓口受付時間

8時30分から17時00分まで(月・火・木・金曜日)

8時30分から19時30分まで(水曜日)

9時00分から12時00分まで(月1回日曜日及び3月の特定の日曜又は祝日)

(2)窓口案内時間(フロアマネージャー)

8時20分から17時00分まで(月・火・木・金曜日)

8時20分から19時30分まで(水曜日)

8時50分から12時00分まで(月1回日曜日及び3月の特定の日曜又は祝日)

(3)郵送請求業務時間

9時00分から17時00分まで(月・火・水・木・金曜日)

(4)電話対応時間

8時30分から17時15分まで(月・火・木・金曜日)

8時30分から19時45分まで(水曜日)

9時00分から12時30分まで(月1回日曜日及び3月の特定の日曜又は祝日)

(5)おくやみコーナー運営業務時間

9時00分から16時00分まで

8 マニュアルの作成・更新

区が提供する業務手順書やFAQにより業務遂行に必要なマニュアルを作成し、業務にあわせて随時更新し、業務を円滑に遂行すること。なお、マニュアルの所有権・著作権は区に帰属するものとする。

9 業務遂行上で葛飾区が負担するもの

(1)業務用備品(シュレッダー、電話機及び口座振替受付サービス用モバイル決済端末機)

(2)光熱水費

(3)通信費

(4)住民記録システム端末及び周辺機器、戸籍システム端末及び周辺機器。その他国保システム、介護システム、学務システム、乳幼児医療システム、税システム等各業務処理並びに証明書を作成するためのパソコン及び周辺機器(但し、区が提供する台数)

(5)複写機及びファクシミリ(但し、区が提供する台数)

なお、シュレッダー及び複写機、ファクシミリは区職員と共有で使用するものとする。

(6)葛飾区が貸与する備品については別表2のとおり

10 受注業者が準備する備品等

別表3のとおり

11 業務報告

業務の執行に関し、業務報告書を作成し定期的及び区から求められたときに報告すること。各業務の月次報告、業務改善提案等を行うため、区との定例会を毎月行うこと。また、定例会の議事録を作成し提出すること。また、「別紙1」に定める業務の達成状況を、区が確認、監督、評価できるよう、業務実績、作業ミス、チームスキルなどについて定期的に報告するとともに、業務改善のための提案や協議を適宜行うこと。

(1)受注業務区分ごとの処理数(日別、月度別、累計、平均、グラフ、前年比等)

① 証明窓口業務の証明書単位別処理件数、累計件数、処理平均数、月度別処理グラフと前年比、前年同月比、証明書別処理数グラフ、業務におけるミス数

② 郵送請求業務の証明書区分ごとの開封件数、処理通数、返戻該当なし件数を日別、月度別、年度別、証明書別件数、業務におけるミス数

③ 証明書予約処理業務の区分ごとの日別、時間帯別受付件数、業務におけるミス件数

④ 住民基本台帳異動等業務の異動事由ごとの処理件数、各種出力帳票別処理件数、前月比、業務におけるミス数

⑤ 印鑑登録等業務の区分ごとの処理件数、業務におけるミス件数

⑥ 窓口案内業務の来庁者数(内訳数として、外国語別の対応件数)

⑦ 問い合わせ電話対応業務の日別、時間帯別受付件数

⑧ 各業務における処理ミス、苦情等の報告は、発生日、業務種別、区分、対応方法、改善方法を明記すること。

⑨ おくやみコーナー運営業務における処理件数(各課の内訳含む)、前月比、業務におけるミス数

(2)年次報告

① 業務分析・改善報告書

② 実績報告書

12 契約締結後の提出物について

業務開始1か月前までに下記の資料を提出すること。

(1)受注者の実績に基づく、当該業務の請負業務基準書を提示すること。

※事前にエスカレーションルールの取り決めを行うため。

(2)業務実施運営計画書

業務開始後の運用方針をまとめた計画書を提出すること。

【必要記載項目】

①業務委託現場における体制図

②受注者のエスカレーション体制図

③情報セキュリティに関する教育計画

④監査実施方針及び計画書

(3)配置従業員名簿

配置従業員名簿提出後、従業員に変更が発生する場合、業務に支障が生じないようにすること。

13 障害を理由とする差別を解消するための対応

「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」を踏まえ、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をすること。

14 業務の引継ぎ

受注者は、契約の履行期間が満了するとき、又は受注者ではなくなったときは、区にマニュアル等を引き渡すとともに、以後本業務を新たに契約する事業者に対して適切に引き継ぎを行うこと。

また、事業者は、区及び以後本業務を新たに契約する事業者から資料請求があった場合は、事業者の不利益になると区が認めた場合を除き全て応じること。

なお、区が引き継ぎ未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても、無償で引き継ぎを行うこと。

15 その他

(1)セキュリティ及び品質管理について内部監査を実施し、区に報告し、維持・改善に努めること。またセキュリティ研修を実施し、区に報告を行うこと。情報保護の方策については、事前に区に説明を行うこと。

(2)受注者は、業務に必要な書類等を丁寧に扱い、汚損、毀損、紛失等を生じないように十分注意すること。

(3)受注者の責めに帰すべき理由により、業務処理に関して発生した損害及び第三者に及ぼした損害は、受注者が負担すること。

(4)業務処理に関して生じた不具合や不審な点について、区の求めに応じて速やかに原因を調査、報告し、再発防止及び改善策を講じること。

(5)本契約は請負契約とし、作業中における作業者の事故発生時の労災保険の適用は受注

者のものとする。

(6)災害発生時を想定した業務計画を作成し、区の了承を得ること。

(7)この仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、区と協議のうえ決定する。

(8)本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

③ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(9)契約締結後開催する打ち合わせ会に、統括責任者並びに各リーダーは参加し、業務を円滑に遂行するために万全の体制を整えること。

(10)業務の遅滞管理のため業務の進捗状況を管理するシステムを導入し、遅滞が発生しないように適正な管理を行うこと。

(11)業務履行確認及びサービスの質の向上、品質管理を維持するため、受注者自ら業務実施状況の自己分析を行い、業務内容の点検・評価・改善をすることにより品質の確保・水準を維持及び向上するよう努めること。11 業務報告の内容の調査を区が行うときには協力するとともに、調査内容の開示を受け、サービスの質の向上を図ること。

16 要件

(1) 人口45万人以上の地方自治体又は東京23区から下記の住民票や戸籍の証明書の発行に関する業務のうち①～⑥の4つ以上の業務を受注し、かつ3年以上(通算でも可)適正に履行していること。ただし、⑥の業務については1年以内でもよい。

①証明書等窓口発行

②郵送請求処理業務

③住民異動入力業務

④電話対応業務

⑤窓口案内業務

⑥亡くなられた方に関する手続き(戸籍届出のみを除く)の受付業務

(2) 受注者は、本業務を遂行するに当たって以下の項目を満たした統括責任者及びリーダーを配置すること。また、リーダーは複数人配置すること。

※統括責任者及びリーダーについては、5業務従事者を参照。

①統括責任者は、人口45万人以上の地方自治体又は東京23区からの受注において、16(1)に記載している①～⑥のうち4つ以上の業務の管理経験が3年以上(通算でも可)あ

り、適正に履行している者とする。ただし、⑥の業務については1年以内でもよい。
②リーダーは、16(1)に記載している①～⑥のうち4つ以上の業務の経験が1年以上あり、適正に履行している者とする。ただし⑥の業務については1年以内でもよい。

(3) ISO27001(ISMS)またはプライバシーマークの付与認定を受けていること。

16 特記仕様

(1)葛飾区が保有する特定個人情報の取扱いに関する特記仕様　別紙2のとおり
(2)機密情報の取扱に関する特記仕様　別紙3のとおり
(3)接遇に関する特記仕様書　別紙4のとおり

17 検　査

業務完了後、戸籍住民課検査担当者の検査を受けること。

18 支払方法

検査終了後、受注者の請求に基づき毎月支払うものとする。

19 担　当　葛飾区地域振興部戸籍住民課　黒澤・石井・高橋(管理・住民記録・戸籍届出)
電話番号　03－5654－8189　内線3223

別紙１

業務内容・業務水準

受注者は、すべての業務を法令に基づき適切に処理すること。

また、業務役割を明確にし、責任をもって自己業務を完結すること。繁忙期においても適切で迅速に、サービスを低下させることなく業務を遂行するために必要な体制を整備すること。

使用システム

富士ゼロックスシステムサービス株式会社製　戸籍総合システムブックレス
富士通株式会社製　住民基本情報システム
日本電気株式会社製　税務システム
富士通株式会社製　国民健康保険システム
株式会社日立製作所製　介護保険システム
株式会社アイネス製　児童システム
株式会社ワイイーシー製　学務システム
株式会社日立製作所製　統合型行政システムの財務会計システム
株式会社ビジコム　POS システム
株式会社日立製作所製　後期高齢システム
株式会社アイネス製　福祉総合システム

業務内容

１　証明書等交付

証明書の受付・発行・交付のそれぞれの業務についての内容は以下の通りとする。

なお、窓口請求の証明書等の年間の想定交付件数は次のとおり。うち２割の収納にクレジットカード、電子マネー及びコード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）を見込む。

窓口請求処理業務発行件数　約152,500件／年
（住民票の写し等　約50,000件／年）
（戸籍関連　約60,000件／年）
（印鑑証明書　約13,000件／年）
（税証明　約4,500件／年）
（戸籍謄本等の広域交付　約25,000件／年）

（１）証明書等窓口受付業務

窓口で申請された証明発行の受付業務を行う。

①請求者又は申出者及び申請者（以後、請求者等）が、法令上、請求又は申出及び申請（以後、請求等）することができる者であるか形式的な確認を行うこと。

②請求書等に記載された事項が、法令上、必要な内容を満たしているか確認を行うこと。この場合、内容が不十分なときは、適宜所定の加筆、修正等を求めること。

③請求等に際して必要な書類が添付されているか確認を行うこと。この場合、添付書類が不足又は不適当なときは、適宜所定の追完、差替え等を求めること。

④請求等の任に当たっている者が本人であるか確認するための書類を提示し、又は提出させること。書類が基準に満たない場合は、あらかじめ定めた本人であることを筆記させる方法等により、本人であるか確認するための判断材料となる書類を収集すること。

⑤請求等の任に当たっている者が代理人等である場合、その者が正当に代理権限等を有しているか、確認するための委任状等を提示し、若しくは提出させること。また、住民票関係請求書に関しては適宜の方法により、代理権限等を有しているか確認するための判断材料を収集すること。また、必要に応じて本人への電話確認や他市区町村への電話確認を行うこと。

⑥第三者（戸籍に関しては戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属以外の者、住民票に関しては自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの請求等に際して、形式的な書類等の確認を行い、判断が必要な実質的確認作業が必要な場合は葛飾区職員に引き継ぐこと。

⑦区が提供する多言語翻訳機等を活用し、（1）証明書等窓口受付業務①から⑥において外国語対応が必要な場合は、双方向に翻訳できるアプリを使用して受付を行うこと。

（2）証明書等窓口発行業務

①窓口で受け付けた又は書類により申請等された請求書等を元に適合する証明書の発行作業を所定の端末で行うこと。

②戸籍については請求者等の使用目的から必要となる戸籍証明を請求者等あるいは提出等関係機関に電話等で確認したうえで過不足のないよう発行すること。

③発行された証明書に不備がないか確認し、申請書等と発行証明書を職員審査のための指定場所に投入すること。

（3）証明書等窓口交付業務

①職員審査が終了し、交付できるようになった発行証明書や住民異動に伴う証明書を窓口において交付すること。窓口でサイン等が必要な場合は所定箇所にサインをもらうこと。
②さかのぼりが必要な戸籍の申請等においては、交付の際に次の他市区町村を案内すること。
③住民基本台帳事務における支援措置等申出者、不現住調査対象者等を確認し該当する場合は住所変更等のための案内をすること。
④区が提供する多言語翻訳機等を活用し、（３）証明書等窓口交付業務①から③において外国語対応が必要な場合は、双方向に翻訳できるアプリを使用して交付を行うこと。
⑤郵送による交付が必要な証明書については、その発送作業をすること。

２　郵送請求処理

郵便物の受入れ、仕分け、郵送システムへの入力、諸証明の出力、発送及び金券集計を行うこと。

なお、郵送請求の証明書等の年間の想定件数は次のとおり。

郵送開封件数　約80,000件／年
（住民票　　約40,000件／年）
（戸籍関連　約40,000件／年）
発行件数　約112,000件／年
（住民票　　約37,000件／年）
（戸籍関連　約60,000件／年）
（戸籍謄本等の広域交付　約3,000件／年）

（１）郵送請求事務に関する仕分け業務
①毎営業日に区所定場所から郵便物を回収し、郵便物の仕分けを行い、郵送請求業務以外の郵送物は区に引き渡すこと。
②戸籍届出に関する郵便物は所定のケースに入れ、毎日１３時までに引き渡すこと（郵便到着が大幅に遅れた場合は到着時間に応じて可能な限り早い時間に引き渡すこと。）
③戸籍届出以外に関する郵便物については到着次第随時各係に引き渡すこと。
（２）郵送請求事務に関する受付業務
①申請等は郵送請求システムに受付入力を行うこと。

②請求者等が、法令上、請求等することができる者であるか形式的な確認を行うこと。
③請求書等に記載された事項が、法令上、必要な内容を満たしているか確認を行うこと。この場合、添付書類が不足又は不適当なときは、請求者に所定の追加送付を求めること。
④請求等に際して必要な書類が添付されているかの確認を行うこと。この場合、添付書類が不足又は不適当なときは、請求者に連絡を行い、追加送付を求めること。
⑤請求等の任に当たっている者が本人であるか確認するための書類を提出させること。不足または不適切な時は、請求者等に連絡を行い、追加の送付を求めること。
⑥請求等の任に当たっている者が代理人等である場合、その者が正当に代理権限等を有しているか、確認するための委任状等を提出させること。不足または不適切な時は、請求者等に電話連絡を行い、追加の送付を求めること。
⑦第三者（戸籍に関しては戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属以外の者、住民票に関しては自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの請求等に際して行われる受付に関する上記の業務も含むこと。
⑧内容が不備の場合は不備理由を記載して差出人に返戻すること。内容に疑義がある場合は職員に引き継ぐこと。

（3）郵送請求事務に関する発行業務
①郵送請求の受付が済んだ申請等に基づいて各種証明書を作成すること。
②戸籍については請求者等の使用目的から必要となる戸籍証明を作成し、不明確な場合には、請求者等あるいは提出先等関係機関に確認し、過不足のないよう発行すること。
③発行した後、申請書等及び出力した各種証明書をセットにして職員審査のため所定の場所に持ち込むこと。

（4）郵送請求事務に関する交付業務
①職員審査後、発行された各種証明書が申請書等に照らして過不足がないか確認すること。
②送付可能になった申請等は郵送請求システムに修正入力を行うこと。
③請求者等への返信においては、郵送請求システムから出力される回答書を同封すること。
④封入封緘を行い郵便局に持ち込むかポストに投函すること。

（５）郵送請求事務に関する電話業務

①請求者等からの電話問い合わせの応対及び請求内容確認の照会を行うこと。

②電話対応を行った場合などの対応状況を記録に残す等、作業証跡をすべて残すこと。

３　住民基本台帳異動等

住民異動届出並びに戸籍等通知に基づき、住民基本台帳の入力処理と付随する行政サービス業務の入力、関係帳票等の出力、封入封緘、届出書の綴じ込み整理等を行う。

なお、異動入力にかかる年間の想定件数は次のとおり。

異動入力処理件数
転入　約 16,000 件／年
転出　約 12,000 件／年
転居　約 7,000 件／年
その他各種通知処理　約 30,000 件／年
他システムによるデータ入力及び帳票出力　約 14,000 件／年

（１）住民基本台帳異動等業務における入力業務

①転入届出書及び転出証明書等関係書類に基づくデータの入力及び付随する帳票の出力を行うこと。入力処理時間は、１件平均３分を目安とすること。

②転出届出書（郵送された転出届記載事項については住民異動届出書への転写を行うこと。）及び添付書類の確認を行い、届出書に基づくデータ入力及び帳票出力を行うこと。

③転居届出書に基づくデータ入力及び付随する帳票の出力を行うこと。

④転出先区市町村からの転入通知及び戸籍記載事項の変更により戸籍担当部署から通知された事項の追加、修正等データ入力及び付随する帳票の出力を行うこと。１２月の年末最終日においては、当日の転入通知すべてに対応すること。

⑤①～④の入力が完了したら書類を整え職員照合のために所定の位置に投入すること。

⑥住民票コード通知の封入封緘処理及び送付リストの作成を行うこと。

⑦上記以外の各種届出書並びに関係書類に基づくデータ入力を行うこと。

⑧データ入力に伴う届出書、通知書原本を日ごと、種類ごとに分別し綴じ込みを行うこと。

（2）異動に伴う資格情報のお知らせ及び資格確認書、介護保険証、入学通知書、児童手当・乳幼児等医療証の処理業務

①住民基本台帳の入力処理と付随する行政サービス業務に必要な書類への記入処理等を行うこと。

②住所異動、氏名・世帯変更・出生に伴う国民健康保険データ入力及び資格情報のお知らせ及び資格確認書の出力を行うこと。

③住所異動に伴う介護保険データ入力及び保険証の出力を行うこと。

④住所異動に伴う学務データ入力及び入学通知書の出力を行うこと。

⑤出生、転入に伴う子ども医療費助成申請データ入力及び医療証の出力を行うこと。

⑥入力が済んだら書類を整え職員照合のために所定の位置に投入すること。

（3）在留カード、特別永住者証明書の印字機による券面記載事項変更業務

①住民異動に伴い在留カード、特別永住者証明書に裏面記載事項が生じた場合は所定の印字機で裏面記載を行うこと。

②印字が済んだら書類を整え職員照合のために所定の位置に投入すること。

4　印鑑登録等

印鑑登録申請書等に基づく印影データ入力、付随する帳票出力、封入封緘処理、届出書の綴じ込み整理を行う。

なお、印鑑登録等業務の年間の想定件数は次のとおり。

印鑑登録等処理件数
印鑑登録　　約8,000件／年
亡失、廃止　約2,000件／年

（1）印鑑登録等業務

①登録申請書に基づく印影データ等の入力作業、付随する帳票の出力を行うこと。

②亡失、廃止申請書に基づく印影データ抹消の入力作業を行うこと。

③印鑑登録申請・入力に伴う登録証の作成を行うこと。

④氏名等の変更に伴う印影データ抹消の入力作業を行い、付随する帳票の出力を行うこと。

⑤入力・登録証のセットが済んだら書類を整え職員照合のために所定の位置に投入すること。

⑥印鑑登録のための照会回答書の封入・封緘処理を行うこと。
⑦データ入力に伴う申請書原本を申請日ごとに綴じ込むこと。

5　窓口案内

来庁者への番号発券機使用の支援並びに申請書等の記載支援を行う。

窓口来庁者数	約130,000人／年
外国語対応件数	英語対応　約５件／日　中国語対応　約１０件／日

（１）窓口案内業務

①番号発券機（正面入口付近と廊下側、合計２台設置）には、常に案内ができるように人員を配置し、目的に合わせた発券を支援すること。
②記載台における証明申請書や住民異動届書等の記載支援や①以外に区民の求めに応じた他課への案内業務や庁舎案内等を行う人員を配置すること。
③多機能端末機の操作案内を行うこと。
④個人番号通知書、個人番号カードの申請等に対する問い合わせ、申請書の記入、申請受付事前相談等に対応すること。
⑤おくやみコーナーへの案内を行うこと。

（２）番号発券機業務

①番号発券機２台（正面入口付近と廊下側）を業務開始１０分前に起動し、窓口業務終了時に終了すること。ただし、業務終了時間から２時間を超えても発券機を終了できない場合は職員に引き継ぐこと。
②番号発券機のロール紙が切れた時は、交換を行うこと。

（３）窓口案内外国語対応業務

①英語及び中国語に対応できる人員を配置し（１）窓口案内業務に対応すること。
②外国人来庁者へ「外国人向け生活ガイドブック」を案内し簡単な問い合わせに対応すること。必要に応じて他課へ案内すること。

（４）届出書入力支援業務

転入・転居・転出・世帯変更・個別申請（各種証明書の申請及び印鑑登録に係る申請）について、スマートフォン及びタブレットで入力を行う方の入力補助を実施する。

6　問い合わせ電話対応

諸証明及び戸籍届出、住所異動、印鑑登録、おくやみコーナー等に関する問い合わせに対し、４回線の電話で対応をする。対応内容はすべて記録し、区へ報告すること。

なお、定型的な問合せ内容ではなく、対応できない問い合わせが発生した場合には、円滑に職員に引き継ぐこと。問い合わせ電話対応業務の年間の想定件数は次のとおり。

電話問い合わせ件数	約 47,000 件／年
交付予約処理件数	約 200 件／年

（１）住民からの問い合わせ業務

①持参する物や窓口までの交通手段等の質問に対応すること。

②証明書の請求方法、証明書の見方等についての質問に対応すること。

③戸籍の届出方法、届出用紙の記載方法等に対応すること。

④一般的な住所異動等の届出及び印鑑登録等に係る問い合わせに対応すること。

⑤個人番号通知書、個人番号カード、住民基本台帳カードに関する問い合わせに対応すること。

⑥おくやみコーナーに関する問い合わせに対応すること。

（２）自治体等（他の官公署を含む）からの問い合わせ業務

住民基本台帳及び戸籍データの照会等に対応すること。

（３）証明書交付予約処理業務

住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行に関する予約処理業務を行うこと。

①電話による交付予約を受付、内容を確認し電話予約一覧表を作成すること。

②電話予約分の証明書を作成すること。

③電話予約分と電子申請予約分を宿直へ受け渡すこと。

④翌営業日に宿直で徴収した手数料を受領すること。

7　公金取扱

葛飾区会計事務規則に即した適正な収納管理を行うこと。

証明書手渡し時の手数料徴収、郵送請求業務（定額小為替に関する業務）における手数料受領、POS システムへの入力後、統合型行政システムから納付書を作成し区指定の金融機関口座へ納入すること。

（１）窓口収納業務

交付窓口における手数料徴収及び収納業務を行うこと。

①レジスターへの入力および申請書等への記録を行うこと。
②手数料と引き換えに交付物・領収書を手渡す。なお、氏名等を確認するなどの手段を講じ、正しく手渡すこと。
③手数料納付者の求めに応じ、手書き領収書を発行すること。
④発行件数と収納金（キャッシュレス決済による収納金を除く。）について、一日に２度以上の整合確認を行い、相違分については受注者の責任において補正すること。
⑤つり銭を、受注者の責任において整えること（区役所本館２階に設置されている多機能端末機のつり銭を含む）。
⑥区役所本館２階に設置されている多機能端末機の手数料収納及びつり銭管理業務を、午前９時までに完了し、前日処理報告として統計業務へ反映させること。防犯対策として、複数名の体制で実施すること。
⑦新小岩区民事務所及び新小岩北区民サービススポットに設置されている２台の多機能端末の手数料を職員から受け取り、前日処理報告として統計業務に反映させること。

（２）郵送請求収納業務

交付時における手数料徴収及び収納業務を行うこと。
①レジスターへの入力および申請書等への打刻を行うこと。
②手数料と引き換えに交付物・領収書を送付する。なお、氏名等を確認するなどの手段を講じ、正しく送付すること。
③つり銭は、定額小為替とし受注者の責任において整えること。

（３）納入処理

①統合型行政システムから戸籍住民課及び区民事務所分の納付書を作成し、区指定の金融機関口座へ納入すること。
②前日分の窓口収納分（キャッシュレス決済による収納分を除く。）、郵送請求分、多機能端末機分をそれぞれ集計しPOSシステムの事績簿を確認後、統合型行政システムから納付書を作成すること。
③区民事務所分の収納金（キャッシュレス決済による収納金を除く。）についても、POSシステムを確認し、統合型行政システムから納付書を作成すること。
④月に１度、前月分のキャッシュレス決済による窓口収納分を集計し、POSシステムの事績簿を確認後、統合型行政システムから納付書を作成すること。
⑤戸籍住民課において収納した現金等（キャッシュレス決済による収納金を除く。）は、即日又は翌日までに、区指定の金融機関口座へ納入

すること。多機能端末機で収納した現金は、区指定の期日までに区指定の金融機関口座へ納入すること。
ただし、毎年３月最終開庁日の収納分は、当該日内にPOSシステムへの入力を完結すること。

⑥キャッシュレス決済による窓口収納分の納付書は、区の指定する場所へ持参すること。

8　実績報告

取扱件数及び収納金額等の報告は、区の定める方法により次のとおり行うこと。

（1）日次報告

当日分の取扱件数及び収納金額、多機能端末機取扱件数と収納金額を翌開庁日までに報告すること。

また、申請書類等は区の指定する方式で結束し、報告と同時に納品すること。

（2）月次報告

毎月１日から月末開庁日までの取扱件数及び収納金額を翌月の１０日（１０日が閉庁日の場合は直後の開庁日、履行最終月は当月中）までに報告すること。

（3）年次報告

当該年度の取扱件数及び収納金額を毎年３月最終開庁日に報告すること。

（4）その他

受注者は、上記（1）から（3）によらない時期においても、区が必要とした場合は、区の指定する様式で報告を行うこと。

9　その他付随業務について

（1）無料の証明書、出生届出済証明書、作成済の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書・医療証、他課案内図等の交付業務、住基カード及び個人番号カード窓口の案内に関することを含む。

（2）業務開始に合わせて指定された端末等を立ち上げ、業務終了後はスイッチを切ること。

（3）履行状況を確認するため、必要に応じて業務処理手順を報告すること。

（4）改正等により業務内容に変更が生じたときなど、業務に関する協議をした事項は記録し、まとめたものを随時提出すること。

（5）多機能端末機のトナー交換、給紙、紙づまり等の障害対応等の管理を行うこと

１０　トラブルへの対応について

本業務を遂行するにあたり、区民からの苦情に対し迅速に対応すること。

トラブル及びイレギュラーなケースが発生したときは、責任を持って対処するとともに遅滞なく区へ報告すること。

また、内容が区の処理の範疇に該当する場合は、対応を区へ引継ぐこと。

苦情等に関しては現状分析と改善策を講じ区へ報告すること。

１１　業務の水準について

①証明書作成・データ入力、郵送請求、窓口受付のミス率（区の定義による）、及び電話受付、窓口案内、手数料受領にかかるミスを毎月区へ報告すること。

区のミス率定義

ア証明窓口業務

職員による最終審査の際の指摘による：０．２％以内

イ住民基本台帳異動等業務・印鑑登録等業務

職員による最終照合の際の指摘による：０．２％以内

ウ郵送請求業務

職員による最終照合の際の指摘による：０．２％以内

②処理時間等に関しては、正確かつ迅速に処理をし、処理基準を区と協議の上決定し、窓口サービスの向上を図ること。

１２　業務の安定的な遂行のための社員教育について

区における上記の業務に従事する者に対する研修のほか、人権研修などの各種の社員教育を行うこと。

１３　おくやみコーナー運営業務

身近な人が亡くなられた悲しみの中、ご遺族の気持ちに寄り添い、区役所での手続きに関する不安や負担を少しでも軽減できるよう「おくやみコーナー」を設置する。

おくやみコーナーにおいて、後期高齢の手続きや介護保険の手続き等を含めた死亡に関する手続きの一部をワンストップ受付することで、多くの

遺族の不安や負担を軽減することができる。

（１）処理件数

おくやみコーナーでの年間の処理想定件数は次のとおり

おくやみコーナー予約想定件数　約1,700件／年

（２）業務内容

①事前予約受付業務

ア　電話による事前予約の受付を行うこと。
目安としては、電話予約日より３営業日以降とする。なお、緊急の場合はこの限りでない。
また、おくやみコーナーにおける受付時間は１件あたり１時間程度の目安で予約受付を行うこと。

イ　対象者（故人）氏名、生年月日、死亡日、申請者氏名、連絡先等必要な情報を電話にて聞き取りを行うこと。なお、事前に聞き取りシートを作成し、聞き取った情報を記録すること。

ウ　住民記録システム及び各課システムにて、対象者（故人）の住民登録の有無及び資格情報の確認を行うこと。

エ　区が用意する冊子（以下、「おくやみハンドブック」）を用いて、各自で手続きの絞り込みができるよう、おくやみハンドブックの活用方法について説明を行うこと。

オ　問い合わせがあった場合等、必要に応じて持参物を申請者へ伝えること（原則、持参物については、おくやみハンドブックで確認するように案内すること）。

②関係課への情報共有業務

予約者の情報については、必要に応じ各課へ資格情報の照会を行うこと。

③申請書の準備業務

ア　予約情報を基に申請書の準備・出力を行うこと。死亡者の氏名・性別・住所・生年月日等については、印字したうえで出力すること。印字不可な申請書についてはこの限りではない。

イ　予約日当日までに可能な限り上記の準備を行うこと。

④受付業務

ア　事前予約に沿って申請者の名前を確認し、受付を行うこと。

イ　本人の申請及びおくやみハンドブックを用いて、手続きの絞り込み・確認を行うこと。

ウ　ワンストップ受付対象手続きについては、おくやみコーナーにて申請書の受付を行うこと。

エ　他課で戸籍謄本等が必要な場合は、「１　証明書等交付」のとおり受付から交付まで一連の対応を行うこと。

オ　後日担当課より送付される書類等の説明を行うこと。

カ　申請書への署名、手続き内容の説明を行うとともに、関係課への案内が必要な手続きについては、連絡メモと案内図を渡して該当課に案内を行うこと。

キ　申請書を受け取る際には、機械的に受け取ることなく、必ず記載内容、提出書類の不足等を確認し、不備申請を回避すること。

ク　不備内容により申請書を受理できない場合は、不備解消のための適切な説明を行うこと。

ケ　予約のない方が来庁された場合も、予約状況等に応じて、受付を行うこと。

⑤報告業務

日中に受け付けた申請書は、申請書ごとに仕分けして、指定する日時までに各課へ納品すること。

⑥その他

ア　ワンストップ受付業務については、区と協議のうえ決定すること。

イ　架電・受電の際も窓口は並行して稼働するものとすること。

ウ　受付時間内におくやみコーナーに来た来庁者に関しては、受付時間外になったとしても当日中に完遂すること。

エ　一般的な死亡後の手続き（区内外を問わず）については、随時情報収集を行い、必要な知識を蓄積すること。

（３）その他

①死亡者の氏名・性別・住所・生年月日等について、各申請書に印字できるようフォーマット作成支援環境を用意すること。なお費用については受注者負担とする。

②区と協議のうえ、インフルエンザ等の感染症対策を行うこと。なお、対策にかかる費用については受注者負担とする。

③おくやみコーナー内で本人確認書類を印刷できるよう簡易コピー機を用意すること。なお費用については受注者負担とする。

証 明 書 一 覧

別表1

分類	証明書	備考
住民票	住民票の写し	広域交付請求の発行は、区職員が対応
	住民票の写し（外字）	
	住民票の写し（メモあり）	
	記載事項証明書	
	記載事項証明（手書き）	
	不在住証明書	
	特定閲覧	
印鑑証明	印鑑登録証明書	
	印鑑登録証明書（外字あり）	
税証明	課税証明書	
	納税証明書	
戸籍	全部（個人）事項証明書	
	除籍・全部（個人）事項証明書	
	改製原戸籍・除籍謄（抄）本	
	改製原戸籍・除籍抄本（掛紙あり）	
	事故簿	
	附票の写し	
	附票の写し（150年保存）	区職員が発行制御を解除
	受理証明書	請求者の要望によりシステム入力あり
	受理証明書（平成１６年以前）	
	受理証明書（大）	
	届書記載事項証明書（非本含む）	
	届書記載事項証明書	
	一部事項証明書（労基法１１１条を含む）	
	不受理証明書	
行政証明	告知書（除籍・改製原・存籍）	
	告知書（附票の保存年限切れ）	
	廃棄告知書	
	原・除附票の廃棄証明書	
	身分証明書	
	身分証明書（３カ月以内）	
	不在籍証明書	
	独身証明書（結婚情報サービス・結婚相談業者提出用証明書）	
	婚姻要件具備証明書	
	４１条証明	
	出産一時金（所定用紙）	
	出産一時金（手打ち）	
	身上調査照会回答書	
	受附帳に記載のない証明	
その他	住民票コードの再交付	

別表２

葛飾区貸与備品

場所	数量	備考
２階　戸籍住民課内		
住民情報系端末	１７台	住民異動８台、証明窓口５台（戸籍共有） 電話対応４台
戸籍システム端末	１台	※単独の台数（住基端末と共有仕様）
パソコン	６台	
プリンター	６台	住民異動４台、証明窓口２台
カードプリンター	２台	
認証機	１台	
ＰＯＳレジ	２台	
キャッシュレス決済端末	２台	
記載台	１台	
平机	１０台	１２０×６０×７５
２段キャビネット	９台	４０×６０×６０
書庫	２台	８００×４００×１１００
固定電話	４台	
委任関係確認用電話	１台	
６階　郵送事務室内		
住民情報系端末	７台	※戸籍システムと共有
戸籍システム端末	１台	※単独仕様
プリンター	３台	
ＰＯＳレジ	１台	
書庫	２台	９００×４００×１８００
キャビネット	４台	３段引出し　４０×６０×１００
固定電話	３台	
認証機	１台	
平机	１２台	１２０×６０×７５
整理箱	２台	２列１０段
複写機	１台	
おくやみコーナー内		
住民情報系端末	１台	
プリンター	２台	
電話	１台	
書庫	１台	９０×４５×１１０
平机	１台	１２０×６０×７５
椅子	３台	

別表３

受注者が準備する備品

場所	数量	備考
２階　戸籍住民課内		
手提げ金庫	１台	
イス	―	受注者が作業するにあたり必要な数
６階　郵送事務室内		
作業用机	―	受注者が作業するにあたり必要な数
イス	―	受注者が作業するにあたり必要な数
書庫	１台	
３段キャビネット	１台	
耐火金庫	１台	
郵送料金計器	１台	
おくやみコーナー内		
簡易コピー機	１台	

※上記準備する備品の規格については受注者の任意とする。
※上記の他に必要な備品については受注者で用意すること。

別紙　2

葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する特記仕様

本特記仕様では、葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定める。本特記仕様は、契約書と一体のものである。約款及び仕様書と本特記仕様との間に差異がある場合には、本特記仕様が優先する。

1　個人情報の定義

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項に定める個人情報をいう。

2　個人情報の原則的な取扱い

（1）　受注者（以下「乙」という。）は、本契約により受注した業務を遂行するにあたって、葛飾区（以下「甲」という。）が保有する区民等（この場合、本業務とは関係のない者も含む。）の個人情報の漏えいや紛失等により、区民等のプライバシーや権利利益を侵害することがないよう努めなければならない。

（2）乙は、個人情報保護法、葛飾区情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順その他の関連法令等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。なお、契約締結後、関連法令等が改正されたときは、改正内容に従わなければならない。

3　個人情報の適正な管理

（1）乙は、個人情報の適正な取扱いについて、組織として取り扱うため、個人情報の安全管理に関する基本的な方針を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（2）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報に関する管理責任者を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（3）乙は、受注業務に係る個人情報の管理台帳を設け、作業従事者、個人情報の取扱い及び管理状況を記録しなければならない。なお、乙は、甲の求めがあった場合には、管理台帳を甲に提出しなければならない。

（4）乙は、個人情報の盗用、漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他適正な管理及び安全の確保のために、次の措置を講じなければならない。

ア　個人情報を他の情報と混在しないよう区別し、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管するものとし、甲から個人情報を受領する前に、その保管場所の平面図（施錠箇所を明示したもの）を提出すること。なお、甲が、別途保管方法を指定するときは、甲の指定した保管方法によること。

イ　甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

ウ　個人情報を電子データで持ち出す場合には、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

エ　個人情報を電子データで保管する場合には、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検し、その点検記録を保管すること。なお、甲の求めがあった場合には、点検記録を甲に提出すること。

オ　受注した業務内容にかかる個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）に、私物モバイル端末、私物パソコン、私物外部記憶媒体その他の私物を持ち込ませないこと。

カ　個人情報を取り扱うパソコンに、ＩＤ・パスワード設定、不正プログラム対策ソフトウェア導入等のセキュリティ対策を講じること。また、当該業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

キ　個人情報を取り扱う機器、電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等に保管・施錠すること。

ク　乙は、本契約で使用するソフトウェア及び電子計算機等において、脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、不正アクセス対策及び情報漏えい対策を講じること。

4　作業場所の特定

（1）乙は、作業場所を定め、受注業務に着手する前に作業場所を明示した平面図等を甲に提出しなければならない。ただし、甲の施設内で受注した業務を行う場合は、この限りではない。

（2）乙は、作業場所を変更する場合には、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

（3）乙は、甲の施設内で受注した業務を行う場合には、作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、甲の求めがあった場合には提示させなければならない。

5　秘密保持の義務

（1）乙は、本契約により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は違法不当な目的に利用してはならない。本契約終了後もまた同様とする。

（2）乙は、作業従事者に対し、秘密保持に関する誓約書を提出させ、前(1)の義務を遵守させなければならない。また、甲の求めがあった場合には、誓約書等の写しを甲に提出し報告しなければならない。

6　第三者への提供の禁止

（1）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（2）乙は、受注した業務に係る個人情報を作業従事者のうち必要最低限の者のみに扱わせるものとする。

7　受注した業務の範囲を超えた情報の利用禁止

（1）乙は、本契約により受注した業務の範囲及び用途を超えて、受注した業務に係る個人情報及びその調査分析過程で得られた付随的な情報を利用、加工及び再生してはならない。

（2）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報を甲の許可なく複写又は複製してはならない。

（3）乙は、作業従事者に対し、前(1)及び(2)の義務を遵守させなければならない。

8　個人情報の廃棄又は返還の義務

（1）乙は、本契約により受注した業務が完了したとき、本契約が解除されたとき又は甲の求めがあっ

たときは、受注した業務に係る個人情報（複写及び複製したものを含む。）を速やかに廃棄し、又は甲に返還しなければならない。

（2）乙は、前(1)において、書類等を廃棄する場合にあっては焼却又は溶解により、機器及び電子媒体等を廃棄する場合にあっては専用のデータ削除ソフトウェアの利用、物理的な破壊その他の個人情報を判読不可能とするための措置により行わなければならない。

（3）乙は、前(2)の規定による廃棄を行ったときは、速やかに、当該廃棄に係る帳票名又はファイル名、個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄方法、処理日、担当者名等を明示した文書を、甲に提出しなければならない。

（4）乙は、前(1)の規定による廃棄に際し甲から立会いを求められた場合には、これに応じなければならない。

9　事故発生時における報告の義務

（1）乙は、個人情報に関して盗用、漏えい、改ざん、滅失、毀損等の事故が発生したときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、事故に含まれる個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なくその状況を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（2）乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（3）甲は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

249

１０　立会い及び監督に関すること

甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち会わせ、個人情報の管理・取扱い状況を調査又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに従わなければならない。

１１　個人情報管理の監査

（1）甲又は甲が指定した監査人は、本契約により受注した業務に係る個人情報の管理に対して、定期的又は随時に監査を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。なお、監査の対象事項及び方法の詳細については甲と乙の間で別途協議の上定めるものとする。

（2）甲は、前(1)以外の事項に対しても、本事業の稼働状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。

１２　教育

乙は、作業従事者に対し、本契約により受注した業務の個人情報の保護に関する教育又は研修を実施しなければならない。また、教育又は研修の実施状況について、甲の求めがあった場合には、報告書を提出しなければならない。

１３　個人情報の授受及び搬送

（１）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報の授受及び搬送に関して、安全管理上必要な措置を講じ、紛失、毀損等の事故を防止しなければならない。

（２）乙は、甲乙間の個人情報の授受に関して、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（３）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報を搬送する場合には、専用ケースに施錠した上で、乙の責任において、乙の専用車で搬送するものとし、その費用は乙の負担とする。ただし、緊急時又はその他の事情で乙の専用車が使用できない場合には、乙は、速やかに甲に報告し、搬送方法を甲と協議しなければならない。

１４　再委託

（１）乙は、本契約により受注した業務の全部又は一部を第三者に委託又は委任（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ甲の許諾を得たときは、この限りではない。

（２）乙は、再委託に関し甲の許諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における個人情報の安全管理及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした書面を、受注業務に着手する前に、甲に提出しなければならない。

（３）前(2)の場合においては、乙は、再委託先本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（４）乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法について具体的に規定しなければならない。

（５）乙は、再委託先と契約をした場合には、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

１５　公表措置及び損害賠償義務

（１）甲は、乙が本特記仕様に掲げる事項に違反し、又は怠った場合には、その事実を公表することができる。また、甲は乙に契約解除の措置を取ることができる。

（２）前(1)の場合においては、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。乙が再委託を行ったことにより、甲に損害を与えたときも同様とする。

１６　罰則

個人情報保護法第 176 条、第 179 条及び第 180 条の規定を適用する。

１７　協議事項

本特記仕様に規定のない事項又は本特記仕様の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議の上、解決するものとする。

別紙　3

機密情報の取扱いに関する特記仕様

本特記仕様では、機密情報の取扱いに関する事項を定める。本特記仕様は、契約書と一体のものである。約款及び仕様書と本特記仕様との間に差異がある場合には、本特記仕様が優先する。

1　機密情報の定義

機密情報とは、葛飾区情報公開条例（平成４年葛飾区条例第 30 号）第 9 条に定める非公開情報（葛飾区情報公開条例第 9 条第 2 号に規定する情報を除く。）をいう。

2　機密情報の原則的な取扱い

（1）葛飾区（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、その業務を遂行するにあたって、機密情報の漏えい等により、区民等の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（2）乙は、刑法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報の保護に関する法律、葛飾区情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順その他の関連法令等に従い、機密情報を適切に扱わなければならない。なお、契約締結後、関連法令等が改正された場合には、改正内容に従わなければならない。

3　知的財産権

甲及び乙は、機密情報の開示が相手方に対して現在又は今後所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを書面をもって確認すること。

4　機密情報の適正な管理

乙は、機密情報の盗用、漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他適正な管理及び安全の確保のために、次の措置を講じなければならない。

（1）管理責任者を定め、機密情報を善良なる管理者の注意をもって管理すること。

（2）機密情報を他の情報と混在しないよう区別し、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管するものとし、甲から機密情報を受領する前に、その保管場所の平面図（施錠箇所を明示したもの。）を提出すること。なお、甲が別途保管方法を指定する場合には、甲の指定した保管方法によること。

（3）機密情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、受注業務に着手する前に作業場所を明示した平面図等を甲に提出しなければならない。ただし、甲の施設内で受注した業務を行う場合及び甲が提出を不要と認める場合は、この限りではない。また、作業場所を変更する場合には、事前に書面により甲に申請し、その承認を得ること。

（4）甲の施設内で受注した業務を行う場合には、作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、甲の求めがあった場合には提示させること。

（5）甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、機密情報を定められた場所から持ち出さないこと。

（6）機密情報を電子データで持ち出す場合には、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（7）機密情報を電子データで保管する場合には、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの

保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検し、その点検記録を保管すること。なお、甲の求めがあった場合には、点検記録を甲に提出すること。

（8）作業場所に、私物モバイル端末、私物パソコン、私物外部記憶媒体その他の私物を持ち込んで、機密情報を取り扱う作業を行わせないこと。

（9）機密情報を取り扱うパソコンに、ＩＤ・パスワード設定、不正プログラム対策ソフトウェア導入等のセキュリティ対策を講じること。また、当該業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

（１０）乙は、本契約で使用するソフトウェア及び電子計算機等において、脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、不正アクセス対策及び情報漏えい対策を講じること。

5　秘密保持の義務

（1）乙は、本契約により知り得た機密情報を他人に知らせ、又は違法不当な目的に利用してはならない。本契約終了後もまた同様とする。

（2）乙は、作業従事者に対し、秘密保持に関する誓約書等を提出させ、前(1)の義務を遵守させなければならない。また、甲の求めがあった場合には、誓約書の写しを甲に提出し報告しなければならない。

6　第三者への提供の禁止

（1）乙は、前項に記載した事項を除き、本契約により知り得た機密情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（2）乙は、機密情報を本業務に従事する者のうち必要最低限の者のみに扱わせるものとする。

252

7　受注した業務の範囲を超えた情報の利用禁止

（1）乙は、本契約により受注した業務の範囲及び用途を超えて、受注した業務に係る機密情報及びその調査分析過程で得られた付随的な情報を利用、加工及び再生してはならない。

（2）乙は、本契約により受注した業務に係る機密情報を甲の許可なく複写又は複製してはならない。

（3）乙は、作業従事者に対し、前(1)及び(2)の義務を遵守させなければならない。

8　機密情報の廃棄又は返還の義務

（1）乙は、本契約により受注した業務が完了したとき、本契約が解除されたとき又は甲の求めがあったときは、受注した業務に係る機密情報（複写及び複製したものを含む。）を速やかに廃棄し、又は甲に返還しなければならない。

（2）乙は、前(1)において、書類等を廃棄する場合にあっては焼却又は溶解により、機器及び電子媒体等を廃棄する場合にあっては専用のデータ削除ソフトウェアの利用、物理的な破壊その他の機密情報を判読不可能とするための措置により行わなければならない。

（3）乙は、前(2)の規定による廃棄を行ったときは、速やかに、当該廃棄に係る帳票名又はファイル名、機密情報の項目、媒体名、数量、廃棄方法、処理日、担当者名等を明示した文書を、甲に提出しなければならない。

（4）乙は、前(1)の規定による廃棄に際し甲から立会いを求められた場合には、これに応じなければならない。

9　事故発生時における報告の義務

（1）乙は、機密情報に関して盗用、漏えい、改ざん、滅失及び毀損等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、事故に含まれる機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なくその状況を甲に報告しなければならない。

（2）乙は、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（3）甲は、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

10　立会い及び監督に関すること

甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち会わせ、自己の所有する機密情報の管理・取扱い状況を調査又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに従わなければならない。

11　機密保持の監査

（1）甲又は甲が指定した監査人は、本契約により提供した機密情報の管理に対して、定期的又は随時に監査を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。なお、監査の対象事項及び方法の詳細については甲と乙の間で別途協議の上定めるものとする。

（2）甲は、前(1)以外の事項に対しても、本事業の稼働状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。

12　教育

乙は、作業従事者に対し、本契約により受注した業務に係る機密情報の取扱い及び情報セキュリティに関する教育又は研修を実施しなければならない。また、教育又は研修の実施状況について、甲の求めがあった場合には、報告書を提出しなければならない。

13　機密情報の授受及び搬送

乙は、本契約により受注した業務に係る機密情報の授受及び搬送に関して、安全管理上必要な措置を講じ、紛失、毀損等の事故を防止しなければならない。

14　再委託

（1）乙は、本契約により受注した業務の全部又は一部を第三者に委託又は委任（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ甲の許諾を得たときは、この限りではない。

（2）乙は、再委託に関し甲の許諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における機密情報の安全管理及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、受注業務に着手する

前に、甲に提出しなければならない。

（3）前(2)の場合においては、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（4）乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

（5）乙は、再委託先と契約した場合には、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

１５　公表措置及び損害賠償義務

（1）甲は、乙が本特記仕様に掲げる事項に違反し、又は怠った場合には、その事実を公表することができる。また、甲は乙に契約解除の措置を取ることができる。

（2）前(1)の場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。乙が再委託を行ったことにより、甲に損害を与えたときも同様とする。

１６　協議事項

本特記仕様に規定のない事項又は本特記仕様の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議の上、解決するものとする。

別紙　4

接遇に関する特記仕様書

＜接遇に関して遵守すべき事項＞

本区では、「区民第一、現場第一」や「おもてなし」を職員の基本姿勢として掲げている。このことを踏まえて、受注者においても、本業務を履行する上で、次のとおり接遇に関する事項を遵守しなければならない。

1　受注者は、本業務を履行するにあたり、接客業務に従事する者（以下「従事者」という。）の名簿を区に提出し、業務時間中は従事者に社名及び個人名を明記したネームプレートを着用させなければならない。

2　受注者は従事者に対し、本業務に相応しい服装を着用し、身だしなみを整えることにより、利用者に好印象を与えるよう指導するものとする。

3　受注者は従事者に対し、本業務に相応しい言葉遣いや態度で窓口等対応を行うことにより、利用者に安心と信頼を与えるよう指導するものとする。

4　受注者は、常に区民の立場に立ち、人権意識を持って接遇に当たるとともに、研修等の取組に努めるものとする。

5　受注者は、本業務を履行するに当たり、区が掲げる「区民第一、現場第一」や「おもてなし」の意義を理解し、接遇の向上に努めるものとする。また、区から接遇に関する指摘事項があった場合には改善に努めるほか、接遇に関して、区が実施する説明会や報告会等への参加依頼があったときは、積極的に参加しなければならない。

6　受注者は、裏面の「接客セルフチェックシート」を参考にして、接遇態度の確認を行い、改善に努めるものとする。

20200401 改正

接客セルフチェックシート

以下の項目についてのチェックを行いましょう（○×でつけて下さい）

内　　容	自己評価
お客様には即反応し、ハッキリと明るく大きい声で挨拶している	
さっと立ち上がって迎えるなど、素早く動いている	
清潔で、機能的な身だしなみをしている	
お客様に見えるように名札を着用している	
常に笑顔でお迎えし、明るく先手挨拶をしている	
迷っている方を見かけたら「ご案内しましょうか」と声を掛けている	
クッション言葉、「かしこまりました」などを使っている	
長くお待たせした場合は「お待たせして申し訳ありません」と切り出している	
お帰りの際も、元気に明るく挨拶をしている	
職員同士で挨拶や労いの言葉を掛け合っている	
身の回りや執務環境などの整理整頓が行き届いている	
また用件がある時には、この人に対応してもらいたいと言われる自分である	

20200401 改正

業務メニュー

入札情報サービス
■ 発注案件情報
工事
物品

■ 入札(見積)経過調書
工事
物品

■ 年間発注予定情報
工事

■ 入札参加資格者情報
工事
物品

■ お知らせ情報

■ よくある質問(FAQ)

電子調達トップページへ

入札(見積)経過調書詳細(物品)

案件情報

自治体名		122 葛飾区
案件番号		2025－01361
内部発注番号		0000002318
営業種目・取扱品目1 営業種目		190:その他の業務委託等
件名		戸籍住民課証明書発行等業務委託（債務負担行為）
履行場所		葛飾区指定の場所
入札方式		03 希望制指名競争入札
入札見積締切日時		2025年9月12日 12時00分
開札日時		2025年9月12日 13時36分
予定価格		968,476,179円
落札者	商号又は名称	ＴＯＰＰＡＮエッジ株式会社 営業戦略本部
	所在地	東京都港区東新橋一丁目９番１号東京汐留ビルディング
落札金額		868,476,180円

入札(見積)経過調書

No	商号又は名称	第1回	備考
1	ＴＯＰＰＡＮエッジ株式会社 営業戦略本部	868,476,180円	
2	株式会社ヒューマントラスト 営業本部	辞退	
3	アルティウスリンク株式会社	辞退	

備考　表示価格は、すべて税込みである。

※商号名称は、開札当時のものを表示しています。

戻る

	令和７年（2025）			令和８年（2026）									合計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
業務に従事する者の人数（人）	72	71	73	75	76	78	75	75	75	75	75	74	894

79　令和７年度各会計決算参考書371頁の図書館窓口等業務委託費における契約締結時の仕様書及び従事する者の人数

契約件名	従事する者の人数
葛飾区立中央図書館窓口等業務委託（債務負担行為）	38人
葛飾区立立石図書館及び地区館（６館）窓口等業務委託（債務負担行為）	69人

仕　様　書

１　件　　名　葛飾区立中央図書館窓口等業務委託（債務負担行為）

２　履行期間　令和６年９月１日から令和９年３月 31 日まで

３　履行場所　葛飾区立中央図書館（東京都葛飾区金町六丁目２番１号）

４　葛飾区立中央図書館の概要

延床面積、蔵書数、貸出総数、来館者数等は、「葛飾区立中央図書館の概要」（別紙１）のとおり

５　目　　的

本業務は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）、葛飾区立図書館条例（昭和 42 年葛飾区条例第 10 号）、葛飾区立図書館館則（昭和 52 年葛飾区教育委員会規則第６号）その他関係法令の規定に基づき、葛飾区立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の資料の閲覧、貸出、返却等に係る業務及び当該図書館の管理運営業務を良好かつ円滑に行うことにより、中央図書館の利用者（以下「利用者」という。）に適切な図書館サービスを提供することを目的とする。

260

６　業務内容

（１）受注者は、「葛飾区立中央図書館の業務内容」（別紙２）に基づき、本業務を行わなければならない。ただし、「７　業務時間（３）中央図書館の業務を要しない日及び業務時間の変更」に定める各場合においては、業務内容が変更となることがあるので、別に示す各場合に応じた業務内容に基づき業務を行うこと。

（２）業務の実施手順等の詳細は、業務マニュアルに記載する。受注者は、当該業務マニュアルに従い業務を実施しなければならない。なお、業務マニュアルは、契約締結後に交付する。

（３）受注者が利用者から相談・苦情を受けたときは、受注者が適切に処理するものとする。ただし、受注者による処理ができない場合は、速やかに葛飾区（以下「区」という。）に報告し、区の指示に従うこと。

７　業務時間

（１）中央図書館の開館日における業務時間

項　目	業務時間	開館時間（参考）
月曜日から土曜日まで （国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）	午前８時30分から 午後10時15分まで	午前９時から 午後10時まで

（１）日曜日及び休日 （２）12 月 29 日及び 12 月 30 日	午前８時30分から 午後８時15分まで	午前９時から 午後８時まで
12 月 31 日から１月３日まで	午前８時30分から 午後５時15分まで	午前９時から 午後５時まで

（２）中央図書館の休館日のうち業務を要する日

項　目	業務を要する日	業務時間
館内整理日	毎月第４木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。また、その翌日が休日に当たるときも同様とする。	午前８時 30 分から 午後５時 15 分まで
特別整理期間	１年（４月１日から翌年３月 31 日までをいう。）のうち７日以内	午前８時 30 分から 午後５時 15 分まで
照明設備ＬＥＤ化工事期間 （注１）	令和７年度において３か月程度（予定）	区が定める 業務時間

（注１）照明設備ＬＥＤ化工事期間における仕様書及び契約金額の変更については、区と受注者で別途協議するものとする。

261

（３）中央図書館の業務を要しない日及び業務時間の変更

次に定める場合、業務を要しない日及び業務時間が変更となる場合がある。

ア　葛飾区図書館業務等システム機器更改（令和７年度）

イ　中央図書館における照明設備ＬＥＤ化工事（令和７年度）

ウ　中央図書館において保守点検や修繕等を行う場合

８　業務に従事する者（以下「従事者」という。）

（１）委託業務に関して第三者への委託を禁止する。

（２）受注者は、履行期間を通じて、委託業務に支障を来すことのないよう、必要かつ十分な従事者を確保し、図書館サービスをさらに向上させるよう業務を履行すること。特に、多くの来館者が見込まれる繁忙日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始の 12 月 29 日から１月３日まで）については、図書館サービスに支障を来すことのないよう、十分な体制をとること。

（３）受注者は、従事者に対し、業務スキル、接遇等、区の業務遂行上必要な知識及び能力を習得できるよう、受注者の責任において教育・研修を行うこと。また、履行期間中に生じた法令改正や通知等による事務取扱及び業務システム更改等の変更にも、速やかに対応し、変更後の業務手順等について、適正に行われているかの確認及び対応ができる体制とすること。

（４）葛飾区図書館業務等システムは、令和７年度に機器の更改を予定してい

る。受注者は、機器の更改に当たっては、新システムの習熟体制を整えること。

（５）統括責任者に関する事項

ア　統括責任者の資格及び選任

① 統括責任者は、公立図書館（地方公共団体の設置する図書館をいう。以下同じ。）の責任者又はそれと同等の業務経験が３年以上有する者とする。

② 受注者は、受注業務全体を統括する統括責任者を選任し、統括経験者又は責任者としての業務経験を含む業務経験を記載した名簿を作成して事前に区に提出する。

イ　統括責任者の任務

① 統括責任者は、区との連絡調整に当たる。

② 中央図書館の業務内容と状況を把握した上で業務全体のマネジメントを行う。

③ 区と定期的に行う会議へ出席する。

④ 業務計画の進行管理、実績管理及びその分析、業務の効率化、業務改善、業務品質の維持及び向上、各種調整業務を行う。

⑤ 従事者への連絡事項の周知徹底、従事者の教育・研修、情報セキュリティ対策等のリスク管理、区への報告等を行う。

ウ　統括責任者の勤務場所

統括責任者は、業務を要する日及び業務時間中、履行場所を離れてはならない。なお、統括責任者が履行場所を離れるときは、事前に区に連絡し、統括責任者の職務を代理する責任者を指定する。

エ　統括責任者の変更

① 受注者は、１月以上前までに変更の旨を区に書面で報告する。

② 受注者は、速やかに変更後の統括責任者を区に書面で報告する。

③ 統括責任者を変更するときは、担当する業務に影響を及ぼさないよう、十分な引継ぎを行わなければならない。

（６）責任者に関する事項

ア　責任者の資格及び選任

① 責任者は、公立図書館の業務経験が３年以上有する者とする。

② 受注者は、統括責任者を補佐する責任者を選任し、業務経験を記載した名簿を作成して事前に区に提出する。

イ　責任者の任務

① 責任者は、統括責任者を補佐し、区との連絡調整に当たる。

② 中央図書館の業務状況を把握した上で現場の指揮監督や進行管理、指導、教育等を行い、統括責任者を補佐する。

ウ　責任者の勤務場所

責任者は、業務を要する日及び業務時間中、履行場所を離れてはならな

い。なお、統括責任者がいるときに履行場所を離れる場合は、事前に区に連絡した上で、責任者の業務を統括責任者に引き継ぐ。

エ　統括責任者の職務代理

統括責任者が履行場所を離れるときは、統括責任者の代理として指定された責任者が統括責任者の職務を行う。

オ　責任者の変更

① 受注者は、１月以上前までに変更の旨を区に書面で報告する。

② 受注者は、速やかに変更後の責任者を区に書面で報告する。

③ 責任者を変更するときは、担当する業務に影響を及ぼさないよう、十分な引継ぎを行わなければならない。

（７）受注者は、常時２人以上の司書資格を有する従事者を配置すること。

（８）従事者の名簿及び業務体制表を作成し、事前に区に提出するとともに、資格等を有する場合にはその資格を証する書類の写しを提出すること。また、名簿又は業務体制表に変更が生じたときは、速やかに区に提出するとともに、資格等を有する場合にはその資格を証する書類の写しを提出すること。

（９）受注者は、従事者が、通信機等を用い、業務に関する連絡を円滑に取り合う体制をとること。

(10) 受注者は、統括責任者、責任者及び従事者に対し、受注業務を円滑に行うための助言・支援を行わなければならない。

(11) 受注者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従事者の定着率向上を図るための方策を講じること。

263

９　接　遇

「接遇に関する特記仕様書」（別紙３）に従い実施する。

10　従事者に対する教育訓練

（１） 受注者は、中央図書館の施設概要や業務内容を事前に把握するとともに、従事者に対し、接遇及びスキル等、本業務遂行上必要な知識及び能力を身に付けさせる教育を行うこと。また、能力・スキル向上のための教育を継続的に実施すること。

（２）業務状況に応じた研修を定期的に実施すること。また、区が研修の実施を指示した場合は、研修を実施すること。

（３）業務開始前には、業務マニュアル等に基づき、受注業務を円滑に行うための教育訓練の計画を立てて、導入研修を実施すること。

11　障害を理由とする差別を解消する対応

「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」別紙の「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領に係る留意事項」（別紙４）を踏まえ、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としてい

る旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の提供をすること。

12　個人情報保護及び情報セキュリティ

（１）受注者は、ISO27001（ISMS）又はプライバシーマークを取得していること。

（２）受注者は、「葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する特記仕様」（別紙５）及び「機密情報の取扱いに関する特記仕様」（別紙６）を遵守しなければならない。

（３）受注者は、従事者に対して情報セキュリティ研修を実施すること。

（４）受注者は、従事者が提出した個人情報その他の機密保持に関する誓約書の写しを区に提出しなければならない。

13　経費の負担

（１）受注者は、次の経費を負担する。

業務を実施するために必要な窓口及び事務室の事務用品及び消耗品

（２）区は、次の経費を負担する。

ア　業務実施に必要な光熱水費及び通信費。なお、受注者は、使用の節減に努めなければならない。

イ　施設維持に係る経費及び葛飾区図書館業務等システムに係る経費

14　管理委託物品の取扱い

（１）管理委託物品

ア　管理委託物品とは、中央図書館が所有権又は使用権限を有する物品であって、委託された業務を実施するために使用するものをいう。

イ　管理委託物品の取扱いは、「管理委託物品の取扱い」（別紙７）のとおりとする。

（２）自己物品

ア　自己物品とは、管理委託物品のほかに、委託された業務を実施するために使用する物品をいう。

イ　受注者が自己物品を調達するときは、事前に中央図書館長の許可を得なければならない。

ウ　自己物品の修繕は、受注者が負担する。

エ　受注者は、自己物品の品目及び数量を書面（電子的記録を含む。）により記録し、管理委託物品と区別できるように管理しなければならない。

オ　受注者は、履行期間終了に際し、自己物品については自己の責任と費用で収去しなければならない。

15　業務報告

（１）統括責任者による業務報告

ア　統括責任者は、区が招集する定例会において中央図書館の業務履行状況を報告すること。定例会の開催回数は、区が別に定める。

イ　統括責任者は、定例会の議事録を館内整理日の１週間前までに区へ提出すること。定例会の際に出た課題に対する改善案については、区が指定した日時までに区へ提出すること。

ウ　統括責任者は、必要に応じて、区に対し中央図書館の業務遂行上の課題に対する改善案を区に提案すること。また、その提案に対し、区が必要な指示を行うので、その指示に従い改善を図ること。

（２）報告事項及び報告様式

受注者は、次の書類を区に提出すること。報告様式は、区と協議の上、受注者が作成すること。

ア　ローテーション表

業務を実施する月の前月の館内整理日までに提出すること。

イ　業務月報

業務を実施した月の翌月 10 日までに提出すること。

ウ　業務日報

業務を実施した日の翌日（翌日が業務を要しない日であるときは、翌々日とし、以降も同様とする。）の開館時刻までに報告すること。

（３）緊急時の報告

緊急事態が発生したときは、受注者は責任をもって対処するとともに、遅滞なく口頭等で区に報告し、その後速やかに原因、経過及び対応状況等を書面により報告すること。

（４）事故・苦情等の報告

業務等を処理する際に生じた不具合、事件、事故及び苦情等については、速やかに原因等を調査し、その経過及び対応状況等を報告すること。また、再発防止及び業務改善を図ること。

16　緊急時における体制の整備

（１）緊急連絡体制の構築

事故、事件、災害等の緊急事態の発生時における緊急連絡体制を構築し、書面で区に提出すること。

（２）業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

大規模災害等の緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ業務実施体制を整備し、災害発生時を想定した業務継続計画（ＢＣＰ）を作成し、区の承認を得ること。また、発災時における本業務の円滑な遂行のため、区と緊密に連携すること。

（３）利用者等の安全確保

中央図書館内での事故、事件、災害等の緊急事態にあっては、現場の状況を確認･把握し､区への迅速な報告を行い､区と協力して解決に当たること。また、利用者等の安全確保を最優先し、避難・誘導を行うこと。

（４）避難誘導経路等の把握

受注者は、事前に避難・誘導のために中央図書館の消火栓、非常口、避難誘導経路等を把握しなければならない。また、緊急時における対応策と従事者の役割分担を事前に区に報告し、緊急時に適切な避難誘導を行える体制を整備すること。

（５）消防訓練への参加

受注者は、区及び中央図書館が設置されている施設が実施する消防訓練（年間数回程度）に、従事者を参加させること。

17　業務の引継ぎ

（１）受注者は、履行期間終了前に、新たに葛飾区立中央図書館窓口等業務委託を行う後任受注者に対して資料の提供及び窓口業務等の引継ぎを行わなければならない。なお、引継ぎに要する費用は受注者の負担とする。

（２）受注者は、区又は後任受注者から引継ぎに係る資料請求があった場合は、全て応じること。

（３）受注者は､区が引継ぎ未完了と認めた場合は､履行期間終了後であっても､無償で引継ぎを行うこと。

（４）区の責めに帰する場合を除き、受注者は、当該業務の全部又は一部を実施できなくなったとき又は実施できなくなることが判明したときは､直ちに区に報告し、引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに要する費用は受注者の負担とする。

（５）本契約が途中で解約された場合も、前記（４）の規定を準用する。

18　その他

（１）本契約は請負契約とし、労働災害時の保険適用は受注者のものとする。

（２）受注者は、区の責めに帰すべき場合を除き、従事者が第三者に及ぼした損害を負担する。

（３）受注者は、業務又は業務に付随する行為等により、建物、備品等を損傷しないように十分注意すること。また、建物、備品等を損傷した場合、受注者は、原状に回復する費用を負担する。

（４）受注者は、業務に関する安全対策に万全を期し、事故防止に関し必要な措置を講じること。

（５）受注者は、業務中、事故が発生した場合、速やかに安全策を講じるとともに、事故の発生原因・処理状況を速やかに区へ報告すること。

（６）受注者は､業務終了後､速やかに完了届等の書類を作成し､提出すること。

（７）区は、必要に応じて、業務の実施に必要な関係書類を、所定の手続きにより受注者に貸与することができる。

（８）受注者は、本契約の履行に当たって自動車を利用する場合は、公共駐車場等を利用すること。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア　ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ　低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には速やかに提示又は提出すること。

（９）受注者は、業務遂行確認及びサービスの質の向上、品質管理を維持するため、受注者自ら業務実施状況の自己分析を行い、業務内容の点検・評価・改善をすることにより品質の確保・水準を維持及び向上するよう努めること。

(10) 受注者は、本仕様書及び特記仕様書の解釈に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項が生じたときは、区と協議の上決定し、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

267

19　検　査

業務完了後、中央図書館検査担当者の検査を受けること。

20　支払方法

検査終了後、受注者の請求に基づき、毎月支払うものとする。

21　担当者

葛飾区教育委員会事務局中央図書館　図書担当係　柳原・田名網
管理係　田村・利谷
事業推進係　打越・川井

電話　０３（３６０７）９２０１（直通）

別紙１

葛飾区立中央図書館の概要

施設の区分		中央館
区職員の配置		あり
延床面積		5023.56㎡
施設の状況		ヴィナシス金町ブライトコート３階
令和４年度の実績値	蔵書数	419,495冊
	貸出総数（雑誌・視聴覚資料等を含む。）	917,758件
	貸出人数	377,851人
	貸出団体数	645団体
	予約・リクエスト数	277,573件
	来館者数	820,283人
	新規登録者数（団体登録を含む。）	5,094件

葛飾の図書館（令和４年度事業年報）

葛飾区立図書館ホームページ　トップページ＞計画・報告＞事業年報

別紙２

葛飾区立中央図書館の業務内容

１　開館準備業務

（１）館内管理業務

ア　図書館業務システム系端末、座席管理システム系端末、周辺機器等の起動・動作確認を行うこと。機器の不調が見られたら、業務マニュアルに定める対処を行った後、区に報告すること。

イ　中央図書館の照明の点灯、録音室・会議室の開錠、事務室自動ドアの施錠等、開館準備を行うこと。

ウ　カウンター周辺の確認、整理整頓を行い、業務に必要な物品を揃えること。

エ　返却日カレンダーの日付を変更すること。

オ　リサイクルコーナー、チラシ、パンフレット等の整理整頓を行うこと。

カ　新聞及び雑誌（以下「雑誌等」という。）の整理整頓を行うこと。

キ　帳票類、筆記具等の補充を行うこと。

ク　入口に開館情報、事業のお知らせ等を区の指示に従い、掲示すること。

ケ　複写機の電源を入れ、必要に応じ、用紙の補充及びトナー交換をすること。

コ　区の指示により、開館時間前に複写機のコインベンダーに釣銭を補充すること。

その際、補充枚数とカウンター数を記録し、区へ報告すること。

サ　区と連絡事項の確認を行うこと。

シ　その他、開館に向けた準備作業をすること。

（２）ブックポストの回収から配架まで

ア　ブックポストに返却された資料を回収し、資料の状態と付属資料が入っていること及び忘れ物が挟まっていないことの確認をすること。付属資料の不足等があった場合には、業務マニュアルに従って処理すること。

イ　軽微な汚破損があった場合は、清掃又は補修をすること。その際、バーコード上部に指定したシールを貼り、汚れや破損箇所が分かるようにすること。また、指定したシールと異なるものが貼られていた場合は、指定したシールに変更すること。

ウ　前記イ以外の汚破損があった場合は区に報告し、区の指示に従って処理すること。

エ　ＣＤ、相互貸借資料等、ブックポストへの返却ができない資料があるときは、該当の利用者を確認しメッセージを入力すること。

オ　区が示す弁償基準に該当する状態の資料があった場合は、返却処理を取り消した上で区に連絡すること。

カ　返却に問題のないときは、資料の返却処理を行うこと。返却処理は自動

返却仕分機で行い、「３（４）自動返却仕分機による処理」のとおり処理すること。

キ　返却処理後、他館回送資料を交換箱に入れること。ただし、予約が入っている他館回送資料は該当館の札を付けて交換箱に入れること。

ク　返却処理後、予約が入っている中央図書館資料は予約棚に入れ、その日に入れた場所が分かるように記録すること。

ケ　返却処理後、中央図書館の在庫となった資料は、それぞれの場所に配架すること。

（３）予約資料処理

ア　在庫資料リストを出力して、リストをもとに予約が入っている資料を書架から引き抜くこと。

イ　資料の状態を確認した後、返却処理を行うこと。返却処理は、自動返却仕分機で行い、「３（４）自動返却仕分機による処理」のとおり処理すること。

ウ　返却処理後、予約が入っている他館回送資料は該当館の札を付けて交換箱に入れること。中央図書館資料は予約棚に入れ、その日に入れた場所が分かるように記録すること。

エ　相互貸借資料、タグが読めない資料、予約棚に入らない大型資料等は、予約確保連絡票を挟み、資料の状態をカウンターでの取置にして、カウンター内の予約資料取置棚に名寄せして入れること。

オ　複数人で確認しても資料が見つからない場合は、不明扱いとして処理を行うこと。ただし、葛飾区立図書館で１冊しか所蔵していない資料が見つからない場合は、区に連絡し、対応方法を協議すること。

カ　中央図書館から自動送信されるメールが送信エラーになっていないか確認し、送信エラーの場合は、該当者に電話で連絡するとともに、業務システムに利用者メッセージを入力して記録を残すこと。

キ　取置期限経過のリストに基づき、取置期限が経過した相互貸借資料の予約を削除し、相互貸借元の図書館へ返送すること。

（４）予約棚処理

ア　取置期限経過のリストに基づき、予約棚から資料を引き抜くこと。

イ　引き抜いた資料は予約を削除して返却処理を行うこと。返却処理の際に出力された予約取消確認票は、日付ごとにまとめた上で指定の場所で保管すること。

ウ　返却処理を行った資料は、返却処理画面を確認し、資料の状態ごとの処理を行うこと。

エ　不在資料確保者リスト等のリストを出力して、リストをもとに予約棚の状態を確認し、予約棚を適切な状態に保つこと。

２　貸出業務

（１）自動貸出機等への案内

自動貸出機、書架ナビ、予約棚、自動返却仕分機等の利用案内と操作説明を行うこと。

（２）貸出処理

ア　団体貸出、大型絵本、自動貸出機を利用できない資料及びカウンター内の予約資料取置棚の確保資料は、カウンターで貸出処理を行うこと。利用者名、冊数等の確認を行った上で貸出処理を行い、貸出一覧のレシート又はリストを出力して渡すこと。予約確保連絡票は資料から抜き取り、日付ごとにまとめて指定の場所に保管すること。

イ　利用カードを忘れた利用者に仮カードを交付すること。仮カードはホルダーに入れて渡し、利用後は回収すること。

ウ　自動貸出機又は業務システムに利用者へ連絡すべきメッセージが表示された場合は、メッセージ内容を利用者に連絡すること。

エ　メッセージ内容が解決した場合は、メッセージを削除すること。

オ　返却期限切れで貸出処理ができなかった場合等は、貸出延長処理を行うこと。ただし、当該資料に次の予約が入っていた場合、又は延長可能期間が過ぎていた場合は、延長処理を行わず返却があるまで貸出停止となる旨を利用者に伝えること。

カ　利用者から再貸出の申し出があった場合は、自動貸出機を案内し、通常と同じ貸出処理で再貸出ができる旨を案内すること。ただし、資料に次の予約が入っていた場合は、自動貸出機の案内は行わず、次の予約が入っている旨を利用者へ説明すること。返却期限切れについては返却処理を行ってから、自動貸出機の利用を案内すること。

キ　禁帯出資料の館内閲覧処理を行うこと。他の葛飾区立図書館が所蔵する禁帯出資料についても対応すること。

３　返却業務

（１）返却処理

ア　返却処理は、自動返却仕分機で行い、「３（４）自動返却仕分機による処理」のとおり処理すること。

その後、「１（２）ブックポストの回収から配架まで」と同様の処理を行うこと。

イ　団体貸出については、返却日を迎えている資料が、すべて返却されたことを確認すること。

ウ　タグ不良で読み込めない場合は、タグを取り換えること。

（２）紛失・汚破損資料・盗難の処理

ア　返却資料に汚破損を発見した場合は、「１（２）ブックポストの回収か

ら配架まで」と同様の処理を行うこと。

イ　汚破損資料のうち区が弁償が必要と判断した場合は、弁償届を受け取るとともに弁償の手続きについて説明し、業務システムに登録すること。免除となった場合は、弁償免除届を受け取ること。また、業務システムにメッセージを入力し、記録を残すこと。

ウ　紛失の申し出があった場合は、前記イと同様に処理を行うこと。

エ　盗難・災害等の申し出があった場合は弁償免除届を受け取ること。

オ　受け付けた弁償届・弁償免除届は区に引き渡し、区から交付されたものを指定する場所に保管すること。

カ　区が厳重注意と判断した場合は、次回からは取り扱いに注意するよう利用者に伝えること。また、業務システムにメッセージを入力し、記録を残すこと。

キ　弁償対象資料が葛飾区立図書館で１冊しか所蔵していない資料で、かつ予約が入っている場合は、区が指定した様式を用いて区に連絡すること。

ク　利用者が弁償資料を持参した場合は、弁償届のコピーに受付した旨を記載の上利用者に交付し、弁償資料は弁償届とともに区に引き渡すこと。

ケ　汚破損資料の受け取り希望がある場合は、区に報告し、区の指示に従って処理すること。

コ　弁償が済んでいない利用者の有無について定期的に確認し、電話で連絡をすること。

サ　ＤＶＤの弁償や現金による弁償の手続きについては、区に引き継ぐこと。

（３）誤った資料の返却処理

ア　返却された資料が他自治体の図書館等の資料である場合は、該当の自治体の図書館等に連絡すること。

イ　他自治体の図書館等から中央図書館資料の誤返却に関し連絡があった場合は利用者へ返却した図書館に取りに行くよう連絡する。また、当該資料に蔵書メッセージを入力し、返却されたら蔵書メッセージを削除すること。他館資料の誤返却については区に引き継ぐこと。

（４）自動返却仕分機による処理

ア　自動返却仕分機の管理を行うこと。

イ　仕分けられたボックスに従って、汚破損の確認等の適切な処理をすること。処理内容が不明な資料については、区に引き継ぐこと。

ウ　自動返却仕分機に不具合がある場合には、区へ報告し、業務マニュアルに従って対応を行うこと。

４　カウンター業務

（１）利用案内業務

ア　利用者へ各種案内（図書館の利用、各種サービス、館内施設、イベント・

行事等）をすること。

イ　図書館ホームページ、電子書籍サービス等の案内を行うこと。

ウ　蔵書検索等の機器の利用案内、操作説明及び操作補助を行うこと。

エ　書籍専用除菌装置、ＣＤ視聴コーナー、文字拡大読み上げパソコン等の利用案内を行うこと。

（２）利用者対応業務

ア　利用者に対するメッセージ登録、確認及び処理を行うこと。業務システムにメッセージ入力する際には簡潔に分かりやすく記載すること。

イ　行事、講演会等の申し込みがあれば、区の担当者に引き継ぐこと。区の担当者が不在のときは、受付を行い、区に報告すること。

ウ　寄贈の申し出があればその資料を受け取り、区が指定した様式を用いて区に報告すること。また、区が寄贈を承認した場合は、寄贈資料を指示する場所に保管すること。

エ　資料のカウンター取置の対応をすること。

オ　対面朗読室の利用の申し出があった場合は、区に引き継ぐこと。

カ　複写サービスの利用者に対し、複写機の操作方法や著作権法上の規定について説明すること。

キ　システムトラブルが生じたときは、業務マニュアルに従って貸出・返却等の業務に当たり、利用者に必要な案内をすること。その他の機器の不具合には調整中の表示をし、区に状況を伝えること。

ク　歩行困難等の配慮が必要な利用者には、必要に応じて補助すること。

ケ　障害者等の駐車料金助成対象者の申し出に対し無料の駐車券を交付すること。

コ　カウンターにかかってきた利用者等からの問い合わせ等の電話対応を行うこと。

（３）レファレンスサービス業務

ア　簡易なレファレンス等に対応すること。また、適切に書架へ案内をすること。

イ　前記アにより対応できない案件については、区に引き継ぐこと。

ウ　レファレンス統計を記録すること。

（４）利用者登録業務

ア　新規利用登録の受付及び登録処理を行うこと。この場合、本人確認資料と申請内容を必ず複数人で確認すること。

イ　事前登録者の本登録の受付及び登録処理を行うこと。

ウ　新規登録者へ利用カード及びパスワード、「葛飾区立図書館利用案内」等の冊子を渡し、「４（１）利用案内業務」の説明を行うこと。

エ　利用カードの再発行、変更の受付、確認、登録を行うこと。

オ　パスワードの再発行を行うこと。この場合、申込書内容と登録事項を確

認し発行すること。

カ　利用カードの有効期限の確認及び更新処理を行うこと。本人確認資料がない場合は、更新を行い、業務システムにメッセージを入力すること。

キ　利用者から利用カードの停止・削除依頼があった場合は、区に報告した上で対応すること。

ク　二重登録があった場合には、区に報告した上で対応すること。

ケ　団体登録の受付を行うこと。この場合、団体登録の内容を確認し、区に引き継ぐこと。

コ　バリアフリーサービスの受付を行うこと。75 歳以上の利用者には、サービス内容を説明し、その場で申請を受け付けて登録し、申請書を区に渡すこと。それ以外の利用者については、区に引き継ぐこと。

5　予約業務

（1）予約受付業務

ア　予約・リクエストを受け付けて、業務システムに入力すること。入力した内容は、複数人で確認すること。

イ　中央図書館の未所蔵資料は、予約者の資格要件を確認し、書誌データがある資料は予約入力した後、区に引き継ぐこと。

ウ　予約・リクエストを受け付けた資料が提供できないことが判明した場合は、該当者に連絡すること。

エ　書誌データがない資料については、書名やＩＳＢＮ等を確認し、簡易書誌を作成して業務システムに入力した後、区に引き継ぐこと。

オ　ＡＶ資料、漫画等の未所蔵資料は、予約受付できない旨を説明すること。

（2）予約対応業務

ア　利用者が、予約変更・削除を申し出た場合はその対応をすること。

イ　削除の処理をする場合は、複数人で確認し、予約取消確認票に日付等を記入し、指定の場所に保管すること。

ウ　利用者に巻数順予約（シリーズ予約）の案内をし、手続きを説明すること。また、シリーズ予約の依頼を受けた場合は、シリーズ予約の登録をすること。

エ　予約確保資料を予約棚に入れ、電話連絡の希望者に資料が確保できた旨の連絡をすること。

オ　電話の際には貸出状況などに注意し必要な説明をすること。

カ　一定期間電話がつながらない利用者については、区に報告すること。

キ　定期的に確保未連絡者リストを出力し、連絡漏れを防ぐこと。

ク　タグ不良や大型本、相互貸借資料など予約棚に載せられない予約資料は、カウンターでの取置にして、カウンターで貸出すること。

ケ　葛飾区立図書館で１冊しか所蔵していない資料に予約が入り、長期未返

却等で貸出できない場合は、区に報告し、区と協議の上、提供ができないときは該当者に連絡をすること。

コ　区内他館から連絡があった場合は、予約変更処理をすること。

（３）相互貸借資料業務

ア　他自治体の図書館等からの借用資料が配送されたら、資料の状態を丁寧に確認し、汚れ等の確認表を作成した上で確保処理を行うこと。

イ　確保処理を行った資料は袋に入れてカウンター内の指定する場所に保管すること。

ウ　電話連絡の希望者には、「５（２）予約対応業務」と同様の処理を行い、連絡すること。

エ　貸出の際には、利用者と一緒に資料の状態を確認した上で、注意事項を説明して貸出処理を行うこと。

オ　国会図書館及び都立図書館の館外貸出不可資料の館内貸出を行うこと。

また、当該資料返却の際には、再度利用者と一緒に資料の状態を確認し、汚れ等がなければ返却処理を行い、区が示す弁償基準に該当する状態の資料があった場合は、区に連絡すること。

カ　他自治体の図書館等の指定するルールに則った梱包方法で宛名を付けて交換箱に入れること。国会図書館及び東京都以外の自治体への返却は区に引き継ぐこと。

（４）東京都内の公立図書館等からの依頼受付業務

ア　東京都内の公立図書館等から依頼を受けた資料を書架から抜き取り、資料の状態を確認し必要により汚れ等の表示を付けて、貸出処理を行うこと。

イ　貸出処理を行った資料は他自治体ごとのルールに則った梱包方法で宛名を付けて交換箱に入れること。貸出処理、送付先などの間違いがないかを複数人で確認すること。

ウ　東京都内の公立図書館等からの返却資料については、資料の状態を入念に確認し、問題がなければ返却処理を行うこと。汚破損を発見した場合は、区に連絡すること。

６　バックヤード業務

（１）区が作成したリストの資料を書架から引き抜くこと。資料は業務マニュアルに従って処理し、区に引き渡すこと。

（２）開館中、適宜、ブックポストを確認して、「１（２）ブックポストの回収から配架まで」と同様の処理を行うこと。

（３）閉架資料の配架を行うこと。

（４）区が支給する資材を使用して、汚破損資料の補修を行うこと。

（５）ＡＶ資料の研磨を行うこと。状態が改善しない場合は、区に報告すること。

（６）回送資料リスト、削除者リスト等を出力して適切な処理を行うこと。
（７）在庫資料リストを出力して予約資料の引き抜き作業を行うこと。
（８）前記（１）から（７）までの業務を行う中で所在不明の資料があった場合には、その捜索を行うこと。捜索しても見つからないときは、速やかに区に報告すること。
（９）表示メモ、業務に必要な印刷物を作成すること。また、印刷に必要な用紙等は区が支給する。
(10) 区が発注した図書や印刷物の納品物を受け取ること。
(11) 掲示物の撤去作業等区が指示する軽易な作業を行うこと。

７　図書資料の提供準備業務
（１）雑誌等の装備、受入、配架及び移動業務
ア　書店から配達された雑誌は納品リストと突き合わせて、受け取ること。納品リストは、指示する場所に保管すること。
イ　雑誌の装備マニュアルに従って装備し、受入処理を行い、複数人で処理すること。
ウ　受入した雑誌は旧号の雑誌と入れ替え、指示する場所に配架すること。
エ　旧号雑誌は返却処理を行い、「１（２）ブックポストの回収から配架まで」と同様の処理を行うこと。
オ　保存年限が過ぎた開架の雑誌は、指示する処理を行い、移動させること。
カ　新聞の装備、受入及び配架処理を行うこと。配架の際は、業務マニュアルに従い記事の切り抜き対策を施すこと。
キ　１か月分の新聞は、館内整理日に指示する場所へ保管し、保存期間終了後に廃棄物置場に移動させること。
（２）新着資料の提供業務
ア　区が受入した新刊図書の返却処理を行い、予約が入っている図書を各館に回送し、予約が入っていない図書を新刊コーナーに配架すること。また、新刊コーナーに残っている図書は返却処理を行い、通常の書架に戻すこと。
イ　新着ＡＶ資料の返却処理を行い、予約が入っている資料は各館に回送し、予約が入っていない資料は区が指定した書架等に配架すること。
ウ　寄贈資料で区が受入した資料については、指示する装備をして返却処理を行い、配架すること。
エ　区が受入した地域・行政資料の返却処理を行い、配架すること。
オ　電話帳が送付されたら、指示する装備を行い、配架すること。古い電話帳は回収し指示する場所に保管すること。
カ　広報等の資料が送付されたら、指示する場所に綴ること。区が指定した資料については、区に引き継ぐこと。

8　書架整理業務

（1）日常的な整理業務

ア　配架に当たり、資料を詰め過ぎて利用者が取りにくくならないよう配慮すること。

イ　適宜書架整理を行うこと。棚が一杯で利用者が資料を取りにくくなっている書架があった場合は、適宜資料を動かし、解消できない場合は区に連絡の上対応すること。また、本が倒れないように管理すること。

ウ　区が指定した資料の入れ替え、配架場所の移動をすること。

エ　シール剥がれなどがある場合は、区に報告し、適切な処理を行うこと。

オ　汚破損資料を抜き出し、軽微な場合は清掃又は補修を行うこと。補修ができない場合は、修理中の処理を行い、区が指定する場所に置くこと。

（2）特別整理期間業務

ア　事前に区と十分に打ち合わせを行い、作業スケジュールを作成すること。

イ　円滑な作業ができるように図書館業務システム系端末の操作、作業手順等の事前準備を十分に行うこと。

ウ　蔵書点検では、次の作業を行うこと。

① 利用者への周知
② 事前の書架整理
③ 書架番号の札差し
④ データ読み込み
⑤ 書架違い等のエラーリストの処理
⑥ 不明資料の捜索
⑦ 事後の書架整理

エ　作業中は進捗報告を区に行い、不測の事態が生じた場合には、区と協議すること。

オ　全作業終了後、作業の総括をして課題や問題点を区に報告すること。

9　交換便業務

（1）都立協力車便の開梱、各区内図書館への仕分け等区内図書館交換便での他館回送資料の配送準備を行うこと。

（2）資料が搬入されたら、中央図書館資料と予約回送資料に分けて行うこと。作業は「1（2）ブックポストの回収から配架まで」と同様の処理を行うこと。

（3）図書返却ポストから回収された資料は、「1（2）ブックポストの回収から配架まで」と同様の処理を行うこと。図書返却ポストの返却数を記録すること。

（4）弁償の基準に該当する資料が他館から回送されてきた場合は、業務マニュアルに従ってデータを処理し、区に引き継ぐこと。

（５）図書交換袋については、各図書館交換袋への封入、交換袋の内容物の仕分け等の処理を行うこと。
（６）学校団体配送の引き渡し及び受け取りをすること。

10　督促業務
（１）延滞資料リスト等の帳票を出力し、利用者に返還の督促をすること。また、必要に応じ時間や曜日を変えて連絡すること。一定期間連絡できない場合は、区に引き継ぐこと。
（２）予約者からの依頼、延滞資料リスト等、前記（１）以外で督促の必要が生じた場合は、利用者に督促すること。
（３）連絡内容を帳票に記載するとともに、業務システムに入力し、記録を残すこと。
（４）一定期間返却がない場合や返却が見込めない場合は、区に報告し、区の指示に従って対応すること。

11　除籍・廃棄業務
（１）雑誌等の保存、除籍、リサイクル及び廃棄処理
ア　保存年限に基づき、雑誌等の移動・廃棄準備を行うこと。
イ　保存期限が過ぎた雑誌は葛飾区立図書館の所蔵状況を確認し、予約がない場合は仮除籍登録し、区に報告する。なお、区から指示された雑誌は、リサイクル処理を行いリサイクルコーナーに出すこと。
ウ　リサイクルコーナーに残った雑誌と保存期限の過ぎた新聞は、古紙回収のための処理を行い、指示する場所に移動させること。
（２）その他の資料の廃棄処理
ア　返却処理や配架作業の際に見つけた状態の悪い汚破損資料は、区に報告する。区の指示に従い、修理中の処理を行い、指示する場所に移動させること。
イ　区が作成した資料リストをもとに資料を抜き出し、修理中の処理を行って、指示する場所に移動させること。
ウ　区が除籍決定した資料の仮除籍登録を行うこと。
エ　除籍された資料はリサイクル処理を行い、適宜リサイクルコーナーに出すこと。
オ　リサイクルコーナーで残った資料は、古紙回収のための処理を行って、指示する場所に移動させること。

12　施設管理等業務
（１）フロア管理業務
ア　フロアマネージャーは、メインフロアの総合案内の場所で利用者案内を

行うこと。簡易なレファレンス等に対応するためにメインカウンターや書架へ案内をすること。対応できない案件については、区に引き継ぐこと。

イ　利用者用インターネット端末、自動貸出機、自動返却仕分機等の利用案内を行うこと。

ウ　研究個室、グループ研究室に係る利用説明、申請及び利用受付等の管理を行うこと。

（２）閲覧席等の巡回確認及び対応業務

ア　閲覧席等を巡回し、館内秩序と利用者の安全を確保すること。

イ　図書館のルールを守っていない利用者には声をかけて、注意すること。

ウ　不審な行動をしている利用者を発見した場合は、区に報告し、複数人で対応すること。

エ　荷物が置かれたままの席の管理をすること。荷物を撤去する場合は複数人で対応すること。

（３）個人閲覧席等の管理業務

ア　個人閲覧席、ビジネスパソコンコーナー及びＣＤ・ＤＶＤ－ＲＯＭ閲覧席の利用案内、操作説明及び座席管理を行うこと。

イ　パソコンのトラブルは、業務マニュアルに従って対応すること。解消できない場合は、区に報告すること。

ウ　データベース等や印刷可能なサイトの出力の依頼があった場合は、業務マニュアルに従って対応をすること。

エ　適宜巡回して不適切な利用がないかを確認すること。不適切な利用を認めた場合は、適切な利用案内を行うこと。

オ　備品等に不具合があった場合は、区に連絡すること

（４）館内の対応業務

ア　次の場合、ＢＤＳゲートの対応をすること

①　ＢＤＳゲートが反応した場合

②　ペースメーカー利用者がＢＤＳゲートを使用する場合

イ　予約資料コーナー内には、予約資料の受け取り以外の目的で入室しないよう、注意を払い、利用説明をすること。

ウ　午後６時以後の授乳室等の利用の申し出に対応すること。

エ　拾得物・遺失物の管理、引き渡し及び廃棄準備をすること。その際、一覧表を作成すること。また、区の指示により拾得物・遺失物の警察への届出（週１回程度）を行うこと。

（５）事件、事故等の発生時における対応業務

ア　苦情の申し出に対応すること。

イ　急病人等が発生した場合は、救護作業を行うこと。

ウ　その他の館内で発生した事件、事故等に対応すること。

エ　事件、事故等の発生を区に報告し、必要な対応を行うこと。

オ　警察・救急への連絡判断は区が行う。ただし、受注者が必要と判断するときは、直接連絡すること。

（６）複写機の管理、故障時等の対応業務

ア　必要に応じ、利用者用複写機に用紙（コピー用紙、感熱紙）を補充し、トナー交換をすること。

イ　操作方法の案内等、利用者が複写機を利用するために必要な事項に関し対応すること。

ウ　利用者が領収書の発行を求めるときは、領収書が発行できる複写機を利用するよう案内すること。なお、個別の領収書（会社名のものを含む。）は発行しない。

エ　利用者の求めに応じ、利用者用複写機に使用する硬貨と紙幣を交換すること。

オ　コインベンダーの釣銭不足ランプが点灯している場合は、釣銭が出ない旨の表示をすること。また、直ちに点灯していることを区に報告すること。

（７）資料の出納業務

閉架庫等の資料の出納を行うこと。

（８）ボランティア団体等に対する対応業務

ア　会議室使用申込書を受け取り、区に引き継ぐこと。

イ　会議室用マイクの貸出、返却受付等の管理をすること。

ウ　印刷室の鍵の交付等、その他の区が指示する軽易な作業を行うこと。

（９）午後５時及び月曜日から土曜日の午後８時から午後 10 時以後の対応業務

ア　午後５時以後における対応

①　午後５時の引継ぎのため、区職員及び警備担当者と打ち合わせを行うこと。また、午後５時以後の対応記録を作成し、翌日区に引き継ぐこと。

②　児童エリア利用終了後に滞在する児童の見守りを行うこと。

③　必要に応じ、中央図書館内空調機等の調整をすること。

④　学習室開放を実施する場合は、その準備及び片付けを行うこと。

⑤　非常階段口の施錠、新聞受け・台車移動等の作業を行うこと。

イ　月曜日から土曜日の午後８時から午後 10 時における対応

①　レファレンスは内容を聞き取り、簡易なものはその場で回答し、それ以外は後日回答する旨を伝えて連絡先を聞き取り、翌日区に引き継ぐこと。

②　未所蔵資料のリクエストは、予約者の資格要件を確認した上で、後日対応する旨を伝えること。

③　現金による弁償については、氏名・住所・連絡先を聞いて、後日対応することを伝え、翌日区に引き継ぐこと。

④　区が指示する各種事業の受付をすること。

⑤　研究個室及びグループ研究室の申請があった場合は、これを受け付けし、翌日区に引き継ぐこと。

⑥　配架、書架整理等を行いながら、フロアの秩序と利用者の安全を確保すること。また、学習室開放を実施した場合は、その見回りも行うこと。

⑦　図書館業務システム系端末に閉架書庫の出納依頼のレシートが出力された場合は、閉架書庫から出納し、利用者に手渡すこと。

⑧　システムトラブルが生じたときは、業務マニュアルに従って貸出・返却時の業務に当たり、利用者に適切な案内をすること。その他の機器不具合があれば、調整中の表示をし、翌日区に状況を報告すること。

⑨　中央図書館にかかってきた利用者等からの問い合わせ等の電話対応を行うこと。

(10) 図書館緊急呼出装置等の作動時の対応

次に掲げる機器が午後５時以後に作動したときは、業務マニュアルに従って所要の作業を行うこと。午後５時以後は事務室内に受注者の職員を常駐させること。

ア　図書館緊急呼出装置（個室トイレの緊急ボタン等）
表示された現場における確認作業等の対応をすること。

イ　防災設備モニター
ヴィナシス防災センターにおける状況確認等の対応をすること。

ウ　中央監視装置
表示された空調機の不具合、漏水箇所の確認及び対応をすること。

(11) 閉館時の対応業務

ア　館内を巡回し、異常がないかを確認すること。閉館時間になっても在館している利用者に退館を促すこと。

イ　複写機の電源を落とすこと。

ウ　カウンター周りを片付け、個人情報が出ていないかを確認し、書庫や引き出しの施錠をすること。

エ　新聞のバックナンバー処理を行うこと。

オ　雑誌の最新号を通常の場所に配架・管理すること。

カ　端末及び周辺機器の電源を落とすこと。

キ　区の指示により、空調・照明を落とすこと。

ク　自動音声停止時のみ、利用者への退館放送をすること。

(12) その他の施設管理作業業務

ア　毎月、区の指定する様式により掲示物を作成し、掲示物を防災センターへ提出すること。また、事前に休館日（館内整理日・特別整理期間等）の掲示（ヴィナシスエレベーター、看板）、当該掲示後翌開館日前に掲示物の撤去を行うこと。

イ　区の指示により強風・大雨等荒天時に、図書館に付置するデッキ（こど

もデッキ・イーストデッキ・サウスデッキ）における（利用禁止・解除の掲示及び撤去、スズランテープ等でテーブル・椅子等が動かないように固定する等）の管理をすること。

ウ　照明が切れた箇所を区へ連絡する等中央図書館内の照明を管理すること。

エ　区が指示する軽易な施設維持作業を行うこと。

13　館内整理日（休館日）の業務

（１）来館者対応以外の業務は、通常のとおり実施すること。

（２）新聞・雑誌等の入れ替え、保存期限の過ぎた雑誌の廃棄準備等の月次作業を行うこと。

14　その他の業務

（１）施設の不備や停電が生じたときは、直ちに対応し区に連絡すること。

（２）区の規定に基づき、帳票類を適切に管理すること。保存期限が終了した帳票類は区の指示に従い、確認後廃棄処理を行うこと。

（３）利用申込書は日付ごとに集計表を付けて、適切に管理すること。

（４）区の指示に従い、リリオ亀有図書サービスカウンター及び新小岩図書サービスカウンター業務の支援を行うこと。

別紙３

接遇に関する特記仕様書

＜接遇に関して遵守すべき事項＞

本区では、「区民第一、現場第一」や「おもてなし」を職員の基本姿勢として掲げている。このことを踏まえて、受注者においても、本業務を履行する上で、次のとおり接遇に関する事項を遵守しなければならない。

１　受注者は、本業務を履行するにあたり、接客業務に従事する者（以下「従事者」という。）の名簿を区に提出し、業務時間中は従事者に社名及び個人名を明記したネームプレートを着用させなければならない。

２　受注者は従事者に対し、本業務に相応しい服装を着用し、身だしなみを整えることにより、利用者に好印象を与えるよう指導するものとする。

３　受注者は従事者に対し、本業務に相応しい言葉遣いや態度で窓口等対応を行うことにより、利用者に安心と信頼を与えるよう指導するものとする。

４　受注者は、常に区民の立場に立ち、人権意識を持って接遇に当たるとともに、研修等の取組に努めるものとする。

接客セルフチェックシート

以下の項目についてのチェックを行いましょう（○×でつけて下さい）

内　　容	自己評価
お客様には即反応し､ハッキリと明るく大きい声で挨拶している	
さっと立ち上がって迎えるなど、素早く動いている	
清潔で、機能的な身だしなみをしている	
お客様に見えるように名札を着用している	
常に笑顔でお迎えし、明るく先手挨拶をしている	
迷っている方を見かけたら「ご案内しましょうか」と声を掛けている	
クッション言葉､「かしこまりました」などを使っている	
長くお待たせした場合は「お待たせして申し訳ありません」と切り出している	
お帰りの際も、元気に明るく挨拶をしている	
職員同士で挨拶や労いの言葉を掛け合っている	
身の回りや執務環境などの整理整頓が行き届いている	
また用件がある時には､この人に対応してもらいたいと言われる自分である	

別紙４

別紙

障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領に係る留意事項

第１　不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所及び時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

なお、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

第２　正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。区においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び区の事務又は事業の目的、内容及び機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第３　不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第２で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例について

は、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

1　障害を理由に窓口対応を拒否する。
2　障害を理由に対応の順序を後回しにする。
3　障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
4　障害を理由に説明会、講演会等への出席を拒む。
5　障害を理由に施設の利用を拒む、又は、利用を制限する。
6　事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付ける、又は、特に支障がないにもかかわらず、付添者の同行を拒む。
7　障害者を視野に入れず、支援者、介助者、付添者のみと応対する。
8　障害者の年齢に相応しくない言葉で応対する。
9　身体障害者補助犬の同伴を拒む。

第４　合理的配慮の基本的な考え方

1　障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第２条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、区の事務又は事業の目的、内容及び機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的、内容及び機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2　合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置か

れている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第５ 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中長期的な対応につなげていく。

３　意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

４　合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

５　区がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第５　過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員

は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

過重な負担を判断する要素

1　事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損うか否か）

2　実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

3　費用・負担の程度

第６　合理的配慮の具体例

第４で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。なお、記載した具体例については、第５で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

1　合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例

（１）段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。

（２）配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。

（３）目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞く。

（４）障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

（５）疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、施設の状況に応じて椅子などで臨時の休憩スペースを設ける。

（６）不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供する。

（７）災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導する。

（８）会場等の案内サインを分かりやすいものにする。

2　合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例

（１）筆談、読み上げ、手話、要約筆記、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いて説明等を行う。総合庁舎内においては、手話でのコミュニケーションが不可欠な方の応対には障害福祉課に手話通訳者の派遣を依頼し対応する。

（２）会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の資料でページ番号等が異なり得ることに留意する。

（３）印刷物を作成する際には、カラーユニバーサルデザインを踏まえた見やす

く、分かりやすいものとなるよう配慮する。
（４）視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
（５）視覚障害者に対し、「あれ」、「それ」、「あちら」、「こちら」などの指示語は用いずに具体的に説明する。
（６）意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
（７）駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
（８）書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
（９）比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
(10) 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は２４時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
(11) 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
(12) 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。
(13) 不特定多数の区民等が参加する講演会等に手話通訳や要約筆記を配置する。

３　ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

（１）順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
（２）立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
（３）スクリーン、手話通訳者、板書等を有効に活用できるように、その場に応じて見やすい席を確保する。
（４）車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
（５）駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
（６）式典や行事等において、車椅子利用者の席又はスペースを設ける。また、介助者を伴う障害者の場合は、介助者が隣となるよう席を用意する。
（７）他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
（８）非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

（９）移動が困難な障害者の場合は、職員が移動し、同じ窓口で対応する。

別紙５

葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する特記仕様

本特記仕様では、葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定める。本特記仕様は、契約書と一体のものである。約款及び仕様書と本特記仕様との間に差異がある場合には、本特記仕様が優先する。

１　個人情報の定義

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項に定める個人情報をいう。

２　個人情報の原則的な取扱い

（１）　受注者（以下「乙」という。）は、本契約により受注した業務を遂行するにあたって、葛飾区（以下「甲」という。）が保有する区民等（この場合、本業務とは関係のない者も含む。）の個人情報の漏えいや紛失等により、区民等のプライバシーや権利利益を侵害することがないよう努めなければならない。

（２）乙は、個人情報保護法、葛飾区情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順その他の関連法令等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。なお、契約締結後、関連法令等が改正されたときは、改正内容に従わなければならない。

３　個人情報の適正な管理

（１）乙は、個人情報の適正な取扱いについて、組織として取り扱うため、個人情報の安全管理に関する基本的な方針を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（２）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報に関する管理責任者を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（３）乙は、受注業務に係る個人情報の管理台帳を設け、作業従事者、個人情報の取扱い及び管理状況を記録しなければならない。なお、乙は、甲の求めがあった場合には、管理台帳を甲に提出しなければならない。

（４）乙は、個人情報の盗用、漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他適正な管理及び安全の確保のために、次の措置を講じなければならない。

ア　個人情報を他の情報と混在しないよう区別し、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管するものとし、甲から個人情報を受領する前に、その保管場所の平面図（施錠箇所を明示したもの）を提出すること。なお、甲が、別途保管方法を指定するときは、甲の指定した保管方法によること。

イ　甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

ウ　個人情報を電子データで持ち出す場合には、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

エ　個人情報を電子データで保管する場合には、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検し、その点検記録を保管すること。なお、甲の求めがあった場合には、点検記録を甲に提出すること。

オ　受注した業務内容にかかる個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）に、私物モバイ

ル端末、私物パソコン、私物外部記憶媒体その他の私物を持ち込ませないこと。

カ　個人情報を取り扱うパソコンに、ＩＤ・パスワード設定、不正プログラム対策ソフトウェア導入等のセキュリティ対策を講じること。また、当該業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

キ　個人情報を取り扱う機器、電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等に保管・施錠すること。

ク　乙は、本契約で使用するソフトウェア及び電子計算機等において、脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、不正アクセス対策及び情報漏えい対策を講じること。

4　作業場所の特定

（1）乙は、作業場所を定め、受注業務に着手する前に作業場所を明示した平面図等を甲に提出しなければならない。ただし、甲の施設内で受注した業務を行う場合は、この限りではない。

（2）乙は、作業場所を変更する場合には、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

（3）乙は、甲の施設内で受注した業務を行う場合には、作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、甲の求めがあった場合には提示させなければならない。

5　秘密保持の義務

（1）乙は、本契約により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は違法不当な目的に利用してはならない。本契約終了後もまた同様とする。

（2）乙は、作業従事者に対し、秘密保持に関する誓約書を提出させ、前(1)の義務を遵守させなければならない。また、甲の求めがあった場合には、誓約書等の写しを甲に提出し報告しなければならない。

6　第三者への提供の禁止

（1）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（2）乙は、受注した業務に係る個人情報を作業従事者のうち必要最低限の者のみに扱わせるものとする。

7　受注した業務の範囲を超えた情報の利用禁止

（1）乙は、本契約により受注した業務の範囲及び用途を超えて、受注した業務に係る個人情報及びその調査分析過程で得られた付随的な情報を利用、加工及び再生してはならない。

（2）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報を甲の許可なく複写又は複製してはならない。

（3）乙は、作業従事者に対し、前(1)及び(2)の義務を遵守させなければならない。

8　個人情報の廃棄又は返還の義務

（1）乙は、本契約により受注した業務が完了したとき、本契約が解除されたとき又は甲の求めがあったときは、受注した業務に係る個人情報（複写及び複製したものを含む。）を速やかに廃棄し、又は甲に返還しなければならない。

（2）乙は、前(1)において、書類等を廃棄する場合にあっては焼却又は溶解により、機器及び電子媒体等

を廃棄する場合にあっては専用のデータ削除ソフトウェアの利用、物理的な破壊その他の個人情報を判読不可能とするための措置により行わなければならない。

（３）乙は、前(2)の規定による廃棄を行ったときは、速やかに、当該廃棄に係る帳票名又はファイル名、個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄方法、処理日、担当者名等を明示した文書を、甲に提出しなければならない。

（４）乙は、前(1)の規定による廃棄に際し甲から立会いを求められた場合には、これに応じなければならない。

９　事故発生時における報告の義務

（１）乙は、個人情報に関して盗用、漏えい、改ざん、滅失、毀損等の事故が発生したときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、事故に含まれる個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なくその状況を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（２）乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（３）甲は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

１０　立会い及び監督に関すること

293

甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち会わせ、個人情報の管理・取扱い状況を調査又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに従わなければならない。

１１　個人情報管理の監査

（１）甲又は甲が指定した監査人は、本契約により受注した業務に係る個人情報の管理に対して、定期的又は随時に監査を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。なお、監査の対象事項及び方法の詳細については甲と乙の間で別途協議の上定めるものとする。

（２）甲は、前(1)以外の事項に対しても、本事業の稼働状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。

１２　教育

乙は、作業従事者に対し、本契約により受注した業務の個人情報の保護に関する教育又は研修を実施しなければならない。また、教育又は研修の実施状況について、甲の求めがあった場合には、報告書を提出しなければならない。

１３　個人情報の授受及び搬送

（１）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報の授受及び搬送に関して、安全管理上必要な措置

を講じ、紛失、毀損等の事故を防止しなければならない。

（２）乙は、甲乙間の個人情報の授受に関して、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（３）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報を搬送する場合には、専用ケースに施錠した上で、乙の責任において、乙の専用車で搬送するものとし、その費用は乙の負担とする。ただし、緊急時又はその他の事情で乙の専用車が使用できない場合には、乙は、速やかに甲に報告し、搬送方法を甲と協議しなければならない。

１４　再委託

（１）乙は、本契約により受注した業務の全部又は一部を第三者に委託又は委任（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ甲の許諾を得たときは、この限りではない。

（２）乙は、再委託に関し甲の許諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における個人情報の安全管理及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした書面を、受注業務に着手する前に、甲に提出しなければならない。

（３）　前(2)の場合においては、乙は、再委託先本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（４）乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法について具体的に規定しなければならない。

（５）乙は、再委託先と契約をした場合には、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

294

１５　公表措置及び損害賠償義務

（１）甲は、乙が本特記仕様に掲げる事項に違反し、又は怠った場合には、その事実を公表することができる。また、甲は乙に契約解除の措置を取ることができる。

（２）前(1)の場合においては、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。乙が再委託を行ったことにより、甲に損害を与えたときも同様とする。

１６　罰則

個人情報保護法第 176 条、第 179 条及び第 180 条の規定を適用する。

１７　協議事項

本特記仕様に規定のない事項又は本特記仕様の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議の上、解決するものとする。

別紙６

機密情報の取扱いに関する特記仕様

本特記仕様では、機密情報の取扱いに関する事項を定める。本特記仕様は、契約書と一体のものである。約款及び仕様書と本特記仕様との間に差異がある場合には、本特記仕様が優先する。

１　機密情報の定義

機密情報とは、葛飾区情報公開条例（平成４年葛飾区条例第 30 号）第９条に定める非公開情報（葛飾区情報公開条例第９条第２号に規定する情報を除く。）をいう。

２　機密情報の原則的な取扱い

（１）葛飾区（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、その業務を遂行するにあたって、機密情報の漏えい等により、区民等の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（２）乙は、刑法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報の保護に関する法律、葛飾区情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順その他の関連法令等に従い、機密情報を適切に扱わなければならない。なお、契約締結後、関連法令等が改正された場合には、改正内容に従わなければならない。

３　知的財産権

甲及び乙は、機密情報の開示が相手方に対して現在又は今後所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを書面をもって確認すること。

295

４　機密情報の適正な管理

乙は、機密情報の盗用、漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他適正な管理及び安全の確保のために、次の措置を講じなければならない。

（１）管理責任者を定め、機密情報を善良なる管理者の注意をもって管理すること。

（２）機密情報を他の情報と混在しないよう区別し、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管するものとし、甲から機密情報を受領する前に、その保管場所の平面図（施錠箇所を明示したもの。）を提出すること。なお、甲が別途保管方法を指定する場合には、甲の指定した保管方法によること。

（３）機密情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、受注業務に着手する前に作業場所を明示した平面図等を甲に提出しなければならない。ただし、甲の施設内で受注した業務を行う場合及び甲が提出を不要と認める場合は、この限りではない。また、作業場所を変更する場合には、事前に書面により甲に申請し、その承認を得ること。

（４）甲の施設内で受注した業務を行う場合には、作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、甲の求めがあった場合には提示させること。

（５）甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、機密情報を定められた場所から持ち出さないこと。

（６）機密情報を電子データで持ち出す場合には、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（７）機密情報を電子データで保管する場合には、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの

保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検し、その点検記録を保管すること。なお、甲の求めがあった場合には、点検記録を甲に提出すること。

（８）作業場所に、私物モバイル端末、私物パソコン、私物外部記憶媒体その他の私物を持ち込んで、機密情報を取り扱う作業を行わせないこと。

（９）機密情報を取り扱うパソコンに、ＩＤ・パスワード設定、不正プログラム対策ソフトウェア導入等のセキュリティ対策を講じること。また、当該業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

（１０）乙は、本契約で使用するソフトウェア及び電子計算機等において、脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、不正アクセス対策及び情報漏えい対策を講じること。

5　秘密保持の義務

（１）乙は、本契約により知り得た機密情報を他人に知らせ、又は違法不当な目的に利用してはならない。本契約終了後もまた同様とする。

（２）乙は、作業従事者に対し、秘密保持に関する誓約書等を提出させ、前(1)の義務を遵守させなければならない。また、甲の求めがあった場合には、誓約書の写しを甲に提出し報告しなければならない。

6　第三者への提供の禁止

（１）乙は、前項に記載した事項を除き、本契約により知り得た機密情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（２）乙は、機密情報を本業務に従事する者のうち必要最低限の者のみに扱わせるものとする。

296

7　受注した業務の範囲を超えた情報の利用禁止

（１）乙は、本契約により受注した業務の範囲及び用途を超えて、受注した業務に係る機密情報及びその調査分析過程で得られた付随的な情報を利用、加工及び再生してはならない。

（２）乙は、本契約により受注した業務に係る機密情報を甲の許可なく複写又は複製してはならない。

（３）乙は、作業従事者に対し、前(1)及び(2)の義務を遵守させなければならない。

8　機密情報の廃棄又は返還の義務

（１）乙は、本契約により受注した業務が完了したとき、本契約が解除されたとき又は甲の求めがあったときは、受注した業務に係る機密情報（複写及び複製したものを含む。）を速やかに廃棄し、又は甲に返還しなければならない。

（２）乙は、前(1)において、書類等を廃棄する場合にあっては焼却又は溶解により、機器及び電子媒体等を廃棄する場合にあっては専用のデータ削除ソフトウェアの利用、物理的な破壊その他の機密情報を判読不可能とするための措置により行わなければならない。

（３）乙は、前(2)の規定による廃棄を行ったときは、速やかに、当該廃棄に係る帳票名又はファイル名、機密情報の項目、媒体名、数量、廃棄方法、処理日、担当者名等を明示した文書を、甲に提出しなければならない。

（４）乙は、前(1)の規定による廃棄に際し甲から立会いを求められた場合には、これに応じなければならない。

９　事故発生時における報告の義務

（１）乙は、機密情報に関して盗用、漏えい、改ざん、滅失及び毀損等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、事故に含まれる機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なくその状況を甲に報告しなければならない。

（２）乙は、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（３）甲は、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

１０　立会い及び監督に関すること

甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち会わせ、自己の所有する機密情報の管理・取扱い状況を調査又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに従わなければならない。

１１　機密保持の監査

（１）甲又は甲が指定した監査人は、本契約により提供した機密情報の管理に対して、定期的又は随時に監査を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。なお、監査の対象事項及び方法の詳細については甲と乙の間で別途協議の上定めるものとする。

（２）甲は、前(1)以外の事項に対しても、本事業の稼働状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。

１２　教育

乙は、作業従事者に対し、本契約により受注した業務に係る機密情報の取扱い及び情報セキュリティに関する教育又は研修を実施しなければならない。また、教育又は研修の実施状況について、甲の求めがあった場合には、報告書を提出しなければならない。

１３　機密情報の授受及び搬送

乙は、本契約により受注した業務に係る機密情報の授受及び搬送に関して、安全管理上必要な措置を講じ、紛失、毀損等の事故を防止しなければならない。

１４　再委託

（１）乙は、本契約により受注した業務の全部又は一部を第三者に委託又は委任（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ甲の許諾を得たときは、この限りではない。

（２）乙は、再委託に関し甲の許諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における機密情報の安全管理及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、受注業務に着手する

前に、甲に提出しなければならない。

（３）前⑵の場合においては、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（４）乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

（５）乙は、再委託先と契約した場合には、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

１５　公表措置及び損害賠償義務

（１）甲は、乙が本特記仕様に掲げる事項に違反し、又は怠った場合には、その事実を公表することができる。また、甲は乙に契約解除の措置を取ることができる。

（２）前⑴の場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。乙が再委託を行ったことにより、甲に損害を与えたときも同様とする。

１６　協議事項

本特記仕様に規定のない事項又は本特記仕様の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議の上、解決するものとする。

298

別紙７

管理委託物品の取扱い

１　管理委託物品の引渡し

ア　中央図書館長は、管理委託物品を無償で受注者（以下「乙」という。）に引渡し、乙は、契約履行期間中これを善良な管理者の注意をもって管理する。

イ　中央図書館長は、乙に対し、管理委託物品の品目及び数量を記載した書面（電磁的記録を含む。）を交付する。

２　使用不適品の報告

乙は、管理委託物品が管理業務実施の用に供することができなくなった場合は、速やかに中央図書館長に報告する。

３　管理委託物品の変更

乙は、契約履行期間中に管理委託物品の品目及び数量に変更が生じたときは、中央図書館長に報告し、その指示に従う。

４　管理委託物品の確認

乙は、年１回、管理委託物品の配置場所・数量・状態等を確認し、中央図書館長に報告する。

５　管理委託物品の毀損滅失等

乙は、故意又は過失により管理委託物品を毀損し、又は滅失したときは、葛飾区に対してこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有する代替品を調達しなければならない。

６　禁止行為

乙は、管理委託物品について、次に掲げる行為を行ってはならない。

（１）本契約に基づく業務以外に使用すること。

（２）管理委託物品に加工、改良等を加えること。

（３）管理委託物品を第三者に貸与又は譲渡すること。

７　検査

中央図書館長は、管理委託物品の管理及び使用状況について、検査することができる。この場合において、乙は、管理委託物品の管理責任を有する者にその立会いをさせるものとする。

仕　様　書

１　件　　名　葛飾区立立石図書館及び地区館（６館）窓口等業務委託
（債務負担行為）

２　履行期間　　令和６年４月１日から令和９年３月 31 日まで

３　履行場所

区　分	図書館名	住　所
地域館	葛飾区立立石図書館	東京都葛飾区立石一丁目９番１号
地区館	葛飾区立四つ木地区図書館	東京都葛飾区四つ木四丁目８番１号
	葛飾区立西水元地区図書館	東京都葛飾区西水元二丁目２番８号
	葛飾区立青戸地区図書館	東京都葛飾区青戸五丁目 20 番６号
	葛飾区立奥戸地区図書館	東京都葛飾区奥戸三丁目５番１号
	葛飾区立こすげ地区図書館	東京都葛飾区小菅三丁目８番 22 号
	葛飾区立にいじゅく地区図書館	東京都葛飾区新宿三丁目７番１号

※　葛飾区立立石図書館及び地区館（６館）（以下「７図書館」という。）の延床面積・蔵書数・貸出総数・来館者数等は、別紙１「７図書館の概要」のとおり

４　目　　的

本業務は、図書館法、葛飾区立図書館条例、葛飾区立図書館館則その他関係法令の規定に基づき、地域館及び地区館の資料の閲覧・貸出・返却等に係る業務及び管理運営業務を良好かつ円滑に行うことにより、図書館利用者（以下「利用者」という。）に適切な図書館サービスを提供することを目的とする。

５　業務内容

（１）受注者は、別紙２－１「葛飾区立立石図書館の業務内容」及び別紙２－２「地区館（６館）の業務内容」に基づき、業務を行うこと。

（２）受注者は、契約締結後に交付する業務の実施手順等を記載した業務マニュアルに従い行うこと。

（３）受注者は、業務マニュアルの内容に係る協議を申し出ることができる。

（４）受注者が利用者から相談・苦情等を受けたときは、受注者が適切に処理するものとする。ただし、受注者による処理ができない場合は、速やかに区に

300

報告し、葛飾区（以下「区」という。）の指示に従うこと。

6　業務時間

（１）開館日（⑵から⑸に該当する日を除く。）

ア　立石図書館

	開館時間	業務時間
月曜日から 土曜日まで （休日を除く。）	午前９時から 午後10時まで	午前８時30分から 午後10時15分まで
日曜日 休日	午前９時から 午後８時まで	午前８時30分から 午後８時15分まで
１２月２９日 １２月３０日	午前９時から 午後８時まで	午前８時30分から 午後８時15分まで
12月31日から １月３日まで	午前９時から 午後５時まで	午前８時30分から 午後５時15分まで

※「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。

イ　四つ木地区図書館、西水元地区図書館、青戸地区図書館、奥戸地区図書館及びこすげ地区図書館（５館）

	開館時間	業務時間
火曜日から 土曜日まで （休日を除く。）	午前10時から 午後６時まで	午前９時30分から 午後６時15分まで
日曜日 休日	午前10時から 午後５時まで	午前９時30分から 午後５時15分まで

ウ　にいじゅく地区図書館

	開館時間	業務時間
月曜日から 土曜日まで （休日を除く。）	午前10時から 午後６時まで	午前９時30分から 午後６時15分まで
日曜日 休日	午前10時から 午後５時まで	午前９時30分から 午後５時15分まで

（２）館内整理日及び業務時間

ア　館内整理日

毎月第４木曜日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その翌日とする。また、その翌日が休日にあたるときも同様とする。

イ　業務時間

午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

（３）特別整理期間及び業務時間

ア　特別整理期間

区が指定する日（４月１日から翌年３月 31 日の年度内に概ね７日以内とする。）

イ　業務時間

午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

（４）業務を要しない日

ア　四つ木地区図書館、西水元地区図書館、青戸地区図書館、奥戸地区図書館及びこすげ地区図書館（５館）

月曜日（その日が１月１日を除く休日にあたるときは、その直後の休日でない日とする。）及び年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）

イ　にいじゅく地区図書館

年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）

（５）業務を要しない日及び業務時間の変更

次に定める場合、業務を要しない日及び業務時間が変更となる場合がある。

ア　葛飾区立図書館業務システム機器更改（令和７年度予定）

イ　立石図書館に係る照明設備ＬＥＤ化工事（令和８年度予定）

ウ　７図書館において保守点検や修繕等を行う場合

302

７　業務に従事する者（以下「従事者」という。）

（１）委託業務に関して第三者への委託を禁止する。

（２）受注者は、履行期間を通じて、委託業務に支障を来たすことのないよう、必要かつ十分な従事者を確保し、図書館サービスをさらに向上させるよう業務を履行すること。特に、繁忙日である土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）については、図書館サービスに支障を来すことのないよう、十分な体制をとること。

（３）受注者は、従事者に対し、業務スキル、接遇等、区の業務遂行上必要な知識及び能力を習得できるよう、受注者の責任において教育・研修を行うこと。また、履行期間中に生じた法令改正や通知等による事務取扱及び業務システム更改等の変更にも、速やかに対応し、変更後の業務手順等について、適正に行われているかの確認及び対応ができる体制とすること。

（４）葛飾区立図書館業務システムは、令和７年度に機器の更改を予定する。受注者は、機器の更改にあたっては、新システムの習熟体制を整えること。

（５）受注者は、受注業務全体を統括する統括責任者を選任すること。

ア　統括責任者は、区との主たる窓口として、区との連絡調整にあたること。７図書館の業務内容と状況を把握したうえで業務全体のマネジメントを行うほか、区と定期的に行う会議への出席、業務計画の進行管理、実績管

理及びその分析、業務効率化、業務改善、業務品質の維持及び向上、各種調整業務、従事者への連絡事項の周知徹底、従事者の教育・研修、情報セキュリティ対策等のリスク管理並びに区への報告等を行うこと。

イ　統括責任者は、業務経験及び統括業務経験を記載した名簿を作成し、事前に区に提出すること。

ウ　統括責任者は、履行場所のいずれかに常駐すること。ただし、不在のときは、あらかじめ区に連絡したうえで、職務を代理する者を指定し、常駐させること。

エ　統括責任者を変更するときは、１月以上前までにその旨を書面にて区に報告するとともに、その後、速やかに書面にて変更後の統括責任者について区に報告すること。なお、当該業務に影響を及ぼさないよう、十分な引継ぎを行うこと。

（６）受注者は、７図書館それぞれに責任者を選任すること。

ア　責任者は、区との窓口として、区との連絡調整にあたること。担当する図書館の業務状況を把握したうえで現場の指揮監督や進行管理、指導、教育等を行い、統括責任者を補佐すること。また、責任者を補佐するための副責任者を選任すること。

イ　責任者は、公立図書館（地方公共団体の設置する図書館をいう。以下同じ。）の業務経験を３年以上有する者とし、当該業務経験を記載した名簿を作成し、事前に区に提出すること。

ウ　副責任者は、公立図書館の業務経験を１年以上有する者とし、当該業務経験を記載した名簿を作成し、事前に区に提出すること。

エ　責任者は、それぞれの図書館の業務時間内において、履行場所に常駐すること。ただし、不在のときは、職務を代理する者として、副責任者を常駐させること。

オ　責任者又は副責任者を変更するときは、１月以上前までにその旨を書面にて区に報告するとともに、速やかに書面にて変更後の責任者又は副責任者について区に報告すること。なお、当該業務に影響を及ぼさないよう、十分な引継ぎを行うこと。

（７）受注者は、７図書館それぞれに、週４日以上１人以上の司書資格を有する従事者を配置すること。

（８）受注者は、７図書館内における従事者が、通信機等を用い、業務に関する連絡を円滑に取り合う体制をとること。

（９）受注者は、統括責任者並びに責任者、副責任者及び従事者に対し、助言・支援を行う体制をとること。

(10) 従事者の名簿及び業務体制表を作成し、事前に区に提出するとともに、資格等を有する場合にはその資格を証する書類の写しを提出すること。また、名簿又は業務体制表に変更が生じたときは、速やかに区に報告するととも

に、資格等を有する場合にはその資格を証する書類の写しを提出すること。
（11）受注者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従事者の定着率向上を図るための方策を講じること。

8　接　遇

別紙３「接遇に関する特記仕様書」のとおり

9　従事者に対する教育訓練

（１）受注者は、７図書館の施設概要や業務内容を事前に把握するとともに、従事者に対し、本業務を遂行するうえでの接遇及びスキル等、本業務遂行上必要な知識及び能力を身に着けさせる教育を行うこと。また、能力・スキル向上のための教育を継続的に実施すること。
（２）業務状況に応じた研修を定期的に実施すること。また、区が研修の実施を指示した場合は、研修を実施すること。
（３）業務開始前には、業務マニュアル等に基づき、受注業務を円滑に行うための教育訓練の計画を立てて、導入研修を実施すること。

10　障害を理由とする差別を解消する対応

「『障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領』の別紙」（別紙４）を踏まえ、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の提供をすること。

11　経費負担

（１）窓口並びに事務室の事務用品及び消耗品は、受注者の負担とする。ただし、施設維持に係る経費及び図書館業務等システムに係る経費はこの限りではない。
（２）業務実施に必要な光熱水費及び通信費は区の負担とする。ただし、その使用にあたっては、その節減に努めること。

12　管理委託物品の取扱い

（１）管理委託物品

中央図書館が所有権又は使用権限を有する物品であって、委託された業務を実施するために使用するもの（以下「管理委託物品」という。）の取扱いは、別紙５「管理委託物品の取扱い」のとおりとする。

（２）自己物品

ア　受注者は、管理委託物品のほかに、委託された業務を実施するために必要な物品（以下「自己物品」という。）を自己の費用をもって調達することができる。この場合、自己物品を調達するに際し、事前に中央図書館長の許可を得なければならない。なお、自己物品の修繕は、受注者の負担とする。

イ　受注者は、自己物品の品目及び数量を書面（電子的記録を含む。）により記録するとともに、管理委託物品と区別できるように管理しなければならない。

ウ　受注者は、履行期間終了に際し、自己物品については自己の責任と費用で収去しなければならない。

13　業務報告

（１）統括責任者による業務報告

毎月、区は、葛飾区立中央図書館にて定例会を開催し、統括責任者は、その定例会において７図書館の業務履行状況を報告すること。

必要に応じて、統括責任者は、区に対し業務遂行上の課題の改善案を提案すること。その提案に対し、区が必要な指示を行うので、その指示に従い改善を図ること。

（２）責任者による業務報告

毎月、区は、責任者が担当する図書館にて定例会を開催し、責任者は、その定例会において担当する図書館の業務履行状況を報告すること。

必要に応じて、責任者は、区に対し担当する図書館の業務遂行上の課題に対する改善案を区に提案すること。その提案に対し、区が必要な指示を行うので、その指示に従い改善を図ること。

（３）報告事項及び報告様式

受注者は、次の書類を区に提出すること。報告様式は、区と協議のうえ、受注者が作成すること。

ア　７図書館のローテーション表

業務を実施する月の前月の館内整理日までに提出すること。

イ　７図書館の業務月報

業務を実施した月の翌月 10 日までに提出すること。

ウ　７図書館の業務日報

業務を実施した日の翌日（翌日が業務を要しない日であるときは、翌々日とし、翌々日以降も同様とする。）の開館時刻までに報告すること。

（４）緊急時の報告

緊急を要するときは、受注者は責任をもって対処するとともに、遅滞なく口頭等で区に報告し、その後速やかに原因、経過及び対応状況等を書面により報告すること。

（５）事故・苦情等の報告

業務処理等に関して生じた不具合、事故及び苦情については、速やかに原因を調査し、その経過及び対応状況等を報告すること。また、再発防止及び業務改善を図ること。

14　個人情報保護及び情報セキュリティ

（１）受注者は、プライバシーマーク又は ISO27001（ISMS）を取得していること。

（２）受注者は、「葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する特記仕様」（別紙６）を遵守すること。

（３）受注者は、「機密情報の取扱いに関する特記仕様」（別紙７）を遵守すること。

（４）受注者は、従事者に対して情報セキュリティ研修を実施すること。

（５）受注者は、従事者が提出した個人情報その他の機密保持に関する誓約書の写しを区に提出すること。

15　緊急時対応

（１）受注者は、緊急連絡体制を作成し、区に提出すること。

（２）受注者は、大規模災害等の緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ体制を整備し、災害発生時を想定した業務継続計画（BCP）を作成し、区の承認を得ること。発災時においても、本業務の遂行に支障を来すことがないよう、区と連携しながら対応策を講じること。

（３）受注者は、７図書館内での事故、事件、災害等の不測の事態に際しては、適切な現場状況の把握と迅速な報告に努め、区と協力して、解決にあたるとともに、避難・誘導等利用者の安全確保に努めること。

（４）受注者は、７図書館の消火栓、非常口、避難誘導経路等を把握するとともに、緊急時における対応策とその役割分担を事前に区に報告し、緊急時に適切な避難誘導を含む対応ができるようにすること。

（５）従事者は、区及び図書館が設置されている施設が実施する消防訓練（年間１、２回程度）に参加すること。

16　業務の引継ぎ

（１）受注者は、履行期間終了前に、新たに葛飾区立立石図書館及び地区館（６館）窓口等業務委託を行う後任受注者に対して資料の提供及び窓口業務等の引継ぎを行わなければならない。なお、引継ぎに要する費用は受注者の負担とする。

（２）受注者は、区及び後任受注者から引継ぎに係る資料請求があった場合は、全て応じること。

（３）受注者は、区が引継ぎ未完了と認めた場合は、履行期間終了後であっても、無償で引継ぎを行うこと。
（４）区の責めに帰する場合を除き、受注者は、当該業務の全部又は一部を実施できなくなったとき又は実施できなくなることが判明したときは、直ちに区に報告し、引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに要する費用は受注者の負担とする。
（５）本業務契約が途中で解約された場合も、前記 16（４）の規定を準用する。

17　その他
（１）本契約は請負契約とし、労働災害時の保険適用は受注者のものとする。
（２）受注者は、区の責めに帰すべき場合を除き、従事者が第三者に及ぼした損害を負担する。
（３）受注者は、業務等により、建物、備品等を損傷しないように十分注意すること。建物、備品等を損傷した場合、受注者は、原状に回復する費用を負担する。
（４）受注者は、業務に関する安全対策に万全を期し、事故防止に関し必要な措置を講じること。
（５）受注者は、業務中、事故が発生した場合、速やかに安全策を講じるとともに、事故の発生原因・処理状況を速やかに区へ報告すること。
（６）受注者は、業務終了後、速やかに完了届等の書類を作成し、提出すること。
（７）区は、必要に応じて、委託業務の実施に必要な関係書類を、所定の手続きにより受注者に貸与することができる。
（８）受注者は、本契約の履行にあたって自動車を利用する場合は、公共駐車場等を利用すること。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
ア　ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
イ　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
ウ　低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には速やかに提示又は提出すること。
（９）受注者は、業務遂行確認及びサービスの質の向上、品質管理を維持するため、受注者自ら業務実施状況の自己分析を行い、業務内容の点検・評価・改善をすることにより品質の確保・水準を維持及び向上するよう努めること。
（10）受注者は、本仕様書及び特記仕様書の解釈に疑義が生じたとき、又は、

定めのない事項が生じたときは、区と協議のうえ決定し、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

18　検　査

業務完了後、中央図書館検査担当者の検査を受けること。

19　支払方法

検査終了後、受注者の請求に基づき、毎月支払うものとする。

20　担当者

葛飾区教育委員会中央図書館　　管理係　　利谷・太田

事業推進係　柳原・打越

電話　０３（３６０７）９２０１（直通）

別紙 1

7図書館の概要

図書館名		立石	四つ木	西水元	青戸	奥戸	こすげ	にいじゅく
施設の区分		地域館	地区館					
区職員の配置		あり	なし					
延床面積		1426.86㎡	261.90㎡	303.76㎡	219.56㎡	306.00㎡	404.19㎡	246.22㎡
施設の状況		かつしかエコライフプラザと合築	よつぎ小学校内	特別養護老人ホーム西水元あやめ園内	青戸地区センター内	南奥戸小学校内	こすげ小学校敷地内	東京かつしか赤十字母子医療センター内
令和4年度の実績値	蔵書数	115,493冊	38,434冊	37,846冊	34,470冊	40,236冊	39,723冊	31,148冊
	貸出総数（雑誌・視聴覚資料等を含む）	410,959件	70,732件	46,199件	155,227件	81,948件	152,597件	156,691件
	貸出人数	152,704人	22,824人	14,388人	53,577人	27,990人	50,189人	52,218人
	貸出団体数	348団体	137団体	42団体	91団体	206団体	390団体	84団体
	予約・リクエスト数	133,543件	23,397件	14,130件	59,989件	24,791件	52,586件	34,875件
	来館者数	392,967人	33,052人	25,369人	66,667人	36,439人	51,936人	65,898人
	新規登録者数（団体登録を含む）	1,419件	206件	164件	393件	240件	442件	509件

葛飾区の図書館（令和４年度事業年報）　：　葛飾区立図書館ホームページ　トップページ＞計画・報告＞事業年報

https://www.lib.city.katsushika.lg.jp/contents?pid=395

別紙２－１

葛飾区立立石図書館の業務内容

１　開館準備業務

（１）館内管理業務

ア　図書館業務システム系端末、周辺機器等の起動、動作確認を行うこと。機器の不調が見られたら、マニュアルに定める対処を行ったのち区に報告すること。

イ　カウンター等の照明の点灯等、開館準備を行うこと。

ウ　留守番電話の解除をすること。

エ　カウンター周辺の確認、整理整頓を行い、業務に必要な物品をそろえること。

オ　返却日カレンダーの日付を変更すること。

カ　チラシ・パンフレット等の整理整頓を行うこと。

キ　帳票類や筆記具等の補充を行うこと。

ク　入口に開館情報や事業のお知らせを掲示すること。

ケ　毎朝、区と連絡事項の確認を行うこと。

コ　新聞、雑誌の整理整頓を行うこと。

サ　郵便受けの郵便物等を取り出し、図書館用、個人用、かつしかエコライフプラザ用に仕分け、それぞれの処理を行うこと。

310

（２）ブックポストの回収～配架

ア　ブックポストに返却された資料を回収し、資料の状態と付属資料が入っているかの確認をすること。また、忘れ物が挟まっていないかの確認をすること。

イ　軽微な汚破損があった場合は、清浄又は補修をすること。他館資料の場合は補修せずに蔵書メッセージを入力すること。

ウ　軽微な汚破損については、バーコード上部に所定のシールを貼り、汚れや破損箇所が分かるようにすること。

エ　ＣＤや相互貸借資料など、ブックポストへの返却不可資料の場合は、該当者を確認しメッセージを入力すること。

オ　区が示す弁償基準に該当する状態の資料があった場合は、返却処理を取り消したうえで区に連絡すること。

カ　問題のない資料の返却処理を行うこと。返却処理は簡易返却機にかけた後、タグとバーコードで２回以上行うこと。

キ　返却処理後、他館回送資料は該当館の札をつけて交換箱に入れること。

ク　返却処理後、自館回送資料は予約棚に入れる。その日に入れた場所が分かるように記録すること。

ケ　返却処理後、自館の在庫となった資料は、それぞれの場所に配架すること。

（３）予約棚処理

ア　取置期限経過のリストを出力し、リストを基に予約棚から資料を引き抜くこと。

イ　引き抜いた資料は予約を削除して返却処理を行うこと。返却処理の際に出力された予約取消確認票（レシート）は、予約確保連絡票（レシート）と合わせ、日付ごとにまとめたうえで所定の場所で保管すること。

ウ　返却処理を行った資料は、返却処理画面を確認し、資料の状態ごとの処理を行うこと。

エ　不在資料確保者リスト等のリストを出力して、リストを基に予約棚の状態を確認し、予約棚を適切な状態を保つこと。

オ　相互貸借資料について、予約を削除し、相互貸借元の図書館へ返送すること。

（４）予約資料

ア　在庫資料リストを出力して、リストを基に予約が入っている資料を書架から引き抜くこと。

イ　資料の状態を確認したのち、返却処理を行うこと。返却処理は、タグとバーコードで２回以上行うこと。他館回送資料は該当館の札をつけて交換箱に入れること。

ウ　返却処理後、自館回送資料は予約棚に入れる。その日に入れた場所が分かるように記録すること。

エ　タグが読めない資料や予約棚に入らない大型資料等は、予約確保連絡票（レシート）を挟み、カウンター内の予約資料取置棚に名寄せして入れること。

オ　複数人で確認しても資料が見つからない場合は、不明扱いとして処理を行うこと。ただし、葛飾区立図書館内に１冊しか所蔵がない資料が見つからない場合は、区に連絡し、対応方法を協議すること。

カ　図書館から自動送信されるメールが送信エラーになっていないか確認し、送信エラーの場合は、該当者に電話で連絡するとともに、システムにメッセージを入力して記録を残すこと。

２　貸出業務

（１）自動貸出機等への案内

ア　書架ナビ、予約棚、自動貸出機、簡易返却機等の利用案内と操作説明を行うこと。

（２）貸出処理

ア　団体貸出、大型絵本、自動貸出機を利用できない資料及びカウンター内の予約資料取置棚の確保資料について、カウンターで貸出処理を行うこと。

利用者名、冊数等の確認を行ったうえで貸出処理を行い、貸出一覧のレシート又はリストを出力して渡すこと。予約確保連絡票（レシート）は資料から抜き取り、日付ごとにまとめて所定の場所に保管すること。

イ　利用カードを忘れた利用者に仮カードを交付すること。仮カードはホルダーに入れて渡し、利用後は回収すること。

ウ　自動貸出機又はシステムにメッセージが表示された場合は、利用者にメッセージ内容を伝達すること。

エ　メッセージ内容が解決した場合は、メッセージを削除すること。

オ　返却期限切れで貸出処理ができなかった場合は、貸出延長処理を行うこと。ただし、資料に次の予約が入っていたり、延長可能期間が過ぎていた場合は、延長処理を行わず返却があるまで貸出停止となる旨を利用者に伝える。

カ　利用者から再貸出の申し出があった場合は、再貸出処理を行うこと。ただし、資料に次の予約が入っていた場合は、この限りではない。返却期限切れについては返却処理を行ってから、自動貸出機の利用を案内すること。

キ　禁帯出資料の館内閲覧処理を行うこと。区内他館所蔵の禁帯出資料についても対応すること。

312

3　返却業務

（1）返却処理

ア　返却処理を行うこと。返却処理はタグとバーコードで２回以上行うこと。返却の流れについては、「１（２）ブックポストの回収～配架」と同様の処理を行うこと。

イ　団体貸出については返却日を迎えている資料について、すべて返却されたかを確認すること。

ウ　タグ不良で読み込めない場合は、タグを取り換えること。

（2）紛失・汚破損資料・盗難の処理

ア　返却資料で汚破損を発見した場合は、「１（２）ブックポストの回収～配架」と同様の処理を行うこと。

イ　汚破損資料で区の判断により弁償となった場合は、弁償届の徴収をするとともに弁償の手続きについて説明し、弁償登録をすること。免除となった場合は、弁償免除届を徴収すること。また、システムにメッセージを入力し、記録を残すこと。

ウ　紛失の申し出があった場合は、上記「３（２）イ」と同様に処理を行うこと。

エ　盗難等による場合は弁償免除届を徴収すること。

オ　徴収した弁償届・弁償免除届は区に引き渡し、区の決裁後、所定の場所に保管すること。

カ　区の判断で厳重注意となった場合は、次回からは気を付けるよう利用者に注意をすること。また、システムにメッセージを入力し、記録を残すこと。

キ　弁償対象資料が区内で１冊の所蔵で予約が入っている場合は、区に連絡すること。

ク　弁償資料を持参した場合は、受領書を発行し、弁償された資料は弁償届とともに区に引き渡すこと。

ケ　汚破損資料の受取り希望がある場合は、複数人で確認しながら仮除籍登録した資料を、リサイクル処理を行ったうえで渡すこと。

コ　定期的に弁償が済んでいない利用者の有無を確認し、電話で連絡をすること。

サ　ＤＶＤの弁償や現金による弁償が必要な場合は区に引き継ぐこと。

（３）誤った資料の返却処理

ア　他自治体の資料が返却された際には、利用者に引き取りに来るよう伝えること。

イ　他自治体から誤返却の連絡があった場合は利用者へ連絡し、取りに行くよう伝える。また当該資料に蔵書メッセージを入力し、返却されたら蔵書メッセージを削除すること。

313

４　カウンター業務

（１）利用案内

ア　利用者へ各種案内をすること。(図書館利用、各種サービス、館内施設、イベント・行事等)

イ　図書館ホームページや電子書籍などのインターネットサービスの案内を行うこと。

ウ　蔵書検索等の機器の利用案内と操作説明及び操作補助を行うこと。

（２）利用者対応

ア　利用者に対するメッセージ登録、確認及び処理を行うこと。メッセージ入力の際には簡潔に分かりやすく記載すること。

イ　行事や講演会等の申し込みについては、担当者に引き継ぐこと。

ウ　行事や講演会等の申し込みについて担当者が不在の場合は、代わりに受付を行い、区に報告すること。

エ　寄贈資料の受領手続きを行うこと。寄贈の申し出については、区の基準に基づき受け付け、寄贈資料は所定の場所に保管すること。

オ　資料のカウンター取置きの対応をすること。

カ　対面朗読室の利用の申し出があった場合は区に引き継ぐこと。

キ　複写サービスの利用者に対し、コピー機の操作方法や著作権法上の規定について説明すること。

ク　システムトラブルについては、マニュアルに準じて貸出・返却時の業務にあたるとともに、利用者に適切な案内をすること。その他機器の不具合には調整中の表示をし、区に状況を伝えること。

ケ　歩行困難等の配慮が必要な利用者には、必要に応じて補助すること。

（３）レファレンスサービス

ア　簡易なレファレンス等に対応すること。また、適切に書架へ案内をすること。

イ　上記「４（３）ア」にて回答できない案件については、区に引き継ぐこと。

ウ　レファレンス統計を記録すること。

（４）利用者登録業務

ア　新規利用登録の受付及び登録処理を行うこと。本人確認資料と申請内容について、必ず複数人で確認をすること。

イ　事前登録者の本登録の受付及び登録処理を行うこと。

ウ　新規登録者へ利用カード、パスワード及び「葛飾区立図書館利用案内」等の冊子を渡し、「４（１）利用案内」の説明を行うこと。

エ　利用カードの再発行、変更届の受付、確認、登録を行うこと。

オ　パスワードの再発行を行うこと。申込書内容と登録事項を確認したうえで発行すること。

カ　利用カードの有効期限の確認及び更新処理を行うこと。本人確認資料がない場合は、更新を行ったうえでシステムにメッセージを入力すること。

キ　利用者から利用カードの停止・削除依頼があった場合は、区に報告したうえで対応すること。

ク　団体登録の受付を行うこと。団体登録の要件を確認したうえで、該当する場合は、区に引き継ぐこと。

ケ　バリアフリーサービスの受付を行うこと。75 歳以上の利用者については、サービス内容を説明し、その場で申請を受け付けて登録し、申請書を区に渡すこと。それ以外の利用者については、区に引き継ぐこと。

５　予約業務

（１）予約受付

ア　予約・リクエストを受け付けて、システムに入力すること。入力した内容は、複数人で確認すること。

イ　未所蔵資料については、予約者の資格要件を確認し、書誌データがある資料は予約入力した後、区に引き継ぐこと。

ウ　提供できないことが判明した場合は、該当者に連絡すること。

エ　書誌データがない資料については、区に引き継ぐこと。

オ　未所蔵で予約受付できないＡＶや漫画等については、その旨を説明する

こと。

（２）予約対応

ア　利用者の申し出による予約変更・削除の対応をすること。

イ　削除の処理は、複数人で確認し、予約取消確認票（レシート）は日付等を記入し、所定の場所に保管すること。

ウ　利用者にシリーズ（巻号順）予約について案内するとともに、手続き方法について説明する。またシリーズ予約の依頼を受けた場合は、シリーズ予約の登録をすること。

エ　電話連絡の希望者に資料が確保できた旨の連絡をすること。連絡がついたら予約棚に入れること。

オ　電話の際には貸出状況などに注意し必要な説明をすること。

カ　一定期間電話がつながらない利用者については区に報告すること。

キ　定期的に確保未連絡者リストを出力し、連絡漏れを防ぐこと。

ク　タグ不良や大型本、相互貸借資料など予約棚に載せられない予約資料については、カウンターでの取り置きにして、カウンターで貸出すること。

ケ　区内で１冊の所蔵資料に予約が入り、長期未返却等で貸出できない場合は区に報告し、区と協議のうえ、提供ができない場合は該当者に連絡をすること。

（３）相互貸借資料

ア　他自治体からの借用資料が配送されたら、資料の状態を丁寧に確認し、汚れ等の確認表を作成したうえで確保処理を行うこと。

イ　確保処理を行った資料は所定の袋に入れてカウンター内の所定の場所に保管すること。

ウ　電話連絡の希望者には通常の資料と同様に連絡すること。

エ　貸出の際には、利用者と一緒に資料の状態を確認したうえで、注意事項を説明して貸出処理を行うこと。

オ　国会図書館、都立図書館の館外貸出不可資料の館内貸出を行うこと。

カ　返却の際には、再度利用者と一緒に資料の状態を確認する。汚れ等がなければ返却処理を行い、区が示す弁償基準に該当する状態の資料があった場合は、区に連絡すること。

キ　自治体ごとのルールに則った梱包方法で宛名をつけて交換箱に入れること。国会図書館及び東京都以外の自治体への返却は区に引き継ぐこと。

（４）他自治体（都内）からの受付

ア　他自治体から依頼を受けた資料を書架から抜き取り、資料の状態を確認し必要により汚れ等の表示をつけて、貸出処理を行うこと。

イ　貸出処理を行った資料は自治体ごとのルールに則った梱包方法で宛名をつけて交換箱に入れること。貸出処理、送付先などの間違いがないかを複数人で確認すること。

ウ　他自治体からの返却資料については、資料の状態を入念に確認し、問題がなければ返却処理を行うこと。汚破損を発見した場合は区に連絡すること。

6　バックヤード業務

ア　区が作成したリストの資料を書架から引き抜くこと。資料は指定の状態に変更して区に引き渡すこと。

イ　開館中も、適宜、ブックポストを確認して、「１（２）ブックポストの回収～配架」と同様の処理を行うこと。

ウ　閉架資料の配架を行うこと。

エ　区が指定する資材を使用して、汚破損資料の補修を行うこと。

オ　回送資料リスト、削除者リストなどを出力して適切な処理を行うこと。

カ　在庫資料リストを出力して予約資料の引き抜き作業を行うこと。

キ　表示メモ等、業務に必要な物の準備をすること。

ク　区が発注した図書や印刷物の納品物を受け取ること。

7　図書資料の提供準備

（１）雑誌の装備、受入、配架及び移動

ア　書店から配達された雑誌は納品書と突き合わせたうえで、受け取ること。納品書は、所定の場所に保管すること。

イ　雑誌の装備、受入処理を行うこと。

ウ　受入した雑誌は旧号の雑誌と入れ替え、所定の場所に配架すること。

エ　旧号雑誌は返却処理を行い、「１（２）ブックポストの回収～配架」と同様の処理を行うこと。

オ　保存年限が過ぎた開架の雑誌は、所定の処理を行い、移動させること。

（２）新着資料の提供

ア　区が受入した新刊図書の返却処理を行い、予約が入っている図書を各館に回送するとともに、予約が入っていない図書を新刊コーナーに配架すること。また、新刊コーナーに残っている図書は返却処理を行い、本来の書架に戻すこと。

イ　新着ＡＶ資料の返却処理を行い、予約が入っている資料は各館に回送するとともに、予約が入っていない資料は新着コーナーに配架すること。

ウ　寄贈資料で区が受入した資料については、所定の装備を行い、返却処理を行ったうえで配架すること。

エ　区が受入した地域・行政資料の返却処理を行い、配架すること。

オ　電話帳が送付されたら、所定の装備を行い、配架すること。古い電話帳は回収し所定の場所に保管すること。

カ　広報等の資料が送付されたら、所定の場所に綴ること。区が指定した資

料については、区に引き継ぐこと。

8　書架整理

（1）日常的な整理

ア　毎日書架整理を行うこと。棚がいっぱいになっている書架があった場合は、適宜資料を動かし、解消できない場合は区に連絡のうえ対応すること。

イ　区が指定する資料の入れ替え、配架場所の移動をすること。

ウ　シール剥がれなどがある場合は、区に報告するとともに、適切な処理を行うこと。

エ　汚破損資料を抜き出し、軽微な場合は洗浄又は補修を行うこと。

（2）特別整理期間

ア　事前に区と十分に打ち合わせを行い、作業スケジュールを作成すること。

イ　スムーズに作業ができるように図書館業務システム系端末の操作や作業手順などについて事前準備を十分に行うこと。

ウ　蔵書点検について、以下の作業を行うこと。

利用者への周知、事前の書架整理、書架番号の札差し、データ読み込み、書架違い等のエラーリストの処理、不明資料の捜索、事後の書架整理

エ　作業中は進捗報告を区に行うとともに、不測の事態が生じた場合、区と協議すること。

オ　全作業終了後、作業の総括をして課題や問題点を区に報告すること。

9　交換便業務

ア　区内図書館交換便での他館回送資料の配送準備を行うこと。

イ　資料が搬入されたら、自館資料と予約回送資料に分けて行う。作業は「1（2）ブックポストの回収～配架」と同様の処理を行うこと。

ウ　図書返却ポストから回収された資料について、上記と同様の処理を行うこと。図書返却ポストの返却数を記録すること。

エ　弁償の基準に該当した資料が他館から回送されてきた場合は、回送元の館に連絡票をつけ、データを長期修理中に処理して送付すること。

オ　文書交換袋については、区に引き渡すこと。

カ　学校交換便の引き渡し・受け取りをすること。

10　督促業務

ア　延滞資料リスト等の帳票を出力し、利用者に督促の連絡をすること。つながらない場合は時間や曜日を変えて連絡すること。一定期間つながらない場合は、区に引き継ぐこと。

イ　予約者からの依頼やリスト等、上記「10 ア」以外で督促の必要が生じた場合は、利用者に督促の連絡をすること。貸出館が立石図書館以外の場合は、職員に報告すること。

ウ　連絡内容を帳票に記載及び業務システムに入力し、記録を残すこと。

エ　一定期間返却がない場合や返却が見込めない場合は、区に報告し、協議して対応すること。

11　除籍・廃棄

（１）雑誌等の保存、除籍、リサイクル、廃棄

ア　保存年限に基づき、雑誌等の移動・廃棄準備を行うこと。

イ　保存期限が過ぎた雑誌は区内の所蔵状況を確認し、予約や欠本がない場合は仮除籍登録し、リサイクル処理を行ったうえでリサイクルコーナーに出すこと。

ウ　リサイクルコーナーに残った雑誌と保存期限の過ぎた新聞は、古紙回収に出すための処理を行って、所定の場所に保管すること。

（２）その他の資料の廃棄処理

ア　返却処理や配架作業の際に見つけた状態の悪い汚破損資料は、除籍選定の処理を行って、所定の場所に保管すること。

イ　区が作成した資料リストを基に資料を抜き出し、除籍選定の処理を行って、所定の場所に保管すること。

ウ　区が除籍決定した資料の仮除籍登録を行うこと。

エ　除籍された資料はリサイクル処理を行って、適宜リサイクルコーナーに出すこと。

オ　リサイクルコーナーで残った資料は、古紙回収に出すための処理を行って、所定の場所に保管すること。

12　施設管理等業務

（１）閲覧席等の巡回確認及び対応

ア　閲覧席等を巡回し、館内秩序と安全を確保すること。

イ　館のルールを守っていない利用者には声をかけて、注意すること。

ウ　不審な行動をしている利用者を発見した場合は、区に報告するとともに、複数人で対応すること。

エ　荷物が置いたままになっている席の管理をすること。荷物を引き上げる場合は複数人で対応すること。

（２）館内の対応

ア　ＢＤＳゲートが反応した際の対応をすること。

イ　ペースメーカー利用者へのＢＤＳゲートへの対応をすること。

ウ　予約資料コーナー内には、予約資料の受け取り以外の目的で入室しな

いよう、注意を払い、利用説明をすること。

エ　午後６時以降の授乳室等の利用の申し出に対応をすること。

オ　拾得物の対応をすること。所有者が分かる場合は所有者に連絡し、所有者本人に引き渡すこと。所有者が分からない場合は、総合受付に引き渡すこと。

カ　貴重品の拾得物は、区に報告すること。

（３）午後８時以降の対応

ア　レファレンスは内容を聞き取り、簡易なものはその場で回答し、それ以外は後日回答することを伝えて連絡先を聞いておくこと。引継ぎ書にて翌日区に報告すること。

イ　未所蔵資料のリクエストは、予約者の資格要件を確認したうえで、後日対応することを伝えること。

ウ　貴重品の忘れ物の引き渡しについては、原則午後８時までとするが、当日分は身分証明書等で本人確認し、受領書に記載して引き渡すこと。当日引き取りに来ない場合は、鍵のかかるロッカー等に保管し、翌日区に引き継ぐこと。

エ　現金による弁償については、氏名・住所・連絡先を聞いて、後日対応することを伝えること。

オ　区が指定する各種事業の受付をすること。ブックスタート、セカンドブック、読書手帳や小学一年生事業については、翌日以降来館するよう伝えること。

カ　３階フロアについては、配架及び書架整理等を行いながら、フロアの秩序と安全を確保すること。

キ　３階カウンターの図書館業務システム系端末に閉架書庫の出納依頼のレシートが出力された場合は、閉架書庫から出納し、利用者に手渡すこと。

ク　コピー機の用紙が不足している場合は補充すること。コインベンダーのつり釣銭不足ランプが点灯している場合は、つり銭は出ない旨の表示をすること。

ケ　コピー代金の領収書の発行補助を行うこと。領収書の発行は後日になることを伝え、利用枚数を確認し、領収書に記載すべき事項及び連絡先を控えたうえで、区に報告すること。

コ　データベースの出力の依頼があった場合は、午後８時までの対応であることを伝えること。

サ　システムトラブルについては、マニュアルに準じて貸出・返却時の業務にあたるとともに、利用者に適切な案内をすること。その他機器の不具合には調整中の表示をし、翌日区に状況を伝えること。

（４）閉館時の対応

ア　館内を巡回し、異常がないかを確認すること。閉館時間になっても在館

している利用者に退館を促すこと。

イ　コピーカウンターの枚数を確認し所定の場所に記録したのち、電源を落とすこと。

ウ　各階のカウンター周りを片付け、個人情報が出ていないかを確認し、書庫や引き出しの施錠をすること。

エ　各階の端末及び周辺機器の電源を落とし、留守番電話の設定をすること。

オ　各階の空調・照明を落とすこと。

13　館内整理日（休館日）業務

ア　来館者対応以外の業務については、通常どおりに行うこと。

イ　新聞・雑誌等の入れ替え・保存期限の過ぎた雑誌の廃棄準備等の月次作業を行うこと。

14　環境・３Ｒ情報コーナー・ビジネスパソコンコーナー

（１）案内業務

ア　４階フロア全体の利用案内をすること。

イ　環境・３Ｒ情報コーナーへの配架、パンフレットの整理等を行うこと。

（２）パソコン受付カウンター

ア　パソコン席の利用案内、操作説明、座席管理を行うこと。

イ　新規利用登録や利用カードの再発行等の申し出があった場合は、「４（４）利用者登録業務」と同様の処理を行うこと。

ウ　パソコンのトラブルについては、マニュアルに準じて対応すること。それによっても対応できない場合は区に報告すること。

エ　データベースの受付をし、集計すること。

オ　データベースの出力の依頼があった場合は、対応すること。利用料金の徴収が必要な場合は、連絡票を作成して区に引き継ぐこと。

カ　適宜巡回して不適切な利用がないかを確認すること。不適切な利用を認めた場合は、適切な利用案内を行うこと。

15　その他の業務

ア　施設の不備や停電については、一時対応をするとともに、速やかに区に報告すること。

イ　区の規定に基づき、帳票類を適切に管理すること。保存期限が終了した帳票類は区の確認後シュレッダー処理を行うこと。

ウ　利用申込書は日付ごとに集計表をつけて、適切に管理すること。

別紙２－２

地区館（６館）の業務内容

１　開館準備業務

（１）館内管理業務

ア　職員用入口の鍵を開け、機械警備を解除すること。（機械警備は、四つ木地区図書館、奥戸地区図書館、こすげ地区図書館、にいじゅく地区図書館のみ）

イ　図書館業務システム系端末、周辺機器等の起動、動作確認を行うこと。機器の不調が見られたら、マニュアルに定める対処を行ったのち区に報告すること。

ウ　カウンター等の照明の点灯、空調機器の起動、空気の入れ替え等の開館準備を行うこと。雨天時は傘袋や足ふきマットの準備をすること。

エ　留守番電話の解除をすること。

オ　カウンター周辺の確認、整理整頓を行い、業務に必要な物品をそろえること。

カ　返却日カレンダーの日付を変更し、返却期限票の準備をすること。

キ　チラシ・パンフレット等の整理整頓を行うこと。

ク　帳票類や筆記具等の補充を行うこと。また、区民借り上げ保養施設の応募はがきや区長へのはがき、不用品交換情報のはがきやチラシ・パンフレット類が不足した場合は区に連絡すること。

ケ　入口に開館情報や事業のお知らせを掲示すること。

コ　コピー機の電源を入れ、用紙の補充を行うこと。コインベンダーのつり銭不足ランプが点灯している場合は、つり銭は出ない旨の表示をして区に連絡すること。

サ　郵便受けの新聞を取り出し、閲覧用の処理を行うこと。未配達があった場合は速やかに区に報告すること。前日の新聞は所定の場所に移動すること。にいじゅく地区図書館については、新聞閲覧用タブレットを起動させて動作確認すること。

シ　開館時刻になったら利用者用入口を開錠し、開館すること。

（２）ブックポストの回収～配架

ア　ブックポストに返却された資料を回収し、資料の状態と付属資料が入っているかの確認をすること。また、忘れ物が挟まっていないかの確認をすること。

イ　軽微な汚破損があった場合は、清浄又は補修をすること。他館資料の場合は補修せずに蔵書メッセージを入力すること。

ウ　軽微な汚破損については、バーコード上部に所定のシールを貼り、汚れや破損箇所が分かるようにすること。

エ　ＣＤや相互貸借資料など、ブックポストへの返却不可資料の場合は、該

321

当者を確認しメッセージを入力すること。

オ　区が示す弁償基準に該当する状態の資料があった場合は、返却処理を取り消したうえで区に連絡すること。

カ　問題のない資料の返却処理を行うこと。返却処理はタグとバーコードで２回以上行うこと。

キ　返却処理後、他館回送資料は該当館の札をつけて交換箱に入れること。

ク　返却処理後、自館で確保された資料は、予約確保連絡票（レシート）を挟み、予約資料取置棚に名寄せして入れること。

ケ　返却処理後、自館の在庫となった資料は、それぞれの場所に配架すること。

（３）予約資料取置棚処理

ア　取置期限経過のリストを出力し、リストを基に予約資料取置棚から資料を引き抜くこと。

イ　引き抜いた資料は予約を削除して返却処理を行うこと。返却処理の際に出力された予約取消確認票（レシート）は、予約確保連絡票（レシート）と合わせ、日付ごとにまとめたうえで所定の場所で保管すること。

ウ　返却処理を行った資料は、返却処理画面を確認し、資料の状態ごとの処理を行うこと。

エ　相互貸借資料について、予約を削除し、相互貸借元の図書館へ返送すること。

（４）予約資料

ア　在庫資料リストを出力して、リストを基に予約が入っている資料を書架から引き抜くこと。

イ　資料の状態を確認したのち、返却処理を行うこと。返却処理は、タグとバーコードで２回以上行うこと。他館回送資料は該当館の札をつけて交換箱に入れること。

ウ　自館で確保された資料は、予約確保連絡票（レシート）を挟んで、予約資料取置棚に名寄せして入れること。

エ　複数人が確認しても資料が見つからない場合は、不明扱いとして処理を行うこと。ただし、葛飾区立図書館内に１冊しか所蔵がない資料が見つからない場合は、区に連絡し、対応方法を協議すること。

オ　図書館から自動送信されるメールが送信エラーになっていないか確認し、送信エラーの場合は、該当者に電話で連絡するとともに、システムにメッセージを入力して記録を残すこと。

２　貸出業務

（１）自動貸出機等への案内

ア　にいじゅく地区図書館は、自動貸出機、簡易返却機の利用案内と操作説

明を行うこと。

（２）貸出処理

ア　開架及び閉架の資料、予約資料、大型絵本の貸出処理を行うこと。利用者名、冊数等の確認を行ったうえで貸出処理を行い、返却期限票とともに利用者に手渡すこと。予約確保連絡票（レシート）は資料から抜き取り、日付ごとにまとめて所定の場所に保管すること。

イ　団体貸出については、貸出一覧のレシート又はリストを出力し手渡すこと。

ウ　利用カードを忘れた利用者への対応をすること。

エ　システムにメッセージが表示された場合は、利用者にメッセージ内容を伝達すること。

オ　メッセージ内容が解決した場合は、メッセージを削除すること。

カ　返却期限切れで貸出処理ができなかった場合は、貸出延長処理を行うこと。ただし、資料に次の予約が入っていたり、延長可能期間が過ぎていた場合は、延長処理を行わず、返却があるまで貸出停止となる旨を利用者に伝える。

キ　利用者から再貸出の申し出があった場合は、再貸出処理を行うこと。ただし、資料に次の予約が入っていた場合は、この限りではない。

ク　禁帯出資料の館内閲覧処理を行うこと。区内他館所蔵の禁帯出資料についても対応すること。

323

３　返却業務

（１）返却処理

ア　返却処理を行うこと。返却処理はタグとバーコードで２回以上行うこと。返却処理の流れについては、「１（２）ブックポストの回収～配架」と同様の処理を行うこと。

イ　団体貸出については、返却日を迎えている資料について、すべて返却されたかを確認すること。

ウ　タグ不良で読み込めない場合は、タグを取り換えること。

（２）紛失・汚破損資料・盗難の処理

ア　返却資料で汚破損を発見した場合は、「１（２）ブックポストの回収～配架」と同様の処理を行うこと。

イ　汚破損資料で区の判断により弁償となった場合は、弁償届の徴収をするとともに弁償の手続きについて説明し、弁償登録を行うこと。弁償免除となった場合は、弁償免除届を徴収すること。また、システムにメッセージを入力し、記録を残すこと。

ウ　紛失の申し出があった場合は、上記「３（２）イ」と同様に処理を行うこと。

エ　盗難等による場合は、弁償免除届を徴収すること。
オ　徴収した弁償届・弁償免除届は区に引き渡し、区の決裁後、所定の場所に保管すること。
カ　区の判断で厳重注意となった場合は、次回からは気を付けるよう利用者に注意すること。また、システムにメッセージを入力し、記録を残すこと。
キ　弁償対象資料が区内で１冊の所蔵で予約が入っている場合は、全館にファックスで一斉送信し、弁償になった旨を周知すること。
ク　弁償資料を持参した場合は、受領書を発行し、弁償された資料は弁償届とともに区に引き渡すこと。
ケ　汚破損資料の受取り希望がある場合は、複数人で確認をしながら仮除籍登録した資料を、リサイクル処理を行ったうえで渡すこと。
コ　定期的に弁償が済んでいない利用者の有無を確認し、電話で連絡をすること。
サ　ＤＶＤの弁償や現金による弁償が必要な場合は区に引き継ぐこと。

（３）誤った資料の返却処理
ア　他自治体等の資料が返却された際には、利用者に引き取りに来るよう伝えること。
イ　他自治体等から誤返却の連絡があった場合は、利用者へ連絡して、取りに行くよう伝えること。また、当該資料に蔵書メッセージを入力し、返却されたら蔵書メッセージを削除すること。

324

４　カウンター業務

（１）利用案内
ア　利用者へ各種案内をすること。(図書館利用、各種サービス、館内施設、イベント・行事等)
イ　図書館ホームページや電子書籍などのインターネットサービスの案内を行うこと。
ウ　蔵書検索等の機器の利用案内と操作説明及び操作補助を行うこと。

（２）利用者対応
ア　利用者に対するメッセージ登録、確認及び処理を行うこと。メッセージ入力の際には簡潔に分かりやすく記載すること。
イ　行事や講演会等の申し込みについては、地域館担当者に引き継ぐこと。
ウ　寄贈資料の受領手続きを行うこと。寄贈の申し出については、区の基準に基づき受け付け、寄贈資料は所定の場所に保管すること。
エ　資料のカウンター取置きの対応をすること。
オ　ブックスタート、セカンドブック、読書手帳、小学一年生事業への対応をすること。対象者に応じて所定の手続きにより、適切に必要な本や手帳等を手渡すこと。

カ　システムトラブルについては、マニュアルに準じて貸出・返却時の業務にあたるとともに、利用者に適切な案内をすること。その他機器の不具合には調整中の表示をし、区に状況を伝えること。

キ　歩行困難等の配慮が必要な利用者には、必要に応じて補助すること。

（３）複写サービス

ア　操作方法や著作権法上の規定について説明すること。

イ　紙詰まりや機器の不調に対応すること。解消しない場合は表示をしたうえで区に報告すること。

ウ　コピー代金の領収書の発行補助を行うこと。領収書の発行は後日になることを伝え、利用枚数を確認し、領収書に記載すべき事項及び連絡先を控えたうえで、区に報告すること。区から領収書が届いたら、当該利用者に連絡して領収書を渡すこと。

（４）レファレンスサービス

ア　簡易なレファレンス等に対応すること。また、適切に書架へ案内をすること。

イ　上記「４（４）ア」にて回答できない案件については、後日回答することを利用者に説明し、区に質問内容と連絡先を引き継ぐこと。

ウ　小・中学校の学校授業の一環で児童・生徒が来館した際、指定された資料等を参考に対応すること。また、事前に問い合わせがあった場合は区に引き継ぐこと。

エ　レファレンス統計を記録すること。

（５）利用者登録業務

ア　新規利用登録の受付及び登録処理を行うこと。本人確認資料と申請内容は、必ず複数人で確認をすること。

イ　事前登録者の本登録の受付及び登録処理を行うこと。

ウ　新規登録者へ利用カード、パスワード及び「葛飾区立図書館利用案内」等の冊子を渡し、「４（１）利用案内」の説明を行うこと。

エ　利用カードの再発行、変更届の受付、確認、登録を行うこと。

オ　パスワードの再発行を行うこと。申込書内容と登録事項を確認したうえで発行すること。

カ　利用カードの有効期限の確認及び更新処理を行うこと。本人確認資料がない場合は、更新を行ったうえでシステムにメッセージを入力すること。

キ　利用者から利用カードの停止・削除依頼があった場合は、区に報告したうえで対応すること。

ク　団体登録の受付を行うこと。団体登録の要件を確認したうえで、該当する場合は申請書一式を預かり区に送付すること。区から団体登録証が届いたら、当該団体に連絡して団体登録証を渡すこと。また、更新・再発行の受付についても、同様の処理を行うこと。

ケ　バリアフリーサービスの受付を行うこと。75 歳以上の利用者については、サービス内容を説明し、その場で申請を受け付けて登録すること。それ以外の利用者については、区に引き継ぐこと。

5　予約業務

（1）予約受付

ア　予約・リクエストを受け付けて、システムに入力すること。入力した内容は、複数人で確認すること。

イ　未所蔵資料については、予約者の資格要件を確認し、書誌データがある資料は予約入力した後、区に引き継ぐこと。

ウ　書誌データがない資料については、書名やＩＳＢＮ等を確認し、簡易書誌を作成してシステムに入力すること。

エ　新刊でない資料については、都立統合検索で所蔵館を確認し、予約・リクエストカードの余白に記載してから区に引き継ぐこと。

オ　国会図書館、都立図書館の館外貸出不可資料については、地域館での対応になることを伝えること。

カ　提供できないことが判明した場合は、該当者に連絡すること。

キ　未所蔵で予約受付できないＡＶや漫画等については、その旨を説明すること。

（2）予約対応

ア　利用者の申し出による予約変更・削除の対応をすること。

イ　削除の処理は、複数人で確認し、予約取消確認票（レシート）は日付等を記入し、所定の場所に保管すること。

ウ　利用者にシリーズ（巻号順）予約について案内するとともに、手続き方法について説明する。またシリーズ予約の依頼を受けた場合は、シリーズ予約の登録をすること。

エ　電話連絡の希望者に資料が確保できた旨の連絡をすること。連絡がついたら、取置期限を登録し、名寄せをして予約資料取棚置に入れること。

オ　電話の際には貸出状況等に注意し必要な説明をすること。

カ　一定期間電話がつながらない利用者については区に報告すること。

キ　定期的に確保未連絡者リストを出力し、連絡漏れを防ぐこと。

ク　区内で１冊の所蔵資料に予約が入り、長期未返却等で貸出できない場合は区に報告し、区と協議のうえ、提供ができない場合は該当者に連絡をすること。

（3）相互貸借資料

ア　他自治体からの借用資料が配送されたら、資料の状態を丁寧に確認し、汚れ等の確認表を作成したうえで確保処理を行うこと。

イ　確保処理を行った資料は所定の袋に入れてカウンター内の所定の場所

に保管すること。

ウ　電話連絡の希望者には、通常の資料と同様に連絡すること。

エ　貸出の際には、利用者と一緒に資料の状態を確認したうえで、注意事項を説明して貸出処理を行うこと。

オ　返却の際には、再度利用者と一緒に資料の状態を確認する。汚れ等がなければ返却処理を行い、区が示す弁償基準に該当する状態の資料があった場合は、返却処理を取り消したうえで区に連絡すること。

カ　自治体ごとのルールに則った梱包方法で宛名をつけて交換箱に入れること。

（４）他自治体（都内）からの受付

ア　他自治体から依頼を受けた資料を書架から抜き取り、資料の状態を確認し必要により汚れ等の表示をつけて、貸出処理を行うこと。

イ　貸出処理を行った資料は自治体ごとのルールに則った梱包方法で宛名をつけて交換箱に入れること。貸出処理、送付先などの間違いがないかを複数人で確認すること。

ウ　他自治体からの返却資料については、資料の状態入念に確認し、問題がなければ返却処理を行うこと。汚破損を発見した場合は、区に連絡すること。

327

６　バックヤード業務

ア　区が作成したリストの資料を書架から引き抜くこと。資料は指定の状態に変更して区に引き渡すこと。

イ　開館中も、適宜、ブックポストを確認して、「１（２）ブックポストの回収～配架」と同様の処理を行うこと。

ウ　閉架資料の出納、配架を行うこと。

エ　区が指定する資材を使用して、汚破損資料の補修を行うこと。

オ　回送資料リスト、削除者リストなどを出力して適切な処理を行うこと。

カ　在庫資料リストを出力して予約資料の引き抜き作業を行うこと。

キ　他館から依頼された資料を抜き出し、所定の処理を行って、交換箱に入れること。

ク　返却期限票等業務に必要な物の準備をすること。

ケ　ポスターの掲示やパンフレット等の配置をすること。相当期間の過ぎたものや期限があるものについては、適宜撤去すること。

コ　区が発注した図書や印刷物の納品物を受け取り、必要に応じて配布・保管すること。

サ　ブックスタート、セカンドブック、読書手帳や小学一年生事業など、対象が来館した際に対応できるよう、準備を行うこと。

シ　おはなし会等の行事について、会場の設営及び撤収作業の補助を行うこと。

7　図書資料の提供準備

（1）雑誌の装備、受入、配架及び移動

ア　書店から配達された雑誌は納品書と突き合わせたうえで、受け取ること。納品書は所定の方法で区に送付すること。

イ　雑誌の装備、受入処理を行うこと。

ウ　受入した雑誌は旧号の雑誌と入れ替え、所定の場所に配架すること。

エ　旧号雑誌は返却処理を行い、「1（2）ブックポストの回収～配架」と同様の処理を行うこと。

オ　保存年限が過ぎた開架の雑誌は所定の処理を行い、移動させること。

カ　付録は所定の場所に保管し、利用者の求めに応じて閲覧させること。

（2）新着資料の提供

ア　区が受入した新刊図書の返却処理を行い、予約が入っている図書を各館に回送するとともに、予約が入っていない図書を新刊コーナーに配架すること。また、新刊コーナーに残っている図書は返却処理を行い、本来の書架に戻すこと。

イ　新着ＡＶ資料の返却処理を行い、予約が入っている資料は各館に回送するとともに、予約が入っていない資料は新着コーナーに配架すること。

ウ　寄贈資料で区が受入した資料については、所定の装備を行ったうえで、返却処理を行い、配架すること。

エ　区が受入した地域・行政資料の返却処理を行い、配架すること。

オ　電話帳が送付されたら、所定の装備を行い、配架すること。古い電話帳は回収し所定の場所に保管すること。

カ　広報等の資料が送付されたら、所定の場所に綴ること。

8　書架整理

（1）日常的な整理

ア　毎日書架整理を行うこと。棚がいっぱいになっている書架があった場合は、適宜資料を移動し、解消できない場合は区に連絡のうえ対応すること。

イ　区が指定する資料の入れ替え、配架場所の移動をすること。

ウ　シール剥がれなどがある場合は、区に報告するとともに、適切な処理を行うこと。

エ　汚破損資料を抜き出し、軽微な汚破損の清浄又は補修をすること。

オ　区が指定した資料リスト又は抜き出した資料をあらかじめ指定されたコーナーに配架すること。

（2）特別整理期間

ア　事前に区と十分に打ち合わせを行い、作業スケジュールを作成するこ

と。

イ　スムーズに作業ができるように図書館業務システム系端末の操作や作業手順などについて事前準備を十分に行うこと。

ウ　蔵書点検について、以下の作業を行うこと。

利用者への周知、事前の書架整理、書架番号の札差し、データ読み込み、書架違い等のエラーリストの処理、不明資料の捜索、事後の書架整理

エ　作業中は進捗報告を区に行うとともに、不測の事態が生じた場合は、区と協議すること。

オ　全作業の終了後、作業の総括をして課題や問題点を区に報告すること。

9　交換便業務

ア　区内図書館交換便での他館回送資料の配送準備を行うこと。

イ　資料が搬入されたら、自館資料と予約回送資料に分けて行う。作業は「1（2）ブックポストの回収～配架」と同様の処理を行うこと。

ウ　弁償の基準に該当した資料が他館から回送されてきた場合は、回送元の館に連絡票をつけ、データを長期修理中に処理して送付すること。

エ　文書交換袋や郵便受けの郵便物等については、仕分けして処理を行うこと。個人宛や指定する文書については区に引き渡すこと。

329

10　督促業務

ア　延滞資料リスト等の帳票を出力し、利用者に督促の連絡をすること。つながらない場合は時間や曜日を変えて連絡すること。一定期間つながらない場合は、区に引き継ぐこと。

イ　予約者からの依頼やリスト等、上記「10 ア」以外で督促の必要が生じた場合は、貸出館から利用者に督促の連絡をすること。必要が生じた館と貸出館が異なる場合は、貸出館にＦＡＸで引継ぎを行うこと。

ウ　連絡内容を帳票に記載及び業務システムに入力し、記録を残すこと。

エ　一定期間返却がない場合や返却が見込めない場合は、区に報告し、協議して対応すること。

11　除籍・廃棄

（1）雑誌等の保存、除籍、リサイクル、廃棄

ア　保存年限に基づき、雑誌等の移動・廃棄準備を行うこと。

イ　保存期限が過ぎた雑誌は区内の所蔵状況を確認し、予約や欠本がない場合は仮除籍登録し、リサイクル処理を行ったうえでリサイクルコーナーに出すこと。

ウ　リサイクルコーナーに残った雑誌と保存期限の過ぎた新聞は、古紙回収に出すための処理を行って、所定の場所に保管すること。

（２）その他の資料の廃棄処理

ア　返却処理や配架作業の際に見つけた状態の悪い汚破損資料は、除籍選定の処理を行って、所定の場所に保管すること。

イ　区が作成した資料リストを基に資料を抜き出し、除籍選定の処理を行って、所定の場所に保管すること。

ウ　区が除籍決定した資料の仮除籍登録を行うこと。

エ　除籍された資料はリサイクル処理を行って、適宜リサイクルコーナーに出すこと。

オ　リサイクルコーナーで残った資料は、古紙回収に出すための処理を行って、所定の場所に保管すること。

12　施設管理業務

（１）館内の巡回確認、報告

ア　館内を巡回し、館内秩序と安全を確保すること。

イ　館のルールを守っていない利用者には声をかけて、注意すること。

ウ　不審な行動をしている利用者を発見した場合は、適切な対応をするとともに、区に報告すること。

エ　荷物が置いたままになっている席の管理をすること。荷物を引き上げる場合は複数人で対応すること。

オ　ＢＤＳゲートが反応した際の対応をすること。

カ　ペースメーカー利用者へのＢＤＳゲートへの対応をすること。

キ　拾得物の対応をすること。所有者が分かる場合は、所有者に連絡し、所有者本人に引き渡すこと。所有者が分からない場合は、一定期間保管後、区に報告すること。

ク　貴重品の拾得物は、当日分は身分証明書等で本人確認し、受領書に記載して引き渡すこと。当日引き取りに来ない場合は、鍵のかかるロッカー等に保管し、翌日警察に届け出ること。届け出の控えを区に引き渡すこと。

（２）館内及び敷地内環境の点検・整備

ア　館内室温を適切に調整すること。

イ　ごみ拾いや換気により、衛生的な環境を保つこと。

ウ　時間や天候を見計らい、照明の点灯・消灯を行うこと。

エ　駐輪場を適宜見回り、安全管理を行うこと。

（３）閉館時の対応

ア　館内を巡回し、異常がないかを確認すること。閉館時間になっても在館している利用者に退館を促すこと。

イ　コピーカウンターの枚数を確認し所定の場所に記録したのち、電源を落とすこと。

ウ　カウンター周りを片付け、個人情報が出ていないかを確認し、書庫や引

き出しの施錠をすること。

エ　端末及び周辺機器の電源を落とし、留守番電話の設定をすること。

オ　空調・照明を落とすこと。

カ　機械警備のセット（設備のある館）、施錠（個人情報の保管されているキャビネットを含む）を行うこと。

13　館内整理日（休館日）業務

ア　来館者対応以外の業務については、通常どおりに行うこと。

イ　新聞･雑誌等の入れ替えや保存期限の過ぎた雑誌の廃棄準備等の月次作業を行うこと。

ウ　特集コーナーの入れ替えや、季節の飾りつけなどを行うこと。

エ　施設保守点検等の立ち会いを行うこと。

14　その他の業務

（１）共通事項

ア　施設の不備や停電については、一時対応をするとともに、速やかに区に報告すること。

イ　区の規定に基づき、帳票類を適切に管理すること。保存期限が終了した帳票類は区の確認後シュレッダー処理を行うこと。

ウ　利用申込書は日付ごとに集計表をつけて、区が回収するまで適切に管理すること。

エ　古紙回収日は、保管していた古紙を引き渡すこと。引き渡し完了後、次の図書館に報告すること。

オ　光熱水費の使用料等について区に報告すること。

（２）図書館ごとの業務

ア　四つ木地区図書館

(ｱ)　蛍光灯が切れたら交換すること。

(ｲ)　必要に応じ、学校との通路扉を開放すること。

イ　西水元地区図書館

ＬＥＤ照明の故障時に区に報告すること。

ウ　青戸地区図書館

(ｱ)　ＬＥＤ照明の故障時に区に報告すること。

(ｲ)　青戸地区センターまつりに提供するリサイクル資料を指定日に搬出すること。

エ　奥戸地区図書館

蛍光灯が切れたら交換すること。

オ　こすげ地区図書館

(ｱ)　ＬＥＤ照明の故障時に区に報告すること。

(ｲ)　図書交流室及び利用者用インターネットパソコンの貸出業務を行うこと。

カ　にいじゅく地区図書館

(ｱ)　ＬＥＤ照明の故障時に区に報告すること。

(ｲ)　障害者の駐車場利用料減免手続き対応を行うこと。

(ｳ)　新聞閲覧用タブレットの利用説明、貸出手続きを行うこと。

(ｴ)　午後５時以降は、病院との通路扉を施錠すること。

別紙３

接遇に関する特記仕様書

＜接遇に関して遵守すべき事項＞

本区では、「区民第一、現場第一」や「おもてなし」を職員の基本姿勢として掲げている。このことを踏まえて、受注者においても、本業務を履行する上で、次のとおり接遇に関する事項を遵守しなければならない。

１　受注者は、本業務を履行するにあたり、接客業務に従事する者（以下「従事者」という。）の名簿を区に提出し、業務時間中は従事者に社名及び個人名を明記したネームプレートを着用させなければならない。

２　受注者は従事者に対し、本業務に相応しい服装を着用し、身だしなみを整えることにより、利用者に好印象を与えるよう指導するものとする。

３　受注者は従事者に対し、本業務に相応しい言葉遣いや態度で窓口等対応を行うことにより、利用者に安心と信頼を与えるよう指導するものとする。

４　受注者は、常に区民の立場に立ち、人権意識を持って接遇に当たるとともに、研修等の取組に努めるものとする。

接客セルフチェックシート

以下の項目についてのチェックを行いましょう（○×でつけて下さい）

内　　容	自己評価
お客様には即反応し､ハッキリと明るく大きい声で挨拶している	
さっと立ち上がって迎えるなど、素早く動いている	
清潔で、機能的な身だしなみをしている	
お客様に見えるように名札を着用している	
常に笑顔でお迎えし、明るく先手挨拶をしている	
迷っている方を見かけたら「ご案内しましょうか」と声を掛けている	
クッション言葉､「かしこまりました」などを使っている	
長くお待たせした場合は「お待たせして申し訳ありません」と切り出している	
お帰りの際も、元気に明るく挨拶をしている	
職員同士で挨拶や労いの言葉を掛け合っている	
身の回りや執務環境などの整理整頓が行き届いている	
また用件がある時には､この人に対応してもらいたいと言われる自分である	

別紙４

別紙

障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領に係る留意事項

第１　不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所及び時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

なお、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

第２　正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。区においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び区の事務又は事業の目的、内容及び機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第３　不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第２で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例について

は、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

1　障害を理由に窓口対応を拒否する。
2　障害を理由に対応の順序を後回しにする。
3　障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
4　障害を理由に説明会、講演会等への出席を拒む。
5　障害を理由に施設の利用を拒む、又は、利用を制限する。
6　事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付ける、又は、特に支障がないにもかかわらず、付添者の同行を拒む。
7　障害者を視野に入れず、支援者、介助者、付添者のみと応対する。
8　障害者の年齢に相応しくない言葉で応対する。
9　身体障害者補助犬の同伴を拒む。

第４　合理的配慮の基本的な考え方

1　障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第２条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、区の事務又は事業の目的、内容及び機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的、内容及び機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2　合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置か

れている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第５ 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中長期的な対応につなげていく。

３　意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

４　合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

５　区がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第５　過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員

は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

過重な負担を判断する要素

1　事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損うか否か）

2　実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

3　費用・負担の程度

第６　合理的配慮の具体例

第４で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。なお、記載した具体例については、第５で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

1　合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例

（１）段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。

（２）配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。

（３）目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞く。

（４）障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

（５）疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、施設の状況に応じて椅子などで臨時の休憩スペースを設ける。

（６）不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供する。

（７）災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導する。

（８）会場等の案内サインを分かりやすいものにする。

2　合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例

（１）筆談、読み上げ、手話、要約筆記、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いて説明等を行う。総合庁舎内においては、手話でのコミュニケーションが不可欠な方の応対には障害福祉課に手話通訳者の派遣を依頼し対応する。

（２）会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の資料でページ番号等が異なり得ることに留意する。

（３）印刷物を作成する際には、カラーユニバーサルデザインを踏まえた見やす

く、分かりやすいものとなるよう配慮する。
（４）視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
（５）視覚障害者に対し、「あれ」、「それ」、「あちら」、「こちら」などの指示語は用いずに具体的に説明する。
（６）意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
（７）駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
（８）書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
（９）比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
(10) 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は２４時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
(11) 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
(12) 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。
(13) 不特定多数の区民等が参加する講演会等に手話通訳や要約筆記を配置する。

３　ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

（１）順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
（２）立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
（３）スクリーン、手話通訳者、板書等を有効に活用できるように、その場に応じて見やすい席を確保する。
（４）車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
（５）駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
（６）式典や行事等において、車椅子利用者の席又はスペースを設ける。また、介助者を伴う障害者の場合は、介助者が隣となるよう席を用意する。
（７）他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
（８）非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

（９）移動が困難な障害者の場合は、職員が移動し、同じ窓口で対応する。

別紙５

管理委託物品の取扱い

１　管理委託物品の貸与

ア　中央図書館長は、管理委託物品を無償で乙に貸与し、乙は、契約履行期間中これを善良な管理者の注意をもって管理する。

イ　中央図書館長は、乙に対し、管理委託物品の品目及び数量を記載した書面（電磁的記録を含む。）を交付する。

２　使用不適品の報告

乙は、管理委託物品が管理業務実施の用に供することができなくなった場合は、速やかに中央図書館長に報告する。

３　管理委託物品の変更

乙は、契約履行期間中に管理委託物品の品目及び数量に変更が生じたときは、中央図書館長に報告し、その指示に従う。

４　管理委託物品の確認

乙は、年１回、管理委託物品の配置場所・数量・状態等を確認し、中央図書館長に報告する。

５　管理委託物品の毀損滅失等

乙は、故意又は過失により管理委託物品を毀損し、又は滅失したときは、葛飾区に対してこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有する代替品を調達しなければならない。

６　禁止行為

乙は、管理委託物品について、次に掲げる行為を行ってはならない。

⑴　本契約に基づく業務以外に使用すること。

⑵　管理委託物品に加工、改良等を加えること。

⑶　管理委託物品を第三者に貸与又は譲渡すること。

７　検査

中央図書館長は、管理委託物品の管理及び使用状況について、検査することができる。この場合において、乙は、管理委託物品の管理責任を有する者にその立会いをさせるものとする。

別紙６

葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する特記仕様

本特記仕様では、葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定める。本特記仕様は、契約書と一体のものである。約款及び仕様書と本特記仕様との間に差異がある場合には、本特記仕様が優先する。

１　個人情報の定義

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第１号に定める個人情報をいう。

２　個人情報の原則的な取扱い

（１）　受注者（以下「乙」という。）は、本契約により受注した業務を遂行するにあたって、葛飾区（以下「甲」という。）が保有する区民等（この場合、本業務とは関係のない者も含む。）の個人情報の漏えいや紛失等により、区民等のプライバシーや権利利益を侵害することがないよう努めなければならない。

（２）乙は、個人情報保護法、葛飾区情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順その他の関連法令等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。なお、契約締結後、関連法令等が改正されたときは、改正内容に従わなければならない。

３　個人情報の適正な管理

（１）乙は、個人情報の適正な取扱いについて、組織として取り扱うため、個人情報の安全管理に関する基本的な方針を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（２）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報に関する管理責任者を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（３）乙は、受注業務に係る個人情報の管理台帳を設け、作業従事者、個人情報の取扱い及び管理状況を記録しなければならない。なお、乙は、甲の求めがあった場合には、管理台帳を甲に提出しなければならない。

（４）乙は、個人情報の盗用、漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他適正な管理及び安全の確保のために、次の措置を講じなければならない。

ア　個人情報を他の情報と混在しないよう区別し、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管するものとし、甲から個人情報を受領する前に、その保管場所の平面図（施錠箇所を明示したもの）を提出すること。なお、甲が、別途保管方法を指定するときは、甲の指定した保管方法によること。

イ　甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

ウ　個人情報を電子データで持ち出す場合には、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

エ　個人情報を電子データで保管する場合には、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検し、その点検記録を保管すること。なお、甲の求めがあった場合には、点検記録を甲に提出すること。

オ　受注した業務内容にかかる個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）に、私物モバ

イル端末、私物パソコン、私物外部記憶媒体その他の私物を持ち込ませないこと。

カ　個人情報を取り扱うパソコンに、ＩＤ・パスワード設定、不正プログラム対策ソフトウェア導入等のセキュリティ対策を講じること。また、当該業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

キ　個人情報を取り扱う機器、電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等に保管・施錠すること。

ク　乙は、本契約で使用するソフトウェア及び電子計算機等において、脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、不正アクセス対策及び情報漏えい対策を講じること。

4　作業場所の特定

（1）乙は、作業場所を定め、受注業務に着手する前に作業場所を明示した平面図等を甲に提出しなければならない。ただし、甲の施設内で受注した業務を行う場合は、この限りではない。

（2）乙は、作業場所を変更する場合には、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

（3）乙は、甲の施設内で受注した業務を行う場合には、作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、甲の求めがあった場合には提示させなければならない。

5　秘密保持の義務

（1）乙は、本契約により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は違法不当な目的に利用してはならない。本契約終了後もまた同様とする。

（2）乙は、作業従事者に対し、秘密保持に関する誓約書を提出させ、前(1)の義務を遵守させなければならない。また、甲の求めがあった場合には、誓約書等の写しを甲に提出し報告しなければならない。

6　第三者への提供の禁止

（1）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（2）乙は、受注した業務に係る個人情報を作業従事者のうち必要最低限の者のみに扱わせるものとする。

7　受注した業務の範囲を超えた情報の利用禁止

（1）乙は、本契約により受注した業務の範囲及び用途を超えて、受注した業務に係る個人情報及びその調査分析過程で得られた付随的な情報を利用、加工及び再生してはならない。

（2）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報を甲の許可なく複写又は複製してはならない。

（3）乙は、作業従事者に対し、前(1)及び(2)の義務を遵守させなければならない。

8　個人情報の廃棄又は返還の義務

（1）乙は、本契約により受注した業務が完了したとき、本契約が解除されたとき又は甲の求めがあったときは、受注した業務に係る個人情報（複写及び複製したものを含む。）を速やかに廃棄し、又は甲に返還しなければならない。

（2）乙は、前(1)において、書類等を廃棄する場合にあっては焼却又は溶解により、機器及び電子媒体

等を廃棄する場合にあっては専用のデータ削除ソフトウェアの利用、物理的な破壊その他の個人情報を判読不可能とするための措置により行わなければならない。

（３）乙は、前(2)の規定による廃棄を行ったときは、速やかに、当該廃棄に係る帳票名又はファイル名、個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄方法、処理日、担当者名等を明示した文書を、甲に提出しなければならない。

（４）乙は、前(1)の規定による廃棄に際し甲から立会いを求められた場合には、これに応じなければならない。

９　事故発生時における報告の義務

（１）乙は、個人情報に関して盗用、漏えい、改ざん、滅失、毀損等の事故が発生したときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、事故に含まれる個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なくその状況を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（２）乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（３）甲は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

１０　立会い及び監督に関すること

甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち会わせ、個人情報の管理・取扱い状況を調査又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに従わなければならない。

１１　個人情報管理の監査

（１）甲又は甲が指定した監査人は、本契約により受注した業務に係る個人情報の管理に対して、定期的又は随時に監査を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。なお、監査の対象事項及び方法の詳細については甲と乙の間で別途協議の上定めるものとする。

（２）甲は、前(1)以外の事項に対しても、本事業の稼働状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。

１２　教育

乙は、作業従事者に対し、本契約により受注した業務の個人情報の保護に関する教育又は研修を実施しなければならない。また、教育又は研修の実施状況について、甲の求めがあった場合には、報告書を提出しなければならない。

１３　個人情報の授受及び搬送

（１）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報の授受及び搬送に関して、安全管理上必要な措置

を講じ、紛失、毀損等の事故を防止しなければならない。

（２）乙は、甲乙間の個人情報の授受に関して、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（３）乙は、本契約により受注した業務に係る個人情報を搬送する場合には、専用ケースに施錠した上で、乙の責任において、乙の専用車で搬送するものとし、その費用は乙の負担とする。ただし、緊急時又はその他の事情で乙の専用車が使用できない場合には、乙は、速やかに甲に報告し、搬送方法を甲と協議しなければならない。

１４　再委託

（１）乙は、本契約により受注した業務の全部又は一部を第三者に委託又は委任（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ甲の許諾を得たときは、この限りではない。

（２）乙は、再委託に関し甲の許諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における個人情報の安全管理及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした書面を、受注業務に着手する前に、甲に提出しなければならない。

（３）　前(2)の場合においては、乙は、再委託先本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（４）乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法について具体的に規定しなければならない。

（５）乙は、再委託先と契約をした場合には、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

１５　公表措置及び損害賠償義務

（１）甲は、乙が本特記仕様に掲げる事項に違反し、又は怠った場合には、その事実を公表することができる。また、甲は乙に契約解除の措置を取ることができる。

（２）前(1)の場合においては、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。乙が再委託を行ったことにより、甲に損害を与えたときも同様とする。

１６　罰則

個人情報保護法第 176 条、第 179 条及び第 180 条の規定を適用する。

１７　協議事項

本特記仕様に規定のない事項又は本特記仕様の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議の上、解決するものとする。

別紙７

機密情報の取扱いに関する特記仕様

本特記仕様では、機密情報の取扱いに関する事項を定める。本特記仕様は、契約書と一体のものである。約款及び仕様書と本特記仕様との間に差異がある場合には、本特記仕様が優先する。

１　機密情報の定義

機密情報とは、葛飾区情報公開条例（平成４年葛飾区条例第 30 号）第 9 条に定める非公開情報（葛飾区情報公開条例第 9 条第 2 号に規定する情報を除く。）をいう。

２　機密情報の原則的な取扱い

（１）葛飾区（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、その業務を遂行するにあたって、機密情報の漏えい等により、区民等の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（２）乙は、刑法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報の保護に関する法律、葛飾区情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順その他の関連法令等に従い、機密情報を適切に扱わなければならない。なお、契約締結後、関連法令等が改正された場合には、改正内容に従わなければならない。

３　知的財産権

甲及び乙は、機密情報の開示が相手方に対して現在又は今後所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを書面をもって確認すること。

４　機密情報の適正な管理

乙は、機密情報の盗用、漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他適正な管理及び安全の確保のために、次の措置を講じなければならない。

（１）管理責任者を定め、機密情報を善良なる管理者の注意をもって管理すること。

（２）機密情報を他の情報と混在しないよう区別し、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管するものとし、甲から機密情報を受領する前に、その保管場所の平面図（施錠箇所を明示したもの。）を提出すること。なお、甲が別途保管方法を指定する場合には、甲の指定した保管方法によること。

（３）機密情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、受注業務に着手する前に作業場所を明示した平面図等を甲に提出しなければならない。ただし、甲の施設内で受注した業務を行う場合及び甲が提出を不要と認める場合は、この限りではない。また、作業場所を変更する場合には、事前に書面により甲に申請し、その承認を得ること。

（４）甲の施設内で受注した業務を行う場合には、作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、甲の求めがあった場合には提示させること。

（５）甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、機密情報を定められた場所から持ち出さないこと。

（６）機密情報を電子データで持ち出す場合には、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（７）機密情報を電子データで保管する場合には、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの

保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検し、その点検記録を保管すること。なお、甲の求めがあった場合には、点検記録を甲に提出すること。

（８）作業場所に、私物モバイル端末、私物パソコン、私物外部記憶媒体その他の私物を持ち込んで、機密情報を取り扱う作業を行わせないこと。

（９）機密情報を取り扱うパソコンに、ＩＤ・パスワード設定、不正プログラム対策ソフトウェア導入等のセキュリティ対策を講じること。また、当該業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

（１０）乙は、本契約で使用するソフトウェア及び電子計算機等において、脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、不正アクセス対策及び情報漏えい対策を講じること。

5　秘密保持の義務

（１）乙は、本契約により知り得た機密情報を他人に知らせ、又は違法不当な目的に利用してはならない。本契約終了後もまた同様とする。

（２）乙は、作業従事者に対し、秘密保持に関する誓約書等を提出させ、前(1)の義務を遵守させなければならない。また、甲の求めがあった場合には、誓約書の写しを甲に提出し報告しなければならない。

6　第三者への提供の禁止

（１）乙は、前項に記載した事項を除き、本契約により知り得た機密情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（２）乙は、機密情報を本業務に従事する者のうち必要最低限の者のみに扱わせるものとする。

7　受注した業務の範囲を超えた情報の利用禁止

（１）乙は、本契約により受注した業務の範囲及び用途を超えて、受注した業務に係る機密情報及びその調査分析過程で得られた付随的な情報を利用、加工及び再生してはならない。

（２）乙は、本契約により受注した業務に係る機密情報を甲の許可なく複写又は複製してはならない。

（３）乙は、作業従事者に対し、前(1)及び(2)の義務を遵守させなければならない。

8　機密情報の廃棄又は返還の義務

（１）乙は、本契約により受注した業務が完了したとき、本契約が解除されたとき又は甲の求めがあったときは、受注した業務に係る機密情報（複写及び複製したものを含む。）を速やかに廃棄し、又は甲に返還しなければならない。

（２）乙は、前(1)において、書類等を廃棄する場合にあっては焼却又は溶解により、機器及び電子媒体等を廃棄する場合にあっては専用のデータ削除ソフトウェアの利用、物理的な破壊その他の機密情報を判読不可能とするための措置により行わなければならない。

（３）乙は、前(2)の規定による廃棄を行ったときは、速やかに、当該廃棄に係る帳票名又はファイル名、機密情報の項目、媒体名、数量、廃棄方法、処理日、担当者名等を明示した文書を、甲に提出しなければならない。

（４）乙は、前(1)の規定による廃棄に際し甲から立会いを求められた場合には、これに応じなければならない。

９　事故発生時における報告の義務

（１）乙は、機密情報に関して盗用、漏えい、改ざん、滅失及び毀損等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、事故に含まれる機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なくその状況を甲に報告しなければならない。

（２）乙は、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定め、受注業務に着手する前に甲に提出しなければならない。

（３）甲は、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

１０　立会い及び監督に関すること

甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち会わせ、自己の所有する機密情報の管理・取扱い状況を調査又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに従わなければならない。

１１　機密保持の監査

（１）甲又は甲が指定した監査人は、本契約により提供した機密情報の管理に対して、定期的又は随時に監査を行うことができるものとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。なお、監査の対象事項及び方法の詳細については甲と乙の間で別途協議の上定めるものとする。

（２）甲は、前(1)以外の事項に対しても、本事業の稼働状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙及び再委託先はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。

１２　教育

乙は、作業従事者に対し、本契約により受注した業務に係る機密情報の取扱い及び情報セキュリティに関する教育又は研修を実施しなければならない。また、教育又は研修の実施状況について、甲の求めがあった場合には、報告書を提出しなければならない。

１３　機密情報の授受及び搬送

乙は、本契約により受注した業務に係る機密情報の授受及び搬送に関して、安全管理上必要な措置を講じ、紛失、毀損等の事故を防止しなければならない。

１４　再委託

（１）乙は、本契約により受注した業務の全部又は一部を第三者に委託又は委任（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ甲の許諾を得たときは、この限りではない。

（２）乙は、再委託に関し甲の許諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における機密情報の安全管理及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、受注業務に着手する

前に、甲に提出しなければならない。

（３）前(2)の場合においては、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（４）乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

（５）乙は、再委託先と契約した場合には、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

１５　公表措置及び損害賠償義務

（１）甲は、乙が本特記仕様に掲げる事項に違反し、又は怠った場合には、その事実を公表することができる。また、甲は乙に契約解除の措置を取ることができる。

（２）前(1)の場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。乙が再委託を行ったことにより、甲に損害を与えたときも同様とする。

１６　協議事項

本特記仕様に規定のない事項又は本特記仕様の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議の上、解決するものとする。

80　SHIBAMATA FU-TEN Bed and Localの月別宿泊者数（団体・個人）〔令和６年度（2024）～令和８年度（2026）〕
（令和８年８月まで）

団体（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
令和６年度(2024)	1,595	2,831	2,918	2,507	3,266	3,077	2,893	2,416	2,500	2,784	2,271	425	29,483
令和７年度(2025)	2,414	2,831	1,444	267	2,030	2,227	1,445	1,009	1,156	2,476	2,348	2,058	21,705
令和８年度(2026)	2,757	3,317	2,544	647	1,820								11,085
												合計	62,273

個人（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
令和６年度(2024)													0
令和７年度(2025)										0	0	2	2
令和８年度(2026)	11	18	19										48
												合計	50

81　北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品（アニメ「めぐみ」）の学校別活用状況〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025)〕

	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)	令和７年度 (2025)
小学校・保田しおさい	50 校	50 校	49 校
中学校	24 校	24 校	24 校

82　年度別庁舎内ハラスメント相談件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

（単位：件）

年度		令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)
区分	セクシュアル・ハラスメント	2	3	0
	パワー・ハラスメント	11	28	21
	妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント	1	0	2
計		14	31	23

83　年度別小学校中学校でのハラスメント相談件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

（１）教職員間のハラスメント相談件数

	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)	令和７年度 (2025)
小学校	17	14	12
中学校	1	2	7

（２）教職員から児童・生徒に対するハラスメント相談件数

	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)	令和７年度 (2025)
小学校	2	4	3
中学校	0	2	0

84　欠勤の実績とそれに対する懲戒処分等の数〔令和５年度(2023)～令和７年度(2025)〕

年度	令和５年度(2023)				令和６年度(2024)				令和７年度(2025)			
職員区分	常勤職員		会計年度任用職員		常勤職員		会計年度任用職員		常勤職員		会計年度任用職員	
欠勤の実績	職員Ａ	５日	職員a	14日３時間	職員Ａ	１時間	職員a	１日	職員Ａ	６日３時間	職員a	20日３時間
	職員Ｂ	１日１時間45分	職員b	15日１時間45分	職員Ｂ	45分	職員b	14日	職員Ｂ	12日	職員b	63日
	職員Ｃ	３日５時間45分	職員c	１日	職員Ｃ	１日２時間15分	職員c	４日	職員Ｃ	25分	職員c	１日
	職員Ｄ	８日６時間15分	職員d	４時間	職員Ｄ	１日０時間45分	職員d	１日	職員Ｄ	４日	職員d	１日４時間45分
	職員Ｅ	５時間45分	職員e	６日４時間15分	職員Ｅ	５時間45分	職員e	４時間	職員Ｅ	1時間40分	職員e	２日
	職員Ｆ	１日	職員f	１日	職員Ｆ	２時間45分	職員f	２時間	職員Ｆ	１日	職員f	１日
	職員Ｇ	６時間35分	職員g	２時間	職員Ｇ	５日	職員g	１日			職員g	12日２時間15分
	職員Ｈ	１日５時間45分	職員h	５時間	職員Ｈ	１日	職員h	３日			職員h	１日
			職員i	２日	職員Ｉ	１日	職員i	３日			職員i	２日５時間
			職員j	４日	職員Ｊ	30分	職員j	３日			職員j	１日
			職員k	１日							職員k	２時間
			職員l	１日							職員l	７日
該当職員数	８名		12名		10名		10名		６名		12名	
懲戒処分等の数	３件		５件		１件		５件		３件		４件	

注１）欠勤の実績は、欠勤を生じさせた職員（該当職員）ごとの累計を記載しています。

注２）会計年度任用職員は、条件付採用期間中に病気休暇の限度日数を超過する療養の必要が生じた場合、超過した期間を欠勤として取扱います。

注３）懲戒処分等の数は、懲戒処分又は文書注意を行った件数の合計を記載しています。

85　中絶の年代別統計、中絶理由についての統計〔令和５年（2023）～令和７年（2025）〕

（人）

	令和５年（2023）				令和６年（2024）				令和７年（2025）				総合計
理由 / 年代別	身体的	経済的	身体的・経済的	合計	身体的	経済的	身体的・経済的	合計	身体的	経済的	身体的・経済的	合計	
10代	2	0	0	2	5	2	0	7	0	1	0	1	**10**
20代	10	5	0	15	6	6	1	13	8	9	1	18	**46**
30代	2	6	0	8	6	6	1	13	6	5	0	11	**32**
40代	5	2	0	7	1	5	1	7	0	3	0	3	**17**
合計	19	13	0	**32**	18	19	3	**40**	14	18	1	**33**	**105**

※数値は人口動態統計に基づく人工死産数（妊娠満12週以後の人工死児の出産）

86　生活保護の主な国籍別、世帯別類型〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

（単位：世帯）

		1 韓国・朝鮮	2 中国又は台湾	3 フィリピン	4 その他	合計
令和５年度（2023） （令和６年３月31日）時点	高齢者	95	44	3	12	**154**
	母子	2	13	21	9	**45**
	障害者	10	6	2	5	**23**
	傷病者	11	20	17	7	**55**
	その他	19	24	31	14	**88**
	計	137	107	74	47	**365**

		1 韓国・朝鮮	2 中国又は台湾	3 フィリピン	4 その他	合計
令和６年度（2024） （令和７年３月31日）時点	高齢者	89	50	3	10	**152**
	母子	2	8	18	8	**36**
	障害者	10	7	3	6	**26**
	傷病者	10	19	17	8	**54**
	その他	19	25	32	17	**93**
	計	130	109	73	49	**361**

		1 韓国・朝鮮	2 中国又は台湾	3 フィリピン	4 その他	合計
令和７年度（2025） （令和８年３月31日）時点	高齢者	92	54	6	11	**163**
	母子	2	7	17	6	**32**
	障害者	10	7	3	6	**26**
	傷病者	11	20	16	9	**56**
	その他	18	20	30	20	**88**
	計	133	108	72	52	**365**

87　住宅宿泊事業の届出件数と旅館業の許可件数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
住宅宿泊事業　　届出件数	106	164	232
旅館業　　許可件数	58	153	275

88　区内小・中学校のスクールカウンセラーの配置状況、勤務日数及び相談件数〔令和７年度（2025）〕

小学校	都費	区費	※都費	※区費	件数
本田	週１日		38		305
葛飾	週１日		38		371
梅田	週１日		38		192
南綾瀬	週１日		38		298
上千葉	週１日	週１日	38	36	742
堀切	週１日		38		243
奥戸	週１日		38		411
上平井	週１日		38		321
二上	週１日		38		214
小松南	週１日		38		448
高砂	週２日		76		631
新宿	週１日		38		453
住吉	週１日		38		498
亀青	週１日		38		231
道上	週１日	週１日	38	36	619
金町	週１日		38		583
末広	週１日		38		225
柴又	週１日		38		361
鎌倉	週１日		38		690
水元	週１日	週１日	38	36	421
こすげ	週１日		38		333
半田	週２日		76		588
宝木塚	週１日		38		337
青戸	週１日	週１日	38	36	752

小学校	都費	区費	※都費	※区費	件数
清和	週１日		38		272
中之台	週１日		38		358
綾南	週１日		38		202
川端	週１日		38		137
北野	週１日		38		522
白鳥	週１日		38		250
松上	週２日		76		883
西小菅	週１日		38		479
柴原	週１日		38		123
中青戸	週２日		76		831
南奥戸	週１日		38		300
東綾瀬	週１日		38		314
原田	週１日		38		390
東柴又	週１日		38		341
飯塚	週１日		38		454
西亀有	週１日		38		514
花の木	週２日		76		628
上小松	週１日	週１日	38	36	508
幸田	週２日		76		566
細田	週２日		76		710
東金町	週１日	週１日	38	36	918
東水元	週１日		38		277
よつぎ	週１日		38		175
東四つ木	週１日		38		220
保田しおさい		週１日		42	660

※都費…都費スクールカウンセラー年間配置日数
※区費…区費スクールカウンセラー年間配置日数

中学校	都費	区費	※都費	※区費	件数
本田	週１日	週１日	38	36	854
金町	週１日	週１日	38	36	569
水元	週１日	週１日	38	36	340
新宿	週１日	週１日	38	36	680
奥戸	週１日	週１日	38	36	500
綾瀬	週１日	週１日	38	36	371
上平井	週１日	週１日	38	36	724
中川	週１日	週１日	38	36	378
桜道	週１日	週１日	38	36	614
堀切	週１日	週１日	38	36	732
双葉	週１日	週１日	38	36	510
双葉夜間	週１日	週４時間	38	36	437
大道	週１日	週１日	38	36	547
四ツ木	週１日	週１日	38	36	464
小松	週１日	週１日	38	36	493
亀有	週１日	週１日	38	36	646
立石	週１日	週１日	38	36	759
常盤	週１日	週１日	38	36	708
一之台	週１日	週１日	38	36	958
青戸	週１日	週１日	38	36	693
青葉	週１日	週１日	38	36	541
高砂	週１日	週１日	38	36	570
東金町	週１日	週１日	38	36	394
葛美	週１日	週１日	38	36	620
新小岩	週１日	週１日	38	36	410

※都費…都費スクールカウンセラー年間配置日数
※区費…区費スクールカウンセラー年間配置日数

89　区内小・中学校が保有しているテント数〔令和８年度（2026）〕（令和８年８月31日現在）

（単位：張）

No.	学校名	保有数
1	本田小学校	14
2	葛飾小学校	23
3	梅田小学校	3
4	南綾瀬小学校	7
5	上千葉小学校	6
6	堀切小学校	12
7	奥戸小学校	23
8	上平井小学校	9
9	二上小学校	11
10	小松南小学校	13
11	高砂小学校	13
12	新宿小学校	11
13	住吉小学校	12
14	亀青小学校	19
15	道上小学校	15
16	金町小学校	14
17	末広小学校	10
18	柴又小学校	25
19	鎌倉小学校	9
20	水元小学校	15
21	こすげ小学校	15
22	半田小学校	10
23	宝木塚小学校	27
24	青戸小学校	10

No.	学校名	保有数
25	清和小学校	20
26	中之台小学校	22
27	綾南小学校	11
28	川端小学校	15
29	北野小学校	15
30	白鳥小学校	13
31	松上小学校	7
32	西小菅小学校	9
33	柴原小学校	23
34	中青戸小学校	15
35	南奥戸小学校	15
36	東綾瀬小学校	6
37	原田小学校	15
38	東柴又小学校	7
39	飯塚小学校	11
40	西亀有小学校	13
41	花の木小学校	3
42	上小松小学校	13
43	幸田小学校	13
44	細田小学校	21
45	東金町小学校	9
46	東水元小学校	7
47	よつぎ小学校	9
48	東四つ木小学校	16
合　　計		634

No.	学校名	保有数
1	本田中学校	16
2	金町中学校	19
3	水元中学校	9
4	新宿中学校	12
5	奥戸中学校	9
6	綾瀬中学校	11
7	上平井中学校	16
8	中川中学校	6
9	桜道中学校	9
10	堀切中学校	10
11	双葉中学校	13
12	大道中学校	9
13	四ツ木中学校	9
14	小松中学校	14
15	亀有中学校	13
16	立石中学校	13
17	常盤中学校	14
18	一之台中学校	7
19	青戸中学校	15
20	青葉中学校	13
21	高砂中学校	12
22	東金町中学校	9
23	葛美中学校	17
24	新小岩中学校	13
合　　計		288

90　葛飾納涼花火大会における予算、決算（見込み含む）及び主な支出内訳と支出先（50万円以上）、有料指定席エリア別収入額・販売マス席数（定員含む）、協賛金額・件数〔令和８年度（2026）〕

予算、決算（見込み含む）及び主な支出内訳と支出先（50万円以上）

【収入の部】　（単位：円）

区分	予算額	決算額（見込み）
都補助金	1,250,000	1,250,000
区負担金	112,584,686	112,584,686
協賛金収入	12,340,000	15,722,000
有料指定席収入	67,690,000	69,113,000
雑収入	100,000	497,039
繰越金	23,688,753	23,688,753
合計	217,653,439	222,855,478

【支出の部】　（単位：円）

科目	予算額	決算額（見込み）	支出内訳と支出先(50万円以上）
花火費	30,000,000	30,000,000	花火打ち上げ委託　30,000,000（㈱イケブン）
設備費	112,000,000	111,598,415	会場設営委託（全般）45,650,000（㈱イベントコミュニケーションズ）、電気設備設置委託　22,000,000（㈱大洋電設）、会場設営委託（有料席及びスロープ）14,364,020（三和舞台㈱）、草刈委託　10,631,335（㈱エイコー）、清掃及び廃棄物処理委託　5,951,000（㈱アミック）、仮設トイレ設置委託　5,390,000（㈱レンタルのニッケン）、看板制作及び設置委託　2,684,000（㈱アド福助）、仮設道路設置委託　2,530,000（㈱レンタルのニッケン）、交通標識被覆委託　980,000（信号器材㈱）、し尿処理委託　680,400（㈱丸三興業）
警備費	37,000,000	38,227,959	警備委託（場外）19,053,919（タイヨー㈱）、警備委託（場内）18,839,040（シンテイ警備㈱）
印刷費	1,300,000	1,073,064	プログラム印刷　731,500（㈱木内印刷）
事務費	20,000,000	15,234,515	興行中止保険　6,280,890（損害保険ジャパン㈱）、指定席販売手数料　4,046,865（ぴあ㈱）、指定席受付業務委託　1,409,045（ぴあ㈱）
協賛活動費	3,000,000	2,572,500	うちわ制作委託　2,572,500（㈱キョーコロ）
租税公課	5,270,000	6,066,500	法人税・消費税
予備費	9,083,439	0	
合計	217,653,439	204,772,953	

有料指定席エリア別収入額・販売マス席数（定員含む）

	一　般　販　売					区 民 先 行 販 売				協賛※		合　計		
エリア	席種	販売数（マス・席）	定員（人）	販売価格（円）	収入額（円）	販売数（マス・席）	定員（人）	販売価格（円）	収入額（円）	配布数（マス・席）	定員（人）	販売数（マス・席）	定員（人）	収入額（円）
ＳＳ席	ＳＳイス席	38	38	12,000	456,000	178	178	12,000	2,136,000	23	23	239	239	2,592,000
	２人マス席	31	62	16,000	496,000	248	496	16,000	3,968,000	182	364	461	922	4,464,000
	４人マス席	9	36	30,000	270,000	132	528	30,000	3,960,000	21	84	162	648	4,230,000
Ｓ１席	２人マス席	67	134	14,000	938,000	181	362	14,000	2,534,000	—	—	248	496	3,472,000
Ｓ２席	２人マス席	377	754	14,000	5,278,000	144	288	14,000	2,016,000	—	—	521	1,042	7,294,000
	４人マス席	62	248	26,000	1,612,000	89	356	26,000	2,314,000	—	—	151	604	3,926,000
Ｓ３席	２人マス席	486	972	14,000	6,804,000	13	26	14,000	182,000	—	—	499	998	6,986,000
	４人マス席	24	96	26,000	624,000	4	16	26,000	104,000	—	—	28	112	728,000
Ａ席	２人マス席	421	842	12,000	5,052,000	58	116	12,000	696,000	—	—	479	958	5,748,000
	４人マス席	40	160	22,000	880,000	33	132	22,000	726,000	—	—	73	292	1,606,000
Ｂ席	２人マス席	734	1,468	11,000	8,074,000	21	42	11,000	231,000	—	—	755	1,510	8,305,000
	４人マス席	91	364	20,000	1,820,000	16	64	20,000	320,000	—	—	107	428	2,140,000
平面席	平面イス席	1,592	1,592	5,000	7,960,000	261	261	5,000	1,305,000	539	539	2,392	2,392	9,265,000
	２人マス席	489	978	10,000	4,890,000	38	76	10,000	380,000	—	—	527	1,054	5,270,000
	４人マス席	13	52	18,000	234,000	52	208	18,000	936,000	—	—	65	260	1,170,000
	６人マス席	25	150	27,000	675,000	46	276	27,000	1,242,000	—	—	71	426	1,917,000
	計	4,499	7,946		46,063,000	1,514	3,425		23,050,000	765	1,010	6,778	12,381	69,113,000

※協賛額に応じた有料指定席券配布数

協賛金額・件数

協賛金額（円）	件数（件）
15,722,000	240

91　現在事業中の市街地再開発事業(立石３件、金町、新小岩)ごとの各事業者担当事業者名一覧〔令和８年度（2026)〕

■立石駅北口地区

令和８年度（2026）	
事業者名	担当事業等
東京建物株式会社	参加組合員
旭化成ホームズ株式会社	参加組合員
一般財団法人首都圏不燃建築公社	参加組合員
鹿島・三井住友建設立石駅北口地区特定業務代行共同企業体	特定業務代行者
菊地綜合法律事務所	法律顧問
三井住友建設株式会社	西棟建築物実施設計付帯業務
株式会社日本設計	東棟建築物実施設計付帯業務
鹿島・三井住友特定建設工事共同企業体	施設建築物建築工事
鹿島建設株式会社	交通広場整備工事
鹿島建設株式会社	軌道計測業務
鹿島建設株式会社	土壌汚染モニタリング工事
鹿島建設株式会社	周辺道路等整備工事
三井住友建設株式会社	工事監理業務
株式会社日本設計	工事監理業務
株式会社トーニチコンサルタント	工事監理業務
三井住友建設株式会社	施設建築物等新築工事に係る家屋事前事後調査業務
一般財団法人首都圏不燃建築公社	事務局運営業務
サステナブル税理士法人	税務・会計コンサルタント業務
株式会社都市設計連合	総合コーディネート業務
株式会社オーク計画研究所	商業コンサルタント業務
株式会社タウン・マネジメント・システム	管理運営コンサルタント業務

株式会社エスエス企画	事業誌作成業務
有限会社井原理安デザイン事務所	街区全体のサイン共通化に向けたガイドライン作成業務
ＭＭクリエイティブコネクト株式会社	トレース図面等作成業務
株式会社フェニックスリサーチ	道路区域変更図書作成業務
東洋電気通信工業株式会社	テレビ電波受信障害対策検討業務
株式会社都市設計連合	交番内装設計業務

■立石駅南口東地区

令和８年度（2026）	
事業者名	担当事業等
株式会社長谷エコーポレーション	特定業務代行者
野村不動産株式会社	参加組合員
阪急阪神不動産株式会社	参加組合員
平野総合法律事務所	法律顧問
平野総合法律事務所	地権者訴訟対応
株式会社総合不動産鑑定コンサルタント	事業コンサルタント業務
株式会社イデア	商業コンサルタント業務
ＩＳパートナーズ会計事務所	税務・会計顧問業務
ＩＳパートナーズ会計事務所	税務・会計コンサルタント業務
株式会社長谷エコーポレーションエンジニアリング事業部	施設建築物実施設計業務（標準外業務）

■立石駅南口西地区

令和８年度（2026）	
事業者名	担当事業等
前田建設工業株式会社	事業協力者
野村不動産株式会社	参加組合員予定者
東京建物株式会社	参加組合員予定者
阪急阪神不動産株式会社	参加組合員予定者
株式会社タカハ都市科学研究所	総合コーディネート業務
株式会社オーク計画研究所	商業コンサルタント業務
平野総合法律事務所	法律顧問
サステナブル税理士法人	税務・会計コンサルタント業務
株式会社タカハ都市科学研究所	組合設立認可申請に伴う協議支援及び関連図書作成業務

■東金町一丁目西地区

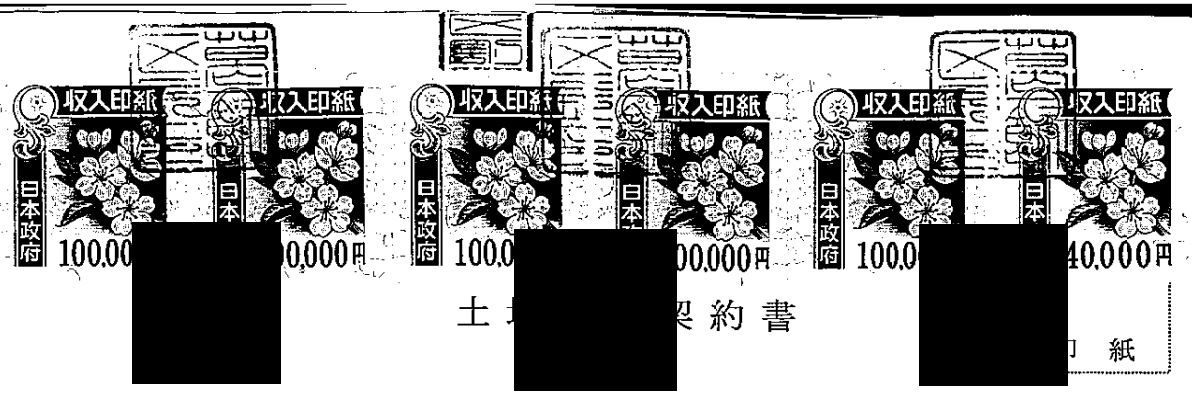
令和８年度（2026）	
事業者名	担当事業等
三菱地所株式会社	参加組合員
三菱地所レジデンス株式会社	参加組合員
三井不動産レジデンシャル株式会社	参加組合員
株式会社フジタ　東京支店	特定業務代行者
平野総合法律事務所	法律顧問
大野木総合会計事務所	税務・会計顧問
大野木総合会計事務所	消費税還付コンサルティング業務
株式会社トーニチコンサルタント	環境アセスメント業務②-1（Ⅱ期）
株式会社ウコー	道路位置指定に係る申請業務
株式会社フジタ　東京支店	アスベスト・PCB 除却工事

株式会社オリジナルワーク	解体工事説明等対応支援業務
株式会社フジタ　東京支店	Ⅱ期既存建物等除却解体工事
株式会社佐藤総合計画	総合コーディネート業務
東電タウンプランニング株式会社	電線共同溝修正設計業務
株式会社トーニチコンサルタント	道路照明施設詳細設計業務
株式会社フジタ　東京支店	Ⅱ期解体工事に付随する追加工事② （土壌汚染対策法に基づく汚染土処理工事）
株式会社読売ニュースサービス	仮囲いデザイン掲出・撤去業務
基礎地盤コンサルタンツ株式会社	観測井戸設置及び地下水観測業務
株式会社フジタ　東京支店	既存埋設配管撤去工事
株式会社フジタ　東京支店	擁壁築造工事
小川登記総合事務所	滅失登記申請業務
株式会社ウコー	地盤高調査業務
株式会社佐藤総合計画	実施設計変更業務その２
株式会社佐藤総合計画	事業計画変更・権利変換計画変更に係る業務
株式会社フジタ　東京支店	Ⅱ期解体工事に付随する追加工事③ （地中障害物撤去工事）

■新小岩駅南口地区

令和８年度（2026）	
事業者名	担当事業等
三井不動産レジデンシャル株式会社	参加組合員
一般財団法人首都圏不燃建築公社	参加組合員
平野総合法律事務所	法律顧問
株式会社都市創造オフィス	事業推進業務
株式会社日本設計	補助金対応支援業務

サステナブル税理士法人	税務・会計業務
株式会社エスエス企画	事業誌・映像記録作成業務
株式会社タウン・マネジメント・システム	管理運営計画検討業務
株式会社マイライフ・ハウジング	権利調整（借家人対応）業務
株式会社フェニックスリサーチ	B 街区電線共同溝・道路設計業務
横浜エンジニアリング株式会社	B 街区アスベスト概況調査業務
株式会社オーク計画研究所	A 街区内装監理業務
株式会社フクダ・アンド・パートナーズ	A 街区テナントリーシング対応業務
株式会社松田平田設計	A 街区施設建築物工事監理業務、B 街区特定業務代行者選定に向けた準備業務
株式会社福田組　東京本店	A 街区基準超過土処理、施設建築物等新築工事（A 街区）



土地譲渡契約書

印　紙

[redacted]

譲渡人葛飾区（以下「甲」という。）と譲受人学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、甲の所有する土地の譲渡に関して、次のとおり土地譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別記１土地目録に表示する土地（以下「表示土地」という。）を、大学（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める４年制大学、６年制大学、大学院及びその附属する施設のことをいう。以下同じ。）の用途（以下「土地の用途」という。）に供することを条件として、乙に譲り渡すものとする。

（譲渡代金）

第２条　この契約に基づく表示土地の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、＊＊＊＊金１３，８１０，４４３，０８８円とする。

２　表示土地の面積は、別記１土地目録の表示によるものとし、後日、再実測の結果、差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（譲渡代金の支払）

第３条　乙は、前条に規定する譲渡代金を、平成２１年３月２６日に、甲の定める方法により甲に支払うものとする。

[redacted]

（所有権の移転等）

第４条　甲は、前条に規定する譲渡代金の支払いの完了と同時に、乙に対して表示土地の所有権を移転し、また、表示土地を引き渡すものとする。

（建設等義務）

第５条　乙は、前条の規定に基づき表示土地の引渡しが完了した日（以下「引渡日」という。）から、平成３０年３月１８日（以下「供用期限日」という。）までに土地の用途に

供し、次の各号を遵守しなければならない。

一　供用期限日までに、表示土地に、大学にかかる建築物（以下「建築物」という。）の建設を完了すること。

二　表示土地を土地の用途に供した日から起算して２０年以上、土地の用途に供すること。

三　「葛飾区新宿六丁目地区　景観形成の手引き」及び「葛飾区新宿六丁目地区　景観ガイドライン」に基づいた計画とするとともに、表示土地を含む新宿六丁目地区の一体的なまちづくり等を推進するために設置された開発協議会に加入すること。

四　第１号の建築物の建設に関し、第三者から苦情、異議の申立て、損害賠償請求等があったときは、乙の責任においてこれらを解決すること。

五　甲が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずること。

六　第１号の建築物について、確認の申請書（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認の申請書をいう。）を提出する前並びに確認済証（建築基準法第６条第１項に規定する確認済証をいう。）及び検査済証（建築基準法第７条第５項に規定する検査済証をいう。）の交付を受けた後、速やかに、甲に対し、その写しその他関係図書を提出すること。

七　第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲に対して何らの請求を行わないこと。

八　別添１新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書（平成１８年３月３１日締結、締結者　甲、独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）及び三菱瓦斯化学株式会社）第３条第２項に基づき、表示土地に係る地区計画における２号施設の整備主体及び管理者たる地位を継承すること。

九　この契約の締結日以後、乙が表示土地を土地の用途に供した日から起算して２０年を経過するまでの間に、次のイからハに規定する行為をしようとするときは、甲の承諾を得ること。

イ　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

ロ　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

ハ　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

十　次のイ及びロに規定する事由が生じたときは、甲に対して通知すること。

イ　解散事由が生じたとき若しくは合併があったとき又は事業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

ロ　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

2　前項の規定にかかわらず、甲乙協議により必要と認め合意したときは、この期限を変更できるものとする。

（違約金）

第６条　乙は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の各号の一に該当するときは、第２条第１項に規定する譲渡代金の２０パーセントを上限として甲が定める金員を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

一　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

二　第５条第１項第１号、第３号、第８号及び第９号に違反する行為があったとき。

三　次条の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は表示土地を買い戻したとき。

（甲の契約解除権等）

第７条　甲は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し又は表示土地を買い戻すことができる。

一　乙が、第３条に規定する日に、第２条第１項に規定する譲渡代金を支払わないとき。

二　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

三　第５条第１項第１号、第３号、第８号及び第９号に違反する行為があったとき。

2　前項の規定により甲がこの契約を解除し又は表示土地を買い戻したときは、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

一　甲は、譲渡代金として乙から既に受領した額を乙に返還するものとする。

二　乙は、直ちに、表示土地をこの契約を締結した時の状態に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。この場合において、各返還の方法等は甲乙協議のうえ定めるものとし、また、甲が乙に返還する金額には利息を付さないものとする。

3　前項の規定による表示土地の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

（使用料相当額の支払義務）

第８条　乙は、第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、引渡日の属する月から第７条第２項第２号の規定により甲が乙から表示土地の返還を受けた日の属する月までの使用料相当額を、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

２　前項に規定する使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に１２分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第９条　乙は、第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻した場合において、甲の受けた損害の額が第６条の違約金と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第10条　乙は、この契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（３６５日当たり）１４．５６パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺等）

第11条　第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺するものとする。

（瑕疵担保）

第12条　表示土地に隠れた瑕疵がある場合は、民法（明治２９年法律第８９号）第５７０条の規定にかかわらず、平成２５年３月３日までに乙が甲に通知したものに限り、甲がその責めを負うものとする。

２　別記２物件目録に表示する事項についての取扱いは、次の各号のとおりとする。

一　甲は用地管理施設等（砕石等、フェンス等）及び杭について、乙に対し、その撤去

義務等の一切の責めを負わないものとする。

二　甲は、油分について、大学整備及び通常の土地利用において支障が生じると認められた場合には、乙との協議において、その取扱いについて決定するものとする。

（土壌汚染）

第13条　この契約の締結日前に判明している土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第５条第１項に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「関係法令の基準」という。）に適合しない表示土地の土壌汚染については、甲は、甲の費用負担により、平成２２年１月末日までに、甲及び乙が協議により決定した必要な対策を講じるものとする。

2　引渡日以後、この契約の締結日における関係法令の基準に適合しない表示土地の土壌汚染の存在が判明した場合、乙は、直ちに甲に通知し、甲は、速やかにその土壌汚染の存在を確認するものとし、この場合における甲及び乙の費用負担は、次のとおりとする。

一　土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙の負担とする。

二　検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準拠した対策については、甲及び乙はその方法を協議し、決定するものとする。この場合における対策工事に必要とされる対策費用は、平成２５年３月３日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

三　甲及び乙は、前号に規定する対策工事の方法及び甲が負担する対策費用を決定したときは、契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

四　土壌汚染の由来が自然的原因であると判断され、且つ関係法令の基準を上回る物質が検出された場合、その物質を適切に処分するために要する費用については、甲乙協議により決定するものとする。

3　表示土地において、この契約の締結日以後所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要となったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は、原則として乙の負担とする。

4　第２項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、別紙のとおりとする。

（引渡し後の地中障害物）

第14条　引渡日以後、表示土地において別記２物件目録に表示する事項以外の地中障害物の存在が判明した場合、乙は、直ちに甲に通知し、甲は、速やかに地中障害物の存在を確認するものとし、この場合における撤去に係る甲及び乙の費用負担は、次のとおりと

する。

一　甲及び乙は、地中障害物の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）の方法を協議し、決定するものとする。この場合における撤去に係る費用は、平成２５年３月３日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

二　甲及び乙は、前号に規定する撤去工事の方法及び甲が負担する撤去費用を決定したときは、契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

2　前項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、別紙のとおりとする。

（公表）

第15条　甲及び乙は、この契約の内容について公表できるものとする。

（登記）

第16条　甲は、乙が第3条に規定する支払いを完了したときは、速やかに、この契約に基づき表示土地の所有権移転の登記及び買戻しの特約の登記を行い、乙はこれに協力するものとする。

2　前項の所有権の移転登記及び買戻しの特約の登記に要する費用は甲が、買戻しの特約の登記抹消に要する費用は乙が、それぞれ負担するものとする。

3　乙は、買戻権が設定された土地が合筆又は分筆されたときは、設定された当初の譲渡代金を合筆又は分筆後の面積に応じて合算又は按分した額を合筆又は分筆後の各土地の売買代金とする買戻権変更登記に同意するものとする。

4　表示土地に設定された買戻しの特約の登記を乙が抹消することができる時期は、建築物の検査済証の提出を甲が受けた日以後とする。

（返還金の受領場所）

第17条　乙は、この契約に基づき甲が乙に対して返還すべき金銭債務があるときは、甲の指定する場所においてこれを受領するものとする。

（都市基盤整備への協力）

第18条　乙は、表示土地を含む新宿六丁目地区において、都市機構が施工中の都市基盤整備に協力するものとする。

（疑義の決定）

第19条　この契約に関して疑義を生じたとき、甲乙協議によるものとし、甲乙間に権利義務の争いがあるときは東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

この契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２１年３月２６日

譲渡人　甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　　青　木　　[redacted]

譲受人　乙　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理事長　　塚　本　　桓　[redacted]

別 記

1 土地目録（別添２ 確定図参照）

土地の所在		東京都葛飾区新宿六丁目			
名称	地 番	地 目	地 積（㎡）	土地の用途	引渡日
大学整備用地	３６０２番３	宅地	３０，０００．２４	大学の用途に供する用地	平成21年3月26日

2 物件目録

物 件	数 量	備 考
用地管理施設等 （砕石等、フェンス等） 杭	一 式	・別添３未収去物図のとおり ・未収去物図に表示される杭及び建物の位置は、施工誤差を含む。なお、建物№⑤、⑨′、⑩、⑭については、その建物範囲内に存置されている全ての杭を未収去物として取り扱う。
油分	一 式	・表示土地の土壌に含まれる油分は未収去物として取り扱う。

別紙

第12条から第14条までの規定の運用については、下記のとおりとする。

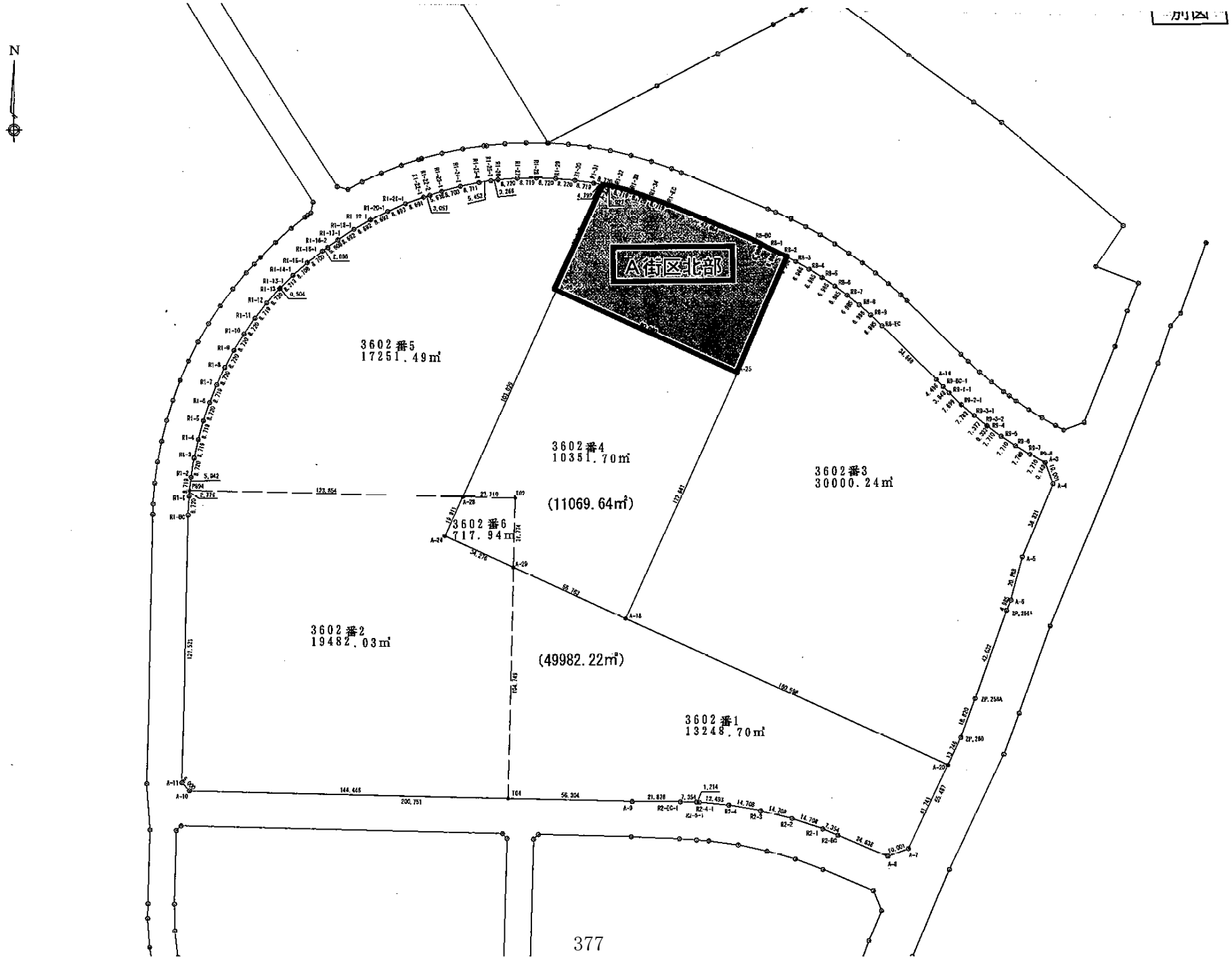
1．甲の費用負担

（1）　第１２条から第１４条までに規定する瑕疵担保等（以下「瑕疵担保等」という。）については、平成２５年３月３日までに乙が甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

（2）　甲の負担する土地譲渡契約第１３条に規定する対策費用及び第１４条に規定する撤去費用は、原則として甲の積算に基づくものとし、これによりがたいときは、その状況により個別に定めるものとする。

2．新宿六丁目地区Ａ街区北部における瑕疵担保等の責任

別図記載の新宿六丁目地区Ａ街区北部において、平成２４年４月１日までに建物を建築しない部分における瑕疵担保等については、平成３０年３月１８日までに乙が甲に通知したものに限り、甲がその責めを負うものとする。ただし、社会経済情勢の著しい変化などによって、建築物の建設が同日までになされない場合の甲の瑕疵担保等の期限は、甲乙協議により合意したときは、この期限を変更できるものとする。


N
A街区北部
3602番5
17251.49㎡
3602番4
10351.70㎡
(11069.64㎡)
3602番6
717.94㎡
3602番3
30000.24㎡
3602番2
19482.03㎡
(49982.22㎡)
3602番1
13248.70㎡

別添１

新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び三菱瓦斯化学株式会社（以下「丙」という。）は、乙及び丙の行う新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画（以下「地区計画」という。）に基づく開発を進めるに当たり基本となる事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地区計画に規定する地区幹線道路、主要区画道路及び歩道状空地（以下「２号施設」という。）の整備主体及びこれらの整備が完了した後の管理者（以下「管理者」という。）について定め、地区計画を円滑に実現することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　２号施設の位置及び範囲については、別添１の公共施設計画図に示すとおりとする。

（施設の整備主体等）

第３条　２号施設の幅員、延長、現況の土地所有者、整備主体及び管理者は下記の表に示すとおりとし、当該２号施設の整備に係る費用については、その整備主体が全額負担するものとする。

２号施設の名称	幅　員（m）	延　長（m）	現況の土地所有者	整備主体	管理者
地区幹線道路１号	16	約1,005	乙及び丙	乙	甲
主要区画道路１号	12	約 450	乙	乙	甲
主要区画道路２号	12～13	約 325	丙	乙	甲
歩道状空地１号	5	約 180	乙	乙	乙
歩道状空地２号	2	約 935	乙及び丙	乙	乙
歩道状空地３号	5	約 140	乙	乙	乙
歩道状空地４号	2	約 155	乙	乙	乙
歩道状空地５号	2.5	約 165	乙	乙	乙
歩道状空地６号	2	約 145	乙	乙	乙
歩道状空地７号	2.5	約 420	乙	乙	乙

２　前項の２号施設のうち、歩道状空地１号、歩道状空地２号、歩道状空地３号、歩道状空地４号、歩道状空地５号、歩道状空地６号及び歩道状空地７号（以下「歩道状空地」という。）について、乙が歩道状空地の全部若しくは一部又はこれらに囲まれた街区の全部若しくは一部を第三者（以下「街区事業者」という。）に譲渡したときは、乙は、整備主体及び当該歩道状空地の管理者たる地位を街区事業者に引き継ぐことができる。

（施設の引渡し及び帰属）

第４条　別添１の公共施設計画図に示す葛飾区新宿六丁目土地区画整理事業の施行区域（以下「施行区域」という。）内にある道路については、地区幹線道路１号は乙及び丙が、主要区画道路２号は丙がそれぞれ用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、換地処分後に甲に帰属させるものとする。

２　別添１の公共施設計画図に示す施行区域外の地区幹線道路１号及び主要区画道路１号については、乙が用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、甲に帰属させるものとする。

（維持管理）

第５条　甲は、前条に規定する引渡しが行われた後に、当該道路を葛飾区道として管理する。

（その他）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書３通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

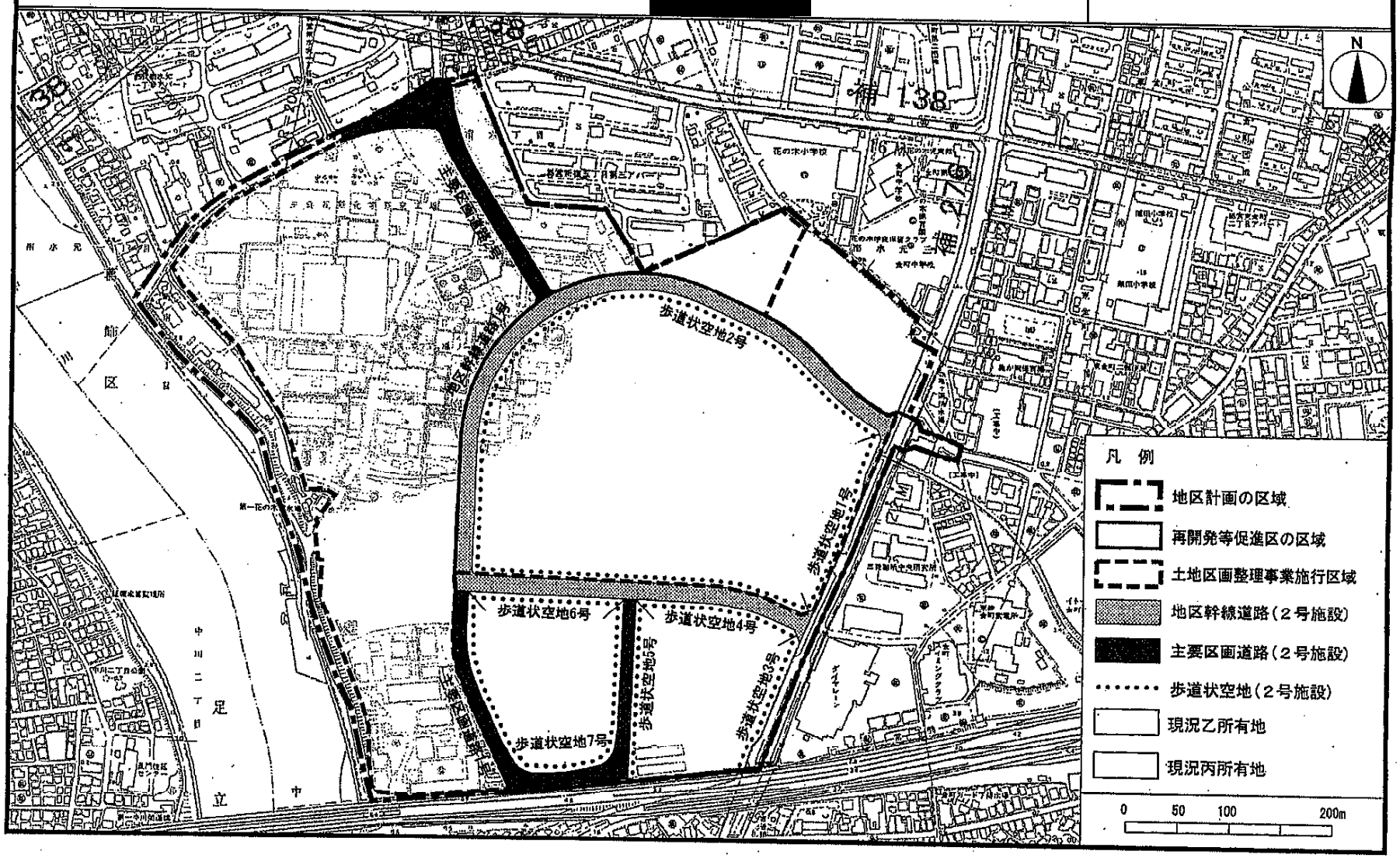
平成１８年３月３１日

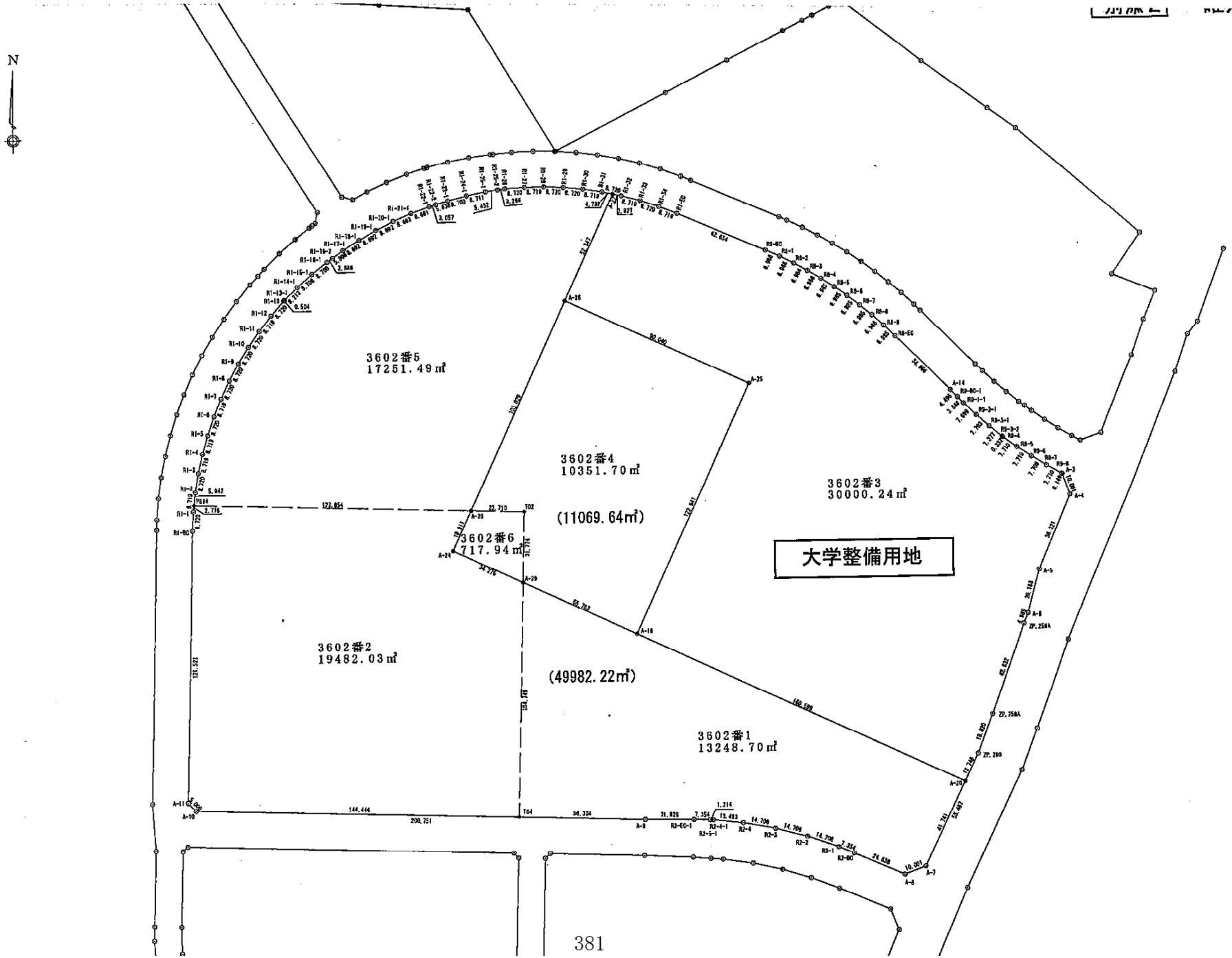
甲　東京都葛飾区立石五丁目１３番１
葛飾区長　青木

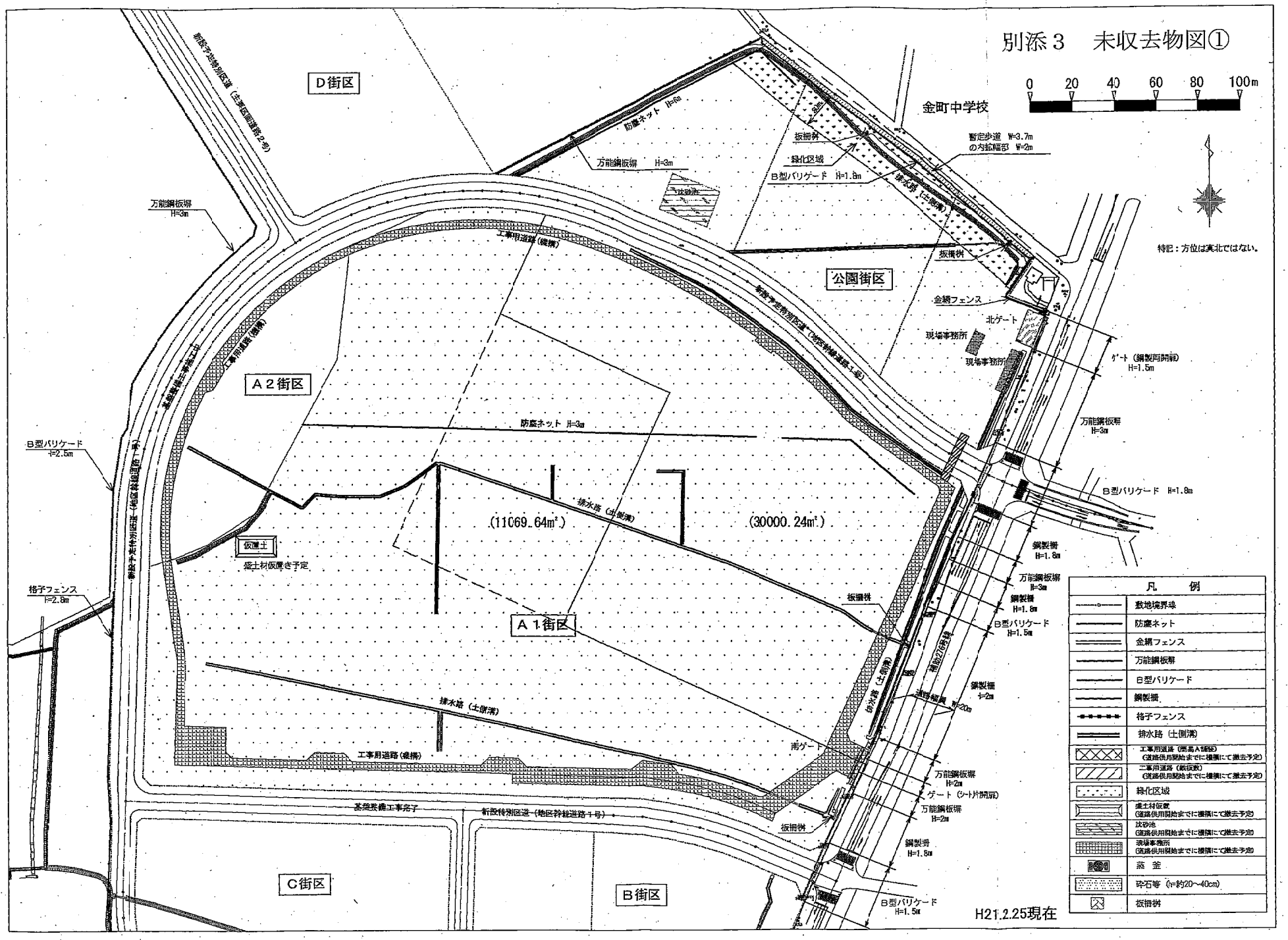
乙　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構東京都
支社長　細谷

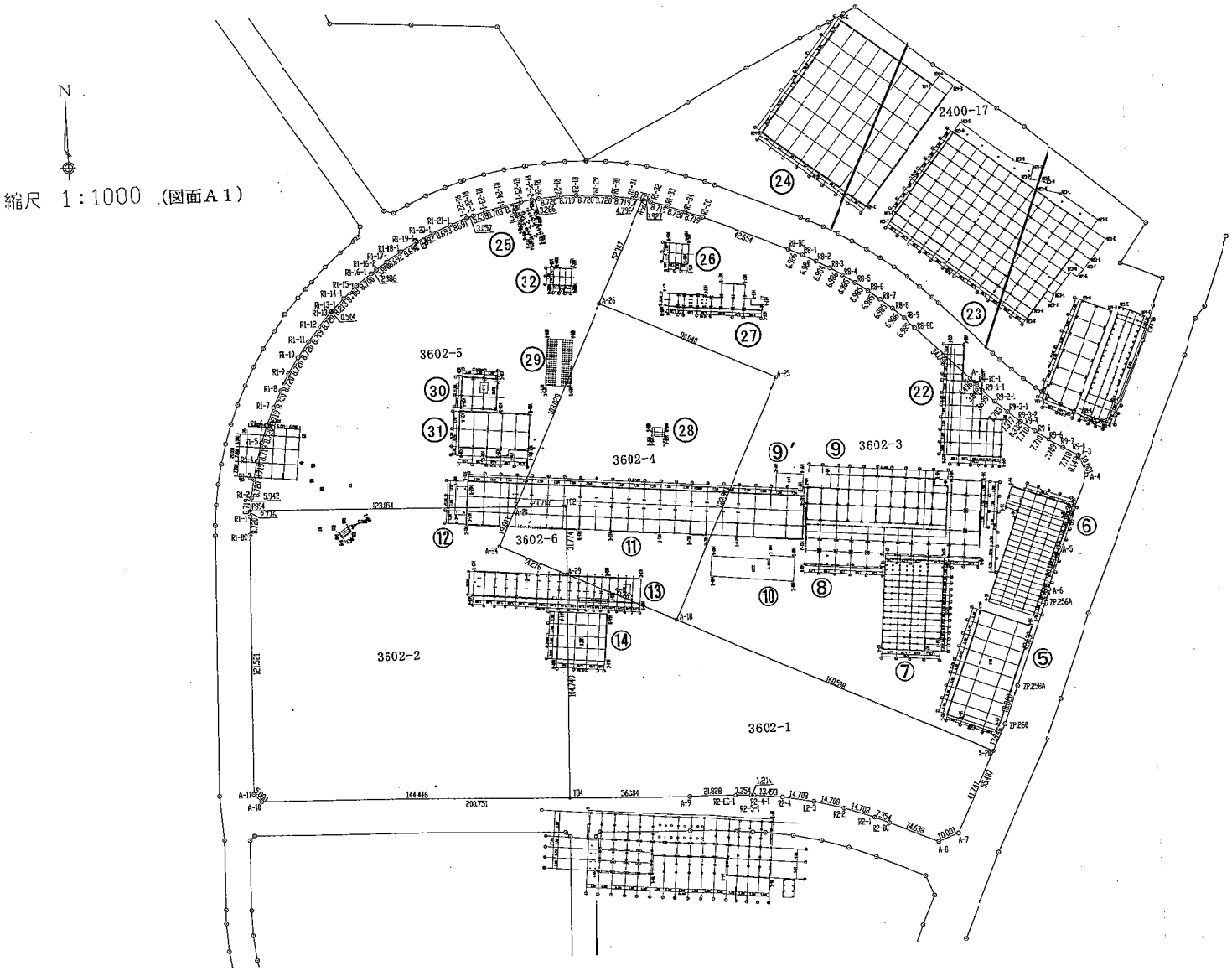
丙　東京都[redacted]二丁目５番２号
三菱[redacted]
取[redacted]員
特[redacted]エープレジデ
川崎敏[redacted]

別添１　公共施設計画図


N
歩道状空地2号
歩道状空地1号
歩道状空地3号
歩道状空地4号
歩道状空地5号
歩道状空地6号
歩道状空地7号
凡　例
地区計画の区域
再開発等促進区の区域
土地区画整理事業施行区域
地区幹線道路（２号施設）
主要区画道路（２号施設）
歩道状空地（２号施設）
現況乙所有地
現況丙所有地
0
50
100
200m


N
3602番5
17251.49㎡
3602番4
10351.70㎡
(11069.64㎡)
3602番3
30000.24㎡
大学整備用地
3602番6
717.94㎡
3602番2
19482.03㎡
(49982.22㎡)
3602番1
13248.70㎡


別添３　未収去物図①
0 20 40 60 80 100m
D街区
A２街区
A１街区
C街区
B街区
公園街区
金町中学校
新設特別区道（主要区画道路２号）
新設特別区道（地区幹線道路１号）
工事用道路（機構）
防塵ネット H=6m
防塵ネット H=3m
万能鋼板塀 H=3m
B型バリケード H=1.8m
板囲柵
緑化区域
暫定歩道 W=3.7m
の内拡幅部 W=2m
排水路（土側溝）
沈砂池
金網フェンス
北ゲート
現場事務所
ゲート（鋼製両開扉）H=1.5m
B型バリケード H=2.5m
格子フェンス H=2.8m
(11069.64㎡)
(30000.24㎡)
仮置土
盛土材仮置き予定
鋼製柵 H=1.8m
鋼製柵 H=2m
南ゲート
ゲート（シート片開扉）
基盤整備工事完了
特記：方位は真北ではない。
凡　例
敷地境界線
防塵ネット
金網フェンス
万能鋼板塀
B型バリケード
鋼製柵
格子フェンス
排水路（土側溝）
工事用道路（原則A1858）（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
工事用道路（敷鉄板）（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
緑化区域
盛土材仮置（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
沈砂池（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
現場事務所（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
築　舎
砕石等（t=約20～40cm）
板囲柵
H21.2.25現在


N
縮尺　1：1000　(図面Ａ１)
2400-17
3602-1
3602-2
3602-3
3602-4
3602-5
3602-6





回　議　用　紙

決裁区分	公開の可否	非公開の根拠条文	保存年限
区長（甲）	非公開	法人等不利益情報（第9条(3)ア）	３０年
歴史的区分	歴史的区分備考		

起案者					
組　織	契約管財課	起　案	平成21年　3月16日	施行・取扱上の注意	
氏　名	真田　周作	決　裁（事案完了）	平成21年　3月16日		
		施　行	平成21年　3月26日	20葛総用第423号	

（回議先）		協議	用地管財課用地管財係
		主事	川村　雅和
決裁	葛飾区	協議	用地管財課用地管財係
区長	青木　勇	主事	中安　祥之
決裁	葛飾区		
副区長	八木原　利勝		
協議	秘書課　秘書担当係		
係長	永田　辰雄		
協議	葛飾区		
収入役	青木　克徳		
審査	収入役室		
副収入役	潮田　勝人		
審査	収入役室　会計管理係		
係長	渡辺　康男		
審査	収入役室　会計管理係		
主事	柏原　広		
合議	政策経営部		
部長	柏崎　裕紀		
合議	企画課		
課長	濱中　輝		
合議	企画課　企画担当係		
係長	小林　延行		
合議	企画課　企画担当係		
主査	泉山　省吾		
合議	大学誘致室		
室長	日向野　秀紀		
合議	大学誘致室大学誘致係		
係長	新井　秀成		
合議	大学誘致室大学誘致係		
主事	齋藤　国夫		
決裁	総務部		
部長	筧　勲		
決裁	用地管財課		
課長	杉野　修		

件名

普通財産（大学用地）の売払いについて

このことについて、次のとおり売り払いしてよろしいか伺います。

本件土地は、平成２１年３月６日付けで大学用地として売払いをするために葛飾区土

地開発公社（平成２０年２月２７日付けで独立行政法人都市再生機構から公社が取

得）から取得したものである。

　この土地の売払いについては、学校法人東京理科大学と売払い交渉を進めてきたところ、このたび、協議が整ったため、次のとおり土地譲渡契約を締結することといたしたい。

　なお、本件土地の売払いについては、契約金額が２，０００万円を超え、かつ売払い面積５，０００平方メートル以上となるため、平成２１年葛飾区議会第１回定例会において財産の処分の提案をし、議決されているところである。

　また、本件土地譲渡契約を締結すると同時に、当大学と別紙確認書を締結することといたしたい。

１　売払う土地の所在･地番等

　　土地の所在　東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番３

　　地　　目　宅　地

　　実測面積　　３０，０００．２４平方メートル

２　契約の相手方

　　（１６２－０８２５）

　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地

　　学校法人　東京理科大学

　　理事長　塚　本　桓　世　（つかもと　たけよ）

３　契約金額

　　金１３，８１０，４４３，０８８円

４　契約（予定）年月日

　　平成２１年３月２６日

５　土地の価格について

　　本件土地の価格については、平成２１年２月４日開催の財産価格審議会に諮問し、別添のとおり承認されている。

６　公有財産管理運用委員会への付議について

　　本件公有財産（土地）の処分については、平成２１年２月１８日開催の公有財産管理運用委員会へ付議をし、別添のとおり承認されている。

７　所有権移転登記等について

　　本契約締結後、所有権移転及び買戻し特約登記ついては、嘱託により本区が行うこととする。

８　添付書類

　（１）案内図

　（２）公図写し

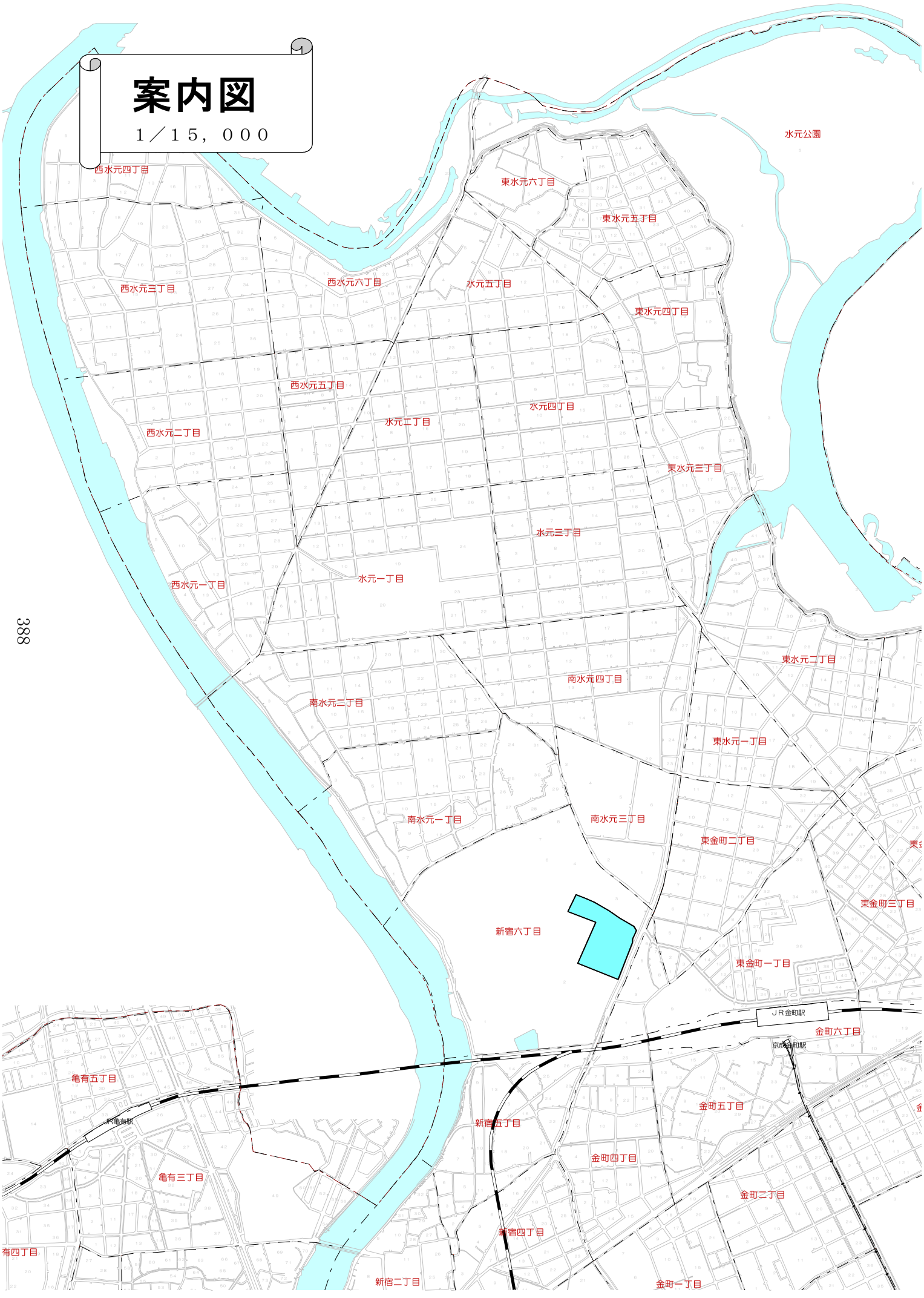
　（３）地積測量図

　（４）記載事項証明書

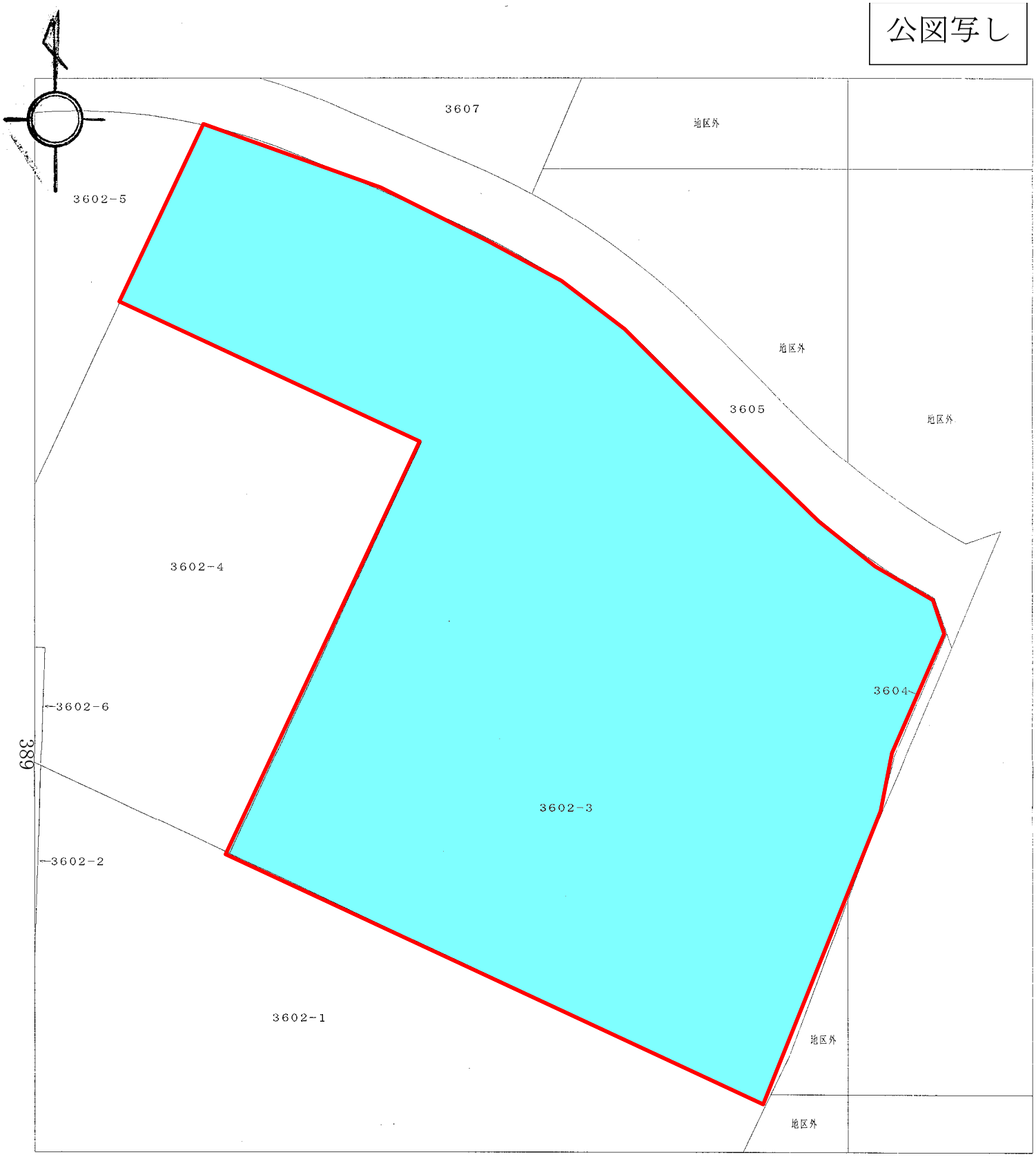
（５）土地譲渡契約書（案）
（６）確認書（案）…区・大学
（７）財産価格審議会答申
（８）公有財産管理運用委員会審議結果
（９）嘱託登記書（案）

案内図

1／15，000


水元公園
西水元四丁目
東水元六丁目
東水元五丁目
西水元三丁目
西水元六丁目
水元五丁目
東水元四丁目
西水元五丁目
水元四丁目
水元二丁目
西水元二丁目
東水元三丁目
水元三丁目
西水元一丁目
水元一丁目
東水元二丁目
南水元四丁目
南水元二丁目
東水元一丁目
南水元一丁目
南水元三丁目
東金町二丁目
東金町三丁目
新宿六丁目
東金町一丁目
JR金町駅
金町六丁目
京成金町駅
亀有五丁目
JR亀有駅
新宿五丁目
金町五丁目
金町四丁目
亀有三丁目
金町二丁目
新宿四丁目
有四丁目
新宿二丁目
金町一丁目

公図写し



請求部分	所在	葛飾区新宿６丁目	地番	3602番3			
縮尺	1／1000						

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成２１年１月２９日

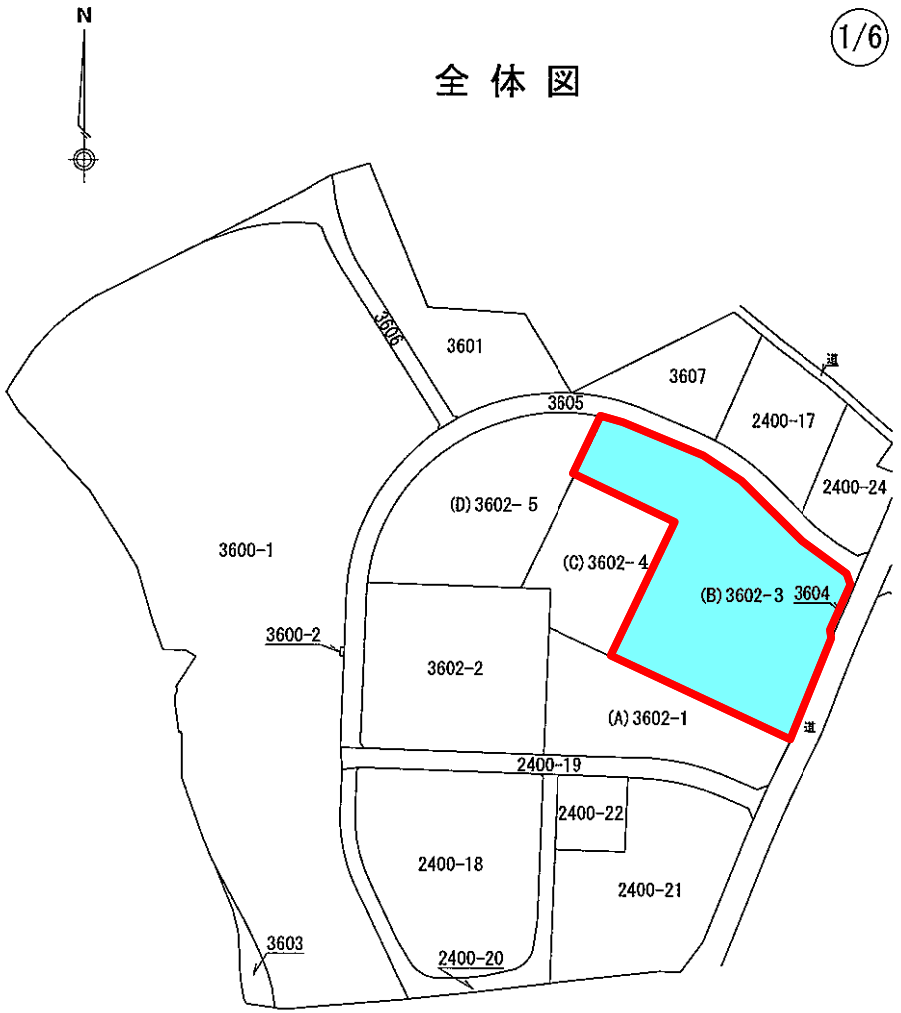
東京法務局城北出張所
登記官　長澤　[redacted]

地積測量図

地番	(A) 3602-1 , (B) 3602- 3 (C) 3602-4 , (D) 3602- 5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

1/6

全体図

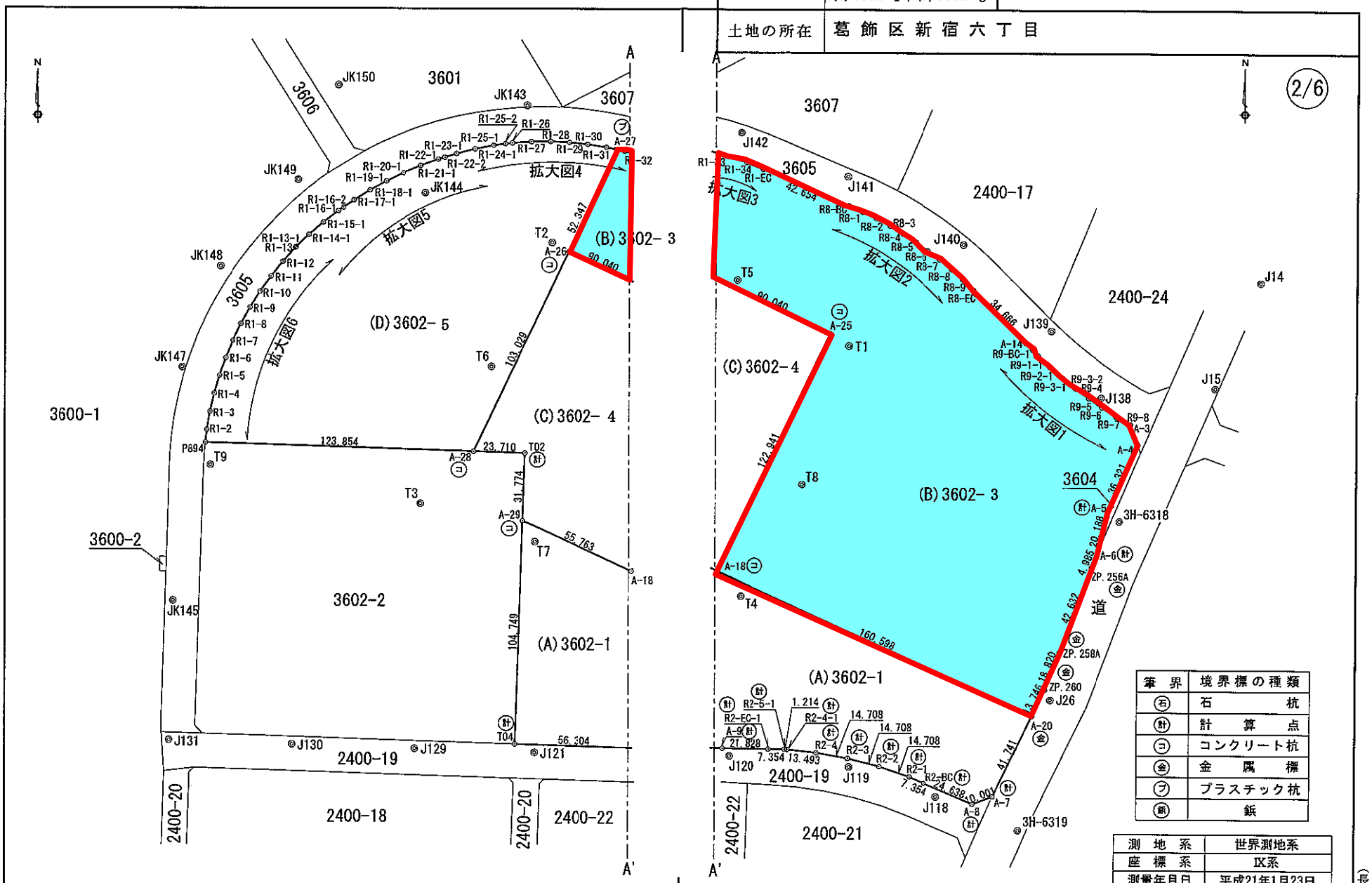


(長源納)

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥 (平成2/年/月23日作成)
申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝
縮尺	1/5000

地積測量図

地番	(A) 3602-1 , (B) 3602- 3 (C) 3602-4 , (D) 3602- 5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目



筆界	境界標の種類
(石)	石杭
(計)	計算点
(コ)	コンクリート杭
(金)	金属標
(プ)	プラスチック杭
(鉄)	鉄

測地系	世界測地系
座標系	IX系
測量年月日	平成21年1月23日

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥之 (平成21年1月23日作成)
申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝
縮尺	1/2000

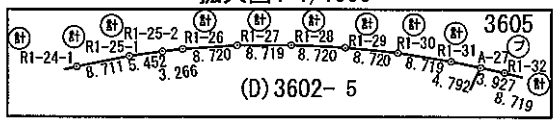
(長源納)

地番	(A)3602-1，(B)3602-3 (C)3602-4，(D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

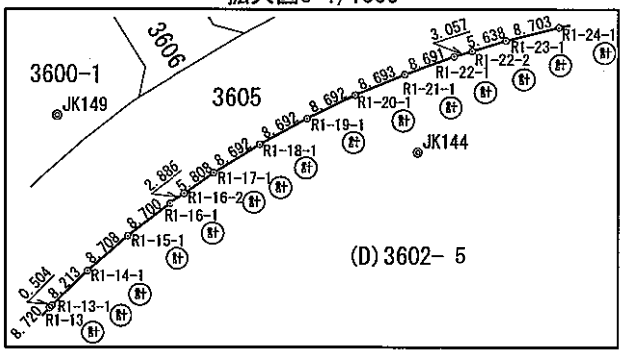
地積測量図

3/6

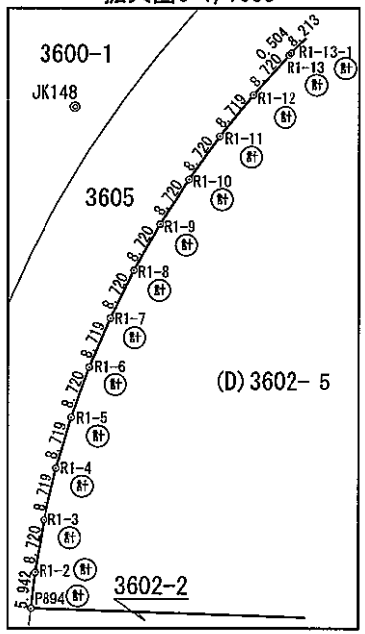
拡大図4 1/1000



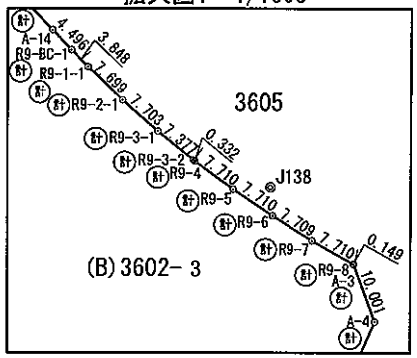
拡大図5 1/1000



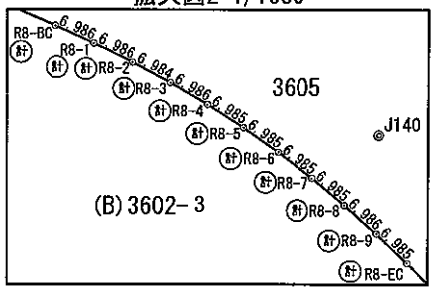
拡大図6 1/1000



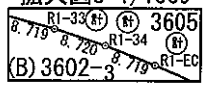
拡大図1 1/1000



拡大図2 1/1000



拡大図3 1/1000



筆界	境界標の種類
(石)	石杭
(計)	計算点
(コ)	コンクリート杭
(金)	金属標
(プ)	プラスチック杭
(鋲)	鋲

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥之 (平成21年1月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝	縮尺	1/

(長源納)

地番	(A)3602-1 , (B)3602-3 (C)3602-4 , (D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

4/6

座標求積表

世界測地系

地番	(B)3602-3			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	境界標種
R1-32	-25208.741	2678.650	-8376.138550	計算点
R1-33	-25211.043	2687.060	-13615.333020	計算点
R1-34	-25213.808	2695.331	-16131.556035	計算点
R1-EC	-25217.028	2703.434	-54249.810078	計算点
R8-BC	-25233.875	2742.620	-54109.149980	計算点
R8-1	-25236.757	2748.984	-16510.397904	計算点
R8-2	-25239.881	2755.233	-17867.686005	計算点
R8-3	-25243.242	2761.356	-19205.230980	計算点
R8-4	-25246.836	2767.347	-20519.878005	計算点
R8-5	-25250.657	2773.195	-21808.405480	計算点
R8-6	-25254.700	2778.892	-23067.582492	計算点
R8-7	-25258.958	2784.430	-24296.936180	計算点
R8-8	-25263.426	2789.800	-25495.982200	計算点
R8-9	-25268.097	2794.995	-26655.867315	計算点
R8-EC	-25272.963	2800.007	-82569.406423	計算点
A-14	-25297.586	2824.409	-78713.454421	計算点
R9-BC-1	-25300.832	2827.520	-17027.325440	計算点
R9-1-1	-25303.608	2830.186	-22981.110320	計算点
R9-2-1	-25308.952	2835.729	-29692.918359	計算点
R9-3-1	-25314.079	2841.479	-27900.482301	計算点
R9-3-2	-25318.771	2847.172	-13948.295628	計算点
R9-4	-25318.978	2847.432	-13605.030096	計算点
R9-5	-25323.549	2853.641	-25388.843977	計算点
R9-6	-25327.875	2860.024	-24027.061624	計算点
R9-7	-25331.950	2866.569	-22625.829117	計算点
R9-8	-25335.768	2873.268	-11168.392716	計算点
A-3	-25335.837	2873.401	-27242.714881	計算点
A-4	-25345.249	2876.784	-123255.810480	計算点
A-5	-25378.682	2862.589	-151482.484702	計算点
A-6	-25398.167	2857.305	-68786.760570	計算点
ZP.256A	-25402.756	2855.356	-127268.927632	区金属標
ZP.258A	-25442.739	2840.561	-163533.937331	区金属標
ZP.260	-25460.327	2833.862	-84922.342554	区金属標
A-20	-25472.706	2827.885	156927.822305	区金属標
A-18	-25404.834	2682.333	480926.212902	区コンクリート杭
A-25	-25293.412	2734.291	408708.147225	区コンクリート杭
A-26	-25255.359	2652.687	226794.127752	区コンクリート杭
A-27	-25207.916	2674.810	124694.292580	プラスチック杭
		倍面積	-60000.480032	
		面積	30000.2400160	
		地積	30000.24 ㎡	

座標求積表

世界測地系

地番	(C)3602-4			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	境界標種
A-26	-25255.359	2652.687	146754.602901	区コンクリート杭
A-25	-25293.412	2734.291	-408708.147225	区コンクリート杭
A-18	-25404.834	2682.333	-235656.365715	区コンクリート杭
A-29	-25381.267	2631.794	145601.371256	区コンクリート杭
T02	-25349.510	2632.842	85651.615944	計算点
A-28	-25348.735	2609.144	245653.516744	区コンクリート杭
		倍面積	-20703.406095	
		面積	10351.7030475	
		地積	10351.70 ㎡	

(長源納)

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥通 (平成21年/月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝	縮尺	1/

地番	(A)3602-1，(B)3602-3 (C)3602-4，(D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

5/6

座標求積表

世界測地系

地番	(D)3602-5			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	境界標種
R1-2	-25338.783	2486.044	36037.693824	計算点
R1-3	-25330.190	2487.531	42509.417259	計算点
R1-4	-25321.694	2489.494	41997.763780	計算点
R1-5	-25313.320	2491.925	41368.446925	計算点
R1-6	-25305.093	2494.818	40615.637040	計算点
R1-7	-25297.040	2498.162	39740.761096	計算点
R1-8	-25289.185	2501.949	38750.186112	計算点
R1-9	-25281.552	2506.166	37642.613320	計算点
R1-10	-25274.165	2510.800	36419.154000	計算点
R1-11	-25267.047	2515.838	35083.360910	計算点
R1-12	-25260.220	2521.262	33641.198866	計算点
R1-13	-25253.704	2527.058	17370.996692	計算点
R1-13-1	-25253.346	2527.414	15366.677120	計算点
R1-14-1	-25247.624	2533.306	28963.287498	計算点
R1-15-1	-25241.913	2539.880	28050.434720	計算点
R1-16-1	-25236.580	2546.755	17755.975860	計算点
R1-16-2	-25234.941	2549.131	12799.186751	計算点
R1-17-1	-25231.559	2553.853	20543.193532	計算点
R1-18-1	-25226.897	2561.189	22817.632801	計算点
R1-19-1	-25222.650	2568.773	20724.860564	計算点
R1-20-1	-25218.829	2576.581	18553.959781	計算点
R1-21-1	-25215.449	2584.590	16311.347490	計算点
R1-22-1	-25212.518	2592.772	9855.126372	計算点
R1-22-2	-25211.648	2595.703	6665.765304	計算点
R1-23-1	-25209.950	2601.080	10021.961240	計算点
R1-24-1	-25207.795	2609.513	10023.139433	計算点
R1-25-1	-25206.109	2618.060	6395.920580	計算点
R1-25-2	-25205.352	2623.460	3024.849380	計算点
R1-26	-25204.956	2626.702	2555.781046	計算点
R1-27	-25204.379	2635.403	1763.084607	計算点
R1-28	-25204.287	2644.122	-793.236600	計算点
R1-29	-25204.679	2652.834	-3361.140678	計算点
R1-30	-25205.554	2661.510	-5935.167300	計算点
R1-31	-25206.909	2670.124	-6306.832888	計算点
A-27	-25207.916	2674.810	-129594.544500	プラスチック杭
A-26	-25255.359	2652.687	-373548.730653	区コンクリート杭
A-28	-25348.735	2609.144	-233067.006088	区コンクリート杭
P894	-25344.686	2485.356	24734.262912	計算点
		倍面積	-34502.981892	
		面積	17251.4909460	
		地積	17251.49 ㎡	

座標求積表

世界測地系

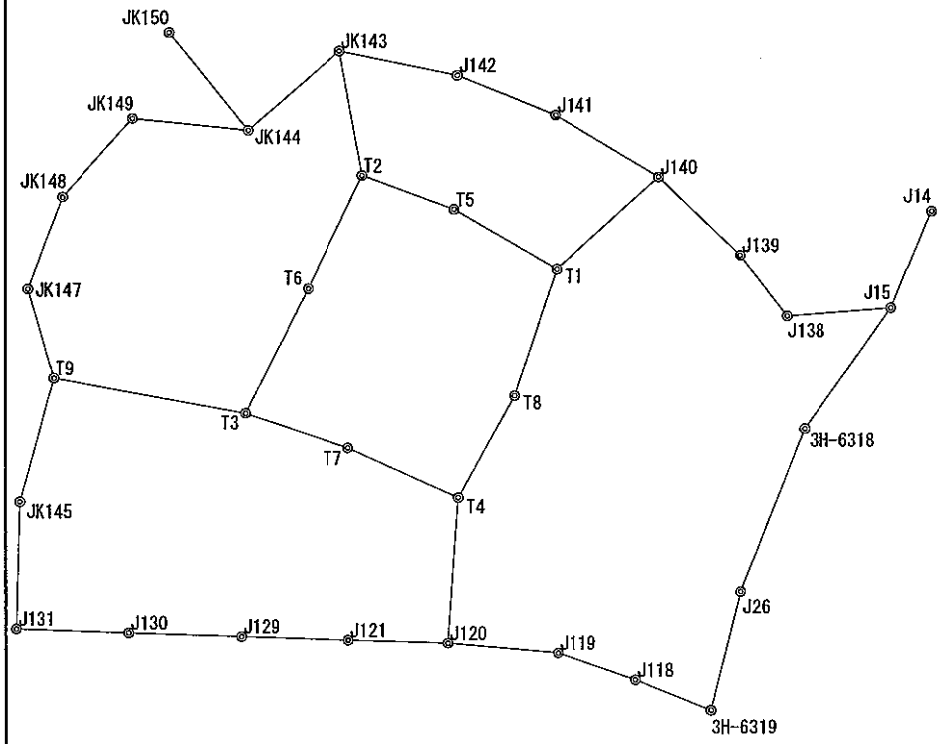
地番	(A)3602-1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	境界標種
A-29	-25381.267	2631.794	213506.920044	区コンクリート杭
A-18	-25404.834	2682.333	-245269.847187	区コンクリート杭
A-20	-25472.706	2827.885	-298228.752100	区金属標
A-7	-25510.294	2809.734	-115412.633784	計算点
A-8	-25513.782	2800.360	17645.068360	計算点
R2-BC	-25503.993	2777.750	35307.980250	計算点
R2-1	-25501.071	2771.001	21433.692735	計算点
R2-2	-25496.258	2757.102	23622.849936	計算点
R2-3	-25492.503	2742.881	17639.467711	計算点
R2-4	-25489.827	2728.418	11262.909504	計算点
R2-4-1	-25488.375	2715.003	4246.264692	計算点
R2-5-1	-25488.263	2713.794	635.027796	計算点
R2-EC-1	-25488.141	2706.441	1269.320829	計算点
A-9	-25487.794	2684.615	5855.145315	計算点
TO4	-25485.960	2628.340	279989.175180	計算点
		倍面積	-26497.410719	
		面積	13248.7053595	
		地積	13248.70 ㎡	

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥 (平成2/年/月23日作成)
申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝
縮尺	1/

(長源納)

地番	(A)3602-1，(B)3602-3 (C)3602-4，(D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図



基準点座標一覧表

世界測地系

測点名	X座標	Y座標	備考
3H-6318	-25381.211	2868.351	金属標(区3級基準点)
3H-6319	-25526.094	2821.619	金属標(区3級基準点)
J14	-25269.450	2933.082	鋲(区4級基準点)
J15	-25318.957	2912.240	鋲(区4級基準点)
J26	-25465.044	2836.449	鋲(区4級基準点)
J118	-25510.340	2783.414	鋲(区4級基準点)
J119	-25496.465	2743.449	鋲(区4級基準点)
J120	-25491.434	2687.909	鋲(区4級基準点)
J121	-25489.859	2637.457	鋲(区4級基準点)
J129	-25488.070	2582.513	鋲(区4級基準点)
J130	-25486.206	2525.629	鋲(区4級基準点)
J131	-25484.164	2468.204	鋲(区4級基準点)
J138	-25323.229	2859.655	鋲(区4級基準点)
J139	-25292.050	2836.373	鋲(区4級基準点)
J140	-25251.890	2795.314	鋲(区4級基準点)
J141	-25220.271	2742.271	鋲(区4級基準点)
J142	-25199.924	2692.935	鋲(区4級基準点)
JK143	-25187.604	2633.665	木杭(4級基準点)
JK144	-25228.154	2586.798	木杭(4級基準点)
JK145	-25418.839	2470.206	木杭(4級基準点)
JK147	-25309.400	2474.584	木杭(4級基準点)
JK148	-25262.249	2492.491	木杭(4級基準点)
JK149	-25222.127	2528.316	木杭(4級基準点)
JK150	-25178.212	2546.857	木杭(4級基準点)
T1	-25299.110	2742.856	木杭(4級基準点)
T2	-25251.130	2645.019	木杭(4級基準点)
T3	-25373.209	2584.886	木杭(4級基準点)
T4	-25416.570	2693.123	木杭(4級基準点)
T5	-25268.436	2691.175	木杭(4級基準点)
T6	-25309.015	2617.193	木杭(4級基準点)
T7	-25391.025	2637.414	木杭(4級基準点)
T8	-25364.076	2721.564	木杭(4級基準点)
T9	-25355.157	2487.734	木杭(4級基準点)

(資源)

作成者	総務部用地管財課 主事 中安祥 (平成2/年/月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝	縮尺	1/

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－３　　全部事項証明書　（土地）

【　表　題　部　】（土　地　の　表　示）			調製　余　白	地図番号　余　白
【不動産番号】	０１１８００１３１３１６１			
【所　在】	葛飾区新宿六丁目		余　白	
【①　地　番】	【②地　目】	【　③　地　積　】　㎡	【原　因　及　び　そ　の　日　付】	【　登　記　の　日　付　】
３６０２番３	宅地	３０００　２４	３６０２番１から分筆	平成２１年１月２６日

【　権　利　部　（　甲　区　）　】（所　有　権　に　関　す　る　事　項）				
【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
１	所有権移転	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日売買	所有者　葛飾区立石五丁目１３番１ 葛　飾　区　土　地　開　発　公　社 順位２番の登記を転写 平成２１年１月２６日受付 第４１４４号
付記１号	買戻特約	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日特約	売買代金　金３１８億８，３４４万５，０００円 契約費用　なし 期間　平成２０年３月１９日から１０年間 買戻権者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構 順位２番付記１号の登記を転写 平成２１年１月２６日受付 第４１４４号
付記１号 の付記１号	１番付記１号買戻権変更	平成２１年２月５日 第７２７５号	平成２１年１月２６日変更	売買代金　金１３５億１０万８，０００円

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ４８６６６　（　３／３　）　　１／２

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－３　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
2	所有権移転	平成２１年３月６日 第１４１２２号	平成２１年３月６日売買	所有者　葛　飾　区

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成２１年３月１２日
東京法務局城北出張所　　登記官　長　澤　昭　夫

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ４８６６６　（　３／３　）　　２／２

収　入

印　紙

土 地 譲 渡 契 約 書（案）

譲渡人葛飾区（以下「甲」という。）と譲受人学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、甲の所有する土地の譲渡に関して、次のとおり土地譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別記１土地目録に表示する土地（以下「表示土地」という。）を、大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める４年制大学、６年制大学、大学院及びその附属する施設のことをいう。以下同じ。）の用途（以下「土地の用途」という。）に供することを条件として、乙に譲り渡すものとする。

（譲渡代金）

第２条　この契約に基づく表示土地の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、＊＊＊＊金１３，８１０，４４３，０８８円とする。

２　表示土地の面積は、別記１土地目録の表示によるものとし、後日、再実測の結果、差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（譲渡代金の支払）

第３条　乙は、前条に規定する譲渡代金を、平成２１年３月２６日に、甲の定める方法により甲に支払うものとする。

（所有権の移転等）

第４条　甲は、前条に規定する譲渡代金の支払いの完了と同時に、乙に対して表示土地の所有権を移転し、また、表示土地を引き渡すものとする。

（建設等義務）

第５条　乙は、前条の規定に基づき表示土地の引渡しが完了した日（以下「引渡日」という。）から、平成３０年３月１８日（以下「供用期限日」という。）までに土地の用途に

供し、次の各号を遵守しなければならない。

一　供用期限日までに、表示土地に、大学にかかる建築物（以下「建築物」という。）の建設を完了すること。

二　表示土地を土地の用途に供した日から起算して２０年以上、土地の用途に供すること。

三　「葛飾区新宿六丁目地区　景観形成の手引き」及び「葛飾区新宿六丁目地区　景観ガイドライン」に基づいた計画とするとともに、表示土地を含む新宿六丁目地区の一体的なまちづくり等を推進するために設置された開発協議会に加入すること。

四　第１号の建築物の建設に関し、第三者から苦情、異議の申立て、損害賠償請求等があったときは、乙の責任においてこれらを解決すること。

五　甲が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずること。

六　第１号の建築物について、確認の申請書（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認の申請書をいう。）を提出する前並びに確認済証（建築基準法第６条第１項に規定する確認済証をいう。）及び検査済証（建築基準法第７条第５項に規定する検査済証をいう。）の交付を受けた後、速やかに、甲に対し、その写しその他関係図書を提出すること。

七　第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲に対して何らの請求を行わないこと。

八　別添１新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書（平成１８年３月３１日締結、締結者　甲、独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）及び三菱瓦斯化学株式会社）第３条第２項に基づき、表示土地に係る地区計画における２号施設の整備主体及び管理者たる地位を継承すること。

九　この契約の締結日以後、乙が表示土地を土地の用途に供した日から起算して２０年を経過するまでの間に、次のイからハに規定する行為をしようとするときは、甲の承諾を得ること。

イ　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

ロ　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

ハ　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

十　次のイ及びロに規定する事由が生じたときは、甲に対して通知すること。

イ　解散事由が生じたとき若しくは合併があったとき又は事業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

ロ　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

２　前項の規定にかかわらず、甲乙協議により必要と認め合意したときは、この期限を変更できるものとする。

（違約金）

第６条　乙は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の各号の一に該当するときは、第２条第１項に規定する譲渡代金の２０パーセントを上限として甲が定める金員を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

一　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

二　第５条第１項第１号、第３号、第８号及び第９号に違反する行為があったとき。

三　次条の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は表示土地を買い戻したとき。

（甲の契約解除権等）

第７条　甲は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し又は表示土地を買い戻すことができる。

一　乙が、第３条に規定する日に、第２条第１項に規定する譲渡代金を支払わないとき。

二　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

三　第５条第１項第１号、第３号、第８号及び第９号に違反する行為があったとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除し又は表示土地を買い戻したときは、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

一　甲は、譲渡代金として乙から既に受領した額を乙に返還するものとする。

二　乙は、直ちに、表示土地をこの契約を締結した時の状態に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。この場合において、各返還の方法等は甲乙協議のうえ定めるものとし、また、甲が乙に返還する金額には利息を付さないものとする。

３　前項の規定による表示土地の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

（使用料相当額の支払義務）

第８条　乙は、第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、引渡日の属する月から第７条第２項第２号の規定により甲が乙から表示土地の返還を受けた日の属する月までの使用料相当額を、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

２　前項に規定する使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に１２分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第９条　乙は、第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻した場合において、甲の受けた損害の額が第６条の違約金と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第 10 条　乙は、この契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（３６５日当たり）１４．５６パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺等）

第 11 条　第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺するものとする。

（瑕疵担保）

第 12 条　表示土地に隠れた瑕疵がある場合は、民法（明治２９年法律第８９号）第５７０条の規定にかかわらず、平成２５年３月３日までに乙が甲に通知したものに限り、甲がその責めを負うものとする。

２　別記２物件目録に表示する事項についての取扱いは、次の各号のとおりとする。

一　甲は用地管理施設等（砕石等、フェンス等）及び杭について、乙に対し、その撤去

義務等の一切の責めを負わないものとする。

二　甲は、油分について、大学整備及び通常の土地利用において支障が生じると認められた場合には、乙との協議において、その取扱いについて決定するものとする。

（土壌汚染）

第13条　この契約の締結日前に判明している土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第５条第１項に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「関係法令の基準」という。）に適合しない表示土地の土壌汚染については、甲は、甲の費用負担により、平成２２年１月末日までに、甲及び乙が協議により決定した必要な対策を講じるものとする。

２　引渡日以後、この契約の締結日における関係法令の基準に適合しない表示土地の土壌汚染の存在が判明した場合、乙は、直ちに甲に通知し、甲は、速やかにその土壌汚染の存在を確認するものとし、この場合における甲及び乙の費用負担は、次のとおりとする。

一　土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙の負担とする。

二　検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準拠した対策については、甲及び乙はその方法を協議し、決定するものとする。この場合における対策工事に必要とされる対策費用は、平成２５年３月３日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

三　甲及び乙は、前号に規定する対策工事の方法及び甲が負担する対策費用を決定したときは、契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

四　土壌汚染の由来が自然的原因であると判断され、且つ関係法令の基準を上回る物質が検出された場合、その物質を適切に処分するために要する費用については、甲乙協議により決定するものとする。

３　表示土地において、この契約の締結日以後所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要となったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は、原則として乙の負担とする。

４　第２項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、別紙のとおりとする。

（引渡し後の地中障害物）

第14条　引渡日以後、表示土地において別記２物件目録に表示する事項以外の地中障害物の存在が判明した場合、乙は、直ちに甲に通知し、甲は、速やかに地中障害物の存在を確認するものとし、この場合における撤去に係る甲及び乙の費用負担は、次のとおりと

する。

一　甲及び乙は、地中障害物の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）の方法を協議し、決定するものとする。この場合における撤去に係る費用は、平成２５年３月３日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

二　甲及び乙は、前号に規定する撤去工事の方法及び甲が負担する撤去費用を決定したときは、契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

２　前項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、別紙のとおりとする。

（公表）

第 15 条　甲及び乙は、この契約の内容について公表できるものとする。

（登記）

第 16 条　甲は、乙が第３条に規定する支払いを完了したときは、速やかに、この契約に基づき表示土地の所有権移転の登記及び買戻しの特約の登記を行い、乙はこれに協力するものとする。

２　前項の所有権の移転登記及び買戻しの特約の登記に要する費用は甲が、買戻しの特約の登記抹消に要する費用は乙が、それぞれ負担するものとする。

３　乙は、買戻権が設定された土地が合筆又は分筆されたときは、設定された当初の譲渡代金を合筆又は分筆後の面積に応じて合算又は按分した額を合筆又は分筆後の各土地の売買代金とする買戻権変更登記に同意するものとする。

４　表示土地に設定された買戻しの特約の登記を乙が抹消することができる時期は、建築物の検査済証の提出を甲が受けた日以後とする。

（返還金の受領場所）

第 17 条　乙は、この契約に基づき甲が乙に対して返還すべき金銭債務があるときは、甲の指定する場所においてこれを受領するものとする。

（都市基盤整備への協力）

第 18 条　乙は、表示土地を含む新宿六丁目地区において、都市機構が施工中の都市基盤整備に協力するものとする。

（疑義の決定）

第19条　この契約に関して疑義を生じたとき、甲乙協議によるものとし、甲乙間に権利義務の争いがあるときは東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

この契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２１年３月２６日

譲渡人　甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　　青　木　　勇

譲受人　乙　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理 事 長　　塚　本　　桓　世

別 記

1　土地目録（別添２　確定図参照）

土地の所在		東京都葛飾区新宿六丁目			
名称	地　番	地　目	地　積（㎡）	土地の用途	引渡日
大学整備用地	３６０２番３	宅地	３０，０００．２４	大学の用途に供する用地	平成21年3月26日

2　物件目録

物　　件	数　量	備　　考
用地管理施設等 （砕石等、フェンス等） 杭	一 式	・別添3未収去物図のとおり ・未収去物図に表示される杭及び建物の位置は、施工誤差を含む。なお、建物№⑤、⑨′、⑩、⑭については、その建物範囲内に存置されている全ての杭を未収去物として取り扱う。
油分	一 式	・表示土地の土壌に含まれる油分は未収去物として取り扱う。

別紙

第12条から第14条までの規定の運用については、下記のとおりとする。

１．甲の費用負担

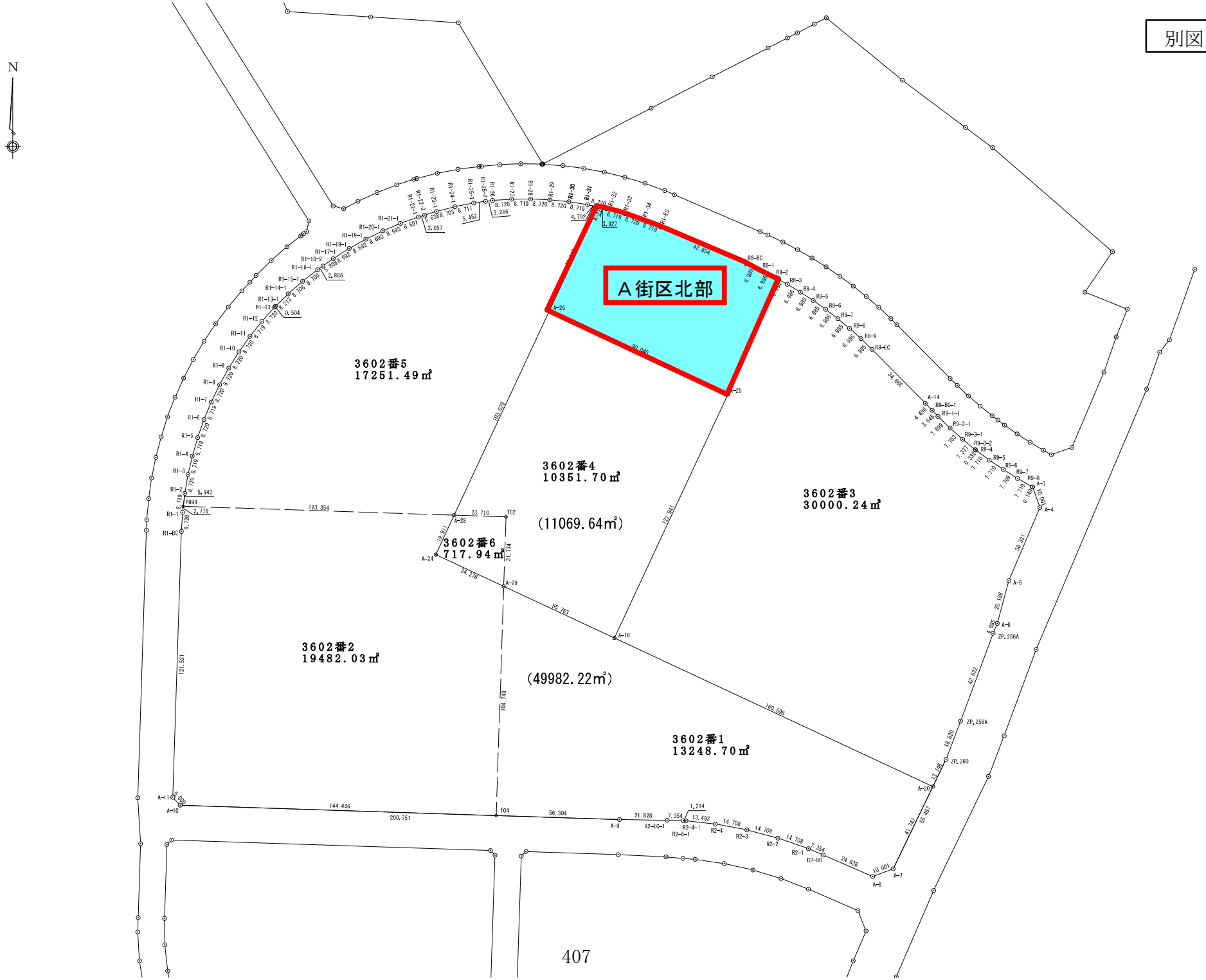
（１）　第１２条から第１４条までに規定する瑕疵担保等（以下「瑕疵担保等」という。）については、平成２５年３月３日までに乙が甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

（２）　甲の負担する土地譲渡契約第１３条に規定する対策費用及び第１４条に規定する撤去費用は、原則として甲の積算に基づくものとし、これによりがたいときは、その状況により個別に定めるものとする。

２．新宿六丁目地区Ａ街区北部における瑕疵担保等の責任

別図記載の新宿六丁目地区Ａ街区北部において、平成２４年４月１日までに建物を建築しない部分における瑕疵担保等については、平成３０年３月１８日までに乙が甲に通知したものに限り、甲がその責めを負うものとする。ただし、社会経済情勢の著しい変化などによって、建築物の建設が同日までになされない場合の甲の瑕疵担保等の期限は、甲乙協議により合意したときは、この期限を変更できるものとする。

別図


N
A街区北部
3602番5
17251.49㎡
3602番4
10351.70㎡
(11069.64㎡)
3602番6
717.94㎡
3602番3
30000.24㎡
3602番2
19482.03㎡
(49982.22㎡)
3602番1
13248.70㎡
407

別添１

新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び三菱瓦斯化学株式会社（以下「丙」という。）は、乙及び丙の行う新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画（以下「地区計画」という。）に基づく開発を進めるに当たり基本となる事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地区計画に規定する地区幹線道路、主要区画道路及び歩道状空地（以下「２号施設」という。）の整備主体及びこれらの整備が完了した後の管理者（以下「管理者」という。）について定め、地区計画を円滑に実現することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　２号施設の位置及び範囲については、別添１の公共施設計画図に示すとおりとする。

（施設の整備主体等）

第3条　２号施設の幅員、延長、現況の土地所有者、整備主体及び管理者は下記の表に示すとおりとし、当該２号施設の整備に係る費用については、その整備主体が全額負担するものとする。

２号施設の名称	幅　員（m）	延　長（m）	現況の土地所有者	整備主体	管理者
地区幹線道路１号	16	約1,005	乙及び丙	乙	甲
主要区画道路１号	12	約 450	乙	乙	甲
主要区画道路２号	12～13	約 325	丙	乙	甲
歩道状空地１号	5	約 180	乙	乙	乙
歩道状空地２号	2	約 935	乙及び丙	乙	乙
歩道状空地３号	5	約 140	乙	乙	乙
歩道状空地４号	2	約 155	乙	乙	乙
歩道状空地５号	2.5	約 165	乙	乙	乙
歩道状空地６号	2	約 145	乙	乙	乙
歩道状空地７号	2.5	約 420	乙	乙	乙

２　前項の２号施設のうち、歩道状空地１号、歩道状空地２号、歩道状空地３号、歩道状空地４号、歩道状空地５号、歩道状空地６号及び歩道状空地７号（以下「歩道状空地」という。）について、乙が歩道状空地の全部若しくは一部又はこれらに囲まれた街区の全部若しくは一部を第三者（以下「街区事業者」という。）に譲渡したときは、乙は、整備主体及び当該歩道状空地の管理者たる地位を街区事業者に引き継ぐことができる。

（施設の引渡し及び帰属）

第４条　別添１の公共施設計画図に示す葛飾区新宿六丁目土地区画整理事業の施行区域（以下「施行区域」という。）内にある道路については、地区幹線道路１号は乙及び丙が、主要区画道路２号は丙がそれぞれ用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、換地処分後に甲に帰属させるものとする。

２　別添１の公共施設計画図に示す施行区域外の地区幹線道路１号及び主要区画道路１号については、乙が用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、甲に帰属させるものとする。

（維持管理）

第５条　甲は、前条に規定する引渡しが行われた後に、当該道路を葛飾区道として管理する。

（その他）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書３通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

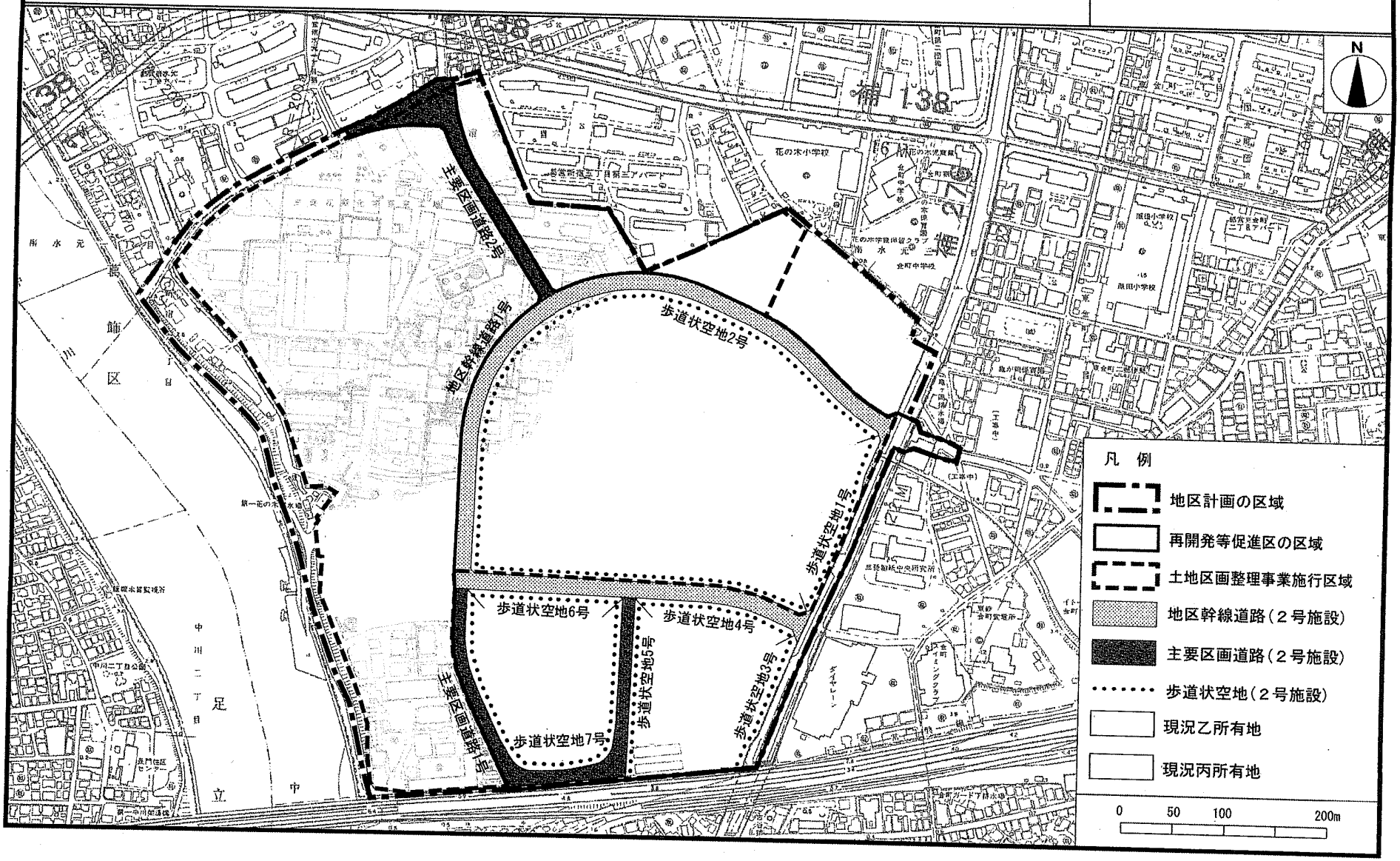
平成１８年３月３１日

甲　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区長　青木勇

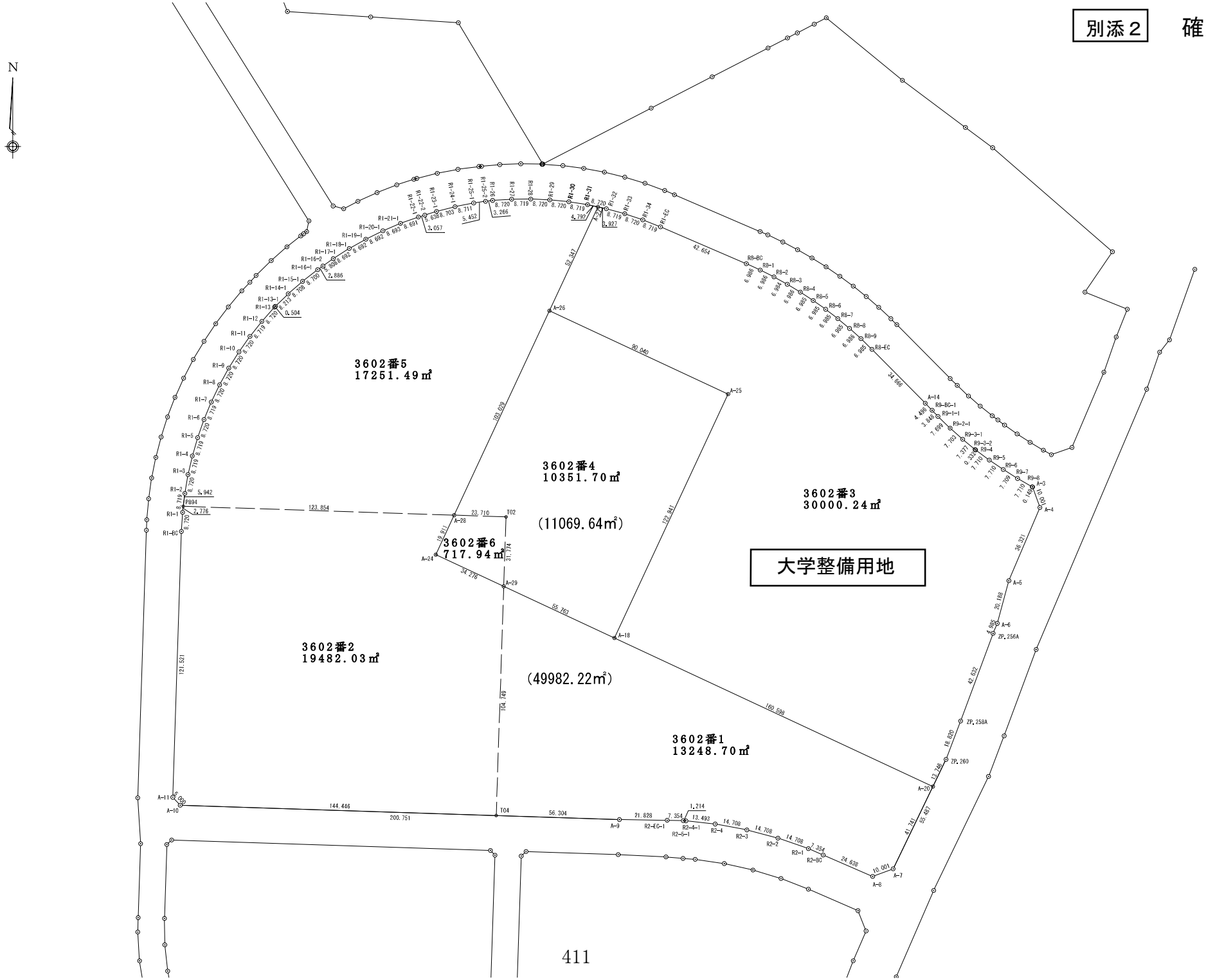
乙　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構東京都[redacted]
支社長　細谷[redacted]

丙　東京[redacted]内二丁目５番２号
三菱[redacted]社
取[redacted]役員
特[redacted]ニープレジデ[redacted]
川崎敏[redacted]

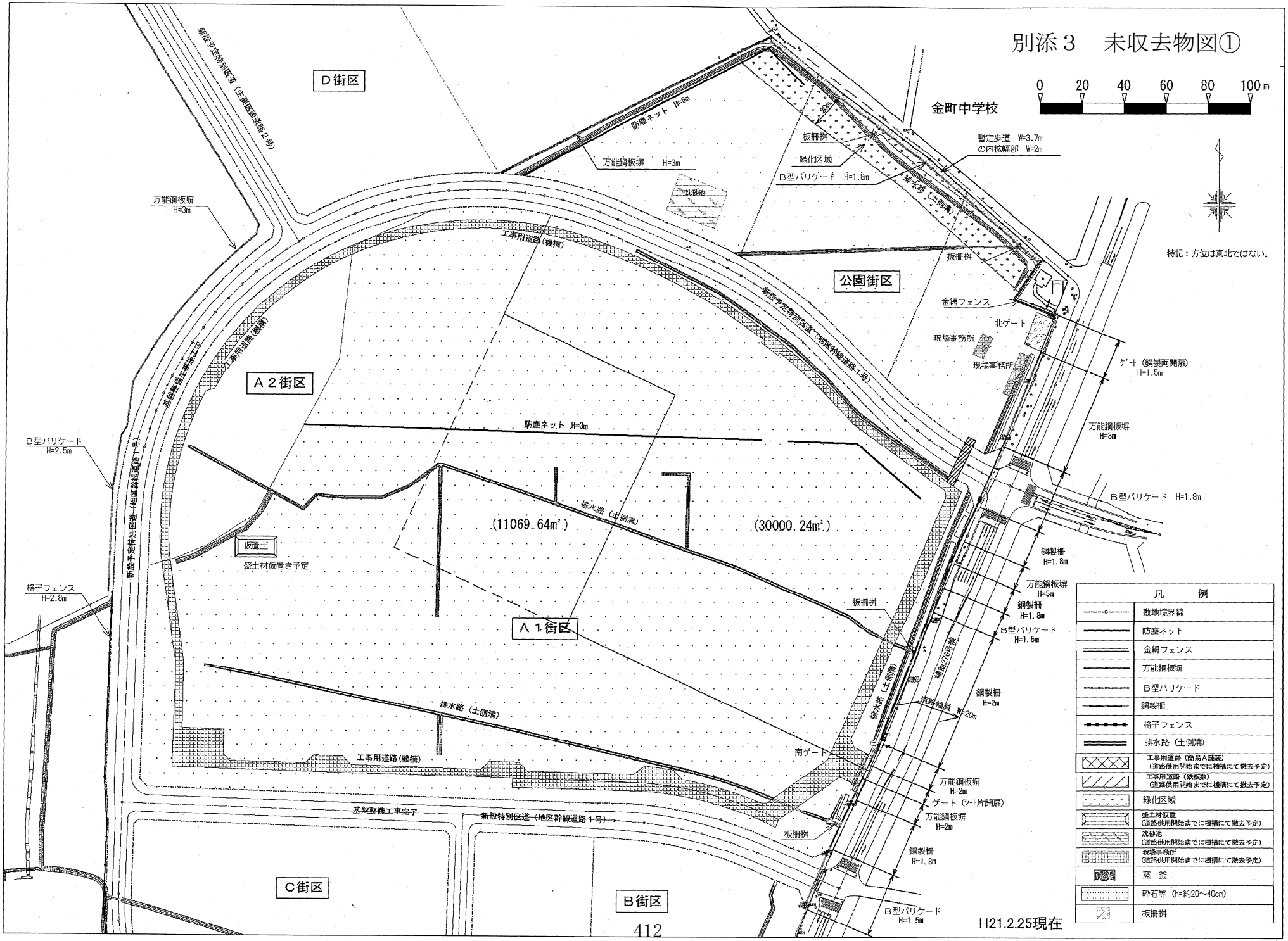
別添１　公共施設計画図


N
主要区画道路2号
地区幹線道路1号
歩道状空地2号
歩道状空地1号
歩道状空地6号
歩道状空地4号
歩道状空地5号
歩道状空地3号
歩道状空地7号
主要区画道路1号
凡　例
地区計画の区域
再開発等促進区の区域
土地区画整理事業施行区域
地区幹線道路（２号施設）
主要区画道路（２号施設）
歩道状空地（２号施設）
現況乙所有地
現況丙所有地
0
50
100
200m

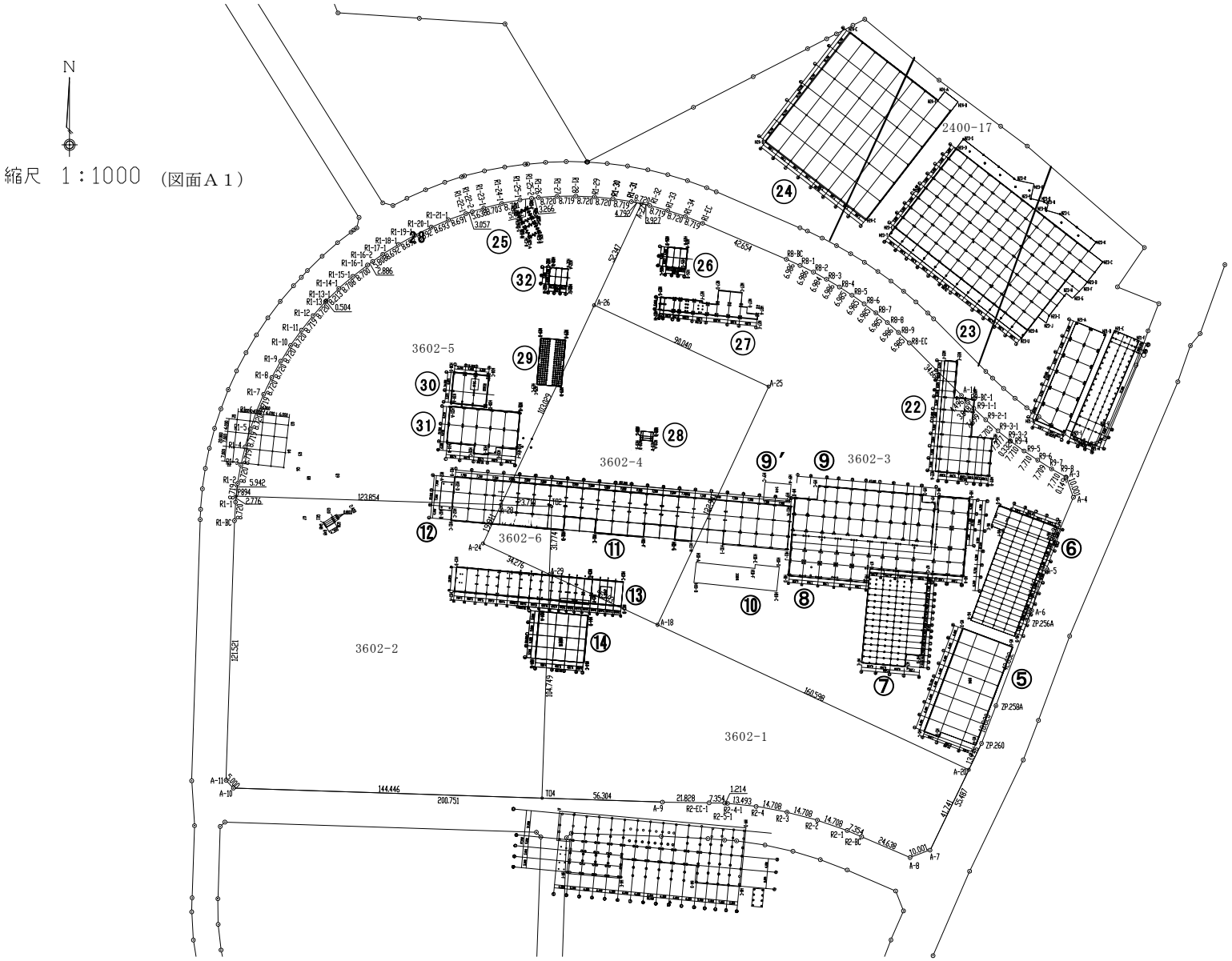
別添２　確定図


N
3602番5
17251.49㎡
3602番4
10351.70㎡
(11069.64㎡)
3602番6
717.94㎡
3602番3
30000.24㎡
大学整備用地
3602番2
19482.03㎡
(49982.22㎡)
3602番1
13248.70㎡

別添３　未収去物図①



H21.2.25現在


N
縮尺　1：1000　(図面Ａ１)
2400-17
3602-5
3602-4
3602-3
3602-6
3602-2
3602-1

確　認　書　（案）

葛飾区（以下「甲」という。）と学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、甲と乙が締結した土地譲渡契約書（以下「契約書」という。平成２１年３月２６日締結）について、以下のとおり確認する。

（甲の承諾を要する事項）

第１条　乙は、契約書第１条に規定する土地の一部について、通常、大学の用途に供する目的での使用貸借若しくは賃貸借等をする場合、又は大学の建築物の一部を第三者に使用貸借若しくは賃貸借等をする場合は、契約書第５条第１項第９号イに該当しない。

２　乙が契約書第１条に規定する土地における大学整備にあたり、起伏をつけたり、池を造る場合など通常の大学の用途に供する場合は、契約書第５条第１項第９号ロに該当しない。

（甲乙の協議）

第２条　契約書第６条各号及び第７条第１項各号に該当する事実の発生の有無は、甲及び乙の両者により、客観的事実に基づき確認及び判断するものとする。

２　前項の事実の発生が確認された場合、甲は、直ちに違約金の請求、契約の解除又は表示土地の買い戻しを実行しないものとし、甲と乙は真摯に協議を重ね、該当する事実の解消等に努めるものとする。

（地位の承継）

第３条　乙は、契約書第１条記載の土地において、甲と葛飾区土地開発公社（以下「丙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丁」という。）が締結した確認書（平成２１年３月６日締結）第５条に基づき、丙と丁が締結した葛飾区新宿六丁目地区の開発推進に関する基本協定書（平成２０年２月２７日締結）における甲の地位を承継するものとする。

この確認書の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２１年３月２６日

甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　　青　木　　勇

乙　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理 事 長　　塚　本　　桓　世

２０答申第６号
平成２１年2月４日

葛飾区長
青木　勇　殿

葛飾区財産価格審議会
会長　八木原利勝



財産価格審議会の答申について

平成２１年１月５日付け２０葛総用第２９３号及び、平成２１年１月２９日付け２０葛総用第３３２号をもって諮問されたことについては、下記のとおり評定したので答申します。

記

議案第　９号　土地の買収価格について
密集住宅市街地整備促進事業用地（東四つ木地区）
東四つ木四丁目１３３番２９ほか
面　積　９６７．４７㎡
評定価格　２８５，０２１，８０８円
価格時点　平成２０年８月１日

議案第１０号　土地の買収価格について
密集住宅市街地整備促進事業用地（四つ木一・二丁目地区）
四つ木一丁目８６６番５ほか
面　積　４９５．０４㎡
評定価格　１５７，８５５，００６円
価格時点　平成２０年８月１日

議案第１１号　土地の買収価格について
都市計画道路補助第２８４号線（東新小岩南）
東新小岩四丁目１５８番のうちほか
面　積　４，９４６．４２㎡
評定価格　１，９６５，８１０，２８０円
価格時点　平成２０年１１月２２日

議案第１２号　土地の買収価格について

葛飾区画街路第５号線
金町六丁目１６１４番２１のうちほか
面　　積　２．２８㎡
評定価格　１，３３５，８９１円
価格時点　平成２０年１２月２３日

議案第１３号　土地の買収価格について

都市計画道路補助第２６４号線（細田西）
細田三丁目２５番１６ほか
面　　積　２，１６２．２４㎡
評定価格　７１６，８６５，０６６円
価格時点　平成２０年１２月２３日

議案第１４号　土地の売却価格について

大学用地
新宿六丁目３６０２番３
面　　積　３０，０００．２４㎡
評定価格　１３，８１０，４４３，０８８円
価格時点　平成２１年３月２６日

２０葛総用第３６７号
平成２１年２月１８日

総務部長　あて

総　務　部　長

葛飾区公有財産管理運用委員会の審議結果について

貴職から依頼のあった事案について、葛飾区公有財産管理運用委員会(平成２１年２月１８日（持ち回り）開催)に付議したところ、下記のとおり決定したので通知します。

記

１．決 定 内 容
議 案 第 ２ 号
（１）物件の表示

名　　称	普通財産（土地）
所　在　地	葛飾区新宿六丁目３６０２番３
種　　目	宅地
数　　量	３０，０００．２４㎡
使 用 目 的	大学用地として
売払い予定日	平成２１年３月２６日
相　手　方	東京都新宿区神楽坂一丁目３番地 学校法人　東京理科大学

（２）
ア　上記物件について、売り払うことを承認する。

登　記　嘱　託　書

登 記 の 目 的　所有権移転

原　　因　平成２１年３月２６日 売買

権　利　者　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理事長　塚　本　桓　世

義　務　者　葛　飾　区
葛飾区長　青　木　　勇

添 付 書 類　登記原因証明情報　資格証明書　非課税証明書

平成２１年３月２６日嘱託　東京法務局城北出張所　　御中

嘱　託　者　葛　飾　区
葛飾区長　青　木　　勇
登記識別情報希望

登 録 免 許 税　登録免許税法第４条第２項の規定により非課税

不動産の表示
所　　在 葛飾区新宿六丁目
地　　番 ３６０２番３
地　　目 宅地
地　　積 ３０，０００．２４平方メートル

登　記　嘱　託　書

登記の目的　買戻特約

原　　因　平成２１年３月２６日　特約

売買代金　金１３，８１０，４４３，０８８円

契約費用　な　し

期　　間　平成２１年３月２６日から１０年間

権　利　者　葛　飾　区

義　務　者　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理事長　塚　本　桓　世

添付書類　登記原因証明情報（前件添付）　登記承諾書　印鑑証明書

平成２１年３月２６日嘱託　東京法務局城北出張所　御中

嘱　託　者　葛　飾　区
葛飾区長　青　木　　勇
登記識別情報不要

登録免許税　登録免許税法第４条第１項の規定により非課税

不動産の表示
所　在　葛飾区新宿六丁目
地　番　３６０２番３
地　目　宅地
地　積　３０，０００．２４平方メートル

登記原因証明情報

1　当事者及び不動産

(1) 当　事　者　売主（義務者兼権利者）　（甲）　葛　飾　区
　　買主（権利者兼義務者）　（乙）　学校法人　東京理科大学

(2) 不動産の表示
　所　在　葛飾区新宿六丁目
　地　番　３６０２番３
　地　目　宅地
　地　積　３０，０００．２４平方メートル

2　登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 甲は乙に対し、平成２１年３月２６日、本件不動産を売った。
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、甲から乙に移転した。
(3) 上記契約には、次のとおりの買戻特約が付されている。
　原　因　平成２１年３月２６日特約
　売買代金　金１３，８１０，４４３，０８８円
　契約費用　な　し
　期　間　平成２１年３月２６日から１０年間

420

平成２１年３月２６日嘱託　東京法務局城北出張所

上記の登記原因のとおり相違ない。

（義務者）
　葛　飾　区
　　葛飾区長　青　木　　勇

（権利者）
　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
　学校法人　東京理科大学

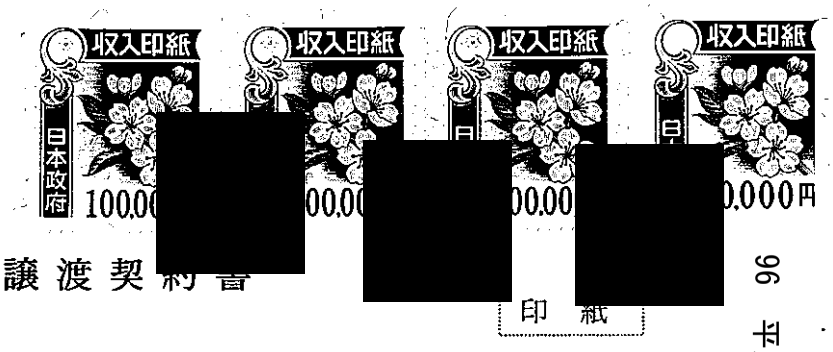
94　上記各契約の締結に先立ち行われた法的審査に関する一切の文書（名称の如何を問わず、本区法規担当による合議・照会・回答文書のほか、顧問弁護士又は外部の弁護士・法律事務所による法律意見書その他の意見書、相談記録及びこれらに関する依頼文書・メールを含む）の写し

存在しないため提出できない
（存在するものであっても、葛飾区情報公開条例第９条第４号ウの規定に準拠し提出できない（内部の意思形成過程の情報））

95　平成 22 年４月１日の改正土壌汚染対策法の施行に際し、本区が公募要項、物件説明書、既に締結していた契約及び今後締結する契約の取扱いについて行った検討に係る文書一式の写し（庁内照会及び回答、環境所管部門との協議記録、法規担当への照会及び回答を含み名称の如何を問わない）。

なお、この検討を第２回契約の起案の中で行った場合は、当該起案に係る回議用紙及び一切の添付資料の写し

葛飾区情報公開条例第９条第４号アの規定に準拠し提出できない（争訟に関する情報）



土地譲渡契約書

印紙

譲渡人葛飾区（以下「甲」という。）と譲受人学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、甲の所有する土地の譲渡に関して、次のとおり土地譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別記１土地目録に表示する土地（以下「表示土地」という。）を、大学（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める４年制大学、６年制大学、大学院及びその附属する施設のことをいう。以下同じ。）の用途（以下「土地の用途」という。）に供することを条件として、乙に譲り渡すものとする。

（譲渡代金）

第２条　この契約に基づく表示土地の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、＊＊＊＊金２，３５１，４９９，０４６円とする。

２　表示土地の面積は、別記１土地目録の表示によるものとし、後日、再実測の結果、差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（譲渡代金の支払）

第３条　乙は、前条に規定する譲渡代金を、平成２３年１１月１日に、甲の定める方法により甲に支払うものとする。

[redacted]

（所有権の移転等）

第４条　甲は、前条に規定する譲渡代金の支払いの完了と同時に、乙に対して表示土地の所有権を移転し、また、表示土地を引き渡すものとする。

（建設等義務）

第５条　乙は、前条の規定に基づき表示土地の引渡しが完了した日（以下「引渡日」という。）から、平成３０年３月１８日（以下「供用期限日」という。）までに土地の用途に

供し、次の各号を遵守しなければならない。

一　供用期限日までに、表示土地に、大学（附属施設を含む。）にかかる建築物（以下「建築物」という。）の建設を完了すること。

二　表示土地を土地の用途に供した日から起算して２０年以上、土地の用途に供すること。

三　建築物の建設に際しては、「葛飾区新宿六丁目地区　景観形成の手引き」及び「葛飾区新宿六丁目地区　景観ガイドライン」に基づいた計画とすること。

四　建築物の建設に関し、第三者から苦情、異議の申立て、損害賠償請求等があったときは、乙の責任においてこれらを解決すること。

五　甲が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずること。

六　建築物について、確認の申請書（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認の申請書をいう。）を提出する前並びに確認済証（建築基準法第６条第１項に規定する確認済証をいう。）及び検査済証（建築基準法第７条第５項に規定する検査済証をいう。）の交付を受けた後、速やかに、甲に対し、その写しその他関係図書を提出すること。

七　第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲に対して何らの請求を行わないこと。

八　この契約の締結日以後、乙が表示土地を土地の用途に供した日から起算して２０年を経過するまでの間に、乙が次のイからハに規定する行為をしようとするときは、甲の承諾を得ること。

イ　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

ロ　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

ハ　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

九　次のイ及びロに規定する事由が生じたときは、甲に対して通知すること。

イ　解散事由が生じたとき若しくは合併があったとき又は事業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

ロ　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

2　前項の規定にかかわらず、甲乙協議により必要と認め合意したときは、この期限を変更できるものとする。

（違約金）

第６条　乙は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の各号の一に該当するときは、第２条第１項に規定する譲渡代金の２０パーセントを上限として甲が定める金員を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

一　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

二　第５条第１項第１号、第３号及び第８号に違反する行為があったとき。

三　次条の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は表示土地を買い戻したとき。

（甲の契約解除権等）

第７条　甲は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し又は表示土地を買い戻すことができる。

一　乙が、第３条に規定する日に、第２条第１項に規定する譲渡代金を支払わないとき。

二　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

三　第５条第１項第１号、第３号及び第８号に違反する行為があったとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除し又は表示土地を買い戻したときは、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

一　甲は、譲渡代金として乙から既に受領した額を乙に返還するものとする。

二　乙は、直ちに、表示土地をこの契約を締結した時の状態に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。この場合において、各返還の方法等は甲乙協議のうえ定めるものとし、また、甲が乙に返還する金額には利息を付さないものとする。

３　前項の規定による表示土地の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

（使用料相当額の支払義務）

第８条　乙は、前条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、引渡日の属する月から前条第２項第２号の規定により甲が乙から表示土地の返還を受けた日の属する月までの使用料相当額を、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

２　前項に規定する使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に１２分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第９条　乙は、第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻した場合において、甲の受けた損害の額が第６条の違約金と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第10条　乙は、この契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（３６５日当たり）１４．５６パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺等）

第11条　第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺するものとする。

（瑕疵担保）

第12条　表示土地に隠れた瑕疵がある場合は、民法（明治２９年法律第８９号）第５７０条の規定にかかわらず、平成２５年１１月１日までに乙が甲に通知したものに限り、甲がその責めを負うものとする。

２　別記２物件目録に表示する事項についての取扱いは、次の各号のとおりとする。

一　甲は盛土、砕石等及び杭について、乙に対し、その撤去義務等の一切の責めを負わないものとする。

二　甲は、油分について、大学整備及び通常の土地利用において支障が生じると認められた場合には、乙との協議において、その取り扱いについて決定するものとする。

（土壌汚染）

第13条　表示土地の引渡日以後、この契約の締結日における土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第６条第１項第１号に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「関係法令の基準」という。）に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合の費用負担は、次のとおりとする。

一　土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙の負担とする。

二　検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準拠した対策費用は、甲及び乙はその方法を協議し、決定するものとする。この場合における対策工事に必要とされる対策費用は、平成２５年１１月１日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

三　甲及び乙は、前号に規定する対策工事の方法及び甲が負担する対策費用を決定したときは、契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

2　表示土地において、この契約の締結日以後所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要となったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は、原則として乙の負担とする。

3　第１項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、別紙のとおりとする。

（引渡し後の地中障害物）

第14条　引渡日以後、表示土地において別記２物件目録に表示する事項以外の地中障害物の存在が判明した場合、乙は、直ちに甲に通知し、甲は、速やかに地中障害物の存在を確認するものとし、この場合における撤去に係る甲及び乙の費用負担は、次のとおりとする。

一　甲及び乙は、地中障害物の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）の方法を協議し、決定するものとする。この場合における撤去に係る費用は、平成２５年１１月１日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

二　甲及び乙は、前号に規定する撤去工事の方法及び甲が負担する撤去費用を決定したときは、契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

2　前項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、別紙のとおりとする。

（公表）

第15条　甲及び乙は、この契約の内容について公表できるものとする。

（登記）

第16条　甲は、乙が第３条に規定する支払いを完了したときは、速やかに、この契約に基づき表示土地の所有権移転の登記及び買戻しの特約の登記を行い、乙はこれに協力する

ものとする。

2　前項の所有権の移転登記及び買戻しの特約の登記に要する費用は甲が、買戻しの特約の登記抹消に要する費用は乙が、それぞれ負担するものとする。

3　乙は、買戻権が設定された土地が合筆又は分筆されたときは、設定された当初の譲渡代金を合筆又は分筆後の面積に応じて合算又は按分した額を合筆又は分筆後の各土地の売買代金とする買戻権変更登記に同意するものとする。

4　表示土地に設定された買戻しの特約の登記を乙が抹消することができる時期は、建築物の検査済証の提出を甲が受けた日以後とする。

（返還金の受領場所）

第17条　乙は、この契約に基づき甲が乙に対して返還すべき金銭債務があるときは、甲の指定する場所においてこれを受領するものとする。

（疑義の決定）

第18条　この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議によるものとし、甲乙間に権利義務の争いがあるときは東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

この契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２３年１１月１日

譲渡人　甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　　青　木　　克　徳

譲受人　乙　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理事長　　塚　本　　桓

[redacted]

別 記

1 土地目録（別添１　確定図参照）

土地の所在		東京都葛飾区新宿六丁目			
名称	地　番	地　目	地　積（㎡）	土地の用途	引渡日
大学整備用地	３６０２番７	宅地	６，２４２．４９	大学の用途に供する用地	平成２３年１１月１日

2 物件目録

物　　件	数　量	備　　考
盛土、砕石等 杭	一 式	・別添２未収去物図のとおり。 ・未収去物図に表示される杭及び建物の位置は、施工誤差を含む。 ・別添２未収去物図と現状に差異があるときは、現状を優先するものとする。
油分	一 式	・表示土地の土壌に含まれる油分は未収去物として取り扱う。

別紙

第12条から第14条までの規定の運用については、下記のとおりとする。

１．甲の費用負担

第１２条から第１４条までに規定する瑕疵担保等については、平成２５年１１月１日までに乙が甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

２．第１３条の土壌汚染及び第１４条の引渡し後の地中障害物について

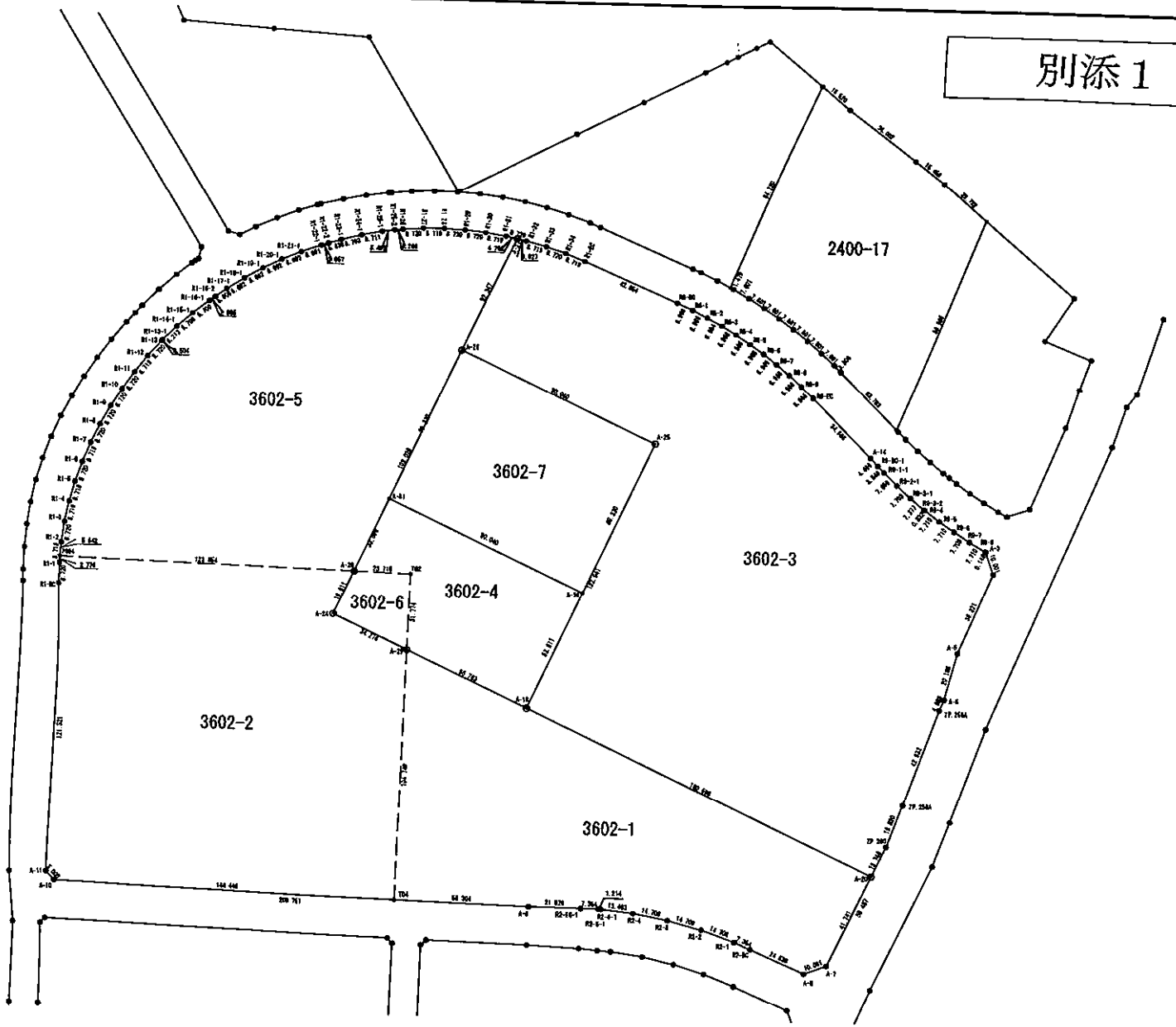
甲の負担する第１３条に規定する対策費用及び第１４条に規定する撤去費用は、原則として甲の積算に基づくものとし、これによりがたいときは、その状況により個別に定めるものとする。



別添１　確定図

N

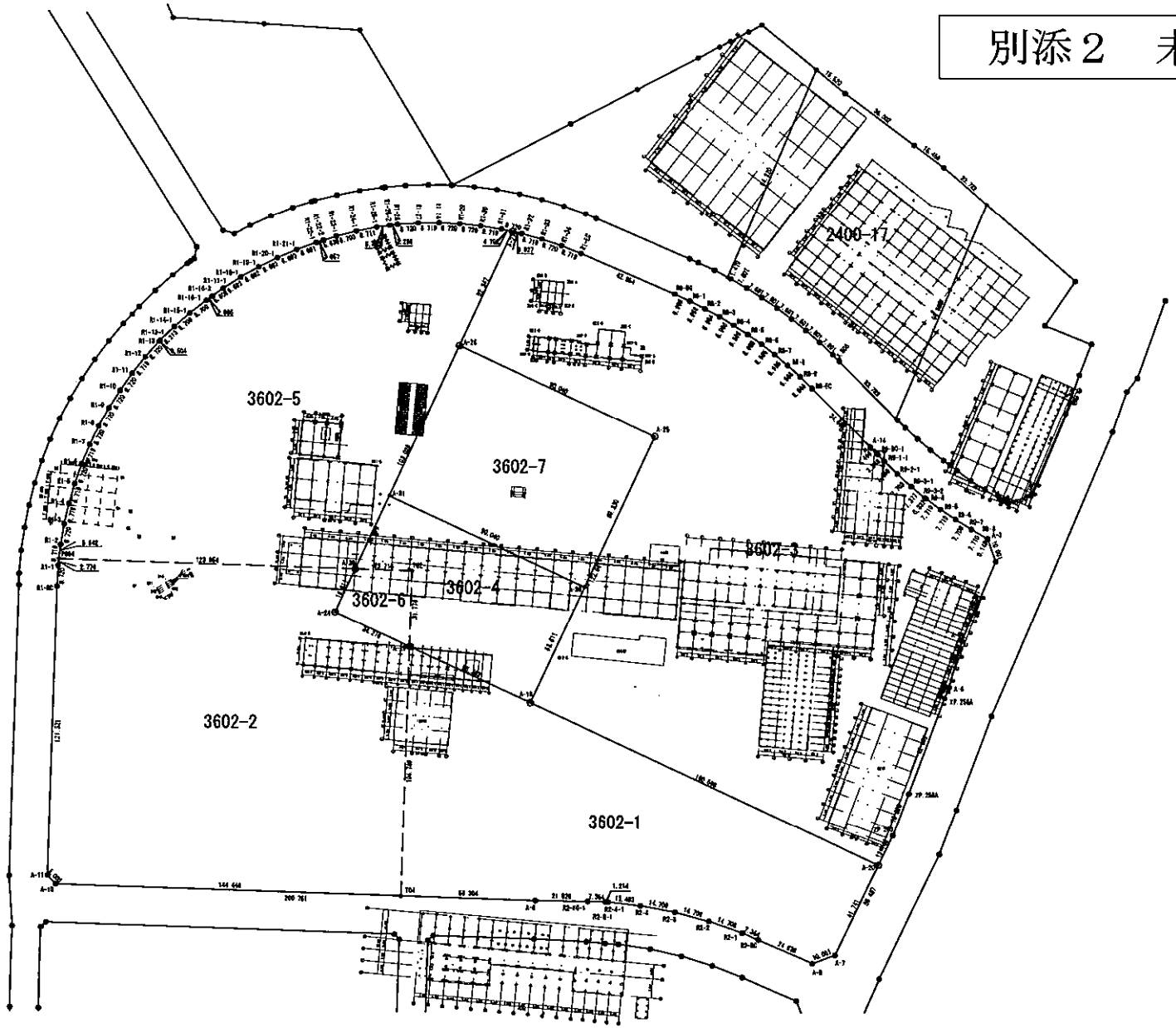
縮尺 1/2500



別添２　未収去物図

N

縮尺 1/2500



[redacted]

回　議　用　紙

決裁区分	公開の可否	根拠条文	保存年限
区長（甲）	非公開	法人等不利益情報（第9条(3)ア）	５年

起案者					
組　織	契約管財課	起　案	平成23年10月17日	施行・取り扱い上の注意	
氏　名	岡部　紘明	決　裁 (事案完了)	平成23年10月19日		
内　線	2173	施　行		23葛総契第414号	

（回議先）		決裁 係長	契約管財課用地管財係 佐藤　秀夫
決裁 区長	葛飾区 青木　克徳		
決裁 副区長	葛飾区 柏崎　裕紀		
決裁 副区長	葛飾区 久野　清福		
決裁 係長	秘書課　秘書担当係 忠　宏彰		
合議 部長	政策経営部 筧　晃一		
合議 課長	政策企画課 小林　宣貴		
合議 係長	政策企画課企画担当係 大倉　義雄		
合議 主事	政策企画課企画担当係 鈴木　健一		
合議 主事	政策企画課企画担当係 宮木　亮		
合議 大学誘致推進担当部長	政策経営部 白木　昇		
合議 室長	大学誘致室 日向野　秀紀		
合議 係長	大学誘致室大学誘致係 羽鳥　秀明		
合議 主事	大学誘致室大学誘致係 齋藤　国夫		
決裁 部長	総務部 篤　勲		
決裁 課長	契約管財課 杉立　敏也		
審査 係長	契約管財課契約係 石井　三男		

件名

普通財産の売払いについて【新宿六丁目大学用地】

このことについて、次のとおり実施してよろしいか伺います。

本件土地は、葛飾区が下記の契約日に学校法人東京理科大学に売払うため平成２３年１０月７日付けで、葛飾区土地開発公社から取得したものである。

この土地の売払いについては、学校法人東京理科大学と売払い交渉を進めてきたと

97　上記締結に係る起案文書及び決裁文書（回議用紙等）一式の写し

433

ころ、このたび、協議が整ったため、次のとおり土地譲渡契約を締結することとしたい。

なお、本件土地の売払いについては、契約金額が２，０００万円を超え、売払い面積が５，０００㎡以上となるため、平成２３年葛飾区議度第３回定例会において財産の売払いを提案し、議決されているところである。

また、本件土地譲渡契約を締結すると同時に、当大学と別紙確認書を締結することとしたい。

１　売払う土地の所在等

所在　葛飾区新宿六丁目３６０２番７

地目　宅地

地積　６２４２．４９㎡

２　契約の相手方

東京都新宿区神楽坂一丁目３番地

学校法人東京理科大学

理事長　塚　本　　桓　世

３　契約金額

金２，３５１，４９９，０４６円

４　契約年月日（予定）

平成２３年１１月１日

５　土地の価格について

本件土地の価格については、平成２３年７月８日開催の財産価格審議会に諮問し、別添のとおり承認されている。

６　公有財産管理運用委員会への付議について

本件土地の処分については、平成２３年９月１３日開催（持ち回り）の公有財産管理運用委員会へ付議し、別添のとおり承認されている。

７　所有権移転登記等について

本契約締結後、所有権移転及び買戻し特約登記を、嘱託により本区が行うこと
とする。
8　添付書類
①　位置図
②　案内図
③　公図（写）
④　地積測量図
⑤　登記事項証明書
⑥　土地譲渡契約書（案）
⑦　確認書（案）
⑧　財産価格審議会答申
⑨　公有財産管理運用委員会審議結果
⑩　登記嘱託書（案）
⑪　特命随意契約理由書

435

98　上記各契約の締結に先立ち行われた法的審査に関する一切の文書（名称の如何を問わず、本区法規担当による合議・照会・回答文書のほか、顧問弁護士又は外部の弁護士・法律事務所による法律意見書その他の意見書、相談記録及びこれらに関する依頼文書・メールを含む）の写し

存在しないため提出できない
（存在するものであっても、葛飾区情報公開条例第９条第４号ウの規定に準拠し提出できない（内部の意思形成過程の情報））

庶務報告　１　（３）
平成２４年　６月１８日

東京理科大学整備用地の地中障害物処分について

１　概要

東京理科大学葛飾キャンパスの基礎工事において、建設発生土の中に地中障害物の混入が確認された。

そのため、東京理科大学との土地譲渡契約書等の規定に基づき、通常土の処分を超過する地中障害物の処分経費について、東京理科大学に対し負担するとともに、都市再生機構との土地譲渡契約書等の規定に基づき、都市再生機構に対し同額の負担を求めるものである。

（１）地中障害物
　　油分、石炭ガラ、コンクリートガラなど
（２）対象土量
　　約２６，０００㎥
（３）その他
　　平成２４年１２月頃に予定されている東京理科大学葛飾キャンパスの外構工事において、地中障害物の混入が確認された場合には、今回と同様の取り扱いを行うものとする。

２　超過処分経費

（１）負担額
　　６１９，５６９，３００円（支出先：東京理科大学）
（２）請求額
　　６１９，５６９，３００円（請求先：都市再生機構）

３　今後の予定

平成２４年　６　月　・都市再生機構との費用負担契約の締結
　　７　月　・東京理科大学との費用負担契約の締結
　　・費用負担契約に基づく請求・支払い

※平成２４年１２月頃の外構工事において、地中障害物の混入が確認された場合は下記の対応とする。

平成２５年　１　月　・地中障害物の対象土量の確認
　　３　月　・都市再生機構、東京理科大学との費用負担契約の締結
　　・費用負担契約に基づく請求・支払い

東京理科大学葛飾キャンパス整備工事に伴い
発生する建設発生土の補償について

平成２５年２月４日

１　概要

新宿六丁目地区の東京理科大学葛飾キャンパス整備工事に伴い発生する建設発生土の一部に不純物等の混入が発見されたため、東京理科大学に対して平成２１年３月２６日付けで締結した契約書に基づき、通常処分に要する経費を超えた部分について区が補償し、ＵＲに対して平成２０年２月２７日付で締結した契約書等に基づき、その同額と公園部分の補償を含めた請求するもの。本件の手続きは、今回が２回目で最終となる。

（１）混入物質

油分、木片、レンガ片、コンクリートガラなど

（２）対象土量　（別図参照）

約１，３４１㎥　　（自然地盤（地山）までの不純物混入土量を対象）

（３）負担額及び請求額

大学への負担額　　２５，５３７，０５０円

ＵＲへの請求額　　２５，８３６，９１５円（公園部分 299,865 円含む）

（４）今後のスケジュール

平成２５年２月１５日　ＵＲとの費用負担契約（２５，８３６，９１５円）

２月１８日　大学との費用負担契約（２５，５３７，０５０円）

３月１１日　ＵＲからの支払い

３月１３日　大学への支払い

第１回目　平成２４年　６月１９日　ＵＲとの費用負担契約締結　（６１９，５６９，３００円）

７月１８日　大学との費用負担契約締結　（６１９，５６９，３００円）

７月２０日　ＵＲからの支払い

７月３１日　大学への支払い　　第１回目対象土量　24,894.2 ㎥

２　その他

（１）予算措置

最終的な補償金額の確定が２月中旬のため、平成２４年度予備費にて対応する。

（２）Ⅱ期用地について

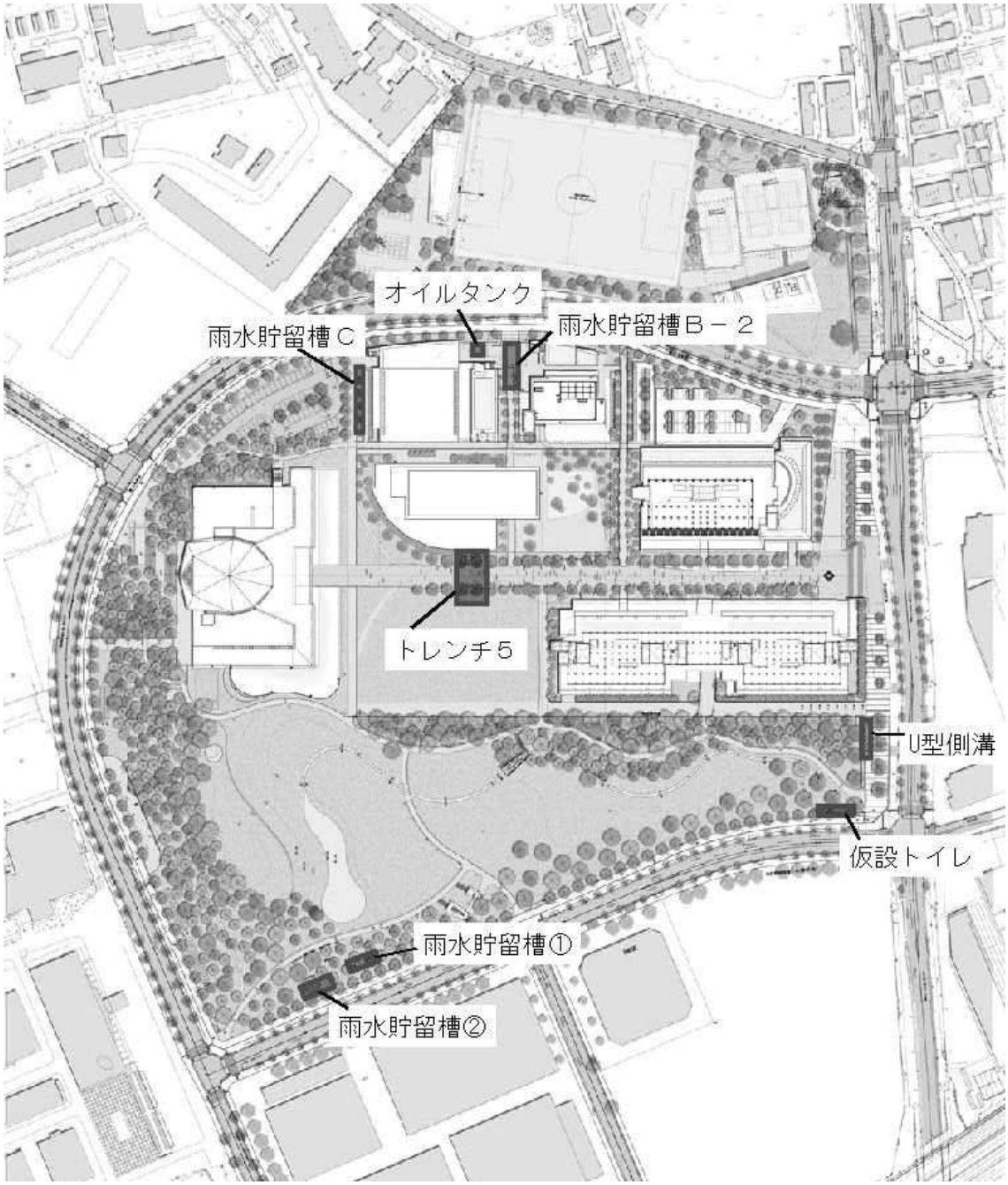
昨年末の調査に基づき、土地開発公社からＵＲへ損害賠償請求を行う予定。公社とＵＲとの土地譲渡契約書において、瑕疵に対するＵＲの除斥期間が平成２５年３月１８日までのため、それまでに内容証明にて公社からＵＲへ請求するものとする。

○～２月下旬　　法規担当、弁護士等と内容証明文書の内容調整

○３月１日　　内容証明発送

○３月１８日　　瑕疵担保等のＵＲ除斥期間期限

○別図　　（通常要する経費を超える建設発生土の範囲）



別紙２

葛飾新宿六丁目地区　土壌瑕疵対象工事費内訳書
（平成24年度上期分）

葛飾区

対象工事費総括表

葛飾区

名称	摘要	直接工事費	諸経費	対象工事価格	消費税	対象工事費	備考
AC棟・雨水貯留槽建設工事	（鹿島建設）	346,605,219	27,728,417	374,333,000	18,716,650	393,049,650	
図書館・集会場棟建設工事	（竹中工務店）	2,918,958	291,895	3,210,000	160,500	3,370,500	
B棟建設工事	（大成建設）	75,069,475	5,254,863	80,324,000	4,016,200	84,340,200	
体育館・FF´棟建設工事	（大成建設）	85,674,125	5,997,189	91,671,000	4,583,550	96,254,550	
D棟建設工事	（大成建設）	37,877,000	2,651,390	40,528,000	2,026,400	42,554,400	
合計						619,569,300	

東京理科大学葛飾キャンパスAC棟・雨水貯留槽建設工事

請負業者	鹿島建設株式会社
請負金額	10,592,400千円

AC棟・雨水貯留槽

対象工事費総括表

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				346,605,219		
(AC棟)				308,892,819		内訳表(1)
(雨水貯留槽)				37,712,400		内訳表(2)
諸経費			8%	27,728,417		
対象工事価格				374,333,000		千円以下切り捨て
消費税相当額				18,716,650		
対象工事費				393,049,650		

AC棟・雨水貯留槽　　**内訳表（1）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（AC棟）						
1.油分・廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分		m3	11,962	29,600	354,075,200	
油分処理		式	1	1,000,000	1,000,000	
計					355,075,200	
2.地中障害物撤去						
松杭撤去（引抜き）	φ200　H=2～3m	本	67	557	37,319	
松杭撤去（引抜き）	φ200　H=1～2m	本	290	398	115,420	
松杭仮置積込運搬		m3	14.36	1,860	26,710	
松杭処分	φ200　H=2～3m	本	67	2,000	134,000	（運搬費込）
松杭処分	φ200　H=0.5～1.5m	本	290	1,000	290,000	（運搬費込）
ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎撤去	仮置き・積み込み含む	m3	37.75	7,470	281,992	
ｺﾝｸﾘｰﾄガラ処分	山留工事・土工事時	m3	37.75	13,000	490,750	（運搬費込） 地中障害物　70.5m3、24.7m3
SP打設時障害撤去	バックホー（0.4m3）	台日	4	39,362	157,448	
	バックホー（0.25m3）	台日	6	32,730	196,380	
	普通作業員	人	16	13,600	217,600	
計					1,947,619	
合計					357,022,819	
※通常要する費用の減額		m3	−12,032.5	4,000	−48,130,000	
総計					308,892,819	

AC棟・雨水貯留槽　　**内訳表（2）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（雨水貯留槽）						
対象土積込運搬処分		m3	1,477	29,600	43,719,200	
計						
合計					43,719,200	
※通常要する費用の減額		m3	-1,501.7	4,000	-6,006,800	
総計					37,712,400	

東京理科大学葛飾キャンパス図書館・集会所棟建設工事

請負業者	株式会社竹中工務店
請負金額	3,050,250千円

図書館･集会所棟

対象工事費総括表

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				2,918,958		内訳表（1）
諸経費			10%	291,895		
対象工事価格				3,210,000		千円以下切り捨て
消費税相当額				160,500		
対象工事費				3,370,500		

図書館・集会所棟　　**内訳表（1）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（図書館・集会場棟）						
1.土壌汚染土撤去						
場内仮置（積込小運搬）		m3	124	451	55,924	
鉛汚染土積込運搬		m3	124	3,901	483,724	
鉛汚染土処分		m3	124	21,600	2,678,400	
計					3,218,048	
2.地中障害物撤去						
仕分け・積み込み	普通作業員	人	1.6	13,600	21,760	
	バックホー（0.4m）	台日	1	39,950	39,950	（オペレータ共）
コンクリートガラ運搬処分		m3	10.0	15,000	150,000	（運搬費込）
木くず運搬処分		m3	1.8	18,000	32,400	（運搬費込）
計					244,110	
合計					3,462,158	
※通常要する費用の減額		m3	−135.8	4,000	−543,200	
総計					2,918,958	

東京理科大学葛飾キャンパスB棟建設工事

請負業者	大成建設株式会社
請負金額	3,780,000千円

B棟

対象工事費総括表

東京理科大学

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				75,069,475		内訳表（1）
諸経費			7%	5,254,863		
対象工事価格				80,324,000		千円以下切り捨て
消費税相当額				4,016,200		
対象工事費				84,340,200		

B棟

内訳表（1）

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（B棟）						
1.廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分	（運搬費込）	m3	4,405	20,000	88,100,000	
計					88,100,000	
2.地中障害物撤去						
分別作業	作業指揮者	人	36	18,900	680,400	
	普通作業員	人	50	13,600	680,000	
	バックホー（0.7m）	台日	37	58,200	2,153,400	オペレーター共
	重機回送費	回	2	60,000	120,000	
運搬（10tダンプ）		台	5	32,000	160,000	
運搬（4tダンプ）		台	13	27,000	351,000	
コンクリートガラ		m3	42.5	6,700	284,750	
木くず（松杭）		m3	17.0	15,300	260,100	
木くず		m3	0.5	8,000	4,000	
レンガ		t	10.38	12,500	129,750	
石		t	3.99	12,500	49,875	
金属くず		m3	4.0	650	2,600	地中障害物　71.6m3
計					4,875,875	
合計					92,975,875	
※通常要する費用の減額		m3	−4,476.6	4,000	−17,906,400	
総計					75,069,475	

東京理科大学葛飾キャンパス体育館・F・F´棟建設工事

請負業者	大成建設株式会社
請負金額	3,150,000千円

体育館・FF棟

対象工事費総括表

東京理科大学

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				85,674,125		内訳表（1）
諸経費			7%	5,997,189		
対象工事価格				91,671,000		千円以下切り捨て
消費税相当額				4,583,550		
対象工事費				96,254,550		

体育館・FF棟　　**内訳表（1）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（体育館・FF´棟）						
1.廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分	（運搬費込）	m3	5,735	18,800	107,818,000	
計					107,818,000	
2.地中障害物撤去						
分別作業	作業指揮者	人	15	18,900	283,500	
運搬（4tダンプ）		台	8	27,000	216,000	
コンクリートガラ		m3	7.5	6,700	50,250	
木くず（松杭）		m3	13.0	15,300	198,900	
レンガ		t	3.01	12,500	37,625	
廃プラスチック		m3	3.5	15,300	53,550	
混合廃棄物			2.5	27,800	69,500	地中障害物　28.3m3
計					909,325	
合計					108,727,325	
※通常要する費用の減額		m3	-5,763.3	4,000	-23,053,200	
総計					85,674,125	

東京理科大学葛飾キャンパスD棟建設工事

請負業者	大成建設株式会社
請負金額	3,150,000千円

D棟

対象工事費総括表

東京理科大学

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				37,877,000		内訳表（1）
諸経費			7%	2,651,390		
対象工事価格				40,528,000		千円以下切り捨て
消費税相当額				2,026,400		
対象工事費				42,554,400		

D棟

内訳表（1）

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（D棟）						
1.廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分	（運搬費込）	m3	2,479	19,000	47,101,000	
計					47,101,000	
2.地中障害物撤去						
分別作業	作業指揮者	人	31	18,900	585,900	
運搬（4tダンプ）		台	1	27,000	27,000	
木くず（松杭）		m3	7.0	15,300	107,100	地中障害物　7.0m3
計					720,000	
合計					47,821,000	
※通常要する費用の減額		m3	−2,486	4,000	−9,944,000	
総計					37,877,000	

別紙２

葛飾新宿六丁目地区　土壌瑕疵対象工事費内訳書
（平成24年度下期分）

葛飾区

対象工事費総括表

葛飾区

名称	摘要	直接工事費	諸経費	対象工事価格	消費税	対象工事費	備考
AC棟・雨水貯留槽建設工事	(鹿島建設)	4,922,100	393,768	5,315,000	265,750	5,580,750	
体育館・FF´棟建設工事	(大成建設)	17,762,880	1,243,402	19,006,000	950,300	19,956,300	
葛飾にいじゅくみらい公園整備工事	(住友・桂建設共同企業体)	200,871	91,212	285,586	14,279	299,865	
合計						25,836,915	

【別紙2】

東京理科大学葛飾キャンパスAC棟・雨水貯留槽建設工事

請負業者	鹿島建設株式会社
請負金額	10,592,400,000円

トレンチ５

対象工事費総括表

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				4,922,100		
(トレンチ５)				4,922,100		内訳表(１)
諸経費			8%	393,768		
対象工事価格				5,315,000		千円未満切り捨て
消費税相当額				265,750		
対象工事費				5,580,750		

トレンチ５

内訳表（１）

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（トレンチ５）						
1.油分・廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分		m3	142	29,600	4,203,200	
計					4,203,200	
2.地中障害物撤去						
ｺﾝｸﾘｰﾄガラ処分		m3	10	5,000	50,000	
木くず処分		m3	3	9,000	27,000	
運搬（10tダンプ）		日	2	40,000	80,000	
運搬（10tダンプ）		回	2	33,000	66,000	
運搬（4tダンプ）		回	1	27,500	27,500	
分別作業	0.7m3バックホー（オペ込）	日	12	56,200	674,400	
	普通作業員	人	20	13,600	272,000	
	スケルトン回送費	回	2	15,000	30,000	
	スケルトン使用料	日	16.0	7,000	112,000	
計					1,338,900	
合計					5,542,100	
※通常要する費用の減額		m3	−155	4,000	−620,000	
総計					4,922,100	

東京理科大学葛飾キャンパス体育館FF棟建設工事

請負業者	大成建設株式会社
請負金額	3,150,000,000円

オイルタンク・雨水貯留槽C及びB-2 **対象工事費総括表**

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				17,762,880		
（オイルタンク）				1,217,880		内訳表（1）
（雨水貯留槽C）				7,108,400		内訳表（2）
（雨水貯留槽B-2）				9,436,600		内訳表（3）
諸経費			7%	1,243,402		
対象工事価格				19,006,000		千円未満切り捨て
消費税相当額				950,300		
対象工事費				19,956,300		

オイルタンク・雨水貯留槽C及びB-2 **内訳表（1）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（オイルタンク）						
1.廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分		m3	79.2	18,900	1,496,880	
作業指揮者		人日	2	18,900	37,800	
計					1,534,680	
※通常要する費用の減額		m3	-79.2	4,000	-316,800	
総計					1,217,880	

オイルタンク・雨水貯留槽C及びB-2 **内訳表（2）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（雨水貯留槽C）						
1.廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分		m3	472	18,900	8,920,800	
作業指揮者		人日	4	18,900	75,600	
計					8,996,400	
※通常要する費用の減額		m3	-472	4,000	-1,888,000	
総計					7,108,400	

オイルタンク・雨水貯留槽C及びB-2 **内訳表（3）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（雨水貯留槽B-2）						
1.廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分		m3	617	19,000	11,723,000	
作業指揮者		人日	7	18,900	132,300	
計					11,855,300	
2.地中障害物撤去						
コンクリートガラ		m3	1.0	6,700	6,700	
木くず（松杭）		m3	1.0	15,300	15,300	
廃プラスチック		m3	1.0	15,300	15,300	
収集運搬費	2tダンプ・コンテナ	台	1.0	24,000	24,000	
計					61,300	
合計					11,916,600	
※通常要する費用の減額		m3	-620	4,000	-2,480,000	
総計					9,436,600	

【別紙2】

葛飾にいじゅくみらい公園整備工事

請負業者	住友・桂建設共同企業体
請負金額	569,940,000円

対象工事費総括表

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				200,871		内訳表（1）
諸経費				91,212		経費率　0.45408
小計				292,083		
対象工事価格				285,586		契約比率　0.977759
消費税相当額				14,279		
対象工事費				299,865		

内訳表（1）

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
1.地中障害物撤去						
コンクリートガラ運搬・処分	無筋	m3	12	3,151	37,812	
地中障害物取り壊し	無筋	m3	12	7,540	90,480	
地中障害物運搬	10tダンプ　場内	m3	12	1,441	17,292	
コンクリートガラ運搬・処分	有筋	m3	3	5,844	17,532	
地中障害物取り壊し	有筋	m3	3	10,900	32,700	
掘削・積み込み	0.35m3バックホー	m3	15	337	5,055	
				計	200,871	
※通常要する費用の減額					0	場外搬出を想定していなかった為
総計					200,871	

建設発生土等の費用負担に関する契約書（その１）

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）、葛飾区土地開発公社（以下「乙」という。）及び葛飾区（以下「丙」という。）は、甲乙間で平成２０年２月２７日に締結した土地譲渡契約（以下「土地譲渡契約」という。）に基づき甲が乙に譲渡した土地（以下「本件土地（１）」という。）、土地区画整理法（昭和２９年５月２０日法律第１１９号）第１０５条第３項の規定に基づき平成１９年１２月２０日に丙に帰属した土地（以下「本件土地（２）」という。）、及び平成２０年３月１９日に甲が丙に寄付した土地（以下「本件土地（３）」という。）（別記表示のとおり。以下、本件土地（１）、本件土地（２）及び本件土地（３）を総称して「表示土地」という。）において、別添１から別添７までの掘削範囲の土壌汚染、地中障害物の対策（以下「建設発生土等対策」という。）が必要となったことから、建設発生土等対策で生じた費用の負担について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　この契約は、次の各号に掲げる契約、規定に基づき、隠れた瑕疵の存在により、建設発生土等対策で生じた費用の負担について定めることを目的とする。

一　本件土地（１）に関し、土地譲渡契約第１４条、第１５条、第１６条及び同契約別紙

二　本件土地（１）に関し、甲乙間で平成２０年２月２７日に締結した「確認書」第３条

三　本件土地（１）に関し、甲乙間で平成２０年２月２７日に締結した「葛飾区新宿六丁目地区（Ａ街区・公園用地）の物件説明書に係る確認書」

四　本件土地（２）に関し、甲丙間で平成２０年３月１９日に締結した「新宿六丁目地区における無償譲渡用地に係る確認書」

五　本件土地（１）（２）（３）に関し、甲乙丙間で平成２１年１２月１６日に締結した「確認書」

六　本件土地（１）①に関し、甲乙丙間で平成２１年３月６日に締結した「確認書」

七　本件土地（１）②に関し、甲乙丙間で平成２３年１０月７日に締結した「確認書」

八　本件土地（１）⑤⑥⑦⑧に関し、甲乙丙間で平成２４年５月３０日に締

結した「確認書」

（負担の対象物）

第２条　甲が負担する費用は、別添１から別添７までの掘削範囲における、土地譲渡契約第１４条から第１６条までに規定する「隠れた瑕疵」「土壌汚染」「地中障害物」に関する対策等の費用とする。

（負担額）

第３条　甲は、第１条第５号に規定する「確認書」第６条に基づく平成２４年６月７日付けの丙からの請求により、金６１９，５６９，３００円（内消費税相当額金２９，５０３，３００円）（以下「負担額」という。）を負担する。

（負担額の支払い）

第４条　甲は、本契約締結後、丙による請求に基づき、丙の請求を受けた日から３０日以内に、甲の定める方法で負担額を丙に支払うものとする。

２　甲は、前項の規定に基づく支払いをもって、別添１から別添７までの掘削範囲について、乙丙いずれに対しても、瑕疵担保責任その他一切の責めを負わないものとする。

（公表）

第５条　甲、乙及び丙は、本契約内容を第三者に開示する場合、それぞれと協議のうえ、承諾を得、開示するものとする。

２　甲、乙及び丙は、前項の規定に関わらず、法令に基づき開示する義務が生じる場合、又は、甲が負担額その他について表示土地の前所有者（以下「前所有者」という。）に対して求償するために前所有者その他関係者に開示する場合には、それぞれの承諾なくして本契約内容を開示できるものとする。

（相互協力）

第６条　甲、乙及び丙は、合理的な理由がある場合を除き、前所有者に対する負担額等の求償その他必要な場合に、それぞれが所有する本契約に関する資料の提供その他の協力を行うものとする。

（協議）

第７条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し、疑義が生じた事項については、第１条に掲げる各契約等に定めるところによるほか、甲乙丙で協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書を３通作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２４年６月１９日

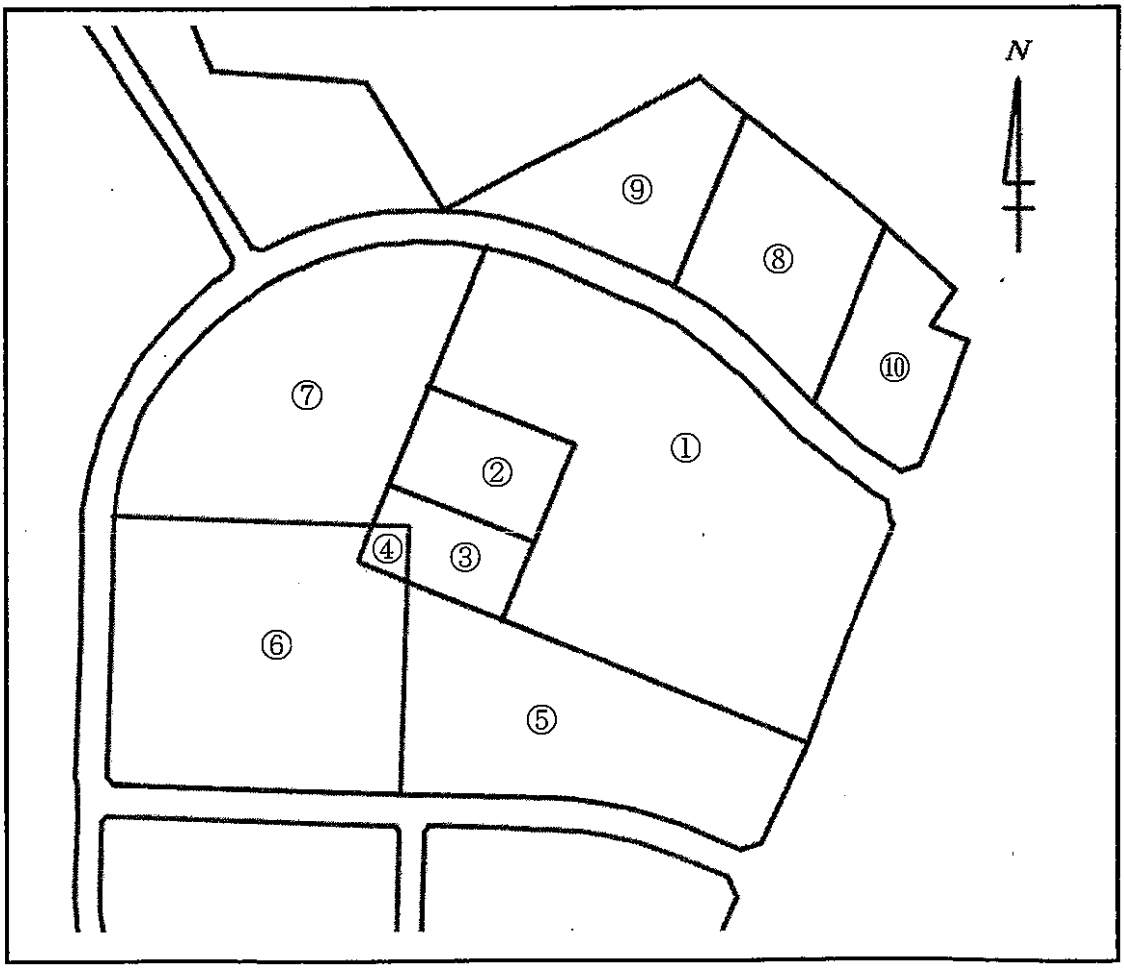
甲　東京都新宿区西新宿六丁目５[redacted]
独立行政法人都市再生機構東[redacted]部
本部長　石渡　廣[redacted]

乙　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区土地開発公社
理事長　柏崎　裕紀

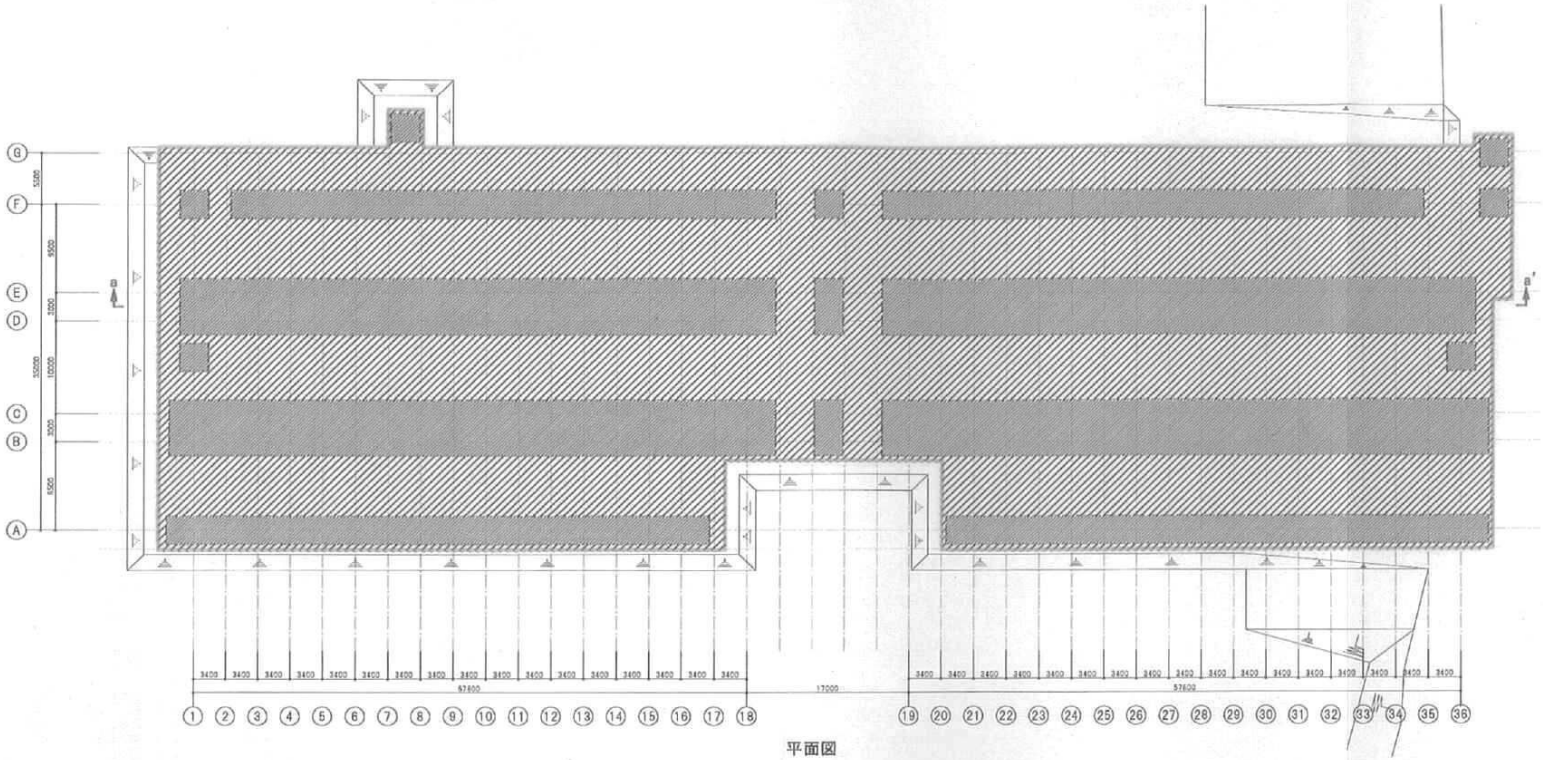
丙　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　青木　克徳

別　記　　土地の表示

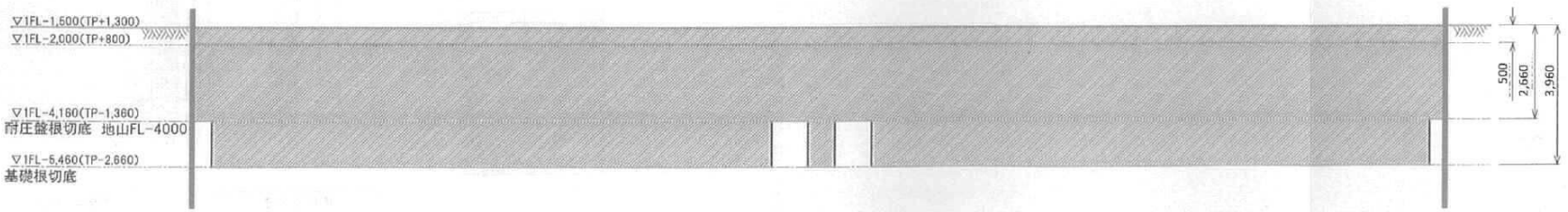
土地の所在		面積	備考		番号
土地所有者	地番				
学校法人 東京理科大学	葛飾区新宿六丁目3602番3	３０，０００．２４㎡	本件土地(1)	大学所有地	①
	葛飾区新宿六丁目3602番7	６，２４２．４９㎡			②
葛飾区土地開発公社	葛飾区新宿六丁目3602番4	４，１０９．１９㎡		公社所有地	③
	葛飾区新宿六丁目3602番6	７１７．９４㎡			④
葛飾区	葛飾区新宿六丁目3602番1	１３，２４８．７０㎡		公園用地１	⑤
	葛飾区新宿六丁目3602番2	１９，４８２．０３㎡			⑥
	葛飾区新宿六丁目3602番5	１７，２５１．４９㎡			⑦
	葛飾区新宿六丁目2400番17	８，１８７．２０㎡		公園用地２	⑧
	葛飾区新宿六丁目3607番	７，１８３．７７㎡	本件土地(2)		⑨
	葛飾区新宿六丁目2400番24	５，７３１．４９㎡	本件土地(3)		⑩



別添１



平面図



a-a' 断面図

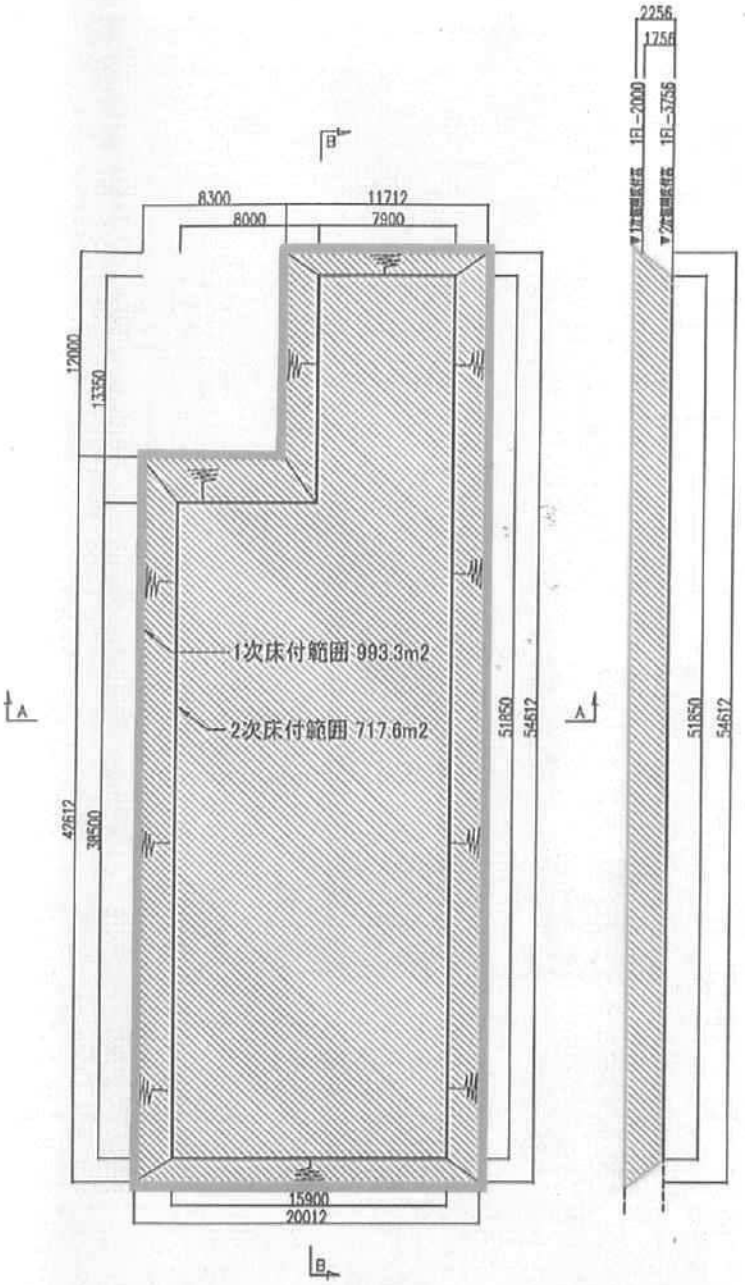


種別	数量
油・廃棄物混じり土	11,962 m3
コンクリートガラ	37.75 m3
松杭	14.36 m3

A・C棟　掘削範囲図

東京理科大学葛飾キャンパス整備工事

別添２

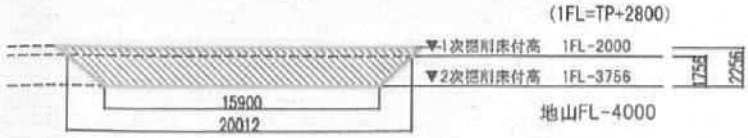


：掘削範囲



雨水貯留槽 平面図

B-B 断面図



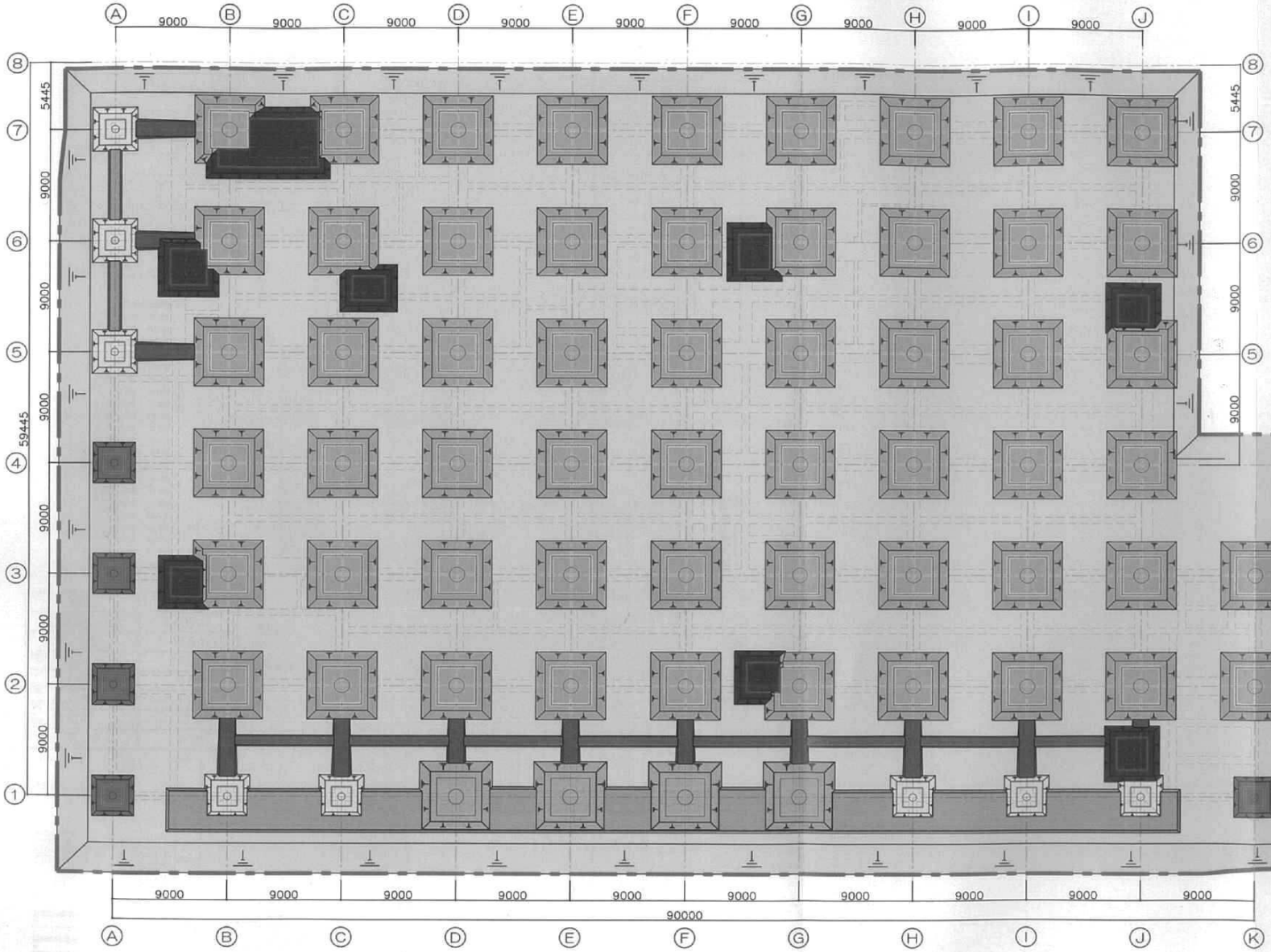
A-A 断面図

種別	数量
廃棄物混じり土	1,477㎥

雨水貯留槽　掘削範囲図

東京理科大学葛飾キャンパス整備工事

別添3



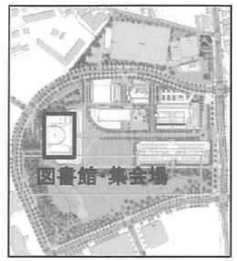


凡例

は、掘削範囲を示す。

床付けレベル
1FL-4250
1FL-4050
1FL-3650
1FL-3610
1FL-3450
1FL-3010
1FL-2910
1FL-3010 ~2810
1FL-2810

種別	数量
鉛汚染土	124m³
コンクリートガラ	10m³
木くず	1.8m³

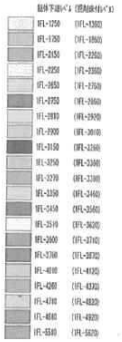


図書館・集会場棟　掘削範囲図

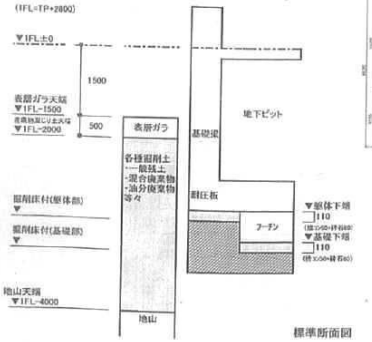
東京理科大学葛飾キャンパス整備工事

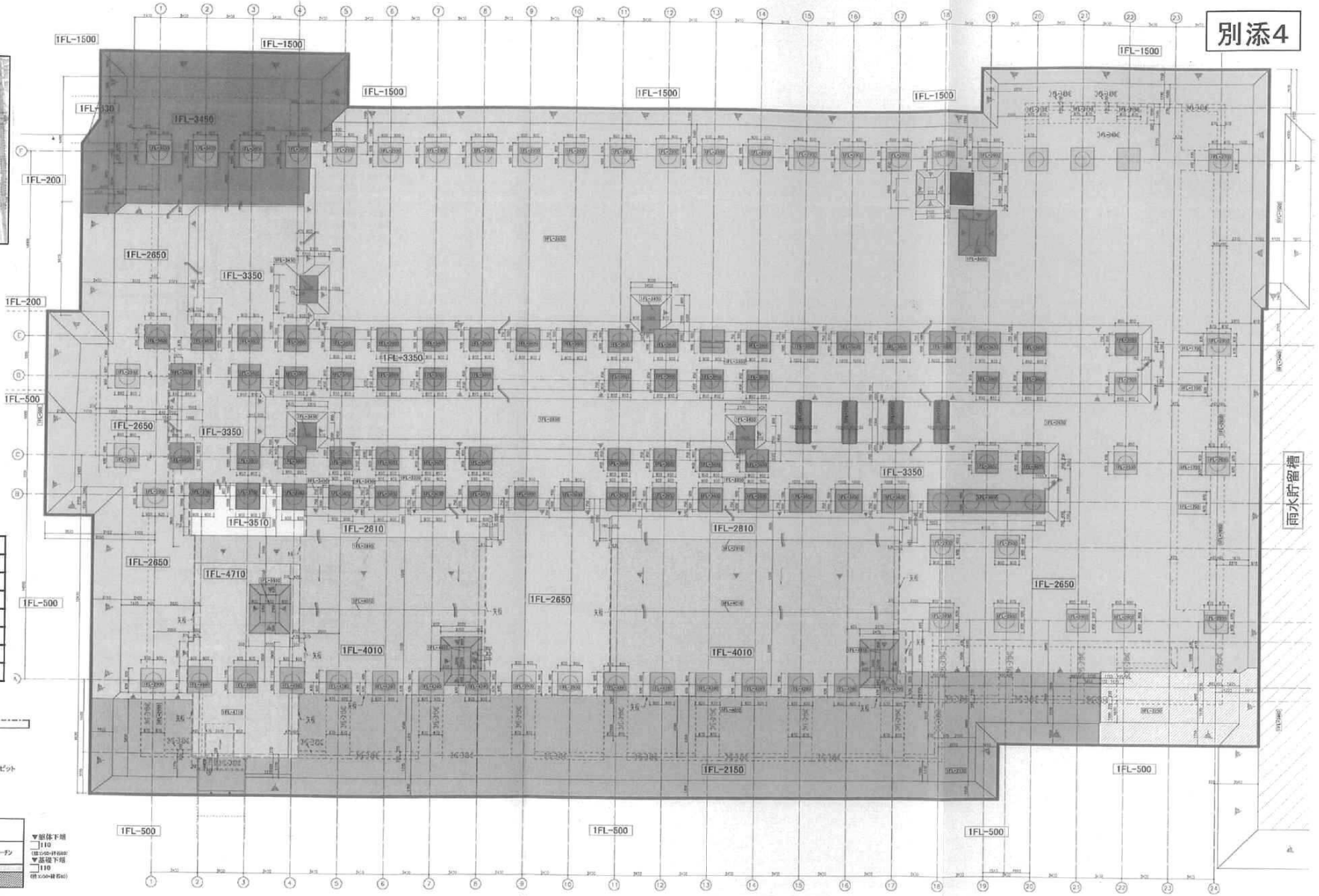
別添4





種別		数量
産廃混じり土		4,405㎥
地中障害物	コンガラ	42.5㎥
	松杭	17.0㎥
	木くず（良質）	0.5㎥
	れんが	10.38t
	自然石	3.99t
	金属くず	4.0㎥





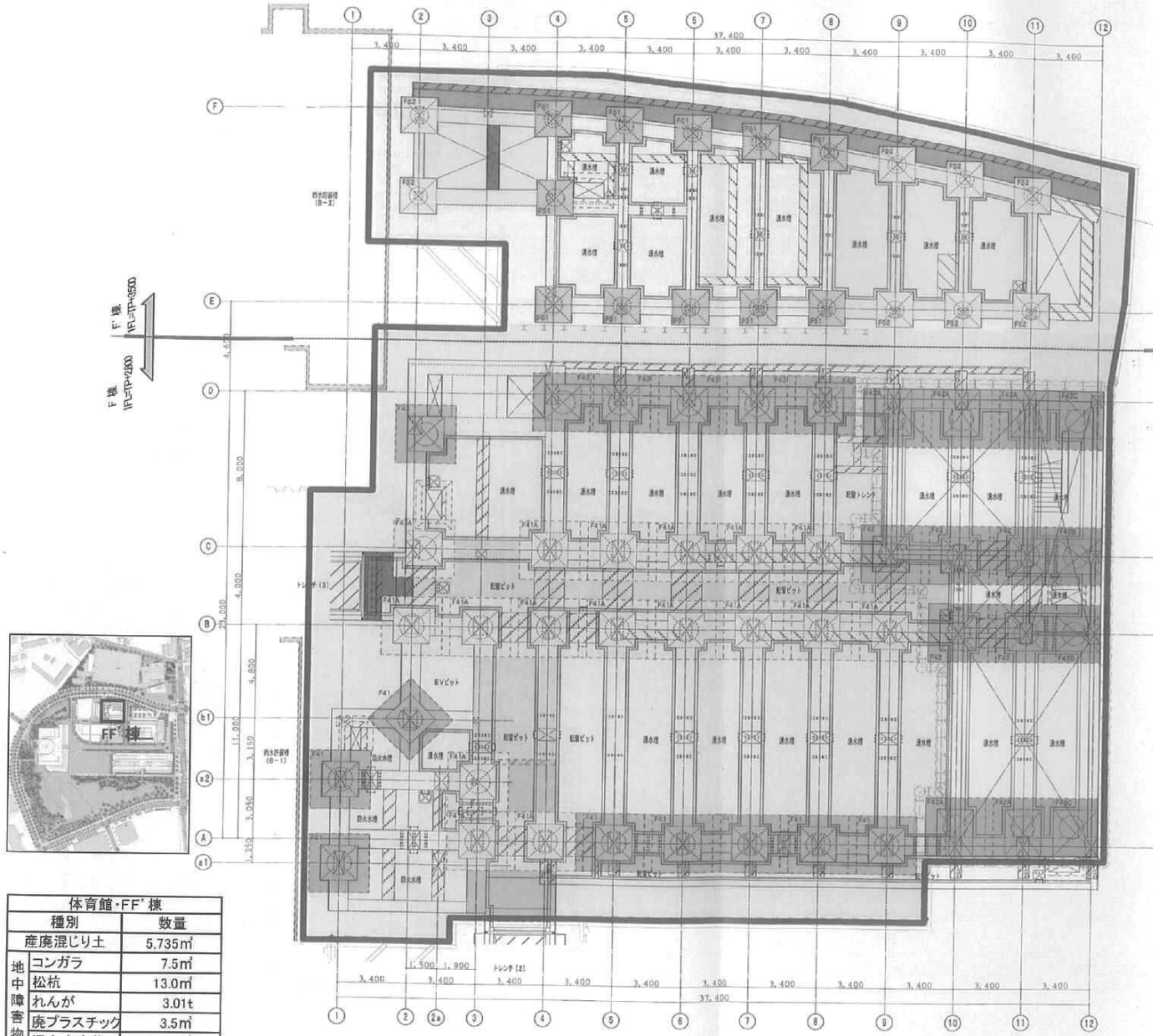
床付図

B棟　掘削範囲図

凡例　掘削範囲…

東京理科大学葛飾キャンパス整備工事

別添5



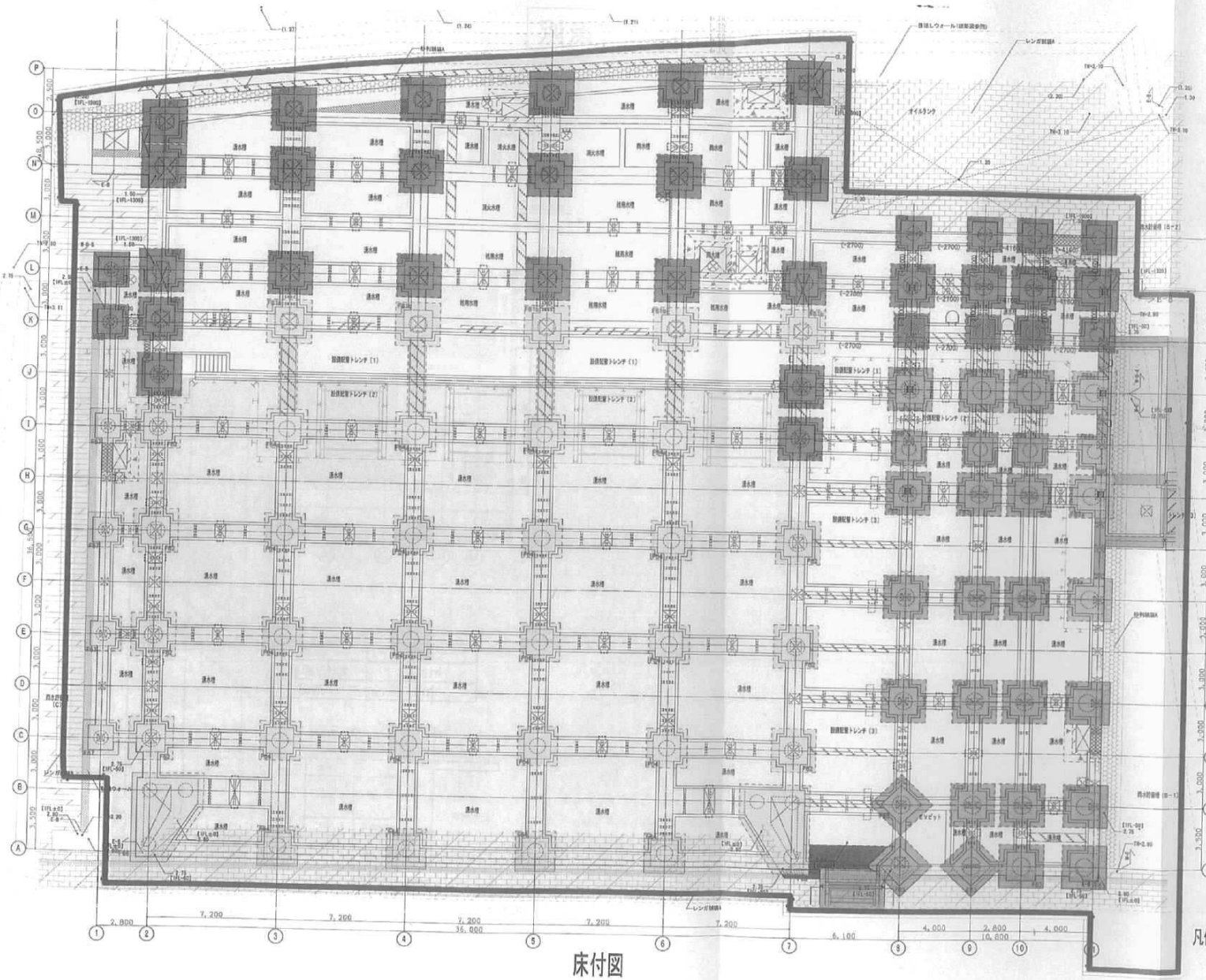
体育館・FF'棟		
種別		数量
産廃混じり土		5,735㎥
地中障害物	コンガラ	7.5㎥
	松杭	13.0㎥
	れんが	3.01t
	廃プラスチック	3.5㎥
	混合廃棄物	2.5㎥

床付図

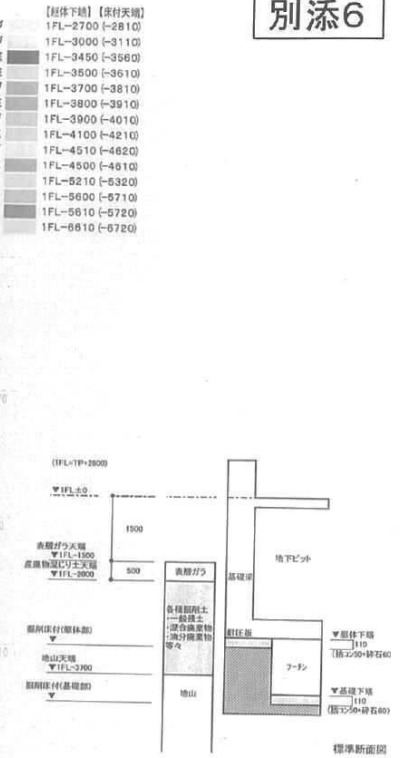
FF'棟　掘削範囲図

東京理科大学葛飾キャンパス整備工事

別添6



床付図



標準断面図

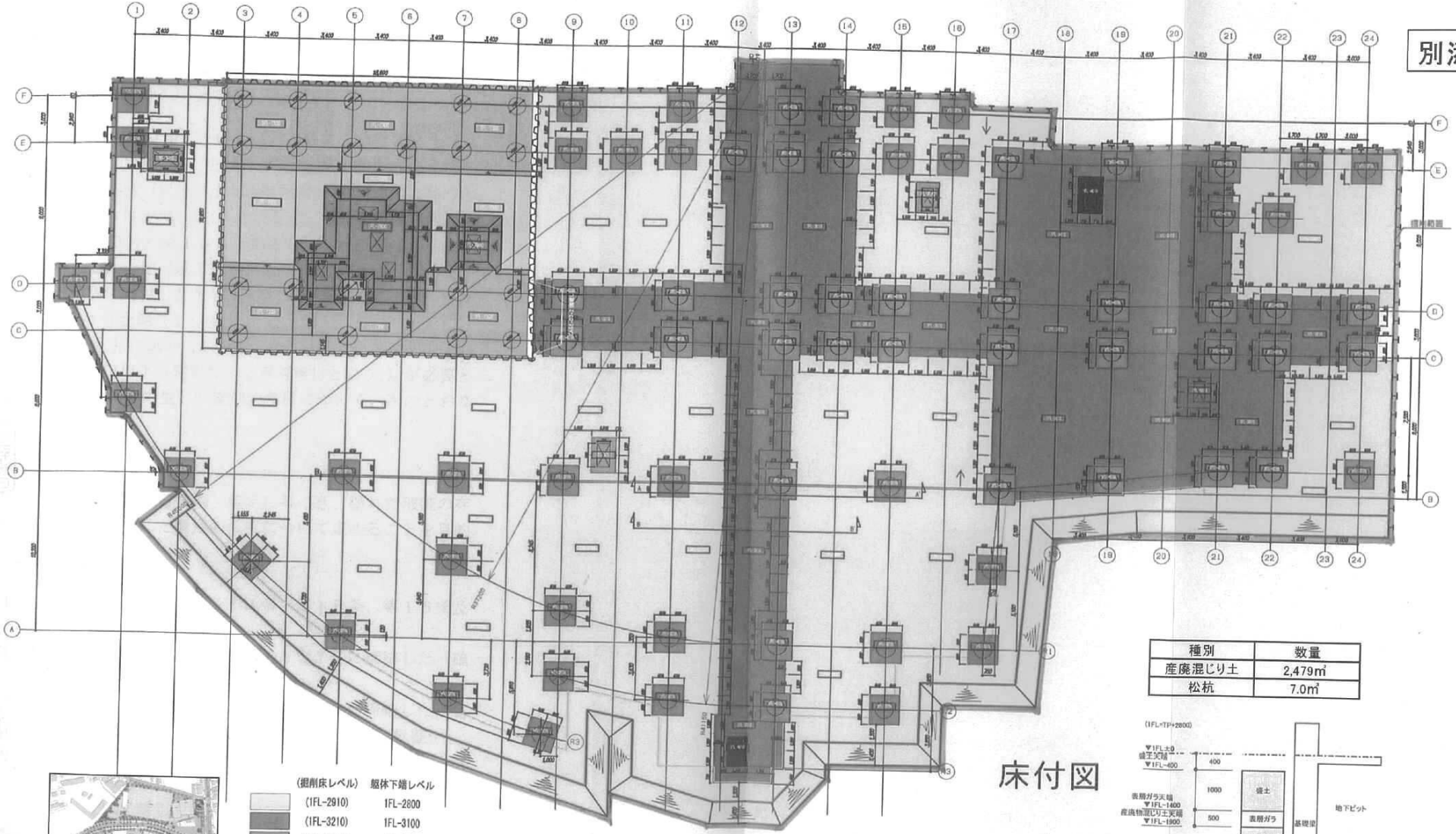


凡例 掘削範囲・・・

体育館棟　掘削範囲図

東京理科大学葛飾キャンパス整備工事

別添7



種別	数量
産廃混じり土	2,479㎥
松杭	7.0㎥

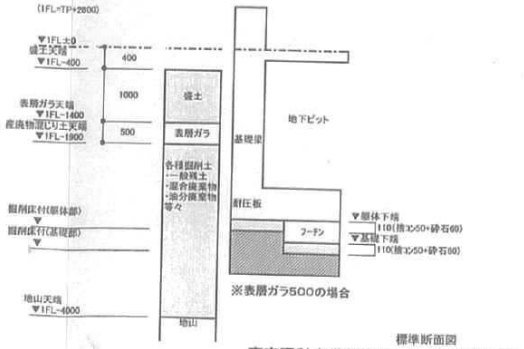


(掘削床レベル)	躯体下端レベル
(1FL-2910)	1FL-2800
(1FL-3210)	1FL-3100
(1FL-3710)	1FL-3600
(1FL-3810)	1FL-3700
(1FL-4110)	1FL-4000
(1FL-4610)	1FL-4500
(1FL-7000)	1FL-6890
(1FL-7300)	1FL-7190
(1FL-7800)	1FL-7690

凡例　掘削範囲…

D棟　掘削範囲図

床付図



標準断面図

東京理科大学葛飾キャンパス整備工事

建設発生土等の費用負担に関する契約書（その２）

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）、葛飾区土地開発公社（以下「乙」という。）及び葛飾区（以下「丙」という。）は、甲乙間で平成２０年２月２７日に締結した土地譲渡契約（以下「土地譲渡契約」という。）に基づき甲が乙に譲渡した土地（以下「本件土地（１）」という。）、土地区画整理法（昭和２９年５月２０日法律第１１９号）第１０５条第３項の規定に基づき平成１９年１２月２０日に丙に帰属した土地（以下「本件土地（２）」という。）、及び平成２０年３月１９日に甲が丙に寄付した土地（以下「本件土地（３）」という。）（別記表示のとおり。以下、本件土地（１）、本件土地（２）及び本件土地（３）を総称して「表示土地」という。）において、別添の対象工事施工区域（以下「対象区域」という。）内の土壌汚染、地中障害物の対策（以下「建設発生土等対策」という。）が必要となったことから、建設発生土等対策で生じた費用の負担について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　この契約は、次の各号に掲げる契約、規定に基づき、隠れた瑕疵の存在により、建設発生土等対策で生じた費用の負担について定めることを目的とする。

一　本件土地（１）に関し、土地譲渡契約第１４条、第１５条、第１６条及び同契約別紙

二　本件土地（１）に関し、甲乙間で平成２０年２月２７日に締結した「確認書」第３条

三　本件土地（１）に関し、甲乙間で平成２０年２月２７日に締結した「葛飾区新宿六丁目地区（Ａ街区・公園用地）の物件説明書に係る確認書」

四　本件土地（２）に関し、甲丙間で平成２０年３月１９日に締結した「新宿六丁目地区における無償譲渡用地に係る確認書」

五　本件土地（１）（２）（３）に関し、甲乙丙間で平成２１年１２月１６日に締結した「確認書」

六　本件土地（１）①に関し、甲乙丙間で平成２１年３月６日に締結した「確認書」

七　本件土地（１）②に関し、甲乙丙間で平成２３年１０月７日に締結した「確認書」

八　本件土地（１）⑤⑥⑦⑧に関し、甲乙丙間で平成２４年５月３０日に締

結した「確認書」

（負担の対象物）

第２条　甲が負担する費用は、対象区域内における、土地譲渡契約第１４条から第１６条までに規定する「隠れた瑕疵」「土壌汚染」「地中障害物」に関する対策等の費用とする。

（負担額）

第３条　甲は、第１条第５号に規定する「確認書」第６条に基づく平成２５年２月１２日付けの丙からの請求により、金２５，８３６，９１５円（内消費税相当額金１，２３０，３２９円）（以下「負担額」という。）を負担する。

（負担額の支払い）

第４条　甲は、本契約締結後、丙による請求に基づき、丙の請求を受けた日から３０日以内に、甲の定める方法で負担額を丙に支払うものとする。

２　甲は、前項の規定に基づく支払いをもって、平成２５年２月５日付けの丙からの通知に基づき甲が確認した、対象区域内における掘削の実施された平面範囲及び深度について、乙丙いずれに対しても、瑕疵担保責任その他一切の責めを負わないものとする。

（公表）

第５条　甲、乙及び丙は、本契約内容を第三者に開示する場合、それぞれと協議のうえ、承諾を得、開示するものとする。

２　甲、乙及び丙は、前項の規定に関わらず、法令に基づき開示する義務が生じる場合、又は、甲が負担額その他について表示土地の前所有者（以下「前所有者」という。）に対して求償するために前所有者その他関係者に開示する場合には、それぞれの承諾なくして本契約内容を開示できるものとする。

（相互協力）

第６条　甲、乙及び丙は、合理的な理由がある場合を除き、前所有者に対する負担額等の求償その他必要な場合に、それぞれが所有する本契約に関する資料の提供その他の協力を行うものとする。

（協議）

第７条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し、疑義が生じた事項については、第１条に掲げる各契約等に定めるところによるほか、甲乙丙で協

議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書を３通作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２５年２月１５日

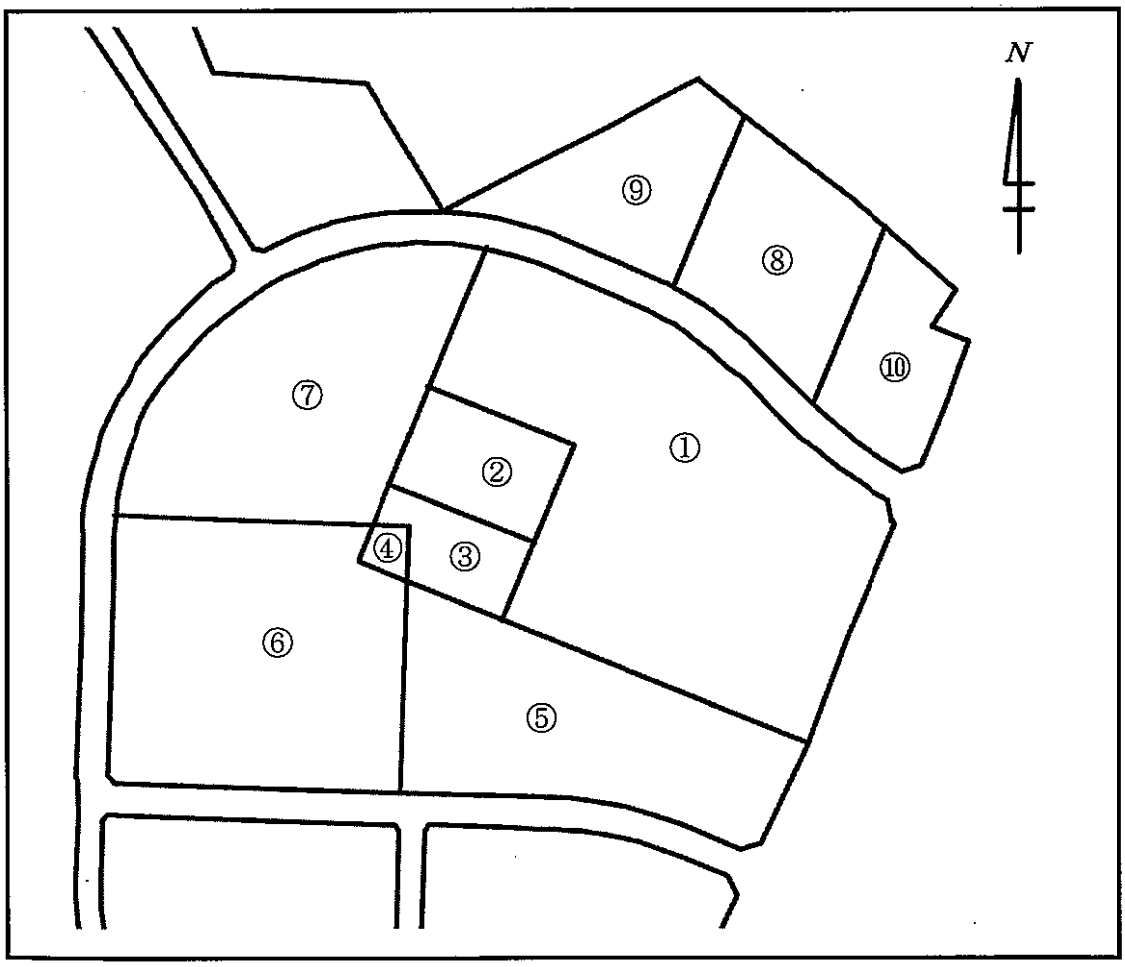
甲　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構東[redacted]部
本部長　石渡　廣[redacted]

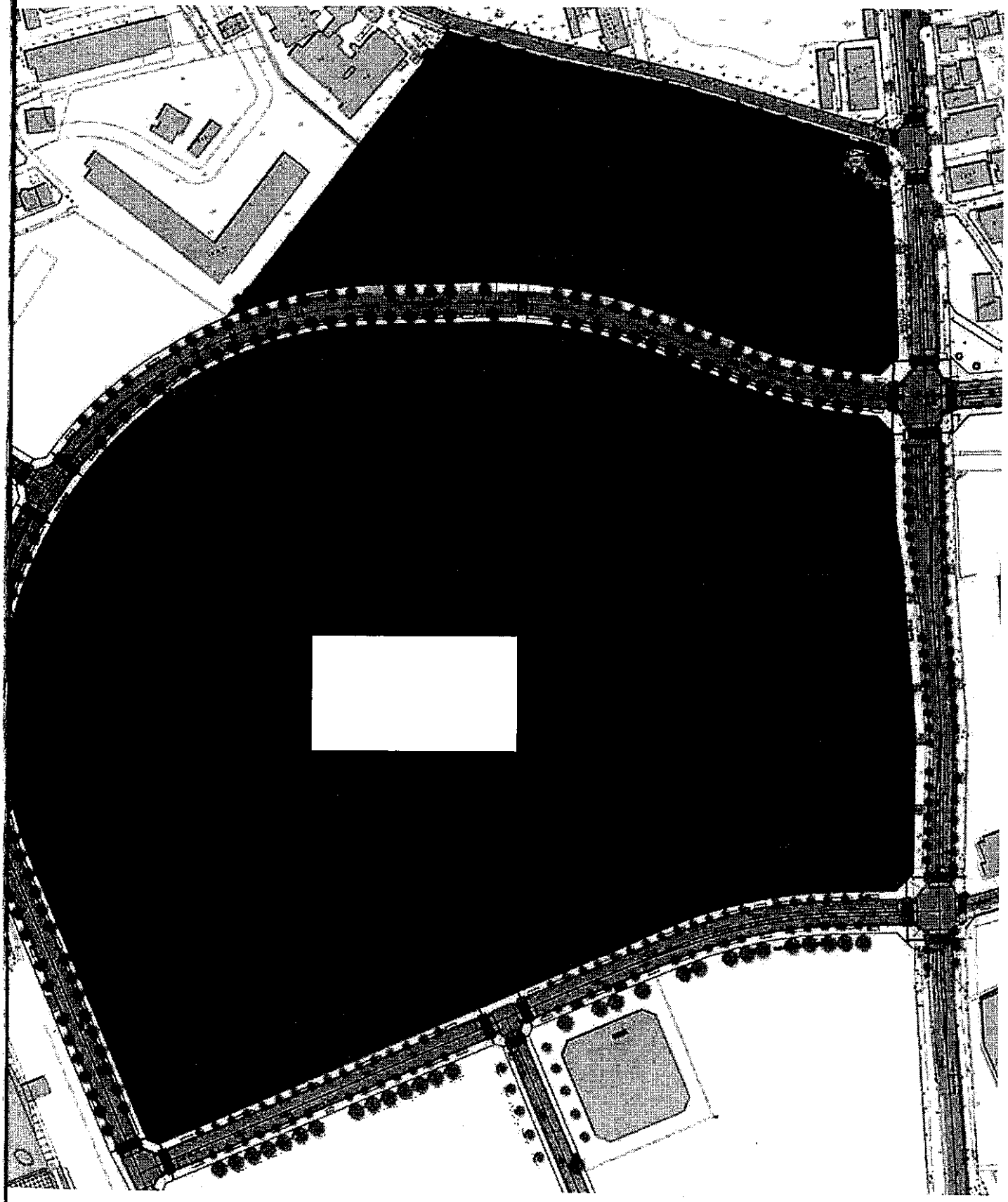
乙　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区土地開発公社
理事長　柏崎　裕紀

丙　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　青木　克徳

別記　土地の表示

土地の所在		面積	備考		番号
土地所有者	地番				
学校法人 東京理科大学	葛飾区新宿六丁目3602番3	３０，０００．２４㎡	本件土地 (1)	大学所有地	①
	葛飾区新宿六丁目3602番7	６，２４２．４９㎡			②
葛飾区 土地開発公社	葛飾区新宿六丁目3602番4	４，１０９．１９㎡		公社所有地	③
	葛飾区新宿六丁目3602番6	７１７．９４㎡			③
葛飾区	葛飾区新宿六丁目3602番1	１３，２４８．７０㎡		公園用地１	⑤
	葛飾区新宿六丁目3602番2	１９，４８２．０３㎡			⑥
	葛飾区新宿六丁目3602番5	１７，２５１．４９㎡			⑦
	葛飾区新宿六丁目2400番17	８，１８７．２０㎡		公園用地２	⑧
	葛飾区新宿六丁目3607番	７，１８３．７７㎡	本件土地 (2)		⑨
	葛飾区新宿六丁目2400番24	５，７３１．４９㎡	本件土地 (3)		⑩



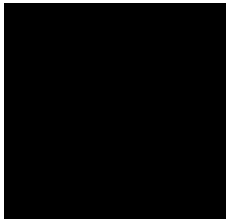


	種　別	数　量
ンチ	油・廃棄物混じり土	142m3
	コンクリートガラ	10m3
	木くず	3m3
イルタンク	廃棄物混じり土	79.2m3
水貯留槽C	廃棄物混じり土	472m3
水貯留槽B－2	廃棄物混じり土	617m3
	コンクリートガラ	1m3
	木くず	1m3
	廃プラスチック	1m3
水貯留槽①②、設トイレ、U型側溝	コンクリートガラ	15m3

平成24年6月19日付「建設発生土等の費用負担に関する契約書（その１）」の対象工事施工区域

対象工事施工区域

大学２期用地







地中障害物数量内訳表

	Ⅰ期計画（鹿島・竹中・大成）							
種別/数量	AC棟（鹿島）	雨水貯留槽（鹿島）	図書館（竹中）	B棟（大成）	F棟（大成）	体育館（大成）	D棟（大成）	計（㎥）
油・廃棄物混じり土	11,962							11,962
廃棄物混じり土		1,477		4,405	5,735		2,479	14,096
コンクリートガラ	38		10	43	8			99
がれき類（松杭）	14			17	13		7	51
がれき類（木くず）			2	1				2
がれき類（混合廃棄物）					3			3
がれき類（ガラスくず・陶磁）								
がれき類								
PC杭(撤去・運搬・処分)								
金属くず				4				4
廃プラ					4			4
鉛汚染土			124					124
計	12,014.1	1,477.0	135.8	4,469.5	5,762.0	0.0	2,486.0	26,344.4

れんが	10.38t	3.01t	13.39t
自然石	3.99t		3.99t

２４葛政大第　　号
平成２４年５月３１日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一　様

葛飾区長
青木　克徳

葛飾区新宿六丁目地区における建設発生土処分に係る超過費用について（通知）

新緑の候、貴機構におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本区が貴機構及び葛飾区土地開発公社より譲り受け等行った新宿六丁目地区における東京理科大学葛飾キャンパス用地の整備工事において、通常要する経費を超える建設発生土処分費が生じましたので、土地譲渡契約書（平成２０年２月２７日締結）及び確認書（平成２１年１２月１６日締結）等に基づき、以下のとおり通知いたします。

１．通常要する経費を超える建設発生土の範囲
別紙１（網掛部分）のとおり

２．通常要する経費を超える額（別紙２内訳書参照）
６１９，５６９，３００円（税込）

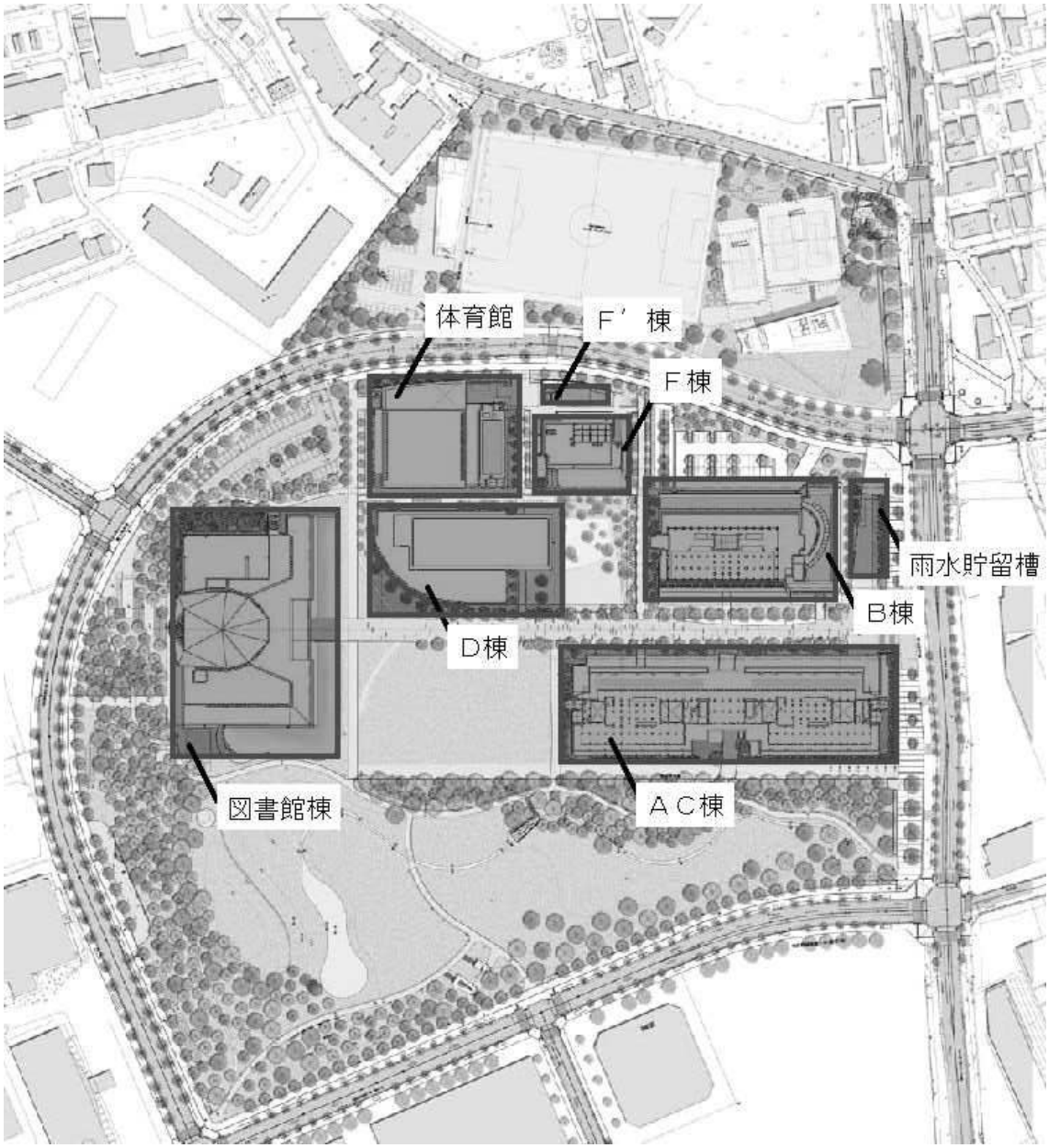
３．各工区ごとの添付文書
別紙３のとおり

４．その他
（１）本通知のほか、今後の葛飾キャンパス整備工事・公園整備工事（別紙１表示範囲を除く部分）において、掘削工事を予定しておりますので、地中障害物等の存在が確認された場合、速やかに通知いたします。

５．連絡先
葛飾区　政策経営部　大学誘致推進室
担当：羽鳥　・　齋藤
電話：０３－５６５４－８１４９

【別紙１】

○通常要する経費を超える建設発生土の範囲



別紙２

葛飾新宿六丁目地区　土壌瑕疵対象工事費内訳書
（平成24年度上期分）

葛飾区

対象工事費総括表

葛飾区

名称	摘要	直接工事費	諸経費	対象工事価格	消費税	対象工事費	備考
AC棟・雨水貯留槽建設工事	（鹿島建設）	346,605,219	27,728,417	374,333,000	18,716,650	393,049,650	
図書館・集会場棟建設工事	（竹中工務店）	2,918,958	291,895	3,210,000	160,500	3,370,500	
B棟建設工事	（大成建設）	75,069,475	5,254,863	80,324,000	4,016,200	84,340,200	
体育館・FF´棟建設工事	（大成建設）	85,674,125	5,997,189	91,671,000	4,583,550	96,254,550	
D棟建設工事	（大成建設）	37,877,000	2,651,390	40,528,000	2,026,400	42,554,400	
合計						619,569,300	

東京理科大学葛飾キャンパスAC棟・雨水貯留槽建設工事

請負業者	鹿島建設株式会社
請負金額	10,592,400千円

AC棟・雨水貯留槽

対象工事費総括表

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				346,605,219		
(AC棟)				308,892,819		内訳表(1)
(雨水貯留槽)				37,712,400		内訳表(2)
諸経費			8%	27,728,417		
対象工事価格				374,333,000		千円以下切り捨て
消費税相当額				18,716,650		
対象工事費				393,049,650		

AC棟・雨水貯留槽　　**内訳表（1）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（AC棟）						
1.油分・廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分		m3	11,962	29,600	354,075,200	
油分処理		式	1	1,000,000	1,000,000	
計					355,075,200	
2.地中障害物撤去						
松杭撤去（引抜き）	φ200　H=2～3m	本	67	557	37,319	
松杭撤去（引抜き）	φ200　H=1～2m	本	290	398	115,420	
松杭仮置積込運搬		m3	14.36	1,860	26,710	
松杭処分	φ200　H=2～3m	本	67	2,000	134,000	（運搬費込）
松杭処分	φ200　H=0.5～1.5m	本	290	1,000	290,000	（運搬費込）
ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎撤去	仮置き・積み込み含む	m3	37.75	7,470	281,992	
ｺﾝｸﾘｰﾄガラ処分	山留工事・土工事時	m3	37.75	13,000	490,750	（運搬費込） 地中障害物　70.5m3、24.7m3
SP打設時障害撤去	バックホー（0.4m3）	台日	4	39,362	157,448	
	バックホー（0.25m3）	台日	6	32,730	196,380	
	普通作業員	人	16	13,600	217,600	
計					1,947,619	
合計					357,022,819	
※通常要する費用の減額		m3	−12,032.5	4,000	−48,130,000	
総計					308,892,819	

AC棟・雨水貯留槽　　**内訳表（2）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（雨水貯留槽）						
対象土積込運搬処分		m3	1,477	29,600	43,719,200	
計						
合計					43,719,200	
※通常要する費用の減額		m3	-1,501.7	4,000	-6,006,800	
総計					37,712,400	

東京理科大学葛飾キャンパス図書館・集会所棟建設工事

請負業者	株式会社竹中工務店
請負金額	3,050,250千円

図書館･集会所棟

対象工事費総括表

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				2,918,958		内訳表（1）
諸経費			10%	291,895		
対象工事価格				3,210,000		千円以下切り捨て
消費税相当額				160,500		
対象工事費				3,370,500		

図書館・集会所棟　　**内訳表（1）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（図書館・集会場棟）						
1.土壌汚染土撤去						
場内仮置（積込小運搬）		m3	124	451	55,924	
鉛汚染土積込運搬		m3	124	3,901	483,724	
鉛汚染土処分		m3	124	21,600	2,678,400	
計					3,218,048	
2.地中障害物撤去						
仕分け・積み込み	普通作業員	人	1.6	13,600	21,760	
	バックホー（0.4m）	台日	1	39,950	39,950	（オペレータ共）
コンクリートガラ運搬処分		m3	10.0	15,000	150,000	（運搬費込）
木くず運搬処分		m3	1.8	18,000	32,400	（運搬費込）
計					244,110	
合計					3,462,158	
※通常要する費用の減額		m3	-135.8	4,000	-543,200	
総計					2,918,958	

東京理科大学葛飾キャンパスB棟建設工事

請負業者	大成建設株式会社
請負金額	3,780,000千円

B棟

対象工事費総括表

東京理科大学

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				75,069,475		内訳表（1）
諸経費			7%	5,254,863		
対象工事価格				80,324,000		千円以下切り捨て
消費税相当額				4,016,200		
対象工事費				84,340,200		

B棟

内訳表（1）

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（B棟）						
1.廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分	（運搬費込）	m3	4,405	20,000	88,100,000	
計					88,100,000	
2.地中障害物撤去						
分別作業	作業指揮者	人	36	18,900	680,400	
	普通作業員	人	50	13,600	680,000	
	バックホー（0.7m）	台日	37	58,200	2,153,400	オペレーター共
	重機回送費	回	2	60,000	120,000	
運搬（10tダンプ）		台	5	32,000	160,000	
運搬（4tダンプ）		台	13	27,000	351,000	
コンクリートガラ		m3	42.5	6,700	284,750	
木くず（松杭）		m3	17.0	15,300	260,100	
木くず		m3	0.5	8,000	4,000	
レンガ		t	10.38	12,500	129,750	
石		t	3.99	12,500	49,875	
金属くず		m3	4.0	650	2,600	地中障害物　71.6m3
計					4,875,875	
合計					92,975,875	
※通常要する費用の減額		m3	−4,476.6	4,000	−17,906,400	
総計					75,069,475	

東京理科大学葛飾キャンパス体育館・F・F´棟建設工事

請負業者	大成建設株式会社
請負金額	3,150,000千円

体育館・FF棟

対象工事費総括表

東京理科大学

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				85,674,125		内訳表（1）
諸経費			7%	5,997,189		
対象工事価格				91,671,000		千円以下切り捨て
消費税相当額				4,583,550		
対象工事費				96,254,550		

体育館・FF棟　　**内訳表（1）**

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（体育館・FF´棟）						
1.廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分	（運搬費込）	m3	5,735	18,800	107,818,000	
計					107,818,000	
2.地中障害物撤去						
分別作業	作業指揮者	人	15	18,900	283,500	
運搬（4tダンプ）		台	8	27,000	216,000	
コンクリートガラ		m3	7.5	6,700	50,250	
木くず（松杭）		m3	13.0	15,300	198,900	
レンガ		t	3.01	12,500	37,625	
廃プラスチック		m3	3.5	15,300	53,550	
混合廃棄物			2.5	27,800	69,500	地中障害物　28.3m3
計					909,325	
合計					108,727,325	
※通常要する費用の減額		m3	-5,763.3	4,000	-23,053,200	
総計					85,674,125	

東京理科大学葛飾キャンパスD棟建設工事

請負業者	大成建設株式会社
請負金額	3,150,000千円

D棟

対象工事費総括表

東京理科大学

名称	摘要			金額		備考
直接工事費				37,877,000		内訳表（1）
諸経費			7%	2,651,390		
対象工事価格				40,528,000		千円以下切り捨て
消費税相当額				2,026,400		
対象工事費				42,554,400		

D棟

内訳表（1）

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
（D棟）						
1.廃棄物混じり土撤去						
対象土積込運搬処分	（運搬費込）	m3	2,479	19,000	47,101,000	
計					47,101,000	
2.地中障害物撤去						
分別作業	作業指揮者	人	31	18,900	585,900	
運搬（4tダンプ）		台	1	27,000	27,000	
木くず（松杭）		m3	7.0	15,300	107,100	地中障害物　7.0m3
計					720,000	
合計					47,821,000	
※通常要する費用の減額		m3	−2,486	4,000	−9,944,000	
総計					37,877,000	

【別紙３】

○各工区ごとの添付文書

第１章　工事数量
　１．計画図
　２．数量総括表
　３．数量根拠図資料
　４．マニュフェスト
　５．その他

第２章　工事写真
　１．施工写真等　一式

第３章　見積関係資料
　１．見積関係資料一式

その他
　土壌サンプル、油分・廃棄物調査報告書、契約書（写）など

葛飾区新宿６丁目土質調査

報　告　書

平成 24 年 12 月

ユーロフィン日本環境株式会社

1．調査概要

1-1. 調査件名

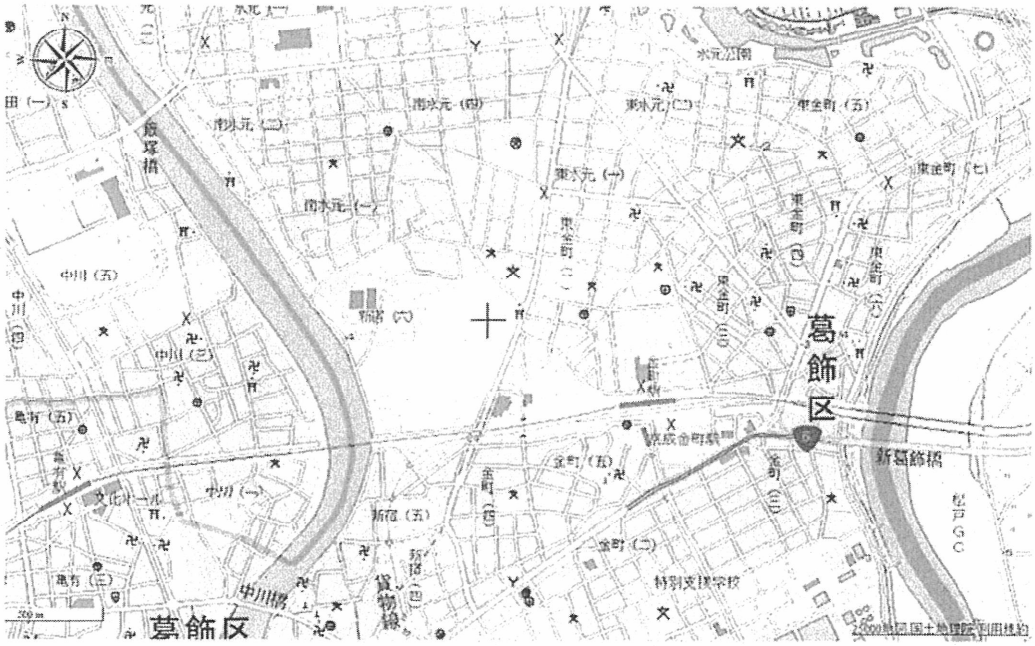
葛飾区新宿６丁目土質調査

1-2. 調査目的

本調査は、調査対象地における土質、油膜・油臭、ガラ等の地中障害物を調査し把握することが目的である。

1-3. 調査場所

東京都葛飾区新宿６丁目 3602-4、6



出典：国土交通省国土地理院（地図閲覧サービス）

図１　調査位置案内図

1-4. 調査期間

自　平成 24 年 11 月 30 日　　至　平成 24 年 12 月 21 日

試料採取　　平成 24 年 12 月 9 日

分　　析　　平成 24 年 12 月 10 日～平成 24 年 12 月 17 日

1-5. 業務内容

① 土質ボーリング

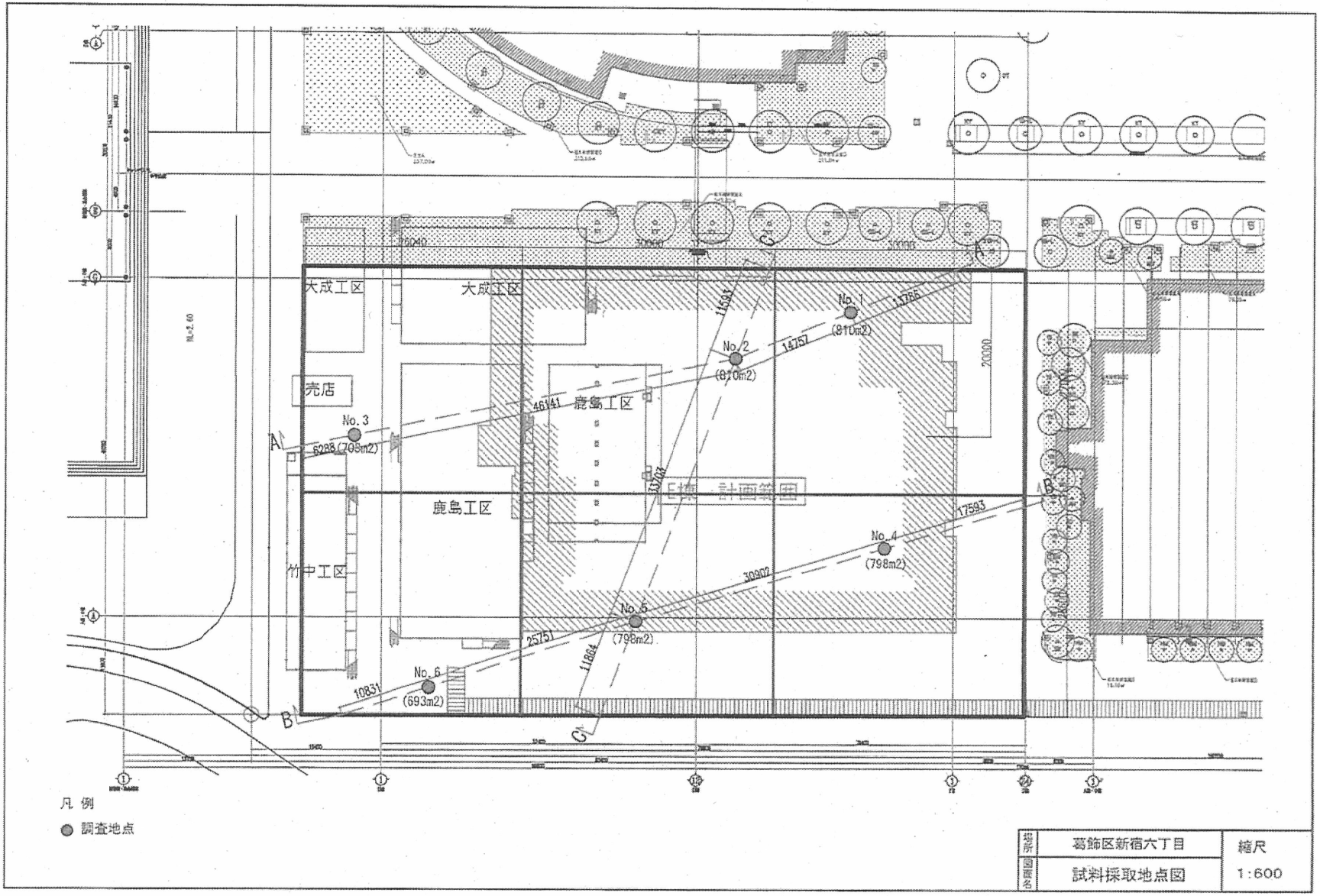
土質ボーリングの実施位置は、図２調査位置図に示す１区画を 900m2 以下とした６区画内で各々１箇所とし、深さ方向は５ｍとした。

調査箇所の座標を求めた。

② 土壌試験

土壌分析は、油膜・油臭とした。

分析深度は、表層、表層下 50cm、-1m、-2m、-3m、-4m、-5m の７試料とした。


大成工区
大成工区
売店
鹿島工区
鹿島工区
竹中工区
No. 1
(810m2)
No. 2
(810m2)
No. 3
6228 (705m2)
No. 4
(798m2)
No. 5
(798m2)
No. 6
(693m2)
11593
11786
14751
46141
17593
30902
25751
11864
10831
20000
凡 例
調査地点
場所
葛飾区新宿六丁目
縮尺
図面名
試料採取地点図
1:600

1-6. 分析方法

油膜・油臭の分析方法は下記に示す。

油膜：シャーレ法

油臭：官能法

1-7. 調査・分析機関

調査施工：〒134-0091
東京都江戸川区船堀五丁目 11 番 19 号
日本環境株式会社　東京事業所
指定調査機関　　環 2003-1-252

分析機関：〒134-0091
東京都江戸川区船堀五丁目 11 番 19 号
日本環境株式会社　東京試験所
計量証明事業登録　東京都第 497 号

2．調査結果

2-1．ボーリング調査

6区画について各々1箇所について土質ボーリングを実施した。
主な観察記事を表2-1に示す。(別紙　土質柱状図参照)

表2-1　ボーリング調査における主な記事

地点	主な観察記事（柱状図より）
No. 1	1.00m付近まで暗灰～暗茶灰色砂混じりシルトを主体とする。 1.70m付近から、暗灰色、礫混じり粘土が主体。 3.00m付近茶灰色の粘性土を20cm程度挟む。油膜・油臭有。 3.65m付近まで黒灰色、砂質土主体。ＣＯガラ・礫等混入。
No. 2	0.30m付近まで暗灰色、礫質土。 0.85m付近まで暗褐灰色、礫、ガラ混じり粘性土。 2.20m付近まで暗黄灰色、砂混じり粘土。礫・ガラ混入。 3.00m付近まで暗褐灰色礫混じり粘土。礫、CO ガラ、レンガ片等混入。 3.80m付近まで黒灰色、砂質土が主体。礫・ガラ混入。部分的にヘドロ状。 4.35m付近まで暗灰色、シルトを主体。礫・木片混入。白色粘性土混入。
No. 3	0.50m付近まで褐灰色山砂主体、草根、礫、ガラ若干混入 1.70m付近まで茶褐灰色、ローム土主体、砂・礫・粘土混入。 2.40m付近まで褐灰色、砂主体。礫・ローム土混入。 2.90m付近まで暗褐灰色、　砕石主体の改良土。 3.70m付近まで黒灰色、シルト混じり砕石土。 3.75m付近まで黒灰色、石炭ガラ。 4.00m付近まで灰色、シルト主体。竹片混入。
No. 4	1.30m付近まで暗褐灰色、礫、ガラ混じり粘性土。 1.70m付近まで暗褐灰色、礫質土。 2.00m付近まで黒灰色、礫質土。 2.20m付近まで黒灰色、シルト主体。 3.50m付近まで黒灰色、礫質土が主体。石炭ガラ混入。油膜油臭有。
No. 5	1.00m付近まで暗褐灰色、粘性土主体。 1.50m付近まで暗黄灰色、砂混じりシルト主体。礫混入。 2.00m付近まで暗褐灰色、礫質土主体。 3.45m付近まで暗褐灰～黒灰色、シルト主体。礫・炭ガラ・レンガ片等混入。
No. 6	2.00m付近まで茶褐色、ローム土主体。礫・ガラ混入。 2.70m付近まで暗褐～灰色、砕石主体。 4.65m付近まで暗茶褐色、ローム土主体、小礫・レンガ片混入。

2-2. 土壌分析

各地点における、油膜・油臭を表２－１に示す。

油膜は有無、油臭は臭気強度６段階評価によって評価した。

表 2-2　各地点における油膜・油臭結果一欄

地点 / 深度	No. 1		No. 2		No. 3	
	油膜	油臭	油膜	油臭	油膜	油臭
表層	無	0	無	0	無	0
表層下 0.5m	無	0	無	0	無	0
表層下 -1m	無	0	無	0	無	0
表層下 -2m	無	0	無	0	無	0
表層下 -3m	有	1	無	0	無	0
表層下 -4m	無	0	無	0	無	0
表層下 -5m	無	0	無	0	無	0

地点 / 深度	No. 4		No. 5		No. 6	
	油膜	油臭	油膜	油臭	油膜	油臭
表層	無	0	無	0	無	0
表層下 0.5m	無	0	無	0	無	0
表層下 -1m	無	0	無	0	無	0
表層下 -2m	無	0	無	0	無	0
表層下 -3m	有	1	無	0	無	0
表層下 -4m	無	0	無	0	無	0
表層下 -5m	無	0	無	0	無	0

※油膜：無は油膜がないことを示す

油臭：0；無臭　1;やっと感知できる臭い

東京理科大学葛飾キャンパス2期計画　新築工事

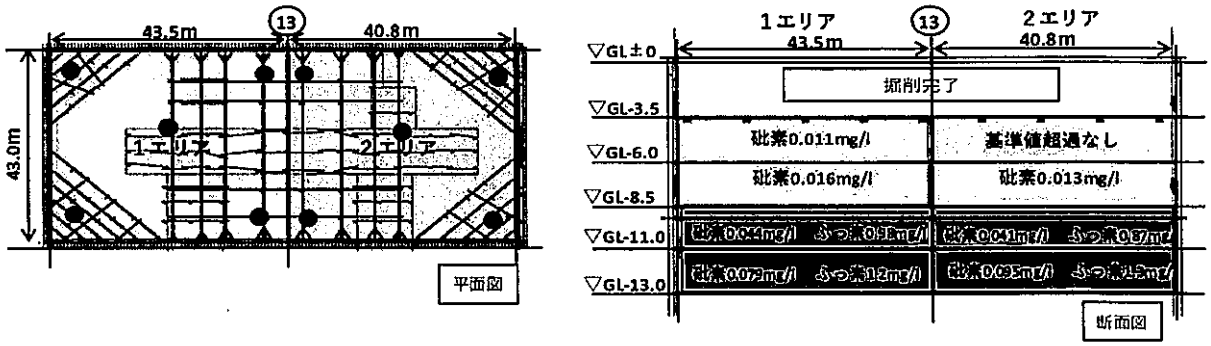
建設発生土調査（絞込み調査）　調査結果

＜調査概要＞

本調査は、2022年3月に実施した江戸川河川事務所（UCR(株)建設資源広域利用センター））に搬出するための建設発生土調査で基準値超過した範囲（図4-1）を絞込むことを目的として現場での試料採取及び分析室での化学性状試験を実施する。

調査は、UCRとの事前協議により決定した検査方法により実施するものとする。

①平面範囲を18グリッドに区分する。
②1グリッドに1か所ボーリングを実施する。
③任意ピッチで試料を採取して、基準超過した項目について分析を実施する。
④2深度連続して基準適合した場合、その挟まれた範囲を基準値適合範囲とする。



1エリア　　：GL-3.5m～GL-8.5まで砒素超過
　　：GL-8.5m～GL-13.5まで砒素・フッ素超過

2エリア　　：GL-3.5m～GL-6.0mまで超過なし
　　：GL-6.0m～GL-8.5mまで砒素超過
　　：GL-8.5m～GL-13.5まで砒素・フッ素超過

（安全基準）
※土壌基準　　砒素：0.01mg/l以下　フッ素：0.8mg/l以下

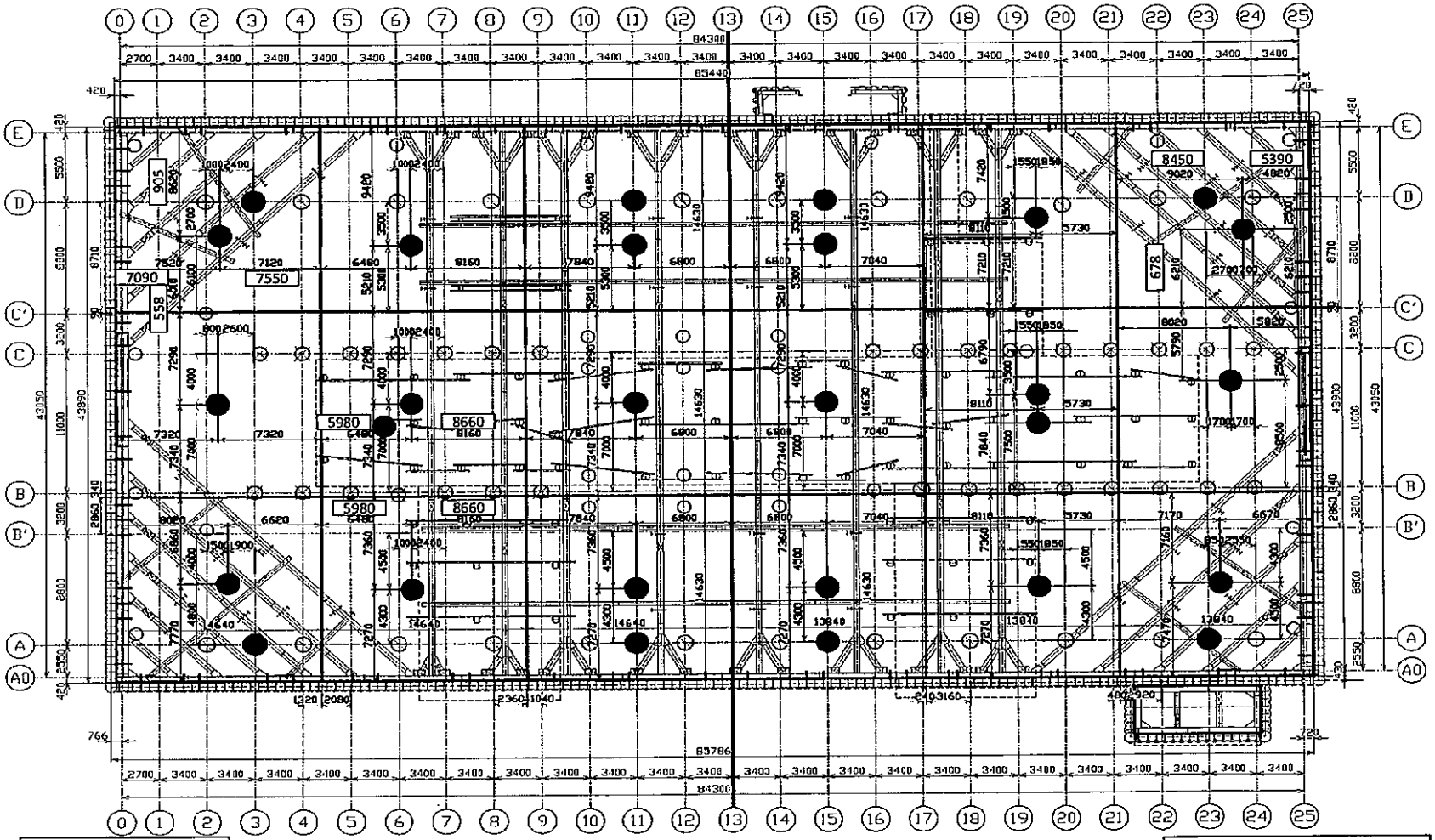
上記基準はUCR受入基準に準拠する。受入基準は下記による。
「土壌の汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）。

図　既往調査結果

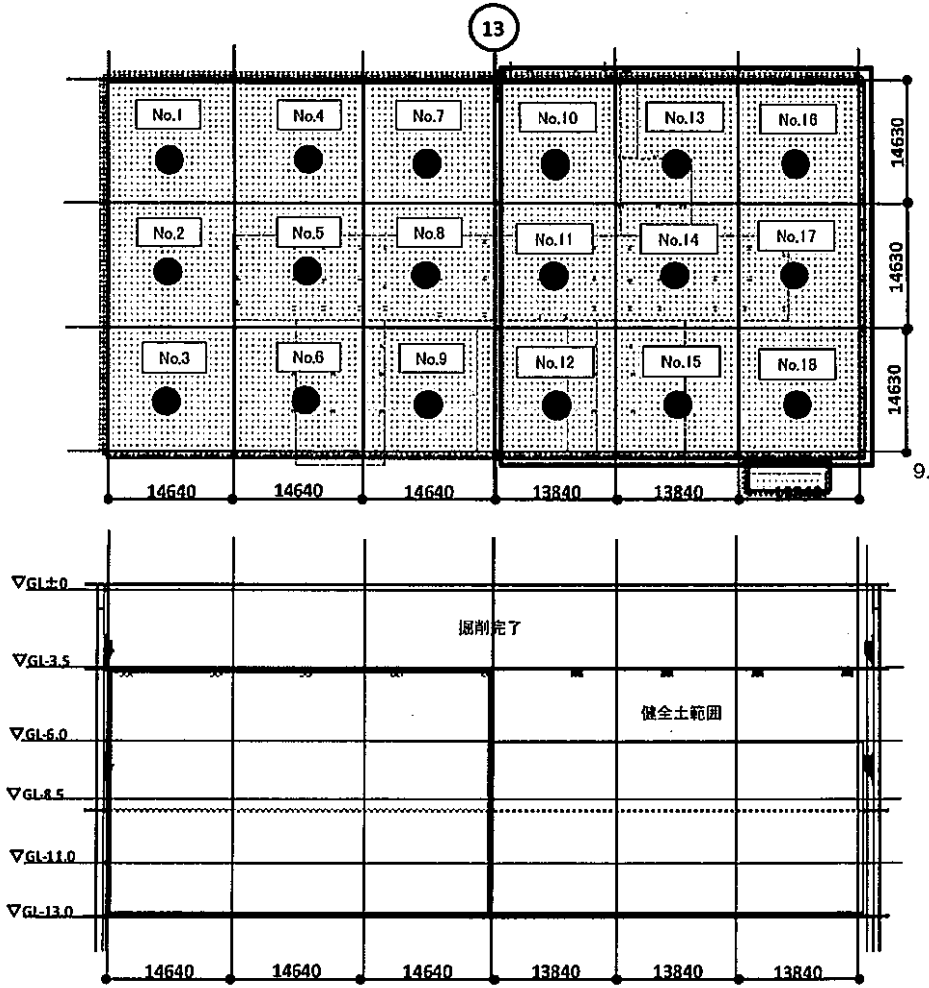
試験項目及び試験数量は以下のとおりとする。

表　試験項目及び試験数量

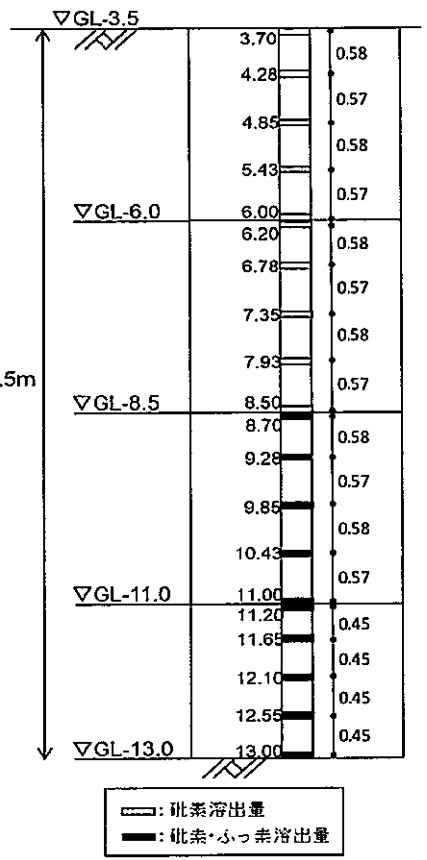
調査項目	調査箇所	分析数量
化学性状	9.5m×9地点（20深度） 9.5m×9地点（15深度）	砒素溶出量：315検体 ふっ素溶出量：180検体

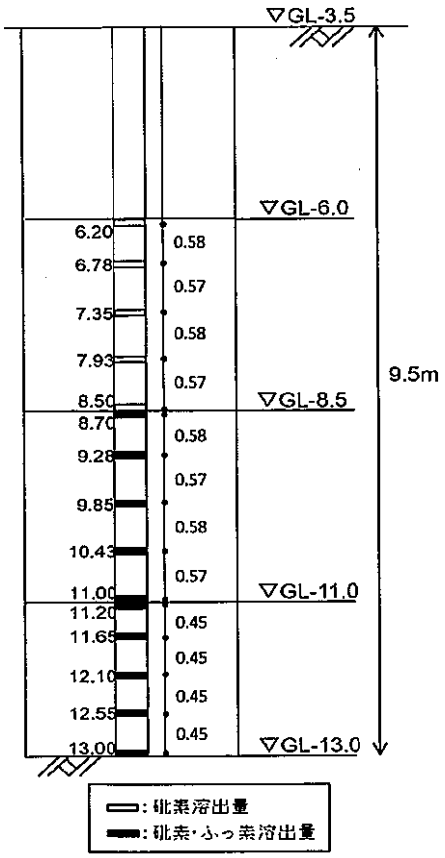


東京理科大学葛飾キャンパス2期計画　新築工事 残土絞込み調査	採取場所 :	東京都葛飾区新宿6-3-1
	採取責任者 :	株式会社オオスミ　藤平　雅巳



※平面位置については、切梁や既存杭、既製杭と干渉しない場所を選定するため、上記位置と変更する可能性があります。





※溶出量試験の切り替え範囲については、GL-8.5mを境に砒素及びふっ素の基準値超過が認められため、GL-8.5mより先を砒素及びふっ素の溶出量試験をすることでUCR協議済み（別紙3）

※地表面（掘削開始の掘削床レベル）がGL-3.5mよりも高かった場合は、計画位置での採取とする。GL-3.5mよりも低かった場合は、現状地盤からの採取とする。
1回目と2回目の採取ピッチが狭くなるが、2回目以深はそのままのピッチで採取する。

調査位置図

東京理科大学葛飾キャンパス2期計画　新築工事 残土絞込み調査	採取場所 ：	東京都葛飾区新宿6-3-1
	採取責任者 ：	株式会社オオスミ　藤平　雅巳

＜評価方法＞

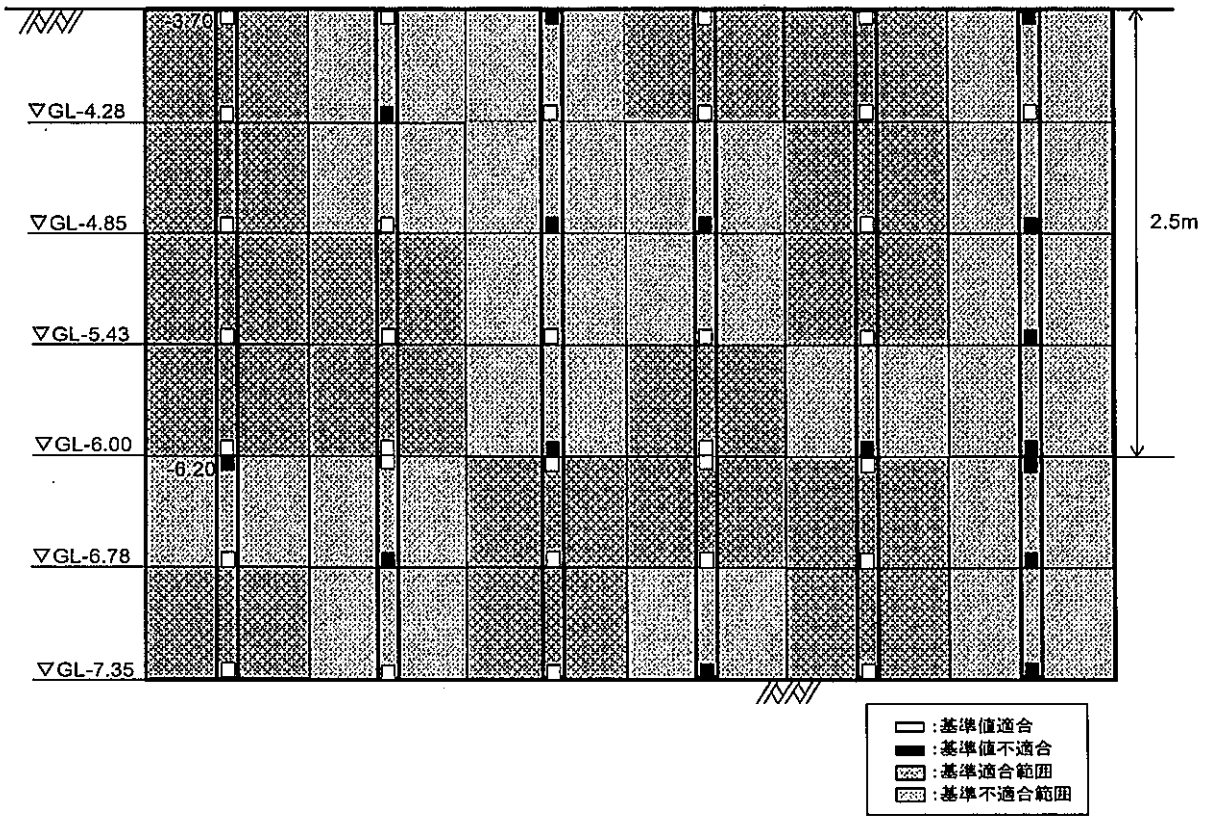


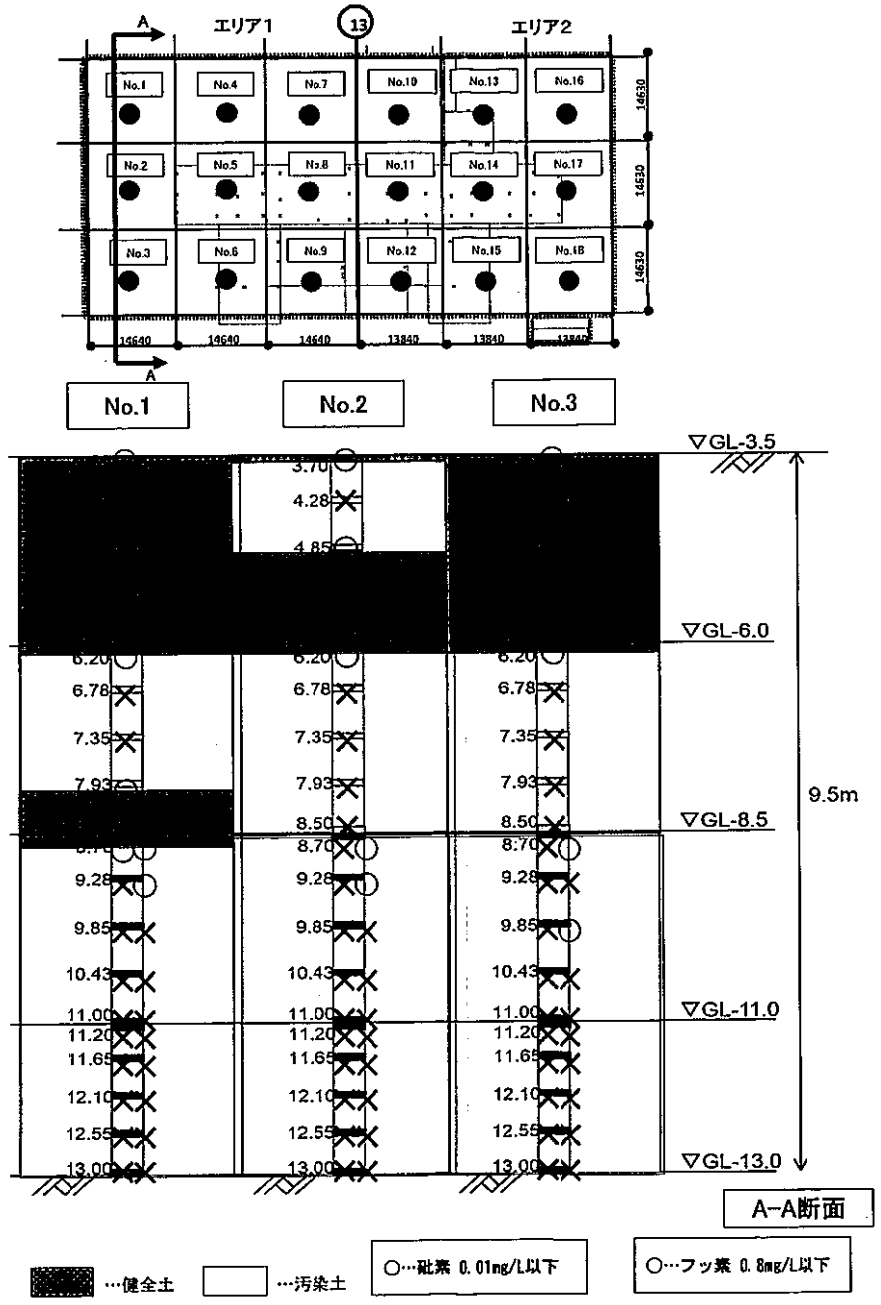
図　絞込み調査評価方法

・2深度連続して基準値適合した場合、その挟まれた範囲を基準適合範囲とする。
・基準適合範囲の土壌は江戸川河川事務所（江戸川吉川ヤード）に搬出可能となる。
・基準不適合範囲の土壌を場外に搬出する場合は、汚染土として適正に処分する必要がある。

以上を元に調査結果を持ってUCRと協議を行う。

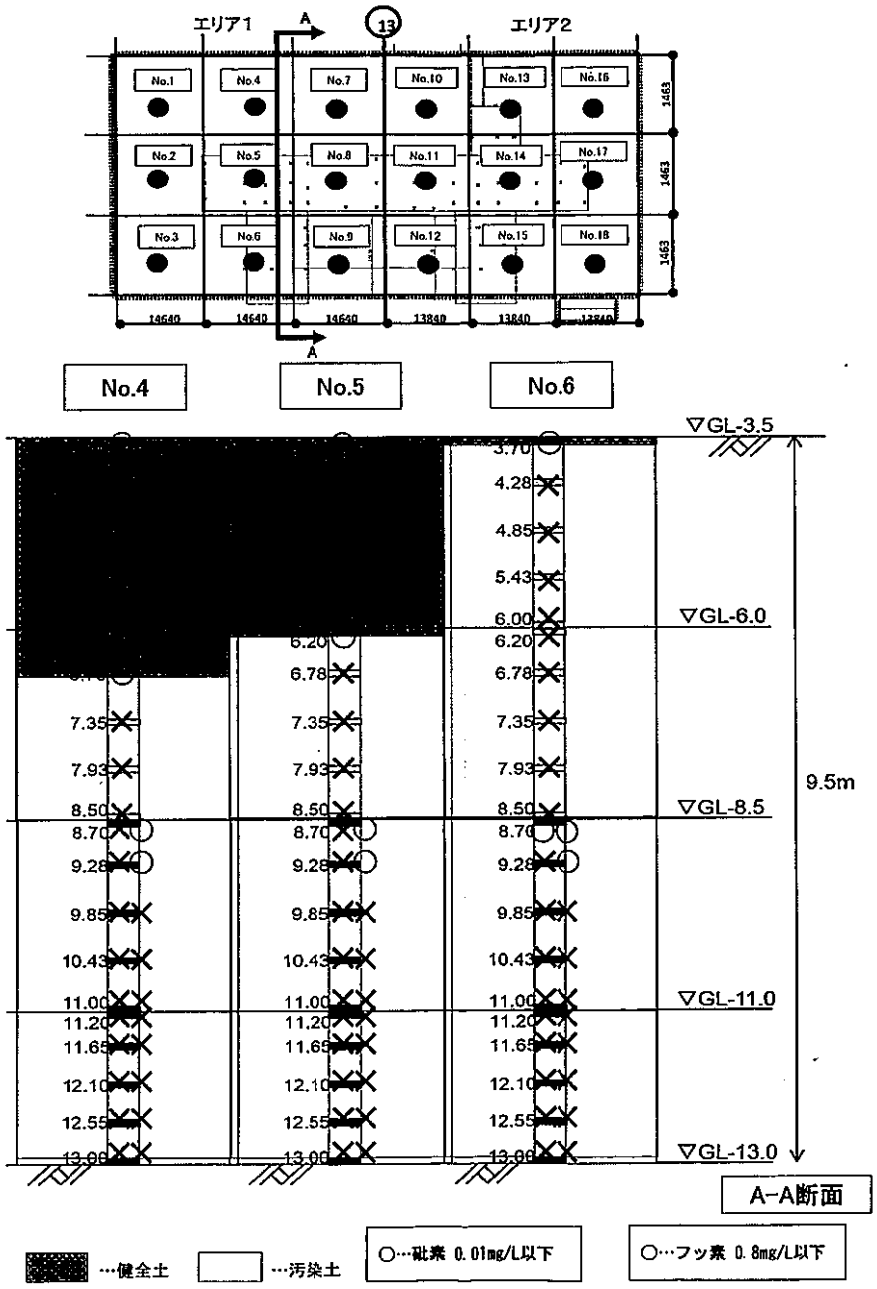
調査結果まとめ （No.1～No.3）

地点名	No.1		No.2		No.3	
	分析結果		分析結果		分析結果	
深度 GL-,m	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)
表層 (3.70付近)	0.003	-	0.009	-	0.008	-
4.28	0.008	-	0.012	-	0.009	-
4.85	0.005	-	0.003	-	0.010	-
5.43	0.003	-	0.005	-	0.001	-
6.00	0.004	-	0.001	-	0.006	-
6.20	0.004	-	0.002	-	0.006	-
6.78	0.012	-	0.029	-	0.028	-
7.35	0.014	-	0.033	-	0.029	-
7.93	0.009	-	0.028	-	0.029	-
8.50	0.006	-	0.020	-	0.021	-
8.70	0.009	0.66	0.017	0.59	0.021	0.75
9.28	0.013	0.70	0.027	0.71	0.026	0.81
9.85	0.018	0.94	0.038	0.93	0.026	0.78
10.43	0.018	1.0	0.035	0.98	0.037	0.97
11.00	0.045	1.1	0.055	1.2	0.037	1.0
11.20	0.064	1.3	0.056	1.2	0.029	0.92
11.65	0.056	1.1	0.063	1.2	0.046	1.1
12.10	0.055	1.2	0.060	1.1	0.067	1.2
12.55	0.046	1.1	0.068	1.3	0.042	1.1
13.00	0.039	1.1	0.053	1.3	0.058	1.1



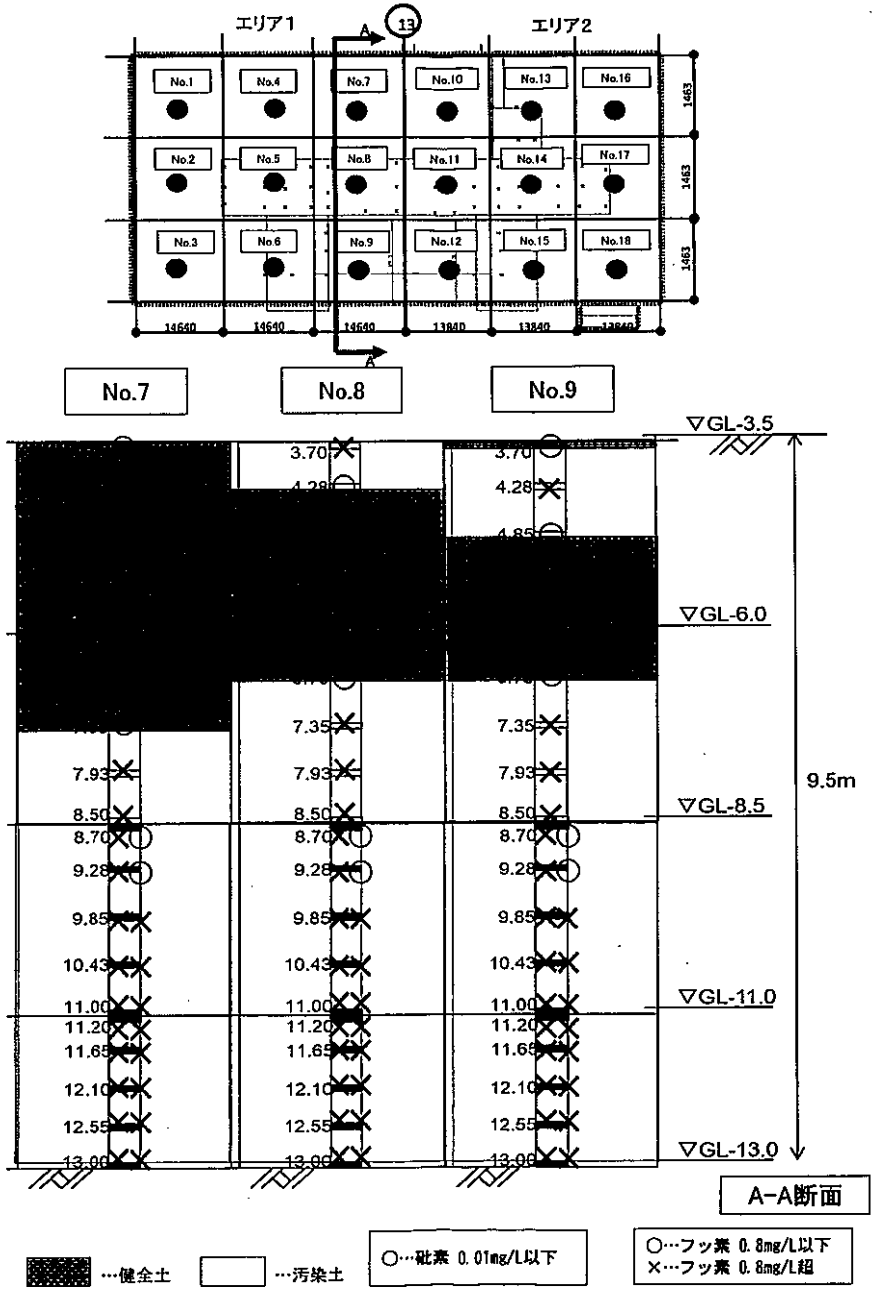
調査結果まとめ （No.4～No.6）

地点名	No.4		No.5		No.6	
	分析結果		分析結果		分析結果	
深度 GL-m	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)
表層 (3.70付近)	0.001未満	-	0.005	-	0.005	-
4.28	0.004	-	0.003	-	0.024	-
4.85	0.001	-	0.001	-	0.029	-
5.43	0.003	-	0.002	-	0.019	-
6.00	0.001	-	0.005	-	0.030	-
6.20	0.002	-	0.009	-	0.036	-
6.78	0.002	-	0.032	-	0.033	-
7.35	0.021	-	0.030	-	0.048	-
7.93	0.028	-	0.022	-	0.025	-
8.50	0.011	-	0.021	-	0.015	-
8.70	0.012	0.73	0.015	0.71	0.009	0.60
9.28	0.021	0.79	0.027	0.75	0.013	0.80
9.85	0,053	1.0	0.038	0.99	0.029	0.93
10.43	0.045	1.0	0.052	1.0	0.028	0.98
11.00	0.082	1.1	0.041	0.95	0.031	1.0
11.20	0.079	1.1	0.048	0.98	0.023	0.89
11.65	0.072	1.2	0.068	1.1	0.047	1.1
12.10	0..065	1.0	0.073	1.1	0.077	1.0
12.55	0.060	1.2	0.055	1.1	0.050	1.0
13.00	0.054	1.2	0.039	1.0	0.035	1.1



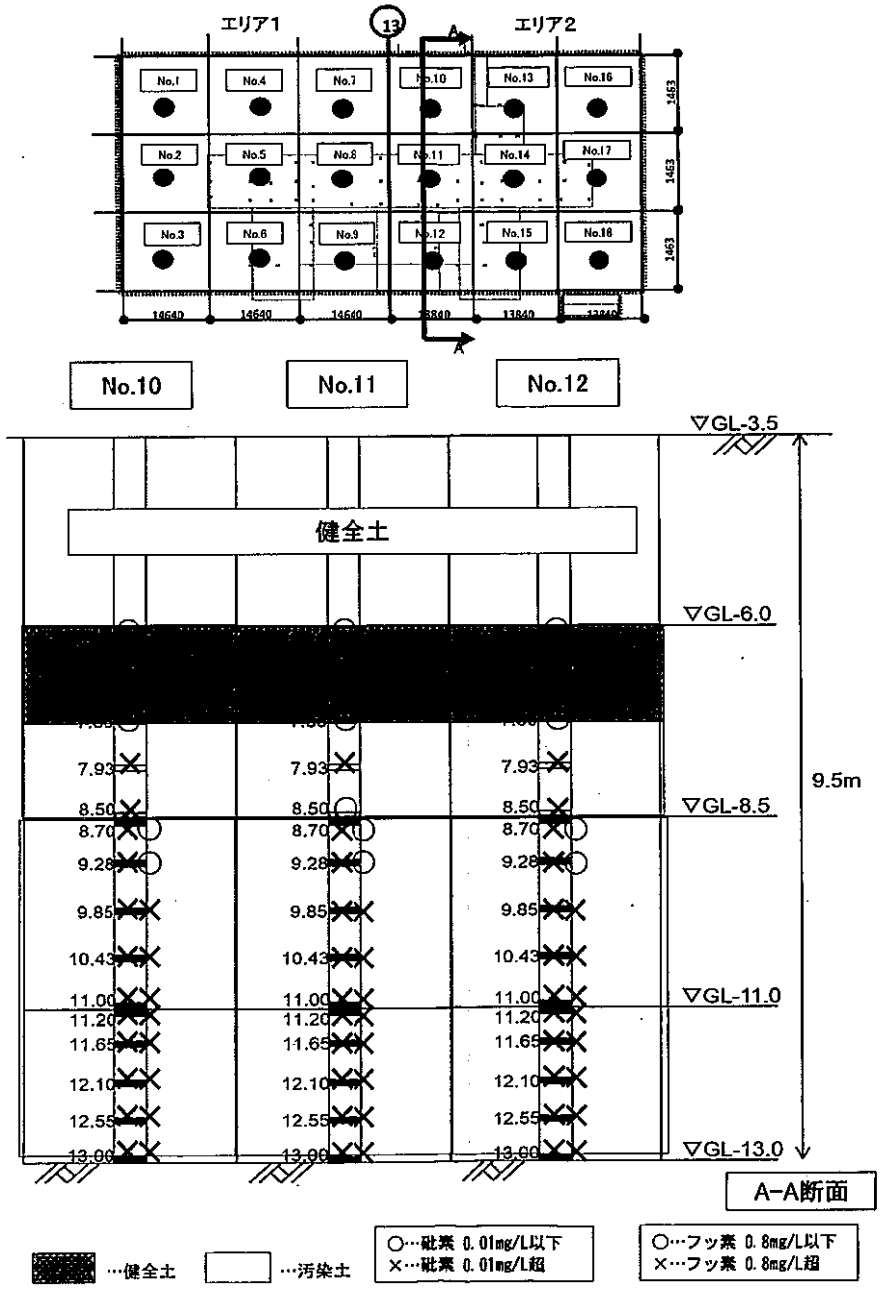
調査結果まとめ （No.7～No.9）

地点名	No.7		No.8		No.9	
	分析結果		分析結果		分析結果	
深度 GL-m	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)
表層 (3.70付近)	0.001	-	0.012	-	0.002	-
4.28	0.003	-	0.003	-	0.018	-
4.85	0.002	-	0.003	-	0.002	-
5.43	0.002	-	0.003	-	0.002	-
6.00	0.002	-	0.002	-	0.007	-
6.20	0.002	-	0.002	-	0.006	-
6.78	0.002	-	0.004	-	0.005	-
7.35	0.008	-	0.043	-	0.020	-
7.93	0.024	-	0.015	-	0.031	-
8.50	0.017	-	0.016	-	0.017	-
8.70	0.021	0.66	0.018	0.70	0.023	0.73
9.28	0.022	0.72	0.015	0.71	0.018	0.62
9.85	0.037	0.87	0.032	0.88	0.025	0.88
10.43	0.036	0.98	0.051	1.0	0.030	0.94
11.00	0.049	1.0	0.054	0.97	0.057	1.0
11.20	0.047	1.0	0.052	1.0	0.058	1.0
11.65	0.051	1.2	0.058	1.1	0.064	1.2
12.10	0.037	1.0	0.064	1.2	0.068	1.2
12.55	0.033	1.0	0.040	1.0	0.055	1.2
13.00	0.046	1.1	0.048	1.2	0.050	1.2



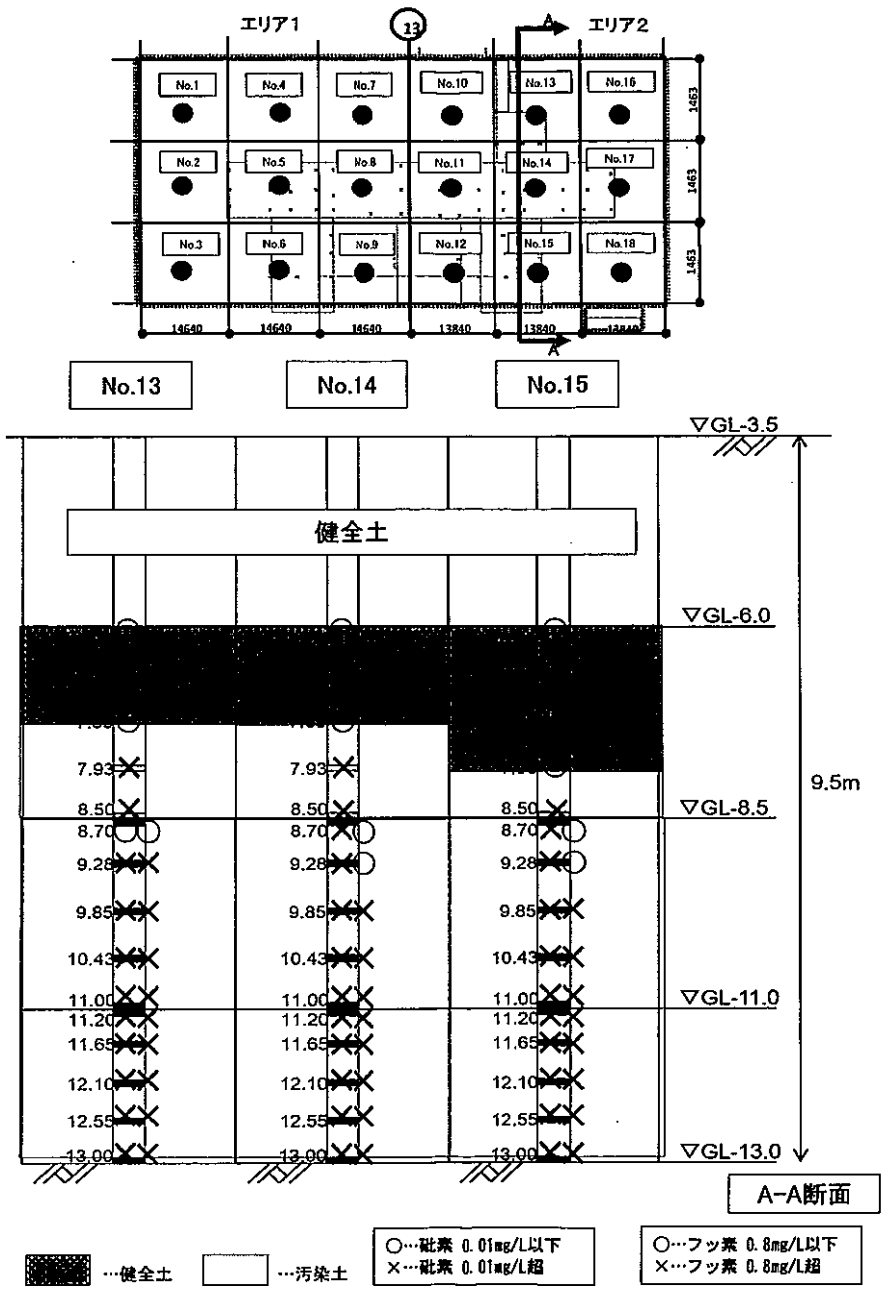
調査結果まとめ （No.10～No.12）

地点名	No.10		No.11		No.12	
	分析結果		分析結果		分析結果	
深度 GL-m	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)
6.20	0.005	-	0.003	-	0.004	-
6.78	0.001	-	0.003	-	0.003	-
7.35	0.007	-	0.005	-	0.006	-
7.93	0.021	-	0.023	-	0.023	-
8.50	0.014	-	0.010	-	0.026	-
8.70	0.013	0.66	0.012	0.63	0.019	0.70
9.28	0.014	0.73	0.013	0.61	0.027	0.73
9.85	0.039	0.93	0.037	0.91	0.024	0.90
10.43	0.043	1.1	0.032	0.91	0.029	1.0
11.00	0.070	1.1	0.057	1.1	0.052	1.0
11.20	0.075	1.1	0.052	1.0	0.053	1.1
11.65	0.062	1.1	0.046	1.0	0.032	1.0
12.10	0.057	1.2	0.043	0.95	0.073	1.2
12.55	0.061	1.1	0.045	1.1	0.061	1.2
13.00	0.051	1.2	0.038	1.0	0.070	1.1



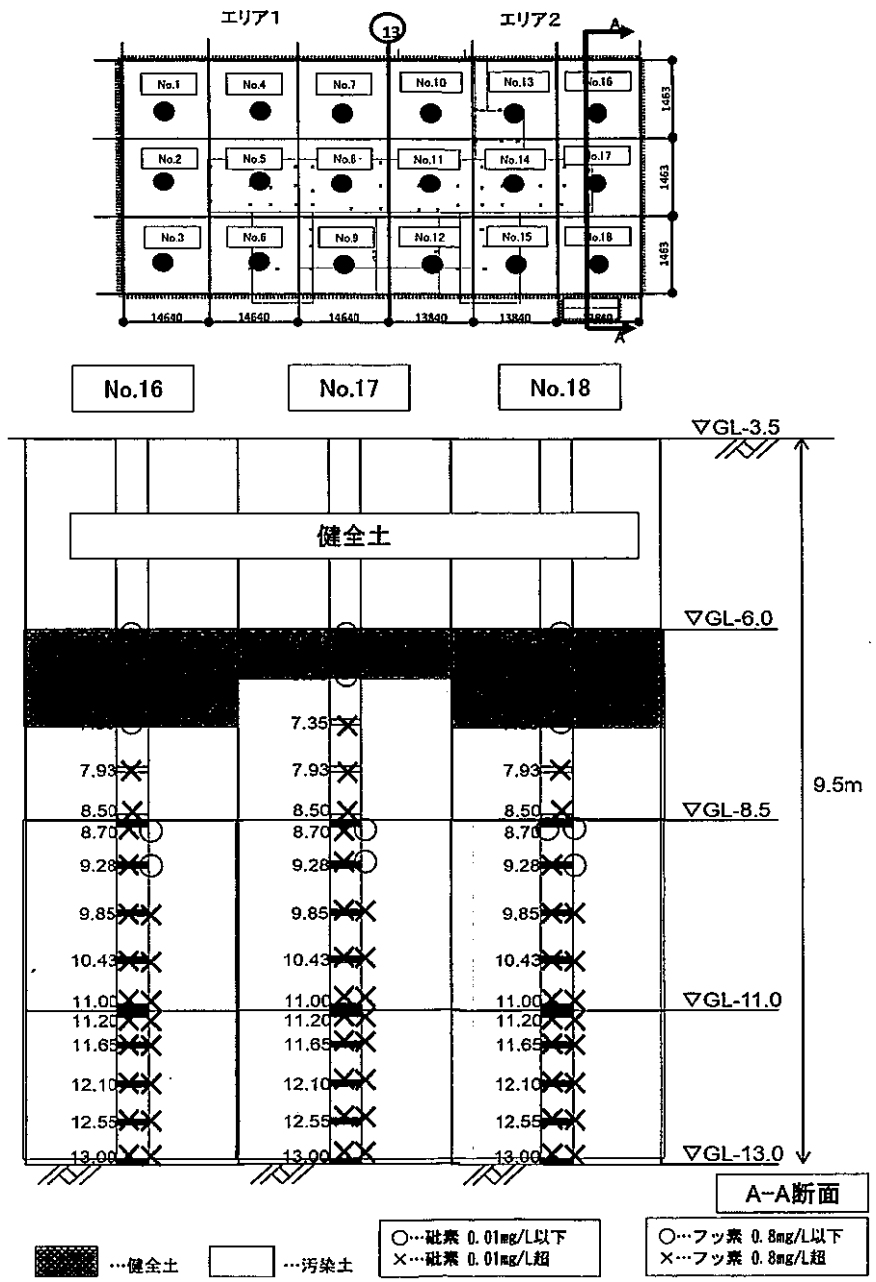
調査結果まとめ （No.13～No.15）

地点名	No.13		No.14		No.15	
	分析結果		分析結果		分析結果	
深度 GL-.m	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)
6.20	0.002	-	0.002	-	0.004	-
6.78	0.003	-	0.004	-	0.004	-
7.35	0.005	-	0.009	-	0.007	-
7.93	0.014	-	0.028	-	0.004	-
8.50	0.013	-	0.017	-	0.020	-
8.70	0.009	0.73	0.011	0.77	0.019	0.76
9.28	0.011	0.84	0.011	0.71	0.024	0.79
9.85	0.031	0.87	0.039	0.86	0.029	0.83
10.43	0.035	1.0	0.037	0.94	0.038	0.94
11.00	0.059	1.1	0.038	0.96	0.062	1.1
11.20	0.075	1.1	0.054	0.99	0.050	1.0
11.65	0.057	1.1	0.062	1.1	0.073	1.1
12.10	0.066	1.2	0.063	1.0	0.064	1.0
12.55	0.056	1.2	0.068	1.2	0.067	1.2
13.00	0.047	1.1	0.046	1.1	0.061	1.1

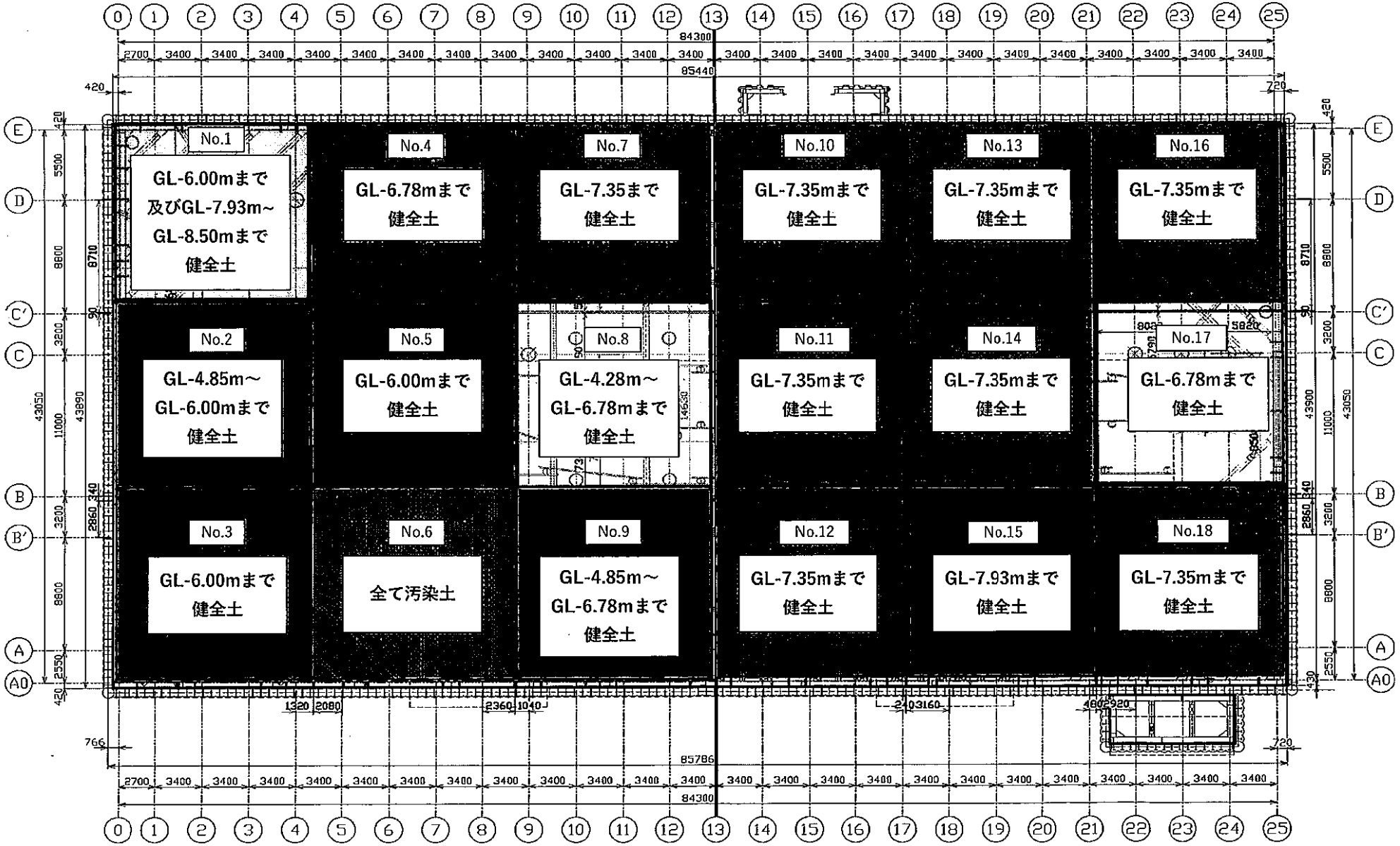


調査結果まとめ （No.16～No.18）

地点名	No.16		No.17		No.18	
	分析結果		分析結果		分析結果	
深度 GL-.m	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)	砒素溶出量 (mg/L)	ふっ素溶出量 (mg/L)
6.20	0.005	-	0.002	-	0.004	-
6.78	0.002	-	0.001	-	0.001	-
7.35	0.003	-	0.057	-	0.002	-
7.93	0.011	-	0.013	-	0.023	-
8.50	0.012	-	0.011	-	0.012	-
8.70	0.014	0.79	0.012	0.65	0.010	0.70
9.28	0.023	0.76	0.012	0.77	0.012	0.75
9.85	0.052	1.0	0.035	0.96	0.024	0.98
10.43	0.026	1.1	0.071	1.0	0.031	1.0
11.00	0.031	0.91	0.062	0.99	0.052	1.0
11.20	0.044	0.96	0.062	1.0	0.052	1.0
11.65	0.069	1.1	0.078	1.1	0.063	1.1
12.10	0.043	1.0	0.065	0.98	0.055	1.1
12.55	0.049	1.1	0.061	0.94	0.056	1.1
13.00	0.053	1.1	0.061	1.1	0.053	1.2



調査位置図及び速報結果



104　平成 20 年２月 27 日付　葛飾区土地開発公社とＵＲとの土地譲渡契約に基づき、ＵＲから同公社又は本区に対して支払われた瑕疵担保に係る費用の一覧〔平成 20 年度（2008）～令和７年度（2025)〕

契約日	瑕疵の内容	金額
平成 22 年３月 12 日	土壌汚染対策	92,615,250 円
平成 24 年６月 19 日	建設発生土等対策（地中障害物撤去等）（その１）	619,569,300 円
平成 25 年２月 15 日	建設発生土等対策（地中障害物撤去等）（その２）	25,836,915 円
令和５年７月 26 日	建設発生土等対策（地中障害物撤去等）（その３）	212,168,000 円

事業推進部
-5.2.20
と702-17

4葛政政第528号
令和5年2月17日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　中　山　靖　史　様

葛飾区長　青　木　克　徳

超過費用の請求について（通知）

平成25年3月13日付の第21134号書留内容証明郵便により保存した貴機構と本区との土地譲渡契約書（平成20年2月27日締結）第14条第1項に基づく瑕疵担保請求権、平成21年12月16日締結の確認書（以下「平成21年確認書」といいます。）及び平成30年1月19日締結の確認書に関し、平成21年確認書第3条第1項記載の超過費用（以下「超過費用」といいます。）が発生いたしましたので、同第6条に基づき、以下のとおり請求いたします。

1　通常要する費用を超える工事等の発生場所
別紙1の網掛部分記載のとおり

2　請求金額
￥２１２，１６８，０００－（税込）
詳細は別紙2内訳書記載のとおり

3　工事関係書類
別紙3のとおり

4　その他
（1）本区が令和5年6月の葛飾区議会における議決を受けたのち、超過費用について貴機構と平成21年確認書第7条に基づく費用負担契約を締結します。
（2）別紙3の各見積書は、いずれも内容に重複がないことを確認しております。

5．連絡先
葛飾区政策経営部政策企画課
担当：泉谷、村杉
電話：03（5654）8149

都市再生機構
文書管理

105　令和5年2月17日に本区がURに対して通知した地中障害物の撤去費用（2億1,216万8,000円）について、その後の協議経過、URの回答及び支払の有無・金額が分かる資料の写し

529

と７０２－７８
令和５年３月24日

葛飾区長
青　木　克　徳　殿

独立行政法人都市再生機[redacted]市再生本部
本部長　中　山　靖[redacted]

超過費用の請求について（回答）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
貴区より令和５年２月 17 日付４葛政政第 528 号により御通知いただきました葛飾区新宿六丁目地区における建設発生土処分に係る超過費用につきまして、当機構にて請求内容が妥当であることを確認いたしましたので、この旨回答します。
なお、葛飾区議会にて当該請求について議決を受けた場合、速やかに、当機構に御通知願います。

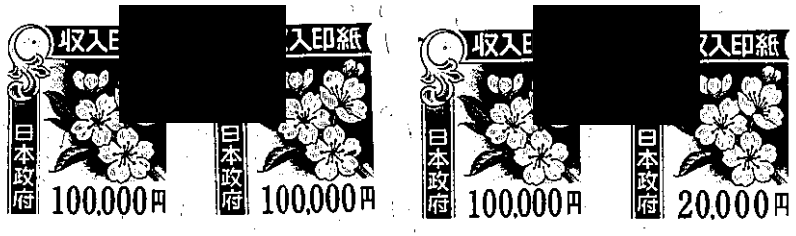
以　上

106　平成30年２月23日付　本区と東京理科大学との土地譲渡契約書の写し

土地譲渡契約書

平成３０年２月２３日契約

葛飾区



土地譲渡契約書

譲渡人 葛飾区（以下「甲」という。）と譲受人 学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、次のとおり土地譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別紙１土地目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を、大学（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める４年制大学、６年制大学、大学院及びその附属する施設のことをいう。以下同じ。）の用途に供する目的（以下「本件目的」という。）で乙に譲り渡すものとする。

（譲渡代金）

第２条　本件土地の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊金２，０８８，４９８，２１１円とする。

２　本件土地の面積は、別紙１土地目録の記載によるものとし、後日、再実測の結果、差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（譲渡代金の支払）

第３条　乙は、前条に規定する譲渡代金を、平成３０年（２０１８年）２月２３日限り、甲の定める方法により甲に支払う。

（所有権の移転等）

第４条　甲は、前条に規定する譲渡代金の支払いと引換えに、乙に対して本件土地を引き渡す。

２　本件土地の所有権は、前項の規定に基づく譲渡代金の支払いが完了したときに甲から乙に移転する。

（乙の建設等義務）

第５条　乙は、平成３７年（２０２５年）２月２２日までに、本件土地に、大学（附属施設を含む。）にかかる建築物（以下「本件建築物」という。）の建設を完了する。

２　乙は、本件土地の使用について、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　本件土地を平成２５年（２０１３年）４月１日から起算して２０年以上、本件目的のため使用すること。ただし、第６号ハの規定により甲の承諾を得た場合を除く。

二　本件建築物の建設に際しては、「葛飾区新宿六丁目地区　景観形成の手引き」及び「葛飾区新宿六丁目地区　景観ガイドライン」に基づいた計画とすること。

三　本件建築物の建設に関し、第三者から苦情、異議の申立て、損害賠償請求等があったときは、乙の責任においてこれらを解決すること。

四　甲が本件土地の使用又は使用計画に関して調査を必要とするときは、これに協力するものとし、甲が本件土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずること。

五　本件建築物について、確認の申請書（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認の申請書をいう。）を提出する前並びに確認済証（建築基準法第６条第１項に規定する確認済証をいう。）及び検査済証（建築基準法第７条第５項に規定する検査済証をいう。）の交付を受けた後、速やかに、甲に対し、その写しその他関係図書を提出すること。

六　この契約の締結日以後、第１号に掲げる期間に、乙が次のイからハに規定する行為をしようとするときは、甲の承諾を得ること。

イ　本件土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

ロ　本件建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、本件土地の現状を変更しようとするとき。

ハ　本件土地を本件目的と異なる用途に供しようとするとき。

七　次のイ及びロに規定する事由が生じたときは、甲に対して通知すること。

イ　解散事由が生じたとき若しくは合併があったとき又は事業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

ロ　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

３　第１項の規定にかかわらず、甲乙協議により必要と認め合意したときは、本件建築物の建設を完了する期限を変更できるものとする。

（違約金）

第６条　乙は、この契約の締結日以後、平成３９年（２０２７年）２月２２日までの間に、次の各号の一に該当するときは、第２条第１項に規定する譲渡代金の２０パーセントを上限として甲が定める金員を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定める。

一　第５条第１項、同条第２項第２号又は同項第６号に違反する行為があったとき。

二　次条の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は本件土地を買い戻したとき。

（甲の契約解除権等）

第７条　甲は、この契約の締結日以後、平成３９年（２０２７年）２月２２日までの間に、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し又は本件土地を買い戻すことができる。

一　乙が、第３条に規定する日に、第２条第１項に規定する譲渡代金の全額を支払わないとき。

二　第５条第１項、同条第２項第２号又は同項第６号に違反する行為があったとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除し又は本件土地を買い戻したときは、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

一　甲は、譲渡代金として乙から既に受領した金員を乙に返還する。

二　乙は、直ちに、本件土地をこの契約を締結した時の状態に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲又は甲が指定する第三者への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。

三　この場合において、各返還の方法等は甲乙協議のうえ定めるものとし、また、甲が乙に返還する金員には利息を付さないものとする。

３　前項の規定による本件土地の原状回復に要する費用は、乙が負担する。

４　甲がこの契約を解除し、又は本件土地を買い戻したときは、乙は、譲渡代金の返還を除いては、甲に対して何らの請求を行わないこととする。

（乙の使用料相当額の支払義務）

第８条　乙は、前条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は本件土地を買い戻したときは、第４条の規定に基づき本件土地の引渡しが完了した日（以下「引渡日」という。）の属する月の初日から前条第２項第２号の規定により甲が乙から本件土地の返還を受けた日の属する月の末日までの使用料相当額を、甲の定めるところにより甲に支払う。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

２　前項に規定する使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に１２分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第９条　乙は、第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は本件土地を買い戻

した場合において、甲の受けた損害の額が第６条の違約金と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第10条　乙は、この契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（３６５日当たり）１４.５６パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺等）

第11条　第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は本件土地を買い戻したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺するものとする。

（瑕疵担保）

第12条　本件土地に隠れた瑕疵がある場合は、民法（明治２９年法律第８９号。平成２９年改正前のもの。）第５７０条の規定にかかわらず、平成３５年（２０２３年）２月２２日までに乙が甲に通知したものに限り、甲がその責めを負うものとする。

２　別紙２物件目録に記載する本件土地中の物件についての取扱いは、次の各号のとおりとする。

一　甲は盛土、砕石等及び杭について、乙に対し、その撤去義務等の一切の責めを負わないものとする。

二　甲は、油分について、大学設備及び通常の土地利用において支障が生じると認められた場合には、乙との協議において、その取扱いについて決定するものとする。

（土壌汚染）

第13条　引渡日以後、この契約の締結日における土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第６条第１項第１号に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「関係法令の基準」という。）に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合の費用負担は、次のとおりとする。

一　土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙の負担とする。

二　検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準

拠した対策費用は、甲及び乙はその方法を協議し、決定するものとする。この場合における対策工事に必要とされる対策費用は、平成３５年（２０２３年）２月２２日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

三　甲及び乙は、前号に規定する対策工事の方法及び甲が負担する対策費用を決定したときは、別途契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

2　本件土地において、この契約の締結日以後所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要となったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は、原則として乙の負担とする。

3　第１項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、原則として甲の積算に基づくものとし、これによりがたいときは、その状況により別途甲乙が協議して定める。

（引渡し後の地中障害物）

第14条　引渡日以後、本件土地において別紙２物件目録に表示する事項以外の地中障害物の存在が判明した場合、乙は、直ちに甲に通知し、甲は、速やかに地中障害物の存在を確認するものとし、この場合における撤去に係る甲及び乙の費用負担は、次のとおりとする。

一　甲及び乙は、地中障害物の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）の方法を協議し、決定するものとする。この場合における撤去に係る費用は、平成３５年（２０２３年）２月２２日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

二　甲及び乙は、前号に規定する撤去工事の方法及び甲が負担する撤去費用を決定したときは、別途契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

2　前項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、原則として甲の積算に基づくものとし、これによりがたいときは、その状況により別途甲乙が協議して定める。

（公表）

第15条　甲及び乙は、この契約の内容について公表できるものとする。

（登記）

第16条　甲は、乙が第３条に規定する譲渡代金の支払いを完了したときは、速やかに、本件土地の所有権移転の登記及び買戻しの特約の登記を行い、乙はこれに協力するものと

する。

2　前項の所有権の移転登記及び買戻しの特約の登記に要する費用は甲が、買戻しの特約の登記抹消に要する費用は乙が、それぞれ負担するものとする。

3　乙は、買戻権が設定された土地が合筆又は分筆されたときは、設定された当初の譲渡代金を合筆又は分筆後の面積に応じて合算又は按分した額を合筆又は分筆後の各土地の売買代金とする買戻権変更登記に同意するものとする。

4　本件土地に設定された買戻しの特約の登記を乙が抹消することができる時期は、建築物の検査済証の提出を甲が受けた日以後とする。

（返還金の受領）

第17条　乙は、この契約に基づき甲が乙に対して返還すべき金銭債務があるときは、甲の指定する方法でこれを受領するものとする。

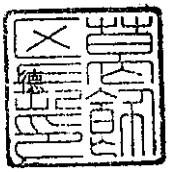
（疑義の協議）

第18条　この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議によるものとし、甲乙間に権利義務の争いがあるときは東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

この契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年（２０１８年）２月２３日

譲渡人　甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　　青　木　　克



譲受人　乙　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理事長　　本　山　　和

[redacted]

別　紙

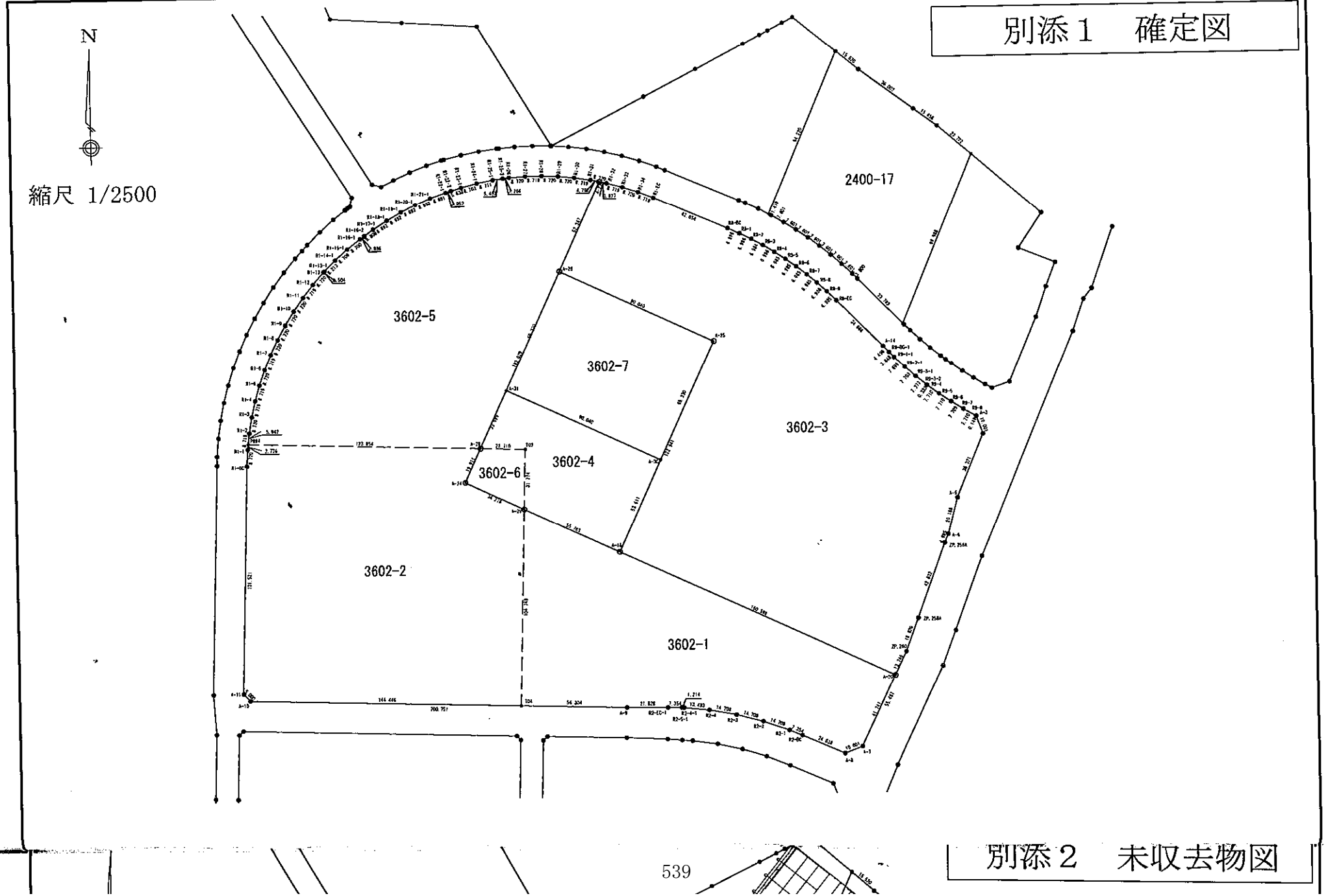
1　土地目録（別添１　確定図参照）

土地の所在		東京都葛飾区新宿六丁目			
名称	地　番	地目	地　積（㎡）	土地の用途	引渡日
大学整備用地	３６０２番４及び６	宅地	４，８２７．１３	大学の用途に供する用地	平成３０年（２０１８年）２月２３日

2　物件目録

物　　件	数　量	備　　考
盛土、砕石等 杭	一　式	・別添２未収去物図のとおり。 ・未収去物図に表示される杭及び建物の位置は、施工誤差を含む。 ・別添２未収去物図と現状に差異があるときは、現状を優先するものとする。
油分	一　式	・本件土地の土壌に含まれる油分は未収去物として取り扱う。

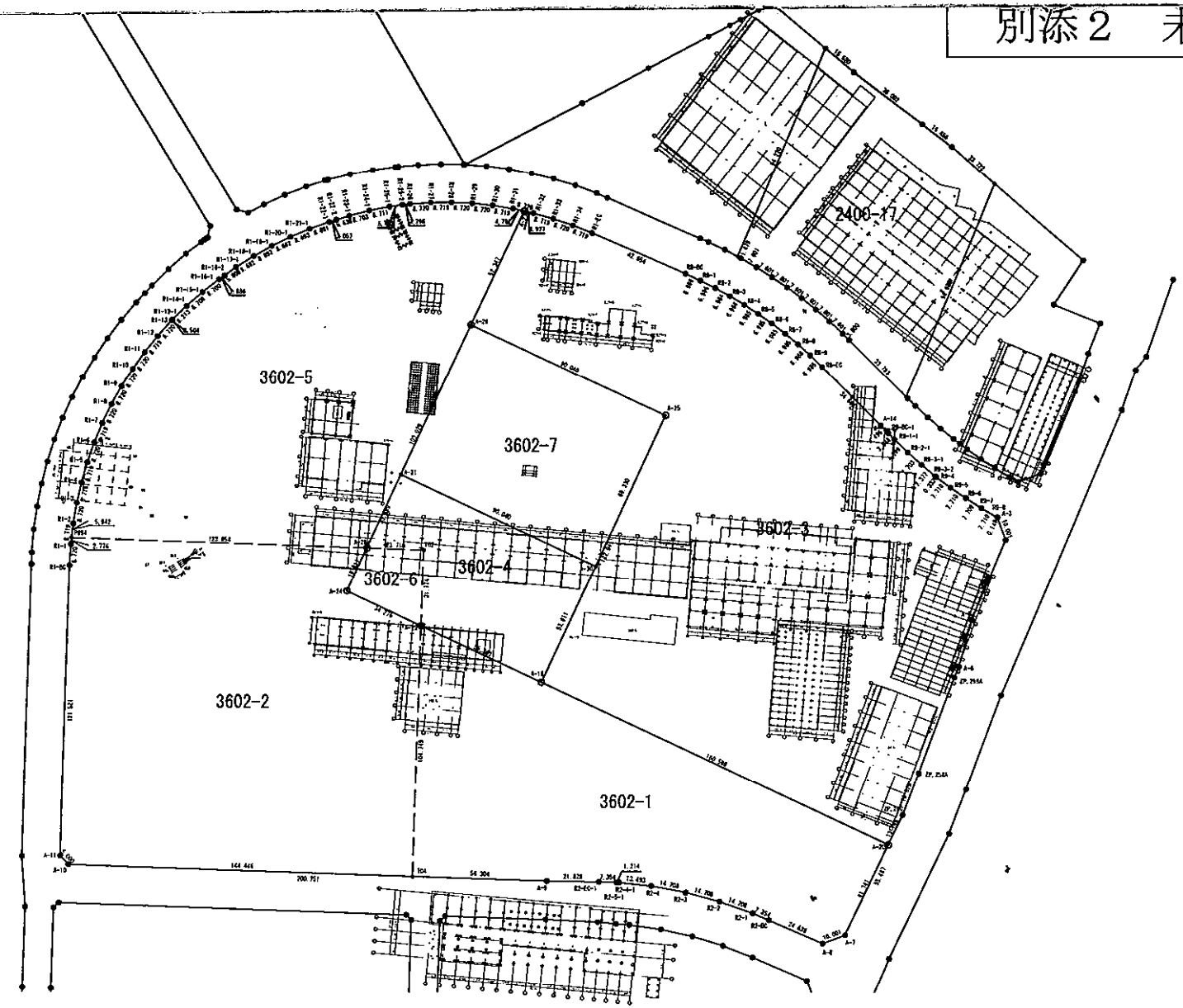
別添１　確定図



別添２　未収去物図

別添２　未収去物図

縮尺 1/2500







回　議　用　紙

決裁区分	公開の可否	非公開の根拠条文	保存年限
副区長（乙）	非公開	法人等不利益情報（第9条(3)ア）	５年
歴史的区分	歴史的区分備考		

起案者					
組　織	契約管財課	起　案	平成30年　1月30日	施行・取扱上の注意	
氏　名	福島　恵	決　裁（事案完了）	平成30年　2月　1日		
		施　行	平成30年　2月　1日	29葛総契第681号	

（回議先）	
決裁 副区長	葛飾区 赤木　登
協議 係長	秘書課　　秘書担当係 石崎　久士
合議 部長	政策経営部 田口　浩信
合議 課長	政策企画課 小林　宣貴
合議 係長	政策企画課企画担当係 羽鳥　秀明
合議 主事	政策企画課企画担当係 中島　哲夫
決裁 事務取扱部長	総務部 赤木　登
決裁 課長	契約管財課 佐藤　秀夫
審査 係長	契約管財課契約係 齋藤　智三
決裁 係長	契約管財課用地管財係 小倉　和子

件名

普通財産の売払いについて【新宿六丁目大学用地】

このことについて、次のとおり実施してよろしいか伺います。

本件土地は、葛飾区が下記の契約日に学校法人東京理科大学に売払うため平成３０

107　上記締結に係る起案文書及び決裁文書（回議用紙等）一式の写し

年１月１９日付けで、葛飾区土地開発公社から取得したものである。

　この土地の売払いについては、学校法人東京理科大学と売払い交渉を進めてきたところ、このたび、協議が整ったため、次のとおり土地譲渡契約を締結することとしたい。

　なお、本件土地譲渡契約を締結すると同時に、当大学と別添のとおり確認書を締結することとしたい。

１　売払う土地の所在等

　　所在　葛飾区新宿六丁目３６０２番４及び６

　　地目　宅地

　　地積　４，８２７．１３㎡

２　契約の相手方

　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地

　　学校法人東京理科大学

　　理事長　本山　和夫

３　契約金額

　　金２，０８８，４９８，２１１円

４　契約年月日（予定）

　　平成３０年２月２３日

５　土地の価格について

　　本件土地の価格については、平成２９年１１月２８日開催の財産価格審議会に諮問し、別添のとおり承認されている。

６　公有財産管理運用委員会への付議について

　　本件土地の処分については、公有財産管理運用委員会（持回り）へ付議し、別添のとおり平成３０年１月１０日付け、２９葛総契第６３４号にて承認されている。

７　所有権移転登記等について

　　本契約締結後、所有権移転及び買戻し特約登記を、嘱託により本区が行うこととする。

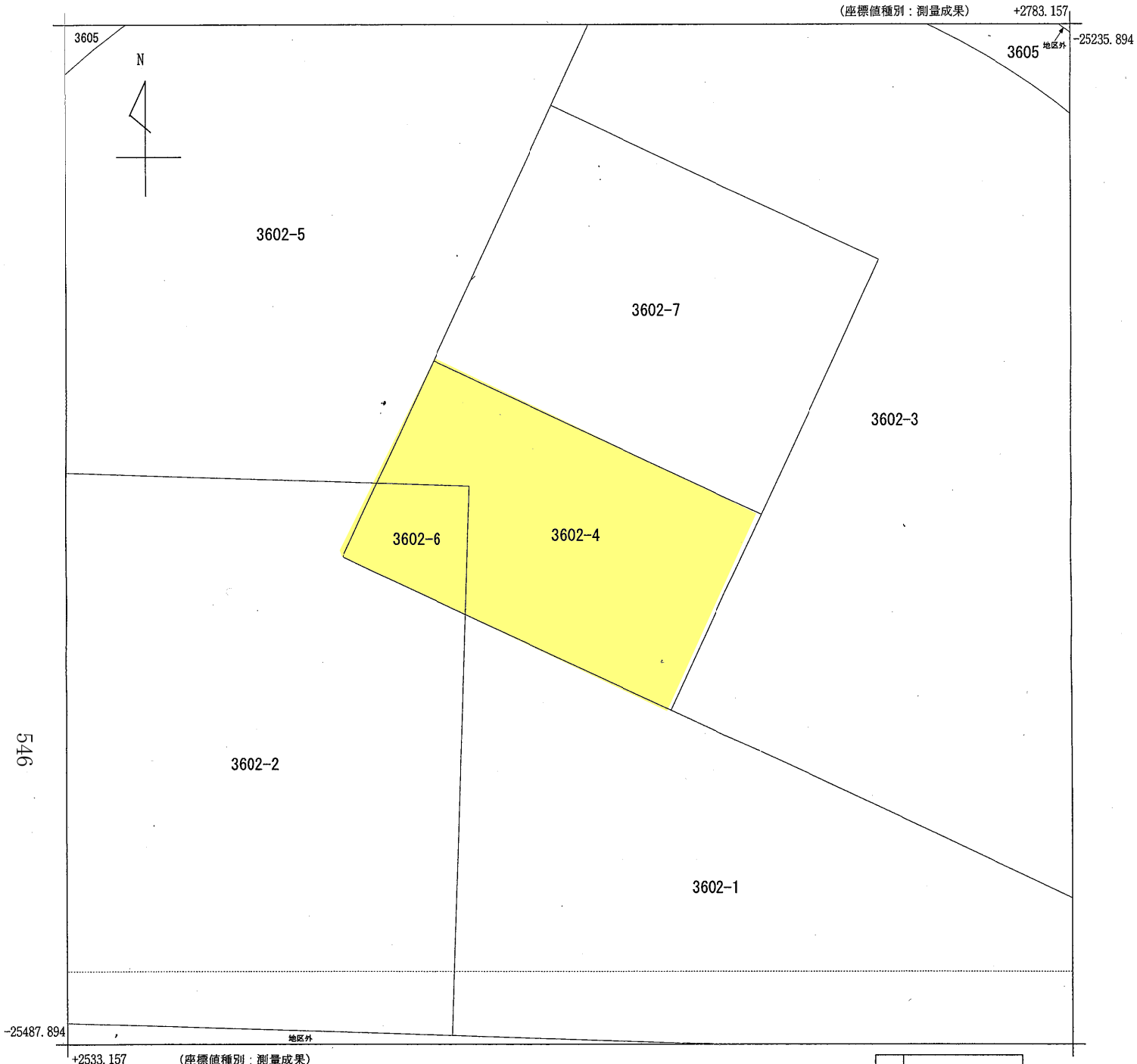
８　添付書類

① 位置図
② 案内図
③ 公図（写）
④ 地積測量図
⑤ 全部事項証明書
⑥ 土地譲渡契約書（案）
⑦ 確認書（案）
⑧ 財産価格審議会答申
⑨ 公有財産管理運用委員会審議結果
⑩ 登記嘱託書（案）
⑪ 特命随意契約理由書（案）

案　内　図

新宿六丁目3602番4及び6
（住居表示：新宿六丁目3番）





546

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出	新宿６丁目

請求部分	所在	葛飾区新宿六丁目				地番	3602番4		
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成19年12月1日			備付年月日(原図)	平成19年12月20日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成29年12月13日
東京法務局城北出張所
登記官　小松崎茂

請求番号：51-1
(1/1)

公用

地番	(A)3602-4, (B)3602-7
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

座標面積求積表

（世界測地系）

地番	(B)3602-7			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1)Yn	備考
A-26	−25255.359	2652.687	65736.236547	計算点
A-25	−25293.412	2734.291	−275854.416117	計算点
A-30	−25356.246	2704.990	−67032.357190	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ杭
A-31	−25318.193	2623.386	264665.543382	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ杭
		倍面積	−12484.993378	
		面積	6242.4966890	
		地積	6242.49 ㎡	

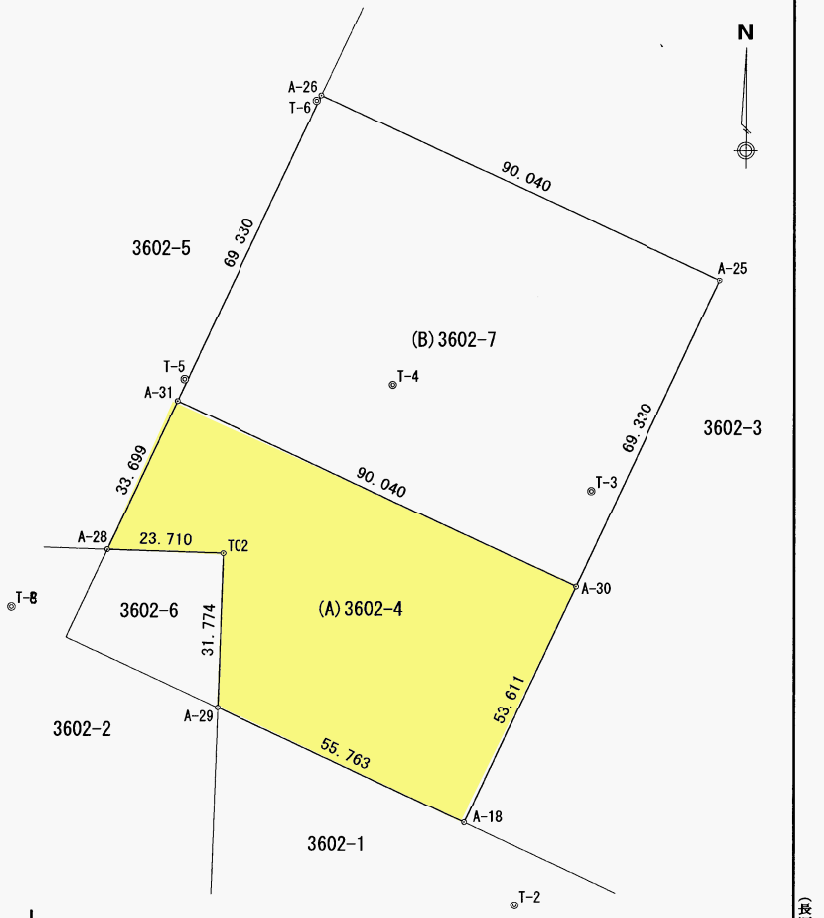
地番	(A)3602-4			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1)Yn	備考
A-31	−25318.193	2623.386	−19704.252246	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ杭
A-30	−25356.246	2704.990	−234363.038590	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ杭
A-18	−25404.834	2682.333	−67114.653993	計算点
A-29	−25381.267	2631.794	145601.371256	計算点
T02	−25349.510	2632.842	85651.615944	計算点
A-28	−25348.735	2609.144	81710.562648	計算点
		倍面積	−8218.394981	
		面積	4109.1974905	
		地積	4109.19 ㎡	

基準点座標一覧表

（世界測地系）

測点名	X座標	Y座標	備考
T-2	−25421.760	2692.621	木杭
T-3	−25336.661	2708.035	木杭
T-4	−25314.900	2667.488	木杭
T-5	−25313.717	2624.807	木杭
T-6	−25256.440	2651.731	木杭
T-8	−25360.467	2589.500	木杭

この測量に使用した基本三角点等は、地震前の葛飾区公共基準点成果を使用したものである。
測地系：世界測地系
座標系：区系



作成者	葛飾区土地開発公社 調整課 岡部紘明	（平成23年 8月 12日作成）	申請人	葛飾区土地開発公社 理事長 柏崎裕紀	縮尺	1/1000

（長源納）

地積測量図

1/2

地番	(A)3602-2，(B)3602-6
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

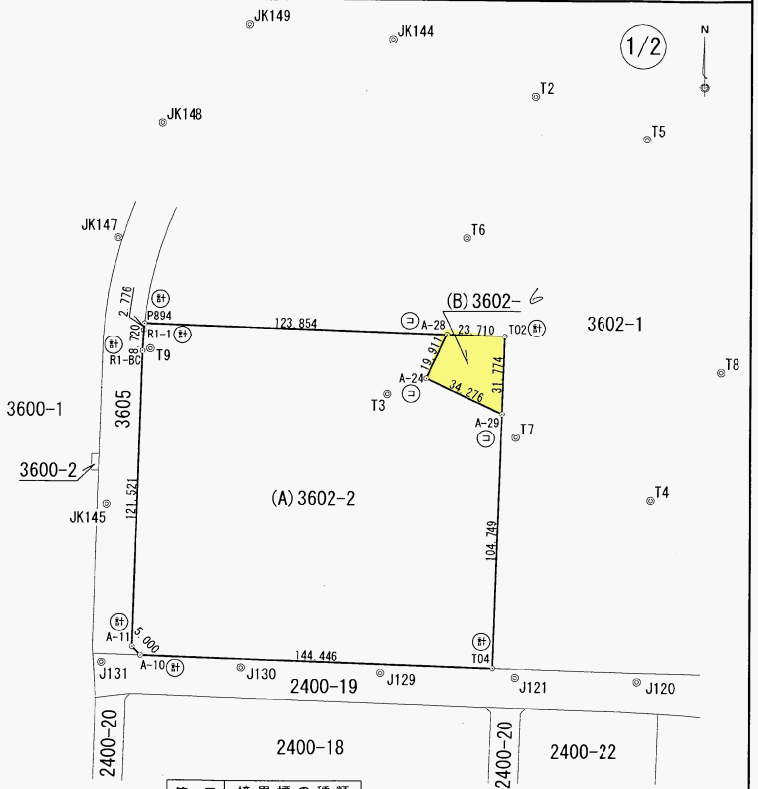
(前)3602-2

座標求積表

世界測地系

地番	(B)3602-6			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1)Yn	境界標種
A-28	−25348.735	2609.144	45062.526024	区コンクリート杭
T02	−25349.510	2632.842	−85651.615944	計算点
A-29	−25381.267	2631.794	−45453.714174	区コンクリート杭
A-24	−25366.781	2600.729	84606.915828	区コンクリート杭
		倍面積	−1435.888266	
		面積	717.9441330	
		地積	717.94 ㎡	

地番	(A)3602-2			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1)Yn	境界標種
P894	−25344.686	2485.356	−3208.594596	計算点
A-28	−25348.735	2609.144	−57649.036680	区コンクリート杭
A-24	−25366.781	2600.729	−84606.915828	区コンクリート杭
A-29	−25381.267	2631.794	−313654.577126	区コンクリート杭
T04	−25485.960	2628.340	−262802.459920	計算点
A-10	−25481.255	2483.970	20751.085380	計算点
A-11	−25477.606	2480.551	310331.813406	計算点
R1-BC	−25356.149	2484.509	323388.660458	計算点
R1-1	−25347.444	2485.035	28485.956205	計算点
		倍面積	−38964.068701	
		面積	19482.0343505	
		地積	19482.03 ㎡	



筆界	境界標の種類
(石)	石杭
(計)	計算点
(コ)	コンクリート杭
(金)	金属標
(プ)	プラスチック杭
(鉄)	鉄

測地系	世界測地系
座標系	区系
測量年月日	平成21年1月23日

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥文 (平成21年1月23日作成)
申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八本原利勝
縮尺	1/2000

627435

平成弐壱年壱月弐六日登記 (長源統)

公用 東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－４　　全部事項証明書　　（土地）

表題部　（土地の表示）	調製	余白	不動産番号	０１１８００１３１３１６２
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	葛飾区新宿六丁目		余白	

①地番	②地目	③地積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
３６０２番４	宅地	１０３５１　７０	３６０２番１から分筆 〔平成２１年１月２６日〕
余白	余白	４１０９　１９	③３６０２番４、３６０２番７に分筆 〔平成２３年９月１４日〕

権利部（甲区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	所有権移転	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	原因　平成２０年２月２７日売買 所有者　葛飾区立石五丁目１３番１ 葛飾区土地開発公社 順位２番の登記を転写 平成２１年１月２６日受付 第４１４４号
付記１号	買戻特約	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	原因　平成２０年２月２７日特約 売買代金　金３１８億８，３４４万５，０００円 契約費用　なし 期間　平成２０年３月１９日から１０年間 買戻権者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構 順位２番付記１号の登記を転写 平成２１年１月２６日受付 第４１４４号
付記１号の付記１号	１番付記１号買戻権変更	平成２１年２月５日 第７２７６号	原因　平成２１年１月２６日変更 売買代金　金４６億５，８２６万５，０００円
付記１号の付記２号	１番付記１号買戻権変更	平成２３年９月２７日 第６０１２２号	原因　平成２３年９月１４日変更 売買代金　金１８億４，９１３万９，０７３円
２	所有権移転	平成３０年１月１９日 第２０３７号	原因　平成３０年１月１９日売買 所有者　東京都葛飾区

549

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成３０年１月２９日
東京法務局城北出張所　　登記官　　小松崎茂

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２９９０９　（１／２）　１／１

表題部　（土地の表示）		調製	余白	不動産番号	０１１８００１３１３１６４
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	葛飾区新宿六丁目			余白	

①地番	②地目	③地積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
３６０２番６	宅地	７１７	９４	３６０２番２から分筆 〔平成２１年１月２６日〕

権利部（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	所有権移転	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	原因　平成２０年２月２７日売買 所有者　葛飾区立石五丁目１３番１ 葛飾区土地開発公社 順位２番の登記を転写 平成２１年１月２６日受付 第４１４５号
付記１号	買戻特約	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	原因　平成２０年２月２７日特約 売買代金　金９０億９，０００万円 契約費用　なし 期間　平成２０年３月１９日から１０年間 買戻権者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構 順位２番付記１号の登記を転写 平成２１年１月２６日受付 第４１４５号
付記１号の付記１号	１番付記１号買戻権変更	平成２１年２月５日 第７２７８号	原因　平成２１年１月２６日変更 売買代金　金３億２，３０７万３，０００円
２	所有権移転	平成３０年１月１９日 第２０３７号	原因　平成３０年１月１９日売買 所有者　東京都葛飾区

550

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成３０年１月２９日
東京法務局城北出張所　　登記官　　小松崎茂

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

（案）

土地譲渡契約書

譲渡人 葛飾区（以下「甲」という。）と譲受人 学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、次のとおり土地譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別紙１土地目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を、大学（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める４年制大学、６年制大学、大学院及びその附属する施設のことをいう。以下同じ。）の用途に供する目的（以下「本件目的」という。）で乙に譲り渡すものとする。

（譲渡代金）

第２条　本件土地の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊金２，０８８，４９８，２１１円とする。

２　本件土地の面積は、別紙１土地目録の記載によるものとし、後日、再実測の結果、差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（譲渡代金の支払）

第３条　乙は、前条に規定する譲渡代金を、平成３０年（２０１８年）２月２３日限り、甲の定める方法により甲に支払う。

（所有権の移転等）

第４条　甲は、前条に規定する譲渡代金の支払いと引換えに、乙に対して本件土地を引き渡す。

２　本件土地の所有権は、前項の規定に基づく譲渡代金の支払いが完了したときに甲から乙に移転する。

（乙の建設等義務）

第５条　乙は、平成３７年（２０２５年）２月２２日までに、本件土地に、大学（附属施設を含む。）にかかる建築物（以下「本件建築物」という。）の建設を完了する。

２　乙は、本件土地の使用について、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　本件土地を平成２５年（２０１３年）４月１日から起算して２０年以上、本件目的のため使用すること。ただし、第６号ハの規定により甲の承諾を得た場合を除く。

二　本件建築物の建設に際しては、「葛飾区新宿六丁目地区　景観形成の手引き」及び「葛飾区新宿六丁目地区　景観ガイドライン」に基づいた計画とすること。

三　本件建築物の建設に関し、第三者から苦情、異議の申立て、損害賠償請求等があったときは、乙の責任においてこれらを解決すること。

四　甲が本件土地の使用又は使用計画に関して調査を必要とするときは、これに協力するものとし、甲が本件土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずること。

五　本件建築物について、確認の申請書（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認の申請書をいう。）を提出する前並びに確認済証（建築基準法第６条第１項に規定する確認済証をいう。）及び検査済証（建築基準法第７条第５項に規定する検査済証をいう。）の交付を受けた後、速やかに、甲に対し、その写しその他関係図書を提出すること。

六　この契約の締結日以後、第１号に掲げる期間に、乙が次のイからハに規定する行為をしようとするときは、甲の承諾を得ること。

イ　本件土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

ロ　本件建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、本件土地の現状を変更しようとするとき。

ハ　本件土地を本件目的と異なる用途に供しようとするとき。

七　次のイ及びロに規定する事由が生じたときは、甲に対して通知すること。

イ　解散事由が生じたとき若しくは合併があったとき又は事業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

ロ　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

３　第１項の規定にかかわらず、甲乙協議により必要と認め合意したときは、本件建築物の建設を完了する期限を変更できるものとする。

（違約金）

第６条　乙は、この契約の締結日以後、平成３９年（２０２７年）２月２２日までの間に、次の各号の一に該当するときは、第２条第１項に規定する譲渡代金の２０パーセントを上限として甲が定める金員を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定める。

一　第５条第１項、同条第２項第２号又は同項第６号に違反する行為があったとき。

二　次条の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は本件土地を買い戻したとき。

（甲の契約解除権等）

第７条　甲は、この契約の締結日以後、平成３９年（２０２７年）２月２２日までの間に、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し又は本件土地を買い戻すことができる。

一　乙が、第３条に規定する日に、第２条第１項に規定する譲渡代金の全額を支払わないとき。

二　第５条第１項、同条第２項第２号又は同項第６号に違反する行為があったとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除し又は本件土地を買い戻したときは、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

一　甲は、譲渡代金として乙から既に受領した金員を乙に返還する。

二　乙は、直ちに、本件土地をこの契約を締結した時の状態に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲又は甲が指定する第三者への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。

三　この場合において、各返還の方法等は甲乙協議のうえ定めるものとし、また、甲が乙に返還する金員には利息を付さないものとする。

３　前項の規定による本件土地の原状回復に要する費用は、乙が負担する。

４　甲がこの契約を解除し、又は本件土地を買い戻したときは、乙は、譲渡代金の返還を除いては、甲に対して何らの請求を行わないこととする。

（乙の使用料相当額の支払義務）

第８条　乙は、前条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は本件土地を買い戻したときは、第４条の規定に基づき本件土地の引渡しが完了した日（以下「引渡日」という。）の属する月の初日から前条第２項第２号の規定により甲が乙から本件土地の返還を受けた日の属する月の末日までの使用料相当額を、甲の定めるところにより甲に支払う。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

２　前項に規定する使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に１２分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第９条　乙は、第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は本件土地を買い戻

した場合において、甲の受けた損害の額が第６条の違約金と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第10条　乙は、この契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（３６５日当たり）１４.５６パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺等）

第11条　第７条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は本件土地を買い戻したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺するものとする。

（瑕疵担保）

第12条　本件土地に隠れた瑕疵がある場合は、民法（明治２９年法律第８９号。平成２９年改正前のもの。）第５７０条の規定にかかわらず、平成３５年（２０２３年）２月２２日までに乙が甲に通知したものに限り、甲がその責めを負うものとする。

２　別紙２物件目録に記載する本件土地中の物件についての取扱いは、次の各号のとおりとする。

一　甲は盛土、砕石等及び杭について、乙に対し、その撤去義務等の一切の責めを負わないものとする。

二　甲は、油分について、大学設備及び通常の土地利用において支障が生じると認められた場合には、乙との協議において、その取扱いについて決定するものとする。

（土壌汚染）

第13条　引渡日以後、この契約の締結日における土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第６条第１項第１号に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「関係法令の基準」という。）に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合の費用負担は、次のとおりとする。

一　土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙の負担とする。

二　検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準

拠した対策費用は、甲及び乙はその方法を協議し、決定するものとする。この場合における対策工事に必要とされる対策費用は、平成３５年（２０２３年）２月２２日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

三　甲及び乙は、前号に規定する対策工事の方法及び甲が負担する対策費用を決定したときは、別途契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

２　本件土地において、この契約の締結日以後所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要となったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は、原則として乙の負担とする。

３　第１項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、原則として甲の積算に基づくものとし、これによりがたいときは、その状況により別途甲乙が協議して定める。

（引渡し後の地中障害物）

第 14 条　引渡日以後、本件土地において別紙２物件目録に表示する事項以外の地中障害物の存在が判明した場合、乙は、直ちに甲に通知し、甲は、速やかに地中障害物の存在を確認するものとし、この場合における撤去に係る甲及び乙の費用負担は、次のとおりとする。

一　甲及び乙は、地中障害物の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）の方法を協議し、決定するものとする。この場合における撤去に係る費用は、平成３５年（２０２３年）２月２２日までに甲に通知したものに限り、甲はその責めを負うものとする。

二　甲及び乙は、前号に規定する撤去工事の方法及び甲が負担する撤去費用を決定したときは、別途契約を締結し、工事の完了確認及び費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

２　前項に基づく甲の費用負担の取扱いについては、原則として甲の積算に基づくものとし、これによりがたいときは、その状況により別途甲乙が協議して定める。

（公表）

第 15 条　甲及び乙は、この契約の内容について公表できるものとする。

（登記）

第 16 条　甲は、乙が第３条に規定する譲渡代金の支払いを完了したときは、速やかに、本件土地の所有権移転の登記及び買戻しの特約の登記を行い、乙はこれに協力するものと

する。

2　前項の所有権の移転登記及び買戻しの特約の登記に要する費用は甲が、買戻しの特約の登記抹消に要する費用は乙が、それぞれ負担するものとする。

3　乙は、買戻権が設定された土地が合筆又は分筆されたときは、設定された当初の譲渡代金を合筆又は分筆後の面積に応じて合算又は按分した額を合筆又は分筆後の各土地の売買代金とする買戻権変更登記に同意するものとする。

4　本件土地に設定された買戻しの特約の登記を乙が抹消することができる時期は、建築物の検査済証の提出を甲が受けた日以後とする。

（返還金の受領）

第17条　乙は、この契約に基づき甲が乙に対して返還すべき金銭債務があるときは、甲の指定する方法でこれを受領するものとする。

（疑義の協議）

第18条　この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議によるものとし、甲乙間に権利義務の争いがあるときは東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

この契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年（２０１８年）２月２３日

譲渡人　甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　　青　木　　克　徳

譲受人　乙　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理事長　　本　山　　和　夫

別　紙

１　土地目録（別添１　確定図参照）

土地の所在		東京都葛飾区新宿六丁目			
名称	地　番	地目	地　積（㎡）	土地の用途	引渡日
大学整備用地	３６０２番４及び６	宅地	４，８２７．１３	大学の用途に供する用地	平成３０年（２０１８年）２月２３日

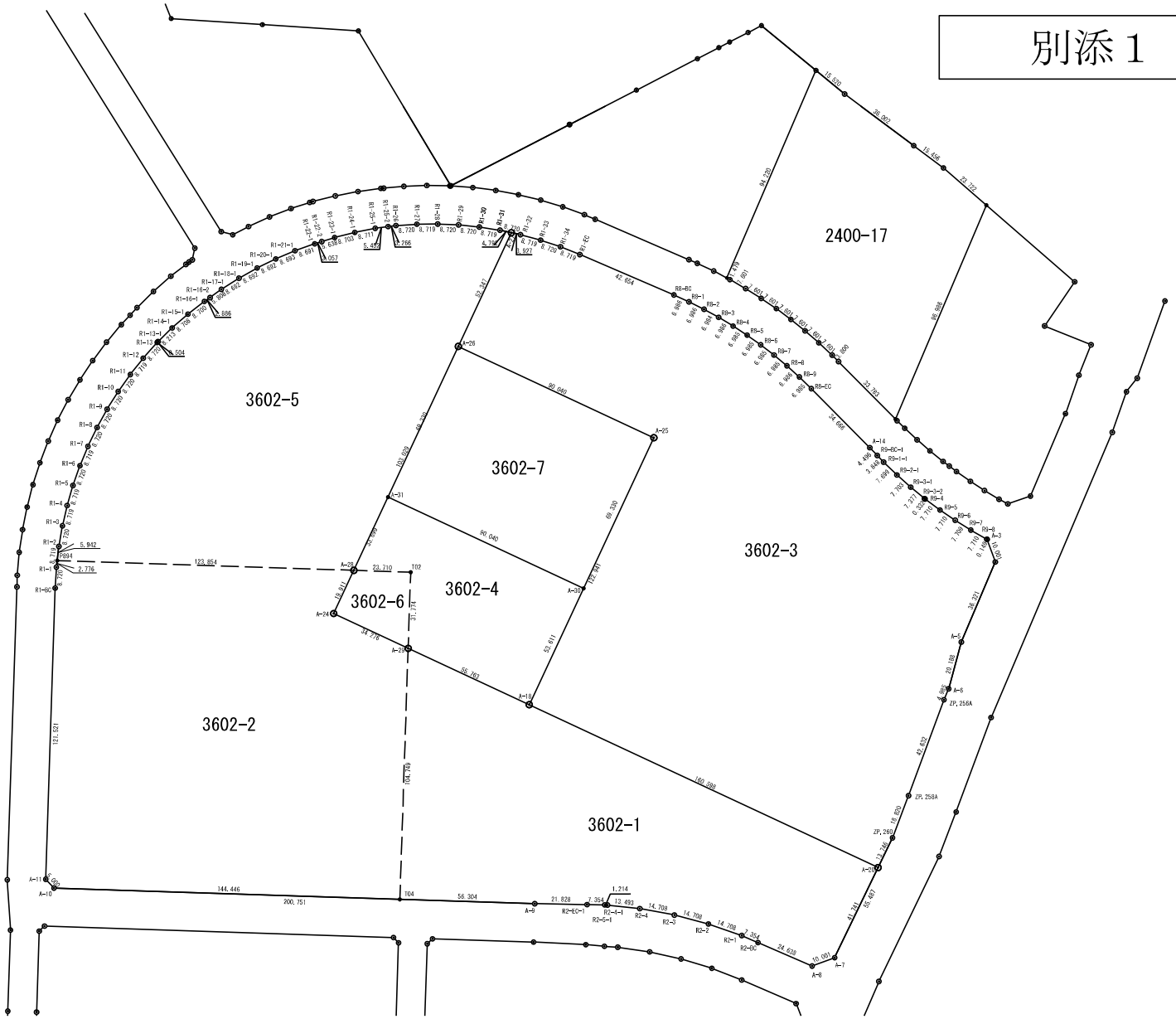
２　物件目録

物　　件	数　量	備　　考
盛土、砕石等 杭	一 式	・別添２未収去物図のとおり。 ・未収去物図に表示される杭及び建物の位置は、施工誤差を含む。 ・別添２未収去物図と現状に差異があるときは、現状を優先するものとする。
油分	一 式	・本件土地の土壌に含まれる油分は未収去物として取り扱う。

別添１　確定図

N

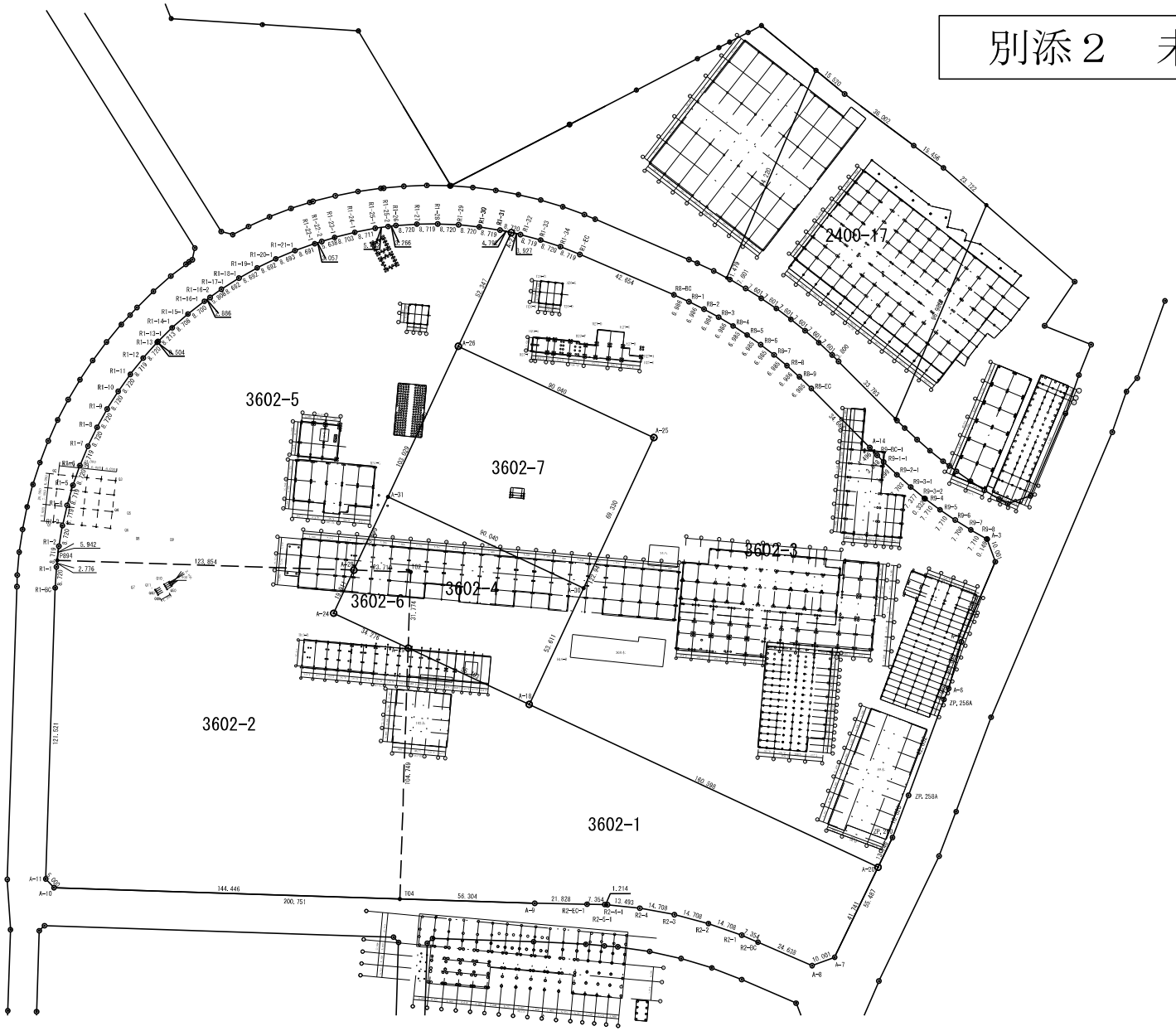
縮尺 1/2500



別添２　未収去物図

N

縮尺 1/2500



（案）

確　認　書

葛飾区（以下「甲」という。）と学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、甲と乙が締結した土地譲渡契約書（以下「契約書」という。平成３０年２月２３日締結）について、以下のとおり確認する。

（甲の承諾を要する事項）

第１条　乙は、契約書別紙１土地目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の一部について、通常、契約書第１条に規定する目的（以下「本件目的」という。）での使用貸借若しくは賃貸借等をする場合、又は大学の建築物の一部を第三者に使用貸借若しくは賃貸借等をする場合は、契約書第５条第２項第６号イに該当しない。

２　乙が契約書第５条第１項に規定する建築物の建設にあたり、本件土地に起伏をつけたり、池を造るなど、本件目的のため通常必要とされる範囲で現状を変更する場合は、契約書第５条第２項第６号ロに該当しない。

（甲乙の協議）

第２条　契約書第６条各号及び第７条第１項各号に該当する事実の発生の有無は、甲及び乙の両者により、客観的事実に基づき確認及び判断するものとする。

２　前項の事実の発生が確認された場合、甲は、直ちに違約金の請求、契約の解除又は本件土地の買い戻しを実行しないものとし、甲と乙は真摯に協議を重ね、該当する事実の解消等に努めるものとする。

この確認書の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年２月２３日

甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　　青　木　　克　徳

乙　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理 事 長　　本　山　　和　夫

２９答申第４号
平成２９年１１月２８日

葛飾区長
青　木　克　徳　殿

葛飾区財産価格審議会
会長　久　野　清

財産価格審議会の答申について

平成２９年１１月７日付け２９葛総契第５０６号をもって諮問があったことについては、下記のとおり評定したので答申します。

記

第７号　土地の取得価格（再評価）について
東京都市計画道路事業区画街路葛飾区画街路第４号線（四つ木東）
四つ木二丁目６４番５号のうち
面　　積　２５．３５㎡
評定価格　１０，４４１，６６５円
価格時点　平成２９年６月１０日

第８号　土地の取得価格（再評価）について
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第２８４号線（東新小岩南）
東新小岩四丁目５４７番２のうち
面　　積　６．５８㎡
評定価格　２，２２４，６９８円
価格時点　平成２８年１１月２９日

第９号　建物の賃料について
葛飾区科学教育センター
新宿六丁目３６０２番２ほか一筆の一部
土地面積　１８，３８５．４９㎡（概則）
建物面積　９，８０２．９７㎡のうち一階の一部９２６．４７㎡
評定価格　月額１，０１０，０００円以下
価格時点　平成２９年７月１日

第１０号　　土地の売却価格について
新宿六丁目大学用地
新宿六丁目３６０２番４及び６
面　　積　４，８２７．１３㎡
評定価格　３７５，０００円／㎡以上
価格時点　平成２９年８月１日

第１１号　　土地の売却価格について
四つ木二丁目事業用代替地
四つ木二丁目２７１番３
面　　積　１３８．７０㎡
評定価格　３４２，０００円／㎡以上
価格時点　平成２９年８月１日

以上

回　議　用　紙

決裁区分	公開の可否	根拠条文	保存年限
部長（丙）	一部公開	区政執行情報審議等の妨げ（第9条(4)ウ）	１０年

起案者					施行・取扱上の注意
組 織	契約管財課	起 案	平成30年 1月10日		
氏 名	小倉　和子	決 裁（事案完了）	平成30年 1月10日		
		施 行		29葛総契第634号	

（回議先）	
決裁 事務取扱部長	総務部 赤木　登
決裁 課長	契約管財課 佐藤　秀夫
審査 係長	契約管財課契約係 齋藤　智三

件名

平成２９年度第４回公有財産管理運用委員会の結果について

このことについて、次のとおり通知してよろしいか伺います。

１　理　由

平成２９年度第４回公有財産管理運用委員会（平成３０年１月１０日開催（持ち回り））において付議された議案の審議結果について、主管部長あて通知するも

の。
なお、決定通知の日付は、本委員会の開催日である平成３０年１月１０日付とする。
２　審議案件
議案第４号　土地の売払いについて（契約管財課）
３　審議結果
議案第４号　提案のとおり承認する。
４　結果通知文
結果通知（案）のとおり

３０葛総契第６３４号
平成３０年１月１０日

総務部長　あて

総　務　部　長

葛飾区公有財産管理運用委員会の審議結果について

貴職から依頼のあった事案について、葛飾区公有財産管理運用委員会(平成３０年１月１０日開催(持ち回り))に付議したところ、下記のとおり決定したので通知します。

記

議案第４号　土地の売払いについて

（１）物件等の表示

名　　称	大学用地
所　在　地	東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番４及び６
種目(構造)	土地
数　　量	４，８２７．１３㎡
相　手　方	学校法人　東京理科大学　　理事長　本山　和夫

（２）決定内容

提案のとおり承認する。

（案）

登　記　嘱　託　書

登 記 の 目 的　　所有権移転

原　　因　　平成３０年２月２３日　　売買

権　　利　　者　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理事長　本山　和夫

義　　務　　者　　葛　飾　区

添　付　書　類
登記原因証明情報　　資格証明書　　非課税証明書

平成　　年　　月　　日　　嘱託　東京法務局城北出張所　御中

嘱　　託　　者　　葛　飾　区
葛飾区長　　青　木　克　徳
連絡先　０３－５６５４－８１６５
登記識別情報希望

登 録 免 許 税　　登録免許税法第４条第２項の規定により非課税

不動産の表示

所　在　　葛飾区新宿六丁目
地　番　　３６０２番４
地　目　　宅地
地　積　　４，１０９．１９平方メートル

所　在　　葛飾区新宿六丁目
地　番　　３６０２番６
地　目　　宅地
地　積　　７１７．９４平方メートル

（連絡先）葛飾区　契約管財課　用地管財係　℡０３（５６５４）８１６５　担当：福島

（案）

登 記 原 因 証 明 情 報

1　当事者及び不動産

（1）当　　事　　者

売主（義務者）兼買戻権者（権利者）　　（甲）葛　飾　区

買主（権利者）兼買戻義務者（義務者）　（乙）学校法人　東京理科大学

（2）不動産の表示

所　　在　　葛飾区新宿六丁目
地　　番　　３６０２番４
地　　目　　宅地
地　　積　　４，１０９．１９平方メートル
（　売買代金　金１，７７７，８７５，４５９円　）

所　　在　　葛飾区新宿六丁目
地　　番　　３６０２番６
地　　目　　宅地
地　　積　　７１７．９４平方メートル
（　売買代金　金３１０，６２２，７５２円　）

2　登記の原因となる事実又は法律行為

（1）甲と乙は、平成３０年２月２３日、上記不動産の表示に記載した不動産の売買契約を締結した。

（2）売買契約には、所有権の移転の時期について、乙が売買代金を支払い、甲がこれを確認したときに所有権が移転する旨の特約が付されている。

（3）平成３０年２月２３日、乙は売買代金を支払い、甲はこれを受領した。

（4）よって、上記不動産の表示に記載した不動産の所有権は、同日、甲から乙に移転した。

（5）上記契約には、次のとおりの買戻特約が付されている。

原　　因　　平成３０年２月２３日　　特約
売買代金　　上記不動産の表示に記載
契約費用　　なし
期　　間　　平成３９年２月２２日まで

平成　　年　　月　　日　　嘱託　東京法務局城北出張所　御中

上記の登記原因のとおり相違ない。

（義務者兼権利者）
葛　飾　区
葛飾区長　　青　木　克　徳

（権利者兼義務者）
東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理事長　本山　和夫

（案）

登　記　嘱　託　書

登記の目的　　買戻特約

原　　因　　平成３０年２月２３日　特約

売買代金　　下記不動産の表示に記載

契約費用　　な　し

期　　間　　平成３９年２月２２日まで

権　利　者　　葛　飾　区

義　務　者　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学

添付書類　　登記原因証明情報（前件添付）　登記承諾書　印鑑証明書

平成　　年　　月　　日　嘱託　東京法務局城北出張所　御中

嘱　託　者　　葛　飾　区
葛飾区長　青　木　克　徳
連絡先　０３－５６５４－８１６５
登記識別情報不要

登録免許税　　登録免許税法第４条第１項の規定により非課税

不動産の表示

所　在　　葛飾区新宿六丁目
地　番　　３６０２番４
地　目　　宅地
地　積　　４，１０９．１９平方メートル
（　売買代金　金１，７７７，８７５，４５９円　）

所　在　　葛飾区新宿六丁目
地　番　　３６０２番６
地　目　　宅地
地　積　　７１７．９４平方メートル
（　売買代金　金３１０，６２２，７５２円　）

（案）

登 記 承 諾 書

平成３０年２月２３日 に締結した売買契約に基づき下記のとおり、買戻登記をすることを承諾します。

平成３０年２月２３日

住所　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
氏名　学校法人　東京理科大学
理事長　本山　和夫

葛　飾　区　長　殿

記

登 記 の 目 的　　買戻特約

登記原因及び日付　　平成３０年２月２３日特約

売　買　代　金　　下記不動産の表示に記載

契　約　費　用　　な　し

買　戻　期　間　　平成３９年２月２２日まで

不動産の表示

所　在　　葛飾区新宿六丁目
地　番　　３６０２番４
地　目　　宅地
地　積　　４，１０９．１９平方メートル
（　売買代金　金１，７７７，８７５，４５９円　）

所　在　　葛飾区新宿六丁目
地　番　　３６０２番６
地　目　　宅地
地　積　　７１７．９４平方メートル
（　売買代金　金３１０，６２２，７５２円　）

（案）

別　紙

特 命 随 意 契 約 理 由 書

契約件名	土地売買契約の締結について【新宿六丁目大学用地】	
履行場所 又は納入場所	新宿六丁目３６０２番４及び６	
契約締結予定日	平成３０年２月２３日	
履行期間 又は納入期限	契約締結日と同日	
予定価格	２，０８８，４９８，２１１円	
契約の相手方	業者番号	９０００００３１１５
	所在地	新宿区神楽坂一丁目３番地
	法人名称 代表者役職・氏名	学校法人東京理科大学 理事長　本山　和夫
契約内容	本件土地は、大学用地である。この度、本件土地について学校法人東京理科大学と売払い交渉を進めてきたところ、合意に達したため、売買契約を結ぶもの。	
契約相手の 選定理由	本件土地の売却については、公有財産管理運用委員会（持回り）に付議し、２９葛総契第６３４号により学校法人東京理科大学へ売却することを承認されている。	
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	
主管課	総務部　契約管財課　用地管財係 担当：福島　恵　　内線：２１７３	

予定価格は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

単価契約の場合は、予定単価に予定数量を乗じた金額を記載すること。

予定価格は、前年度契約実績額や予算額、実勢価格等を参考に設定すること。

（第２号様式）

108　上記各契約の締結に先立ち行われた法的審査に関する一切の文書（名称の如何を問わず、本区法規担当による合議・照会・回答文書のほか、顧問弁護士又は外部の弁護士・法律事務所による法律意見書その他の意見書、相談記録及びこれらに関する依頼文書・メールを含む）の写し

葛飾区情報公開条例第９条第４号ウの規定に準拠し提出できない（内部の意思形成過程の情報）

109　平成21年、平成23年及び平成30年の各契約における第13条（土壌汚染）の規定の異同が対照できる資料の写し

葛飾区情報公開条例第９条第４号アの規定に準拠し提出できない（争訟に関する情報）

新宿六丁目地区における
大　学　整　備　公　募　要　項

葛　　飾　　区

平成２０年６月



目　次

１　公募の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　期待する地域貢献の主な要素・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　大学誘致予定地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　誘致面積及び整備位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

５　大学誘致予定地の譲渡条件・・・・・・・・・・・・・・・・　２

６　区の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

７　公募に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

８　応募に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

９　審査及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・　９

10　契約及び協定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・　12

＜担当部局及び連絡先＞
葛飾区政策経営部大学誘致推進室
住　　所　　〒124－8555　東京都葛飾区立石５－１３－１
電　　話　　０３－５６５４－８１４９（直通）
ＦＡＸ　　０３－５６９８－１５０１
ホームページ　　http://www.city.katsushika.lg.jp
E-Mail　　020700@city.katsushika.lg.jp

１　公募の趣旨

地域にとって大学は、多くの若者が継続的に集まる活力と賑わいの源泉になるとともに、地域社会における諸問題解決のシンクタンク機能を持つなど、多様な役割が期待できる存在です。また、大学が個々に持つ教育研究、文化、スポーツ、医療そして産業などの様々な機能や特色は、区民の元気や地域の活力、教育力を高めていく重要な要素となります。さらには、大学施設を核とした街並みや景観づくりを進めることによって、新たな街の魅力が生み出され、地域のイメージは大きく向上していきます。

本区では、このような認識のもと、「区民と創る元気なかつしか」を基調とする基本計画の中に「大学の誘致構想」を掲げ、平成１８年度から平成２７年度の計画期間である１０年間に大きく育てるプロジェクトの一つとして「元気満１０（てん）プロジェクト」の「リーディングプロジェクト」に位置付け、大学誘致を重点的に進めていくこととしています。

そこで、本区における大学誘致は、大学のこのような効果を最大限に引き出し、あらゆる世代の区民が「元気」で「生き生き」と暮らせる葛飾を築いていくために、「安心して健やかに暮らせるまち」、「快適な生活を支える魅力あるまち」や「豊かな区民文化を創造しはぐくむまち」に掲げる区の重要施策を共に推進できる「地域貢献度の高い大学」を公募により選定していくものです。

575

２　期待する地域貢献の主な要素

本区が大学の地域貢献の内容として期待する主な要素は以下のとおりです。なお、個々の大学の持つ機能によって地域貢献の内容は、教育研究、文化、スポーツ、医療そして産業など多岐にわたっていますので、地域貢献の提案にあたっては、下記以外の要素による提案も可能です。

（１）大学施設を核とした街並みや景観づくりによる地域貢献

水と緑豊かな地域環境との調和を図るために、大学施設を核とした街並みや景観づくりに配慮したキャンパス設計などを期待します。

（２）地域に開かれた大学運営による地域貢献

大学施設の地域への開放や公開講座の開催など、地域と一体となった開放型のキャンパスの整備や大学の運営を期待します。

（３）地域産業の活性化による地域貢献

大学・地元産業・行政の産学官連携による技術力の高い製品の商品化やベンチャー企業の育成など、大学の専門性の活用による地域産業の活性化を期待します。

（４）少子高齢社会への対応による地域貢献

区民が生涯を通じて心身ともに元気で充実した生活を送れることができるよう、健康や子育てに対する支援など、大学の有する設備、人材を最大限に活用し、区と協働した「少子高齢社会への対応」の取り組みを期待します。

（５）地域との連携による地域貢献

地域活動への協力や災害時における大学施設の開放など、地域コミュニティの一員として、地域活動の活性化と災害対策に向けた大学機能の活用を期待します。

３　大学誘致予定地の概要（詳細は物件説明書参照）

項　　目	内　　容
名　　称	新宿（にいじゅく）六丁目地区Ａ街区
所在地番	東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番１・２
現　　況	更地
敷地面積	９１，０５２．１㎡（公簿・実測共）
土地形状	半円形
交通状況	ＪＲ常磐線「金町駅」まで約８００m、徒歩１０分程度

576

４　誘致面積及び整備位置

大学の誘致面積及び整備位置は、約９．１ｈａの大学誘致予定地のうち、概ね５．０ｈａの範囲内で応募者が大学を整備するのに必要な面積及び位置とします。

なお、応募者の提案内容により、大学誘致予定地に複数大学を誘致する場合があります。整備位置が重複するなどの際には、別途、協議・調整を行います。また、必要面積が５．０ｈａを超える場合には、応募前にご連絡ください。

５　大学誘致予定地の譲渡条件

（１）用途指定

選定法人が大学誘致予定地において大学を開設した日から２０年以上は、区に提出した応募書類に基づき、大学として供して頂きます。

（２）譲渡価格

譲渡価格は、１㎡あたり４５万円に取得面積を乗じた金額に、大学誘致予定地を取得する際に借り入れた利息相当分の必要経費を加えた額とし、譲渡価格についての競争は行いません。なお、大学誘致予定地の取得方法や譲渡代金の支払方法など、土地の譲渡に関する内容については、選定法人と個別に協議を行ったうえで、区と「土地譲渡契約」を締結していきます。

※　葛飾区土地開発公社が譲渡を受けた際の借入年利は 2.225%です。
（平成２０年６月５日現在）

（３）景観ガイドライン等

大学施設の建設にあたっては、新宿六丁目地区の一体的な景観を図るための「景観形成の手引き」及び「景観ガイドライン」に則したものとし、大学施設の地区整備計画にも反映させたうえで整備を行ってください。

※　「景観形成の手引き」及び「景観ガイドライン」については、関係機関と協議・調整し、変更を行う予定です。

（４）契約の解除及び違約金

選定法人が「土地譲渡契約」に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することがあります。この場合には、譲渡価格の１００分の２０に相当する金額を違約金として区に支払わなければなりません。また、大学誘致予定地には、独立行政法人都市再生機構から葛飾区土地開発公社が譲渡を受けた際に、買戻特約の登記が行われていますので、同様の条件で買戻特約を付したうえで土地を譲渡します。なお、買戻特約は、建築物の検査済証の交付を確認し、所定の手続きを経て抹消されます。

（５）瑕疵担保責任

大学誘致予定地に隠れた瑕疵がある場合は、平成２５年３月３日までに区に通知したものに限り、区がその責めを負うものとし、この期限を越えた場合には、区はその責めを負いません。なお、隠れた瑕疵があることをもって、売買代金の減免又は損害賠償の請求もしくは「土地譲渡契約」の解除をすることはできません。

（６）未収去物

大学誘致予定地には、砕石や杭などの未収去物が確認されていますが、現状有姿で譲渡します。なお、葛飾区土地開発公社が独立行政法人都市再生機構と契約した際に確認した未収去物以外の地中障害物が平成２５年３月３日までに発見され、区に通知されたものに限り、区が必要な措置を講じます。

577

（７）土壌汚染

旧所有者の三菱製紙㈱により、平成１３年の旧汚染土壌処理基準に基づき、対策が完了しています。また、三菱瓦斯化学㈱が所有していた土地は、本年度中に平成１５年の土壌汚染対策指針に基づく対策を完了する予定です。なお、平成１５年に改正された汚染土壌処理基準を超えた対策は、平成２５年３月３日までに発見され、区に通知されたものに限り、区が必要な措置を講じます。

６　区の支援

大学が固有で使用する敷地、建築物については、区から支援は行いません。区の支援は、区民生活や教育力の向上など地域にとって活用性の高い大学施設の整備や事業の実施等を対象として、地域貢献の視点から応募者の提案内容に基づき協議することとします。

なお、大学が取得する以外の用地については、応募者の提案も踏まえて区が大学と共存できる緑あふれる一体的な公園として整備します。また、大学誘致予定地の街区道路についても、建物や公園と調和した通りとして整備していきます。

７　公募に関する事項

（１）　公募及び選定のスケジュール

項　　目	期　　間
公募要項の公表・配布	平成２０年　６月　５日～１０月１４日
現場視察	平成２０年　６月　９日～　７月２４日
参加意向書の受付	平成２０年　６月　９日～　７月３１日
個別説明及び質問の受付	平成２０年　６月　９日～　９月３０日
応募書類の受付	平成２０年１０月２０日・２１日
選定法人の公表及び通知	平成２０年１２月１９日頃
土地譲渡契約・協定内容の協議	平成２１年　１月上旬
土地譲渡契約・協定の締結	平成２１年　３月上旬
土地譲渡契約に基づく支払期限	平成２１年　３月下旬

※　・　選定委員会での審査及び区議会への報告を経て「選定法人の公表及び通知」をいたします。「選定法人の公表及び通知」の日程につきましては、確定した段階で、応募した全ての学校法人等へお知らせいたします。

・　「選定法人の公表及び通知」以後のスケジュールにつきましては、提案内容や協議の進捗状況に応じて変更する場合があります。

578

（２）公募の手続き

①　公募要項等の配布

公募要項等を以下のとおり配布いたします。なお、配布期間中は葛飾区ホームページ（http://www.city.katsushika.lg.jp）からのダウンロードも可能です。

・　配布期間：平成２０年６月５日（木）～１０月１４日（火）
　　土・日・祝日を除きます
・　配布時間：午前８時３０分～午後５時
・　配布場所：葛飾区役所新館６階　大学誘致推進室

②　現場視察の開催

大学誘致予定地及び周辺地域について、現場案内を行います。なお、参加希望者は、事前に申込むことが必要となります。

・　期　　間：平成２０年６月９日（月）～７月２４日（木）
　　土・日・祝日を除きます
・　時　　間：午前８時３０分～午後５時のうち２時間程度
・　申込方法：現場視察申込書（様式１）に必要事項を記入のうえ、希望日の概ね１週間前までに大学誘致推進室宛へ電子メール（020700@city.katsushika.lg.jp）にてお申込みください。

③　参加意向書の受付

公募に応募する意向のある学校法人等は、参加意向書を提出していただきます。参加意向書を提出いただくことにより、提案等に関する個別説明を受けることができます。なお、参加意向書を提出しないことをもって公募に参加できなくなるものではありません。

・　受付期間：平成２０年６月９日（月）～７月３１日（木）
　　土・日・祝日を除きます
・　受付時間：午前８時３０分～午後５時
・　受付方法：参加意向書（様式２）に必要事項を記入のうえ、葛飾区役所新館６階　大学誘致推進室まで、持参にて提出してください。

④　質問の受付・回答

公募要項等の全体に関わる部分についての質問に対し、回答いたします。なお、質問を行った学校法人等名称は公表いたしません。

・　申込期間：平成２０年６月９日（月）～９月３０日（火）
・　申込方法：質問書（様式３）に必要事項を記入のうえ、大学誘致推進室まで電子メール（020700@city.katsushika.lg.jp）にてお申込みください。
・　回答期日：原則として当該月にあった質問を翌月の１５日までに回答いたします。
・　回答方法：質問のあった学校法人等全員へ個別に電子メールにて回答いたします。

⑤　個別説明

参加意向書を提出した学校法人等に対して、提案等に関わる個別具体的な質問に対し、回答いたします。

・　申込期間：平成２０年６月９日（月）～９月３０日（火）
・　申込方法：個別説明質問書（様式４）に必要事項を記入のうえ大学誘致推進室まで電子メール（020700@city.katsushika.lg.jp）にてお申込みください。
・　回答期日：申込後、調整させていただきます。
・　回答方法：区職員等との対面方式により行います。

⑥　応募書類の受付

応募書類を以下のとおり受付けます。

・　受付期間：平成２０年１０月２０日（月）・２１日（火）
・　受付時間：午前８時３０分～午後５時
・　受付方法：葛飾区役所新館６階　大学誘致推進室まで、持参にて提出してください。

※　参加意向書の提出がない学校法人等も応募することができます。

８　応募に関する事項

580

（１）応募資格及び条件

応募の対象は、以下の項目を全て満たす者とします。なお、以下の項目を全て満たしている者であればグループによる応募も可能です。

①　平成３０年３月１８日までに、学校教育法に定める４年制大学、６年制大学及び大学院のうち、いずれかの大学を整備することができる学校法人等であること。なお、体育館や附属学校など大学の附属施設のみの設置は、応募の対象外とします。グループ提案による応募の場合は、グループ構成員のうちのいずれかが学部、学科を設置する必要があります。また、学部、学科の種類による応募の制限はありません。学部・学科の一部の学年等のみの設置も応募対象となります。

②　大学固有の敷地や建築物については、自ら取得し、かつ、整備、所有することのできる学校法人等であること。

③　学校教育法に掲げる大学の運営実績があり、長期的に安定経営することが可能な学校法人等であること。

④　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない学校法人等であること。

⑤　直近３年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない学校法人等であること。

（２）応募書類

応募に際し以下の書類を提出していただきます。

提出書類は、やむを得ない場合を除き、図面については日本工業規格Ａ列３、その他は、日本工業規格Ａ列４とし、以下に指示する部数及び形式で提出してください。

また、その他にWord又はExcel（Windows版で処理可能なものに限る。）及び図面などはＰＤＦファイルにより電子データ化し、電子データを収めた電子媒体（CD-R）を２枚提出してください。

なお、様式につきましては、葛飾区ホームページよりダウンロード可能です。

①　申込書　各２５部（正１部、写２４部）

ア　公募申込書（様式５）
　グループによる応募の場合は、様式５－１を提出してください。

イ　誓約書（様式６）
　グループによる応募の場合は、構成員全ての書類を提出してください。

②　学校法人等に関する書類　ア～エ：各２５部（正１部、写２４部）
　オ～キ：各１０部（正１部、写　９部）
　グループによる応募の場合は、構成員全ての書類を提出してください。

ア　応募者概要書（様式７）

イ　大学の地域貢献の実績書（様式８）

ウ　定款、寄付行為、規則それらに類する書類

エ　法人の登記簿謄本

オ　過去５ヵ年（平成１５年度～平成１９年度）の財務関係書類
・　資金収支計算書、消費収支計算書、賃借対照表、資金収支内訳表
人件費支出内訳表、消費収支内訳表、固定資産明細表、借入金明細表
基本金明細表
※　当該書類がない場合、経営状態を評価することができる代替書類を提出すること。また、格付審査結果など、学校法人の財務の健全性の確認ができる別の資料がある場合は、添付してください。

カ　過去５ヵ年（平成１５年度～平成１９年度）の監査報告書

キ　過去５ヵ年（平成１５年度～平成１９年度）の事業報告書

③　大学整備計画書　各２５部（正１部、写２４部）
　ボリューム模型：１セット

ア　新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備概要書（様式９）

イ　新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備方針（様式１０）

ウ　整備年次計画書

エ　新宿六丁目地区Ａ街区における位置図（敷地面積がわかるもの）
（Ｓ＝１／２，５００）

オ　整備施設概要
・ボリューム模型（Ｓ＝１／５００）
・配置図　（Ｓ＝１／１，０００）
・各階平面図（室別面積が記載されているもの　Ｓ＝１／５００）
・２面以上の立面図（Ｓ＝１／５００）
・２面以上の断面図（Ｓ＝１／２００）
・日影図（縮尺は任意）

④　応募提案書　各２５部（正１部、写２４部）
各提案書は、指定のあるものを除き、日本工業規格Ａ列４で作成し、左綴じで製本してください。
１部のみ表紙をつけ、学校法人等名称を記載してください。
表紙以外には応募者を特定できる表記はしないでください。
ア　「健康と福祉」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について（様式１１）
イ　「街づくりと産業」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について（様式１２）
ウ　「生涯学習とふれあい」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について（様式１３）
エ　大学と一体となった公園づくりについて（様式１４）

（３）留意事項

①　接触の禁止
本件提案に関して、選定委員、葛飾区職員に対する接触を禁止します。万一、接触の事実が認められた場合は失格になることがあります。

②　複数応募の禁止
単独で応募した学校法人等は、グループ応募の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

③　グループ応募の構成員の変更
グループ応募の場合、構成員の変更は原則として認めません。

④　重複提案の禁止
応募学校法人等（グループ）につき提案は１案とします。複数の提案はできません。

⑤　提案内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、複数の学校法人等から応募があり、整備位置が重複するなどの際には、別途、協議・調整を行います。

⑥　虚偽の記載をした場合の無効
応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑦　提出書類等の取り扱い
提出書類等は原則として返却しません。

⑧　区が提供する資料の取り扱い
区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないでください。

⑨　提出書類の著作権等
区が提示する設計図書等の著作権は、区及び設計者に帰属し、学校法人等が提出する書類の著作権は、それぞれ作成者に帰属します。なお、本事業において作業の進捗状況や選定結果等を公表する場合、その他区が必要と認めるときは、作成者の承認を得たうえで、区は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。また、提出された書類は葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）の対象文書となりますが、同条例第９条各号の事由に該当する提案書等は、非公開とする扱いとなっています。

⑩　費用負担
応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。

⑪　応募において使用する言語等
応募に際して使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、時刻は日本標準時に限ります。

⑫　その他
提案書の表紙及び指示がある場所以外に学校法人等名称やロゴマークなど応募者を特定できる表記はしないでください。

９　審査及び選定に関する事項

（１）審査及び選定方法
大学誘致に関する審査及び選定については、「葛飾区大学誘致選定委員会設置要綱」に基づき設置した「葛飾区大学誘致選定委員会」の審査を経て、区が学校法人等を選定します。

①　提案内容審査
提出された書類を基に選定委員会において審査を行います。なお、審査に際して、特定分野における外部専門家の意見を聞く必要がある場合、選定委員会が参考意見を求めることがあります。また、委員会が必要と認めるときは、応募学校法人等に対して、当該提案内容について説明を求めることや追加資料の提出を求めることがあります。

② 審査結果の通知
審査の結果は、応募した全ての学校法人等に郵送で通知します。

③ 審査結果の公表
選定法人の名称・提案概要及び選定理由を公表いたします。

（２）選定委員
選定委員会は、以下の学識経験者、団体代表、地域代表や行政代表で構成されます。なお、応募があった学校法人等と委員との関係で、選定に影響を及ぼすと認められる場合は、委員の変更を行うことがあります。

氏　　名	現　　職
秋　山　　精　一	葛飾区自治町会連合会会長
石　川　　辰　雄	葛飾区医師会副会長
臼　倉　　一太郎	水元自治町会連合会会長
浦　岡　　秀　次	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会会長
大　庫　　卯　吾	葛飾区商店街連合会副会長
大　山　　安　久	西水元地区自治町会連合会会長
岡　部　　憲　明	神戸芸術工科大学教授
金　井　　利　之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
木　藤　　繁　夫	牛島総合法律事務所弁護士
酒　井　　榮　一	葛飾区体育協会副会長
髙　橋　　克　典	新創監査法人代表社員
中　村　　薫	日本ＩＢＭ常勤監査役
中　村　　清	金町地区連合町会会長
信　川　　仁　道	東京商工会議所議員・葛飾支部会長
山　口　　浩　司	工学院大学講師
八木原　　利　勝	葛飾区副区長
山　崎　　喜久雄	葛飾区教育長

※　行政関係者以外五十音順

（３）審査項目及び配点

No.	審　査　項　目	配点
①	新宿六丁目地区Ａ街区における大学の整備構想	２５
②	区民や地域に対する大学の貢献内容	５０
③	財務状況に関する事項	２５

① 新宿六丁目地区Ａ街区における大学の整備構想

審　査　細　目	審　査　の　視　点
新宿六丁目地区Ａ街区における大学の整備構想	・整備方針の適切性 ・区の誘致方針との整合性 ・整備時期、規模、施設配置等、施設整備計画の適切性 ・収容定員数、教員及びその他職員数等、大学の運営体制の適切性 ・資金計画の適切性 ・学校教育法に掲げる大学の運営実績 （実績が全くない場合は失格とします）

② 区民や地域に対する大学の貢献内容

審　査　細　目	審　査　の　視　点
基本計画の計画体系にある「健康と福祉」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策	・他自治体等における地域貢献の内容 ・地域貢献の考え方の適切性
基本計画の計画体系にある「街づくりと産業」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策	・区民や地域への貢献度 ・貢献内容の実現性
基本計画の計画体系にある「生涯学習とふれあい」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策	・地域貢献に伴い区に求める支援策がある場合にはその内容の適切性
大学と一体となった公園づくりに対する考え方	・周辺地域との調和策 ・公園の活用方法の適切性

③ 財務状況に関する事項

審　査　細　目	審　査　の　視　点
財務状況に関する事項	・財務状態の安定性及び収益性 （長期的に安定経営することができないと判断される場合は失格とします） ・過去の会計処理の適切性 ・事業計画の履行能力

10　契約及び協定に関する事項

区は、選定委員会での選定結果を踏まえ、選定法人と公募の際の提案内容に基づき個別に協議を行い、葛飾区議会の議決後に土地譲渡契約を結ぶとともに、大学誘致に向けた事業協定を締結します。

なお、土地譲渡契約等の地方自治法第９６条第１項各号のいずれかに該当する契約については、葛飾区議会の議決を経て契約となります。

物　件　説　明　書

<table>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2">新宿六丁目地区Ａ街区</td></tr>
<tr><td>所在地番</td><td colspan="2">東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番１・２</td></tr>
<tr><td>現　　況</td><td colspan="2">更地</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="2">３６０２番１　　７０，８５２．１０㎡
３６０２番２　　２０，２００．００㎡
合　　計　　９１，０５２．１０㎡（公簿・実測共）</td></tr>
<tr><td>土地形状</td><td colspan="2">半円形</td></tr>
<tr><td>交通状況</td><td colspan="2">ＪＲ常磐線「金町駅」まで約８００ｍ、徒歩１０分程度</td></tr>
<tr><td rowspan="6">法令に基づく制限等（主なもの）</td><td colspan="2">◆現行の都市計画・法令等に基づく主な制限は次のとおりです。
◆新宿六丁目地区では、平成１７年に策定した「新宿六丁目地区まちづくり方針」等によりまちづくりを進めてまいりましたが、大学の誘致や都市計画公園の整備を進めるため、平成２０年５月に「新宿六丁目地区まちづくり方針」を改定いたしました。
今後、この改定を踏まえ、「新宿六丁目地区地区計画」については、関係機関と協議・調整し、整合を図っていく予定です。
◆大学の建設にあたっては、地区整備計画を策定し、新宿六丁目地区地区計画の都市計画変更が必要となります。なお、施設の整備については、緑化の推進及び環境負荷の低減に配慮したものとしてください。</td></tr>
<tr><td>項　目</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td>用　途
地　域</td><td>工業地域（現行）
※道路、公園等の整備や新宿六丁目地区地区計画に基づく街づくりの状況により、将来適切な用途地域に変更します。</td></tr>
<tr><td>建ぺい率</td><td>６０％（固定）</td></tr>
<tr><td>容積率</td><td>２００％（現行）
※新宿六丁目地区地区計画により、見直し相当容積率は３００％と設定されています。</td></tr>
<tr><td>防火・
準 防 火
地　域</td><td>準防火地域（現行）
※新宿六丁目地区地区計画変更の告示とあわせて防火地域の指定を予定しています。</td></tr>
<tr><td>高　さ
制　限</td><td>第３種高度地区、日影規制なし（現行）
※新宿六丁目地区地区計画に基づき良好な市街地環境を形成する場合には、新宿六丁目地区地区計画の変更と合わせて高度地区を廃止します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>法令に基づく制限等（主なもの）</td><td>その他の法令等</td><td colspan="4">・東京都及び葛飾区の関連条例
・東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準
・葛飾区都市計画マスタープラン
・葛飾区緑とオープンスペース基本計画
・葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱
・葛飾区新宿六丁目地区まちづくり方針
・葛飾区新宿六丁目地区景観形成の手引き
・葛飾区新宿六丁目地区景観ガイドライン
など関連条例等を遵守し、行政計画に則した計画を策定してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">接面道路状況</td><td colspan="2">名　称　等</td><td>幅　員</td><td colspan="2">そ　の　他</td></tr>
<tr><td>東　側</td><td>補助 276 号</td><td>21m</td><td colspan="2" rowspan="3">新設予定の地区幹線道路については、道路法第 18 条に基づく区域の指定及び建築基準法第 42 条第 1 項第４号の指定がされております。また、当該地区幹線道路のうち南側は平成 21 年 3 月、北側・西側は平成 22 年 3 月を目途に整備いたします。</td></tr>
<tr><td>北　・
西　側</td><td>地区幹線道路１号
（新設）</td><td>16～17m</td></tr>
<tr><td>南　側</td><td>地区幹線道路１号
（新設）</td><td>16～17m</td></tr>
<tr><td colspan="5">・工事の進捗状況等により、道路の完成時期は変更になる可能性があります。
・なお、本物件を選定法人に引き渡した後に、独立行政法人都市再生機構（以下、「都市再生機構」という。）が本物件に隣接する道路整備工事を実施する場合は、作業スペース等を、無償で使用できることとします。なお、具体的な使用貸借の範囲、期間等については事前に選定法人と協議のうえ、決定することといたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">都　市
施　設</td><td rowspan="3">水道
（上水）</td><td>利用可能な施設</td><td colspan="2">配管等の状況</td><td>連絡先</td></tr>
<tr><td>東京都
水　道</td><td colspan="2">北西南側：φ200～250mm（予定）
東側：φ300、2,200mm（既設）</td><td>東京都水道局
東部第二下水道事務局
03-5671-3199</td></tr>
<tr><td colspan="4">地区幹線道路１号（新設予定）の供給処理施設計画図に示す位置に本管が敷設される予定です。敷地内への水道管の引込みは、上水道管理者等と協議の上、選定法人の負担にて行っていただきます。</td></tr>
<tr><td>排水
（分流）</td><td>東京都
下水道</td><td colspan="2">【汚水】北西南側：φ250～450mm（予定）
東側：φ250～350mm（既設）
【雨水】北西南側：φ400～1,000mm（予定）
東側：φ250～700mm（既設）</td><td>東京都下水道局
東部第二管理事務所
施設課
03-5662-7211</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">都　市
施　設</td><td></td><td colspan="3">・敷地内に降った雨水が道路、隣地等に流出しないよう排水施設を計画してください。
・汚水：地区幹線道路１号（新設予定）の供給処理施設計画図に示す位置に本管を平成 22 年 3 月末（南側は平成 21 年 3 月末）までに設置し、東京都下水道局に移管する予定です。敷地内への引き込み位置については、下水道管理者等と協議の上、選定法人の負担にて行なっていただきます。
・雨水：地区幹線道路１号（新設予定）の供給処理施設計画図に示す位置に本管を平成 22 年 3 月末（南側は平成 21 年 3 月末）までに設置し、東京都下水道局に移管する予定です。引き込み予定位置等については、取付管排水区画割平面図を参照してください。なお、引き込み位置等を追加・変更する場合、若しくは当該取付管を使用しない場合（撤去が必要となる場合も含めて）の取扱いについては、下水道管理者等と協議の上、選定法人の負担にて行なっていただきます。
・選定法人が行う公設桝への接続に関しては、東京都下水道局と大量排水の事前協議を行ってください。当地区における公共下水道の単位汚水量は 0.0048 ㎥/ｓ/ha です。
・東京都の指導により、葛飾区と協議を行い、雨水流出抑制対策（500ｔ/ha）を講じる必要があります。詳しくは葛飾区「雨水流出抑制対策のてびき」を参照してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電　気</td><td>東京電力</td><td>北西南側（予定）</td><td>東京カスタマーセンター
0120-995-001</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区幹線道路１号（新設予定）の供給処理施設計画図に示す位置に電線共同溝を平成 22 年 3 月末(南側は平成 21 年 3 月末)までに設置し、東京電力によりケーブルが敷設される予定です。引き込みにあたっては、電気事業者等と協議の上、選定法人の負担にて行なっていただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガ　ス</td><td>東京ガス</td><td>西側：φ150mm・300mm(予定)
南側：φ150mm・200mm(予定)
東側：150mm（既設）</td><td>東部地域計画部
03－3805－4886</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区幹線道路１号（新設予定）の供給処理施設計画図に示す位置に本管を平成 22 年 3 月末（南側は平成 21 年 3 月末）までに敷設される予定です。引き込みにあたっては、ガス事業者等と協議の上、選定法人の負担にて行なっていただきます。
なお、本管の設置が必要となる場合は、ガス事業者等と協議が必要となります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">都　市
施　設</td><td rowspan="2">電　話
等　の
通　信</td><td>NTT
東日本</td><td>北西南側（予定）</td><td>NTT 東日本㈱
東京東設備部</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区幹線道路１号（新設予定）の供給処理施設計画図に示す位置に電線共同溝を平成 22 年 3 月末（南側は平成 21 年 3 月末）までに設置する予定です。本物件への引き込みについては、電話等の通信事業者と協議の上、選定法人の負担にて行なっていただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">CATV</td><td>JCN 葛飾</td><td>北西南側（予定）</td><td>㈱JCN コアラ葛飾
03-5680-1653</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区幹線道路１号（新設予定）の供給処理施設計画図に示す位置に電線共同溝を平成 22 年 3 月末（南側は平成 21 年 3 月末）までに設置する予定です。本物件への引き込みについては、ＣＡＴＶ事業者と協議の上、選定法人の負担にて行なっていただきます。</td></tr>
<tr><td>境界確認等に関する事項</td><td colspan="4">地区幹線道路１号（新設予定）との官民境界点を示す永久杭（葛飾区金属標等）は、道路整備工事の完了にあわせて設置されます。</td></tr>
<tr><td>土地の利用状況</td><td colspan="4">【三菱製紙㈱が所有していた土地（以下、「Ａ－１街区」という。）】
・大正６年から三菱製紙㈱により工場として利用されていました。
・三菱製紙㈱と都市再生機構が平成 13 年 3 月 22 日に土地売買契約を締結し、三菱製紙㈱により工場解体工事、土壌汚染対策工事等が完了後、更地で平成 16 年 10 月 1 日に土地の引渡しを行っております。
・都市再生機構と葛飾区土地開発公社（以下、「土地開発公社」という。）が平成 20 年 2 月 27 日に土地譲渡契約を締結し、平成 20 年 3 月 19 日に土地の引渡しを行っております。
・今後、土地開発公社と区が土地譲渡契約を締結し、引渡しを受ける予定となっております。
【三菱瓦斯化学㈱が所有していた土地（以下、「Ａ－２街区」という。）】
・大正 7 年から江戸川バリウム工業所（現三菱瓦斯化学㈱）の工場として利用されていました。
・平成 18 年 2 月 8 日に新宿六丁目地区土地区画整理事業（個人施行）について東京都の事業認可をうけ（その後２回の変更認可）、平成 18 年 4 月 7 日に都市再生機構が仮換地指定を受けました。
・平成 19 年 12 月 19 日に換地処分公告、同年 12 月 27 日に換地処分による登記が完了し、平成 20 年 2 月 6 日上旬に事業終了の公告がされました。現在は工場の解体工事を完了し、土壌汚染対策工事を実施しております。
･都市再生機構と土地開発公社が平成 20 年 2 月 27 日に土地譲渡契約を締結し、平成 21 年 3 月 19 日までに土地の引渡しを受ける予定となっております。</td></tr>
</table>

	・その後、土地開発公社と区が土地譲渡契約を締結し、引渡しを受ける予定となっております。
未収去物に関する事　項	・下記の未収去物が確認されていますが、現状有姿で譲渡します。 ・以下に記載した地上及び地中の未収去の障害物等について、葛飾区は撤去義務等の一切の責めを負いません。また、引渡し時の現状と本物件説明書記載事項との間に差異がある場合は、引渡し時の現状を優先します。 ・用地管理上必要な万能鋼板等が残存しています。 ・粉塵対策等のために砕石等及び防塵フェンスが残存しております。砕石等は、場外処分をするにあたって産業廃棄物として取り扱われます。 ・ＲＣ杭が残存しています。位置は、未収去物図に記載のとおりですが、施工誤差により、概ねの位置となります。また、Ａ街区に存していた４棟の建物（建物NO⑤，⑨´，⑩，⑭）に係るＲＣ杭については、その建物範囲内に未収去物図記載の本数のＲＣ杭が残置しております。 ・土地開発公社が都市再生機構と契約した際に確認した未収去物以外の地中障害物が平成２５年３月３日までに発見され、区に通知されたものに限り、区が必要な措置を講じます。
土壌汚染に関する事　項	【Ａ-1 街区】 ・旧所有者である三菱製紙㈱が「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」（以下、「環境確保条例」という。）に基づき土壌汚染状況調査を実施したところ、同条例及び「東京都土壌汚染対策指針（平成 13 年 9 月東京都）」に示されている汚染土壌処理基準を超える重金属類等が発見されましたが、同条例及び同対策指針に基づき「汚染拡散防止計画提出書」を提出のうえ土壌汚染対策を行い、「汚染拡散防止措置完了届出書」が提出されています。 【Ａ-2 街区】 ・旧所有者である三菱瓦斯化学㈱が環境確保条例に基づき土壌汚染状況調査を実施したところ、同条例及び「東京都土壌汚染対策指針（平成 15 年２月東京都）」に示されている汚染土壌処理基準を超える重金属類等が発見されましたが、同条例及び同対策指針に基づき「汚染拡散防止計画提出書」を提出のうえ、土壌汚染対策を実施しています。「汚染拡散防止措置完了届出書」の提出を経て土地の引渡しを受ける予定となっております。 【Ａ-1 街区、Ａ-2 街区共通】 ・平成１５年に改正された汚染土壌処理基準を超えた対策は、平成２５年３月３日までに発見され、区に通知されたものに限り、区が必要な措置を講じます。

土壌汚染に関する事　項	・その由来が自然的原因であるとの判断により上記手続において対策範囲外としたため、本物件の一部（地山以深）に、基準値を上回るヒ素等を含む土壌が存在しています。建物建設工事、地中埋設管設置工事等、当該土地の開発に係る掘削工事の際に発生した建設発生土に含まれる自然由来による汚染土壌を、場外において適切に処分するために要する費用については、選定法人の負担となります。 【A-1 街区】 ・旧所有者である三菱製紙㈱が土壌中のダイオキシン類の任意の調査を実施したところ（３箇所）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の低質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号）」に定める基準以下でした。 【A-2 街区】 ・旧所有者である三菱瓦斯化学㈱が土壌中のダイオキシン類の任意の調査を実施したところ、同基準を超過している箇所があったため、対策工事を実施しています。当該対策工事終了後、引渡しを受ける予定となっております。
埋蔵文化財に関する事項	本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。
油臭･油膜に関する事　項	【A-1 街区】 ・油分については、旧所有者である三菱製紙㈱により、上記、土壌汚染に関する事項に記載する土壌汚染状況調査に併せ、グリッド毎に油分に関する調査を行い、当該調査により油膜・油臭等の存在を確認しています。また、現在施工中の基盤整備工事の施工に際し、本街区に隣接する地区幹線道路 1 号において掘削をしたところ、地中より、油膜・油臭等がある土壌を確認しております。 【A-2 街区】 ・油臭・油膜に係る調査を行った結果、当該物が確認された箇所について、地表から深さ 50ｃｍまでは置換工事を実施しています。 【A-1 街区、A-2 街区】 ・都市再生機構と土地開発公社との土地譲渡契約締結時点（平 20 年 2 月 27 日）において、油分については、土壌汚染対策法及び環境確保条例において対策を要する特定有害物質には該当しないため、公法上の指導はありません。 ・油膜・油臭に関する対応の考え方については、平成 18 年 3 月に環境省から「油汚染対策ガイドライン」が公表されていますのでご参照ください。

油臭・油膜に関する事　項	・本物件の利用に際し、通常の土地利用において支障（注）が生じると認められた場合は協議させていただきます。 （注） ①上記「油汚染対策ガイドライン」に記載されている「油臭や油膜という、人が感覚的に把握できる不快感や違和感を感じられる状況」が通常の利用において生じる場合とします。 ②施設等を整備するにあたって通常要する費用を超過した場合とします。
周　辺 整　備 工　事 予　定	・他企業関連工事（上下水道、ガス、電力、通信施設等整備） 平成１９年　４月～平成２２年　３月（予定） ・三菱ガス化学株式会社東京開発センター環境対策工事 平成１９年　８月～平成２０年　８月（予定） ・地区幹線道路１号　南側　平成１９年　２月～平成２１年　３月（予定） 北側　平成２０年１０月～平成２２年　３月（予定） ・地区幹線道路２号　平成２０年　６月～平成２１年　３月（予定） ・主要区画道路１号　平成１９年　２月～平成２１年　３月（予定） ・主要区画道路２号　平成２０年１０月～平成２２年　３月（予定） ・ＪＲ常磐線北側堤防道路　平成２０年　４月～平成２１年　３月（予定） ・ＪＲ常磐線北側認定道路　平成２０年　８月～平成２１年　３月（予定） ・都市計画公園予定地整備　平成２４年度　～平成２８年度　（予定）
その他の事項	【A-1 街区】 ・旧所有者である三菱製紙㈱により、石炭ガラが存在していたところは、置換工事を実施しています。 【A-2 街区】 ・廃棄物（石炭ガラ含む）に係る調査を行った結果、当該物が確認された箇所について、地表から深さ 50ｃｍまでは置換工事を実施しています。 ・街区内に未使用の井戸 3 本（深さ約 210～約 260m）がありますが、必要な措置を講じます。 【その他】 ・建設に伴う工事車両の通行に関しては、道路の供用が開始されるまで区の指示に従っていただきます。 ・本物件の地盤の性状は、支持層まで約 40mの沖積低地となっております ・都市施設を利用する場合には、各施設の事業者との事前協議が必要となります。施設の詳細や負担金の有無については各施設の事業者に確認されるようお願いいたします。 ・供給処理施設計画図は、平成 20 年 1 月時点の計画図であり、今後道路管理者等との協議により変更となる場合があります。

その他の事項	・建設物の建設に必要な諸手続、建築物建設工事に伴う騒音、振動、ほこり等の工事公害及び建築物を建設したことに起因する電波障害、日照阻害、風害等の周辺への影響に対する対策は、選定法人の責任において行うこととします。 ・当地区においては、一体的なまちづくり等を推進するため、都市再生機構と選定法人で「新宿六丁目地区開発推進に関する基本協定」を葛飾区と選定法人譲渡契約と同時に締結していただきます。 ・当地区においては、地区幹線道路、共同住宅及びその他の施設の建設工事等が行われるため、建築物の建設に当たっては、騒音・振動等の近隣対策、工事用通路の確保その他の仮設計画、工事スケジュールの調整等について、他の事業主体と開発協議会で協議･調整を行った上で実施してください。

回　議　用　紙

決裁区分	公開の可否	非公開の根拠条文	保存年限
区長（甲）	公開		３０年
歴史的区分	歴史的区分備考		

起案者					施行・取扱上の注意
組　織	政策企画課	起　案	平成20年　6月　3日		
氏　名	和田　敏道	決　裁 （事案完了）	平成20年　6月　4日		
		施　行	平成20年10月14日		20葛政大第14号

（回議先）		決裁 室長	大学誘致室 日向野　秀紀
決裁 区長	葛飾区 青木　勇	決裁 係長	大学誘致室大学誘致係 新井　秀成
決裁 副区長	葛飾区 八木原　利勝	決裁 主査	大学誘致室大学誘致係 高橋　裕之
協議 係長	秘書課　秘書担当係 永田　辰雄		
合議 教育長	葛飾区 山崎　喜久雄		
合議 収入役	葛飾区 青木　克徳		
合議 教育次長	教育委員会 小川　幸男		
合議 都市施設担当部長	都市整備部 丹　保		
合議 部長	都市整備部 久野　清福		
合議 所長	保健所 齋藤　麗子		
合議 部長	地域振興部 高橋　成彰		
合議 部長	総務部 筧　勲		
合議 課長	街づ推進課 玉川　俊晴		
合議 係長	街づ推進課地域担当係 谷山　安博		
合議 係長	街づ推進課推進担当係 石川　昌一		
決裁 部長	政策経営部 柏崎　裕紀		
決裁 課長	企画課 濱中　輝		

件名

新宿六丁目地区における大学公募要項等について

標記の件について、５月２９日の第１回葛飾区大学誘致選定委員会にて了承を得たので、別添のとおり確定し、下記のとおり公表・配布してよろしいか伺います。

595

111　「新宿六丁目地区における大学整備公募要項」及びその付属「物件説明書」に係る起案・決裁文書（回議用紙等）の写し

記
１．公表期間
平成２０年６月５日～１０月１４日
２．公表・配布方法
①　区ホームページ
②　大学誘致推進室にて直接配布
③　関東近郊大学へ直接送付
３．その他
５月２２日に開催した第５回葛飾区大学誘致本部会からの変更点は、別添「新
旧対照表」のとおり

１．応募書類受付期間等の変更

Ｐ．４　（１）公募及び選定のスケジュール　「１１月４・５日」となっていた応募書類の受付期間について、「１０月２１・２２日」へ変更し、合わせて公募要項の公表・配布期間についても変更しました。

☞学識経験者から形式的な審査とならないように選定委員会を開催すべきとの意見があったため、スケジュールを調整したものです。

新	旧
公募要項の公表・配布 平成２０年６月５日～１０月１４日 応募書類の受付 平成２０年１０月２０日・２１日	公募要項の公表・配布 平成２０年６月５日～１０月２４日 応募書類の受付 平成２０年１１月４日・５日

２．附属施設例示の追加

Ｐ．６　（１）応募資格及び条件　①　に附属施設の例示として「体育館や附属学校など」との記載を追加しました。

新	旧
平成３０年３月１８日までに、学校教育法に定める４年制大学、６年制大学及び大学院のうち、いずれかの大学を整備することができる学校法人等であること。なお、体育館や附属学校など大学の附属施設のみの設置は、応募の対象外とします。グループ提案による応募の場合は、グループ構成員のうちのいずれかが学部、学科を設置する必要があります。また、学部、学科の種類による応募の制限はありません。学部・学科の一部の学年等のみの設置も応募対象となります。	平成３０年３月１８日までに、学校教育法に定める４年制大学、６年制大学及び大学院のうち、いずれかの大学を整備することができる学校法人等であること。なお、大学の附属施設のみの設置は、応募の対象外とします。グループ提案による応募の場合は、グループ構成員のうちのいずれかが学部、学科を設置する必要があります。また、学部、学科の種類による応募の制限はありません。学部・学科の一部の学年等のみの設置も応募対象となります。

３．財務関係提出書類の追加と年数の変更

Ｐ．７（２）応募書類　②　財務関係書類の追加と提出させる年数について過去３年間から５年間に変更しました。

新	旧
オ　過去５ヵ年（平成１５年度～平成１９年度）の財務関係書類 資金収支計算書、消費収支計算書、 賃借対照表、資金収支内訳表 人件費支出内訳表、 消費収支内訳表、固定資産明細表、 借入金明細表、基本金明細表 ※　当該書類がない場合、経営状態を評価することができる代替書類を提出すること。また、格付審査結果など、学校法人の財務の健全性の確認ができる別の資料がある場合は、添付してください。	オ　過去３ヵ年（平成１７年度～平成１９年度）の財務関係書類 資金収支計算書、消費収支計算書、 賃借対照表 ※　当該書類がない場合、経営状態を評価することができる代替書類を提出すること。
カ　過去５ヵ年（平成１５年度～平成１９年度）の監査報告書	カ　過去３ヵ年（平成１７年度～平成１９年度）の監査報告書
キ　過去５ヵ年（平成１５年度～平成１９年度）の事業報告書	キ　過去３ヵ年（平成１７年度～平成１９年度）の事業報告書

４．大学整備計画書に、ボリューム模型の追加及び縮尺の固定

Ｐ．７（２）応募書類　③大学整備計画書にボリューム模型を追加し、各種図面に縮尺を追加いたしました。

新	旧
③　大学整備計画書 各２５部（正１部、写２４部） ボリューム模型：１セット	③　大学整備計画書 各２５部（正１部、写２４部）
ア　新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備概要書（様式９）	ア　新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備概要書（様式９）
イ　新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備方針（様式１０）	イ　新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備方針（様式１０）
ウ　整備年次計画書	ウ　整備年次計画書
エ　新宿六丁目地区Ａ街区における位置図（敷地面積がわかるもの） （Ｓ＝1/2,500）	エ　新宿六丁目地区Ａ街区における位置図（敷地面積がわかるもの）
オ　整備施設概要 ・ボリューム模型（Ｓ＝１／５００） ・配置図　（Ｓ＝１／１，０００） ・各階平面図（室別面積が記載されているものＳ＝１／５００） ・２面以上の立面図（Ｓ＝１／５００） ・２面以上の断面図（Ｓ＝１／２００） ・日影図（縮尺は任意）	オ　整備施設概要 ・配置図 ・各階平面図（室別面積が記載されているもの） ・２面以上の立面図 ・２面以上の断面図 ・日影図

５．提案内容変更事項に追記

Ｐ．８（３）留意事項　⑤提案内容変更事項に、「ただし、複数の学校法人等から応募があり、整備位置が重複するなどの際には、別途、協議・調整を行います。」を追加いたしました。

新	旧
⑤　提案内容変更の禁止 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、複数の学校法人等から応募があり、整備位置が重複するなどの際には、別途、協議・調整を行います。	⑤　提案内容変更の禁止 提出された書類の内容を変更することはできません。

６．審査結果の公表に追記

Ｐ．１０　（１）審査及び選定方法　③審査結果の公表について「選定理由」を追加いたしました。

新	旧
③　審査結果の公表 選定法人の名称・提案概要及び選定理由を公表いたします。	③　審査結果の公表 選定法人につきましては、名称及び概要を公表いたします。

７．選定委員を追加

Ｐ．１０　（２）選定委員について、都市整備分野の学識経験者であります「山口浩司」氏を追加いたしました。

新	旧
山口浩司　工学院大学講師	

８．審査の視点の変更

Ｐ．１１　（３）審査項目及び配点　③財務状況に関する事項の審査の視点に記載されていた「学校教育法に掲げる大学の運営実績」について、①の新宿六丁目地区Ａ街区における大学の整備構想へ変更いたしました。また、財務状況に収益性を追加しました。

新	旧
審　査　細　目 新宿六丁目地区Ａ街区における大学の整備構想 審　査　の　視　点 ・学校教育法に掲げる大学の運営実績 （実績が全くない場合は失格とします）	審　査　細　目 財務状況に関する事項 審　査　の　視　点 ・学校教育法に掲げる大学の運営実績 （実績が全くない場合は失格とします）
審　査　細　目 財務状況に関する事項 審　査　の　視　点 ・財務状況の安定性及び収益性	審　査　細　目 財務状況に関する事項 審　査　の　視　点 ・財務状況の安定性

※　平成20年６月版「新宿六丁目地区における大学整備公募要項」及びその付属「物件説明書」は「決算追加要求資料110」と同一

様式集

公募申請に係る提出書類等一覧

			提出書類	留意事項	様式	提出期間（平成20年）	部数	提出書類
事前書類		1	現場視察申込書	所定の様式	様式1	6月9日　～　7月24日	1	
		2	参加意向書	所定の様式	様式2	6月9日　～　7月31日	1	
		3	質問書	所定の様式	様式3	6月9日　～　9月30日	1	
		4	個別説明質問書	所定の様式	様式4	6月9日　～　9月30日	1	
応募書類	申込書	5	公募申込書 （グループでの応募の場合は、様式5－1を提出すること。）	所定の様式	様式5	10月20日　～　10月21日	25	
		6	誓約書 （グループでの応募の場合、法人ごとに提出すること）	所定の様式	様式6		25	
	学校法人等に関する書類	7	応募者概要書	所定の様式	様式7		25	
		8	大学の地域貢献の実績書	実績がわかるものであれば別様式での提出も可能	様式8		25	
		9	定款・寄付行為・規則それらに類する書類				25	
		10	法人登記簿謄本				25	
		11	財務関係書類 ・資金収支計算書 ・消費収支計算書 ・貸借対照表 ・資金収支内訳表 ・人件費支出内訳表 ・消費収支内訳表 ・固定資産明細表 ・借入金明細表 ・基本金明細表	過去5年分 （当該書類がない場合、経営状態を評価することができる代替書類を提出すること。また、格付審査結果など、学校法人の財務の健全性の確認できる資料がある場合は、添付してください。）			10	
		12	監査報告書	過去5年分			10	
		13	事業報告書	過去5年分			10	
	大学整備計画書	14	新宿六丁目地区A街区における大学整備概要書	所定の様式	様式9		25	
		15	新宿六丁目地区A街区における大学整備方針	所定の様式	様式10		25	
		16	整備年次計画書				25	
		17	新宿六丁目地区A街区における位置図 （S＝1／2，500）	原則、A列3番横 敷地面積がわかるもの			25	
		18	整備施設概要 ・配置図（S＝1／1，000） ・各階平面図（室別面積が記載されているもの）（S＝1／500） ・2面以上の立面図（S＝1／500） ・2面以上の断面図（S＝1／200） ・日影図（縮尺は任意）	原則、A列3番横 （右上に左記の書類名を記載すること。）			25	
			※ボリューム模型（S＝1／500）	1セット				
	応募提案書	19	「健康と福祉」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について	所定の様式	様式11		25	
		20	「街づくりと産業」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について	所定の様式	様式12		25	
		21	「生涯学習とふれあい」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について	所定の様式	様式13		25	
		22	大学と一体となった公園づくりについて	所定の様式	様式14		25	

（様式１）

現　場　視　察　申　込　書

平成２０年　　月　　日

葛飾区大学誘致予定地（葛飾区新宿六丁目）の現場視察を下記のとおり申し込みます。

フリガナ 法人名		
所在地		
第一希望日時	平成２０年　　月　　日　　（　　）　　時から	
第二希望日時	平成２０年　　月　　日　　（　　）　　時から	
第三希望日時	平成２０年　　月　　日　　（　　）　　時から	
参加人数	名	
参加者氏名	代表者	
担　当	担当部署	
	担当者	
	電話番号	
	ＦＡＸ	
	Ｅ－Ｍａｉｌ	

（様式2）

参 加 意 向 書

平成20年　月　日

葛 飾 区 長 殿

法 人 名

代 表 者　　㊞

新宿六丁目地区における大学整備公募要項について、参加の意思を表明いたします。

担当者・連絡先			
所在地			
法人名		担当者	
電話番号		FAX	
E-Mail			

※ 本参加意向書を提出することによって、個別説明の申込み（平成 20 年 6 月 9 日～9 月 30 日）をすることができます。

※ 本参加意向書を提出しないことをもって、公募に参加できなくなるものではありません。

（様式３）

質　問　書

平成２０年　　月　　日

所　在　地
法　人　名
担当者氏名
電 話 番 号
Ｆ　Ａ　Ｘ
Ｅ－Ｍａｉｌ

新宿六丁目地区における大学整備公募要項等ついて、下記のとおり質問事項を提出します。

質　問　事　項		
１	資料名等	（資料名・ページ・項目）
	内　　容	
２	資料名等	（資料名・ページ・項目）
	内　　容	
３	資料名等	（資料名・ページ・項目）
	内　　容	

※　不足する場合は複写してください。

（様式４）

個　別　説　明　質　問　書

平成２０年　月　　日

所　在　地
法　人　名
役職・職名
担当者氏名
電 話 番 号
Ｆ　Ａ　Ｘ
E-Ｍａｉｌ

新宿六丁目地区における大学整備公募要項等ついて、下記のとおり質問事項を提出します。

質　問　事　項		
１	内　　容	
２	内　　容	
３	内　　容	

※　不足する場合は複写してください。

（様式５）

公　募　申　込　書

平成２０年　　月　　日

葛飾区長　殿

所在地
法人名
代表者氏名　　㊞

担当者　氏名
連絡先　電話
ＦＡＸ
E-Mail

平成２０年６月５日付で区が公表した「新宿六丁目地区における大学整備公募」について、応募いたします。

■添付書類

① 応募者概要書（様式７）
② 大学の地域貢献の実績書（様式８）
③ 定款、寄付行為、規則それらに類する書類
④ 財務関係書類（過去５年分）
- 資金収支計算書　・消費収支計算書　・貸借対照表
- 資金収支内訳表　・人件費支出内訳表　・消費収支内訳表
- 固定資産明細表　・借入金明細表　・基本金明細表

※ 当該書類がない場合、経営状態を評価することができる代替書類を提出すること。
また、格付審査結果など、学校法人の健全性の確認できる資料がある場合は、添付してください。

⑤ 監査報告書　（過去５年分）
⑥ 事業報告書　（過去５年分）
⑦ 新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備概要書（様式９）
⑧ 新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備方針（様式１０）
⑨ 整備年次計画書
⑩ 新宿六丁目地区Ａ街区における位置図（S=2500）
⑪ 整備施設概要（原則、Ａ列３番横　右上に書類名を記載すること。）
- 配置図（S=1/1000）　・各階平面図（室別面積が記載されているもの、S=1/500）
- ２面以上の立面図（S=1/500）　・２面以上の断面図（S=1/200）　・日影図(縮尺は任意)
- ボリューム模型（１セット、S=1/500）

⑫ 応募提案書
- 「健康と福祉」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について（様式１１）
- 「街づくりと産業」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について（様式１２）
- 「生涯学習とふれあい」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について(様式１３)
- 大学と一体となった公園づくりについて（様式１４）

（様式５－１）

公　募　申　込　書

平成２０年　　月　　日

葛飾区長　殿

平成２０年６月５日付で区が公表した「新宿六丁目地区における大学整備公募」について、応募いたします。（添付書類は別紙参照）

所在地
法人名
代表者氏名　　㊞

担当者　氏名
連絡先　電話
　　ＦＡＸ
　　E-Mail

所在地
法人名
代表者氏名　　㊞

担当者　氏名
連絡先　電話
　　ＦＡＸ
　　E-Mail

【 別 紙 】

■添付書類

① 応募者概要書（様式７）

② 大学の地域貢献の実績書（様式８）

③ 定款、寄付行為、規則それらに類する書類

④ 財務関係書類（過去５年分）

・資金収支計算書　・消費収支計算書　・貸借対照表
・資金収支内訳表　・人件費支出内訳表　・消費収支内訳表
・固定資産明細表　・借入金明細表　・基本金明細表

※ 当該書類がない場合、経営状態を評価することができる代替書類を提出すること。
また、格付審査結果など、学校法人の健全性の確認できる資料がある場合は、添付してください。

⑤ 監査報告書　（過去５年分）

⑥ 事業報告書　（過去５年分）

⑦ 新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備概要書（様式９）

⑧ 新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備方針（様式１０）

⑨ 整備年次計画書

⑩ 新宿六丁目地区Ａ街区における位置図（S=2500）

⑪ 整備施設概要（原則、Ａ列３番横　右上に書類名を記載すること。）

・配置図（S=1/1000）　・各階平面図（室別面積が記載されているもの、S=1/500）
・２面以上の立面図（S=1/500）　・２面以上の断面図（S=1/200）　・日影図(縮尺は任意)
・ボリューム模型（１セット、S=1/500）

⑫ 応募提案書

・「健康と福祉」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について（様式１１）
・「街づくりと産業」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について（様式１２）
・「生涯学習とふれあい」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について(様式１３)
・大学と一体となった公園づくりについて（様式１４）

（様式６）

誓　約　書

平成２０年　　月　　日

葛飾区長　殿

所　在　地
法　人　名
代　表　者　　㊞

新宿六丁目地区における大学整備公募の応募に際し、下記の事項について誓約します。

記

１　本件提案に関して、選定委員、葛飾区職員に直接又は第３者の代理を通しての接触をしないこと。

２　応募書類に虚偽の記載がないこと。

なお、当該宣誓に違反があった場合には、それまで法人が費やした費用を賠償することなしに、選定手続きを継続する法人の資格を葛飾区が一方的に剥奪する権利を有することに合意します。

応　募　者　概　要　書

（様式７）

法　人　名　称			
理　事　長　名		学　長　名	
開 設 年 月 日	年　　月　　日		
本 部 所 在 地			
大 学 の 目 的			
キャンパス総数		キャンパス総面積	㎡
各キャンパスの所在地			
学　生　数	名	奨 学 生 数	名
留 学 生 数	名		

	教授	准教授	講師	助教	小計	助手	兼任教員	事務職員	技術職員	図書館専門職員	その他職員	小　計	合　計
教員数等													

校地等	区　分	専　用	共　用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎敷地	㎡	㎡	㎡	㎡
	運動場用地	㎡	㎡	㎡	㎡
	小　計	㎡	㎡	㎡	㎡
	その他	㎡	㎡	㎡	㎡
	合　計	㎡	㎡	㎡	㎡

校　舎	専　用	共　用	共用する他の学校等の専用	計
	㎡	㎡	㎡	㎡

教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	室	室	室	室	室

過去の状況		入学定員	受験者数	合格者数	合格率	入学者数	定員超過率
	平成１０年度	名	名	名	%	名	%
	平成１１年度	名	名	名	%	名	%
	平成１２年度	名	名	名	%	名	%
	平成１３年度	名	名	名	%	名	%
	平成１４年度	名	名	名	%	名	%
	平成１５年度	名	名	名	%	名	%
	平成１６年度	名	名	名	%	名	%
	平成１７年度	名	名	名	%	名	%
	平成１８年度	名	名	名	%	名	%
	平成１９年度	名	名	名	%	名	%

財務状況	平成10年度	帰属収入合計（決算額）	千円	消費収入の部合計	千円
		消費支出の部合計（決算額）	千円	負債比率	%
		帰属収支差額	千円	帰属収支差額比率	%
	平成11年度	帰属収入合計（決算額）	千円	消費収入の部合計	千円
		消費支出の部合計（決算額）	千円	負債比率	%
		帰属収支差額	千円	帰属収支差額比率	%
	平成12年度	帰属収入合計（決算額）	千円	消費収入の部合計	千円
		消費支出の部合計（決算額）	千円	負債比率	%
		帰属収支差額	千円	帰属収支差額比率	%
	平成13年度	帰属収入合計（決算額）	千円	消費収入の部合計	千円
		消費支出の部合計（決算額）	千円	負債比率	%
		帰属収支差額	千円	帰属収支差額比率	%
	平成14年度	帰属収入合計（決算額）	千円	消費収入の部合計	千円
		消費支出の部合計（決算額）	千円	負債比率	%
		帰属収支差額	千円	帰属収支差額比率	%
	平成15年度	帰属収入合計（決算額）	千円	消費収入の部合計	千円
		消費支出の部合計（決算額）	千円	負債比率	%
		帰属収支差額	千円	帰属収支差額比率	%
	平成16年度	帰属収入合計（決算額）	千円	消費収入の部合計	千円
		消費支出の部合計（決算額）	千円	負債比率	%
		帰属収支差額	千円	帰属収支差額比率	%
	平成17年度	帰属収入合計（決算額）	千円	消費収入の部合計	千円
		消費支出の部合計（決算額）	千円	負債比率	%
		帰属収支差額	千円	帰属収支差額比率	%
	平成18年度	帰属収入合計（決算額）	千円	消費収入の部合計	千円
		消費支出の部合計（決算額）	千円	負債比率	%
		帰属収支差額	千円	帰属収支差額比率	%
	平成19年度	帰属収入合計（決算額）	千円	消費収入の部合計	千円
		消費支出の部合計（決算額）	千円	負債比率	%
		帰属収支差額	千円	帰属収支差額比率	%

【法人名】

大学の地域貢献の実績書

（様式８）

1	事業名・協定名等	
	協　定　先	
	事 業 概 要	
	活 動 主 体	
	連 携 団 体 等	
	対象者・人数	
	実 施 期 間	平成　　年　　月　　日　　～　　平成　　年　　月　　日
	成　果	

2	事業名・協定名等	
	協　定　先	
	事 業 概 要	
	活 動 主 体	
	連 携 団 体 等	
	対象者・人数	
	実 施 期 間	平成　　年　　月　　日　　～　　平成　　年　　月　　日
	成　果	

3	事業名・協定名等	
	協　定　先	
	事 業 概 要	
	活 動 主 体	
	連 携 団 体 等	
	対象者・人数	
	実 施 期 間	平成　　年　　月　　日　　～　　平成　　年　　月　　日
	成　果	

【法人名】

＊　不足する場合は複写してください。

新宿六丁目地区A街区における大学整備概要書

（様式9）

学部・学科・研究科等	学部・学科・研究科等の名称													
	種別	新設 ・ 移設				修業年限				年				
	入学定員（総数）	人				入学定員（進出部分）				人				
	収容定員（総数）	人				収容定員（進出部分）				人				
	対象年次	年次 ～ 年次				開設予定時期				年 月				
	開設する授業等													
	講義数	科目		演習数		科目			実験・実習数		科目			
	学部・学科研究科等の目的												夜間の有無	有・無
	教員数等	教授	准教授	講師	助教	小計	助手	兼任教員	事務職員	技術職員	図書館専門職員	その他職員	小計	合計
		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

建物等	必要敷地面積	㎡	延床面積	地上 階 ・ 地下 階建 ㎡
	着工予定	年 月	完成予定	年 月
	講義室数	室	演習室数	室
	着工予定	室	専任教員研究室数	室
	＊その他の附属施設			

＊ その他の附属施設には、施設名称（ ㎡）を記載してください。複数ある場合は、続けて記載してください。

資金計画（千円）	経費	用地取得費	千円
		建設・整備工事費	千円
		備品費	千円
		その他経費	千円
		合計	千円
	用地取得費	自己資金	千円
		借入金	千円
	建設・整備工事費	自己資金	千円
		借入金	千円
	合計		千円

【法人名】

新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備方針

（様式１０）

新宿六丁目地区Ａ街区における大学整備方針について具体的に記載してください。 （フォントサイズは１２を最小とし、２枚以内で記載してくだい。）
【新設・移転の目的】

※不足する場合は複写してください。

※２枚以内とします。

「健康と福祉」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策ついて

（様式１１）

「健康と福祉」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について具体的に記載してください。また、区の支援策が必要な場合も具体的に記載してください。 （フォントサイズは１２を最小とし、３枚以内で記載してくだい。）
＜地域貢献の役割＞ ＜地域貢献の提案内容＞ 【名称】 【目的及び対象者】 【内容】 【想定される成果】 ＜区に求める支援策＞ 【内容】 【費用負担など】

※不足する場合は複写してください。
※３枚以内とします。

「街づくりと産業」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策ついて

（様式１２）

「街づくりと産業」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について具体的に記載してください。また、区の支援策が必要な場合も具体的に記載してください。 （フォントサイズは１２を最小とし、３枚以内で記載してくだい。）
＜地域貢献の役割＞ ＜地域貢献の提案内容＞ 【名称】 【目的及び対象者】 【内容】 【想定される成果】 ＜区に求める支援策＞ 【内容】 【費用負担など】

※不足する場合は複写してください。

※３枚以内とします。

「生涯学習とふれあい」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策ついて

（様式１３）

「生涯学習とふれあい」分野において大学の地域貢献の役割と貢献策について具体的に記載してください。また、区の支援策が必要な場合も具体的に記載してください。（フォントサイズは１２を最小とし、３枚以内で記載してくだい。）
＜地域貢献の役割＞ ＜地域貢献の提案内容＞ 【名称】 【目的及び対象者】 【内容】 【想定される成果】 ＜区に求める支援策＞ 【内容】 【費用負担など】

※不足する場合は複写してください。

※３枚以内とします。

大学と一体となった公園づくりについて

（様式１４）

大学と一体となった公園づくりについて、考え方と活用方法について具体的に記載してください。（フォントサイズは１２を最小とし、２枚以内で記載してくだい。）
＜考え方＞ ＜活用方法＞ ＜区に求める整備内容＞

※不足する場合は複写してください。

※２枚以内とします。

物　件　説　明　書

名　　称	新宿六丁目地区Ａ街区	
所在地番	東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番７	
現　　況	更地　◆現況は、ＧＬ＋１．５ｍ程度の盛土がなされています。	
敷地面積	６，２４２．４９㎡	
土地形状	整形地	
交通状況	ＪＲ常磐線「金町駅」まで約８００ｍ、徒歩１０分程度	
法令に基づく制限等（主なもの）	◆現行の都市計画・法令等に基づく主な制限は次のとおりです。 ◆新宿六丁目地区では、平成１７年に策定した「新宿六丁目地区まちづくり方針」等によりまちづくりを進めてまいりましたが、大学の誘致や都市計画公園の整備を進めるため、平成２０年５月に「新宿六丁目地区まちづくり方針」を改定いたしました。 ◆大学の建設にあたっては、平成２２年１月に決定した「新宿六丁目地区地区計画」に基づいた計画とする必要があります。	
	項　目	内　　容
	用　途 地　域	工業地域（現行） ※道路、公園等の整備や新宿六丁目地区地区計画に基づく街づくりの状況により、将来適切な用途地域に変更します。
	建ぺい率	６０％（指定）
	容積率	２００％（指定） ※新宿六丁目地区地区計画により、見直し相当容積率は３００％と設定されています。
	防火・準防火地域	防火地域（現行）
	高　さ 制　限	高さ制限なし、日影規制なし（現行）
	その他の法令等	・東京都及び葛飾区の関連条例 ・東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 ・葛飾区都市計画マスタープラン ・葛飾区緑とオープンスペース基本計画 ・葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱 ・葛飾区新宿六丁目地区まちづくり方針 ・葛飾区新宿六丁目地区景観形成の手引き ・葛飾区新宿六丁目地区景観ガイドライン など関連条例等を遵守し、行政計画に則した計画を策定してください。

<table>
<tr><td rowspan="6">接　面
道　路
状　況</td><td colspan="2">名　称　等</td><td>幅　員</td><td>そ　の　他</td></tr>
<tr><td>東　側</td><td>なし</td><td>-m</td><td rowspan="4">当物件は、北側及び東側が学校法人東京理科大学所有の葛飾キャンパス予定地に隣接し、西側が葛飾区所有の（仮称）新宿六丁目公園予定地に隣接、南側は、平成３０年３月１８日までに学校法人東京理科大学が取得を予定している土地で、現在葛飾区土地開発公社所有の土地に隣接しているため、接面道路はありません。</td></tr>
<tr><td>北　側</td><td>なし</td><td>-m</td></tr>
<tr><td>西　側</td><td>なし</td><td>-m</td></tr>
<tr><td>南　側</td><td>なし</td><td>-m</td></tr>
<tr><td colspan="4">当物件の西側にある公園部分との敷地境界における壁面線は、新宿六丁目地区地区計画において「３号壁面」に指定されております。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">都　市
施　設</td><td rowspan="3">水道
（上水）</td><td>利用可能な施設</td><td>配管等の状況</td><td>連絡先</td></tr>
<tr><td>東京都
水　道</td><td>北側：φ200mm</td><td>東京都水道局
東部第二下水道事務局
03-5671-3199</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区幹線道路１号には本管が敷設されています。敷地内への水道管の引込みは、上水道管理者等と協議の上、譲受人の負担にて行っていただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">排水
（分流）</td><td>東京都
下水道</td><td>【汚水】北側：φ350～450mm
【雨水】北側：φ400～900mm</td><td>東京都下水道局
東部第二下水道事務所
施設課
03-3662-5755</td></tr>
<tr><td colspan="3">・敷地内に降った雨水が道路、隣地等に流出しないよう排水施設を計画してください。
・汚水：地区幹線道路１号には本管が敷設されています。敷地内への引き込み位置については、下水道管理者等と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。
・雨水：地区幹線道路１号には本管が敷設されています。施設内への引き込み・追加・変更する場合、若しくは当該管を使用しない場合の取扱いについては、下水道管理者等と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。
・譲受人が行う公設桝への接続に関しては、東京都下水道局と大量排水の事前協議を行ってください。当地区における公共下水道の単位汚水量は 0.0048 ㎥/ｓ/ha です。</td></tr>
</table>

622

<table>
<tr><td rowspan="8">都　市
施　設</td><td></td><td colspan="3">・東京都の指導により、葛飾区と協議を行い、雨水流出抑制対策（500ｔ/ha）を講じる必要があります。詳しくは葛飾区「雨水流出抑制対策のてびき」を参照してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電　気</td><td>東京電力</td><td>北側</td><td>東京カスタマーセンター
0120-995-001</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区幹線道路１号には電線共同溝が敷設されています。引き込みにあたっては、電気事業者等と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガ　ス</td><td>東京ガス</td><td>北側：φ100ｍｍ</td><td>ライフパル葛飾亀有店
03-5680-6078</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区幹線道路１号には位置に本管が敷設されています。引き込みにあたっては、ガス事業者等と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電　話
等　の
通　信</td><td>NTT
東日本</td><td>北側</td><td>NTT 東日本設備部
03-5631-9517</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区幹線道路１号には電線共同溝が敷設されています。本物件への引き込みについては、電話等の通信事業者と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">CATV</td><td>JCN 葛飾</td><td>北側</td><td>㈱JCN コアラ葛飾
0120-01-3734</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区幹線道路１号には電線共同溝が敷設されています。本物件への引き込みについては、ＣＡＴＶ事業者と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。</td></tr>
<tr><td>境界確認等に関する事項</td><td colspan="4">本物件については、国土調査法第１９条第５項の規定に基づく認証を受けており、不動産登記法第１４条第１項に規定する地図を有します。
なお、境界点を示す杭は、設置されておりません。</td></tr>
<tr><td>土地の利用状況</td><td colspan="4">◆大正６年から三菱製紙㈱により工場として利用されていました。
◆三菱製紙㈱と都市再生機構が平成１３年３月２２日に土地売買契約を締結し、三菱製紙㈱により工場解体工事、土壌汚染対策工事等が完了後、更地で平成１６年１０月１日に土地の引渡しを行っております。
◆都市再生機構と葛飾区土地開発公社が平成２０年２月２７日に土地譲渡契約を締結し、平成２０年３月１９日に土地の引渡しを行っております。
◆葛飾区土地開発公社と葛飾区が平成２３年１０月７日に土地譲渡契約を締結し、平成２３年１０月７日に引渡しを行っております。</td></tr>
</table>

623

未収去物に関する事　項	◆下記の未収去物が確認されていますが、現状有姿で譲渡します。 ◆以下に記載した地上及び地中の未収去の障害物等について、葛飾区は撤去義務等の一切の責めを負いません。また、引渡し時の現状と本物件説明書記載事項との間に差異がある場合は、引渡し時の現状を優先します。 ◆隣接する（仮称）新宿六丁目公園及び当物件を含む葛飾キャンパスは、避難所及び避難場所として指定される予定となっています。そのため、葛飾区及び東京理科大学により、ＧＬ＋１．５ｍ程度の盛土がなされています。 ◆盛土施工前の粉塵対策等のために敷設していた砕石等が盛土地盤面から－１．５ｍ付近に残存しております。砕石等は、場外処分をするにあたり産業廃棄物として取り扱われます。 ◆ＲＣ杭が残存しています。位置は、未収去物図に記載のとおりですが、施工誤差により、概ねの位置となります。 ◆契約時に確認した未収去物以外の地中障害物が平成２５年１１月１日までに発見され、区に通知されたものに限り、区が必要な措置を講じます。
土壌汚染に関する事　項	◆旧所有者である三菱製紙㈱が「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」（以下、「環境確保条例」という。）に基づき土壌汚染状況調査を実施したところ、同条例及び「東京都土壌汚染対策指針（平成 13 年 9 月東京都）」に示されている汚染土壌処理基準を超える重金属類等が発見されましたが、同条例及び同対策指針に基づき「汚染拡散防止計画提出書」を提出のうえ土壌汚染対策を行い、「汚染拡散防止措置完了届出書」が提出されています。 ◆葛飾区土地開発公社と葛飾区は、平成２０年１２月に環境確保条例第１１７条に基づき、土壌汚染状況の補完調査を実施し、平成２１年４月に「土壌汚染調査結果報告書」を東京都に提出、同年８月に「汚染拡散防止計画書提出書」を東京都に提出し土壌汚染対策を行い、平成２２年１月に「汚染拡散防止措置完了届出書」が提出されています。 ◆東京理科大学は、平成２２年３月に環境確保条例第１１７条に基づき、「土地利用の履歴等調査届出書」を東京都に提出しています。 ◆平成２２年に改正された汚染土壌処理基準を超えた対策は、平成２５年１１月１日までに発見され、区に通知されたものに限り、区が必要な措置を講じます。 ◆旧所有者である三菱製紙㈱が土壌中のダイオキシン類の任意の調査を実施したところ（３箇所）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の低質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号）」に定める基準以下でした。

埋蔵文化財に関する事項	本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。
油臭･油膜に関する事　項	◆油分については、旧所有者である三菱製紙㈱により、上記、土壌汚染に関する事項に記載する土壌汚染状況調査に併せ、グリッド毎に油分に関する調査を行い、当該調査により油膜・油臭等の存在を確認しています。また、現在施工中の基盤整備工事の施工に際し、本街区に隣接する地区幹線道路１号において掘削をしたところ、地中より、油膜・油臭等がある土壌を確認しております。 ◆都市再生機構と土地開発公社との土地譲渡契約締結時点（平 20 年 2 月 27 日）において、油分については、土壌汚染対策法及び環境確保条例において対策を要する特定有害物質には該当しないため、公法上の指導はありません。 ◆油膜・油臭に関する対応の考え方については、平成 18 年 3 月に環境省から「油汚染対策ガイドライン」が公表されていますのでご参照ください。 ◆本物件の利用に際し、通常の土地利用において支障（注）が生じると認められた場合は協議させていただきます。 （注） ①上記「油汚染対策ガイドライン」に記載されている「油臭や油膜という、人が感覚的に把握できる不快感や違和感を感じられる状況」が通常の利用において生じる場合とします。 ②施設等を整備するにあたって通常要する費用を超過した場合とします。
周辺整備工事予定	◆都市計画公園予定地整備　平成２４年度　～　平成２５年度　　（予定）
その他の事項	◆旧所有者である三菱製紙㈱により、石炭ガラが存在していたところは、置換工事を実施しています。 ◆本物件の地盤の性状は、支持層まで約 40mの沖積低地となっております ◆都市施設を利用する場合には、各施設の事業者との事前協議が必要となります。施設の詳細や負担金の有無については各施設の事業者に確認されるようお願いいたします。 ◆建設物の建設に必要な諸手続、建築物建設工事に伴う騒音、振動、ほこり等の工事公害及び建築物を建設したことに起因する電波障害、日照阻害、風害等の周辺への影響に対する対策は、譲受人の責任において行うこととします。 ◆当地区においては、地区幹線道路、共同住宅及びその他の施設の建設工事等が行われるため、建築物の建設に当たっては、騒音・振動等の近隣対策、工事用通路の確保その他の仮設計画、工事スケジュールの調整等について、他の事業主体と開発協議会で協議･調整を行った上で実施してください。

625

113　平成23年に物件説明書の記載を改めるに当たっての起案文書、決裁文書及び庁内協議の記録（自然由来の汚染土壌の処分費用を「選定法人の負担となります」とする記載を削除した理由が分かるもの）の写し

存在しないため提出できない

平成21年1月29日

葛飾区長
青木　勇様

学校法人　東京理科大学
理事長　塚本　桂[redacted]

新宿六丁目地区における大学整備に向けた要望について

初春の候、貴区におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度は、本学を新宿六丁目地区における大学誘致の選定法人として決定いただき、誠にありがとうございます。

本学では、貴区より、決定通知を受領して以降、ホームページにて、新キャンパスのコンセプトである「学園パーク型キャンパスの整備」や「地域との交流による相互発展」などを広く周知するとともに、本年３月に予定されている「土地譲渡契約」及び「基本協定」の締結に向け、学内において、新キャンパスに向けた具体的な協議を進めているところであります。

その協議の中で、新キャンパスに向けた要望事項が以下のとおり、掲げられました。

つきましては、これらの事項につきまして、特段のご配慮賜りますよう要請いたします。

記

１．施設・建物に関する要望

本学が、現在提案している内容は、全て高さ３０ｍの建物を整備する内容であるが、大学施設のシンボルとなる棟の建設が必要であると考えている。このため、大学建物の高さ制限３０ｍの緩和をお願いしたい。

また、将来の増築などに対応できるよう、大学敷地全体の高さ制限を４５ｍとするようあわせてお願いしたい。

２．公園整備に関する要望

Ａ街区、Ｅ街区の都市公園の完成を大学の開学時期である平成２４年４月と同時に整備していただきたい。

３．支援に関する要望

利率の変動などにより、利子補給による補助が５３億円を下回った場合でも、支援総額は５３億円を堅持していただきたい。

４．土壌汚染に関する要望

施設整備の際に出土した自然由来による汚染土壌の対策については、今回取得分及び将来取得分共に区の費用負担でお願いしたい。

また、将来取得部分については、平成２５年３月３日以降に発見された場合についても、区の負担で対応をお願いしたい。

５．将来取得に関する要望

取得する際の支援については、今回と同程度の支援をお願いしたい。

また、取得するまでの間の整備・管理については、区でお願いしたい。

６．金町駅の利便性向上に関する要望

金町駅へのＪＲ常磐線の乗り入れ数の増便など、金町駅の利便性の向上をお願いしたい。

７．協力に関する要望

譲渡契約終了後も、開学に向けて引き続き、これまでと同様に協力をお願いしたい。



２０葛政大第３４号
平成２１年２月２０日

学校法人　東京理科大学
理事長　塚本　桓世　殿

葛飾区長
青木　勇

「新宿六丁目地区における大学整備に向けた要望」に対する回答について

厳冬の候、貴大学におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、先日は、お忙しい中、本区までお越しいただき、誠にありがとうございました。
その際に承りました、平成２１年１月１９日付「新宿六丁目地区における大学整備に向けた要望」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

１．施設・建物に関する要望について
Ａ街区全体の高さ制限を３０ｍに統一することで、シンボルとして３０ｍを超える建物を数棟建設することは可能であると考えております。
これを実現させるためには、「地区計画」の変更が必要であり、東京都と協議を行う必要があります。このため、可能な限り早くイメージ図等を提示いただき、東京都と協議を行い、実現に向けて取り組んでまいります。
なお、３０ｍの高さ制限を全面的に撤廃することは難しいと考えております。

２．公園の整備に関する要望について
平成２４年４月の開学時までに、大学と一体的な公園の整備を行う必要があることは認識しております。
今後、公園の整備計画を作成するにあたり、貴大学をはじめ地域の意向を踏まえるには一定の時間を要すること、また、公園の整備期間については、整備内容や工作物の有無などにより大きく異なることをご理解いただきますようお願いいたします。

３．支援に関する要望について

総額５３億円の支援については、遵守すべきものであると理解しています。

しかしながら、補助金として直接支払うことができるのは、利子補給による補助のみとなります。

このため、利子補給による補助金が５３億円を下回る場合については、図書館などの公園内施設の１フロアを区の施設とし、建設費及び使用料を面積割りする方法や、公園の整備に貴大学の希望する施設を整備する方法などによる支援を行い、総額５３億円は堅持していきたいと考えております。

４．土壌汚染に関する要望について

自然由来を原因とする土壌汚染物質が発見された場合の処理は、区民に提供される、遊歩道や緑地部分の処分費用については、区が負担いたしますが、その他の建築部分については、貴大学での負担をお願いいたします。

また、土壌汚染の瑕疵担保期間につきましては、地域開放棟を公園内施設として整備することにより、取得することになった用地で、平成２４年４月の開学時に建物を建築しない部分は、平成３０年３月１８日まで期間を延長いたします。

５．将来取得に関する要望について

将来取得の支援につきましては、今回と同様の基準で、地域貢献内容に応じて協議・決定していきたいと考えております。

また、取得するまでの間の整備・管理の方法につきましては、今後、協議を行いたいと考えております。

６．金町駅の利便性向上に関する要望について

本区としても、大学誘致を含めた新宿六丁目の開発などにより、金町駅利用者の増加が見込まれることから、ＪＲに対して継続的に要請活動を行ってきたところであります。

今後は、貴大学と共にＪＲに直接要請を行うなど、連携をしながら、金町駅の利便性向上を実現させていきたいと考えております。

７．協力に関する要望について

今後も、企画提案書の作成や公園整備など、相互に協力・連携して進めていかなければならない事項が多くあると考えております。

このため、引き続き協力体制を整備し、進めていきたいと考えております。

決裁補助票

紙資料が添付された電子決裁用

文書番号	起案日	決裁区分	公開の可否	保存年限
20葛政大第34号	平成21年 2月18日	部長（丙）	非公開	

起案者	大学誘致推進室	和田　敏道	内線	2123
文書件名	新宿六丁目地区における大学整備に向けた要望に対する回答について		施行・取り扱い上の注意	
添付文書	紙	回答文（案）		
	電子			

決裁・合議	印		印
決裁　政策経営部 部長　柏崎　裕紀	柏崎		
決裁　大学誘致室 室長　日向野　秀紀			
決裁　大学誘致室大学誘致係 係長　新井　秀成	新井		
決裁　大学誘致室大学誘致係 主査　高橋　裕之	高橋		

631

115　回答書（20葛政大第34号平成21年２月20日付）に係る起案文書及び決裁文書（回議用紙等）の写し

２０葛政大第３４号
平成２１年2月２０日

学校法人　東京理科大学
理事長　塚本　桓世　殿

葛飾区長
青木　勇

「新宿六丁目地区における大学整備に向けた要望」に対する回答について

厳冬の候、貴大学におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、先日は、お忙しい中、本区までお越しいただき、誠にありがとうございました。
その際に承りました、平成２１年１月２９日付「新宿六丁目地区における大学整備に向けた要望」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

１．施設・建物に関する要望について
A街区全体の高さ制限を３０ｍに統一することで、シンボルとして３０ｍを超える建物を数棟建設することは可能であると考えております。
これを実現させるためには、「地区計画」の変更が必要であり、東京都と協議を行う必要があります。このため、可能な限り早くイメージ図等を提示いただき、東京都と協議を行い、実現に向けて取り組んでまいります。
なお、３０ｍの高さ制限を全面的に撤廃することは難しいと考えております。

２．公園の整備に関する要望について
平成２４年４月の開学時までに、大学と一体的な公園の整備を行う必要があることは認識しております。
今後、公園の整備計画を作成するにあたり、貴大学をはじめ地域の意向を踏まえるには一定の時間を要すること、また、公園の整備期間については、整備内容や工作物の有無などにより大きく異なることをご理解いただきますようお願いいたします。

3．支援に関する要望について

総額５３億円の支援については、遵守すべきものであると理解しています。

しかしながら、補助金として直接支払うことができるのは、利子補給による補助のみとなります。

このため、利子補給による補助金が５３億円を下回る場合については、図書館などの公園内施設の１フロアを区の施設とし、建設費及び使用料を面積割りする方法や、公園の整備に貴大学の希望する施設を整備する方法などによる支援を行い、総額５３億円は堅持していきたいと考えております。

4．土壌汚染に関する要望について

自然由来を原因とする土壌汚染物質が発見された場合の処理は、区民に提供される、遊歩道や緑地部分の処分費用については、区が負担いたしますが、その他の建築部分については、貴大学での負担をお願いいたします。

また、土壌汚染の瑕疵担保期間につきましては、地域開放棟を公園内施設として整備することにより、取得することになった用地で、平成２４年４月の開学時に建物を建築しない部分は、平成３０年３月１８日まで期間を延長いたします。

5．将来取得に関する要望について

将来取得の支援につきましては、今回と同様の基準で、地域貢献内容に応じて協議・決定していきたいと考えております。

また、取得するまでの間の整備・管理の方法につきましては、今後、協議を行いたいと考えております。

6．金町駅の利便性向上に関する要望について

本区としても、大学誘致を含めた新宿六丁目の開発などにより、金町駅利用者の増加が見込まれることから、ＪＲに対して継続的に要請活動を行ってきたところであります。

今後は、貴大学と共にＪＲに直接要請を行うなど、連携をしながら、金町駅の利便性向上を実現させていきたいと考えております。

7．協力に関する要望について

今後も、企画提案書の作成や公園整備など、相互に協力・連携して進めていかなければならない事項が多くあると考えております。

このため、引き続き協力体制を整備し、進めていきたいと考えております。

個別　1P-2

印紙税法第５条第２号の規定により非課税

土地譲渡契約書

譲渡人独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と譲受人葛飾区土地開発公社（以下「乙」という。）は、甲と乙と葛飾区（以下「丙」という。）の間で平成19年11月21日に締結した「新宿六丁目地区Ａ街区及び公園用地の譲渡に関する基本合意書」第１条第２項に基づき、甲の所有する土地の譲渡に関して、次のとおり土地譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別記１土地目録に表示する土地（以下「表示土地」という。）をこの契約に定める条件で乙に譲り渡し、乙は、別記１土地目録に表示する土地の用途（以下「土地の用途」という。）に供することを条件として、丙又は第三者に再譲渡又は貸与等するためこれを譲り受けるものとする。

（譲渡代金）

第２条　この契約に基づく表示土地の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、＊＊金４４，６５７，６８５，０００円とする。

２　表示土地の面積は、別記１土地目録の表示によるものとし、後日、再実測の結果、差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（譲渡代金の支払）

第３条　乙は、前条に規定する譲渡代金を、次の各号に従い甲の定める方法により甲に支払うものとする。

一　この契約の締結と同時に、譲渡代金の一部を契約保証金として＊＊＊＊＊＊＊＊＊金４，４６５，７６８，５００円

二　平成20年３月19日までに、別記１土地目録に表示するＡ-1街区及び公園用地（以下「Ａ-1街区等」という。）に係る譲渡代金の残金金３７，０７４，０８４，７５０円

三　平成21年３月19日までに、別記１土地目録に表示するＡ-2街区に係る譲渡代金の残金金３，１１７，８３１，７５０円

２　甲及び乙は、民法第557条第１項に規定する契約の解除はできないものとする。

（所有権の移転等）

第４条　甲は、前条第１項第２号に規定する譲渡代金の支払の完了と同時に、乙に対して表示土地の所有権を移転するものとする。

2　甲は、前条第１項第２号及び第３号に規定する譲渡代金の支払の完了と同時に、乙に対して各々の土地を引渡すものとする。

（再譲渡等及び建設等義務）

第５条　乙は、前条第２項の規定に基づきA-1街区等の引渡しが完了した日（以下「A-1街区等の引渡日」という。）から10年以内に土地の用途に供することを条件として、第２項及び第３項に従って表示土地の全部又は一部を丙又は第三者に再譲渡又は貸与等（以下「再譲渡等」といい、同期限内に土地の用途に供することを条件として他の第三者への再譲渡等が行われる場合及び同様の再譲渡等が繰り返し行われる場合を含む。）するものとする。

2　甲は、天災その他再譲渡等を受けて表示土地を土地の用途に供しようとする者（以下「用途施行者」という。）の責に帰さない事由によって、前項に規定する期限までに、表示土地を土地の用途に供することができないと認めるとき、又は甲乙の協議により必要と認め、合意したときは、期限を変更することができるものとする。

3　乙は、第１項の規定に基づき再譲渡等する場合は、次の各号を用途施行者に遵守させるとともに、表示土地の再譲渡等を受けた者（用途施行者を除く。）にも遵守させ、又は連帯責任を負わせなければならない。

一　A-1街区等の引渡日から10年以内に、表示土地に、大学（付属施設を含む。）にかかる建築物（以下「建築物」という。）の建設及び都市計画公園（以下「公園」という。）の整備を完了すること。

二　「葛飾区新宿六丁目地区　景観形成の手引き」及び「葛飾区新宿六丁目地区　景観ガイドライン」に基づいた計画とすること。

三　第１号の建築物の建設又は公園の整備（以下「建築物の建設等」という。）に関し、第三者から苦情、異議の申立て、損害賠償請求等があったときは、用途施行者の責任においてこれらを解決すること。

四　乙が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずること。

五　建築物について、確認の申請書（建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項に規定する確認の申請書をいう。）を提出する前並びに確認済証（建築基準法第６条第１項に規定する確認済証をいう。）及び検査済証（建築基準法第７条第５項に規定する検査済証をいう。）の交付を受けた後、速やかに、乙に対し、その写しその他関係図書（以下「書面等」という。）を提出すること。

六　甲から乙に対するA-1街区等の引渡日から起算して12年を経過するまでの間に、次のイからハに規定する行為をしようとするときは、乙の承諾を受けること。

イ　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは

抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

ロ　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

ハ　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

七　次のイ及びロに規定する事由が生じたときは、乙に対して通知すること。

イ　解散若しくは合併があったとき又は営業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

ロ　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

八　第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は買い戻したときは、同条に規定する乙の義務の履行に協力すること及び甲に対して何らの請求を行わないこと。

九　別添１新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書（平成 18 年３月 31 日締結、締結者　甲、丙及び三菱瓦斯化学株式会社）第３条第２項に基づき、表示土地に係る地区計画における２号施設の整備主体及び管理者を継承しなければならないこと。

（甲の承諾を要する事項）

第６条　乙は、この契約の締結日以後、A-1 街区等の引渡日から起算して 12 年を経過するまでの間に、次の行為をしようとするときは、甲の定めるところにより、あらかじめ書面により甲に申し出て、甲の承諾を受けるものとする。

一　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

二　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

三　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

四　前条第３項第６号に規定する承諾をしようとするとき。

（通知義務）

第７条　乙は、この契約の締結日以後、A-1 街区等の引渡日から起算して 12 年を経過するまでの間に、乙に次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲に通知するものとする。

一　解散若しくは合併があったとき又は営業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

二　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

三　第５条第３項第７号に規定する通知を受けたとき。

（違約金）

第８条　乙は、この契約の締結日以後、Ａ-1 街区等の引渡日から起算して 12 年を経過するまでの間に、次の各号の一に該当すると甲が認めるときは、第２条第１項に規定する譲渡代金の２割を上限として甲が定める金員を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

一　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

二　第５条第３項第１号、第２号、第６号及び第９号に違反する行為があったとき。

三　第６条に規定する甲の承諾を得ないで同条各号に掲げる行為が行われたとき。

四　次条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は表示土地を買い戻したとき。

（甲の契約解除権等）

第９条　甲は、この契約の締結日以後、Ａ-1 街区等の引渡日から起算して 12 年を経過するまでの間に、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、又は表示土地を買い戻すことができる。

一　乙が、第３条第１項第２号及び第３号に規定する期限までに譲渡代金を支払わないとき。

二　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

三　第５条第３項第１号、第２号、第６号及び第９号に違反する行為があったとき。

四　第６条に規定する甲の承諾を得ないで同条各号に掲げる行為が行われたとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲は、譲渡代金として乙から既に受領した額を乙に返還し、乙は、直ちに、表示土地をこの契約を締結した時の状態に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。この場合において、各返還の方法等は甲乙協議のうえ定めるものとし、また、甲が乙に返還する金額には利息を付さないものとする。

３　前項の規定による表示土地の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

（使用料相当額の支払義務）

第 10 条　乙は、前条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、第４条第２項の規定に基づき表示土地の引渡しが各々完了した日の属する月から前条第２項の規定により甲が乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者から表示土地の返還を受けた日の属する月までの使用料相当額を、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

2　前項に規定する使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に12分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第 11 条　乙は、第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻した場合において、甲の受けた損害の額が第８条の違約金と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第 12 条　乙は、この契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（365 日当たり）14.56 パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺等）

第 13 条　第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺するものとする。

2　乙は、表示土地が再譲渡等された後においても、第８条から前条に規定する金銭債務を免れないものとする。

（瑕疵担保）

第 14 条　表示土地に隠れた瑕疵がある場合は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 570 条の規定にかかわらず、A－１街区等の引渡日から５年間に限り、甲がその責めを負うものとする。

2　甲は、別記２物件目録に表示する事項について、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者に対し、その撤去義務等の一切の責めを負わないものとする。

（引渡し後の土壌汚染）

第 15 条　A-1 街区等の引渡日以後、この契約の締結日における土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第５条第１項に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「関係法令の基準」という。）に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合の費用負担は、次のとおりとする。

一　土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者の

負担とする。

二　検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準拠した対策費用は、A-1街区等の引渡日から５年間に限り、甲の負担とする。ただし、甲の積算に基づいた算定額を上限とする。

2　前項の規定に基づき甲が対策費用を負担しようとする場合の取扱いについては、別紙のとおりとする。

3　表示土地において、この契約の締結日以降所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要となったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者の負担とする。

（引渡し後の地中障害物）

第16条　A-1街区等の引渡日以後、表示土地において別記２物件目録に表示する事項以外の地中障害物の存在が判明した場合は、A-1街区等の引渡日から５年間に限り、甲は、その撤去に係る費用を負担する。ただし、甲の積算に基づいた算定額を上限とする。

2　前項の規定に基づき甲が撤去費用を負担しようとする場合の取扱いについては、別紙のとおりとする。

（公表）

第17条　甲及び乙は、この契約の内容について公表できるものとする。

（適用法令等）

第18条　この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（契約履行の調査及び情報の提供）

第19条　乙は、甲が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2　甲は、乙又は再譲渡等を受けた者が表示土地の使用に際して必要な調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用に際して必要な報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

3　乙は、表示土地の再譲渡等を受けた者から書面等の提出を受けたときは、速やかに甲に提出するものとする。

（登記）

第20条　甲は、乙が第3条第1項第1号及び第2号に規定する支払を完了したときは、速やかに、この契約に基づき表示土地の所有権移転の登記及び買戻しの特約の登記を行い、乙はこれに協力するものとする。

2　前項の所有権の移転登記及び買戻しの特約の登記抹消に要する費用は乙が、買戻しの特約の登記に要する費用は甲が、それぞれ負担するものとする。

3　乙は、買戻権が設定された土地が分筆されたときは、設定された当初の譲渡代金を分筆後の面積に応じて按分した額を分筆後の各土地の売買代金とする買戻権変更登記に同意するものとする。

（返還金の受領場所）

第21条　乙は、この契約に基づき甲が乙に対して返還すべき金銭債務があるときは、甲の指定する場所においてこれを受領するものとする。

（管轄裁判所等）

第22条　この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議するものとし、甲乙間に権利義務の争いがあるときは、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年2月27日

譲渡人　甲　住所　東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

氏名　独立行政法人都市再生機[redacted]

支社長　細谷　[redacted]

譲受人　乙　住所　東京都葛飾区立石五丁目

氏名　葛飾区土地開発公社

理事長　青木　勇

別 記

1 土地目録（別添２ 確定図参照）

土地の所在		東京都葛飾区新宿六丁目			
名称	地 番	地 目	地 積（㎡）	土地の用途	引渡日
A-1街区	３６０２番１	宅地	６４，０９１．７８	学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に基づく大学（付属施設を含む。）及び都市計画公園の用途に供する用地	平成20年3月19日まで
A-2街区			６，７６０．３２		平成21年3月19日まで
A-1街区	３６０２番２	宅地	１９，２６１．９７		平成20年3月19日まで
A-2街区			９３８．０３		平成21年3月19日まで
公園用地	２４００番１７	宅地	８，１８７．２０	都市計画公園の用途に供する用地	平成20年3月19日まで
合 計		—	９９，２３９．３０	—	

2 物件目録

物 件	数 量	備 考
・用地管理施設等（砕石等、フェンス、暫定歩道等） ・ＲＣ杭	一 式	別添３未収去物図のとおり

別　紙

第 15 条第 1 項の規定に基づき甲が対策費用を負担しようとする場合、又は第 16 条第 1 項の規定に基づき甲が撤去費用を負担しようとする場合の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1　土壌汚染又は地中障害物の確認

(1) 乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、表示土地において、この契約の締結日における関係法令の基準に適合しない土壌汚染（注）（以下「土壌汚染」という。）、又は第 16 条第 1 項の規定に基づき甲が撤去に係る費用を負担する地中障害物（以下「地中障害物」という。）の存在が判明したときは、直ちに甲に通知するものとする。

(2) 甲は、(1)による通知を受けたときは、速やかに、土壌汚染又は地中障害物の存在を確認するものとする。

2　工事方法の協議

甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、土壌汚染について、この契約の締結日における関係法令の基準に適合させるための対策工事（以下「対策工事」という。）又は地中障害物の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）の方法を協議し、決定するものとする。

642

3　甲の負担する費用の決定

(1) 甲は、記 2 により決定した方法による対策工事又は撤去工事に係る費用について、甲の積算に基づき算定するものとする。

(2) 乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者は、甲が(1)による算定を行うときは、これに協力するものとし、必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

(3) 甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、甲が負担する対策費用又は撤去費用の額について協議し、(1)による甲の算定額を上限とし、決定するものとする。

4　費用負担契約の締結

甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、対策工事の方法及び甲が負担する対策費用、又は撤去工事の方法及び甲が負担する撤去費用を決定したときは、甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者間で費用負担契約を締結し、工事の完了確認、費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

（注）その由来が自然的原因であるとの判断により対策範囲外とされた基準値を上回るヒ素等を適切に処分するために要する費用については譲受人（表示土地の再譲渡等を受けた者を含む。）の負担とする。

以　上

別添 1

新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び三菱瓦斯化学株式会社（以下「丙」という。）は、乙及び丙の行う新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画（以下「地区計画」という。）に基づく開発を進めるに当たり基本となる事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地区計画に規定する地区幹線道路、主要区画道路及び歩道状空地（以下「２号施設」という。）の整備主体及びこれらの整備が完了した後の管理者（以下「管理者」という。）について定め、地区計画を円滑に実現することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　２号施設の位置及び範囲については、別添１の公共施設計画図に示すとおりとする。

（施設の整備主体等）

第３条　２号施設の幅員、延長、現況の土地所有者、整備主体及び管理者は下記の表に示すとおりとし、当該２号施設の整備に係る費用については、その整備主体が全額負担するものとする。

２号施設の名称	幅　員（m）	延　長（m）	現況の土地所有者	整備主体	管理者
地区幹線道路１号	16	約 1,005	乙及び丙	乙	甲
主要区画道路１号	12	約 450	乙	乙	甲
主要区画道路２号	12～13	約 325	丙	乙	甲
歩道状空地１号	5	約 180	乙	乙	乙
歩道状空地２号	2	約 935	乙及び丙	乙	乙
歩道状空地３号	5	約 140	乙	乙	乙
歩道状空地４号	2	約 155	乙	乙	乙
歩道状空地５号	2.5	約 165	乙	乙	乙
歩道状空地６号	2	約 145	乙	乙	乙
歩道状空地７号	2.5	約 420	乙	乙	乙

２　前項の２号施設のうち、歩道状空地１号、歩道状空地２号、歩道状空地３号、歩道状空地４号、歩道状空地５号、歩道状空地６号及び歩道状空地７号（以下「歩道状空地」という。）について、乙が歩道状空地の全部若しくは一部又はこれらに囲まれた街区の全部若しくは一部を第三者（以下「街区事業者」という。）に譲渡したときは、乙は、整備主体及び当該歩道状空地の管理者たる地位を街区事業者に引き継ぐことができる。

（施設の引渡し及び帰属）

第４条　別添１の公共施設計画図に示す葛飾区新宿六丁目土地区画整理事業の施行区域（以下「施行区域」という。）内にある道路については、地区幹線道路１号は乙及び丙が、主要区画道路２号は丙がそれぞれ用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、換地処分後に甲に帰属させるものとする。

２　別添１の公共施設計画図に示す施行区域外の地区幹線道路１号及び主要区画道路１号については、乙が用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、甲に帰属させるものとする。

（維持管理）

第５条　甲は、前条に規定する引渡しが行われた後に、当該道路を葛飾区道として管理する。

（その他）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書３通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

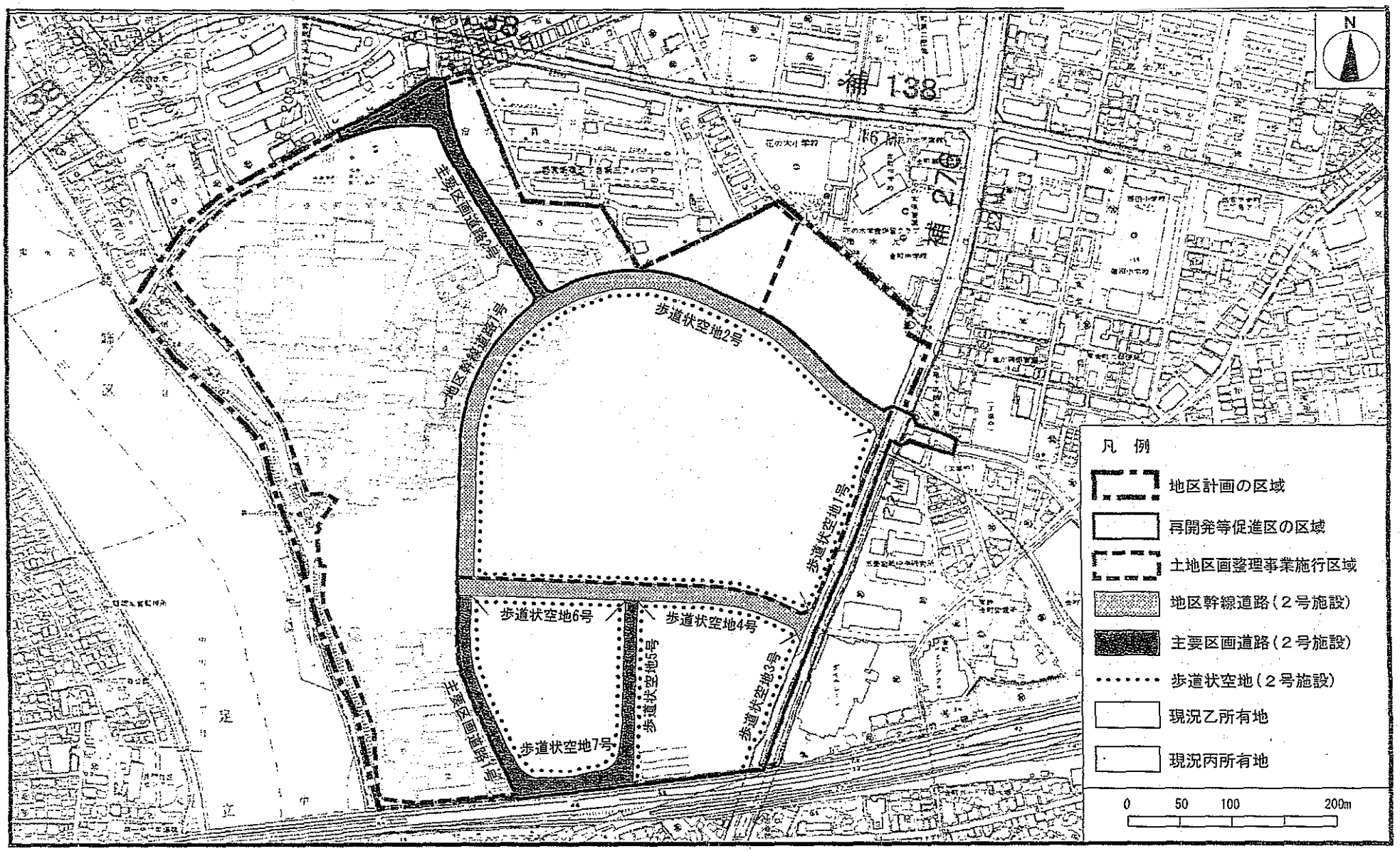
平成１８年３月３１日

甲　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区長　青木

乙　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構東京都[redacted]
支社長　細谷[redacted]

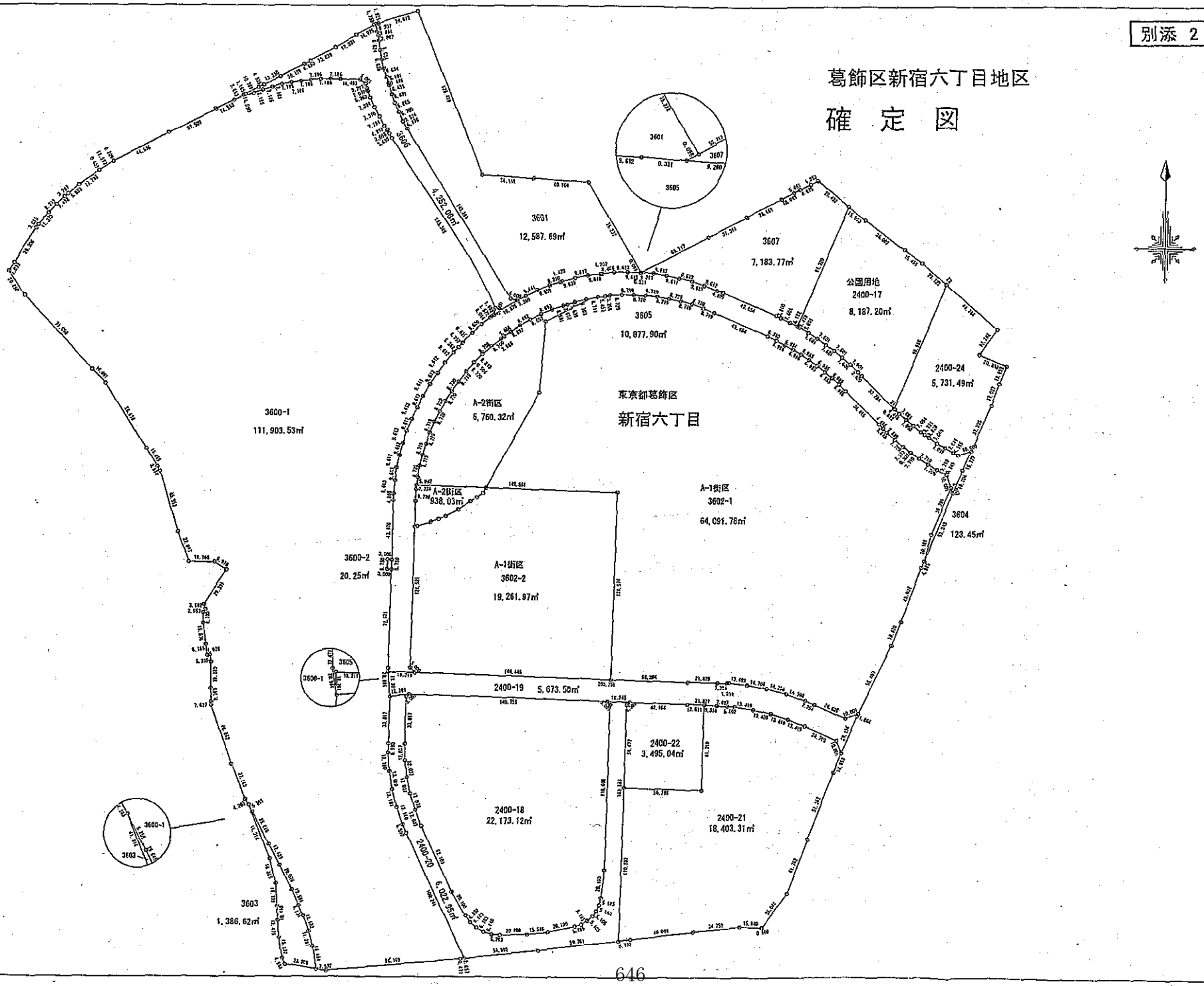
丙　東京都[redacted]内二丁目５番２号
三菱[redacted]社
取締[redacted]役員
特殊[redacted]ニープレジデ[redacted]
川崎敏[redacted]

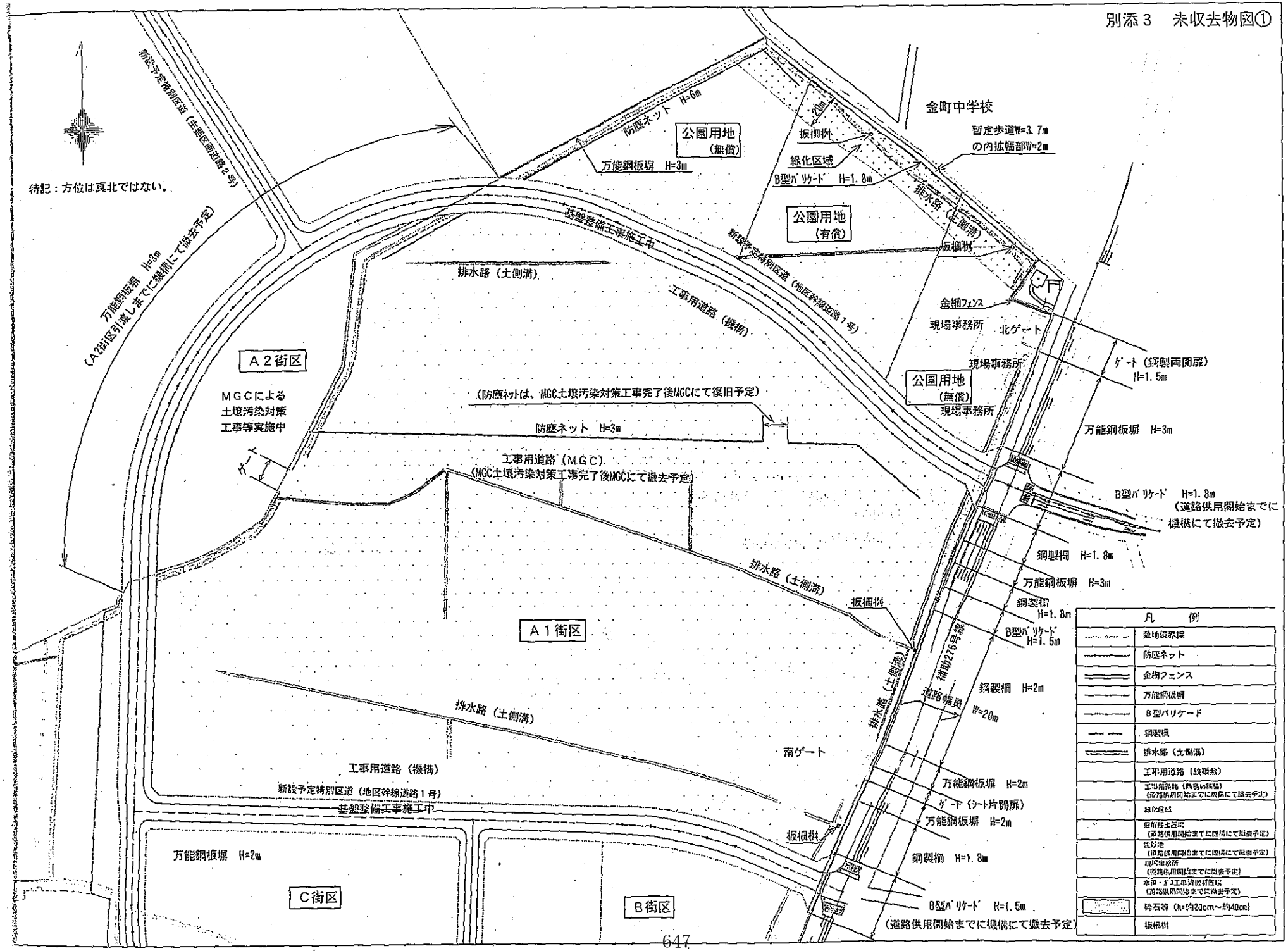
別添１　公共施設計画図

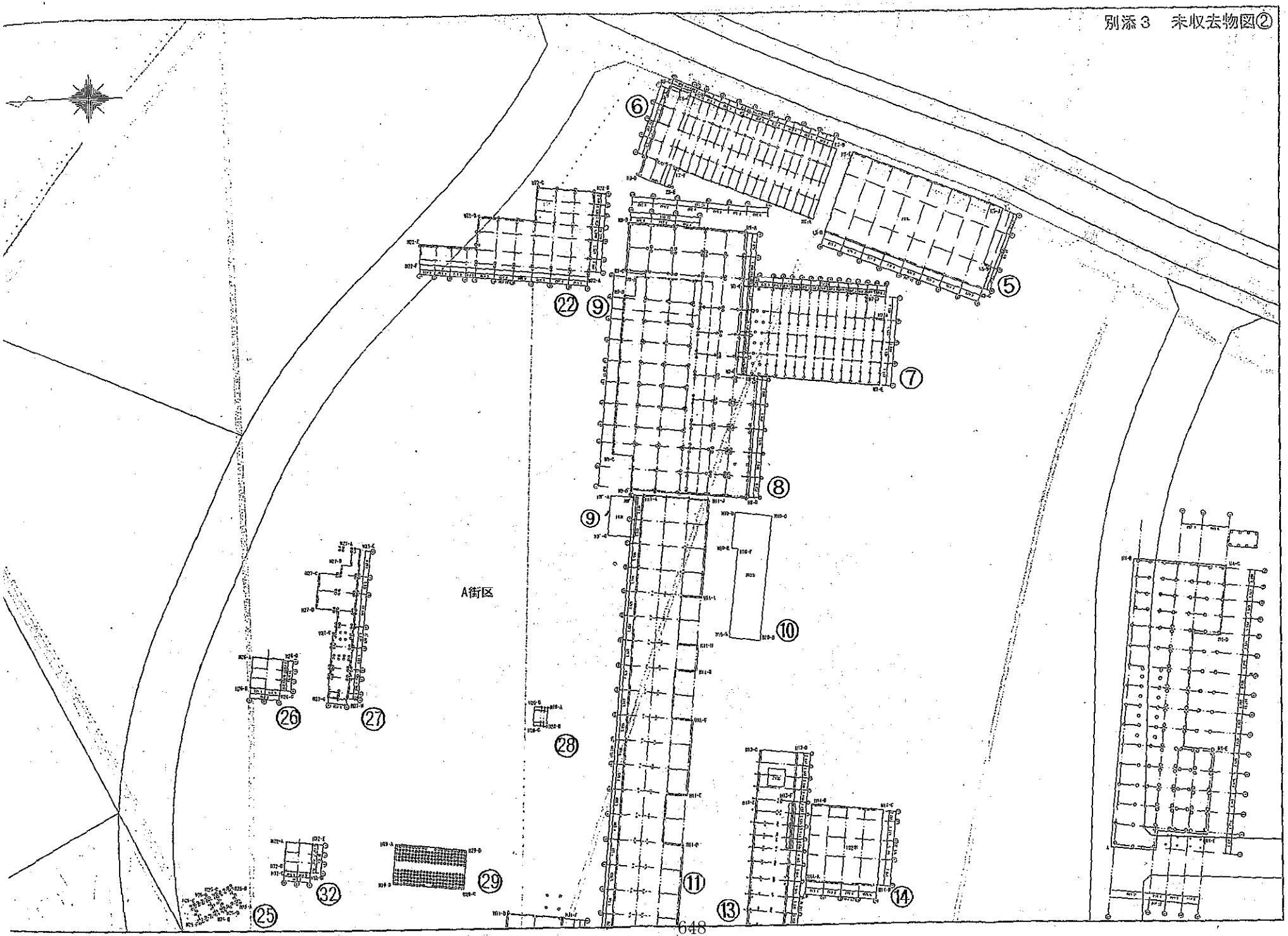

N
補138
主要区画道路2号
地区幹線道路1号
歩道状空地2号
歩道状空地1号
歩道状空地6号
歩道状空地4号
歩道状空地5号
歩道状空地3号
歩道状空地7号
主要区画道路1号
凡　例
地区計画の区域
再開発等促進区の区域
土地区画整理事業施行区域
地区幹線道路（２号施設）
主要区画道路（２号施設）
歩道状空地（２号施設）
現況乙所有地
現況丙所有地
0
50
100
200m

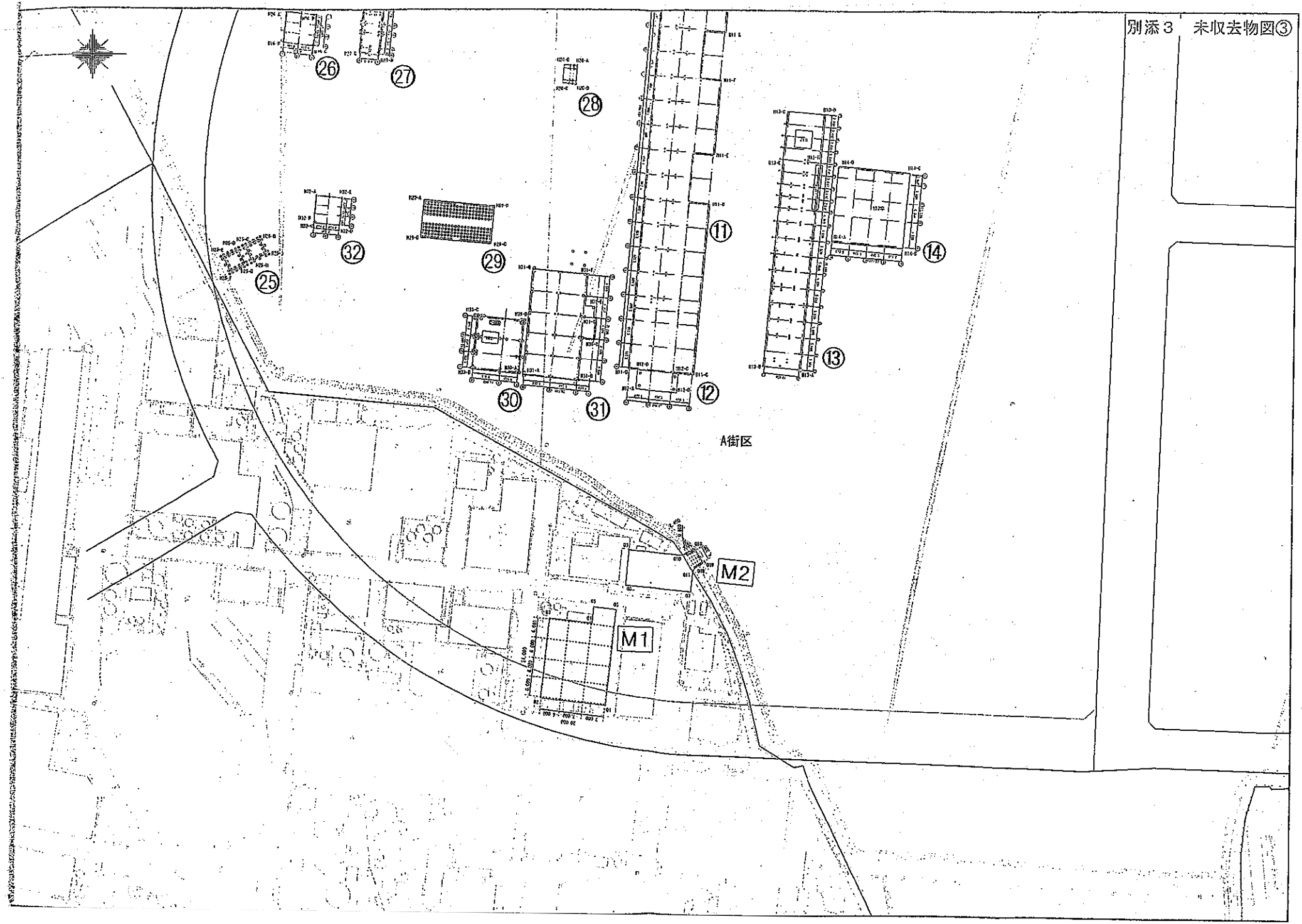
別添 2

葛飾区新宿六丁目地区
確　定　図

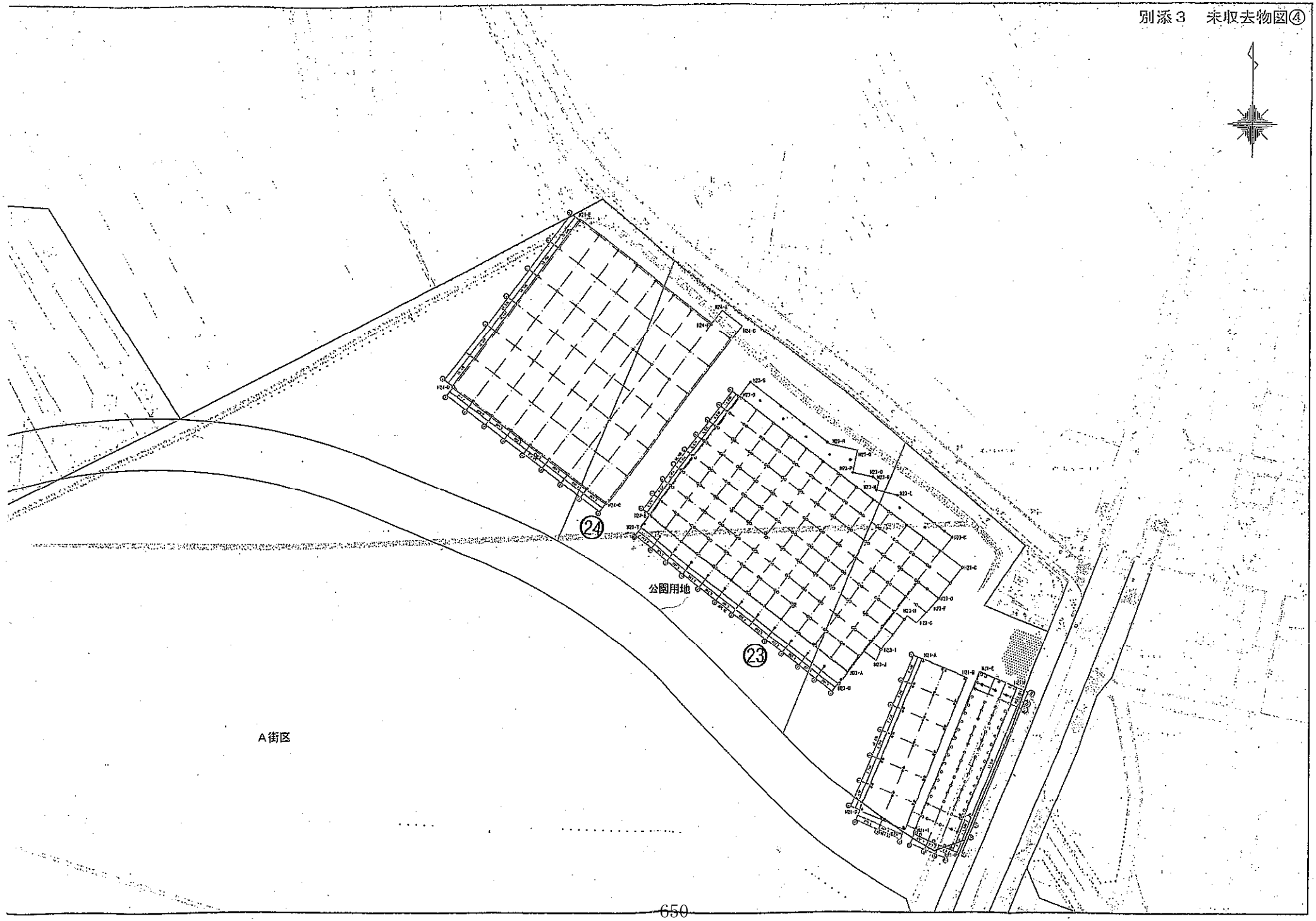



特記：方位は真北ではない。
新設予定特別区道（生態区画道路２号）
万能鋼板塀　H=3m
（A2街区引渡しまでに機構にて撤去予定）
防塵ネット　H=6m
公園用地
（無償）
万能鋼板塀　H=3m
金町中学校
2.0m
板柵列
暫定歩道W=3.7m
の内拡幅部W=2m
緑化区域
B型バリケード　H=1.8m
排水路（土側溝）
公園用地
（有償）
基盤整備工事施工中
新設予定特別区道（地区幹線道路１号）
板柵列
排水路（土側溝）
工事用道路（機構）
金網フェンス
現場事務所
北ゲート
現場事務所
ゲート（鋼製両開扉）
H=1.5m
公園用地
（無償）
現場事務所
A２街区
MGCによる
土壌汚染対策
工事等実施中
（防塵ネットは、MGC土壌汚染対策工事完了後MGCにて復旧予定）
防塵ネット　H=3m
万能鋼板塀　H=3m
ゲート
工事用道路（MGC）
（MGC土壌汚染対策工事完了後MGCにて撤去予定）
B型バリケード　H=1.8m
（道路供用開始までに
機構にて撤去予定）
鋼製柵　H=1.8m
万能鋼板塀　H=3m
排水路（土側溝）
板柵列
鋼製柵
H=1.8m
B型バリケード
H=1.5m
A１街区
補助276号線
排水路（土側溝）
道路幅員
W=20m
鋼製柵　H=2m
排水路（土側溝）
南ゲート
工事用道路（機構）
新設予定特別区道（地区幹線道路１号）
基盤整備工事施工中
万能鋼板塀　H=2m
ゲート（シート片開扉）
万能鋼板塀　H=2m
板柵列
鋼製柵　H=1.8m
万能鋼板塀　H=2m
C街区
B街区
B型バリケード　H=1.5m
（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
凡　例
敷地境界線
防塵ネット
金網フェンス
万能鋼板塀
B型バリケード
鋼製柵
排水路（土側溝）
工事用道路（鉄板敷）
工事用道路（敷砂利舗装）
（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
緑化区域
掘削残土置場
（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
沈砂池
（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
現場事務所
（道路供用開始までに撤去予定）
水洗・ｴｱ工事資材置場
（道路供用開始までに撤去予定）
砕石等（h=約20cm～約40cm）
板囲柵

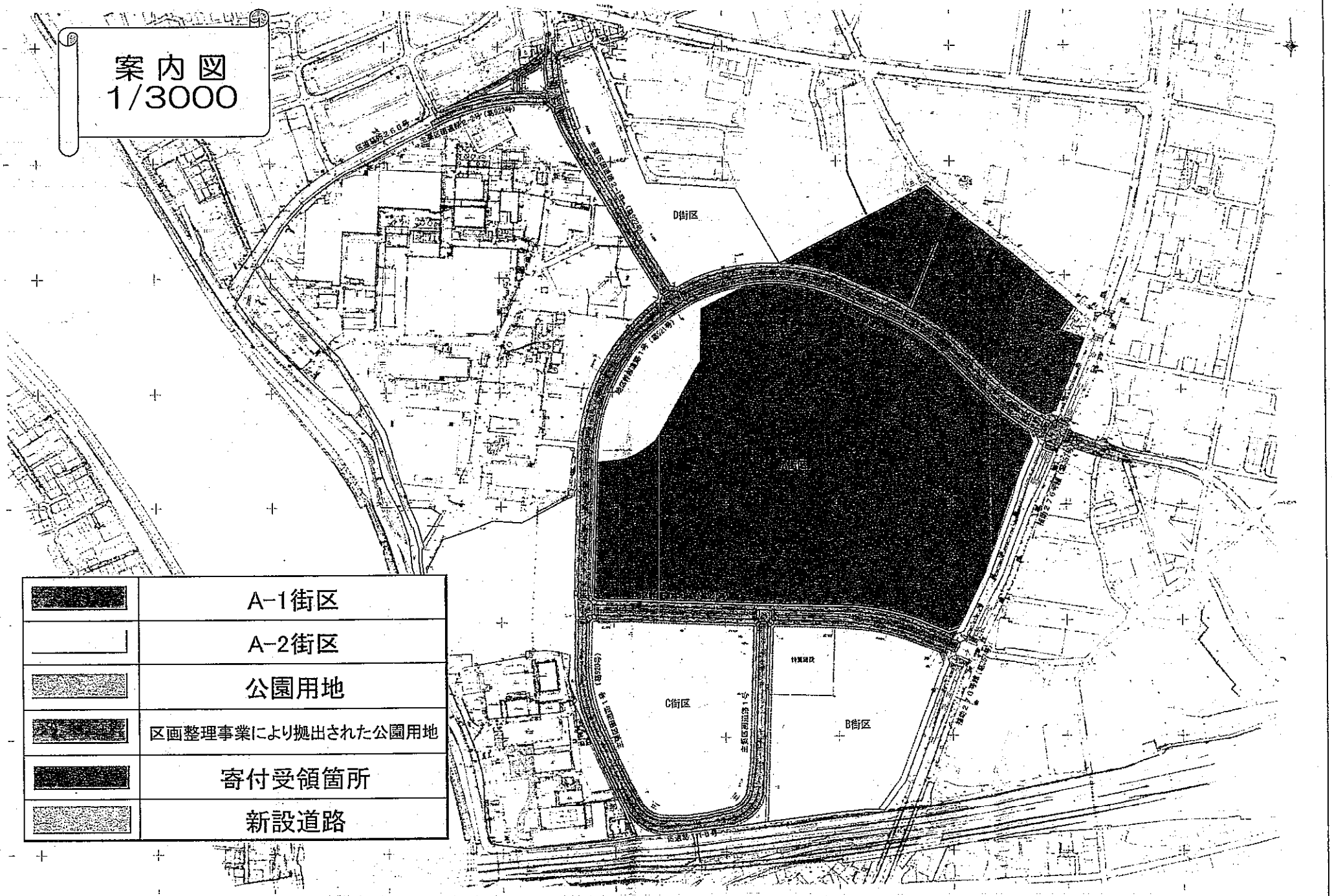

⑥
⑤
㉒
⑨
⑦
⑧
⑨
A街区
⑩
㉖
㉗
㉘
㉙
㉜
㉕
⑪
⑬
⑭


別添３　未収去物図③
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
A街区
M1
M2

別添３　未収去物図④



案内図
1/3000

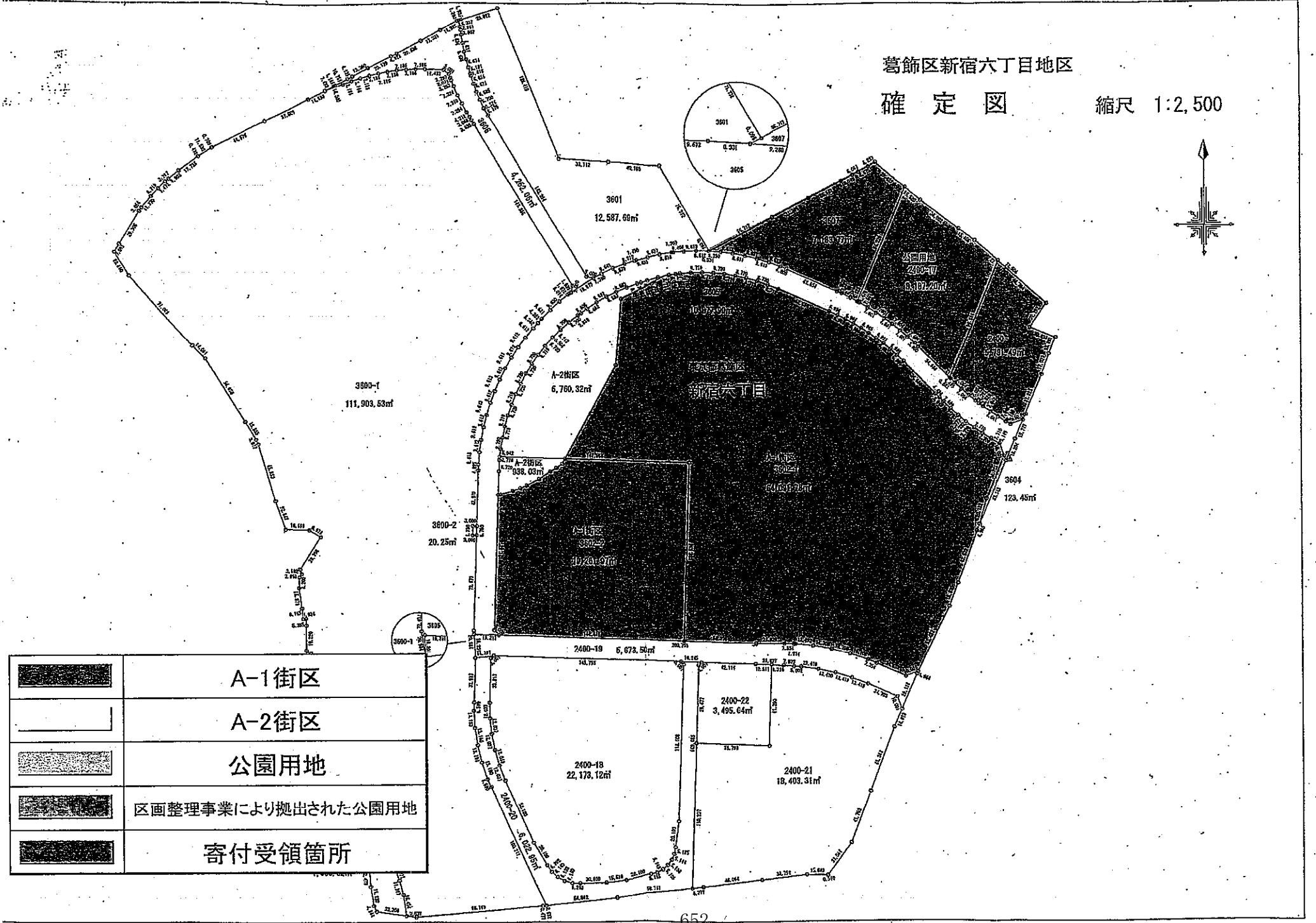


	A-1街区
	A-2街区
	公園用地
	区画整理事業により拠出された公園用地
	寄付受領箇所
	新設道路

葛飾区新宿六丁目地区

確　定　図

縮尺　1:2,500



物　件　説　明　書

地区名	葛飾区新宿六丁目地区【A街区・公園用地】

1　譲渡土地の概要

(1) 不動産の表示

①所在 地目 面積	所在		地目	登記簿面積（㎡）
	A街区	東京都葛飾区新宿六丁目3602番1	宅地	70,852.10
		東京都葛飾区新宿六丁目3602番2		20,200.00
	公園用地	東京都葛飾区新宿六丁目2400番17		8,187.20
	合　計		—	99,239.30
②権利	所有権			

(2) 交通状況

JR常磐線「金町」駅から徒歩10分

(3) 法令に基づく制限等(主なもの)注1

①区域・区分	都市計画区域　市街化区域
②用途地域	(現行)工業地域 ・本物件は、「新宿六丁目地区地区計画」(方針)にて、A街区は複合A地区、公園用地は公園地区として規定されております。 ・地区整備計画の策定が必要です。
③建ぺい率	60%(指定)
④容積率等	(現行)200%(指定) ※3602番1及び3602番2は、「新宿六丁目地区地区計画」(方針)により、見直し相当容積率は300%と設定されています。 ・地区整備計画の策定が必要です。
⑤その他の地域地区	(現行)準防火地域 ・地区整備計画の策定が必要です。策定後は防火地域になる予定です。
⑥建物の高さの制限等	(現行)第3種高度地区、日影規制なし ・地区整備計画の策定が必要です。策定後は原則として高度地区は廃止されます。
⑦道路等の都市計画による制限	なし
⑧その他の法令等に基づく制限	・東京都建築安全条例 ・東京都住宅基本条例 ・東京都中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ・東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 ・東京都福祉のまちづくり条例 ・東京都駐車場条例 ・葛飾区住宅基本条例 ・葛飾区都市計画マスタープラン ・葛飾区宅地開発指導要綱 ・葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱 ・葛飾区緑とオープンスペース基本計画

(4) 再開発等促進区を定める地区計画

本物件を含む新宿六丁目地区(以下「当地区」という。)においては、機構と三菱瓦斯化学㈱が共同で「新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画」(方針)を提案し、平成17年11月に都市計画決定されています。その後、B街区の介護老人福祉施設用地の地区整備計画の策定により、平成19年8月に都市計画は変更されております。法令に基づく制限等については、地区計画(方針)で設定等されているものがあります。
開発に際し、譲受人は地区計画(方針)に基づき地区整備計画を策定し、都市計画審議会の審議を経て、告示を受ける必要があります。

(5) 私道負担に関する事項

なし

地区名	葛飾区新宿六丁目地区【A街区・公園用地】

1 譲渡土地の概要

(6) 接面道路状況

位置	名称等		幅員	その他
A街区	東側	補助276号	18・20m	新設予定の地区幹線道路については、道路法第18条に基づく区域の指定及び建築基準法第42条第1項第4号の予定道路の指定がされております。 また、当該地区幹線道路のうちA街区の南側は平成21年3月、北側・西側は平成22年3月の供用開始を目途に機構が整備し、整備後は葛飾区に移管します。 当該道路を移管するまでの間の車両の通行については、機構の指示に従っていただきます。
	北・西側	地区幹線道路1号(新設)	16m	
	南側	地区幹線道路1号(新設)	16m	
公園用地	北側	特別区道	7m	新設予定の地区幹線道路については、道路法第18条に基づく区域の指定及び建築基準法第42条第1項第4号の予定道路の指定がされております。 また、当該地区幹線道路のうち公園用地の南側は、平成22年3月の供用開始を目途に機構が整備し、整備後は葛飾区に移管します。 当該道路を移管するまでの間の車両の通行については、機構の指示に従っていただきます。
	南側	地区幹線道路1号(新設)	16m	

(7) 都市施設 (注2)

	利用可能な施設		配管等の状況	連絡先
水道(上水)	A街区 公園用地	東京都水道	北西南側:φ200～250mm(予定) 東側:φ300、2,200mm(既設) 北側:φ300、450、2,200mm(既設) 南側:φ200mm(予定)	東京都水道局 東部第二支所給水課 給水管工事第二係 03-5671-3199
	地区幹線道路1号(新設)の供給処理施設計画図に示す位置に本管が敷設される予定です。敷地内への水道管の引込みは、上水道管理者等と協議の上、譲受人の負担にて行っていただきます			
排水(分流)	A街区 公園用地	東京都下水道	【汚水】北西南側:φ250～450mm(予定) 東側:φ250～350mm(既設) 【雨水】北西南側:φ400～1,000mm(予定) 東側:φ250～700mm(既設) 【汚水】南側:φ250mm(予定) 北側:φ250mm(既設) 【雨水】南側:φ400～900mm,北側:φ700mm(予定) 北側:φ350～700mm(既設)	東京都下水道局 東部第二管理事務所 施設課 03-5662-7211
	・敷地内に降った雨水が道路、隣地等に流出しないよう排水施設を計画してください。 ・汚水:地区幹線道路1号(新設)の供給処理施設計画図に示す位置に本管を平成22年3月末(A街区南側は平成21年3月末)までに設置し、東京都下水道局に移管する予定です。敷地内への引き込み位置については、下水道管理者等と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。 ・雨水:地区幹線道路1号(新設)の供給処理施設計画図に示す位置に本管を平成22年3月末(A街区南側は平成21年3月末)までに設置し、東京都下水道局に移管する予定です。A街区内への引き込み予定位置等については、取付管排水区画割平面図を参照してください。なお、引き込み位置等を追加・変更する場合、若しくは当該取付管を使用しない場合(撤去が必要となる場合も含めて)の取扱いについては、下水道管理者等と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。 ・譲受人が行う公設桝への接続に関しては、東京都下水道局と大量排水の事前協議を行ってください。当地区における公共下水道の単位汚水量は0.0048㎥/s/haです。 ・東京都都市整備局都市基盤部施設計画課の指導により、葛飾区都市整備部街づくり調整課と協議を行い、雨水流出抑制対策(500t/ha)を講じる必要があります。詳しくは葛飾区「雨水流出抑制対策のてびき」を参照してください。			
電気	A街区 公園用地	東京電力	北西南側(予定) 南側(予定)	東京カスタマーセンター(第一) 0120-995-001
	機構が、地区幹線道路1号(新設)の供給処理施設計画図に示す位置に電線共同溝を平成22年3月末(A街区南側は平成21年3月末)までに設置し、東京電力によりケーブルが敷設される予定です。引き込みにあたっては、電気事業者等と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。			
ガス	A街区 公園用地	東京ガス	西側:φ150mm・300mm(予定) 南側:φ150mm・200mm(予定) 東側:150mm(既設) 北側:φ150,300mm(既設)	東部地域計画部 03－3805－4886
	地区幹線道路1号(新設予定)の供給処理施設計画図に示す位置に本管を平成22年3月末(A街区南側は平成21年3月末)までに敷設される予定です。。公園用地については、北側の既設道路に本管が敷設されております。引き込みにあたっては、ガス事業者等と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。			
電話等の通信	A街区 公園用地	NTT東日本	北西南側(予定) 南側(予定)	NTT東日本㈱東京東　設備部 03-5631-9517
	機構が、地区幹線道路1号(新設予定)の供給処理施設計画図に示す位置に電線共同溝を平成22年3月末(A街区南側は平成21年3月末)までに設置する予定です。本物件への引き込みについては、電話等の通信事業者と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。			
CATV	A街区 公園用地	JCN葛飾	北西南側(予定) 南側(予定)	㈱JCNコアラ葛飾 03-5680-1653
	機構が、地区幹線道路1号(新設予定)の供給処理施設計画図に示す位置に電線共同溝を平成22年3月末(A街区南側は平成21年3月末)までに設置する予定です。本物件への引き込みについては、CATV事業者と協議の上、譲受人の負担にて行なっていただきます。			

地区名	葛飾区新宿六丁目地区【A街区・公園用地】	
1 譲渡土地の概要	(8) 境界確認等に関する事項	・ 地区幹線道路1号(新設予定)との官民境界点を示す永久杭(葛飾区金属標等)は、道路整備工事の完了にあわせて設置されます。
	(9) 土地の利用状況	・ 【A-1街区・公園用地】 ・本街区等は大正6年から三菱製紙㈱により工場として利用されていました。機構は、三菱製紙㈱と平成13年3月22日に土地売買契約を締結し、三菱製紙㈱により工場解体工事、土壌対策工事等が完了後、更地で平成16年10月1日に土地の引渡しを受けました。 【A-2街区】 ・本街区は、大正7年から江戸川バリウム工業所(現三菱瓦斯化学㈱)の工場として利用されていました。平成18年2月8日に新宿六丁目地区土地区画整理事業(個人施行)について東京都の事業認可をうけ(その後2回の変更認可)、平成18年4月7日に機構は本街区の仮換地指定を受けました。平成19年12月19日に換地処分公告、同年12月27日に換地処分による登記が完了し、平成20年2月上旬に事業終了の公告がされる予定です。現在本物件は工場の解体工事を完了し、土壌汚染対策工事を実施しています。
	(10) 未収去物に関する事項	・ 機構は現状有姿で譲渡します。 ・ 本物件には、用地管理上必要な万能鋼板等が残存しています。 ・ 本物件には、粉塵対策等のために砕石等及び防塵フェンスが残存しております。砕石等は、場外処分をするにあたって産業廃棄物として取り扱われます。 ・ 本物件には、RC杭が残存しています。 ・ 本物件(公園用地)には、葛飾区の要望により、北側区道沿いに暫定歩道を整備しています。 ・ 本物件(公園用地)には、北側区道沿いの暫定歩道から敷地内に約20m幅で暫定緑化(種子吹き付け)しています。
	(11) 土壌汚染に関する事項	・ 【A-1街区・公園用地】 ・従前土地所有者(三菱製紙㈱)が「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)」(以下、「環境確保条例」という。)に基づき土壌汚染状況調査を実施したところ、同条例及び「東京都土壌汚染対策指針(平成13年9月東京都)」に示されている汚染土壌処理基準を超える重金属類等が発見されましたが、同条例及び同対策指針に基づき「汚染拡散防止計画提出書」を提出のうえ土壌汚染対策を行い、「汚染拡散防止措置完了届出書」を葛飾区へ届け出ています。 ・その後、公園用地については、機構の基盤整備工事を平成19年1月から施工するに際し、平成15年2月の土壌汚染対策法の施行により、環境確保条例及び「東京都土壌汚染対策指針」に示されている汚染土壌処理基準の内容が改正されたため、機構が追加調査を実施しましたが、基準を超える汚染物質は発見されませんでした。(当該調査につきましては、東京都へは届けておりません。) ・ 【A-2街区】 従前土地所有者(三菱瓦斯化学㈱)が環境確保条例に基づき土壌汚染状況調査を実施したところ、同条例及び「東京都土壌汚染対策指針(平成15年2月東京都)」に示されている汚染土壌処理基準を超える重金属類等が発見されましたが、同条例及び同対策指針に基づき「汚染拡散防止計画提出書」を提出のうえ、土壌汚染対策を実施しています。当該対策は当街区の引渡しまでに完了し、「汚染拡散防止措置完了届出書」を葛飾区へ届け出る予定です。 ・ 【A-1街区、A-2街区、公園用地共通】 その由来が自然的原因であるとの判断により上記手続において対策範囲外としたため、本物件の一部(地山以深)に、基準値を上回るヒ素等を含む土壌が存在しています。建物建設工事、地中埋設管設置工事等、当該土地の開発に係る掘削工事の際に発生した建設発生土に含まれる自然由来による汚染土壌を、場外において適切に処分するために要する費用については、譲受人の負担となります。
	(12) ダイオキシンに関する事項	・ 【A-1街区・公園用地】 従前土地所有者(三菱製紙㈱)が土壌中のダイオキシン類の任意の調査を実施したところ(3箇所)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の低質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成14年7月22日環境省告示第46号)」に定める基準以下でした。 ・ 【A-2街区】 従前土地所有者(三菱瓦斯化学㈱)が土壌中のダイオキシン類の任意の調査を実施したところ、同基準を超過している箇所があったため、対策工事を実施しています。当該対策は当街区の引渡しまでに完了する予定です。
	(13) 埋蔵文化財に関する事項	・ 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。

地区名	葛飾区新宿六丁目地区【A街区・公園用地】	
1 譲渡土地の概要	(14) 油臭・油膜に関する事項	・【A-1街区・公園用地】 油分については、従前土地所有者(三菱製紙㈱)により、上記(11)土壌汚染に関する事項に記載する土壌汚染状況調査に併せ、グリッド毎に油分に関する調査を行い、当該調査により油膜・油臭等の存在を確認しています。また、現在施工中の機構の基盤整備工事の施工に際し、本街区に隣接する地区幹線道路1号において掘削をしたところ、地中より、油膜・油臭等がある土壌を確認しております。 ・【A-2街区】 機構所有地との交換に際し、三菱瓦斯化学㈱との協議により、土地の交換条件を定めています。それにより、当街区については、上記(11)に記載する土壌汚染対策のほか、油臭・油膜に係る調査を行った結果、当該確認された箇所について、地表から深さ50cmまでは置換工事を実施することとしています。 ・【A-1街区、A-2街区、公園用地共通】 ・貴公社との土地譲渡契約締結時点(平20.2.27)において、油分については、土壌汚染対策法及び環境確保条例において対策を要する特定有害物質には該当しないため、公法上の指導はありません。 ・油膜・油臭に関する対応の考え方については、平成18年3月に環境省から「油汚染対策ガイドライン」が公表されていますのでご参照ください。 ・油分が含まれている土壌を処理する場合は、油分がない土壌に比べ、処理費用が多くかかりますのでご留意ください。
	(15) その他の事項	・【A-1街区・公園用地】 従前所有者(三菱製紙㈱)により、石炭ガラが存在していたところは、置換工事を実施しています。 ・【A-2街区】 機構所有地との交換に際し、三菱瓦斯化学㈱との協議により、土地の交換条件を定めています。それにより、当街区については、上記(11)に記載する土壌汚染対策のほか、廃棄物(石炭ガラ含む)に係る調査を行った結果、当該物が確認された箇所について、地表から深さ50cmまでは置換工事を実施することとしています。 ・A-1街区・公園用地引渡し時点において、A-2街区内に未使用の井戸3本(深さ約210～約260m)があります。本件の取扱いにつきましては、今後の土地利用に支障のないように協議させていただきます。 ・【その他】 ・建設に伴う工事車両の通行に関しては、道路の供用が開始されるまで機構の指示に従っていただきます。 ・本物件の地盤の性状は、支持層まで約40mの沖積低地となっております ・本物件の西側には工場があり、現在操業中です。現地の状況及び周辺環境を十分確認されるようお願いいたします。 ・本物件に隣接する地区幹線道路1号において、機構の基盤整備工事の施工に際して、掘削等行ったところ、地中より、上記油分のほか、コンクリートガラ、レンガ片、木片等((10)未収去物に関する事項に記載する粉塵対策等のために敷いた砕石及びその中に含まれる少量のレンガ片等を除く)地中障害物が発見されましたので、適正に処理を行っております。

注 1　本物件説明書に記載した本物件にかかわる法令に基づく制限等については、機構において事前に調査したものであります。制限内容やその詳細については、管轄する関係自治体の担当窓口等で更に調査・確認されるようお願いいたします。

2　都市施設を利用する場合には、各施設の事業者との事前協議が必要となります。施設の詳細や負担金の有無については各施設の事業者に確認されるようお願いいたします。また供給処理施設計画図は、平成20年1月時点の計画図であり、今後道路管理者等との協議により変更となる場合があります。(なお、公園用地の都市施設は無償部分も含めた公園予定地全体を記載しています。詳しくは供給処理施設計画図をご参照ください。)

地区名	葛飾区新宿六丁目地区【A街区・公園用地】

2 主な譲渡条件等

(1) 譲渡代金等

① 譲渡代金	土地譲渡契約書第2条第1項のとおり
② 譲渡代金の支払い	土地譲渡契約書第3条第1項各号のとおり

(2) 代金以外に授受される金額等

① 登記費用	土地譲渡契約書第20条第2項のとおり

(3) 建設等義務

① 用途		土地譲渡契約書第1条のとおり
② 形態		公法上の制限に基づく
③ 建築物等の建設等期間		土地譲渡契約書第5条第1項のとおり
④	景観ガイドライン等	・ 当地区では、新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書において、良好な都市景観を誘導するためデザインガイドラインを策定し、運用することとなっています。 ・ 当地区の一体的な景観形成を図るため、機構では、道路等の公共空間の整備方針と、それと整合する街区の整備方針をまとめた「景観形成の手引き」及び「景観ガイドライン」を作成し、東京都及び葛飾区と協議を行ってきました。「景観形成の手引き」及び「景観ガイドライン」の内容及び運用方法については平成18年10月に葛飾区の了解を得ており、葛飾区から東京都へ報告されています。 また、地区の整備状況及び今後の地区の開発計画にあわせて、上記「景観形成の手引き」及び「景観ガイドライン」は、下記3(1)に記載する開発協議会で協議のうえ、葛飾区の了解を得て変更される場合があります。 ・ 譲受人は、建設計画の策定にあたっては、上記「景観形成の手引き」及び「景観ガイドライン」に則した計画を行うものとし、地区全体の一体的な整備を実施するため開発協議会において調整を行い、地区整備計画にも反映させた上で整備を行ってください。
	景観形成の手引き	・ 当地区の景観形成の考え方を整理したものであり、譲受人等が計画する際の参考資料となります。
	景観ガイドライン	・ 上位計画に即した景観の実現のため、「景観形成の手引き」を踏まえ、譲受人に譲渡条件として付します。譲渡条件は「遵守する事項」と「調整する事項」とがあります。「調整する事項」については、「景観形成の手引き」と「景観ガイドライン」を基準に機構と街区事業者で組織する開発協議会において調整します。
⑤ その他		・ 土地譲渡契約書第5条のとおり ・ 建築物の建設に必要な諸手続、建築物建設工事に伴う騒音、振動、ほこり等の工事公害及び建築物を建設したことに起因する電波障害、日照阻害、風害等の周辺への影響に対する対策は、譲受人の責任において行うこととし、機構は、調停、あっせん等を一切行いません。 ・ 当地区においては、地区幹線道路、共同住宅及びその他の施設の建設工事等が行われるため、建築物の建設に当たっては、騒音・振動等の近隣対策、工事用通路の確保その他の仮設計画、工事スケジュールの調整等について、他の事業主体と開発協議会で協議・調整を行った上で実施してください。

(4) 機構の承諾を要する事項等

① 承諾を要する事項	土地譲渡契約書第6条のとおり
② 制約期間	土地譲渡契約書第6条のとおり

(5) 契約解除権等

① 契約解除

内容	土地譲渡契約書第9条のとおり
契約解除事由	土地譲渡契約第9条第1項各号のとおり
制約期間	土地譲渡契約書第9条第1項のとおり

② 契約解除による使用料相当額の支払義務

内容	土地譲渡契約書第10条のとおり

(6) 違約金

内容・金額等	土地譲渡契約書第8条のとおり
違約金徴収事由	土地譲渡契約書第8条各号のとおり

(7) 損害賠償金

内容	土地譲渡契約書第11条のとおり

(8) 瑕疵担保期間

内容	土地譲渡契約第14条のとおり

地区名	葛飾区新宿六丁目地区【A街区・公園用地】		
2 主な譲渡条件等	(9) その他	① 引渡し等	土地譲渡契約書第3条及び第4条のとおり、本物件の引渡しは、2回に分けて行ないます。A-1街区及び公園用地については、平成20年3月19日までに引き渡します。A-2街区については、従前所有者の土壌汚染対策工事の終了後、平成21年3月19日までに引き渡すこととします。なお、本物件の所有権の移転登記、買戻しの特約登記については、一括して初回の引渡し日に行うこととします。
		② 道路整備状況	本物件を譲受人に引渡す時点においては、周辺の道路は整備中です。引渡し後、道路が供用開始されるまでの間の工事車輌等の通行につきましては、機構の指示に従っていただきます。なお、「1譲渡土地の概要(6)接面道路状況」記載のとおり、新設予定道路は、平成22年3月末の全面供用開始を目途に機構が整備し、整備後は葛飾区に移管し、供用開始される予定ですが、工事の進捗状況等により、道路の完成時期は変更になる可能性があります。
		③ 道路整備工事に伴う土地の使用貸借等	上記②道路整備状況により、本物件を譲受人に引き渡した後においても、機構が本物件に隣接する道路整備工事を実施するにあたり、作業スペースの確保等のため、無償で使用させていただきます。なお、具体的な使用貸借の範囲、期間等については事前に譲受人と協議のうえ、決定することといたします。
		④ 未収去物	本物件の引渡しは、用地管理施設等を残した状態で行います。 「1 譲渡土地の概要(10)未収去物に関する事項」に記載した地上及び地中の未収去の障害物等について、機構は撤去義務等の一切の責めを負いません。また、引渡し時の現状と本物件説明書記載事項との間に差異がある場合は、引渡し時の現状を優先します。 なお、本物件に残置しているRC杭の位置は、未収去物図に記載のとおりですが、施工誤差により、概ねの位置となります。また、A街区に存していた4棟の建物(建物NO⑤, ⑨, ⑩, ⑭)に係るRC杭については、その建物範囲内に未収去物図記載の本数のRC杭が残置しております。 上記以外の杭が発見され、本物件の土地利用に支障が生じた場合には土地譲渡契約第14条第1項及び第16条の規定によるものとします。
		⑤ 油臭・油膜	本物件の利用に際し、通常の土地利用において支障(注)が生じると認められた場合は協議させていただきます。 (注) ①平成18年3月に環境省が公表した「油汚染対策ガイドライン」に記載されている「油臭や油膜という、人が感覚的に把握できる不快感や違和感を感じられる状況」が通常の利用において生じる場合とします。 ②施設等を整備するにあたって通常要する費用を超過した場合とします。
3 その他	(1)	開発協議会	当地区においては、一体的なまちづくり等を推進するため、機構と譲受人で「新宿六丁目地区開発推進に関する基本協定」を譲渡契約と同時に締結していただきます。

公開の可否	公開	非公開	根拠条文
（当初判断）	事業終了後一部公開　公開予定時期　平成　年　月　日		区条例
	事業継続中一部公開　公開予定時期　平成 登記完了後 日		第９条第４号

決裁区分	理事長	副理事長	常務理事	事務局長	主管課長	主管係長	保存年限
甲							（長期）・10年・5年 3年・1年 （　　）

（合議先）

課長

課長

計画（企画）課長

副参事（街づくり調整）

副参事（街づくり計画）

副参事（街づくり推進）

副参事（街路整備）

出納課長（副収入役）

用地管財課

調整係長

用地第二係長

用地第三係長

計画（企画）係長

出納係長

施行・取扱上の注意

１９葛土地公社　第３１４号

起案	平成20年1月29日
決裁	平成　年　月　日
施行	平成　年　月　日

起案者	
	用地管財課
	用地第一係
氏名	田中　直樹
内線	２１７４

件名

大学・都市計画公園用地買収に伴う契約の締結について

上記のことについて次のように　締結　してよろしいか伺います。

~~します。~~

1　理由

大学・都市計画公園用地として、土地譲渡契約を締結する

2　土地の所在等

（1）所在　　葛飾区新宿六丁目３６０２番１ほか（９９，２３９．３０㎡）

（2）地目　　宅地

葛飾区土地開発公社回議用紙　　H13．06．2

118　URから葛飾区土地開発公社へ、及び同公社から本区への理科大用地の取得に係る同公社の起案文書及び決裁文書（回議用紙等）の写し

659

3　土地所有者

神奈川県横浜市中区本町六丁目５０番地１

独立行政法人　都市再生機構

4　契約者（代理人）

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

独立行政法人　都市再生機構　東京都心支社

支社長　細谷　清

5　買収総額

¥４４，６５７，６８５，０００円

660

土地の所在	東京都葛飾区新宿六丁目				
名　称	地　番	地目	地籍(㎡)	単価(円)	金額(円)
A-1 街区	3602番1	宅地	64,091.78	450,000	28,841,301,000
A-2 街区			6,760.32		3,042,144,000
A-1 街区	3602番2	宅地	19,261.97		8,667,886,500
A-2 街区			938.03		422,113,500
公園用地	2400番17のうち	宅地	8,187.20		3,684,240,000
合　計			99,239.30		44,657,685,000

※新宿六丁目地区まちづくり基本協定書第９条１項に基づく公園用地無償譲渡分　１２，９１５．２６㎡

土地の所在	東京都葛飾区新宿六丁目			
名　称	地　　番	地目	地籍(㎡)	備　　考
				・土地区画整理法第6条4項に基
	3607番	公園	7,183.77	づく省令第9条6項による拠出分
				・平成19年12月20日換地処分
公園用地				登記済
				・無償譲渡合計 12,915.26 ㎡から
	2400番17のうち	宅地	5,731.49	区画整理拠出 7,183.77 ㎡を差し
				引いた分

6　契約予定日

平成 20 年 2 月 2 7 日

7　土地買収価格

平成 19年12月27日開催の葛飾区土地開発公社土地評価審議会において A-1 街区及び A-2 街区については、530,300 円/㎡以下、公園用地については 529,900 円/㎡以下で評定済みであるが、都市再生機構との協議の上、A-1 街区、A-2 街区、公園用地とも 450,000 円/㎡で決定した。

8　支払方法

譲渡代金は、契約締結と同時に譲渡代金の一部（4,465,768,500 円：

譲渡代金総額の１割）平成２０年３月１９日までにA-1街区及び公園用地に係る残金（37,074,084,750 円）平成２１年３月１９日までにA-2街区に係る残金(3,117,831,750円)をそれぞれ口座振替にて支払うものとする。

9　所有権移転登記

所有権移転登記は、土地譲渡契約書第２０条に基づき、平成 20 年３月１９日の残金支払い完了後、速やかに都市再生機構が行なう。

10 土地の引渡し

土地譲渡契約書第４条２項の規定に基づき、A-1 街区及び公園用地においては平成２０年３月１９日、A-2 街区については平成２１年３月１９日にそれぞれ引き渡しを受ける。

11 確認書

本件土地譲渡契約に関して別添確認書を締結するものとする。

12 添付書類

（１）位置図

（２）案内図

（３）確定図（求積図）

（４）土地全部事項証明書（写）

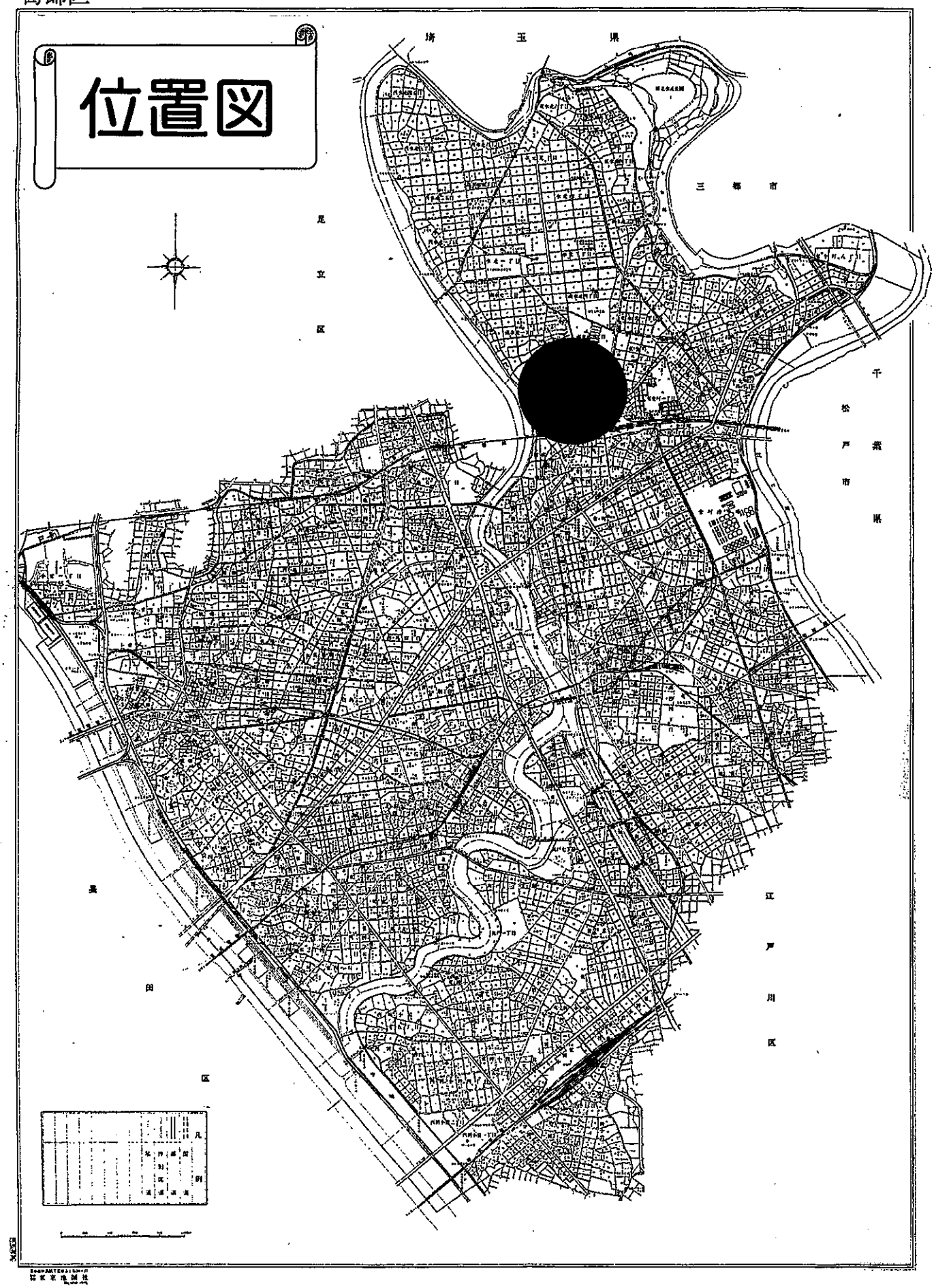
（５）土地価格の評定について（写）

（６）新宿六丁目地区まちづくり基本協定書（写）

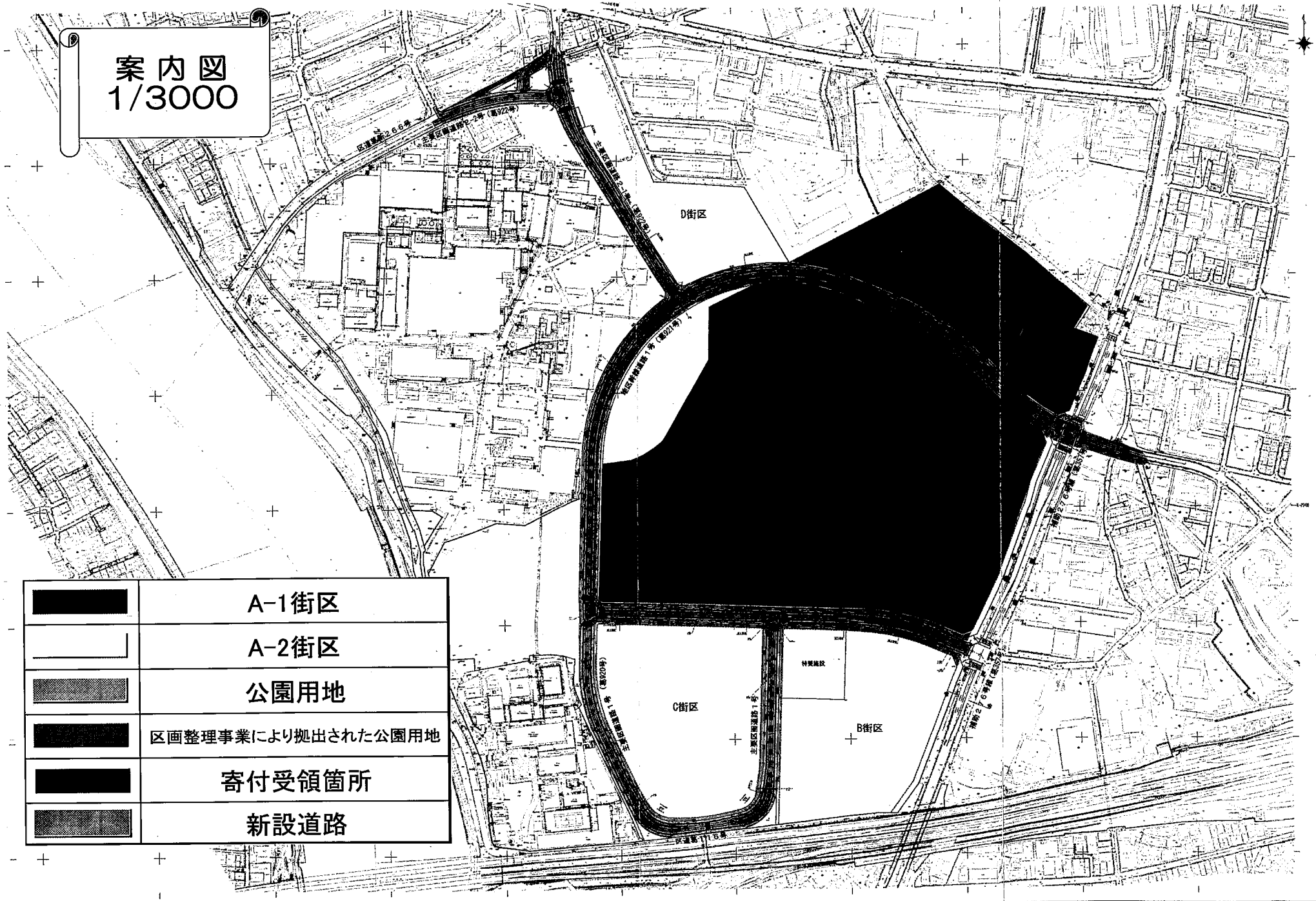
（７）土地譲渡契約書（案）

（８）確認書（案）

葛飾区



案内図
1/3000

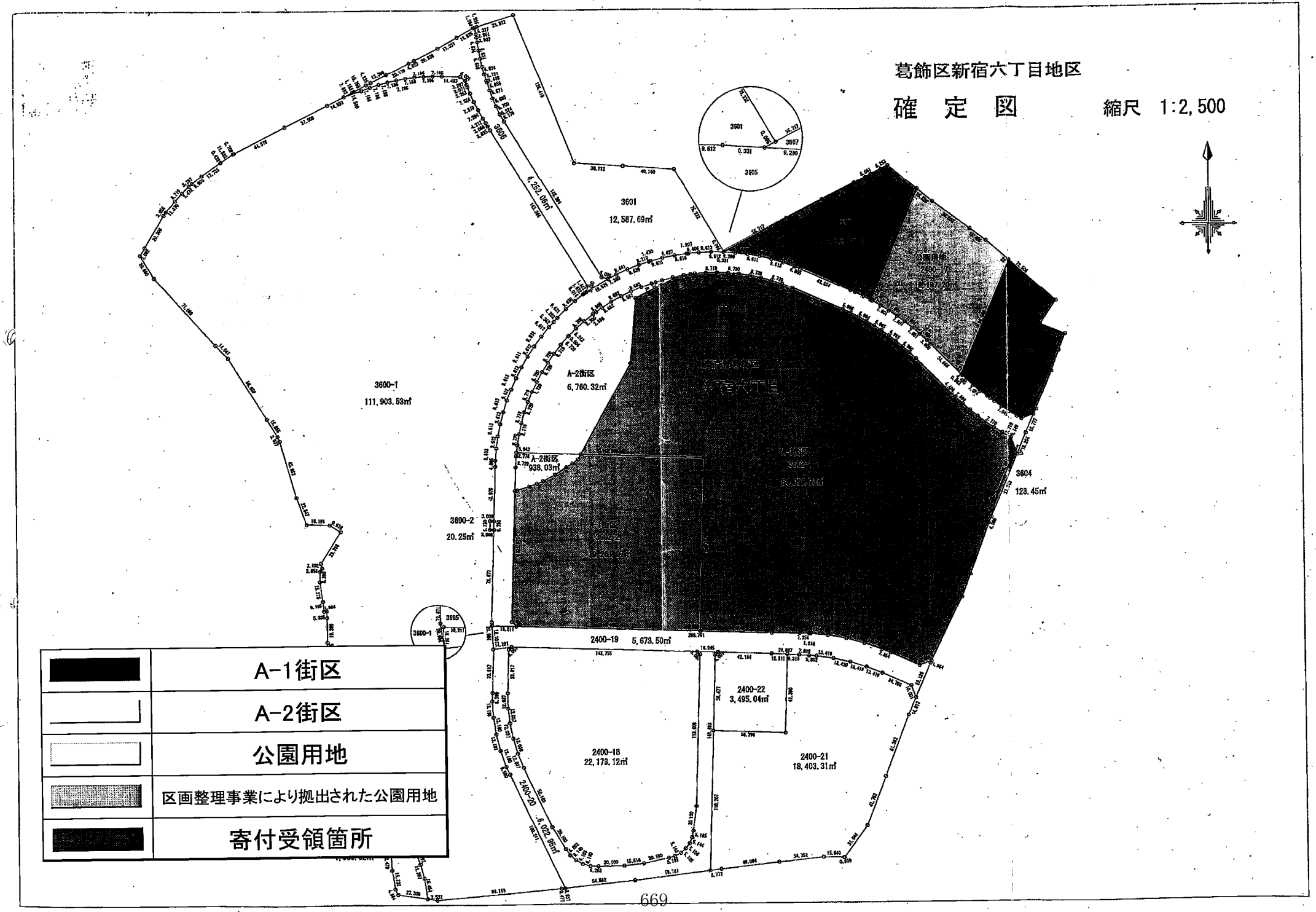


	A-1街区
	A-2街区
	公園用地
	区画整理事業により拠出された公園用地
	寄付受領箇所
	新設道路

葛飾区新宿六丁目地区

確　定　図

縮尺　1:2,500



写

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－１　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製 余白	地図番号 余白
【不動産番号】	０１１８００１２９７９１６			
【所在】	葛飾区新宿六丁目		余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】 ㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
３６０２番１	宅地	７０８５２：１０	平成１９年１２月２０日土地区画整理法の換地処分 他の換地 新宿六丁目３６０１番	平成１９年１２月２０日

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	所有権移転	平成１７年１１月２日 第７９４４９号	平成１６年７月１日独立行政法人都市再生機構法附則第４条第１項による承継	所有者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構 土地区画整理法の換地処分により葛飾区新宿六丁目３６０１番の土地の登記記録順位７番の登記を転写 平成１９年１２月２０日受付 第８７００１号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成２０年１月１０日
東京法務局城北出張所　　登記官　猪熊義一

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２５４９０　（２／５）　１／１

671

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－２　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製 余白	地図番号 余白
【不動産番号】	０１１８００１２９７９２２			
【所在】	葛飾区新宿六丁目		余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】 ㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
３６０２番２	宅地	２０２００：００	平成１９年１２月２０日 土地区画整理法の換地処分	平成１９年１２月２０日
【所有者】	横浜市中区本町六丁目５０番地１　独立行政法人都市再生機構			

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	所有権保存	平成１９年１２月２０日 第８７００３号	余白	所有者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成２０年１月１０日
東京法務局城北出張所　　登記官　猪熊義一

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２５４９０　（３／５）　１／１

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０７　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製 余白	地図番号 余白
【不動産番号】	０１１８００１２９７９２１			
【所在】	葛飾区新宿六丁目		余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
３６０７番	公園	７１８３	平成１９年１２月２０日 土地区画整理法の換地処分	平成１９年１２月２０日
【所有者】	葛飾区			

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。

平成２０年１月１０日
東京法務局城北出張所　　登記官　猪熊義一

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２５１９０　（５／５）　１／１

672

公用　東京都葛飾区新宿６丁目２４００－１７　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製 余白	地図番号 余白
【不動産番号】	０１１８００１２６７１０７			
【所在】	葛飾区新宿六丁目		余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
２４００番１７	宅地	１３９１８：６９	２４００番１から分筆	平成１７年１１月１８日

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	所有権移転	平成１７年１１月２日 第７９４４９号	平成１６年７月１日独立行政法人都市再生機構法附則第４条第１項による承継	所有者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構 順位７番の登記を転写 平成１７年１１月１６日受付 第８２０５４号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成２０年１月１０日
東京法務局城北出張所　　登記官　猪熊義一

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２５１９０　（４／５）　１／１

写

１９答　申　第　２号
平成19年12月27日

葛飾区土地開発公社理事長　殿

葛飾区土地開発公社土地評価審議会
会　長　八木原　利　勝

土　地　価　格　の　評　定　に　つ　い　て

平成19年12月12日付け 19葛土地公社第250号により諮問を受けたことについて、下記のとおり評定したので答申します。

記

議案第3号　土地の買収価格について
大学・都市計画公園用地〔 新宿六丁目 〕
評定価格　A 1㎡当たり　529,900円以下
　　B 1㎡当たり　530,300円以下

673



写

新宿六丁目地区まちづくり基本協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、新宿六丁目地区（以下「地区」という。）におけるまちづくりについて、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、「三菱製紙株式会社中川工場移転跡地の開発について（依頼）」（平成１３年１月４日付け１２葛都都第４４１号区長決裁）により、甲が乙に要請した地区の開発を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（対象区域）

第２条　本協定の対象とする地区の区域は、別図１「地区整備計画図」に示すとおりとする。

（相互の協力）

第３条　甲及び乙は、「新宿六丁目地区地区計画」（平成１７年１１月都市計画決定）に基づき、地区のまちづくりの円滑な推進のため、相互に協力するものとする。

（地区における公共施設の整備）

第４条　甲は、地区のまちづくりを主体的に推進するものとし、地区に必要な公共施設の整備を行うものとする。

２　地区で整備を予定する公共施設は、次の各号に掲げるとおりとし、その位置及び範囲については、別図２「公共施設位置図」に示すとおりとする。

一　地区幹線道路１号
二　地区幹線道路２号
三　主要区画道路１号
四　主要区画道路２号
五　ＪＲ常磐線北側認定道路
六　ＪＲ常磐線北側堤防道路
七　都市計画公園

675

（地区幹線道路１号、主要区画道路１号及び主要区画道路２号の整備）

第５条　甲及び乙は、前条第２項第一号、第三号及び第四号に規定する公共施設について、平成１８年３月３１日付に締結した「新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定」に定める事項に基づき、整備及び管理を行うものとする。

（地区幹線道路２号の整備）

第６条　甲は、第４条第２項第二号に規定する地区幹線道路２号の整備を、平成２１年３月までに完了するものとする。

２　甲は、前項に規定する整備に係る業務の一部を乙に委託するものとする。

３　甲及び乙は、前項に規定する委託に必要な事項について、別途協議して定めるものとする。

（ＪＲ常磐線北側認定道路の整備）

第７条　乙は、第４条第１項の規定にかかわらず、同条第２項第五号に規定するＪＲ常磐線北側認定道路の舗装整備を行うものとする。

２　乙は、前項に規定する整備を、平成２１年３月末までに完了するものとする。

３　甲は、乙が第１項に規定する整備に着手するまでに、整備に必要な関係機関との調整及び手続きを行うものとする。

４　甲及び乙は、第１項に規定する整備に必要な事項について、別途協議して定めるものとする。

（ＪＲ常磐線北側堤防道路のクランク線形の改善）

第８条　乙は、第４条第２項第六号に規定するＪＲ常磐線北側堤防道路について、「葛飾区新宿六丁目地区のまちづくりについて（協力要請）（平成17年10月12日付け17葛都推第492号都市整備部長決裁）」及び「葛飾区新宿六丁目地区のまちづくりについて（協力要請）（平成17年10月12日付け17葛都推第492号都市整備部長決裁）に対する乙の回答文書（平成17年11月2日付けとう63-32、とう65-17）」（以下これらを合わせて「協議文書」という。）に基づき、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づくものをいう。）により整備するものとする。

２　甲及び乙は、前項に規定する整備を行うにあたり、整備内容及び整備時期等について、必要に応じて協議するものとする。

３　甲は、第１項に規定する整備に必要な関係機関との調整及び手続きに協力するものとする。

（都市計画公園等の整備）

第9条　乙は、協議文書に基づき、甲が整備する都市計画公園の用地（以下「公園用地」という。）の一部として、12,915.26㎡を甲に無償で譲渡するものとし、それ以外の公園用地は、有償で譲渡するものとする。

2　甲及び乙は、前項に規定する有償で譲渡する公園用地の価格及び無償で譲渡する公園用地の整備に要する費用の負担等について、別途協議して定めるものとする。

3　乙は、甲の要請により、公園用地の一部を暫定歩道として整備するものとし、その位置と範囲は、別図3「暫定歩道位置図」に示すとおりとする。

4　甲及び乙は、前項に規定する暫定歩道の整備に必要な事項について、別途協議して定めるものとする。

[redacted]の取扱い）

[redacted]は、別図4「自転車置場位置図」に示す自転車置場の取扱いについて[redacted]協議して定めた時期までに、関係機関等との協議調整できるよう努めるものとする。

（煉瓦建物）

第11条　甲及び乙は、別図1に示す乙所有の煉瓦建物について、乙が第三者に譲渡する場合における当該建物の歴史を継承する方法を、別途協議して定めるものとする。

（蒸釜）

第12条　乙は、地区内に存する乙所有の蒸釜（以下「蒸釜」という。）について、甲がモニュメントとして活用することを条件に、甲に無償で譲渡するものとする。

2　乙は、別図1に示すB街区の土地の全部又は一部を第三者に譲渡するまでに、蒸釜を公園用地内に移設するものとする。

3　甲及び乙は、蒸釜の移設に必要な事項について、別途協議して定めるものとする。

（その他）

第13条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１９年５月３０日

甲　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区長　青　木　勇

乙　東京都新宿区西新宿六丁目５
独立行政法人都市再生機構東
支社長　細　谷　清

案

収　入
印　紙

土地譲渡契約書（案）

譲渡人独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と譲受人葛飾区土地開発公社（以下「乙」という。）は、甲と乙と葛飾区（以下「丙」という。）の間で平成19年11月21日に締結した「新宿六丁目地区Ａ街区及び公園用地の譲渡に関する基本合意書」第１条第２項に基づき、甲の所有する土地の譲渡に関して、次のとおり土地譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別記１土地目録に表示する土地（以下「表示土地」という。）をこの契約に定める条件で乙に譲り渡し、乙は、別記１土地目録に表示する土地の用途（以下「土地の用途」という。）に供することを条件として、丙又は第三者に再譲渡又は貸与等するためこれを譲り受けるものとする。

（譲渡代金）

第２条　この契約に基づく表示土地の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、＊＊金４４，６５７，６８５，０００円とする。

２　表示土地の面積は、別記１土地目録の表示によるものとし、後日、再実測の結果、差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（譲渡代金の支払）

第３条　乙は、前条に規定する譲渡代金を、次の各号に従い甲の定める方法により甲に支払うものとする。

一　この契約の締結と同時に、譲渡代金の一部を契約保証金として＊＊＊＊＊＊＊＊＊金４，４６５，７６８，５００円

二　平成20年３月19日までに、別記１土地目録に表示するＡ-1街区及び公園用地（以下「Ａ-1街区等」という。）に係る譲渡代金の残金金３７，０７４，０８４，７５０円

三　平成21年３月19日までに、別記１土地目録に表示するＡ-2街区に係る譲渡代金の残金金３，１１７，８３１，７５０円

２　甲及び乙は、民法第557条第１項に規定する契約の解除はできないものとする。

（所有権の移転等）

第４条　甲は、前条第１項第２号に規定する譲渡代金の支払の完了と同時に、乙に対して表示土地の所有権を移転するものとする。

2　甲は、前条第１項第２号及び第３号に規定する譲渡代金の支払いの完了と同時に、乙に対して各々の土地を引渡すものとする。

（再譲渡等及び建設等義務）

第５条　乙は、前条第２項の規定に基づきA-1街区等の引渡しが完了した日（以下「A-1街区等の引渡日」という。）から10年以内に土地の用途に供することを条件として、第２項及び第３項に従って表示土地の全部又は一部を丙又は第三者に再譲渡又は貸与等（以下「再譲渡等」といい、同期限内に土地の用途に供することを条件として他の第三者への再譲渡等が行われる場合及び同様の再譲渡等が繰り返し行われる場合を含む。）するものとする。

2　甲は、天災その他再譲渡等を受けて表示土地を土地の用途に供しようとする者（以下「用途施行者」という。）の責に帰さない事由によって、前項に規定する期限までに、表示土地を土地の用途に供することができないと認めるとき、又は甲乙の協議により必要と認め、合意したときは、期限を変更することができるものとする。

3　乙は、第１項の規定に基づき再譲渡等する場合は、次の各号を用途施行者に遵守させるとともに、表示土地の再譲渡等を受けた者（用途施行者を除く。）にも遵守させ、又は連帯責任を負わせなければならない。

一　A-1街区等の引渡日から10年以内に、表示土地に、大学（付属施設を含む。）にかかる建築物（以下「建築物」という。）の建設及び都市計画公園（以下「公園」という。）の整備を完了すること。

二　「葛飾区新宿六丁目地区　景観形成の手引き」及び「葛飾区新宿六丁目地区　景観ガイドライン」に基づいた計画とすること。

三　第１号の建築物の建設又は公園の整備（以下「建築物の建設等」という。）に関し、第三者から苦情、異議の申立て、損害賠償請求等があったときは、用途施行者の責任においてこれらを解決すること。

四　乙が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずること。

五　建築物について、確認の申請書（建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項に規定する確認の申請書をいう。）を提出する前並びに確認済証（建築基準法第６条第１項に規定する確認済証をいう。）及び検査済証（建築基準法第７条第５項に規定する検査済証をいう。）の交付を受けた後、速やかに、乙に対し、その写しその他関係図書（以下「書面等」という。）を提出すること。

六　甲から乙に対するA-1街区等の引渡日から起算して12年を経過するまでの間に、次のイからハに規定する行為をしようとするときは、乙の承諾を受けること。

イ　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは

680

抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

ロ　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

ハ　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

七　次のイ及びロに規定する事由が生じたときは、乙に対して通知すること。

イ　解散若しくは合併があったとき又は営業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

ロ　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

八　第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は買い戻したときは、同条に規定する乙の義務の履行に協力すること及び甲に対して何らの請求を行わないこと。

九　別添１新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書（平成 18 年３月 31 日締結、締結者　甲、丙及び三菱瓦斯化学株式会社）第３条第２項に基づき、表示土地に係る地区計画における２号施設の整備主体及び管理者を継承しなければならないこと。

（甲の承諾を要する事項）

第６条　乙は、この契約の締結日以後、A-1 街区等の引渡日から起算して 12 年を経過するまでの間に、次の行為をしようとするときは、甲の定めるところにより、あらかじめ書面により甲に申し出て、甲の承諾を受けるものとする。

一　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

二　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

三　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

四　前条第３項第６号に規定する承諾をしようとするとき。

（通知義務）

第７条　乙は、この契約の締結日以後、A-1 街区等の引渡日から起算して 12 年を経過するまでの間に、乙に次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲に通知するものとする。

一　解散若しくは合併があったとき又は営業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

二　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

三　第５条第３項第７号に規定する通知を受けたとき。

（違約金）

第８条　乙は、この契約の締結日以後、A-1 街区等の引渡日から起算して 12 年を経過するまでの間に、次の各号の一に該当すると甲が認めるときは、第２条第１項に規定する譲渡代金の２割を上限として甲が定める金員を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払い方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

一　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

二　第５条第３項第１号、第２号、第６号及び第９号に違反する行為があったとき。

三　第６条に規定する甲の承諾を得ないで同条各号に掲げる行為が行われたとき。

四　次条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は表示土地を買い戻したとき。

（甲の契約解除権等）

第９条　甲は、この契約の締結日以後、A-1 街区等の引渡日から起算して 12 年を経過するまでの間に、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、又は表示土地を買い戻すことができる。

一　乙が、第３条第１項第２号及び第３号に規定する期限までに譲渡代金を支払わないとき。

二　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

三　第５条第３項第１号、第２号、第６号及び第９号に違反する行為があったとき。

四　第６条に規定する甲の承諾を得ないで同条各号に掲げる行為が行われたとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買戻したときは、甲は、譲渡代金として乙から既に受領した額を乙に返還し、乙は、直ちに、表示土地をこの契約を締結した時の状態に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。この場合において、各返還の方法等は甲乙協議のうえ定めるものとし、また、甲が乙に返還する金額には利息を付さないものとする。

３　前項の規定による表示土地の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

（使用料相当額の支払義務）

第 10 条　乙は、前条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、第４条第２項の規定に基づき表示土地の引渡しが各々完了した日の属する月から前条第２項の規定により甲が乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者から表示土地の返還を受けた日の属する月までの使用料相当額を、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払い方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

2　前項に規定する使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に12分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第 11 条　乙は、第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻した場合において、甲の受けた損害の額が第８条の違約金と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第 12 条　乙は、この契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（365 日当たり）14.56 パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺等）

第 13 条　第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺するものとする。

2　乙は、表示土地が再譲渡等された後においても、第８条から前条に規定する金銭債務を免れないものとする。

（瑕疵担保）

第 14 条　表示土地に隠れた瑕疵がある場合は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 570 条の規定にかかわらず、A－１街区等の引渡日から５年間に限り、甲がその責めを負うものとする。

2　甲は、別記２物件目録に表示する事項について、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者に対し、その撤去義務等の一切の責めを負わないものとする。

（引渡後の土壌汚染）

第 15 条　A-1 街区等の引渡日以後、この契約の締結日における土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第５条第１項に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「環境法令の基準」という。）に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合の費用負担は、次のとおりとする。

一　土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者の

負担とする。

二　検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準拠した対策費用は、A-1 街区等の引渡日から５年間に限り、甲の負担とする。ただし、甲の積算に基づいた算定額を上限とする。

2　前項の規定に基づき甲が対策費用を負担しようとする場合の取扱いについては、別紙のとおりとする。

3　表示土地において、この契約の締結日以降所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要となったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者の負担とする。

（引渡後の地中障害物）

第 16 条　A-1 街区等の引渡日以後、表示土地において別記２物件目録に表示する事項以外の地中障害物の存在が判明した場合は、A-1 街区等の引渡日から５年間に限り、甲は、その撤去に係る費用を負担する。ただし、甲の積算に基づいた算定額を上限とする。

2　前項の規定に基づき甲が撤去費用を負担しようとする場合の取扱いについては、別紙のとおりとする。

（公表）

第 17 条　甲及び乙は、この契約の内容について公表できるものとする。

（適用法令等）

第 18 条　この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（契約履行の調査及び情報の提供）

第 19 条　乙は、甲が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2　甲は、乙又は再譲渡等を受けた者が表示土地の使用に際して必要な調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用に際して必要な報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときには、これに応じるものとする。

3　乙は、表示土地の再譲渡等を受けた者から書面等の提出を受けたときは、速やかに甲に提出するものとする。

（登記）

684

第 20 条　甲は、乙が第３条第１項第１号及び第２号に規定する支払を完了したときは、速やかに、この契約に基づき表示土地の所有権移転の登記及び買戻し特約の登記を行い、乙はこれに協力するものとする。

２　前項の所有権の移転登記及び買戻しの特約抹消に要する費用は乙が、買戻しの特約の登記に要する費用は甲が、それぞれ負担するものとする。

３　乙は、買戻権が設定された土地が分筆されたときは、設定された当初の売買代金を分筆後の面積に応じて按分した額を分筆後の各土地の売買代金とする買戻権変更登記に同意するものとする。

（返還金の受領場所）

第 21 条　乙は、この契約に基づき甲が乙に対して返還すべき金銭債務があるときは、甲の指定する場所においてこれを受領するものとする。

（管轄裁判所等）

第 22 条　この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議するものとし、甲乙間に権利義務の争いがあるときは、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

685

この契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 20 年２月 27 日

譲渡人　甲　住 所　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
氏 名　独立行政法人都市再生機構東京都心支社
支社長　細 谷　清

譲受人　乙　住 所　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
氏 名　葛飾区土地開発公社
理事長　青 木　勇

別 記

1 土地目録（別添２　確定図参照）

土地の所在		東京都葛飾区新宿六丁目			
名称	地　番	地　目	地　積（㎡）	土地の用途	引渡日
A-1街区	３６０２番１	宅地	６４，０９１．７８	学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に基づく大学（付属施設を含む。）及び都市計画公園の用途に供する用地	平成20年3月19日まで
A-2街区			６，７６０．３２		平成21年3月19日まで
A-1街区	３６０２番２	宅地	１９，２６１．９７		平成20年3月19日まで
A-2街区			９３８．０３		平成21年3月19日まで
公園用地	２４００番１７の一部※1	宅地	８，１８７．２０	都市計画公園の用途に供する用地	平成20年3月19日まで
合　計		—	９９，２３９．３０	—	

※1　地番は、分筆前につき未確定、契約締結時までに確定します。

2 物件目録

物　件	数　量	備　考
用地管理施設等（砕石等、フェンス、暫定歩道等） ＲＣ杭	一　式	別添３未収去物図（現在作成中）

※未収去物図は契約締結時までに作成します。

別　紙

第 15 条第 1 項の規定に基づき甲が対策費用を負担しようとする場合、又は第 16 条第 1 項の規定に基づき甲が撤去費用を負担しようとする場合の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1　土壌汚染又は地中障害物の確認

(1) 乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、表示土地において、この契約の締結日における関係法令の基準に適合しない土壌汚染（注）（以下「土壌汚染」という。）、又は第 16 条第 1 項の規定に基づき甲が撤去に係る費用を負担する地中障害物（以下「地中障害物」という。）の存在が判明したときは、直ちに甲に通知するものとする。

(2) 甲は、(1)による通知を受けたときは、速やかに、土壌汚染又は地中障害物の存在を確認するものとする。

2　工事方法の協議

甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、土壌汚染について、この契約の締結日における関係法令の基準に適合させるための対策工事（以下「対策工事」という。）又は地中障害物の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）の方法を協議し、決定するものとする。

3　甲の負担する費用の決定

(1) 甲は、記 2 により決定した方法による対策工事又は撤去工事に係る費用について、甲の積算に基づき算定するものとする。

(2) 乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者は、甲が(1)による算定を行うときは、これに協力するものとし、必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

(3) 甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、甲が負担する対策費用又は撤去費用の額について協議し、(1)による甲の算定額を上限とし、決定するものとする。

4　費用負担契約の締結

甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、対策工事の方法及び甲が負担する対策費用、又は撤去工事の方法及び甲が負担する撤去費用を決定したときは、甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者間に費用負担契約を締結し、工事の完了確認、費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

（注）その由来が自然的原因であるとの判断により対策範囲外とされた基準値を上回るヒ素等を適切に処分するために要する費用については譲受人（表示土地の再譲渡等を受けた者を含む。）の負担とする。

以　上

案

収　入

印　紙

確　認　書（案）

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と葛飾区土地開発公社（以下「乙」という。）は、甲乙間で平成 20 年２月 27 日付で締結した土地譲渡契約に関して、次のとおり確認する。

第１条　甲は、乙の責めに帰さない事由により、土地譲渡契約（甲乙間で平成20年２月27日に締結された土地譲渡契約をいう。以下、同じ。）第１条に規定された表示土地（以下「表示土地」という。）が同条に規定された土地の用途（以下「土地の用途」という。）に供される見込みのない場合は、乙の申し入れにより、表示土地を土地の用途以外の公共公益施設の用途（甲乙両者が公共性又は公益性を認めるものに限る。）に供する協議に応じるものとする。

２　甲は、前項の協議の結果、乙が土地譲渡契約第６条の規定に基づく甲の承諾を受けた場合においては、乙に対して、土地譲渡契約第８条に規定する違約金を課さないものとし、また、同第９条に規定する土地譲渡契約の解除、又は表示土地の買戻しを行わないものとする。

３　甲が土地譲渡契約第６条第３号又は第４号の規定による承諾をする場合には、甲、乙及び葛飾区との間で平成 19 年 11 月 21 日に締結した「新宿六丁目地区Ａ街区及び公園用地の譲渡に関する基本合意書」の変更合意書を３者間で締結するものとする。

４　土地譲渡契約第５条第３項第６号イの規定により、乙が用途施行者に遵守させるとともに、表示土地の再譲渡等を受けた者（用途施行者を除く。）にも遵守させ、又は連帯責任を負わせなければならない期間は、土地譲渡契約締結日以後、公園に供する用地については都市計画決定の告示を受けた日まで、大学（付属施設を含む。）に供する用地については建築物の検査済証の交付を受けた日までとする。

第２条　土地譲渡契約第８条に規定する違約金は、表示土地のうち、大学（付属施設を含む。）に供する用地が用途施行者に再譲渡等された後は、再譲渡等された面積に応じて按分した額とする。

第３条　土地譲渡契約第 14 条から第 16 条に規定する瑕疵担保については、Ａ－１街区等の引渡日から５年を超えて甲に通知した場合は、甲はその責めを負わないものとする。

２　土地譲渡契約第 15 条から第 16 条に規定する甲の負担する甲の積算に基づいた算定額は、甲の定める土木・造園工事積算要領等によるものとする。

第４条　土地譲渡契約第 20 条に規定する買戻し特約の登記を抹消する時期は、公園に供する用地については都市計画決定の告示を受けた日以後、大学(付属施設を含む。)に供する用地については建築物の検査済証の交付を受けた日以後とする。

第５条　土地譲渡契約第５条第１項の規定により、表示土地の全部又は一部を葛飾区又は第三者に再譲渡する場合において、乙は再譲渡価格を譲渡土地の取得に要する費用、譲渡土地の取得のために借り入れた資金の利息、譲渡土地の再譲渡に要する費用、その他通常必要な費用の合計額以内で決定するものとし、また、表示土地の再譲渡等を受けた者（用途施行者を除く。）にもこれを遵守させるものとする。

２　前項の規定にもかかわらず、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由が生じたときは、甲、乙及び再譲渡等を受けた者（用途施行者を除く。）間で協議のうえ、再譲渡価格を決定できるものとする。

この確認書の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 20 年２月 27 日

690

譲渡人　甲　住 所　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
氏 名　独立行政法人都市再生機構東京都心支社
支社長　細　谷　　清

譲受人　乙　住 所　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
氏 名　葛飾区土地開発公社
理事長　青　木　　勇

公開の可否	公開	非公開	根拠条文
（当初判断）	事業終了後一部公開　公開予定時期　平成　年　月　日		区条例
	事業継続中一部公開　公開予定時期　平成　年　月　日		第9条第2号、第4号ア

決裁区分	理事長	副理事長	常務理事	事務局長	主管課長	主管係長	保存年限
甲							長期・10年・5年 3年・1年 （　　）

（合議先）

計画課長（企画）　　計画係長（企画）

副参事（街づくり調整）　　係長

副参事（街づくり計画担当）　　係長

副参事（街づくり推進）

副参事（密集地域整備担当）

副参事（街路整備）

出納課長（副収入役）　　出納係長

施行・取扱上の注意

２０葛土地公社　第４２３号	
起案	平成２１年　２月２７日
決裁	平成 21 年 3 月 3 日
施行	平成　年　月　日

起案者	
	用地課
	調整係
氏名	中安　祥之
内線	２１７３

件名　　土地の売却について　【 大学用地 】

上記のことについて次のように　実施　してよろしいか伺います。

~~します。~~

1　理由

平成２１年~~３月６日~~2月27日付け２０葛総用第３８２号で葛飾区長から買取通知があった土地について、下記のとおり売却するとともに、「葛飾区土地開発公社に対する運用資金の貸付契約書」に基づき借り入れた運用資金について、葛飾区に対し繰上償還を実施（別途起案）することといたしたい。

記

2　土地の売却概要

（1）対象土地・・・別紙のとおり（買取通知に記載のとおり）

（２）売却代金

１３，８１０，４４３，０８８円

（３）契約の相手方

葛 飾 区

（４）所有権移転登記

葛飾区土地開発公社が行う。

（５）契約年月日

平成２１年３月　６日（予定）

（６）収入年月日

平成２１年３月２６日（予定）

（７）収入科目

２０　事業収益　公有地取得事業収益　公有地売却収益

（８）売却代金の収納方法

移転登記完了後、区に請求受領するものとする。

３　添付書類

①区長からの買取通知文　②案内図　③公図　④求積図

⑤登記事項証明書　⑥土地譲渡契約書（案）

２０葛総用第３８２号
平成２１年２月２７日

葛飾区土地開発公社
理事長　八木原　利勝　殿

葛飾区長
青木　勇

土地の取得について(通知)

下記の土地について、「公共用地の取得に関する協定書」第８条の規定に基づき、下記のとおり取得いたしたいので通知いたします。

記

1　取得対象物件　　下記の表のとおり

土地の表示	地目	土地面積 (実測:㎡)	備考
新宿六丁目3602番3	宅地	30,000.24	

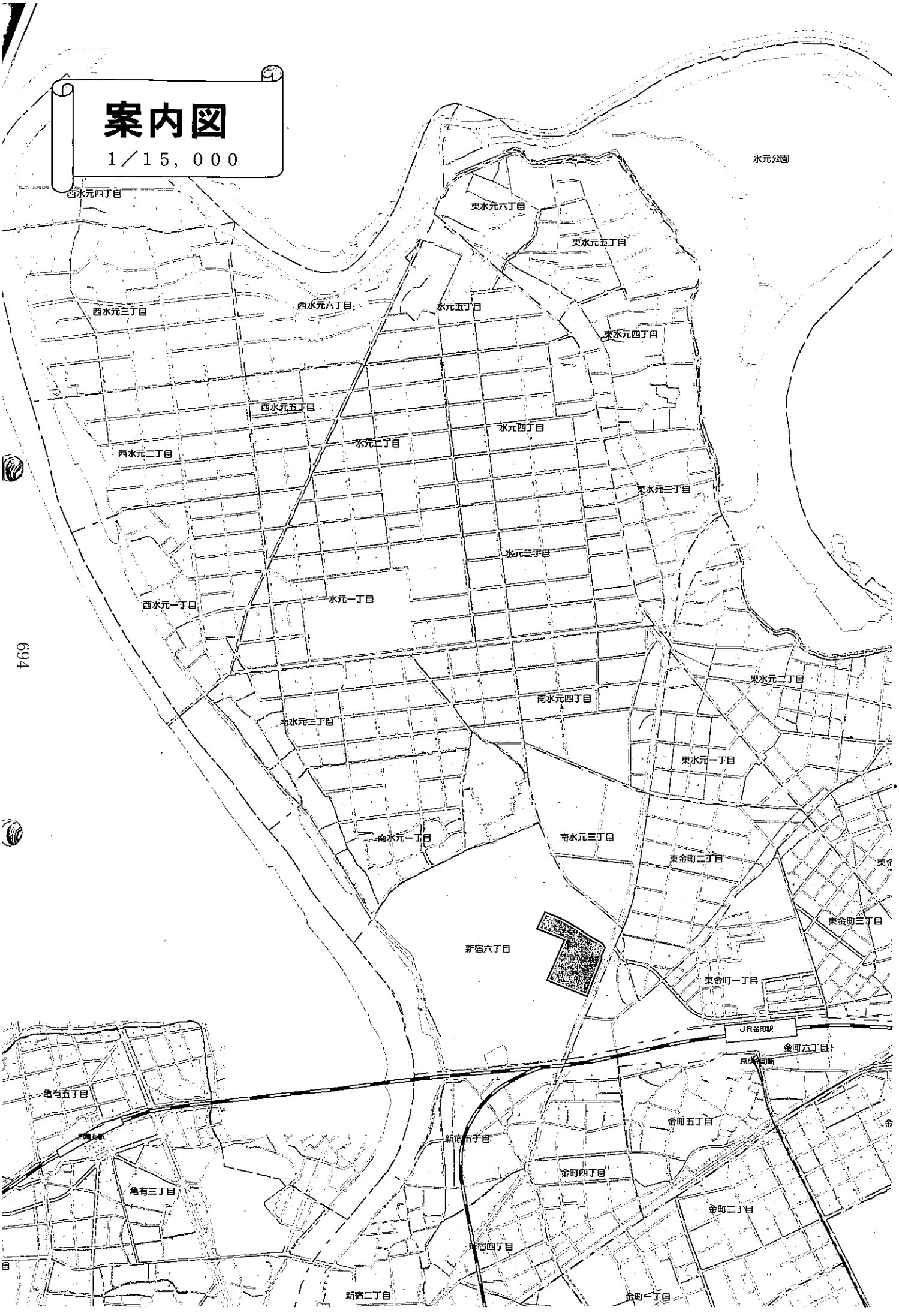
2　契約予定日　　平成２１年３月６日

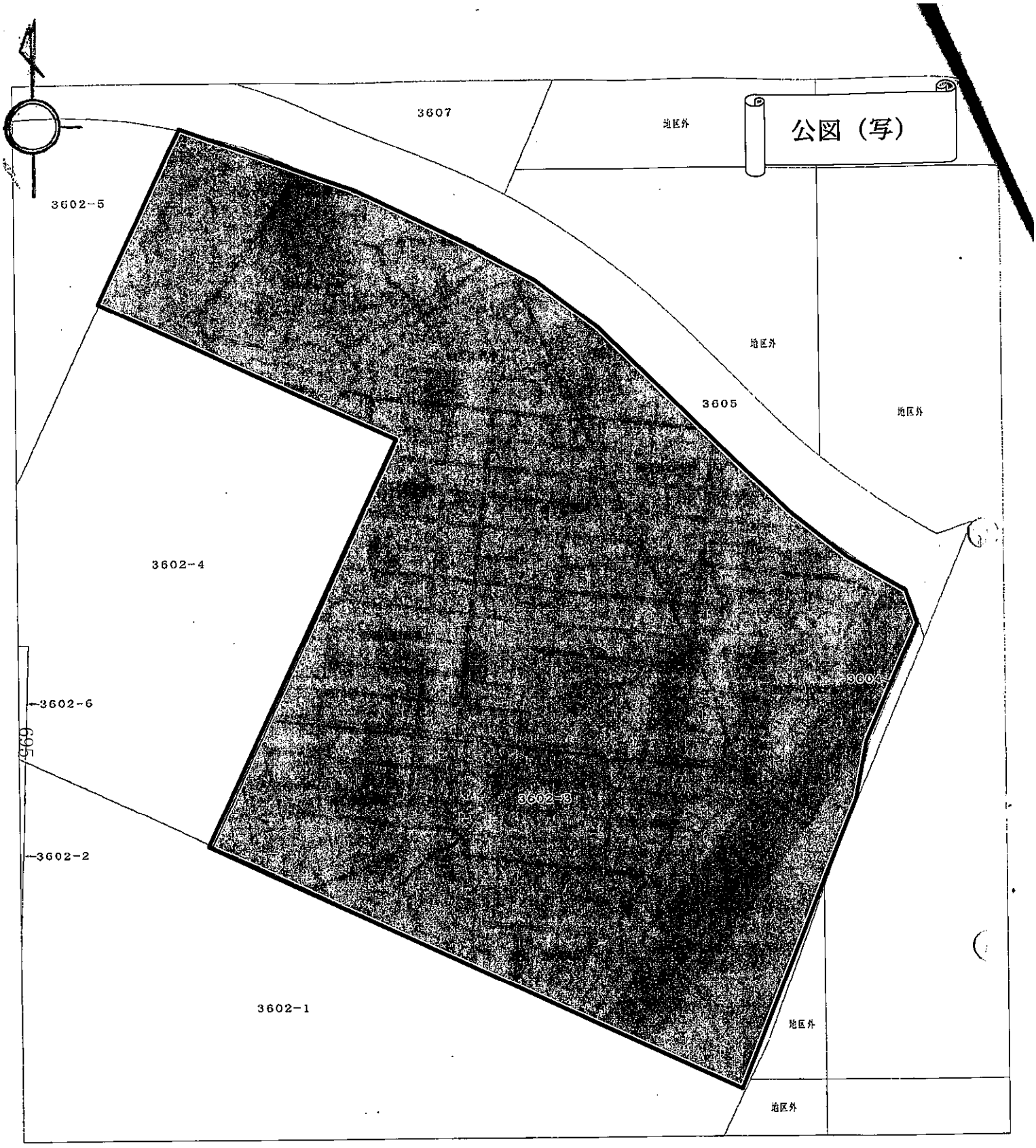
3　取得金額　　１３，８１０，４４３，０８８円
内訳　元金　13,500,108,000 円
利息　310,335,088 円

葛飾区土地開発公社
21. 2.27
収受第 423 号

案内図

1／15，000


水元公園
西水元四丁目
東水元六丁目
東水元五丁目
西水元三丁目
西水元六丁目
水元五丁目
東水元四丁目
西水元五丁目
水元四丁目
水元二丁目
西水元二丁目
東水元三丁目
水元三丁目
西水元一丁目
水元一丁目
東水元二丁目
南水元四丁目
南水元三丁目
東水元一丁目
南水元一丁目
南水元三丁目
東金町二丁目
東金町三丁目
新宿六丁目
東金町一丁目
JR金町駅
金町六丁目
京成金町駅
亀有五丁目
金町五丁目
新宿五丁目
亀有駅
亀有三丁目
金町四丁目
金町二丁目
新宿四丁目
新宿二丁目
金町一丁目



請求部分	所在	葛飾区新宿６丁目	地番	3602番3			
縮尺	1／1000						

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成２１年１月２９日

東京法務局城北出張所

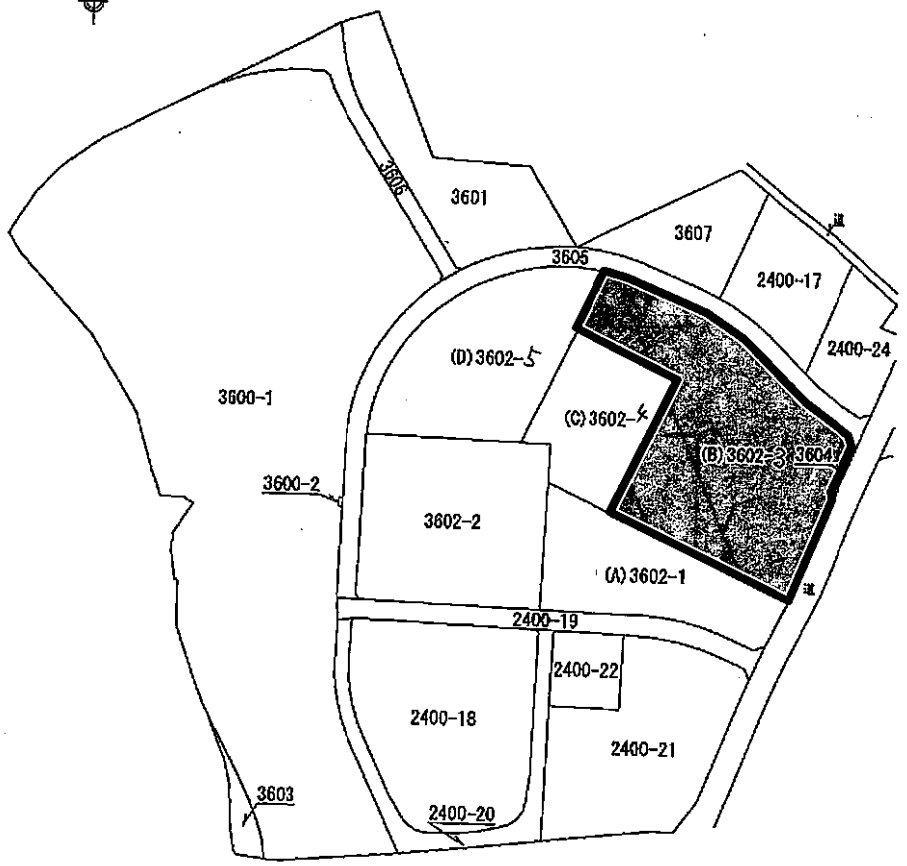
登記官　長澤　晴

(C)3602-ﾍ, (D)3602-ﾄ	地 積 測 量 図
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

N

1/6

全体図

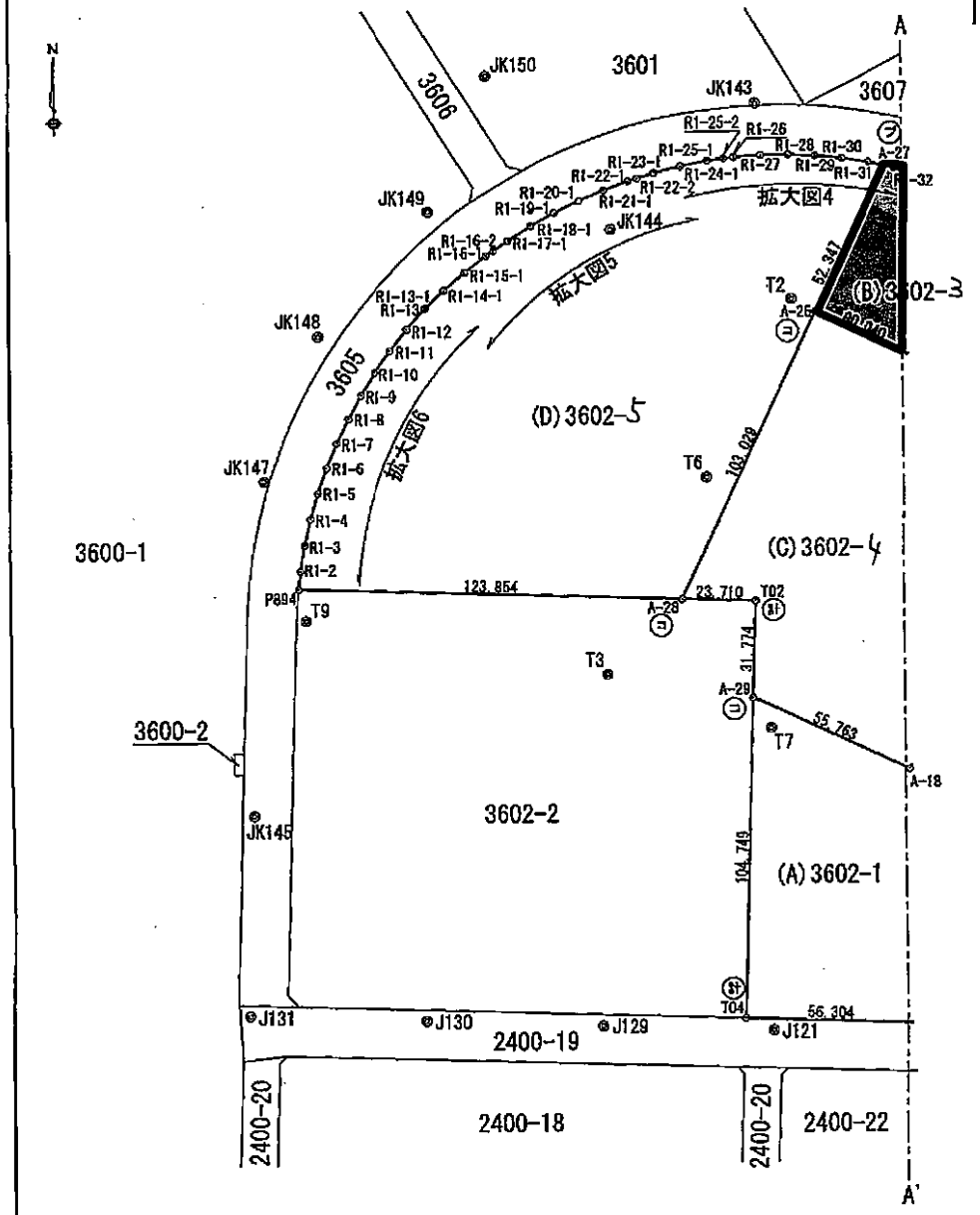


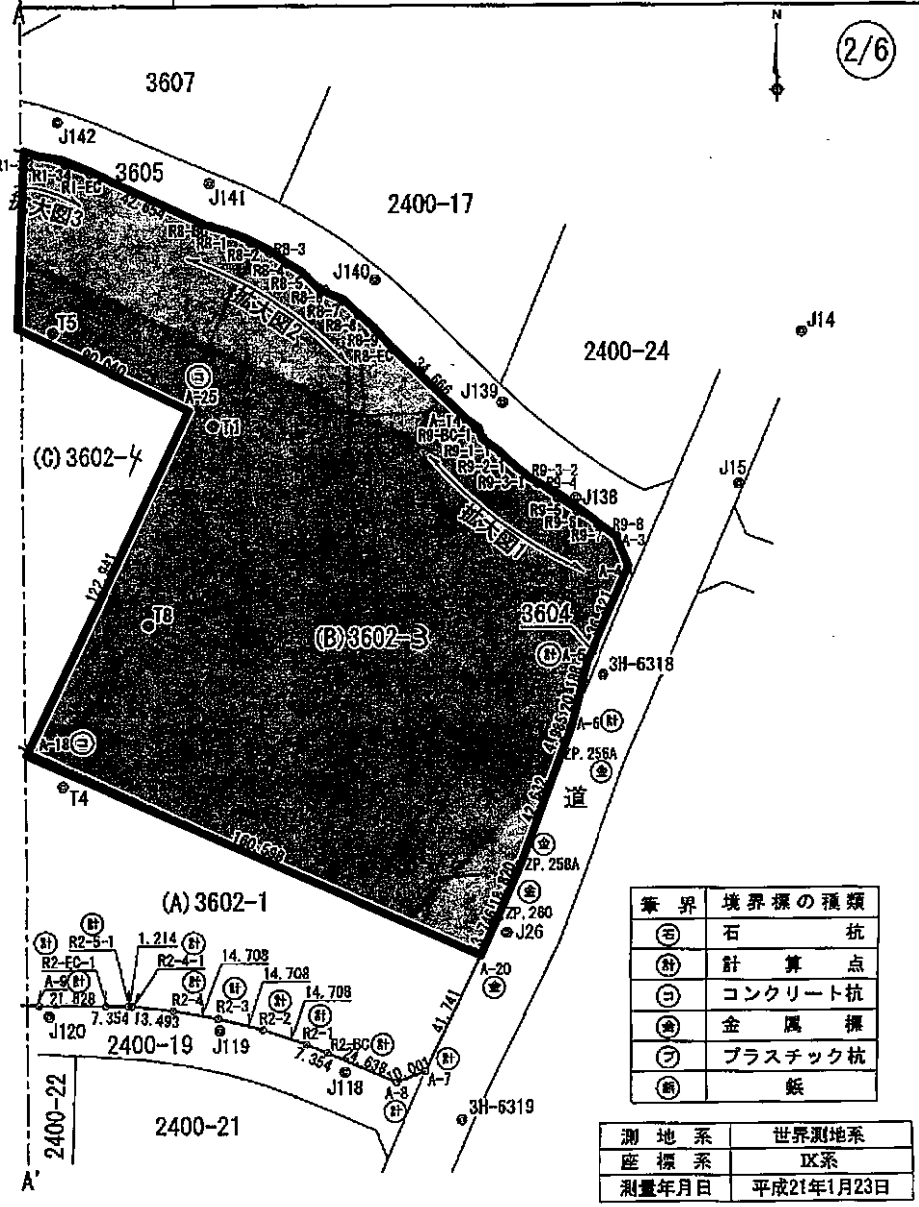
作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥 (平成2年/月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝
		縮尺	1/5000

(長源紙)

地積測量図

地番	(A) 3602-1 , (B) 3602-3 (C) 3602-4 , (D) 3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目





筆界	境界標の種類
㊁	石杭
㊊	計算点
㊂	コンクリート杭
㊎	金属標
㊇	プラスチック杭
㊊	鋲

測地系	世界測地系
座標系	IX系
測量年月日	平成21年1月23日

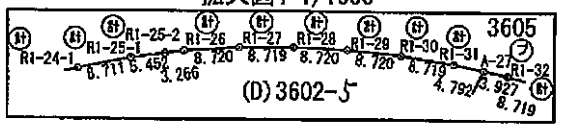
(長源絵)

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥子 (21年1月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝
		縮尺	1/2000

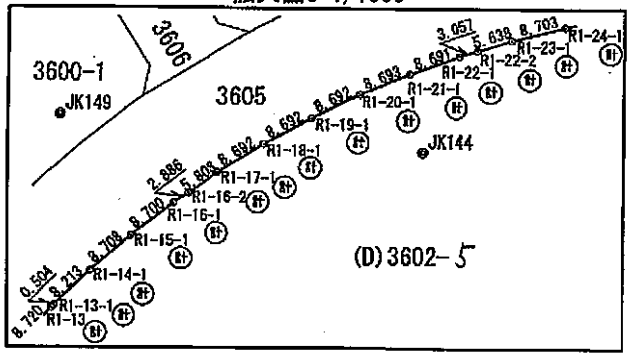
地番	(C)3602-4, (D)3602-5	地積測量図
土地の所在	葛飾区新宿六丁目	

3/6

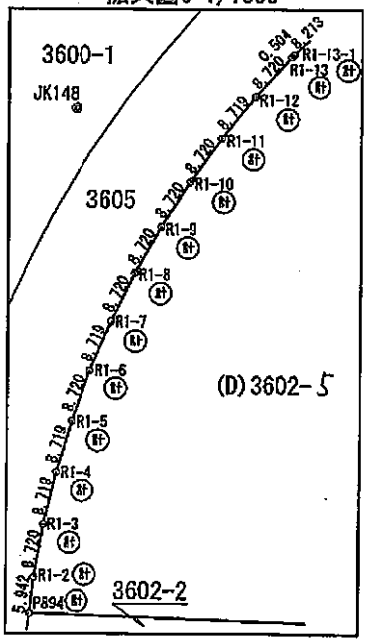
拡大図4 1/1000



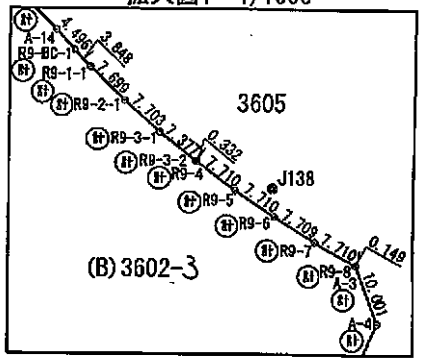
拡大図5 1/1000



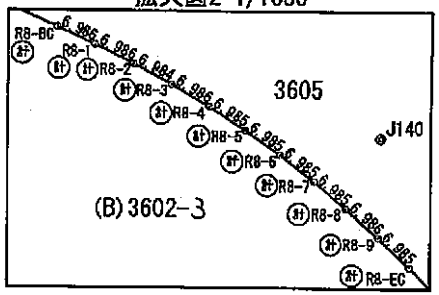
拡大図6 1/1000



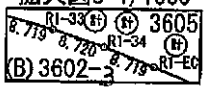
拡大図1 1/1000



拡大図2 1/1000



拡大図3 1/1000



筆界	境界標の種類
㊄	石杭
㊊	計算点
㊇	コンクリート杭
㊎	金属標
㊍	プラスチック杭
㊋	鋲

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥子 (平成2/年/月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝	縮尺	1/

(長源納)

地番	(A)3602-1，(B)3602-3 (C)3602-4，(D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

(4/6)

座標求積表

世界測地系

地番	(B)3602-3			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	境界標種
R1-32	-25208.741	2678.650	-8376.138550	計算点
R1-33	-25211.043	2687.060	-13615.333020	計算点
R1-34	-25213.808	2695.331	-16131.556035	計算点
R1-EC	-25217.028	2703.434	-54249.810078	計算点
R8-BC	-25233.875	2742.620	-54109.149980	計算点
R8-1	-25236.757	2748.984	-16510.397904	計算点
R8-2	-25239.881	2755.233	-17867.686005	計算点
R8-3	-25243.242	2761.356	-19205.230980	計算点
R8-4	-25246.836	2767.347	-20519.878005	計算点
R8-5	-25250.657	2773.195	-21808.405480	計算点
R8-6	-25254.700	2778.892	-23067.582492	計算点
R8-7	-25258.958	2784.430	-24296.936180	計算点
R8-9	-25263.426	2789.800	-25495.982200	計算点
R8-9	-25268.097	2794.995	-26655.867315	計算点
R8-EC	-25272.963	2800.007	-82569.406423	計算点
A-14	-25297.586	2824.409	-78713.454421	計算点
R9-BC-1	-25300.832	2827.520	-17027.325440	計算点
R9-1	-25303.608	2830.186	-22981.110320	計算点
R9-2-1	-25308.952	2835.729	-29692.918359	計算点
R9-3-1	-25314.079	2841.479	-27900.482301	計算点
R9-3-2	-25318.777	2847.172	-13948.295628	計算点
R9-4	-25318.978	2847.432	-13605.030096	計算点
R9-5	-25323.549	2853.641	-25388.184397	計算点
R9-6	-25327.875	2860.024	-24027.061624	計算点
R9-7	-25331.950	2866.569	-22625.829117	計算点
R9-8	-25335.768	2873.268	-11168.392716	計算点
A-3	-25335.837	2873.401	-27242.714881	計算点
A-4	-25345.249	2876.784	-23255.810480	計算点
A-5	-25378.682	2862.589	-15482.484702	計算点
A-6	-25398.167	2857.305	-6878.760570	計算点
ZP-256A	-25402.756	2855.356	-12726.927632	区画金属標
ZP-258A	-25442.739	2840.561	-16353.937331	区画金属標
ZP-260	-25460.327	2833.862	-8492.342554	区画金属標
A-20	-25472.706	2827.885	-15692.822305	区画金属標
A-18	-25404.834	2682.333	-48092.612902	区コンクリート杭
A-25	-25293.412	2734.291	-40870.147225	区コンクリート杭
A-26	-25255.359	2652.687	-22679.127752	区コンクリート杭
A-27	-25207.916	2674.810	-12469.292580	プラスチック杭
		倍面積	-6000.480032	
		面積	3000.240016	
		地積	3000.24 ㎡	

座標求積表

世界測地系

地番	(C)3602-4			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	境界標種
A-26	-25255.359	2652.687	146754.602901	区コンクリート杭
A-25	-25293.412	2734.291	-408708.147225	区コンクリート杭
A-18	-25404.834	2682.333	-235656.365715	区コンクリート杭
A-29	-25381.267	2631.794	145601.371256	区コンクリート杭
T02	-25349.510	2632.842	85651.615944	計算点
A-28	-25348.735	2609.144	245653.516744	区コンクリート杭
		倍面積	-20703.406095	
		面積	10351.7030475	
		地積	10351.70 ㎡	

(長源紙)

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥通 (令2年/月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝	縮尺	1/

地番	(A)3602 (B)3602-3 (C)3602 (D)3602-5	地積測量図
土地の所在	葛飾区新宿六丁目	

(5/6)

座標求積表

世界測地系

地番	(D)3602-5			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	境界標種
R1-2	-25338.783	2486.044	36037.693824	計算点
R1-3	-25330.190	2487.531	42509.417259	計算点
R1-4	-25321.694	2489.494	41997.763780	計算点
R1-5	-25313.320	2491.925	41368.446925	計算点
R1-6	-25305.093	2494.818	40615.637040	計算点
R1-7	-25297.040	2498.162	39740.761096	計算点
R1-8	-25289.185	2501.949	38750.186112	計算点
R1-9	-25281.552	2506.166	37642.613320	計算点
R1-10	-25274.165	2510.800	36419.154000	計算点
R1-11	-25267.047	2515.838	35083.360910	計算点
R1-12	-25260.220	2521.262	33641.198866	計算点
R1-13	-25253.704	2527.058	17370.996692	計算点
R1-13-1	-25253.346	2527.414	15366.677120	計算点
R1-14-1	-25247.624	2533.306	28963.287498	計算点
R1-15-1	-25241.913	2539.880	28050.434720	計算点
R1-16-1	-25236.580	2546.755	17755.975860	計算点
R1-16-2	-25234.941	2549.131	12799.186751	計算点
R1-17-1	-25231.559	2553.853	20543.193532	計算点
R1-18-1	-25226.897	2561.189	22817.632801	計算点
R1-19-1	-25222.650	2568.773	20724.860564	計算点
R1-20-1	-25218.829	2576.581	18553.959781	計算点
R1-21-1	-25215.449	2584.590	16311.347490	計算点
R1-22-1	-25212.518	2592.772	9855.126372	計算点
R1-22-2	-25211.648	2595.703	6665.765304	計算点
R1-23-1	-25209.950	2601.080	10021.961240	計算点
R1-24-1	-25207.795	2609.513	10023.139433	計算点
R1-25-1	-25206.109	2618.060	6395.920580	計算点
R1-25-2	-25205.352	2623.460	3024.849380	計算点
R1-26	-25204.956	2626.702	2555.781046	計算点
R1-27	-25204.379	2635.403	1763.084607	計算点
R1-28	-25204.287	2644.122	-793.236600	計算点
R1-29	-25204.679	2652.834	-3361.140678	計算点
R1-30	-25205.554	2661.510	-5935.167300	計算点
R1-31	-25206.909	2670.124	-6306.832888	計算点
A-27	-25207.916	2674.810	-129594.544500	プラスチック杭
A-26	-25255.359	2652.687	-373548.730653	区コンクリート杭
A-28	-25348.735	2609.144	-233067.006088	区コンクリート杭
P894	-25344.686	2485.356	24734.262912	計算点
		倍面積	-34502.981892	
		面積	17251.4909460	
		地積	17251.49 ㎡	

座標求積表

世界測地系

地番	(A)3602-1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	境界標種
A-29	-25381.267	2631.794	213506.920044	区コンクリート杭
A-18	-25404.834	2682.333	-245269.847187	区コンクリート杭
A-20	-25472.706	2827.885	-298228.752100	区金属標
A-7	-25510.294	2809.734	-115412.633784	計算点
A-8	-25513.782	2800.360	17645.068360	計算点
R2-BC	-25503.993	2777.750	35307.980250	計算点
R2-1	-25501.071	2771.001	21433.692735	計算点
R2-2	-25496.258	2757.102	23622.849936	計算点
R2-3	-25492.503	2742.881	17639.467711	計算点
R2-4	-25489.827	2728.418	11262.909504	計算点
R2-4-1	-25488.375	2715.003	4246.264692	計算点
R2-5-1	-25488.263	2713.794	635.027796	計算点
R2-EC-1	-25488.141	2706.441	1269.320829	計算点
A-9	-25487.794	2684.615	5855.145315	計算点
T04	-25485.960	2628.340	279989.175180	計算点
		倍面積	-26497.410719	
		面積	13248.7053595	
		地積	13248.70 ㎡	

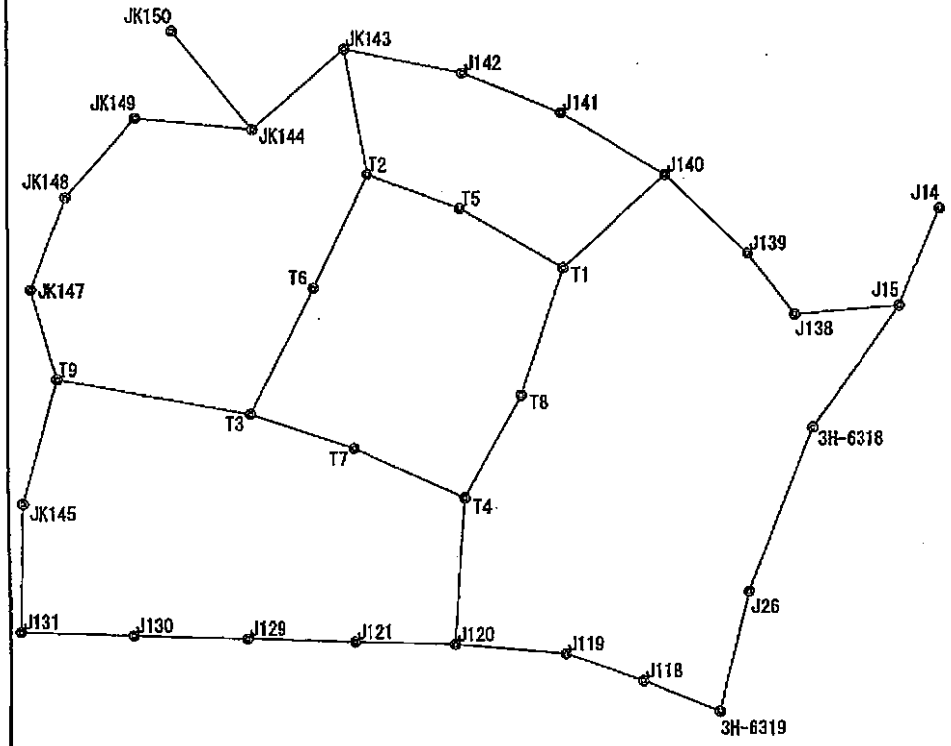
(表裏紙)

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥 (平成2/年/月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝	縮尺	1/

地番	(A)3602-1，(B)3602-3 (C)3602-4，(D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

6/6



基準点座標一覧表

世界測地系

測点名	X座標	Y座標	備考
3H-6318	-25381.211	2868.351	金属標(区3級基準点)
3H-6319	-25526.094	2821.619	金属標(区3級基準点)
J14	-25269.450	2933.082	鋲(区4級基準点)
J15	-25318.957	2912.240	鋲(区4級基準点)
J26	-25465.044	2836.449	鋲(区4級基準点)
J118	-25510.340	2783.414	鋲(区4級基準点)
J119	-25496.465	2743.449	鋲(区4級基準点)
J120	-25491.434	2687.909	鋲(区4級基準点)
J121	-25489.859	2637.457	鋲(区4級基準点)
J129	-25488.070	2582.513	鋲(区4級基準点)
J130	-25486.206	2525.629	鋲(区4級基準点)
J131	-25484.164	2468.204	鋲(区4級基準点)
J138	-25323.229	2859.655	鋲(区4級基準点)
J139	-25292.050	2836.373	鋲(区4級基準点)
J140	-25251.890	2795.314	鋲(区4級基準点)
J141	-25220.271	2742.271	鋲(区4級基準点)
J142	-25199.924	2692.935	鋲(区4級基準点)
JK143	-25187.604	2633.665	木杭(4級基準点)
JK144	-25228.154	2586.798	木杭(4級基準点)
JK145	-25418.839	2470.206	木杭(4級基準点)
JK147	-25309.400	2474.584	木杭(4級基準点)
JK148	-25262.249	2492.491	木杭(4級基準点)
JK149	-25222.127	2528.316	木杭(4級基準点)
JK150	-25178.212	2546.857	木杭(4級基準点)
T1	-25299.110	2742.856	木杭(4級基準点)
T2	-25251.130	2645.019	木杭(4級基準点)
T3	-25373.209	2584.886	木杭(4級基準点)
T4	-25416.570	2693.123	木杭(4級基準点)
T5	-25268.436	2691.175	木杭(4級基準点)
T6	-25309.015	2617.193	木杭(4級基準点)
T7	-25391.025	2637.414	木杭(4級基準点)
T8	-25364.076	2721.564	木杭(4級基準点)
T9	-25355.157	2487.734	木杭(4級基準点)

作成者	総務部用地管財課 主事 中安祥 (平成21年1月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝	縮尺	1/

(表面紙)

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－３　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製 余白	地図番号 余白
【不動産番号】	０１１８００１３１３１６１			
【所在】	葛飾区新宿六丁目		余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】 ㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
３６０２番３	宅地	３００００　２４	３６０２番１から分筆	平成２１年１月２６日

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	所有権移転	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日売買	所有者　葛飾区立石五丁目１３番１ 葛飾区土地開発公社 順位２番の登記を転写 平成２１年１月２６日受付 第４１４４号
付記１号	買戻特約	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日特約	売買代金　金３１８億８，３４４万５，０００円 契約費用　なし 期間　平成２０年３月１９日から１０年間 買戻権者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構 順位２番付記１号の登記を転写 平成２１年１月２６日受付 第４１４４号
付記１号の付記１号	１番付記１号買戻権変更	平成２１年２月５日 第７２７５号	平成２１年１月２６日変更	売買代金　金１３５億１０万８，０００円

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ３７５２７　（４／８）　１／２

702

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－３　　全部事項証明書　（土地）

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成２１年２月１８日
東京法務局城北出張所　　登記官　　長澤昭夫

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ３７５２７　（４／８）　２／２

案

区契第 0009 号
用 地 管 財 課

土地譲渡契約書

譲渡人葛飾区土地開発公社（以下「甲」という。）と譲受人葛飾区（以下「乙」という。）は、甲の所有する土地の譲渡に関して、次のとおり土地譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、甲が独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）から取得した別記１土地目録に表示する土地（以下「表示土地」という。）をこの契約に定める条件で乙に譲り渡し、乙は、大学（学校教育法（昭和２２年法律第２２号）に定める４年制大学、６年制大学、大学院及びその付属する施設のことをいう。以下同じ。）の用途（以下「土地の用途」という。）に供することを条件として、再譲渡を受けて表示土地を土地の用途に供しようとする者（以下「用途施行者」という。）に再譲渡するためこれを譲り受けるものとする。

２　乙は、公共用地等の取得等に関する協定(昭和６３年４月２０日締結)に基づき、この土地を買い取るものとする。

（譲渡代金）

第２条　この契約に基づく表示土地の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、金１３，８１０，４４３，０８８円とする。

２　表示土地の面積は、別記１土地目録の表示によるものとし、後日、再実測の結果差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（譲渡代金の支払い）

第３条　乙は、前条に規定する譲渡代金を、第１９条第１項の所有権移転登記完了後、甲の請求があった日から３０日以内に支払うものとする。

（所有権の移転等）

第４条　甲は、この契約締結と同時に、乙に対して表示土地の所有権を移転し、乙に対して表示土地を引き渡すものとする。

（再譲渡等及び建設等義務）

第５条　乙は、表示土地の引き渡しが完了した日（以下「引渡日」という。）か

ら平成３０年３月１８日（以下「供用期限日」という。）までに、土地の用途に供することを条件として、第２項及び第３項に従って表示土地を用途施行者に再譲渡するものとする。

２　甲は、天災その他用途施行者の責に帰さない事由によって、供用期限日までに表示土地を土地の用途に供することができないと認めるとき、又は甲乙の協議により必要と認め合意したときは、期限を変更することができるものとする。

３　乙は、第１項の規定に基づき用途施行者に再譲渡する場合は、次の各号を用途施行者に遵守させるとともに、連帯責任を負わなければならない。

一　供用期限日までに、表示土地に、大学にかかる建築物（以下「建築物」という。）の建設を完了すること。

二　「葛飾区新宿六丁目地区　景観形成の手引き」及び「葛飾区新宿六丁目地区　景観ガイドライン」に基づいた計画とするとともに、表示土地を含む新宿六丁目地区の一体的なまちづくり等を推進するために設置される開発協議会に加入すること。

三　第１号の建築物の建設に関し、第三者から苦情、異議の申し立て、損害賠償請求等があったときは、用途施行者の責任において解決すること。

四　乙が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずること。

五　第１号の建築物について、確認の申請書（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認の申請書をいう。）を提出する前並びに確認済証（建築基準法第７条第５項に規定する確認済証をいう。）及び検査済証（建築基準法第７条第５項に規定する検査済証をいう。）の交付を受けた後、速やかに乙に対し、その写しその他関係図書（以下「書面等」という。）を提出すること。

六　用途施行者が、引渡日から平成３２年３月１８日までに、次の行為をしようとするときは、乙の承諾を受けること。

イ　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

ロ　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

ハ　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

七　次のイ及びロに規定する事由が生じたときは、乙に対して通知すること。

イ　解散若しくは合併があったとき又は営業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

ロ　名称若しくは住所若しくは主たる事業所の所在地を変更したとき。

八　第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は丙及び甲が締結した土地譲渡契約(平成２０年２月２７日契約締結）第９条第１項に基づき丙が表示土地を買い戻したとき（以下「丙が表示土地を買い戻したとき」という。）は、同条に規定する乙の義務の履行に協力すること及び甲及び丙に対して何らの請求を行わないこと。

九　別添１新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書（平成１８年３月３１日締結、締結者　乙、丙及び三菱瓦斯化学株式会社）第３条第２項に基づき、表示土地に係る地区計画における２号施設の整備主体及び管理者を継承しなければならないこと。

（甲の承諾を要する事項）

第６条　乙は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の行為をしようとするときは、甲の定めるところにより、あらかじめ書面により甲に申し出て、甲の承諾を受けるものとする。

一　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

二　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

三　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

四　前条第３項第６号に規定する承諾をしようとするとき。

（通知義務）

第７条　乙は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までに、乙に次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲に通知するものとする。

一　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

二　第５条第３項第７号に規定する通知を受けたとき。

（違約金）

第８条　乙は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次

の各号の一に該当すると甲が認めるときは、第２条第１項に規定する譲渡代金の２０パーセントを上限として甲が定める金員を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

一　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

二　第５条第３項第１号、第２号、第６号及び第９号に違反する行為があったとき。

三　第６条に規定する甲の承諾を得ないで同条各号に掲げる行為が行われたとき。

四　次条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は丙が表示土地を買い戻したとき。

（甲の契約解除権等）

第９条　甲は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一　乙が、第３条に規定する期限までに譲渡代金を支払わないとき。

二　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

三　第５条第３項第１号、第２号、第６号及び第９号に違反する行為があったとき。

四　第６条に規定する甲の承諾を得ないで同条各号に掲げる行為が行われたとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は丙が表示土地を買い戻したときは、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

一　甲は、譲渡代金として乙から既に受領した額を乙に返還するものとする。

二　乙は、直ちに、表示土地をこの契約を締結した時の状態に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。この場合において、各返還の方法等は甲乙協議のうえ定めるものとし、また、甲が乙に返還する金額には利息を付さないものとする。

３　前項の規定による表示土地の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

（使用料相当額の支払義務）

第１０条　乙は、前条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は

丙が表示土地を買い戻したときは、表示土地を甲が丙から引き渡しを受けた日の属する月から前条第２項第２号の規定により甲が乙又は用途施行者から表示土地の返還を受けた日の属する月までの使用料相当額を、甲が定めるところにより、甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

２　前項に規定する使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に１２分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第１１条　乙は、第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は丙が表示土地を買い戻したときにおいて、甲が受けた損害の額が、第８条の違約金と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第１２条　乙は、この契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（３６５日当たり）１４．５６パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺等）

第１３条　甲が第９条第１項の規定により、この契約を解除したとき、又は丙が表示土地を買い戻したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対等額につき相殺するものとする。

２　乙は、表示土地が再譲渡された後においても、第８条から前条に規定する金銭債務を免れないものとする。

（瑕疵担保）

第１４条　表示土地に隠れた瑕疵がある場合は、民法（明治２９年法律第８９号）第５７０条の規定にかかわらず、引渡日から平成２５年３月１８日までに甲に通知したものに限り、甲がその責めを負うものとする。

２　別記２物件目録に表示する事項についての取り扱いは、次の各号のとおりとする。

一　甲は、用地管理施設等（砕石等、フェンス等）及び杭について、乙及び

用途施行者に対し、その撤去義務等の一切の責めを負わないものとする。

二　甲は、油分について、大学設備及び通常の土地利用において支障が生じると認められた場合には、乙との協議において、その取り扱いについて決定するものとする。

（引き渡し後の土壌汚染）

第１５条　引渡日以後、この契約の締結日における土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第５条第１項に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「環境法令の基準」という。）に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合の費用負担は、次のとおりとする。

一　土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙又は用途施行者の負担とする。

二　検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準拠した対策費用は、引渡日から平成２５年３月１８日までの間に限り、甲の負担とする。ただし、甲の積算に基づいた算定額を上限とする。

２　前項の規定に基づき甲が対策費用を負担しようとする場合の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

３　表示土地において、この契約の締結日以降所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要になったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は乙又は用途施行者の負担とする。

（引き渡し後の地中障害物）

第１６条　引渡日以後、表示土地において別記２物件目録に表示する事項以外の地中障害物の存在が判明した場合は、引渡日から平成２５年３月１８日までの間に限り、甲はその撤去に係る費用を負担する。ただし、甲の積算に基づいた算定額を上限とする。

２　前項の規定に基づき甲が撤去費用を負担しようとする場合の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

（適用法令等）

第１７条　この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（契約履行の調査及び情報の提供）

第１８条　乙は、甲が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

２　甲は、乙又は用途施行者が表示土地の使用に際して必要な調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用に際して必要な報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

３　乙は、用途施行者から書面等の提出を受けたときは、速やかに甲に提出するものとする。

（登記）

第１９条　甲は、この契約締結後、速やかに、表示土地の所有権移転登記を行い、乙はこれに協力するものとする。

２　乙は、この契約締結後、直ちに前項の所有権移転登記に必要な書類を、自己の負担において甲に提出するものとする。

（紛争の解決）

第２０条　乙は、この契約に関し、第三者から異議の申立て、又は権利の主張等があったときは、自己の責任において解決するものとする。

（管轄裁判所）

第２１条　この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第２２条　この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成２１年３月６日

譲渡人　甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区土地開発公社
代表者　理事長　　八木原　利　勝

譲受人　乙　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛　飾　区
代表者　葛飾区長　青　木　　勇

別記

1　土地目録（別添２　確定図参照）

土地の所在	東京都葛飾区新宿六丁目		
地　番	地　目	実測面積（㎡）	備 考
３６０２番３	宅　地	３０．０００．２４	

2　物件目録

物　件	数　量	備　考
用地管理施設等 (砕石等、フェンス等) 杭	一　式	・別添３ 未収去物図のとおり ・未収去物図に表示される杭及び建物位置は、施工誤差を含む。なお、建物 №⑤、⑨´、⑩、⑭については、その建物範囲内に存置されている全ての杭を未収去物として取り扱う。
油　分	一　式	・表示土地の土壌に含まれる油分は、未収去物として取り扱う。

別　紙

第１５条第１項の規定に基づき甲が対策費用を負担しようとする場合、又は第１６条第１項の規定に基づき甲が撤去費用を負担しようとする場合の取り扱いについては、下記のとおりとする。

記

１　土壌汚染又は地中障害物の確認

（１）乙は、表示土地において、この契約の締結日における関係法令の基準に適合しない土壌汚染（注）（以下「土壌汚染」という。）、又は第１６条第１項の規定に基づき甲が撤去に係る費用を負担する地中障害物（以下「地中障害物」という。）の存在が判明したときは、直ちに甲に通知するものとする。

（２）甲は、（１）による通知を受けたときは、速やかに、土壌汚染又は地中障害物の存在を確認するものとする。

２　工事方法の協議

甲及び乙は、土壌汚染について、この契約の締結日における関係法令の基準に適合させるための対策工事（以下「対策工事」という。）又は地中障害物の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）の方法を協議し、決定するものとする。

３　甲の負担する費用の決定

（１）甲は、記２により決定した方法による対策工事又は撤去工事に係る費用について、甲の積算に基づき算定するものとする。

（２）乙は、甲が（１）による算定を行うときは、これに協力するものとし、必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

（３）甲及び乙は、甲が負担する対策費用又は撤去費用の額について協議し、（１）による甲の算定額を上限とし、決定するものとする。

４　費用負担契約の締結

甲及び乙は、対策工事の方法及び甲が負担する対策費用、又は撤去工事の方法及び甲が負担する撤去費用を決定したときは、甲及び乙間で費用負担契約を締結し、工事の完了確認、費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

（注）その由来が自然的原因であるとの判断により対策範囲外とされた基準値を上回るヒ素等を、適切に処分するために要する費用については、乙又は用途施行者の負担とする。

別添１

新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び三菱瓦斯化学株式会社（以下「丙」という。）は、乙及び丙の行う新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画（以下「地区計画」という。）に基づく開発を進めるに当たり基本となる事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地区計画に規定する地区幹線道路、主要区画道路及び歩道状空地（以下「２号施設」という。）の整備主体及びこれらの整備が完了した後の管理者（以下「管理者」という。）について定め、地区計画を円滑に実現することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　２号施設の位置及び範囲については、別添１の公共施設計画図に示すとおりとする。

（施設の整備主体等）

第３条　２号施設の幅員、延長、現況の土地所有者、整備主体及び管理者は下記の表に示すとおりとし、当該２号施設の整備に係る費用については、その整備主体が全額負担するものとする。

２号施設の名称	幅員（m）	延長（m）	現況の土地所有者	整備主体	管理者
地区幹線道路１号	16	約 1,005	乙及び丙	乙	甲
主要区画道路１号	12	約 450	乙	乙	甲
主要区画道路２号	12～13	約 325	丙	乙	甲
歩道状空地１号	5	約 180	乙	乙	乙
歩道状空地２号	2	約 935	乙及び丙	乙	乙
歩道状空地３号	5	約 140	乙	乙	乙
歩道状空地４号	2	約 155	乙	乙	乙
歩道状空地５号	2.5	約 165	乙	乙	乙
歩道状空地６号	2	約 145	乙	乙	乙
歩道状空地７号	2.5	約 420	乙	乙	乙

２　前項の２号施設のうち、歩道状空地１号、歩道状空地２号、歩道状空地３号、歩道状空地４号、歩道状空地５号、歩道状空地６号及び歩道状空地７号（以下「歩道状空地」という。）について、乙が歩道状空地の全部若しくは一部又はこれらに囲まれた街区の全部若しくは一部を第三者（以下「街区事業者」という。）に譲渡したときは、乙は、整備主体及び当該歩道状空地の管理者たる地位を街区事業者に引き継ぐことができる。

（施設の引渡し及び帰属）

第４条　別添１の公共施設計画図に示す葛飾区新宿六丁目土地区画整理事業の施行区域（以下「施行区域」という。）内にある道路については、地区幹線道路１号は乙及び丙が、主要区画道路２号は丙がそれぞれ用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、換地処分後に甲に帰属させるものとする。

２　別添１の公共施設計画図に示す施行区域外の地区幹線道路１号及び主要区画道路１号については、乙が用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、甲に帰属させるものとする。

（維持管理）

第５条　甲は、前条に規定する引渡しが行われた後に、当該道路を葛飾区道として管理する。

（その他）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書３通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

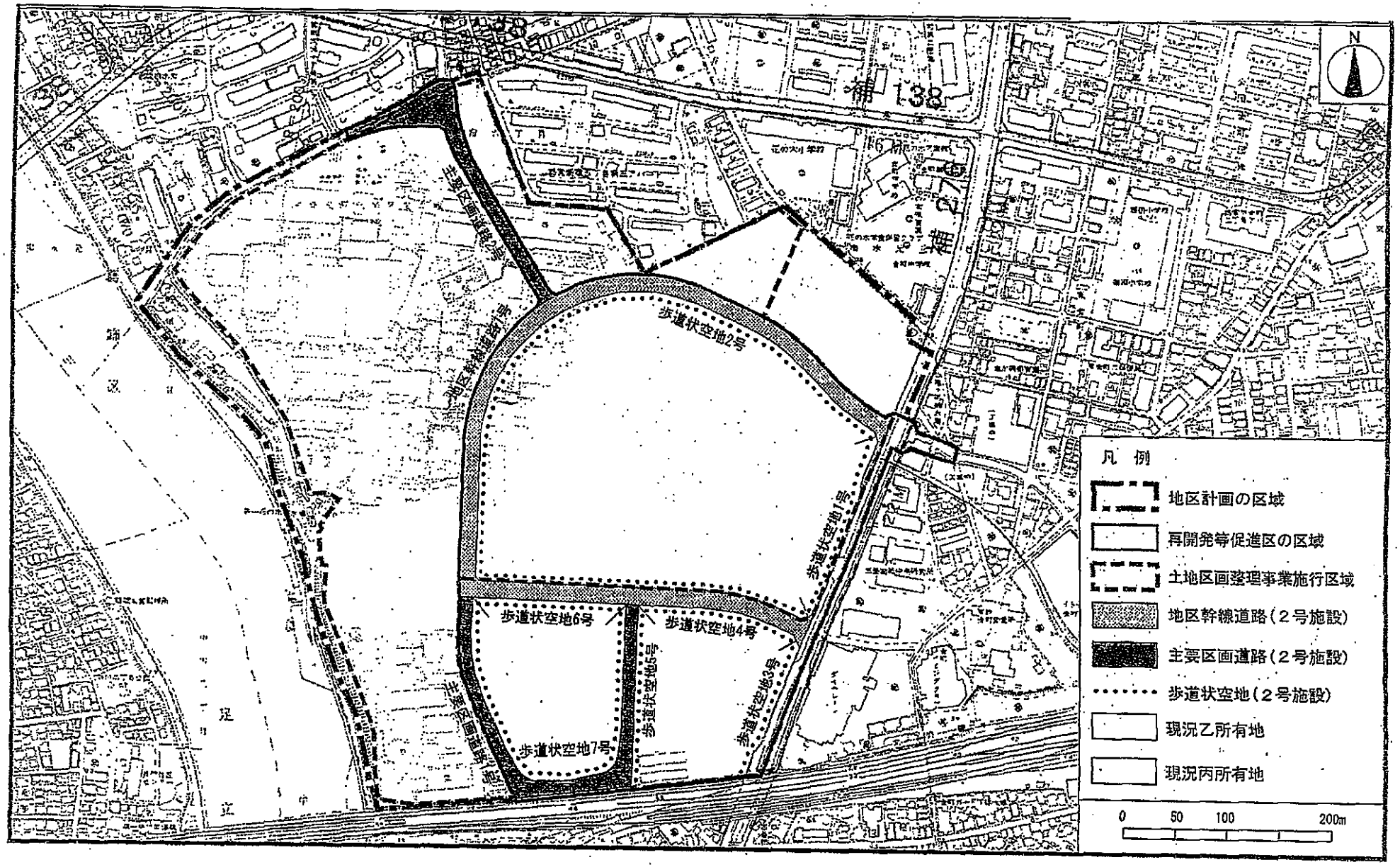
平成１８年３月３１日

甲　東京都葛飾区立石五丁目１３番１
　葛飾区長　青木

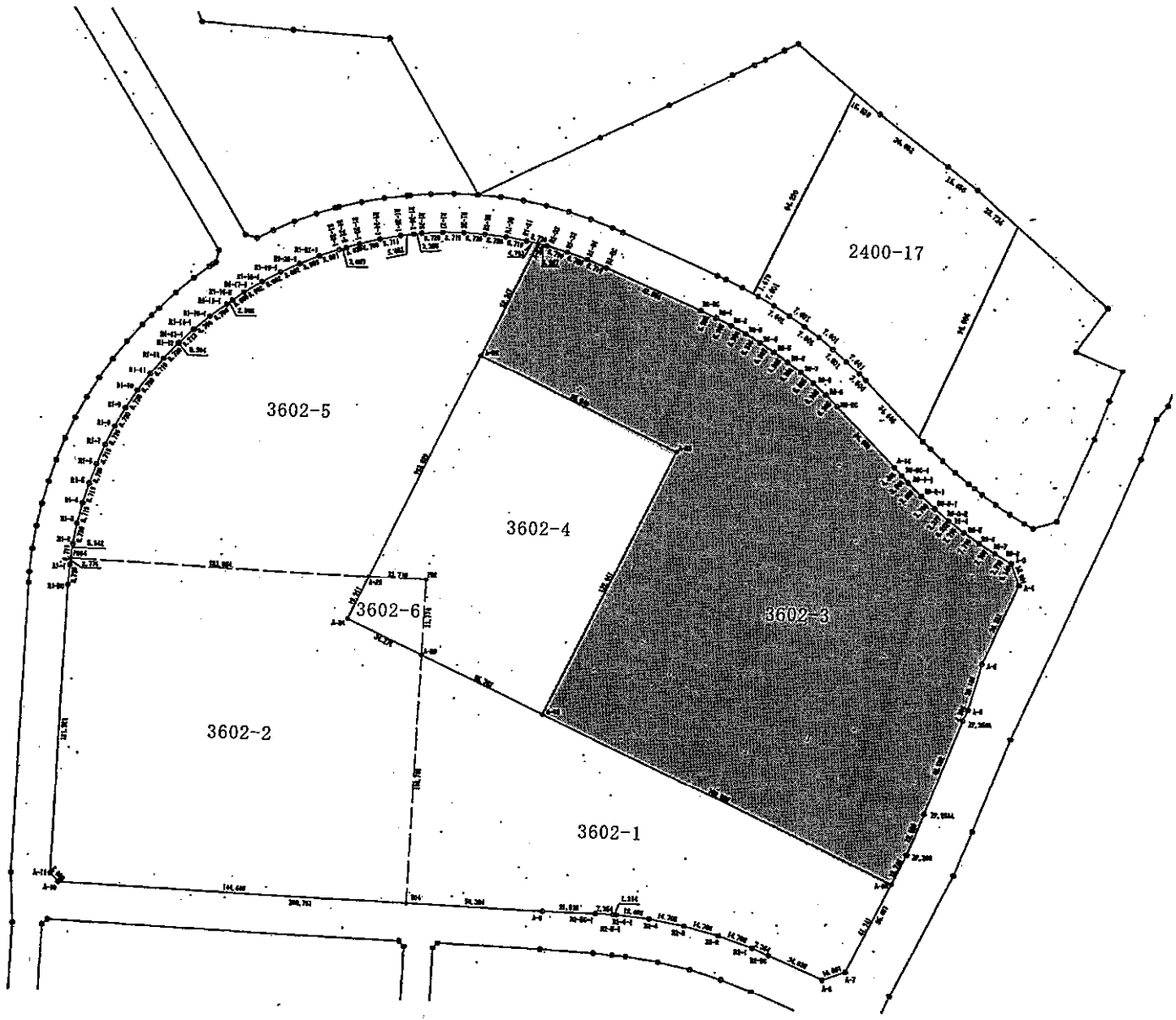
乙　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
　独立行政法人都市再生機構東京都[redacted]
　支社長　細谷[redacted]

丙　東京都[redacted]内二丁目５番２号
　三菱[redacted]社
　取締[redacted]役員
　特務[redacted]エープレジデ[redacted]
　川崎敏[redacted]

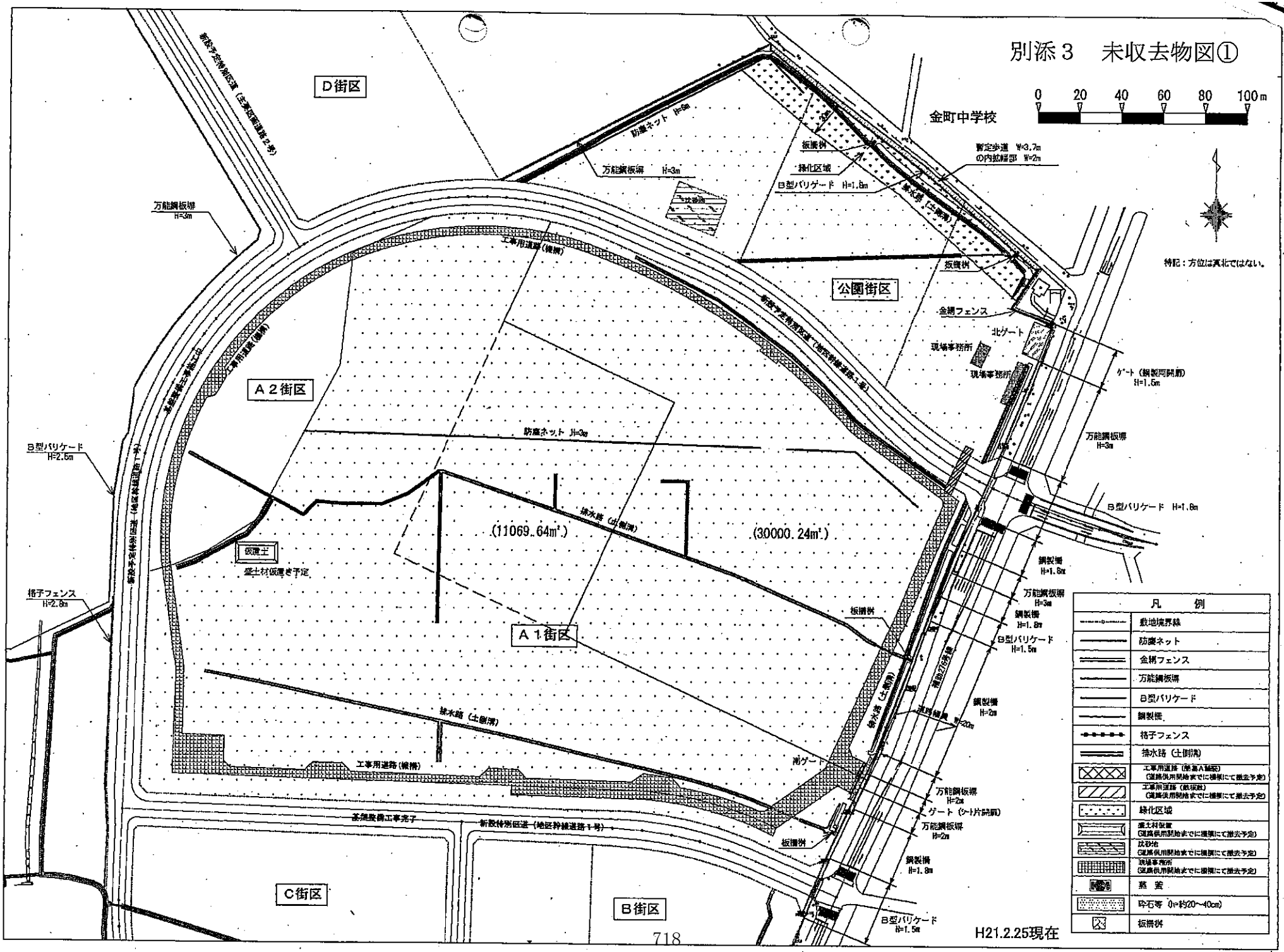
別添1　公共施設計画図


N
138
歩道状空地2号
歩道状空地1号
歩道状空地6号
歩道状空地4号
歩道状空地5号
歩道状空地3号
歩道状空地7号
凡例
地区計画の区域
再開発等促進区の区域
土地区画整理事業施行区域
地区幹線道路（2号施設）
主要区画道路（2号施設）
歩道状空地（2号施設）
現況乙所有地
現況丙所有地
0
50
100
200m

別添２　確定図

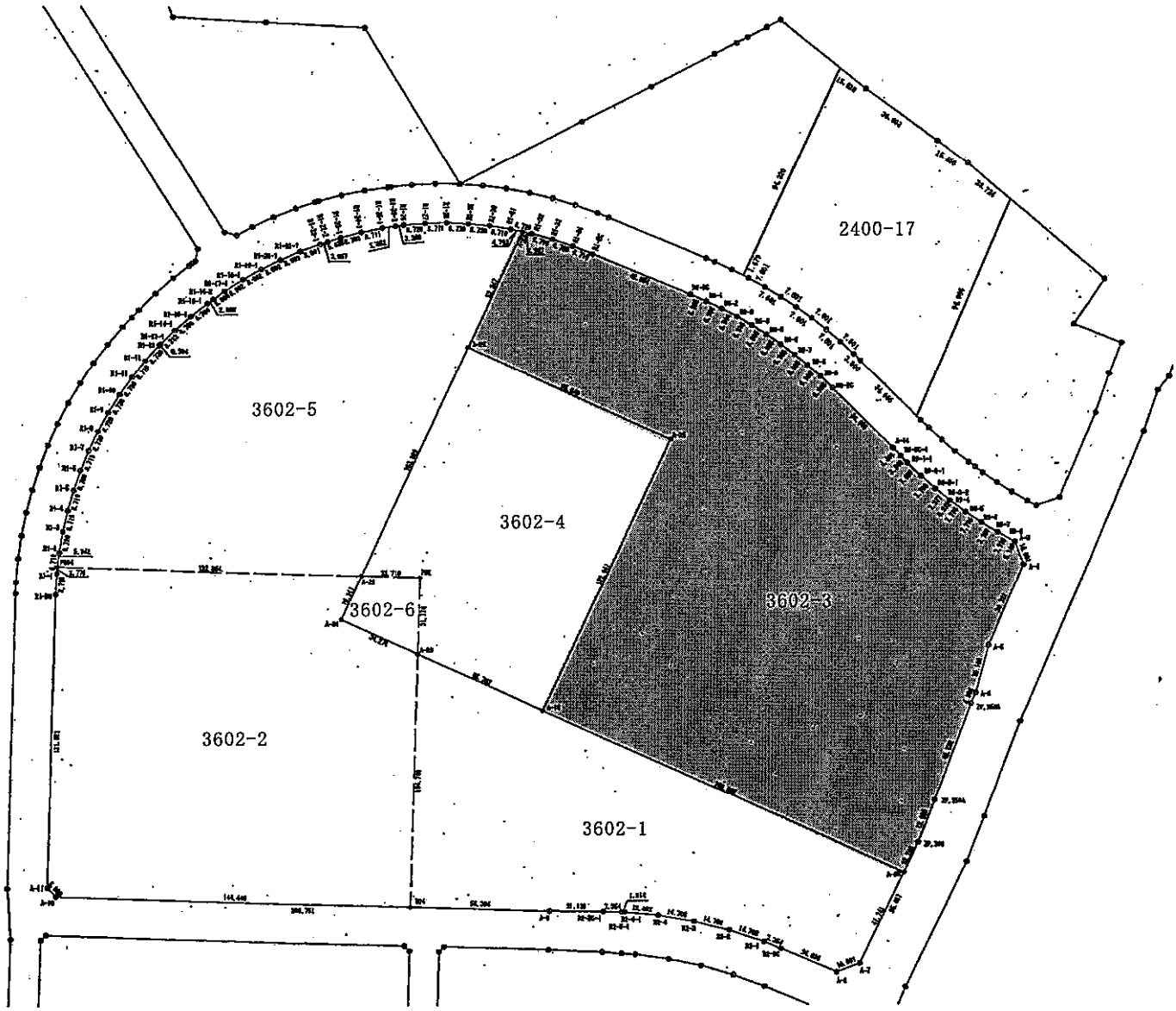


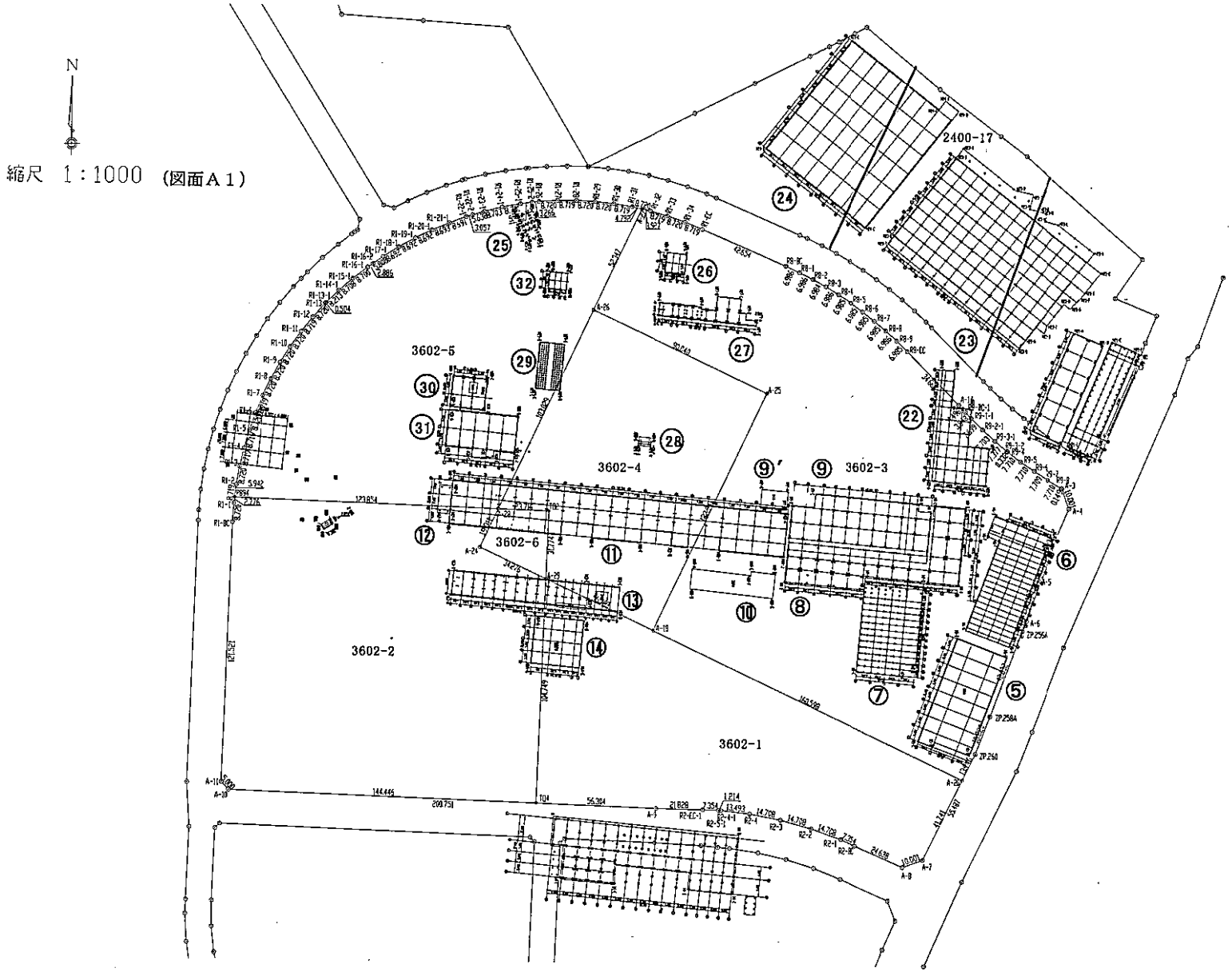
別添３　未収去物図①



H21.2.25現在

別添２　確定図




N
縮尺　1：1000　（図面Ａ１）
2400-17
3602-1
3602-2
3602-3
3602-4
3602-5
3602-6

公開の可否	公開	非公開	根拠条文
（当初判断）	事業終了後一部公開　公開予定時期　平成　年　月　日		区条例
	事業継続中一部公開　公開予定時期　平成　年　月　日		第9条第2号、第4号ア

決裁区分	理事長	副理事長	常務理事	事務局長	主管課長	主管係長	保存年限
甲							長期・10年・5年 3年・1年 （　　）

（合議先）

計画課長（企画）　　計画係長（企画）

副参事（街づくり調整）　　係長

副参事（街づくり計画担当）　　係長

副参事（街づくり推進）

副参事（密集地域整備担当）

副参事（街路整備）

出納課長（副収入役）　　出納係長

施行・取扱上の注意

20葛土地公社　第436号

起案	平成21年　3月　5日
決裁	平成 21 年 3 月 16 日
施行	平成　年　月　日

起案者	
	用地課
	調整係
氏名	中安　祥之
内線	2173

件名　土地の売却について　【（仮称）新宿六丁目公園用地】

上記のことについて次のように　実施　してよろしいか伺います。

~~します。~~

1　理由

平成21年3月4日付け20葛総用第388号で葛飾区長から買取通知があった土地について、下記のとおり売却するとともに、「葛飾区土地開発公社に対する運用資金の貸付契約書」に基づき借り入れた運用資金について、葛飾区に対し一部繰上償還及び全部繰上償還を実施（別途起案）することといたしたい。

記

2　土地の売却概要

（1）対象土地・・・別紙のとおり（買取通知に記載のとおり）

（２）売却代金

２６，７２４，４２７，４４３円

（３）契約の相手方

葛飾区

（４）所有権移転登記

葛飾区土地開発公社が行う。

（５）契約年月日

平成２１年３月２３日（予定）

（６）収入年月日

平成２１年４月　６日（予定）

（７）収入科目

２０　事業収益　公有地取得事業収益　公有地売却収益

（８）売却代金の収納方法

移転登記完了後、区に請求受領するものとする。

３　添付書類

①区長からの買取通知文　②案内図　③土地所在図　④公図

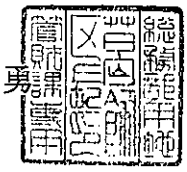
⑤求積図　⑤登記事項証明書　⑥土地譲渡契約書（案）

⑦確認書（案）

２０葛総用第３８８号
平成２１年３月４日

葛飾区土地開発公社
理事長　八木原　利勝　殿

葛飾区長
青木　勇



土地の取得について(通知)

下記の土地について、「公共用地の取得に関する協定書」第８条の規定に基づき、下記のとおり取得いたしたいので通知いたします。

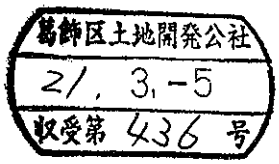
記

1　取得対象物件　　下記の表のとおり

土地の表示	地目	土地面積 (実測:㎡)	備　考
新宿六丁目2400番17	宅地	8,187.20	
新宿六丁目3602番1	宅地	13,248.70	
新宿六丁目3602番2	宅地	19,482.03	
新宿六丁目3602番5	宅地	17,251.49	

2　契約予定日　　平成２１年３月２３日

3　取得金額　　２６，７２４，４２７，４４３円
内訳　元金　26,176,239,000 円
利息　548,188,443 円



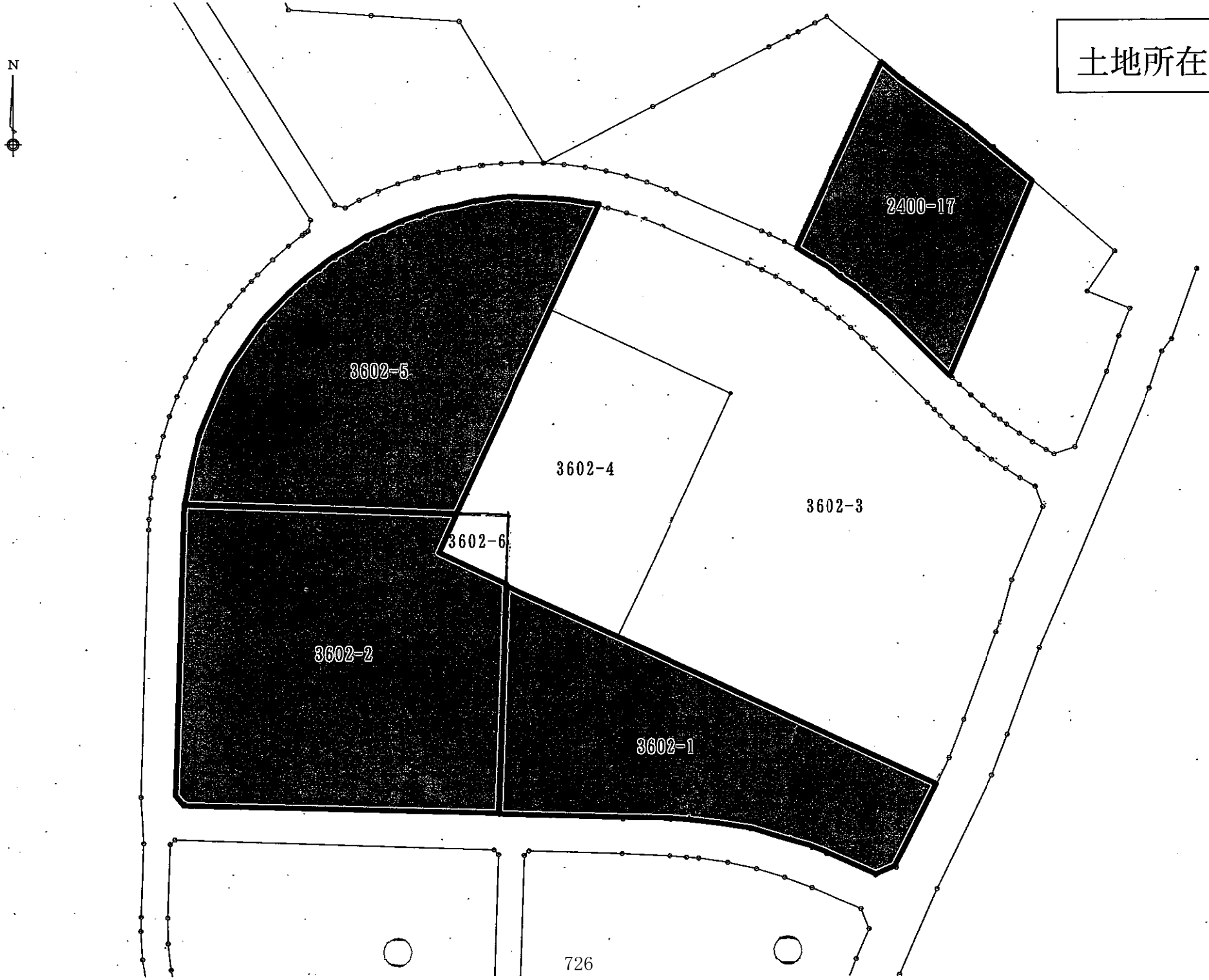
723

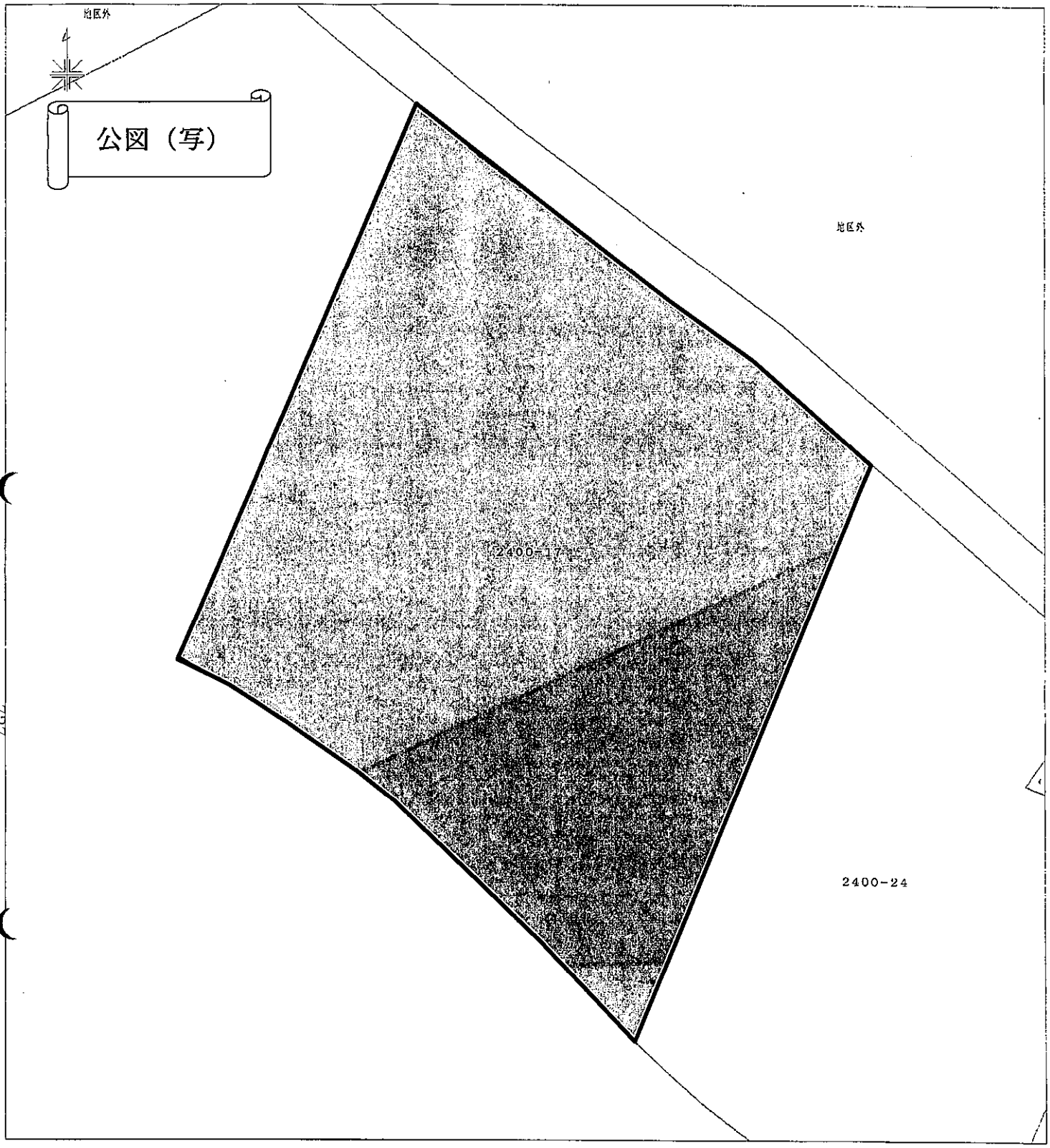
案内図

1／15，000


水元公園
西水元四丁目
東水元六丁目
東水元五丁目
西水元三丁目
西水元六丁目
水元五丁目
東水元四丁目
西水元五丁目
水元四丁目
西水元二丁目
水元二丁目
東水元三丁目
水元三丁目
西水元一丁目
水元一丁目
東水元二丁目
南水元四丁目
南水元三丁目
東水元一丁目
南水元一丁目
南水元三丁目
東金町二丁目
東金町三丁目
新宿六丁目
東金町一丁目
JR金町駅
金町六丁目
京成金町駅
亀有五丁目
亀有駅
金町五丁目
新宿五丁目
亀有三丁目
金町四丁目
金町二丁目
新宿四丁目
新宿二丁目
金町一丁目

土地所在図





（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	葛飾区新宿６丁目	地番	2400番17			
縮尺	1／600	補記事項					

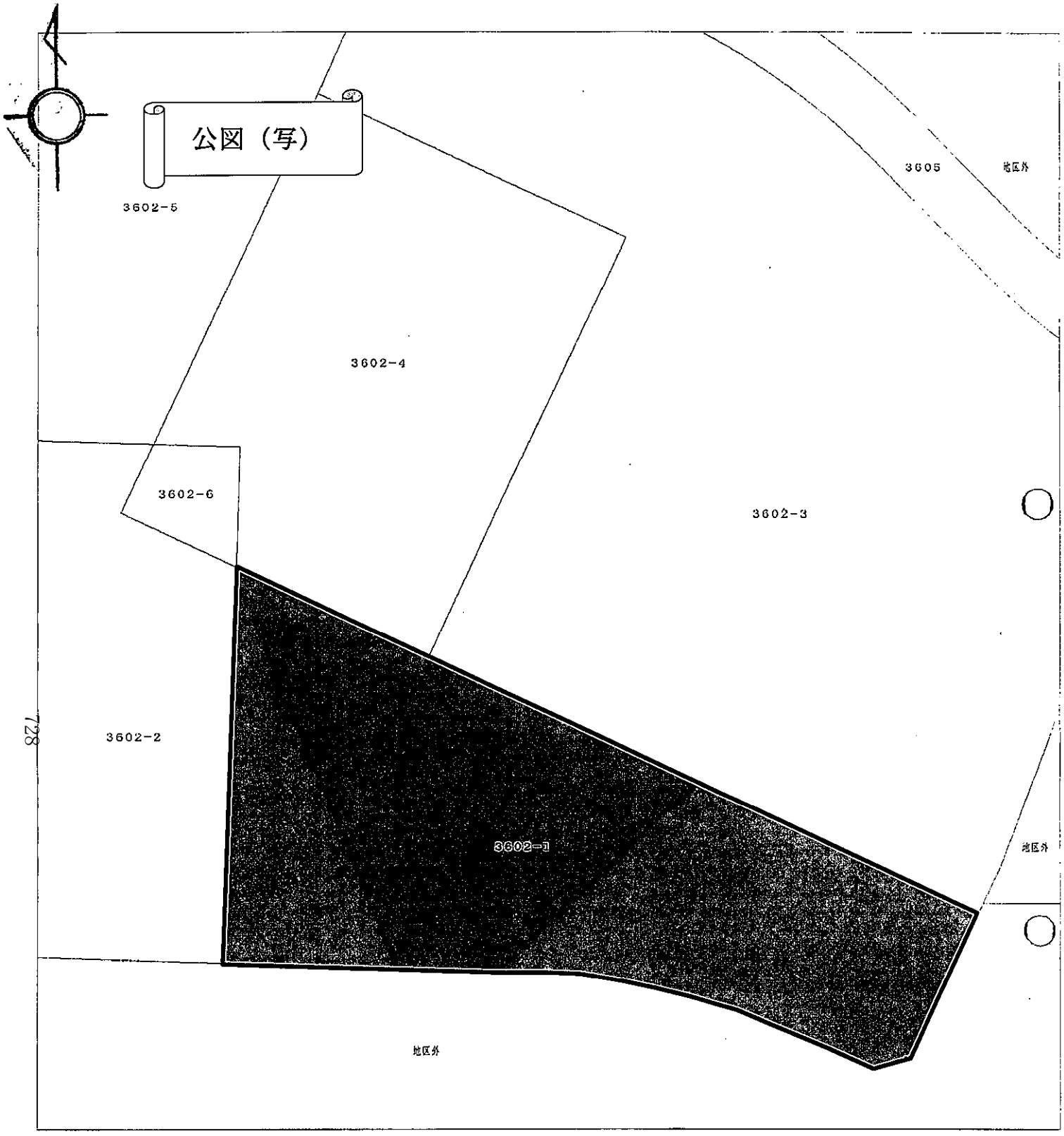
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成２１年１月２９日

東京法務局城北出張所

登記官　長澤　昭夫

公用



請求部分	所在	葛飾区新宿６丁目	地番	3602番1	3602番4	3602番6	
縮尺	1／1000						

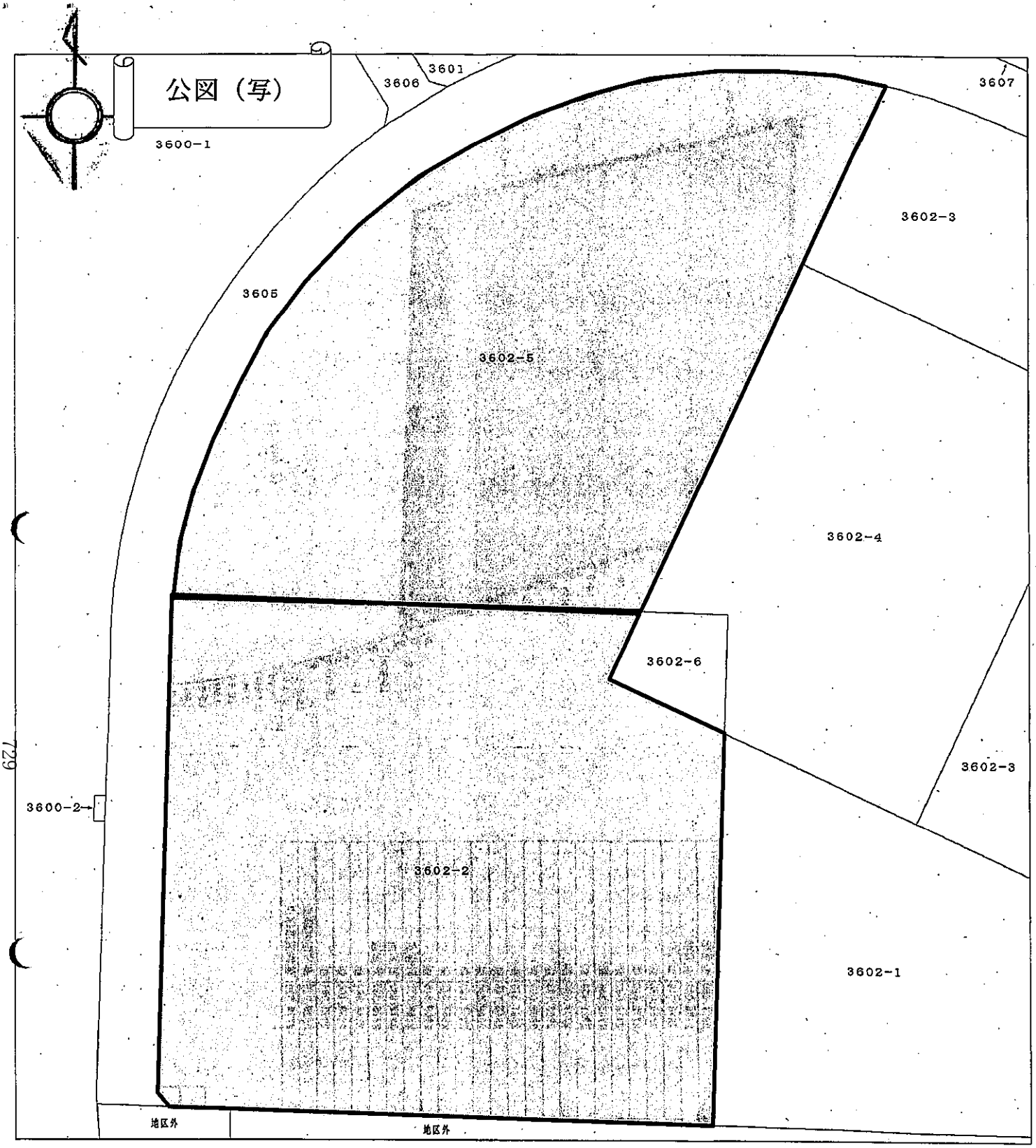
これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成２１年１月２９日

東京法務局城北出張所

登記官　長澤　昭

公用



請求部分	所在	葛飾区新宿６丁目	地番	3602番2	3602番5		
縮尺	1／1000						

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成２１年１月２９日

東京法務局城北出張所
登記官　長澤

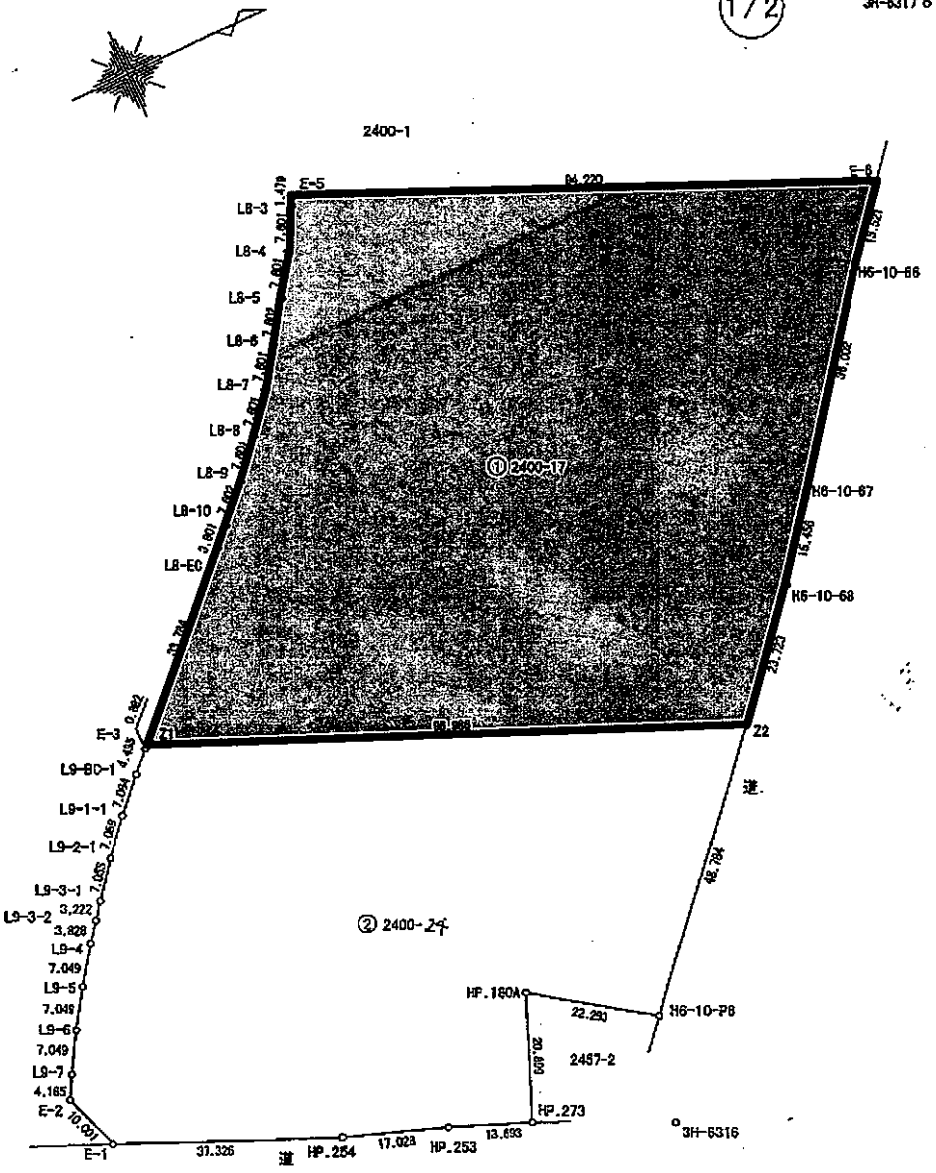
公用

地番	2400-17 2400-24	地積測量図
土地の所在	葛飾区新宿六丁目	

1/2

座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	境界標の種類
E-1	-25317.789	2891.439	赤刻印
E-2	-25321.080	2881.995	計算点
E-3	-25286.322	2835.775	鋲
E-5	-25226.785	2784.718	鋲
E-6	-25140.225	2801.931	金属標
H6-10-66	-25150.077	2813.924	金属標
H6-10-67	-25171.627	2842.764	金属標
H6-10-68	-25180.878	2855.146	金属標
H6-10-P8	-25228.397	2909.911	金属標
HP.180A	-25246.809	2897.343	コンクリート杭
HP.253	-25257.360	2911.650	金属標
HP.254	-25283.433	2906.029	金属標
HP.273	-25254.640	2916.719	コンクリート杭
L8-3	-25227.472	2786.028	鋲
L8-4	-25231.257	2772.620	鋲
L8-5	-25235.292	2779.062	鋲
L8-6	-25238.571	2785.345	鋲
L8-7	-25244.089	2791.458	鋲
L8-8	-25248.837	2797.394	鋲
L8-9	-25253.810	2803.143	鋲
L8-10	-25259.000	2808.697	鋲
L8-EC	-25261.689	2811.373	鋲
L9-1-1	-25294.293	2844.146	鋲
L9-2-1	-25298.916	2849.480	鋲
L9-3-1	-25303.327	2854.988	鋲
L9-3-2	-25305.242	2857.577	鋲
L9-4	-25307.571	2860.615	鋲
L9-5	-25311.638	2866.372	計算点
L9-6	-25315.478	2872.282	計算点
L9-7	-25319.088	2878.337	計算点
L9-EC-1	-25289.462	2838.992	鋲
Z1	-25285.695	2835.154	鋲
Z2	-25195.425	2873.064	鋲
3H-6316	-25233.119	2926.625	葛飾区基準点
3H-6317	-25120.801	2779.529	葛飾区基準点



測地系	世界測地系
座標系	区系
測量年月日	平成 20 年 1 月 23 日

作製者	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番10号 土地家屋調査士 滝口敏雄 (平成○年1月25日作製)	申請人	独立行政法人 都市再生機構 不動産登記嘱託職員 ○京都心支社長 細谷清	縮尺	1/1000

平成弐〇年壱月弐九日登記

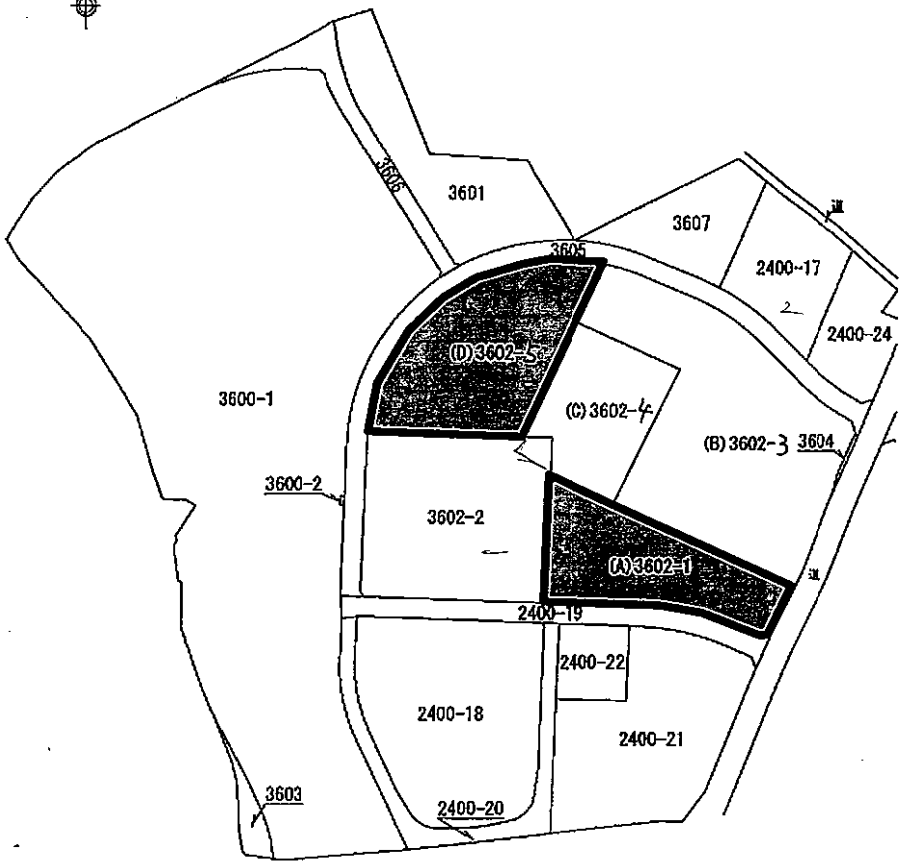
(東京土地家屋調査士会用紙)

地積測量図

地番	(A)3602-1 (B)3602-3 (C)3602-4 (D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

1/6

全体図



作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥 (平成2/年/月23日作成)	731	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝	縮尺 1/5000

(長源新)

地番	2400-17 2400-24
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

地番	②2400-24				
No.	標識	Xn	Yn	辺長	点間No
Z1		-25285.695	2835.154	0.882	E-3
E-3		-25286.322	2835.775	4.495	L9-BC-1
L9-BC-1		-25289.462	2838.992	7.064	L9-1-1
L9-1-1		-25294.293	2844.146	7.059	L9-2-1
L9-2-1		-25298.916	2849.480	7.055	L9-3-1
L9-3-1		-25303.327	2854.986	3.222	L9-3-2
L9-3-2		-25305.242	2857.577	3.828	L9-4
L9-4		-25307.571	2860.615	7.049	L9-5
L9-5		-25311.638	2866.372	7.049	L9-6
L9-6		-25315.479	2872.282	7.049	L9-7
L9-7		-25319.088	2878.337	4.165	E-2
E-2		-25321.080	2881.995	10.001	E-1
E-1		-25317.789	2891.439	37.326	HP.254
HP.254		-25283.433	2906.029	17.028	HP.253
HP.253		-25267.360	2911.650	13.693	HP.273
HP.273		-25254.640	2916.719	20.899	HP.180A
HP.180A		-25246.809	2897.343	22.293	H6-10-P6
H6-10-P6		-25228.397	2909.911	48.784	Z2
Z2		-25196.425	2873.064	96.986	Z1
			倍面積	11462.994323	
			面積	5731.4971615	
			地積	5731.49 ㎡	

合計 13918.69 ㎡

座標求積表

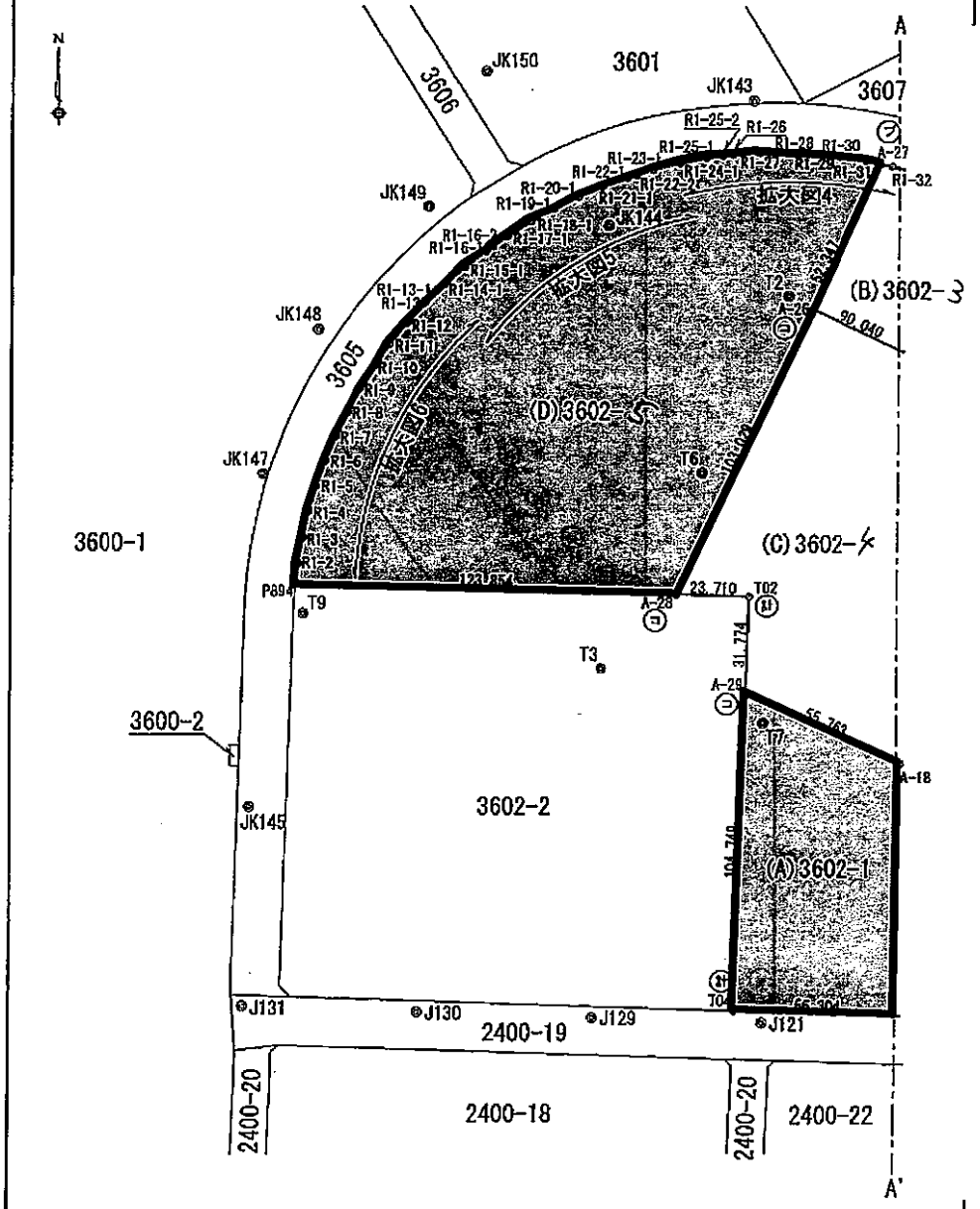
地番	①2400-17				
No.	標識	Xn	Yn	辺長	点間No
E-5		-25226.785	2764.718	1.479	L9-3
L9-3		-25227.472	2766.028	7.601	L9-4
L9-4		-25231.257	2772.620	7.601	L9-5
L9-5		-25235.292	2779.062	7.602	L9-6
L9-6		-25239.571	2785.345	7.601	L9-7
L9-7		-25244.089	2791.458	7.601	L9-8
L9-8		-25248.837	2797.394	7.601	L9-9
L9-9		-25253.810	2803.143	7.602	L9-10
L9-10		-25259.000	2808.697	3.801	L9-EC
L9-EC		-25261.699	2811.373	33.784	Z1
Z1		-25285.695	2835.154	96.986	Z2
Z2		-25196.425	2873.064	23.723	H6-10-68
H6-10-68		-25180.878	2855.146	15.456	H6-10-67
H6-10-67		-25177.627	2842.764	36.002	H6-10-66
H6-10-66		-25190.077	2813.924	15.521	E-6
E-6		-25140.225	2801.931	94.220	E-5
			倍面積	16374.403782	
			面積	8187.2018910	
			地積	8187.20 ㎡	

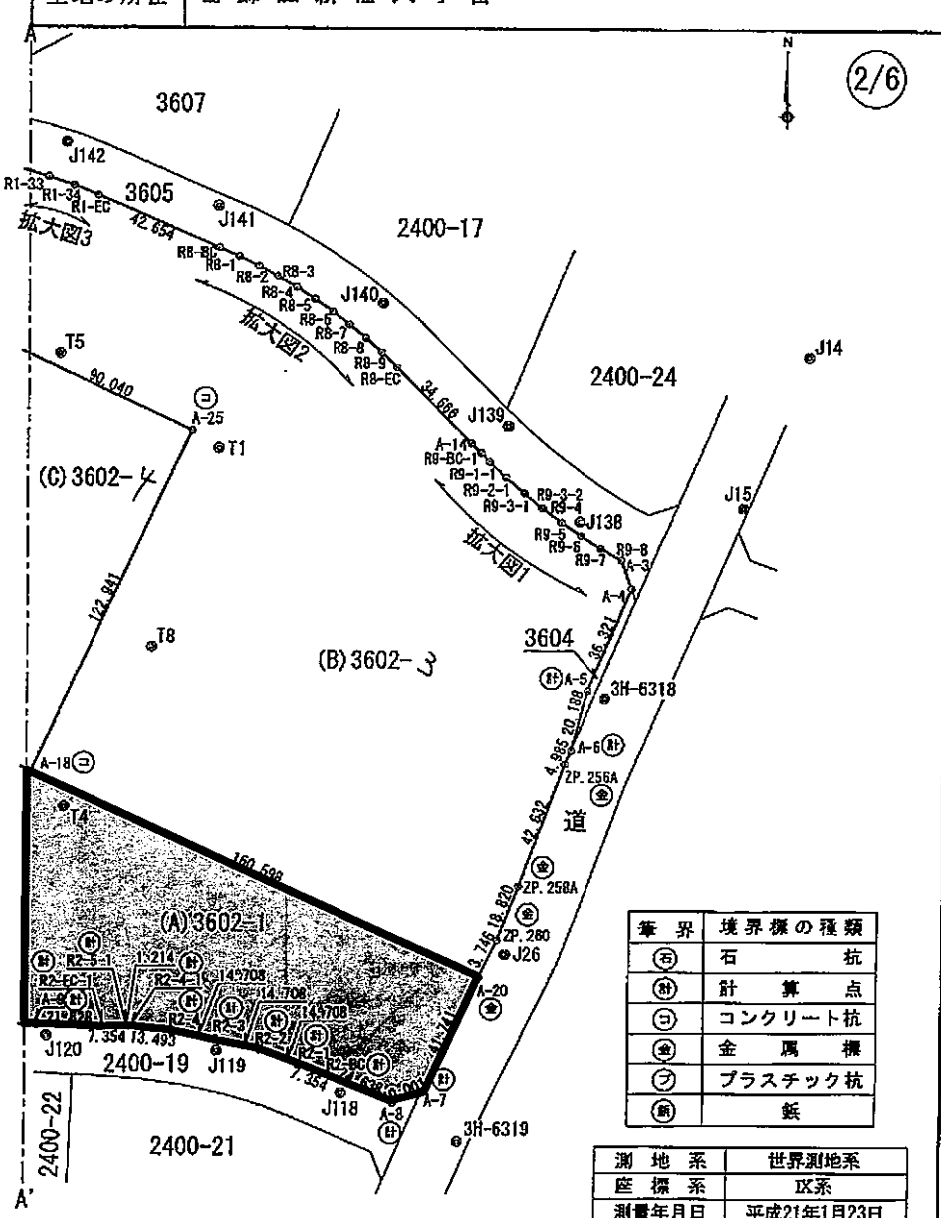
作製者	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番10号 土地家屋調査士 滝口敏雄 (平成○年1月25日作製)	申請人	独立行政法人 都市再生機構 不動産登記嘱託職員 ○京都心支社長 細谷清	縮尺	1/

(東京土地家屋調査士会用紙)

地積測量図

地番	(A)3602-1, (B)3602-3 (C)3602-4, (D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目





筆界	境界標の種類
(石)	石杭
(計)	計算点
(コ)	コンクリート杭
(金)	金属標
(プ)	プラスチック杭
(鉄)	鉄

測地系	世界測地系
座標系	IX系
測量年月日	平成21年1月23日

(長源紙)

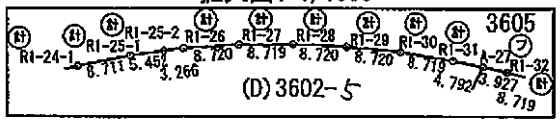
作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥之 (平成21年1月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝
		縮尺	1/2000

地番	(A)3602-1，(B)3602-3 (C)3602-4，(D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

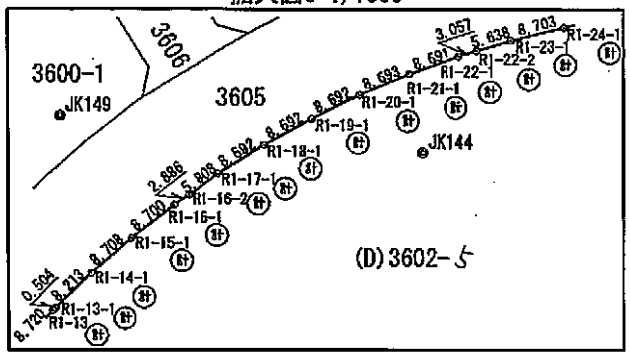
地積測量図

3/6

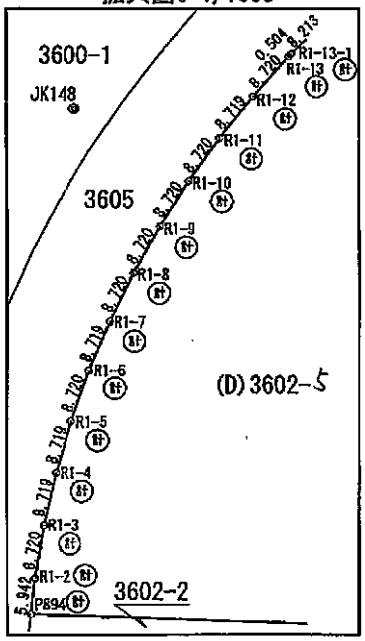
拡大図4 1/1000



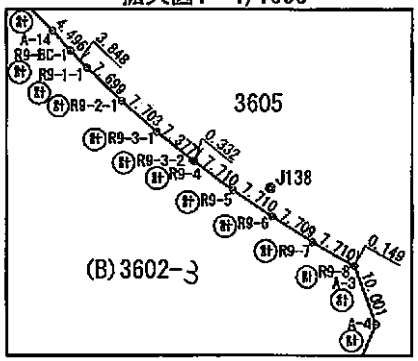
拡大図5 1/1000



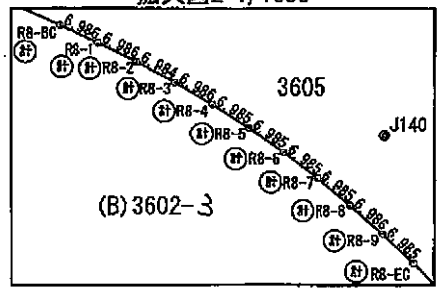
拡大図6 1/1000



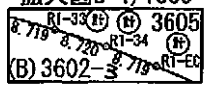
拡大図1 1/1000



拡大図2 1/1000



拡大図3 1/1000



筆界	境界標の種類
㋑	石杭
㋒	計算点
㋓	コンクリート杭
㋔	金属標
㋕	プラスチック杭
㋖	鋲

(長辺綴)

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥之 (令和2年/月23日作成)	734	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝	縮尺	1/

地番	(A)3602- (B)3602-3 (C)3602- (D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

4/6

座標求積表

世界測地系

地番	(B)3602-3			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1)Yn	境界標種
R1-32	−25208.741	2678.650	−8376.138550	計算点
R1-33	−25211.043	2687.060	−13615.333020	計算点
R1-34	−25213.808	2695.331	−16131.556035	計算点
R1-EC	−25217.028	2703.434	−54249.810078	計算点
R8-BC	−25233.875	2742.620	−54109.149980	計算点
R8-1	−25236.757	2748.984	−16510.397904	計算点
R8-2	−25239.881	2755.233	−17867.686005	計算点
R8-3	−25243.242	2761.356	−19205.230980	計算点
R8-4	−25246.836	2767.347	−20519.878005	計算点
R8-5	−25250.657	2773.195	−21808.405480	計算点
R8-6	−25254.700	2778.892	−23067.582492	計算点
R8-7	−25258.958	2784.430	−24296.936180	計算点
R8-8	−25263.426	2789.800	−25495.982200	計算点
R8-9	−25268.097	2794.995	−26655.867315	計算点
R8-EC	−25272.963	2800.007	−82569.406423	計算点
A-14	−25297.586	2824.409	−78713.454421	計算点
R9-BC-1	−25300.832	2827.520	−17027.325440	計算点
R9-1-1	−25303.608	2830.186	−22981.110320	計算点
R9-2-1	−25308.952	2835.729	−29692.918359	計算点
R9-3-1	−25314.079	2841.479	−27900.482301	計算点
R9-3-2	−25318.771	2847.172	−13948.295628	計算点
R9-4	−25318.978	2847.432	−13605.030096	計算点
R9-5	−25323.549	2853.641	−25388.843977	計算点
R9-6	−25327.875	2860.024	−24027.061624	計算点
R9-7	−25331.950	2866.569	−22625.829117	計算点
R9-8	−25335.768	2873.268	−11168.392716	計算点
A-3	−25335.837	2873.401	−27242.714881	計算点
A-4	−25345.249	2876.784	−123255.810480	計算点
A-5	−25378.682	2862.589	−151482.484702	計算点
A-6	−25398.167	2857.305	−68786.760570	計算点
ZP.256A	−25402.756	2855.356	−127268.927632	区金属標
ZP.258A	−25442.739	2840.561	−163533.937331	区金属標
ZP.260	−25460.327	2833.862	−84922.342554	区金属標
A-20	−25472.706	2827.885	156927.822305	区金属標
A-18	−25404.834	2682.333	480926.212902	区コンクリート杭
A-25	−25293.412	2734.291	408708.147225	区コンクリート杭
A-26	−25255.359	2652.687	226794.127752	区コンクリート杭
A-27	−25207.916	2674.810	124694.292580	プラスチック杭
		倍面積	−60000.480032	
		面積	30000.2400160	
		地積	30000.24 ㎡	

座標求積表

世界測地系

地番	(C)3602-4			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1)Yn	境界標種
A-26	−25255.359	2652.687	146754.602901	区コンクリート杭
A-25	−25293.412	2734.291	−408708.147225	区コンクリート杭
A-18	−25404.834	2682.333	−235656.365715	区コンクリート杭
A-29	−25381.267	2631.794	145601.371256	区コンクリート杭
T02	−25349.510	2632.842	85651.615944	計算点
A-28	−25348.735	2609.144	245653.516744	区コンクリート杭
		倍面積	−20703.406095	
		面積	10351.7030475	
		地積	10351.70 ㎡	

(長辺綴)

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥 (平成2/年/月23日作成)
申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝
縮尺	1/

地番	(A)3602-1，(B)3602-3 (C)3602-4，(D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

座標求積表

世界測地系

地点番号	(D)3602ニ(く			
測点番号	Xn	Yn	(Xn+1 ニ Xn-1)Yn	境界・標種
R1ニ2	ニ25338.783	2486.044	36037.693824	計算点
R1ニ3	ニ25330.190	2487.531	42509.417259	計算点
R1ニ4	ニ25321.694	2489.494	41997.763780	計算点
R1ニ5	ニ25313.320	2491.925	41368.446925	計算点
R1ニ6	ニ25305.093	2494.818	40615.637040	計算点
R1ニ7	ニ25297.040	2498.162	39740.761096	計算点
R1ニ8	ニ25289.185	2501.949	38750.188112	計算点
R1ニ9	ニ25281.552	2506.166	37642.613320	計算点
R1ニ10	ニ25274.165	2510.800	36419.154000	計算点
R1ニ11	ニ25267.047	2515.838	35083.360910	計算点
R1ニ12	ニ25260.220	2521.262	33641.199866	計算点
R1ニ13	ニ25253.704	2527.058	17370.996692	計算点
R1ニ13ニ1	ニ25253.346	2527.414	15366.677120	計算点
R1ニ14ニ1	ニ25247.624	2533.306	28963.287498	計算点
R1ニ15ニ1	ニ25241.913	2539.180	28050.434720	計算点
R1ニ16ニ1	ニ25236.580	2546.755	17755.975860	計算点
R1ニ16ニ2	ニ25234.841	2549.131	12799.186751	計算点
R1ニ17ニ1	ニ25231.559	2553.853	20543.193532	計算点
R1ニ18ニ1	ニ25226.897	2561.189	22817.463280	計算点
R1ニ19ニ1	ニ25222.650	2568.773	20724.860564	計算点
R1ニ20ニ1	ニ25218.829	2576.581	18553.959781	計算点
R1ニ21ニ1	ニ25215.449	2584.590	16311.347490	計算点
R1ニ22ニ1	ニ25212.518	2592.772	9855.126372	計算点
R1ニ22ニ2	ニ25211.648	2595.703	6665.765304	計算点
R1ニ23ニ1	ニ25209.950	2601.080	10021.961240	計算点
R1ニ24ニ1	ニ25207.795	2609.513	10023.139433	計算点
R1ニ25ニ1	ニ25206.109	2618.060	6395.920580	計算点
R1ニ25ニ2	ニ25205.352	2623.460	3024.849380	計算点
R1ニ26	ニ25204.958	2626.702	2555.781046	計算点
R1ニ27	ニ25204.379	2635.403	1763.084607	計算点
R1ニ28	ニ25204.287	2644.122	-793.236600	計算点
R1ニ29	ニ25204.679	2652.834	-3361.140678	計算点
R1ニ30	ニ25205.554	2661.510	-5935.167300	計算点
R1ニ31	ニ25206.909	2670.124	-6306.832888	計算点
A-27	ニ25207.916	2674.810	-129584.544500	プラスチック杭
A-26	ニ25255.859	2652.687	-373548.730653	区コンクリート杭
A-28	ニ25348.735	2609.144	-233067.006088	区コンクリート杭
P894	ニ25344.686	2485.356	24734.262912	計算点
		倍面積	-34502.981892	
		面積	17251.4909460	
		地積	17251.49 ㎡	

座標求積表

世界測地系

地点番号	(A)3602ニ			
測点番号	Xn	Yn	(Xn+1 ニ Xn-1)Yn	境界・標種
A-29	ニ25381.267	2631.794	213506.920044	区コンクリート杭
A-18	ニ25404.834	2682.333	-245269.847187	区コンクリート杭
A-20	ニ25472.706	2827.885	-298228.752100	区標金属鋲標
A-7	ニ25510.294	2809.734	-115412.633784	計算点
A-8	ニ25513.782	2800.360	17645.068360	計算点
R2ニBC	ニ25503.993	2777.750	35307.980250	計算点
R2ニ1	ニ25501.071	2771.001	21433.692735	計算点
R2ニ2	ニ25496.258	2757.102	23622.849936	計算点
R2ニ3	ニ25492.503	2742.881	17639.467711	計算点
R2ニ4	ニ25489.827	2728.418	11262.909504	計算点
R2ニ4ニ1	ニ25488.375	2715.003	4246.264692	計算点
R2ニ5ニ1	ニ25488.263	2713.794	635.027796	計算点
R2ニECニ1	ニ25488.141	2706.441	1269.320829	計算点
A-9	ニ25487.794	2684.615	5855.145315	計算点
TO4	ニ25485.960	2628.340	279989.175180	計算点
		倍面積	-26497.410719	
		面積	13248.7053595	
		地積	13248.70 ㎡	

5/6

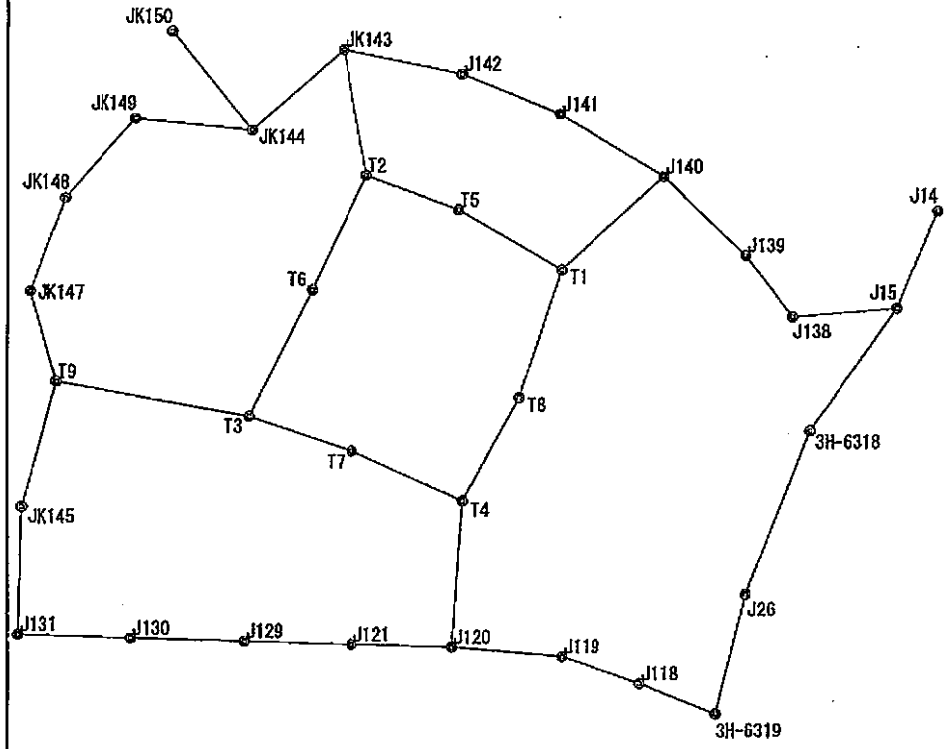
(長源納)

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥 (○2年/月23日作成)
申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝
縮尺	1/

地番	(A)360[illegible] (B)3602-3 (C)360[illegible] (D)3602-5
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

6/6



基準点座標一覧表

世界測地系

測点名	X座標	Y座標	備考
3H-6318	-25381.211	2868.351	金属標(区3級基準点)
3H-6319	-25526.094	2821.619	金属標(区3級基準点)
J14	-25269.450	2933.082	鋲(区4級基準点)
J15	-25318.957	2912.240	鋲(区4級基準点)
J26	-25465.044	2836.449	鋲(区4級基準点)
J118	-25510.340	2783.414	鋲(区4級基準点)
J119	-25496.465	2743.449	鋲(区4級基準点)
J120	-25491.434	2687.909	鋲(区4級基準点)
J121	-25489.859	2637.457	鋲(区4級基準点)
J129	-25488.070	2582.513	鋲(区4級基準点)
J130	-25486.206	2525.629	鋲(区4級基準点)
J131	-25484.164	2468.204	鋲(区4級基準点)
J138	-25323.229	2859.655	鋲(区4級基準点)
J139	-25292.050	2836.373	鋲(区4級基準点)
J140	-25251.880	2795.314	鋲(区4級基準点)
J141	-25220.271	2742.271	鋲(区4級基準点)
J142	-25199.924	2692.935	鋲(区4級基準点)
JK143	-25187.604	2633.665	木杭(4級基準点)
JK144	-25228.154	2586.798	木杭(4級基準点)
JK145	-25418.839	2470.206	木杭(4級基準点)
JK147	-25309.400	2474.584	木杭(4級基準点)
JK148	-25262.249	2492.491	木杭(4級基準点)
JK149	-25222.127	2528.316	木杭(4級基準点)
JK150	-25178.212	2546.857	木杭(4級基準点)
T1	-25299.110	2742.856	木杭(4級基準点)
T2	-25251.130	2645.019	木杭(4級基準点)
T3	-25373.209	2584.886	木杭(4級基準点)
T4	-25416.570	2693.123	木杭(4級基準点)
T5	-25268.436	2691.175	木杭(4級基準点)
T6	-25309.015	2617.193	木杭(4級基準点)
T7	-25391.025	2637.414	木杭(4級基準点)
T8	-25364.076	2721.564	木杭(4級基準点)
T9	-25355.157	2487.734	木杭(4級基準点)

(表裏紙)

作成者	[illegible]総務部用地管財課 主事 中安祥 (平成2/年/月23日作成)	申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝	縮尺	1/

737

地番	(A)3602-2，(B)3602-6
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

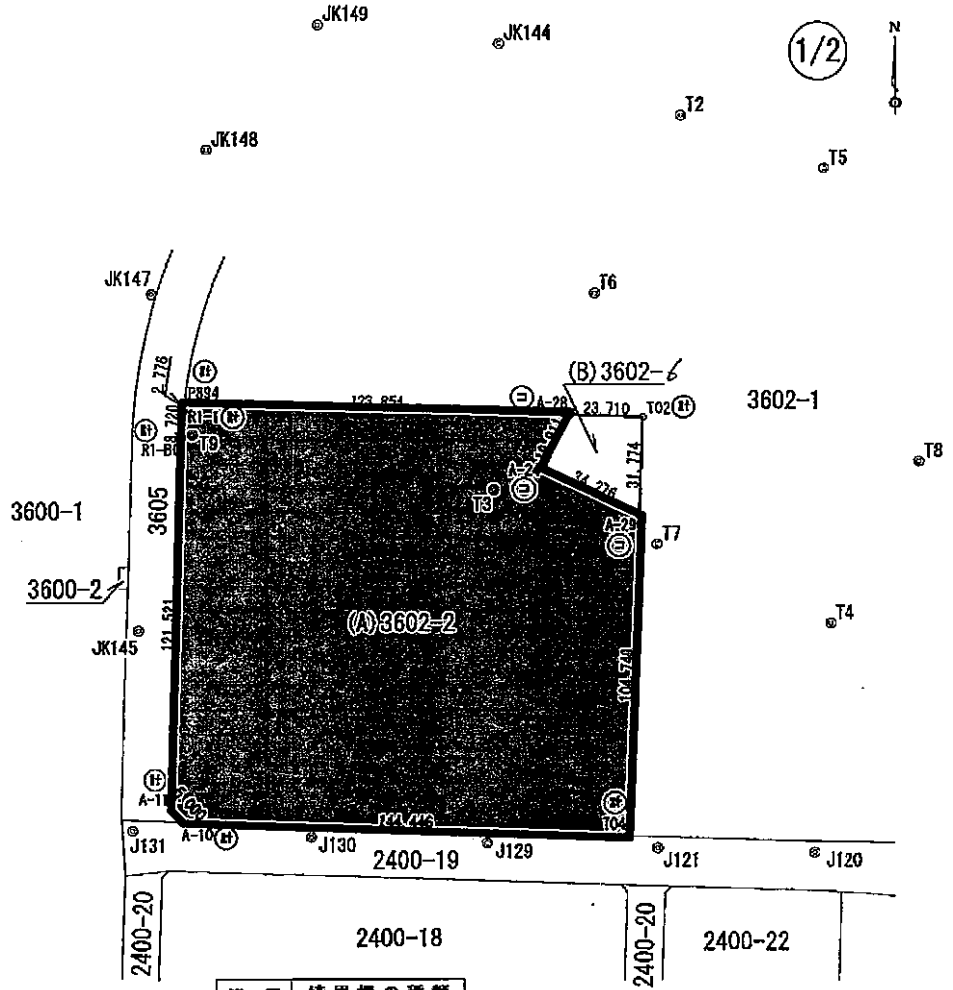
(1/2)

座標求積表

世界測地系

地番	(B)3602-6			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	境界標種
A-28	-25348.735	2609.144	45062.526024	区コンクリート杭
TO2	-25349.510	2632.842	-85651.615944	計算点
A-29	-25381.267	2631.794	-45453.714174	区コンクリート杭
A-24	-25366.781	2600.729	84606.915828	区コンクリート杭
		倍面積	-1435.888266	
		面積	717.9441330	
		地積	717.94 ㎡	

地番	(A)3602-2			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	境界標種
P894	-25344.686	2485.356	-3208.594596	計算点
A-28	-25348.735	2609.144	-57649.036680	区コンクリート杭
A-24	-25366.781	2600.729	-84606.915828	区コンクリート杭
A-29	-25381.267	2631.794	-313654.577126	区コンクリート杭
TO4	-25485.960	2628.340	-262802.459920	計算点
A-10	-25481.255	2483.970	20751.085380	計算点
A-11	-25477.606	2480.551	31033.813406	計算点
R1-BC	-25356.149	2484.509	323388.660458	計算点
R1-1	-25347.444	2485.035	28485.956205	計算点
		倍面積	-38964.068701	
		面積	19482.0343505	
		地積	19482.03 ㎡	



境界	境界標の種類
(石)	石杭
(計)	計算点
(コ)	コンクリート杭
(金)	金属標
(プ)	プラスチック杭
(鉄)	鉄

測地系	世界測地系
座標系	区系
測量年月日	平成21年1月23日

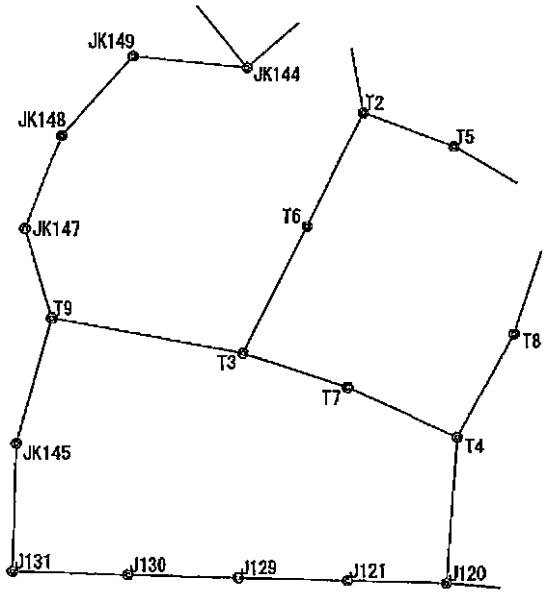
(長源納)

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥 (20○2年1月23日作成)
申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利明
縮尺	1/2000

地番	(A)3602-(B)3602-6
土地の所在	葛飾区新宿六丁目

地積測量図

(2/2)



基準点座標一覧表

世界測地系

測点名	X座標	Y座標	備考
J120	-25491.434	2687.909	鋲(区4級基準点)
J121	-25489.859	2637.457	鋲(区4級基準点)
J129	-25488.070	2582.513	鋲(区4級基準点)
J130	-25486.206	2525.629	鋲(区4級基準点)
J131	-25484.164	2468.204	鋲(区4級基準点)
JK144	-25228.154	2586.798	木杭(4級基準点)
JK145	-25418.839	2470.206	木杭(4級基準点)
JK147	-25309.400	2474.584	木杭(4級基準点)
JK148	-25262.249	2492.491	木杭(4級基準点)
JK149	-25222.127	2528.316	木杭(4級基準点)
T2	-25251.130	2645.019	木杭(4級基準点)
T3	-25373.209	2584.886	木杭(4級基準点)
T4	-25416.570	2693.123	木杭(4級基準点)
T5	-25268.436	2691.175	木杭(4級基準点)
T6	-25309.015	2617.193	木杭(4級基準点)
T7	-25391.025	2637.414	木杭(4級基準点)
T8	-25364.076	2721.564	木杭(4級基準点)
T9	-25355.157	2487.734	木杭(4級基準点)

(長源紙)

作成者	葛飾区総務部用地管財課 主事 中安祥 (平成21年1月23日作成)
申請人	東京都葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区土地開発公社 理事長 八木原利勝
縮尺	1/

公用　東京都葛飾区新宿６丁目２４００－１７　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製 余白	地図番号	余白
【不動産番号】	０１１８００１２６７１０７				
【所在】	葛飾区新宿六丁目		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】 ㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
２４００番１７	宅地	１３９１８　６９	２４００番１から分筆	平成１７年１１月１８日	
余白	余白	８１８７　２０	③２４００番１７、２４００番２４に分筆	平成２０年１月２９日	

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	所有権移転	平成１７年１１月２日 第７９４４９号	平成１６年７月１日独立行政法人都市再生機構法附則第４条第１項による承継	所有者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構 順位７番の登記を転写 平成１７年１１月１６日受付 第８２０５４号
２	所有権移転	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日売買	所有者　葛飾区立石五丁目１３番１ 葛飾区土地開発公社
付記１号	買戻特約	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日特約	売買代金　金４４６億５，７６８万５，０００円 契約費用　なし 期間　平成２０年３月１９日から１０年間 買戻権者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ３７５２７　（１／８）　１／２

741

公用　東京都葛飾区新宿６丁目２４００－１７　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
付記１号 の付記１号	２番付記１号買戻権更正	平成２０年３月３１日 第２０４７４号	錯誤	売買代金　金３６億８，４２４万円

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成２１年２月１８日
東京法務局城北出張所　　登記官　長澤昭夫

東京法務局城北出張所登記官之印

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ３７５２７　（１／８）　２／２

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－１　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）				調製 余白	地図番号	余白
【不動産番号】	０１１８００１２９７９１６					
【所在】	葛飾区新宿六丁目			余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
３６０２番１	宅地	７０８５２	１０	平成１９年１２月２０日土地区画整理法の換地処分 他の換地 新宿六丁目３６０１番	平成１９年１２月２０日	
余白	余白	１３２４８	７０	③３６０２番１、３６０２番３、３６０２番４、３６０２番５に分筆	平成２１年１月２６日	

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	所有権移転	平成１７年１１月２日 第７９４４９号	平成１６年７月１日独立行政法人都市再生機構法附則第４条第１項による承継	所有者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構 土地区画整理法の換地処分により葛飾区新宿六丁目３６０１番の土地の登記記録順位７番の登記を転写 平成１９年１２月２０日受付 第８７００１号
２	所有権移転	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日売買	所有者　葛飾区立石五丁目１３番１ 葛飾区土地開発公社
付記１号	買戻特約	平成２０年３月１９日	平成２０年２月２７日特約	売買代金　金４４６億５，７６８万５，０００円

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ３７５２７　（２／８）　１／２

742

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－１　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
		第１６８８０号		契約費用　なし 期間　平成２０年３月１９日から１０年間 買戻権者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構
付記１号の付記１号	２番付記１号買戻権更正	平成２０年３月３１日 第２０４７２号	錯誤	売買代金　金３１８億８，３４４万５，０００円
付記１号の付記２号	２番付記１号買戻権変更	平成２１年２月５日 第７２７３号	平成２１年１月２６日変更	売買代金　金５９億６，１９１万５，０００円

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成２１年２月１８日
東京法務局城北出張所　　登記官　　長澤昭夫

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ３７５２７　（２／８）　２／２

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－２　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製 余白	地図番号 余白
【不動産番号】	０１１８００１２９７９２２			
【所在】	葛飾区新宿六丁目		余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】 ㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
３６０２番２	宅地	２０２００　００	平成１９年１２月２０日 土地区画整理法の換地処分	平成１９年１２月２０日
余白	余白	１９４８２　０３	③３６０２番２、３６０２番６に分筆	平成２１年１月２６日
【所有者】	横浜市中区本町六丁目５０番地１　独立行政法人都市再生機構			

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	所有権保存	平成１９年１２月２０日 第８７００３号	余白	所有者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構
２	所有権移転	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日売買	所有者　葛飾区立石五丁目１３番１ 葛飾区土地開発公社
付記１号	買戻特約	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日特約	売買代金　金４４６億５，７６８万５，０００円 契約費用　なし 期間　平成２０年３月１９日から１０年間 買戻権者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構
付記１号	２番付記１号買戻権変更	平成２０年３月３１日	錯誤	売買代金　金９０億９，０００万円

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ３７５２７　（３／８）　１／２

743

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
の付記１号		第２０４７３号		
付記１号 の付記２号	２番付記１号買戻権変更	平成２１年２月５日 第７２７４号	平成２１年１月２６日変更	売買代金　金８７億６，６９１万３，５００円

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成２１年２月１８日
東京法務局城北出張所　　登記官　　長澤昭夫

東京法務局城北出張所之印

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ３７５２７　（３／８）　２／２

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－５　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製 余白	地図番号 余白
【不動産番号】	０１１８００１３１３１６３			
【所在】	葛飾区新宿六丁目		余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
３６０２番５	宅地	１７２５１　４９	３６０２番１から分筆	平成２１年１月２６日

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	所有権移転	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日売買	所有者　葛飾区立石五丁目１３番１ 葛飾区土地開発公社 順位２番の登記を転写 平成２１年１月２６日受付 第４１４４号
付記１号	買戻特約	平成２０年３月１９日 第１６８８０号	平成２０年２月２７日特約	売買代金　金３１８億８，３４４万５，０００円 契約費用　なし 期間　平成２０年３月１９日から１０年間 買戻権者　横浜市中区本町六丁目５０番地１ 独立行政法人都市再生機構 順位２番付記１号の登記を転写 平成２１年１月２６日受付 第４１４４号
付記１号の付記１号	１番付記１号買戻権変更	平成２１年２月５日 第７２７７号	平成２１年１月２６日変更	売買代金　金７７億６，３１７万５００円

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ３７５２７　（　６／８　）　　１／２

744

公用　東京都葛飾区新宿６丁目３６０２－５　　全部事項証明書　（土地）

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成２１年２月１８日
東京法務局城北出張所　　登記官　　長澤昭夫

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ３７５２７　（　６／８　）　　２／２

案

区契第 0010 号
用 地 管 財 課

土地譲渡契約書

譲渡人葛飾区土地開発公社（以下「甲」という。）と譲受人葛飾区（以下「乙」という。）は、甲の所有する土地の譲渡に関して、次のとおり土地譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、甲が独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）から取得した別記１土地目録に表示する土地（以下「表示土地」という。）を都市計画公園の用途（以下「土地の用途」という。）に供することを条件として、乙に譲り渡すものとする。

２　乙は、公共用地等の取得等に関する協定(昭和６３年４月２０日締結)に基づき、この土地を買い取るものとする。

（譲渡代金）

第２条　この契約に基づく表示土地の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、金２６，７２４，４２７，４４３円とする。

２　表示土地の面積は、別記１土地目録の表示によるものとし、後日、再実測の結果差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（譲渡代金の支払い）

第３条　乙は、前条に規定する譲渡代金を、第１７条第１項の所有権移転登記完了後、甲の請求があった日から３０日以内に支払うものとする。

（所有権の移転等）

第４条　甲は、この契約締結と同時に、乙に対して表示土地の所有権を移転し、乙に対して表示土地を引き渡すものとする。

（整備等義務）

第５条　乙は、表示土地の引き渡しが完了した日（以下「引渡日」という。）から平成３０年３月１８日（以下「供用期限日」という。）までに、土地の用途に供するものとする。

２　甲は、天災その他乙の責に帰さない事由によって、供用期限日までに表示土地を土地の用途に供することができないと認めるとき、又は甲乙の協議に

より必要と認め合意したときは、期限を変更することができるものとする。

3　乙は次の各号を遵守しなければならない。

一　供用期限日までに、表示土地に、都市計画公園（以下「公園」という。）の整備を完了すること。

二　「葛飾区新宿六丁目地区　景観形成の手引き」及び「葛飾区新宿六丁目地区　景観ガイドライン」に基づいた計画とすること。

三　第１号の公園の整備に関し、第三者から苦情、異議の申し立て、損害賠償請求等があったときは、乙の責任において解決すること。

四　甲が、表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずること。

五　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、甲に対して通知すること。

六　第８条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は丙及び甲が締結した土地譲渡契約(平成２０年２月２７日契約締結）第９条第１項に基づき丙が表示土地を買い戻したとき（以下「丙が表示土地を買い戻したとき」という。）は、甲に対して何らの請求を行わないこと。

七　別添１新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書（平成１８年３月３１日締結、締結者　乙、丙、及び三菱瓦斯化学株式会社）第３条第２項に基づき、表示土地に係る地区計画における２号施設の整備主体及び管理者を継承しなければならないこと。

八　別添２葛飾区新宿六丁目地区の開発推進に関する基本協定書（平成２０年２月２７日締結、締結者　甲、丙）第７条に基づき、表示土地において、本協定書における地位を承継しなければならない。

(甲の承諾を要する事項)

第６条　乙は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の行為をしようとするときは、甲の定めるところにより、あらかじめ書面により甲に申し出て、甲の承諾を受けるものとする。

一　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

二　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

三　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

（違約金）

第７条　乙は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の各号の一に該当すると甲が認めるときは、第２条第１項に規定する譲渡代金の２０パーセントを上限として甲が定める金員を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

一　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

二　第５条第３項第１号、第２号及び第７号並びに第６条に違反する行為があったとき。

三　次条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は丙が表示土地を買い戻したとき。

（甲の契約解除権等）

第８条　甲は、この契約の締結日以後、平成３２年３月１８日までの間に、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一　乙が、第３条に規定する期限までに譲渡代金を支払わないとき。

二　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

三　第５条第３項第１号、第２号及び第７号並びに第６条に違反する行為があったとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は丙が表示土地を買い戻したときは、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

一　甲は、譲渡代金として乙から既に受領した額を乙に返還するものとする。

二　乙は、直ちに、表示土地をこの契約を締結した時の状態に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。この場合において、各返還の方法等は甲乙協議のうえ定めるものとし、また、甲が乙に返還する金額には利息を付さないものとする。

３　前項の規定による表示土地の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

（使用料相当額の支払義務）

第９条　乙は、前条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は丙が表示土地を買い戻したときは、表示土地を甲が丙から引き渡しを受けた日の属する月から前条第２項第２号の規定により甲が乙から表示土地の返還を

受けた日の属する月までの使用料相当額を、甲が定めるところにより、甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

2　前項に規定する使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に１２分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第１０条　乙は、第８条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は丙が表示土地を買い戻したときにおいて、甲が受けた損害の額が第７条の違約金と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第１１条　乙は、この契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（３６５日当たり）１４．５６パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺等）

第１２条　甲が第８条第１項の規定により、この契約を解除したとき、又は丙が表示土地を買い戻したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対等額につき相殺するものとする。

（瑕疵担保）

第１３条　表示土地に隠れた瑕疵がある場合は、民法（明治２９年法律第８９号）第５７０条の規定にかかわらず、引渡日から平成２５年３月１８日までに甲に通知したものに限り、甲がその責めを負うものとする。

2　別記２物件目録に表示する事項についての取り扱いは、次の各号のとおりとする。

一　甲は、用地管理施設等（砕石等、フェンス等）及び杭について、乙に対し、その撤去義務等の一切の責めを負わないものとする。

二　甲は、油分について、公園整備及び通常の土地利用において支障が生じると認められた場合には、乙との協議において、その取り扱いについて決定するものとする。

（引き渡し後の土壌汚染）

第１４条　引渡日以後、この契約の締結日における土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第５条第１項に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「環境法令の基準」という。）に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合の費用負担は、次のとおりとする。

一　土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙の負担とする。

二　検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準拠した対策費用は、引渡日から平成２５年３月１８日までの間に限り、甲の負担とする。ただし、甲の積算に基づいた算定額を上限とする。

２　前項の規定に基づき甲が対策費用を負担しようとする場合の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

３　表示土地において、この契約の締結日以降所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要になったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は乙の負担とする。

（引き渡し後の地中障害物）

第１５条　引渡日以後、表示土地において別記２物件目録に表示する事項以外の地中障害物の存在が判明した場合は、引渡日から平成２５年３月１８日までの間に限り、甲はその撤去に係る費用を負担する。ただし、甲の積算に基づいた算定額を上限とする。

２　前項の規定に基づき甲が撤去費用を負担しようとする場合の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

（適用法令等）

第１６条　この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（登記）

第１７条　甲は、この契約締結後、速やかに、表示土地の所有権移転登記を行い、乙はこれに協力するものとする。

２　乙は、この契約締結後、直ちに前項の所有権移転登記に必要な書類を、自己の負担において甲に提出するものとする。

（紛争の解決）

第１８条　乙は、この契約に関し、第三者から異議の申立て、又は権利の主張

等があったときは、自己の責任において解決するものとする。

（管轄裁判所）
第１９条　この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）
第２０条　この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成２１年３月２３日

譲渡人　甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区土地開発公社
代表者　理事長　　八木原　利　勝

譲受人　乙　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛　飾　区
代表者　葛飾区長　青　木　　勇

別記

1　土地目録　（別添３　確定図参照）

土地の所在	東京都葛飾区新宿六丁目		
地　番	地　目	実測面積（㎡）	備考
２４００番１７	宅　地	８，１８７．２０	
３６０２番１	宅　地	１３，２４８．７０	
３６０２番２	宅　地	１９，４８２．０３	
３６０２番５	宅　地	１７，２５１．４９	
合　　計		５８，１６９．４２	

2　物件目録

物　　件	数　量	備　　考
用地管理施設等 （砕石等、フェンス等） 杭	一　式	・別添４　未収去物図のとおり ・未収去物図に表示される杭及び建物位置は、施工誤差を含む。なお、建物　No.⑤、⑨´、⑩、⑭については、その建物範囲内に存置されている全ての杭を未収去物として取り扱う。
油　分	一　式	・表示土地の土壌に含まれる油分は、未収去物として取り扱う。

別　紙

第１４条第１項の規定に基づき甲が対策費用を負担しようとする場合、又は第１５条第１項の規定に基づき甲が撤去費用を負担しようとする場合の取り扱いについては、下記のとおりとする。

記

1　土壌汚染又は地中障害物の確認

（1）乙は、表示土地において、この契約の締結日における関係法令の基準に適合しない土壌汚染（注）（以下「土壌汚染」という。）、又は第15条第1項の規定に基づき甲が撤去に係る費用を負担する地中障害物（以下「地中障害物」という。）の存在が判明したときは、直ちに甲に通知するものとする。

（2）甲は、（1）による通知を受けたときは、速やかに、土壌汚染又は地中障害物の存在を確認するものとする。

2　工事方法の協議

甲及び乙は、土壌汚染について、この契約の締結日における関係法令の基準に適合させるための対策工事（以下「対策工事」という。）又は地中障害物の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）の方法を協議し、決定するものとする。

3　甲の負担する費用の決定

（1）甲は、記2により決定した方法による対策工事又は撤去工事に係る費用について、甲の積算に基づき算定するものとする。

（2）乙は、甲が（1）による算定を行うときは、これに協力するものとし、必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

（3）甲及び乙は、甲が負担する対策費用又は撤去費用の額について協議し、（1）による甲の算定額を上限とし、決定するものとする。

4　費用負担契約の締結

甲及び乙は、対策工事の方法及び甲が負担する対策費用、又は撤去工事の方法及び甲が負担する撤去費用を決定したときは、甲及び乙の間で費用負担契約を締結し、工事の完了確認、費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

（注）その由来が自然的原因であるとの判断により対策範囲外とされた基準値を上回るヒ素等を、適切に処分するために要する費用については、乙の負担とする。

別添１

新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び三菱瓦斯化学株式会社（以下「丙」という。）は、乙及び丙の行う新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画（以下「地区計画」という。）に基づく開発を進めるに当たり基本となる事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地区計画に規定する地区幹線道路、主要区画道路及び歩道状空地（以下「２号施設」という。）の整備主体及びこれらの整備が完了した後の管理者（以下「管理者」という。）について定め、地区計画を円滑に実現することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　２号施設の位置及び範囲については、別添１の公共施設計画図に示すとおりとする。

（施設の整備主体等）

第３条　２号施設の幅員、延長、現況の土地所有者、整備主体及び管理者は下記の表に示すとおりとし、当該２号施設の整備に係る費用については、その整備主体が全額負担するものとする。

２号施設の名称	幅員（m）	延長（m）	現況の土地所有者	整備主体	管理者
地区幹線道路１号	16	約 1,005	乙及び丙	乙	甲
主要区画道路１号	12	約 450	乙	乙	甲
主要区画道路２号	12～13	約 325	丙	乙	甲
歩道状空地１号	5	約 180	乙	乙	乙
歩道状空地２号	2	約 935	乙及び丙	乙	乙
歩道状空地３号	5	約 140	乙	乙	乙
歩道状空地４号	2	約 155	乙	乙	乙
歩道状空地５号	2.5	約 165	乙	乙	乙
歩道状空地６号	2	約 145	乙	乙	乙
歩道状空地７号	2.5	約 420	乙	乙	乙

２　前項の２号施設のうち、歩道状空地１号、歩道状空地２号、歩道状空地３号、歩道状空地４号、歩道状空地５号、歩道状空地６号及び歩道状空地７号（以下「歩道状空地」という。）について、乙が歩道状空地の全部若しくは一部又はこれらに囲まれた街区の全部若しくは一部を第三者（以下「街区事業者」という。）に譲渡したときは、乙は、整備主体及び当該歩道状空地の管理者たる地位を街区事業者に引き継ぐことができる。

（施設の引渡し及び帰属）

第４条　別添１の公共施設計画図に示す葛飾区新宿六丁目土地区画整理事業の施行区域（以下「施行区域」という。）内にある道路については、地区幹線道路１号は乙及び丙が、主要区画道路２号は丙がそれぞれ用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、換地処分後に甲に帰属させるものとする。

２　別添１の公共施設計画図に示す施行区域外の地区幹線道路１号及び主要区画道路１号については、乙が用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、甲に帰属させるものとする。

（維持管理）

第５条　甲は、前条に規定する引渡しが行われた後に、当該道路を葛飾区道として管理する。

（その他）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書３通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

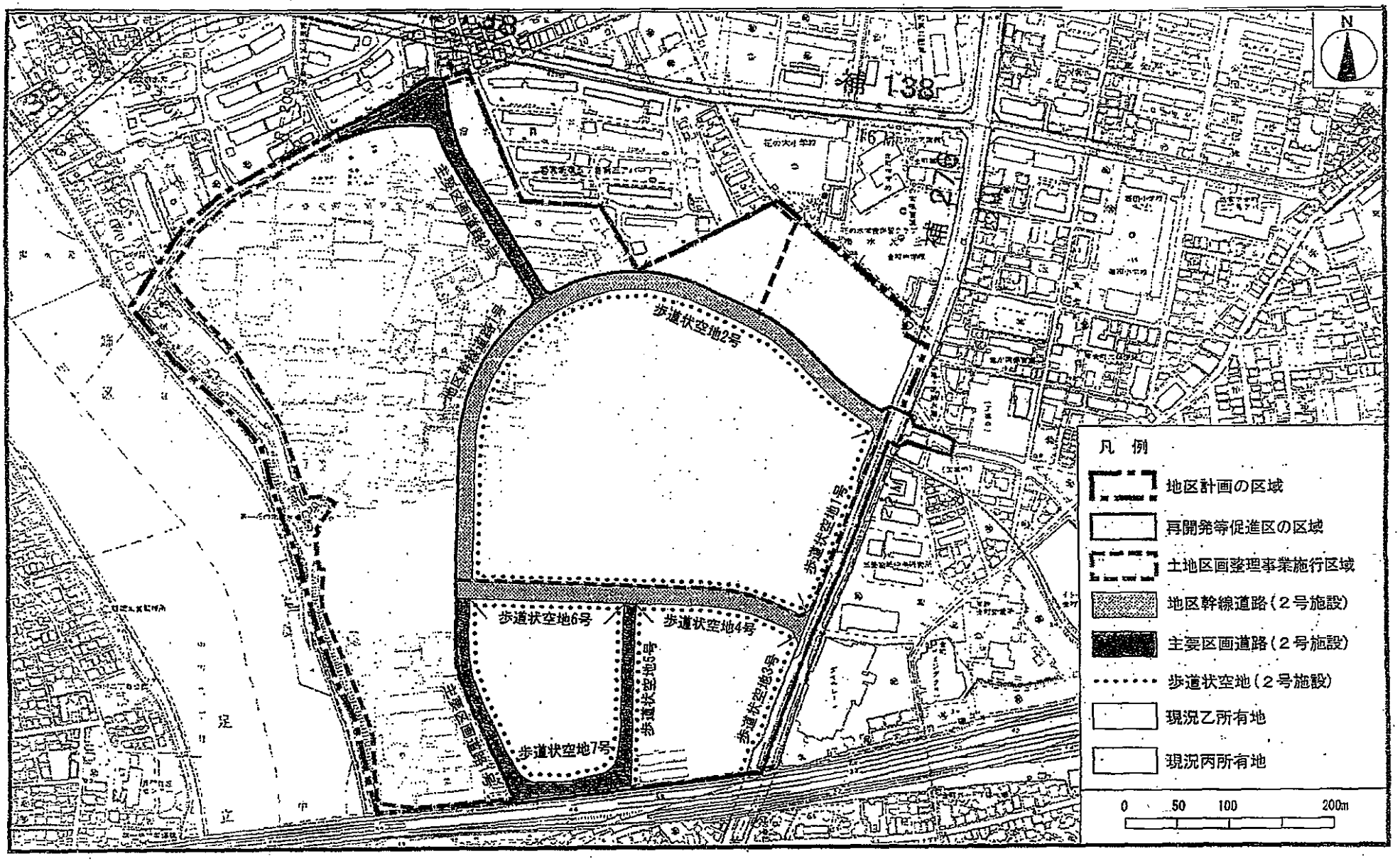
平成１８年３月３１日

甲　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区長　青木

乙　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構東京都[redacted]
支社長　細谷[redacted]

丙　東京都[redacted]内二丁目５番２号
三菱[redacted]社
取締[redacted]役員
特殊[redacted]ニープレジデ[redacted]
川崎敏[redacted]

別添１　公共施設計画図


N
補138
歩道状空地2号
歩道状空地1号
歩道状空地3号
歩道状空地4号
歩道状空地5号
歩道状空地6号
歩道状空地7号
主要区画道路2号
地区幹線道路1号
凡例
地区計画の区域
再開発等促進区の区域
土地区画整理事業施行区域
地区幹線道路（２号施設）
主要区画道路（２号施設）
歩道状空地（２号施設）
現況乙所有地
現況丙所有地
0
50
100
200m

別添２

葛飾区新宿六丁目地区の開発推進に関する基本協定書

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と葛飾区土地開発公社（以下「乙」という。）は、葛飾区新宿六丁目地区（以下「計画地」という。）の開発推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、計画地において甲、乙及びその他の開発事業者（以下「開発事業者」という。）が新宿六丁目地区地区計画（以下「地区計画」という。）等に沿った一体的なまちづくりを推進するために必要となる協議及び調整並びに事業の実施について相互に確認することを目的とする。

（事業計画の履行）

第２条　乙は、物件説明書及び土地譲渡契約書（以下「物件説明書等」という。）を遵守し、かつ地区計画に則した事業計画を立案し、建築物等を整備し、事業運営を行うとともに、計画地のまちづくりに協力するものとする。

２　甲は、地区計画に則した基盤整備を実施するとともに、乙の前項の履行状況について調査できるものとする。

（開発協議会の設置）

第３条　甲は、第１条の目的を達成するため開発協議会（以下「開発協議会」という。）を設置し、乙及び開発事業者は、甲と共に開発協議会の会員となるものとする。

２　開発協議会の事務局は、甲が担うものとする。

（開発協議会の役割）

第４条　開発協議会では、次の事項について、甲乙及び開発事業者間の連絡、協議・調整等を行うとともに、必要な事項について行政機関等関係者と協議を行う。

一　地区計画及び景観ガイドラインに則した一体的な都市空間形成

二　都市計画及び各種申請手続き

三　計画地の工事全般に係る調整

四　その他一体的で秩序あるまちづくりのために必要な事項

２　甲乙及び開発事業者は、前項に規定する事項に係る連絡、協議・調整等を行うにあたり必要な費用については応分の負担を行うものとする。

（住宅市街地総合整備事業への協力）

第５条　乙は、新宿六丁目地区住宅市街地総合整備事業において甲が実施する基盤整備工事等に協力するものとし、工事調整等必要な協議・調整等に応じるものとする。

(計画の修正)

第6条　甲は、第2条第2項に基づく調査の結果、計画地の一体的なまちづくりを推進するため必要と認めるときは、乙に対し物件説明書等に沿った計画となるよう修正を求めることができるものとする。

(地位の承継)

第7条　乙は、計画地の土地の全部又は一部、建物等の所有権を譲渡する場合には、この協定における地位を確実に譲受人に承継する措置を講じるものとする。

2　乙は、計画地の土地の一部の所有権を葛飾区に譲渡する前に、甲の承諾を得て、葛飾区にこの協定における地位を承継できるものとする。

(有効期間及び変更等)

第8条　この協定は、締結の日から計画地全体の開発が完了するまでの間について有効とし、有効期間については開発協議会において協議して定めるものとする。

2　この協定の締結後、甲が計画地の全部又は一部を譲渡し、新たな開発事業者を決定した場合は、甲は新たな開発事業者を開発協議会に加入させるものとし、乙はこれを承認するものとする。この場合において必要があるときは、この協定を変更等することができるものとする。

(その他の事項の取扱い)

第9条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙間又は開発協議会において協議して定める。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

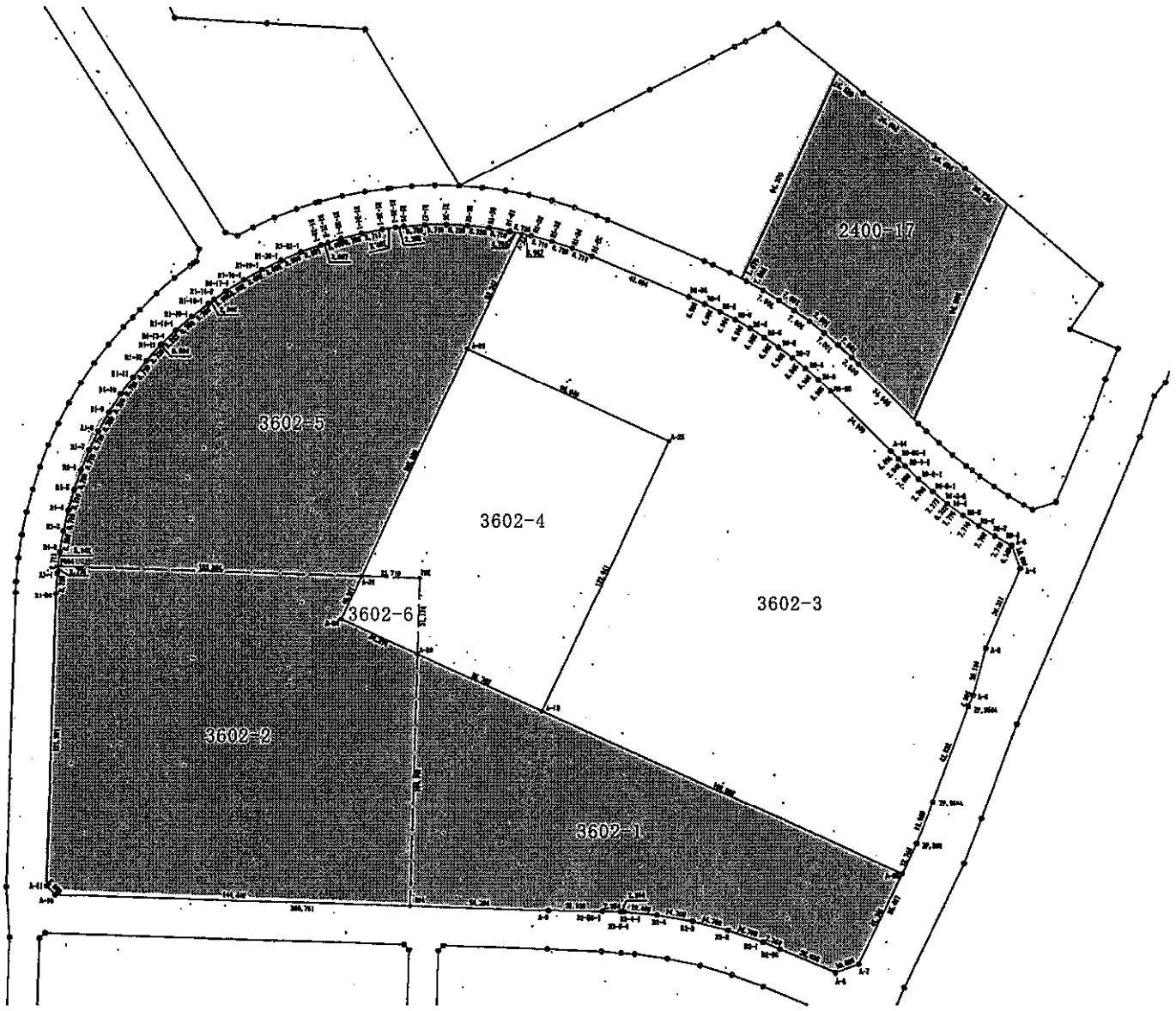
平成20年2月27日

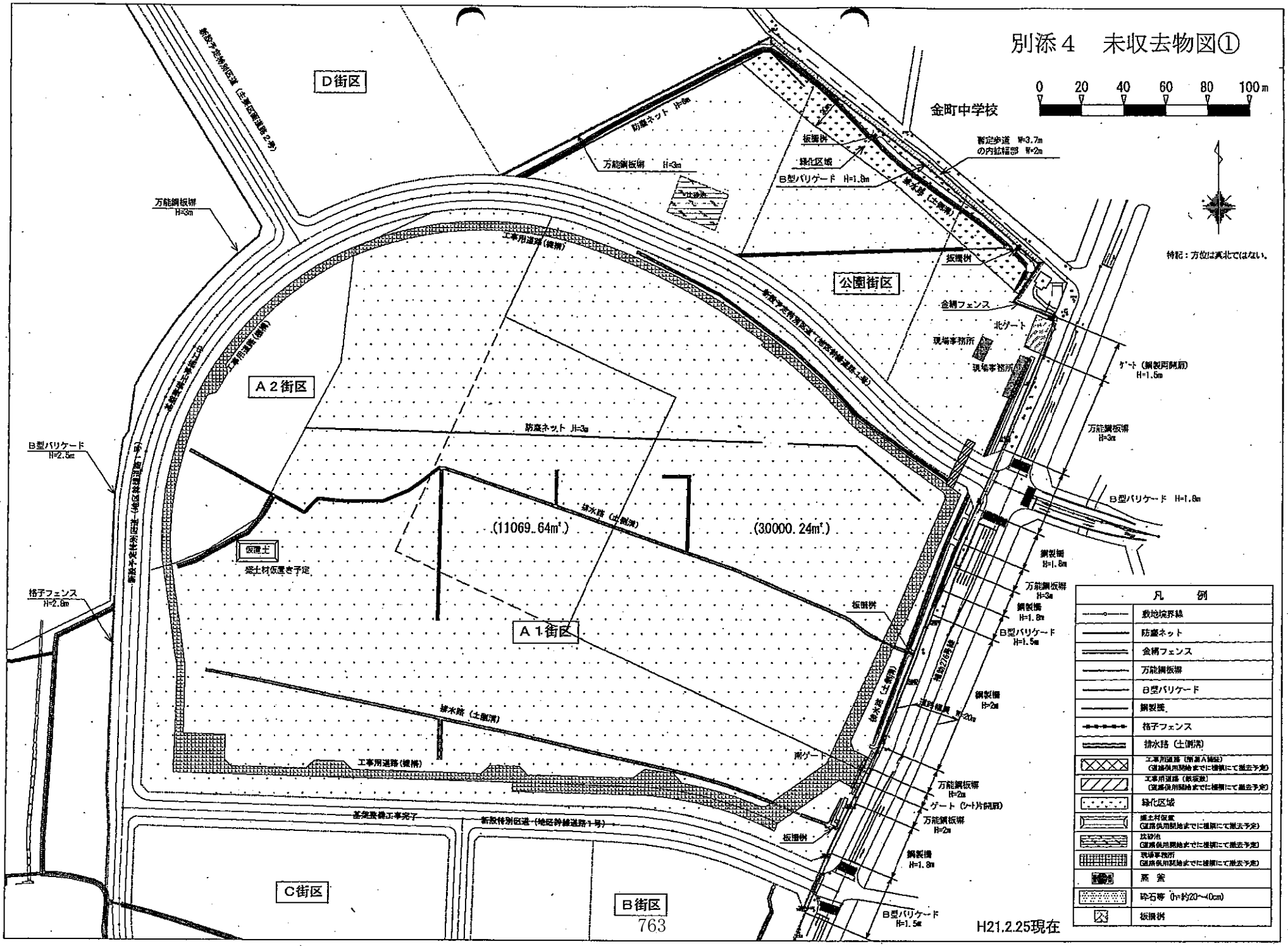
甲　住　所　東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
　　氏　名　独立行政法人都市再生機[redacted]
　　支社長　細　谷　[redacted]

乙　住　所　東京都葛飾区立石五丁目[redacted]
　　氏　名　葛飾区土地開発公社
　　理事長　青　木　[redacted]

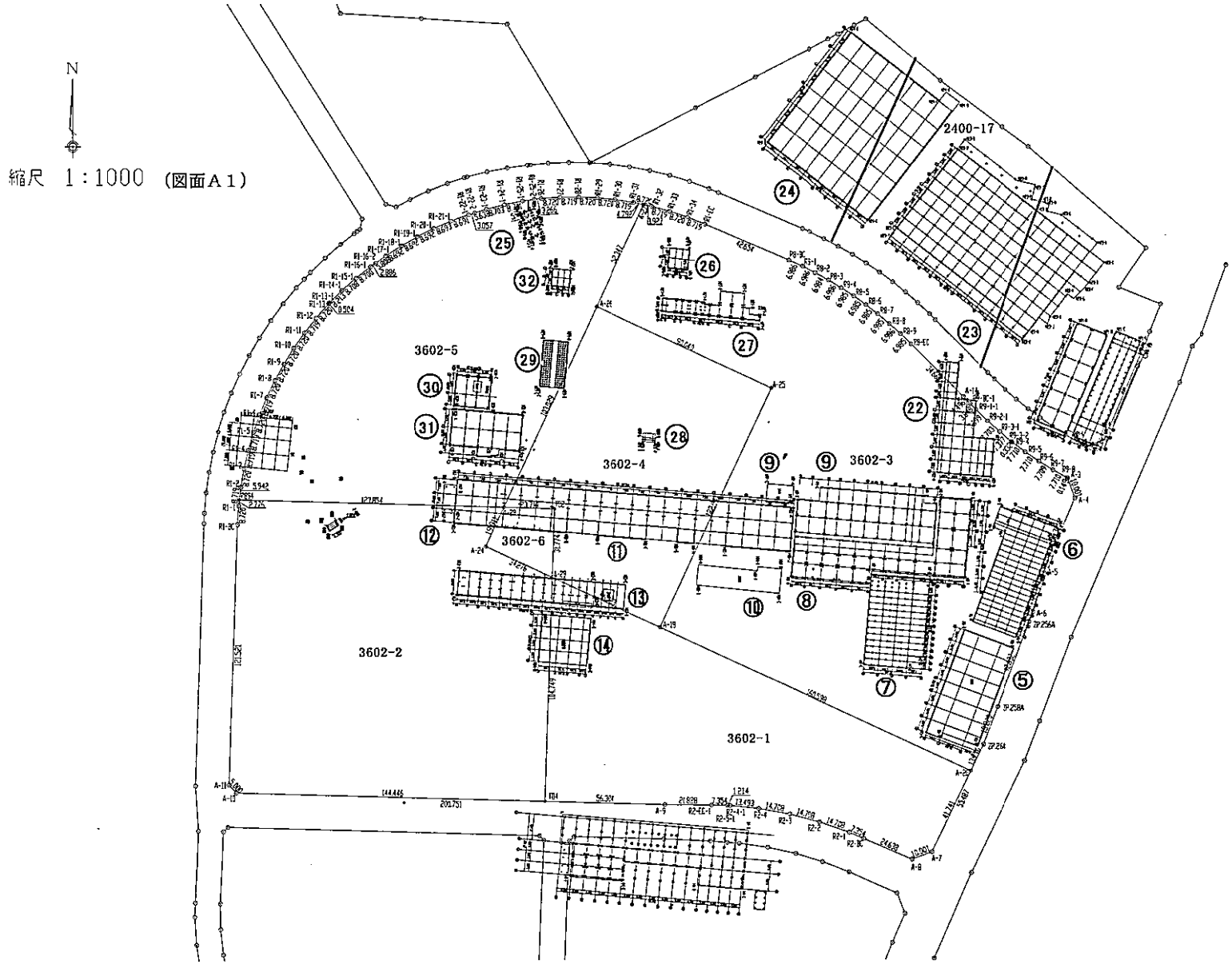
760

別添３　確定図




別添４　未収去物図①
0 20 40 60 80 100m
金町中学校
D街区
公園街区
A２街区
A１街区
C街区
B街区
防塵ネット H=3m
万能鋼板塀 H=3m
B型バリケード H=1.8m
仮設歩道 W=3.7m
の内拡幅部 W=2m
緑化区域
板囲柵
金網フェンス
北ゲート
現場事務所
ゲート（鋼製両開扉）H=1.5m
B型バリケード H=2.5m
格子フェンス H=2.6m
(11069.64㎡)
(30000.24㎡)
仮置土
受土材仮置き予定
排水路（土側溝）
工事用道路（舗装）
南ゲート
ゲート（シート片開扉）
鋼製柵 H=1.8m
鋼製柵 H=2m
B型バリケード H=1.5m
基盤整備工事完了
新設特別区道（地区幹線道路1号）
特記：方位は真北ではない。
凡　例
敷地境界線
防塵ネット
金網フェンス
万能鋼板塀
B型バリケード
鋼製柵
格子フェンス
排水路（土側溝）
緑化区域
板囲柵
現場事務所
蒸　雲
砕石等（h=約20～40cm）
H21.2.25現在

別添４　未収去物図②



案

確　　認　　書

葛飾区土地開発公社（以下「甲」という。）と葛飾区（以下「乙」という。）は、甲乙間で平成２１年３月２３日付で締結した土地譲渡契約（以下「土地譲渡契約」という。）に関して、次のとおり確認する。

第１条　土地譲渡契約第６条第１項第１号の規定により、乙が甲の承諾を受けなければならない期間は、土地譲渡契約締結日以後、都市計画公園の都市計画決定の告示を受けた日までとする。

第２条　甲と独立行政法人　都市再生機構との間で締結した土地譲渡契約（平成２０年２月２７日締結）第２０条に規定する買い戻し特約の登記を抹消する時期は、都市計画公園の都市計画決定の告示を受けた日以後とする。

この確認書の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

767

平成２１年３月２３日

譲渡人　甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区土地開発公社
代表者　理事長　　八木原　利　勝

譲受人　乙　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛　飾　区
代表者　葛飾区長　青　木　　勇

119　東京理科大学誘致における利子補給の年度別額及び今年度までの累計額

年度	金額
平成21年度	304,955,286円
平成22年度	306,767,903円
平成23年度	303,327,667円
平成24年度	301,393,880円
平成25年度	370,049,954円
平成26年度	367,216,440円
平成27年度	349,396,135円
平成28年度	327,591,155円
平成29年度	307,060,371円
平成30年度	290,563,874円
令和元年度	265,212,684円
令和２年度	238,314,444円
令和３年度	212,320,895円
令和４年度	184,898,260円
令和５年度	158,291,358円
令和６年度	131,803,500円
令和７年度	105,213,708円
合計	4,524,377,514円

請　求　書

本公社は、貴機構と平成２０年２月２７日付で土地譲渡契約を締結し、東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番１及び東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番２、葛飾区新宿六丁目２４００番１７の土地（以下「本件土地」という。）の譲渡を受け、平成２０年３月１９日及び平成２１年３月１９日に分けて、本件土地の引き渡しを受けました。

しかし、本件土地には土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）に定める基準及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）に定める基準を超過する土壌汚染や油分・石炭ガラなどの地中障害物の存在が確認されたため、本公社の再譲渡先である葛飾区から貴機構へその処分等に関する費用負担の請求がなされ、貴機構から葛飾区へその費用が支払われました。

このたび貴機構から平成２０年３月１９日に引き渡しを受けた本件土地のうち、平成２５年３月１日現在、本公社が所有する土地（東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番４及び東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番６）の土壌について、平成２４年１２月にボーリング

調査を実施したところ、以下の瑕疵があることが判明しました。

（１）石炭ガラ

（２）油分

（３）木片等

そこで、本公社は、上記瑕疵の処分に必要な経費として損害賠償金２７０，２５７，４９２円を別紙のとおり算定し、貴機構に対し、本状到達後６か月以内に支払うよう請求いたします。

なお、賠償金の額は、請求日現在の見積金額ですので、今後、経済状況の変動等の事情が生じたときは、金額を変更する場合があります。

平成２５年３月１３日

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区土地開発公社
理事長　柏崎　裕紀

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部長　石渡　廣一　殿

12-18

別紙

瑕疵のある土の量

瑕疵のある土層２．０２５ｍ

×土地面積４，８２７．１３㎡

＝９，７７４．９３８２５㎥

土処分費用単価（㎡単価）

瑕疵のある土処分費２９，６００円

－通常土処分費４，０００円

＝２５，６００円

瑕疵のある土の処分費（１円未満切り捨て）

瑕疵のある土の量×土処分費用単価

＝２５０，２３８，４１９円

諸経費（１円未満切り捨て）

瑕疵のある土の処分費×８％

＝２０，０１９，０７３円

損害賠償金額

瑕疵のある土の処分費＋諸経費

＝２７０，２５７，４９２円

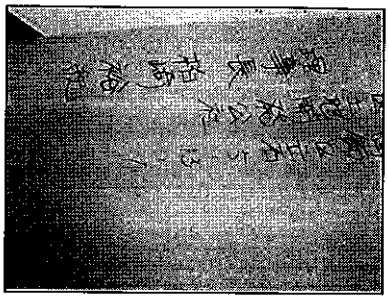
この郵便物は平成 25 年 3 月 13 日
第 21134 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

葛飾 25.3.13 12-18

郵便認証司 平成25年 3月 13日

書留・特定記録　郵便物等受領証（お客様控）

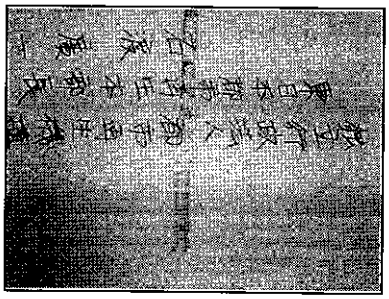
ご依頼主のご住所・お名前



2013年 3月13日　14:07

〒100-8798　日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関１－３－２
連絡先：葛飾郵便局

TEL：03-3695-9108
担当　石川　静男
書留受付No.2303　端01 箱01

	お届け先のお名前	お問い合わせ番号		摘要	申出損害要償額	
1		11639211345		一般書留 内容証明 配達証明 配達日指定	—	
2	お届け先のお名前	お問い合わせ番号		摘要	申出損害要償額	
3	お届け先のお名前	お問い合わせ番号		摘要	申出損害要償額	
4	お届け先のお名前	お問い合わせ番号		摘要	申出損害要償額	

773

備考：
内容証明あり

※この受領証は損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから
大切に保存してください。

封筒に張る郵券　８００円
その他料金　　９２０円
計１，７２０円

163-1313

東京都新宿区西新宿6-5-1

独立行政法人 都市再生機構
東日本都市再生本部長
石渡 廣一 殿



葛飾区役所

774

差出人

〒154-8555

東京都高齢区三石5-13-1

高齢区土地開発公社

理事長　柏崎裕紀

121　平成25年3月13日付　葛飾区土地開発公社からＵＲへの通知文に係る起案文書及び決裁文書（回議用紙等）の写し

公開の可否	公開	非公開	根拠条文
（当初判断）	事業終了後一部公開　公開予定時期　平成　年　月　日		区条例
	事業継続中一部公開　公開予定時期		第9条第2号ア・第4号

決裁区分	理事長	副理事長	常務理事	事務局長	主管課長	主管係長	保存年限
甲							長期・10年・5年 3年・1年 （　　）

（合議先）

課長　　係長

課長　　係長

課長　　係長

施行・取扱上の注意

２４葛公社調整　第398号

起案	平成２５年３月１１日
決裁	平成　年　月　日
施行	平成　年　月　日

起案者	
	調整課
	調整係
氏名	荒岡　正和
内線	２１７２

件名

独立行政法人都市再生機構（ＵＲ）に対する損害賠償請求について

上記のことについて次のように　請求　してよろしいか伺います。

~~します。~~

1　理由

本公社の所有地である新宿六丁目3602番1および3602番2、新宿六丁目2400番17の土地（以下、「本件土地」という。）に石炭ガラ、油分、木片等の存在が確認された。このため、本件土地の前所有者であるＵＲに対し、平成20年2月27日付土地譲渡契約（別紙１）第14条～16条に基づき、本件土地における土地の瑕疵の存在の通知および本件瑕疵の除去に必要な費用について、損害賠償請求するもの。

2　経緯等

本件土地はその周囲の土地を含め、平成20年2月27日にＵＲから譲渡を受けた土地である。本契約により譲渡を受けた本件土地以外の土地については、それぞれ大学用地、公園用地として、既に東京理科大学および区の所有の土地となっている。

その後、大学の建設工事において、東京理科大学所有地から土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に定める基準および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に定める基準を超過する土壌汚染や油分・石炭ガラ等の地中障害物の存在が判明したため、ＵＲから区を経由し東京理科大学に対する賠償金が支払われた。

この経緯を踏まえ、本件土地についても同様の地中障害物の存在が予想されたことから、平成24年12月にボーリング調査による土質調査を実施したところ、石炭ガラ、油分、木片等の存在が確認された。

本件土地については、土地譲渡契約書第14条～16条において、瑕疵担保責任期間の特約を定めており、この特約は、平成25年3月18日が期限となっている。このため、損害賠償請求権の保全を目的として、これら地中障害物を全面的に撤去するための費用を損害賠償額として算定し、ＵＲに対し請求を行うこととした。（別紙２のとおり）

3　請求書（案）

別紙３のとおり

請求書の内容については、区大学誘致推進室、区法規担当、区顧問

弁護士に協議済みである。

なお、土地譲渡契約時の相手方は、ＵＲ東京都心支社長となっているが、平成23年6月30日をもって同組織が廃止されたことから、業務の引き継ぎ先であるＵＲ東日本都市再生本部長をあて先とした。

4　請求書の発送方法

内容証明および配達日指定郵便で葛飾郵便局に持ち込み、送付する。

5　請求書発送予定日および配達予定日

発送予定日　3月13日（水）

配達予定日　3月15日（金）

印紙税法第5条第2号の規定に基づき印紙貼付せず

土地譲渡契約書

譲渡人独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と譲受人葛飾区土地開発公社（以下「乙」という。）は、甲と乙と葛飾区（以下「丙」という。）の間で平成19年11月21日に締結した「新宿六丁目地区A街区及び公園用地の譲渡に関する基本合意書」第１条第２項に基づき、甲の所有する土地の譲渡に関して、次のとおり土地譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別記１土地目録に表示する土地（以下「表示土地」という。）をこの契約に定める条件で乙に譲り渡し、乙は、別記１土地目録に表示する土地の用途（以下「土地の用途」という。）に供することを条件として、丙又は第三者に再譲渡又は貸与等するためこれを譲り受けるものとする。

（譲渡代金）

第２条　この契約に基づく表示土地の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、＊＊金４４，６５７，６８５，０００円とする。

２　表示土地の面積は、別記１土地目録の表示によるものとし、後日、再実測の結果、差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（譲渡代金の支払）

第３条　乙は、前条に規定する譲渡代金を、次の各号に従い甲の定める方法により甲に支払うものとする。

一　この契約の締結と同時に、譲渡代金の一部を契約保証金として＊＊＊＊＊＊＊＊＊金４，４６５，７６８，５００円

二　平成20年３月19日までに、別記１土地目録に表示するA-1街区及び公園用地（以下「A-1街区等」という。）に係る譲渡代金の残金金３７，０７４，０８４，７５０円

三　平成21年３月19日までに、別記１土地目録に表示するA-2街区に係る譲渡代金の残金金３，１１７，８３１，７５０円

２　甲及び乙は、民法第557条第１項に規定する契約の解除はできないものとする。

（所有権の移転等）

第４条　甲は、前条第１項第２号に規定する譲渡代金の支払の完了と同時に、乙に対して表示土地の所有権を移転するものとする。

2　甲は、前条第１項第２号及び第３号に規定する譲渡代金の支払の完了と同時に、乙に対して各々の土地を引渡すものとする。

（再譲渡等及び建設等義務）

第５条　乙は、前条第２項の規定に基づきA-1街区等の引渡しが完了した日（以下「A-1街区等の引渡日」という。）から10年以内に土地の用途に供することを条件として、第２項及び第３項に従って表示土地の全部又は一部を丙又は第三者に再譲渡又は貸与等（以下「再譲渡等」といい、同期限内に土地の用途に供することを条件として他の第三者への再譲渡等が行われる場合及び同様の再譲渡等が繰り返し行われる場合を含む。）するものとする。

2　甲は、天災その他再譲渡等を受けて表示土地を土地の用途に供しようとする者（以下「用途施行者」という。）の責に帰さない事由によって、前項に規定する期限までに、表示土地を土地の用途に供することができないと認めるとき、又は甲乙の協議により必要と認め、合意したときは、期限を変更することができるものとする。

3　乙は、第１項の規定に基づき再譲渡等する場合は、次の各号を用途施行者に遵守させるとともに、表示土地の再譲渡等を受けた者（用途施行者を除く。）にも遵守させ、又は連帯責任を負わせなければならない。

一　A-1街区等の引渡日から10年以内に、表示土地に、大学（付属施設を含む。）にかかる建築物（以下「建築物」という。）の建設及び都市計画公園（以下「公園」という。）の整備を完了すること。

二　「葛飾区新宿六丁目地区　景観形成の手引き」及び「葛飾区新宿六丁目地区　景観ガイドライン」に基づいた計画とすること。

三　第１号の建築物の建設又は公園の整備（以下「建築物の建設等」という。）に関し、第三者から苦情、異議の申立て、損害賠償請求等があったときは、用途施行者の責任においてこれらを解決すること。

四　乙が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずること。

五　建築物について、確認の申請書（建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項に規定する確認の申請書をいう。）を提出する前並びに確認済証（建築基準法第６条第１項に規定する確認済証をいう。）及び検査済証（建築基準法第７条第５項に規定する検査済証をいう。）の交付を受けた後、速やかに、乙に対し、その写しその他関係図書（以下「書面等」という。）を提出すること。

六　甲から乙に対するA-1街区等の引渡日から起算して12年を経過するまでの間に、次のイからハに規定する行為をしようとするときは、乙の承諾を受けること。

イ　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは

抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

ロ　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

ハ　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

七　次のイ及びロに規定する事由が生じたときは、乙に対して通知すること。

イ　解散若しくは合併があったとき又は営業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

ロ　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

八　第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は買い戻したときは、同条に規定する乙の義務の履行に協力すること及び甲に対して何らの請求を行わないこと。

九　別添１新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書（平成18年３月31日締結、締結者　甲、丙及び三菱瓦斯化学株式会社）第３条第２項に基づき、表示土地に係る地区計画における２号施設の整備主体及び管理者を継承しなければならないこと。

（甲の承諾を要する事項）

第６条　乙は、この契約の締結日以後、A-1街区等の引渡日から起算して12年を経過するまでの間に、次の行為をしようとするときは、甲の定めるところにより、あらかじめ書面により甲に申し出て、甲の承諾を受けるものとする。

一　表示土地の全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、質権若しくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転しようとするとき。

二　建築物の建設等に伴い通常必要とされる程度を超えて、表示土地の原状を変更しようとするとき。

三　表示土地を土地の用途と異なる用途に供しようとするとき。

四　前条第３項第６号に規定する承諾をしようとするとき。

（通知義務）

第７条　乙は、この契約の締結日以後、A-1街区等の引渡日から起算して12年を経過するまでの間に、乙に次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲に通知するものとする。

一　解散若しくは合併があったとき又は営業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。

二　名称若しくは住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。

三　第５条第３項第７号に規定する通知を受けたとき。

（違約金）

第８条　乙は、この契約の締結日以後、A-1 街区等の引渡日から起算して 12 年を経過するまでの間に、次の各号の一に該当すると甲が認めるときは、第２条第１項に規定する譲渡代金の２割を上限として甲が定める金員を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

一　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

二　第５条第３項第１号、第２号、第６号及び第９号に違反する行為があったとき。

三　第６条に規定する甲の承諾を得ないで同条各号に掲げる行為が行われたとき。

四　次条第１項の規定により甲がこの契約を解除したとき、又は表示土地を買い戻したとき。

（甲の契約解除権等）

第９条　甲は、この契約の締結日以後、A-1 街区等の引渡日から起算して 12 年を経過するまでの間に、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、又は表示土地を買い戻すことができる。

一　乙が、第３条第１項第２号及び第３号に規定する期限までに譲渡代金を支払わないとき。

二　表示土地が、第５条第１項に規定する期間内に土地の用途に供されないとき。

三　第５条第３項第１号、第２号、第６号及び第９号に違反する行為があったとき。

四　第６条に規定する甲の承諾を得ないで同条各号に掲げる行為が行われたとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲は、譲渡代金として乙から既に受領した額を乙に返還し、乙は、直ちに、表示土地をこの契約を締結した時の状態に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。この場合において、各返還の方法等は甲乙協議のうえ定めるものとし、また、甲が乙に返還する金額には利息を付さないものとする。

３　前項の規定による表示土地の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

（使用料相当額の支払義務）

第 10 条　乙は、前条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、第４条第２項の規定に基づき表示土地の引渡しが各々完了した日の属する月から前条第２項の規定により甲が乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者から表示土地の返還を受けた日の属する月までの使用料相当額を、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、支払方法等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

2　前項に規定する使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に12分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第 11 条　乙は、第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻した場合において、甲の受けた損害の額が第８条の違約金と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第 12 条　乙は、この契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（365 日当たり）14.56 パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺等）

第 13 条　第９条第１項の規定により甲がこの契約を解除し、又は表示土地を買い戻したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺するものとする。

2　乙は、表示土地が再譲渡等された後においても、第８条から前条に規定する金銭債務を免れないものとする。

（瑕疵担保）

第 14 条　表示土地に隠れた瑕疵がある場合は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 570 条の規定にかかわらず、A－１街区等の引渡日から５年間に限り、甲がその責めを負うものとする。

2　甲は、別記２物件目録に表示する事項について、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者に対し、その撤去義務等の一切の責めを負わないものとする。

（引渡し後の土壌汚染）

第 15 条　A-1 街区等の引渡日以後、この契約の締結日における土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第５条第１項に定める基準又はその他関係法令（条例を含む。）に定める基準（以下「関係法令の基準」という。）に適合しない土壌汚染の存在が判明した場合の費用負担は、次のとおりとする。

一　土壌汚染の調査に係る費用は、原則として乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者の

負担とする。

二　検出された有害物質に係る土壌汚染対策法又はその他関係法令（条例を含む。）に準拠した対策費用は、A-1街区等の引渡日から５年間に限り、甲の負担とする。ただし、甲の積算に基づいた算定額を上限とする。

2　前項の規定に基づき甲が対策費用を負担しようとする場合の取扱いについては、別紙のとおりとする。

3　表示土地において、この契約の締結日以降所轄官庁の指導又は法令の改正若しくは変更等により新たに土壌汚染調査又は対策工事等が必要となったときは、当該調査又は当該対策工事等に要する費用は乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者の負担とする。

（引渡し後の地中障害物）

第16条　A-1街区等の引渡日以後、表示土地において別記２物件目録に表示する事項以外の地中障害物の存在が判明した場合は、A-1街区等の引渡日から５年間に限り、甲は、その撤去に係る費用を負担する。ただし、甲の積算に基づいた算定額を上限とする。

2　前項の規定に基づき甲が撤去費用を負担しようとする場合の取扱いについては、別紙のとおりとする。

（公表）

第17条　甲及び乙は、この契約の内容について公表できるものとする。

（適用法令等）

第18条　この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（契約履行の調査及び情報の提供）

第19条　乙は、甲が表示土地の使用若しくは使用計画に関して調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用若しくは使用計画に関して報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2　甲は、乙又は再譲渡等を受けた者が表示土地の使用に際して必要な調査をするときは、これに協力するものとし、表示土地の使用に際して必要な報告を求め、又は必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

3　乙は、表示土地の再譲渡等を受けた者から書面等の提出を受けたときは、速やかに甲に提出するものとする。

（登記）

第 20 条　甲は、乙が第３条第１項第１号及び第２号に規定する支払を完了したときは、速やかに、この契約に基づき表示土地の所有権移転の登記及び買戻しの特約の登記を行い、乙はこれに協力するものとする。

２　前項の所有権の移転登記及び買戻しの特約の登記抹消に要する費用は乙が、買戻しの特約の登記に要する費用は甲が、それぞれ負担するものとする。

３　乙は、買戻権が設定された土地が分筆されたときは、設定された当初の譲渡代金を分筆後の面積に応じて按分した額を分筆後の各土地の売買代金とする買戻権変更登記に同意するものとする。

（返還金の受領場所）

第 21 条　乙は、この契約に基づき甲が乙に対して返還すべき金銭債務があるときは、甲の指定する場所においてこれを受領するものとする。

（管轄裁判所等）

第 22 条　この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議するものとし、甲乙間に権利義務の争いがあるときは、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

786

この契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 20 年２月 27 日

譲渡人　甲　住 所　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

氏 名　独立行政法人都市再生機[redacted]

支社長　細 谷　[redacted]

譲受人　乙　住 所　東京都葛飾区立石五丁目[redacted]

氏 名　葛飾区土地開発公社

理事長　青 木

別 記

1 土地目録（別添２ 確定図参照）

土地の所在		東京都葛飾区新宿六丁目			
名称	地 番	地 目	地 積（㎡）	土地の用途	引渡日
A-1街区	３６０２番１	宅地	６４，０９１．７８	学校教育法（昭和22年３月31日法律第26号）に基づく大学（付属施設を含む。）及び都市計画公園の用途に供する用地	平成20年３月19日まで
A-2街区			６，７６０．３２		平成21年３月19日まで
A-1街区	３６０２番２	宅地	１９，２６１．９７		平成20年３月19日まで
A-2街区			９３８．０３		平成21年３月19日まで
公園用地	２４００番１７	宅地	８，１８７．２０	都市計画公園の用途に供する用地	平成20年３月19日まで
合 計		―	９９，２３９．３０	―	

2 物件目録

物 件	数 量	備 考
・用地管理施設等（砕石等、フェンス、暫定歩道等） ・ＲＣ杭	一 式	別添３未収去物図のとおり

別　紙

第15条第1項の規定に基づき甲が対策費用を負担しようとする場合、又は第16条第1項の規定に基づき甲が撤去費用を負担しようとする場合の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1　土壌汚染又は地中障害物の確認

(1) 乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、表示土地において、この契約の締結日における関係法令の基準に適合しない土壌汚染（注）（以下「土壌汚染」という。）、又は第16条第1項の規定に基づき甲が撤去に係る費用を負担する地中障害物（以下「地中障害物」という。）の存在が判明したときは、直ちに甲に通知するものとする。

(2) 甲は、(1)による通知を受けたときは、速やかに、土壌汚染又は地中障害物の存在を確認するものとする。

2　工事方法の協議

甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、土壌汚染について、この契約の締結日における関係法令の基準に適合させるための対策工事（以下「対策工事」という。）又は地中障害物の撤去に係る工事（以下「撤去工事」という。）の方法を協議し、決定するものとする。

3　甲の負担する費用の決定

(1) 甲は、記2により決定した方法による対策工事又は撤去工事に係る費用について、甲の積算に基づき算定するものとする。

(2) 乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者は、甲が(1)による算定を行うときは、これに協力するものとし、必要な資料の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

(3) 甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、甲が負担する対策費用又は撤去費用の額について協議し、(1)による甲の算定額を上限とし、決定するものとする。

4　費用負担契約の締結

甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者は、対策工事の方法及び甲が負担する対策費用、又は撤去工事の方法及び甲が負担する撤去費用を決定したときは、甲、乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者間で費用負担契約を締結し、工事の完了確認、費用の支払方法等に係る事項について定めるものとする。

（注）その由来が自然的原因であるとの判断により対策範囲外とされた基準値を上回るヒ素等を適切に処分するために要する費用については譲受人（表示土地の再譲渡等を受けた者を含む。）の負担とする。

以　上

別添 1

新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画における２号施設の整備等に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び三菱瓦斯化学株式会社（以下「丙」という。）は、乙及び丙の行う新宿六丁目地区再開発等促進区を定める地区計画（以下「地区計画」という。）に基づく開発を進めるに当たり基本となる事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地区計画に規定する地区幹線道路、主要区画道路及び歩道状空地（以下「２号施設」という。）の整備主体及びこれらの整備が完了した後の管理者（以下「管理者」という。）について定め、地区計画を円滑に実現することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　２号施設の位置及び範囲については、別添１の公共施設計画図に示すとおりとする。

（施設の整備主体等）

第.3 条　２号施設の幅員、延長、現況の土地所有者、整備主体及び管理者は下記の表に示すとおりとし、当該２号施設の整備に係る費用については、その整備主体が全額負担するものとする。

２号施設の名称	幅　員（m）	延　長（m）	現況の土地所有者	整備主体	管理者
地区幹線道路１号	16	約 1,005	乙及び丙	乙	甲
主要区画道路１号	12	約 450	乙	乙	甲
主要区画道路２号	12～13	約 325	丙	乙	甲
歩道状空地１号	5	約 180	乙	乙	乙
歩道状空地２号	2	約 935	乙及び丙	乙	乙
歩道状空地３号	5	約 140	乙	乙	乙
歩道状空地４号	2	約 155	乙	乙	乙
歩道状空地５号	2.5	約 165	乙	乙	乙
歩道状空地６号	2	約 145	乙	乙	乙
歩道状空地７号	2.5	約 420	乙	乙	乙

２　前項の２号施設のうち、歩道状空地１号、歩道状空地２号、歩道状空地３号、歩道状空地４号、歩道状空地５号、歩道状空地６号及び歩道状空地７号（以下「歩道状空地」という。）について、乙が歩道状空地の全部若しくは一部又はこれらに囲まれた街区の全部若しくは一部を第三者（以下「街区事業者」という。）に譲渡したときは、乙は、整備主体及び当該歩道状空地の管理者たる地位を街区事業者に引き継ぐことができる。

（施設の引渡し及び帰属）

第４条　別添１の公共施設計画図に示す葛飾区新宿六丁目土地区画整理事業の施行区域（以下「施行区域」という。）内にある道路については、地区幹線道路１号は乙及び丙が、主要区画道路２号は丙がそれぞれ用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、換地処分後に甲に帰属させるものとする。

２　別添１の公共施設計画図に示す施行区域外の地区幹線道路１号及び主要区画道路１号については、乙が用地を供出し、乙によるこれらの整備が完了したときは、これらの施設を直ちに甲に無償で引き渡し、甲に帰属させるものとする。

（維持管理）

第５条　甲は、前条に規定する引渡しが行われた後に、当該道路を葛飾区道として管理する。

（その他）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書３通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１８年３月３１日

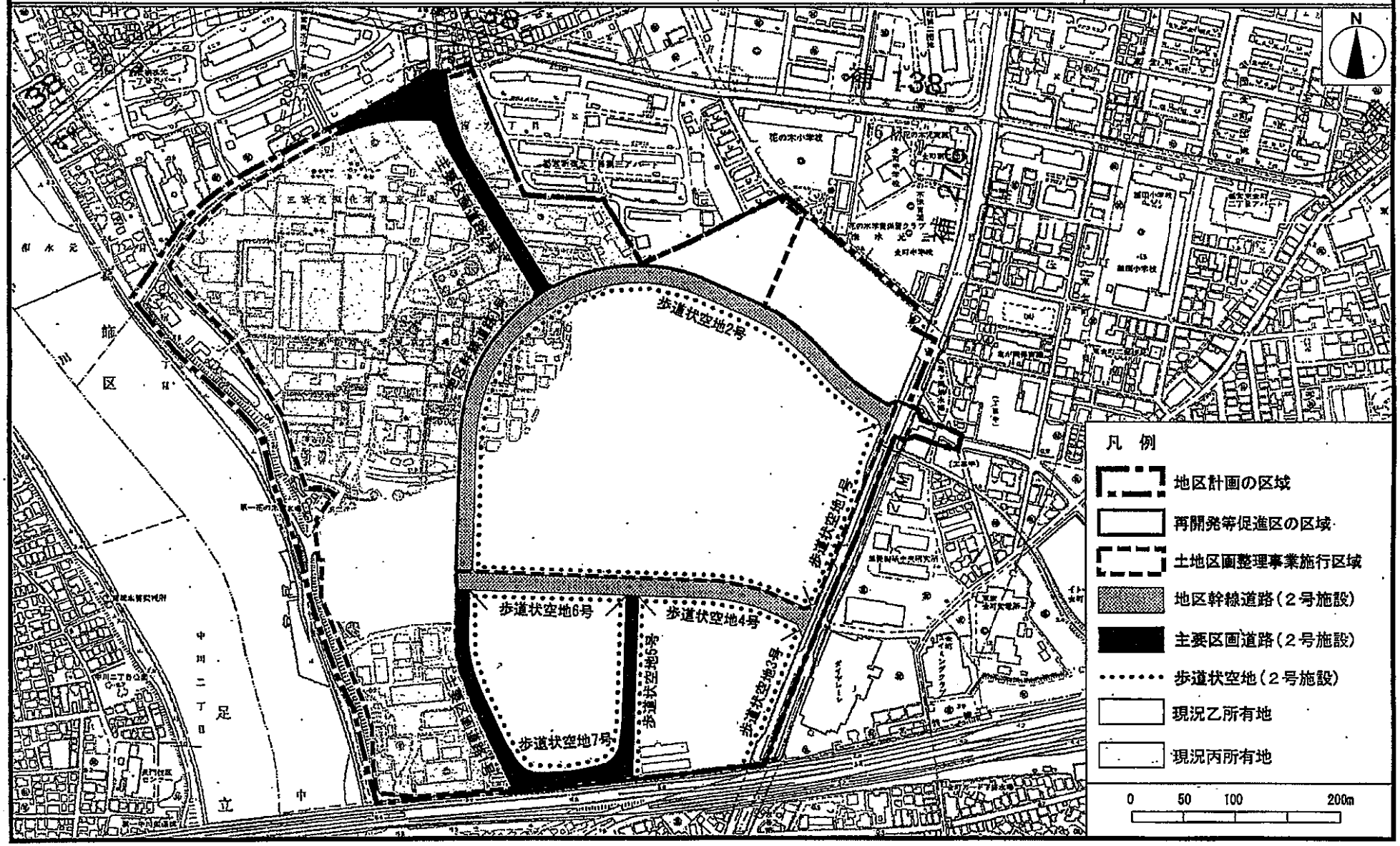
甲　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区長　青木

乙　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構東京都[redacted]
支社長　細谷[redacted]

丙　東京都[redacted]二丁目５番２号
三菱[redacted]
取締[redacted]役員
特殊[redacted]ープレジデ[redacted]
川崎敏[redacted]

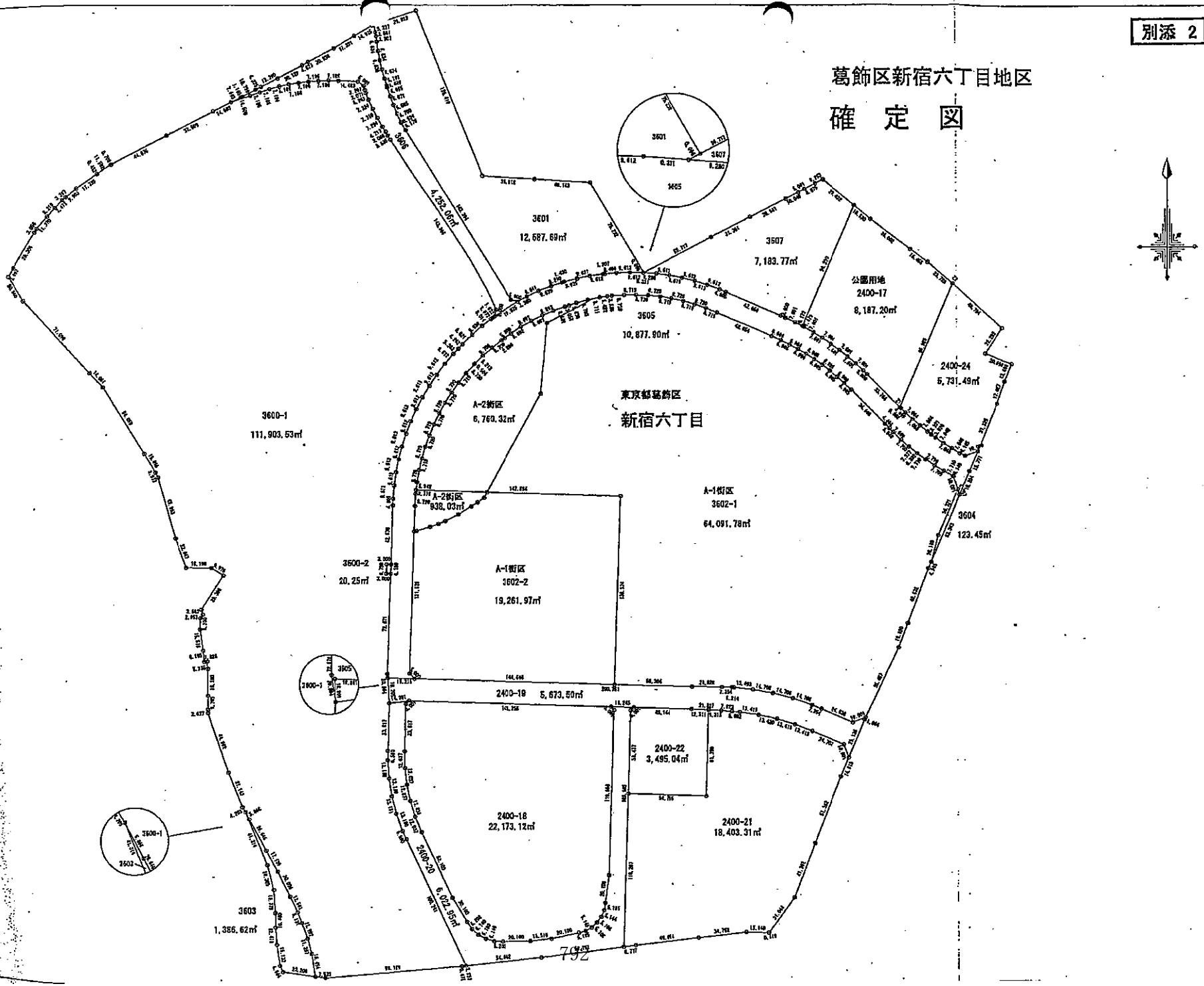
790

別添１　公共施設計画図

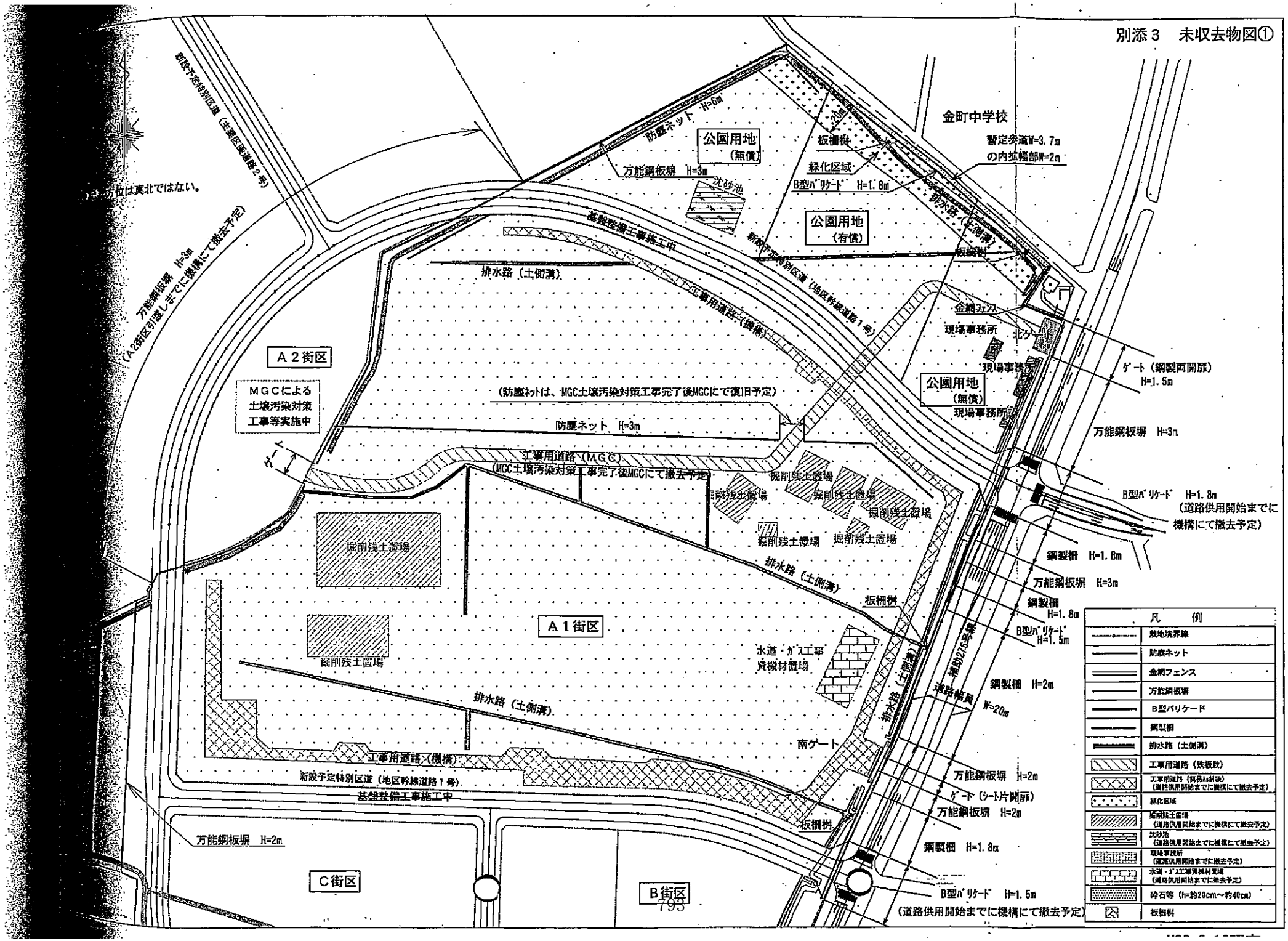

歩道状空地2号
歩道状空地1号
歩道状空地6号
歩道状空地4号
歩道状空地5号
歩道状空地3号
歩道状空地7号
凡　例
地区計画の区域
再開発等促進区の区域
土地区画整理事業施行区域
地区幹線道路（２号施設）
主要区画道路（２号施設）
歩道状空地（２号施設）
現況乙所有地
現況丙所有地
0
50
100
200m
N

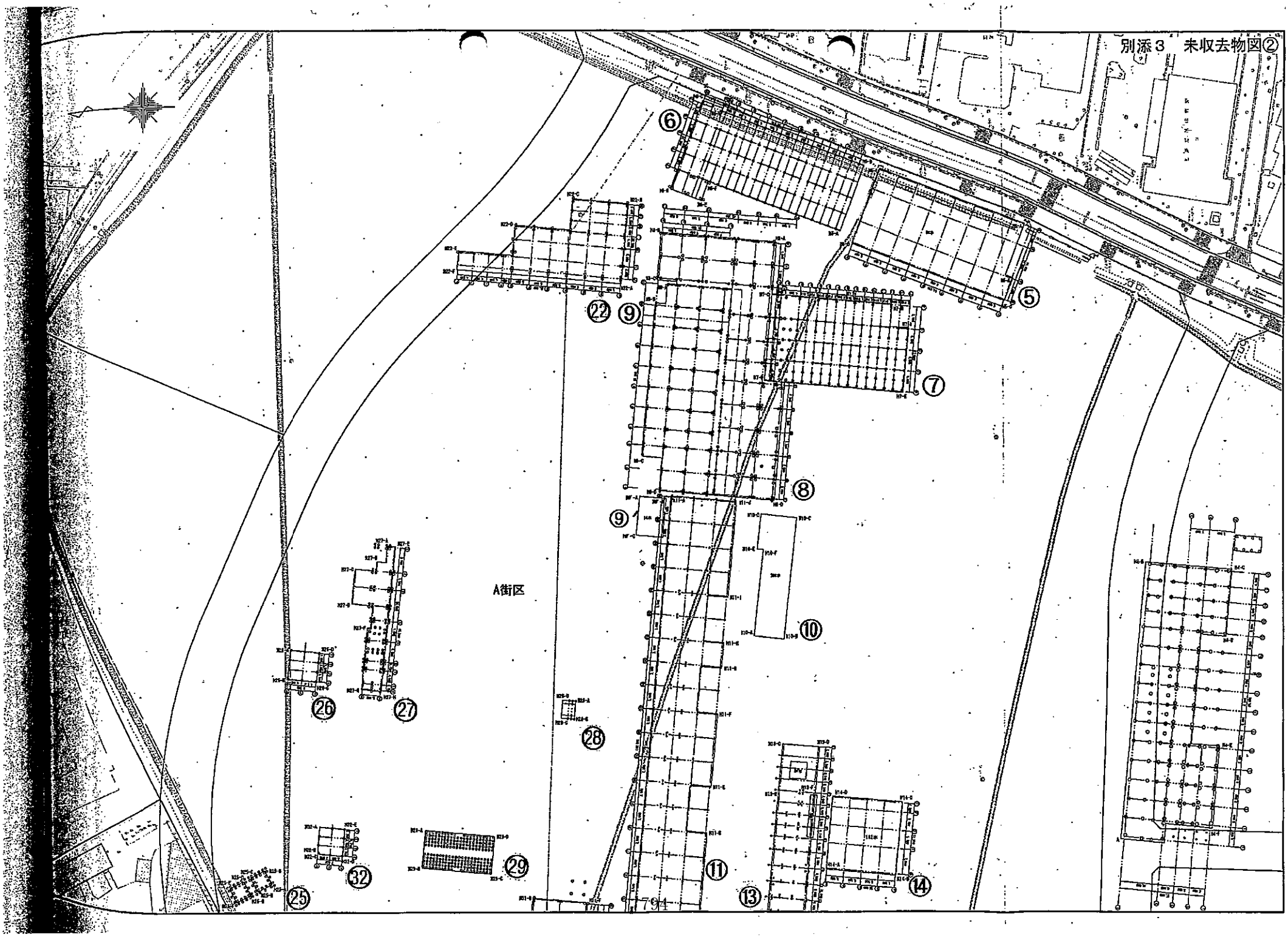
別添 2

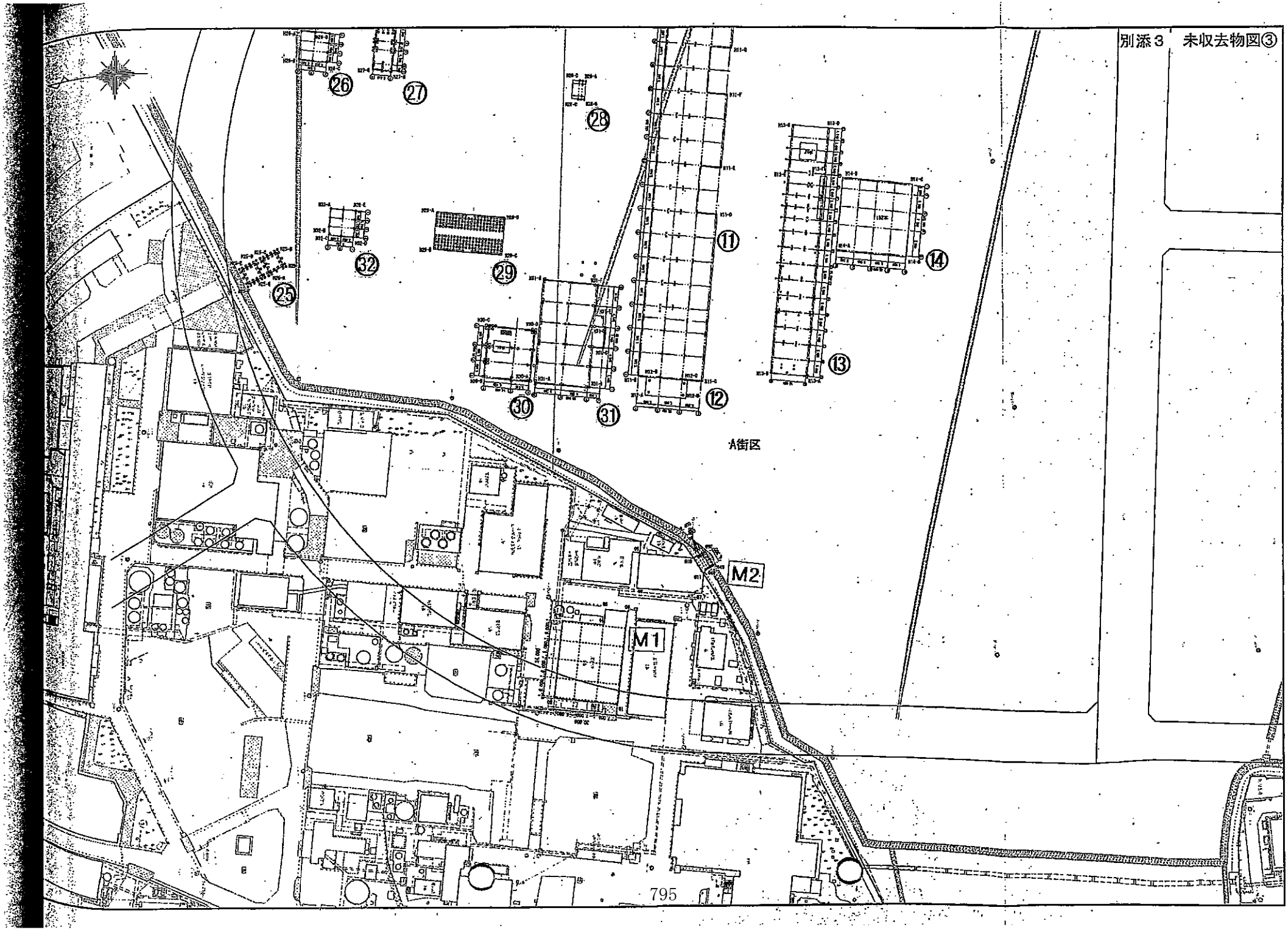
葛飾区新宿六丁目地区
確　定　図

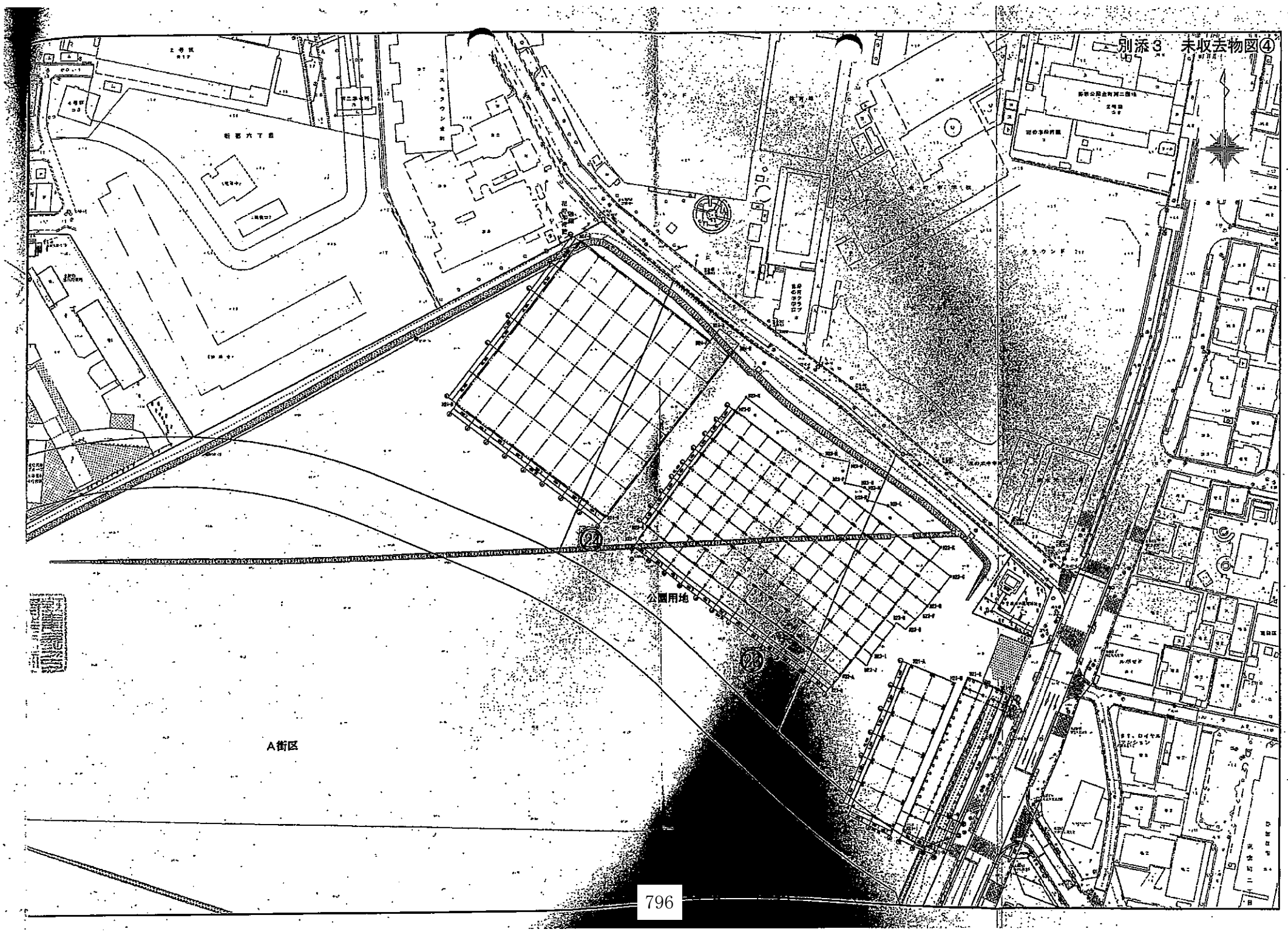


別添３　未収去物図①


方位は真北ではない。
新設予定特別区道（主要区画道路２号）
万能鋼板塀　H=3m
（A2街区引渡しまでに機構にて撤去予定）
防塵ネット　H=6m
公園用地
（無償）
万能鋼板塀　H=3m
沈砂池
板柵列
緑化区域
B型ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ　H=1.8m
金町中学校
暫定歩道W=3.7m
の内拡幅部W=2m
排水路（土側溝）
基盤整備工事施工中
新設予定特別区道（地区幹線道路１号）
公園用地
（有償）
排水路（土側溝）
工事用道路（機構）
金網フェンス
現場事務所
北ゲート
現場事務所
公園用地
（無償）
現場事務所
ゲート（鋼製両開扉）
H=1.5m
Ａ２街区
ＭＧＣによる
土壌汚染対策
工事等実施中
（防塵ネットは、MGC土壌汚染対策工事完了後MGCにて復旧予定）
防塵ネット　H=3m
ゲート
工事用道路（MGC）
（MGC土壌汚染対策工事完了後MGCにて撤去予定）
掘削残土置場
掘削残土置場
掘削残土置場
掘削残土置場
掘削残土置場
掘削残土置場
万能鋼板塀　H=3m
B型ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ　H=1.8m
（道路供用開始までに
機構にて撤去予定）
鋼製柵　H=1.8m
万能鋼板塀　H=3m
鋼製柵
H=1.8m
B型ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ
H=1.5m
排水路（土側溝）
板柵列
Ａ１街区
水道・ガス工事
資機材置場
掘削残土置場
排水路（土側溝）
一般県道275号線
道路幅員
W=20m
鋼製柵　H=2m
南ゲート
工事用道路（機構）
新設予定特別区道（地区幹線道路１号）
基盤整備工事施工中
万能鋼板塀　H=2m
ゲート（シート片開扉）
万能鋼板塀　H=2m
板柵列
鋼製柵　H=1.8m
万能鋼板塀　H=2m
Ｃ街区
Ｂ街区
B型ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ　H=1.5m
（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
凡　例
敷地境界線
防塵ネット
金網フェンス
万能鋼板塀
B型バリケード
鋼製柵
排水路（土側溝）
工事用道路（鉄板敷）
工事用道路（切碎Ac舗装）
（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
緑化区域
掘削残土置場
（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
沈砂池
（道路供用開始までに機構にて撤去予定）
現場事務所
（道路供用開始までに撤去予定）
水道・ガス工事資機材置場
（道路供用開始までに撤去予定）
砕石等（h=約20cm～約40cm）
板柵列


別添３　未収去物図②
⑥
⑤
22
9
⑦
⑧
9
A街区
⑩
26
27
28
11
13
14
29
32
25
794


別添３　未収去物図③
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
A街区
M1
M2


別添３　未収去物図④
公園用地
A街区

葛飾区新宿六丁目　東京理科大学葛飾キャンパスⅡ期用地　土質調査について

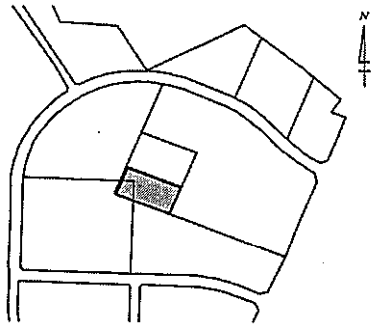
平成２５年３月８日

１．概要

東京理科大学葛飾キャンパスⅡ期用地は、平成２０年２月２７日に葛飾区土地開発公社と都市再生機構（ＵＲ）が土地譲渡契約を締結し、平成２０年３月１９日に引き渡しを受けている土地の一部である。土地譲渡契約書には、除斥期間として、引渡日から５年間に限りＵＲが瑕疵等に関する責めを負うと規定されており、その期限は平成２５年３月１８日である。これまで、葛飾キャンパス整備工事において、油分や石炭ガラが混入しているため、通常土で処分できない建設発生土が多く発見されていることから、Ⅱ期用地についても土質調査によって土の性質を把握し、瑕疵の存在が発見された場合にはＵＲへ、その請求を行うことを目的として調査を実施した。

２．調査場所

右図計の網掛部分 4,827.13 ㎡



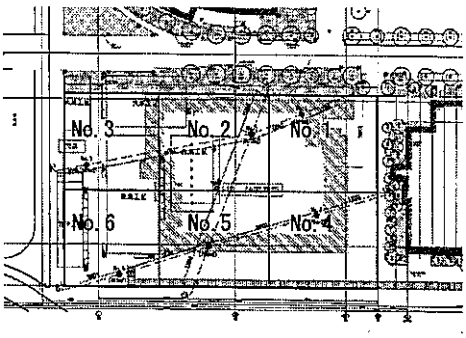
３．調査期間

平成２４年１１月３０日～平成２４年１２月２１日

４．調査方法

対象となる土地を 900 ㎡以下となる６区画に分け、区画あたり１地点を深さ方向５ｍのボーリングを行い、油膜・油臭及び地中障害物についての調査を実施した。

分析は、表層、表層下 50cm、-1m、-2m、-3m、-4m、-5m の７試料とした。



５．調査結果

調査した結果、検出された地中障害物は以下のとおり。

NO.1　油分、コンクリートガラ、礫が検出

NO.2　コンクリートガラ、石炭ガラ、礫、パルプ状のものが検出

NO.3　石炭ガラが検出

NO.4　石炭ガラが検出

NO.5　石炭ガラ、礫、レンガ片が検出

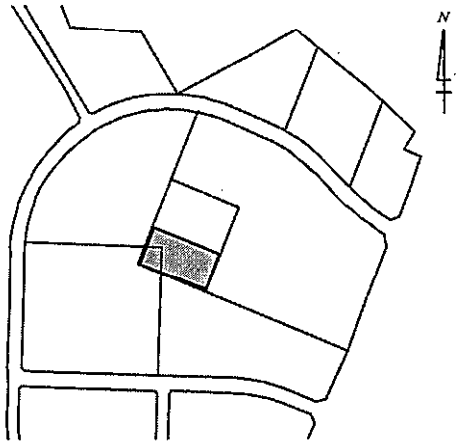
NO.6　小礫、レンガ片が検出

６．今後の方針

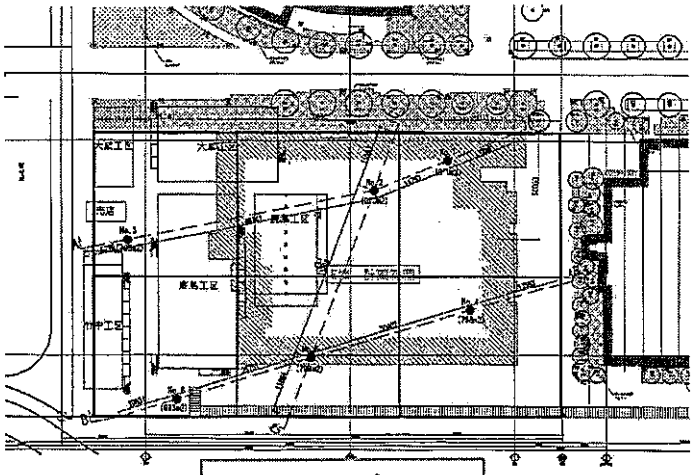
Ⅱ期用地は、現在、公社が所有しているものの、基本協定において東京理科大学が平成３０年３月１８日までに、建築物（Ｅ棟）の建設を予定している土地である。平成２５年３月１８日までの除斥期間中に、瑕疵の存在と損害賠償請求をＵＲへ内容証明で送付することにより、公社の損害賠償請求権が平成３０年３月１８日まで保全される。

URへの送付時期は、３月１２日ごろに発送予定。

Ⅱ期用地　UR請求額　積算　　H25.2.7



Ⅱ期用地の位置図



調査地点ポイント

ポイント	汚染土（上端 m）	汚染土（下端 m）	汚染土層（m）	備考
1	-1.7	-3.7	2.0	
2	-2.2	-4.4	2.2	
3	-2.9	-4.4	1.5	+90cm盛土
4	-1.7	-4.2	2.5	
5	-2.0	-4.2	2.2	
6	-2.7	-4.7	2.0	+90cm盛土
平均			**2.025**	・・・A

新宿六丁目3602-4（㎡）	4,109.19	
新宿六丁目3602-6（㎡）	717.94	
対象面積（Ⅱ期用地）	**4,827.13**	・・・B

対象土量（㎥）（A×B）	**9,774.93825**	・・・C

油分・廃棄物混じり土処分費（円）	29,600	鹿島建設単価
通常土処分費（円）	4,000	URとの調整単価
差額	**25,600**	・・・D

直接工事費（円）（C×D）	**250,238,419**	・・・E 1円未満切り捨て
諸経費（円）（E×8%）	**20,019,073**	1円未満切り捨て 鹿島建設の経費率を適用
UR請求額（円）	**270,257,492**	

※参考　研究棟（AC棟）　平成24年6月19日締結　区・UR　費用負担契約より
建築面積　5,330㎡
対象土量　11,962㎥
直接工事費　308,892,646円　＋　諸経費(8%)　24,711,411円　＝　333,604,057円

請　求　書

本公社は、貴機構と平成２０年２月２７日付で土地譲渡契約を締結し、東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番１及び東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番２、葛飾区新宿六丁目２４００番１７の土地（以下「本件土地」という。）の譲渡を受け、平成２０年３月１９日及び平成２１年３月１９日に分けて、本件土地の引き渡しを受けました。

しかし、本件土地には土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）に定める基準及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）に定める基準を超過する土壌汚染や油分・石炭ガラなどの地中障害物の存在が確認されたため、本公社の再譲渡先である葛飾区から貴機構へその処分等に関する費用負担の請求がなされ、貴機構から葛飾区へその費用が支払われました。

このたび貴機構から平成２０年３月１９日に引き渡しを受けた本件土地のうち、平成２５年３月１日現在、本公社が所有する土地（東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番４及び東京都葛飾区新宿六丁目３６０２番６）の土壌について、平成２４年１２月にボーリング

調査を実施したところ、以下の瑕疵があることが判明しました。

（１）石炭ガラ

（２）油分

（３）木片等

そこで、本公社は、上記瑕疵の処分に必要な経費として損害賠償金２７０，２５７，４９２円を別紙のとおり算定し、貴機構に対し、本状到達後~~１８０日~~６ヶ月以内に支払うよう請求いたします。

なお、賠償金の額は、請求日現在の見積金額ですので、今後、経済状況の変動等の事情が生じたときは、金額を変更する場合があります。

平成２５年３月１３日

東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区土地開発公社
理事長　柏崎　裕紀

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部長　石渡　廣一　殿

別紙

瑕疵のある土の量

瑕疵のある土層２．０２５ｍ

×土地面積４，８２７．１３㎡

＝９，７７４．９３８２５㎥

土処分費用単価（㎡単価）

瑕疵のある土処分費２９，６００円

－通常土処分費４，０００円

＝２５，６００円

瑕疵のある土の処分費（１円未満切り捨て）

瑕疵のある土の量×土処分費用単価

＝２５０，２３８，４１９円

諸経費（１円未満切り捨て）

瑕疵のある土の処分費×８％

＝２０，０１９，０７３円

損害賠償金額

瑕疵のある土の処分費＋諸経費

＝２７０，２５７，４９２円

[redacted]

と７０１－１７
平成25年９月10日

葛飾区土地開発公社
理事長　柏崎　裕紀　様

[redacted]
独立行政法人都市再生機構東日本都市再
本部長　石渡　廣一

葛飾区新宿六丁目地区にかかる瑕疵担保請求について（回答）

拝復 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、貴公社から当機構宛に平成２５年３月１３日付請求書により、当機構に対策費用の支払いを求めるお申し出をいただいたところですが、現在、当機構と貴公社との間において平成２０年２月２７日付で締結した土地譲渡契約書等に基づく債務確定の手続が未了の状況にございますので、今後同契約等の定めに則り、対応させていただきたく存じます。

以上、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬　具

123　平成25年３月以降、ＵＲとの間で行った協議の記録一式（打合せ記録、復命書、往復文書及び電子メールを含み、名称の如何を問わない）の写し。特に、責任期間の延伸及び自然由来の土壌汚染の費用負担に関するもの

葛飾区情報公開条例第９条第４号アの規定に準拠し提出できない（争訟に関する情報）

平成30年1月15日の総務委員会における答弁（ＵＲとの責任期間について、東京理科大学との契約期限（平成35年2月22日）に合わせて延伸できるよう協議しているとした部分）を踏まえ、その後にＵＲとの間で締結された、責任期間の延伸に関する変更契約書又は覚書の写し。締結に至らなかった場合は、その経緯が分かる文書の写し。あわせて、締結された場合はその締結に係る起案文書及び決裁文書の写し

確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と葛飾区土地開発公社（以下「乙」という。）及び葛飾区（以下「丙」という。）は、甲と乙が締結した土地譲渡契約書（平成２０年２月２７日締結。以下「２０契約書」という。）及び乙と丙が締結した土地譲渡契約書（平成３０年１月１９日締結。以下「３０契約書」という。）について、以下のとおり確認する。なお、甲は３０契約書を、丙は２０契約書及び第６条の基本協定書をそれぞれ了知しているものとする。

（丙の申し出）

第１条　３０契約書別紙１の１土地目録記載の土地（以下「本件土地」という。）に関して、２０契約書第６条に規定する乙が甲の承諾を受けるべき事項については、乙に代わり丙が、甲に対して申し出ることができるものとする。

（甲の承諾）

第２条　甲は、前条の申し出に対する承諾を丙に対して行うものとする。

２　前項の承諾がなされた場合は、３０契約書第６条の乙の承諾があったものとみなす。

３　前条及び前２項の規定によりがたい場合は、甲乙丙で別途協議して取扱いを定めるものとする。

（２０契約書別紙の読替え）

第３条　本件土地の取扱いについては、２０契約書別紙第１項第１号、第２項及び第３項第３号中「乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者」とあるのは「丙及び丙から表示土地の再譲渡等を受けた者」と、２０契約書別紙第３項第２号中「乙又は表示土地の再譲渡等を受けた者」とあるのは「丙又は丙から表示土地の再譲渡等を受けた者」と、２０契約書別紙第４項中「乙及び表示土地の再譲渡等を受けた者」とあるのは「丙」と読み替えて適用する。

（甲の買戻特約の抹消）

第４条　本件土地に登記されている甲の買戻し特約の登記を抹消する時期は、３０契約書第５条第１項に規定する丙から用途施行者への本件土地の再譲渡が行われた時とする。

（瑕疵担保請求の有効期限について）

第５条　乙が、甲に対し、平成２５年３月１３日付け請求書をもって保存した２０契約書第１４条第１項の規定に基づく瑕疵担保請求権については、平成３５年２月２２日までに本件土地の瑕疵修補にかかる費用（ただし、平成２１年１２月１６日締結の確認書第２条に記載のとおり、同条に規定する範囲に限る。）を乙又は丙が甲に対し提示しない場合は消滅するものとし、乙及び丙は、甲に対し本件土地の瑕疵に起因又は関連する費用および損害に関し、名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。

（葛飾区新宿六丁目地区の開発推進に関する基本協定書における地位の継承）

第６条　丙は、乙から本件土地の譲渡を受けた日をもって、甲と乙が締結した葛飾区新宿六丁目地区の開発促進に関する基本協定書（平成２０年２月２７日締結。以下「協定書」という。）における乙の一切の地位を承継するものとする。

2　丙は、本件土地を第三者に再譲渡する場合は、協定書における一切の地位を当該第三者に承継させる措置を講じるものとする。

この確認書の締結の証として、本書３通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成３０年１月１９日

甲　東京都新宿区西新宿六丁目５番
独立行政法人都市再生機構東日
本部長　田　中　伸　和

乙　東京都葛飾区立石五丁目13番１号
葛飾区土地開発公社
理事長　筧　晃

丙　東京都葛飾区立石五丁目13番１号
葛飾区
葛飾区長　青　木　克

125　令和３年５月にＵＲとの間で開催された協議会に関する記録一式（開催通知、出席者名簿、議事録又は復命書、配付資料及びその後の庁内報告文書）の写し

葛飾区情報公開条例第９条第４号アの規定に準拠し提出できない（争訟に関する情報）



確　認　書

葛飾区（以下「甲」という。）と学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した土地譲渡契約書（平成３０年２月２３日締結。以下「土地譲渡契約書」という。）に基づき甲が乙に譲渡した土地において存在することが判明した石炭ガラ、油分、木片等の取扱い等について、次のとおり確認する。

（目的）

第１条　この確認書は、土地譲渡契約書第１条に記載の土地（以下「本件土地」という。）の瑕疵について、土地譲渡契約書第12条から第14条までに定めるところにより、本件土地の掘削・整備に伴って発生した土について、甲が乙に対して負う担保責任の対象等について定めることを目的とする。

（瑕疵担保の対象範囲）

第２条　本確認書で定める担保責任の対象は、本件土地における施設建築工事（建物建築に伴う根切り工事、付属施設の設置工事及びこれらに伴う付帯工事等のために必要な範囲において行った掘削工事をいう。）による建設発生土で本件土地外に搬出（以下「場外搬出」という。）するもの（以下「建設発生土」という。）に係る瑕疵とする。

（瑕疵が判明した場合の取扱い等）

第３条　甲及び乙は、本件土地中に埋設されていることが判明した石炭ガラ、油分、木片等の存在が前条に規定する瑕疵であることを確認する。

２　本件土地において前項以外の瑕疵の存在が判明した場合には、乙は直ちに甲に通知するものとする。

３　甲は前項の通知を受けたときは、速やかに、この確認書に規定するところによるほか、土地譲渡契約書の規定に基づき、甲乙間において、所要の確認、協議等を行うものとする。

（費用負担の範囲）

第４条　甲は、本件土地について、建設発生土の場外搬出に係る費用及び処理費用から、通常要する場外搬出に係る費用及び処理費用（東京港埠頭株式会社が規定する建設発生土受入料金及び運搬費を基準とする。）相当額を控除した額（以下「超過費用」という。）を、土地譲渡契約書の規定に基づき負担するものとする。

２　建設発生土のうち、通常土の処分場で処分できないものであることを甲又は甲が指定する者が確認したものを超過費用の算定対象とする。

３　前項の規定による確認は、甲又は甲が指定する者が現に立ち会うことにより行うものとし、乙は当該立会いに協力するものとする。

（掘削工事における留意点）

第５条　乙は、建設発生土に超過費用の発生の原因となるものが混入しないよう必要な措置を講じるものとする。かかる混入については、甲がやむを得ないものと認めた場合においては、超過費用の算定対象とするものとする。

（超過費用の請求）

第６条　乙は、令和５年（２０２３年）２月２２日までに、超過費用の確定に必要となる書類を甲に提出しなければならない。

2　甲は、前項の書類の提出があったときは、内容を審査し、超過費用を確定するものとする。
3　甲及び乙は、前項の規定による超過費用の確定後、別途費用負担契約を締結し、乙は甲に対し超過費用の支払を請求するものとする。

（超過費用の支払）
第７条　甲は、前条第３項の規定による請求があった場合は、乙に対し、超過費用を支払うものとする。

（免責事項）
第８条　甲は、この確認書に基づき超過費用を負担した範囲内の本件土地範囲（水平投影範囲における深度範囲）については、以後、土地譲渡契約書に基づく担保責任その他一切の責めを負わないものとする。

（協議）
第９条　この確認書に定めのない事項又はこの確認書に関し、疑義が生じた事項については、土地譲渡契約書に定めるところによるほか、甲乙間において、協議して定めるものとする。

この確認書締結の証として、本書２通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和３年７月７日

甲　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　青　木　克　徳

乙　東京都新宿区神楽坂一丁目３番[redacted]
学校法人　東京理科大学
理 事 長　浜　本　隆[redacted]

回　議　用　紙

決裁区分	公開の可否	非公開の根拠条文	保存年限
区長（甲）	非公開	区政執行情報国等との信頼関係（第9条(4)イ）	３０年

歴史的区分	歴史的区分備考
○	１４ その他 （２） 区の変遷を知る上で重要な公文書

起案者					施行・取扱上の注意
組 織	政策企画課	起 案	令和3年 7月 1日		
氏 名	嶋田　訓子	決 裁 （事案完了）	令和3年 7月 7日		
		施 行	令和3年12月28日		03葛政政第247号

（回議先）	
決裁 区長	葛飾区 青木　克徳
決裁 副区長	葛飾区 筧　晃一
協議 係長	秘書課　秘書担当係 川浦　勝義
合議 部長	総務部 坂井　保義
審査 課長	総務課 利谷　十四男
審査 係長	総務課　法規担当係 小沼　篤史
審査 主事	総務課　法規担当係 池田　卓司
審査 主事	総務課　法規担当係 小泉　健征
決裁 部長	政策経営部 田口　浩信
決裁 課長	政策企画課 福島　啓介

件名

東京理科大学Ⅱ期新校舎建設工事に伴う確認書の締結について

このことについて、以下の通り締結してよろしいか伺います。

１　理由

811

平成30年2月23日付で葛飾区と東京理科大学が締結した土地譲渡契約に基づき、東
京理科大学が実施する新校舎建設工事に伴う建設発生土の取扱いについて、別紙のと
おり確認書を取り交わすことといたしたい。
２　確認書（案）
別添案のとおり
３　締結年月日
本決裁終了日とする。
４　参考資料
（１）土地譲渡契約書（平成30年2月23日契約）
（２）確認書（平成30年2月23日締結）

812

確　　認　　書

葛飾区（以下「甲」という。）と学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した土地譲渡契約書（平成３０年２月２３日締結。以下「土地譲渡契約書」という。）に基づき甲が乙に譲渡した土地において存在することが判明した石炭ガラ、油分、木片等の取扱い等について、次のとおり確認する。

（目的）

第１条　この確認書は、土地譲渡契約書第１条に記載の土地（以下「本件土地」という。）の瑕疵について、土地譲渡契約書第 12 条から第 14 条までに定めるところにより、本件土地の掘削・整備に伴って発生した土について、甲が乙に対して負う担保責任の対象等について定めることを目的とする。

（瑕疵担保の対象範囲）

第２条　本確認書で定める担保責任の対象は、本件土地における施設建築工事（建物建築に伴う根切り工事、付属施設の設置工事及びこれらに伴う付帯工事等のために必要な範囲において行った掘削工事をいう。）による建設発生土で本件土地外に搬出（以下「場外搬出」という。）するもの（以下「建設発生土」という。）に係る瑕疵とする。

（瑕疵が判明した場合の取扱い等）

第３条　甲及び乙は、本件土地中に埋設されていることが判明した石炭ガラ、油分、木片等の存在が前条に規定する瑕疵であることを確認する。

２　本件土地において前項以外の瑕疵の存在が判明した場合には、乙は直ちに甲に通知するものとする。

３　甲は前項の通知を受けたときは、速やかに、この確認書に規定するところによるほか、土地譲渡契約書の規定に基づき、甲乙間において、所要の確認、協議等を行うものとする。

（費用負担の範囲）

第４条　甲は、本件土地について、建設発生土の場外搬出に係る費用及び処理費用から、通常要する場外搬出に係る費用及び処理費用（東京港埠頭株式会社が規定する建設発生土受入料金及び運搬費を基準とする。）相当額を控除した額（以下「超過費用」という。）を、土地譲渡契約書の規定に基づき負担するものとする。

２　建設発生土のうち、通常土の処分場で処分できないものであることを甲又は甲が指定する者が確認したものを超過費用の算定対象とする。

３　前項の規定による確認は、甲又は甲が指定する者が現に立ち会うことにより行うものとし、乙は当該立会いに協力するものとする。

（掘削工事における留意点）

第５条　乙は、建設発生土に超過費用の発生の原因となるものが混入しないよう必要な措置を講じるものとする。かかる混入については、甲がやむを得ないものと認めた場合においては、超過費用の算定対象とするものとする。

（超過費用の請求）

第６条　乙は、令和５年（２０２３年）２月２２日までに、超過費用の確定に必要となる書類を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の書類の提出があったときは、内容を審査し、超過費用を確定するものとする。
３　甲及び乙は、前項の規定による超過費用の確定後、別途費用負担契約を締結し、乙は甲に対し超過費用の支払を請求するものとする。

（超過費用の支払）
第７条　甲は、前条第３項の規定による請求があった場合は、乙に対し、超過費用を支払うものとする。

（免責事項）
第８条　甲は、この確認書に基づき超過費用を負担した範囲内の本件土地範囲（水平投影範囲における深度範囲）については、以後、土地譲渡契約書に基づく担保責任その他一切の責めを負わないものとする。

（協議）
第９条　この確認書に定めのない事項又はこの確認書に関し、疑義が生じた事項については、土地譲渡契約書に定めるところによるほか、甲乙間において、協議して定めるものとする。

この確認書締結の証として、本書２通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和３年　月　日

甲　　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　　青　木　　克　徳

乙　　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人　東京理科大学
理 事 長　　浜　本　　隆　之

４葛政政第 528 号
令和５年２月 17 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
　本部長　中　山　靖　史　様

葛飾区長　青　木　克　徳

超過費用の請求について（通知）

平成 25 年３月 13 日付の第 21134 号書留内容証明郵便により保存した貴機構と本区との土地譲渡契約書（平成 20 年２月 27 日締結）第 14 条第１項に基づく瑕疵担保請求権、平成 21 年 12 月 16 日締結の確認書（以下「平成 21 年確認書」といいます。）及び平成 30 年１月 19 日締結の確認書に関し、平成 21 年確認書第３条第１項記載の超過費用（以下「超過費用」といいます。）が発生いたしましたので、同第６条に基づき、以下のとおり請求いたします。

１　通常要する費用を超える工事等の発生場所
　別紙１の網掛部分記載のとおり

２　請求金額
　￥２１２，１６８，０００－（税込）
　詳細は別紙２内訳書記載のとおり

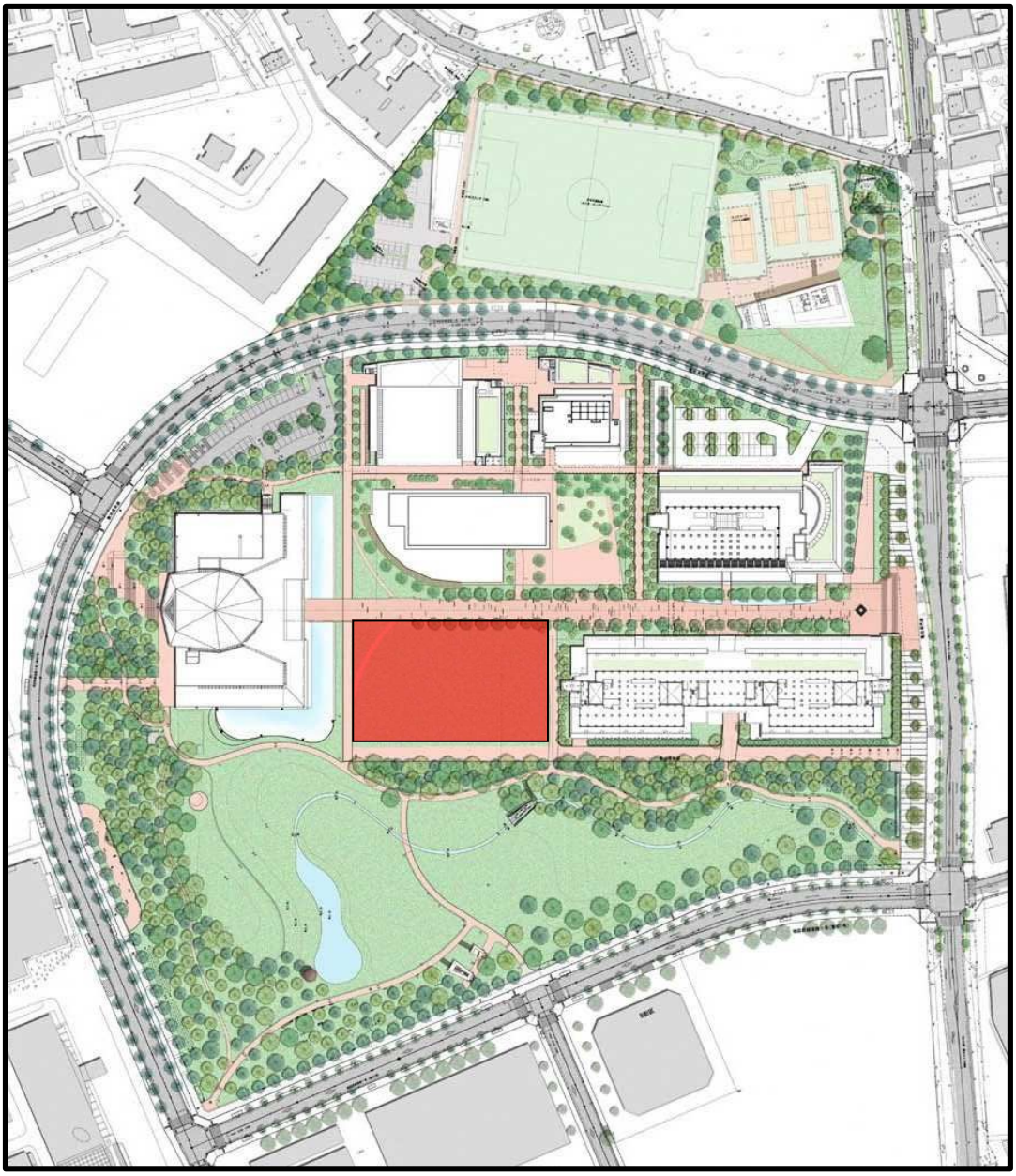
３　工事関係書類
　別紙３のとおり

４　その他
（１）本区が令和５年６月の葛飾区議会における議決を受けたのち、超過費用について貴機構と平成 21 年確認書第７条に基づく費用負担契約を締結します。
（２）別紙３の各見積書は、いずれも内容に重複がないことを確認しております。

５．連絡先
　葛飾区政策経営部政策企画課
　担当：泉谷、村杉
　電話：03（5654）8149

【別紙１】

○　通常要する費用を超える工事等の発生場所



【別紙３】

○　工事関係書類

１　施工計画書
（１）当初（地中障害物がないものとして計画していたもの）
（２）確定（地中障害物撤去実施に係るもの）

２　計画図

３　数量総括表

４　数量根拠図資料

５　対策費用内訳書（確定額）
撤去工事に係る明細が記載された契約書（又は請書）及び領収書（写）

６　産業廃棄物管理票（マニュフェスト）
排出控（Ａ票）及び処理控（Ｅ票）（写）

７　設計・監理数量根拠資料

８　施工写真等　一式

９　見積関係資料　一式
（１）施工に係る超過費用
（２）設計・監理に係る超過費用

10　その他
（１）土地譲渡契約書（平成 20 年２月 27 日締結）（写）
（２）平成 21 年 12 月 16 日締結の確認書（写）
（３）油分・廃棄物調査報告書（平成 24 年 12 月）
（４）平成 25 年３月 13 日付の第 21134 号書留内容証明郵便（写）
（５）平成 30 年１月 19 日締結の確認書（写）
（６）通常要する場外搬出に係る費用及び処理費用に関する協議録

と７０２－７８
令和５年３月24日

葛飾区長
青　木　克　徳　殿

独立行政法人都市再生機[redacted]市再生本部
本部長　中　山　靖[redacted]

超過費用の請求について（回答）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
貴区より令和５年２月17日付４葛政政第528号により御通知いただきました葛飾区新宿六丁目地区における建設発生土処分に係る超過費用につきまして、当機構にて請求内容が妥当であることを確認いたしましたので、この旨回答します。
なお、葛飾区議会にて当該請求について議決を受けた場合、速やかに、当機構に御通知願います。

以　上

129　令和４年６月 10 日の東京理科大学との打合せに係る本区側の記録一式（打合せ記録、復命書、メモ及び電子メールを含む）の写し

130　令和４年６月 24 日の東京理科大学との打合せに係る本区側の記録一式（打合せ記録、復命書、メモ及び電子メールを含む）の写し

131　令和４年８月２日の東京理科大学との打合せに係る本区側の記録一式（打合せ記録、議事録、メモ及び電子メールを含む）の写し

132　令和４年６月 28 日及び同年７月 15 日の四者協議（東京理科大学、葛飾区、ＵＲ、大成建設）の記録一式の写し。特に、第三者機関による自然的原因か人為的原因かの調査結果の報告に係る資料及びその報告書の写し

133　令和４年３月、東京理科大学Ⅱ期用地から基準値を超える有害物質が検出されたことに係る調査結果報告書及び東京理科大学から本区への連絡文書の写し

葛飾区情報公開条例第９条第４号アの規定に準拠し提出できない（争訟に関する情報）

134　令和４年に本区が法規担当に対して行った、東京理科大学に対する土壌汚染対策費用の負担の可否に関する確認・照会及びその回答に係る文書一式（照会日、照会内容、回答日、回答内容が分かるもの。電子メール及び庁内メモを含み、名称の如何を問わない）の写し

葛飾区情報公開条例第９条第４号ウの規定に準拠し提出できない（内部の意思形成過程の情報）

135　令和５年３月、汚染土処理費用を負担できない旨東京理科大学に回答することを決定した文書及び決裁文書（回議用紙等）の写し

葛飾区情報公開条例第９条第４号アの規定に準拠し提出できない（争訟に関する情報）

令和５年 12 月６日

東京理科大学理事長・葛飾区長の協議

1　日時・参加者

日時　令和５年 12 月６日

葛飾区側

区長　小林副区長　吉本　今関　泉谷　村杉

東京理科大学側

理事長　安盛常務理事　草間部長　藤野　税田

2　東京理科大学からの土壌汚染費用負担問題に関する要望

金町キャンパス整備に伴う土壌汚染対策費約８億円の負担問題について、区と大学との間でこれまで複数回にわたり協議を重ねてきたものの、双方の見解の隔たりが大きく、担当部署間で検討した代替案についても解決策を見出せないまま膠着状態に至っている。

そのため大学側は、問題の解決に向けて第三者の関与が必要であると判断し、訴訟または調停という選択肢を検討した結果、まずは調停を申し立てたい。大学としては区との対立を望むものではなく、本件は契約や法的解釈に関する問題であるため、第三者の判断を仰ぎながら解決を図りたいとの考えである。また、大学と区の良好な関係は今後も維持・発展させていくべきものであり、本件によって損なわれるものではない。

調停を選択した理由については、訴訟に直ちに踏み切るのではなく、双方が丁寧に話し合う機会を確保し、解決の可能性を探るためである。今後は理事会で正式決定を行い、準備が整い次第、早ければ令和６年２月頃に申し立てを行う予定である。将来的に報道等で誤って対立関係と受け取られることは懸念しており、メディア対応や情報発信については区と連携しながら進めたい。

3　葛飾区長の回答

東京理科大学との連携関係は葛飾区のまちづくりや大学の発展にとって重要なものであり、今後もその関係を継続・発展させていく考えに変わりはない。その上で、土壌汚染費用負担問題については、これまでの協議経過の報告を受けているものの、現状では双方の主張の隔たりが大きく、調停による解決は容易ではないと認識している。

区としては住民訴訟や議会への説明責任などを踏まえれば、双方が歩み寄ることを前提とする調停よりも、司法の判断を明確に示す訴訟の方が適切ではないかと考えている。訴訟は大学と区が争うという意味ではなく、第三者である裁判所に法的判断を委ねる手続であり、その結論を受け入れる方が区民や議会の理解が得られるだろう。

仮に調停や訴訟へ移行した場合でも、大学と区が対立関係にあるという誤解を生じさせないよう、丁寧な情報発信に努める必要がある。議会には既に協議状況を報告しており、今後も適切に説明責任を果たしていきたい。また、防災、教育、研究、地域活性化など多様な分野での大学との連携は引き続き推進していくこととし、双方の信用や信頼関係を損なわないよう、広報対応も含めて慎重に進めていきたい。

137　令和６年（ワ）第13864号に係る訴訟前及び訴訟中に取得した法律意見書の写し

存在しないため提出できない

６葛総総第 405 号
令和６年６月 27 日

特別区人事・厚生事務組合
管理者　吉住　健一　殿

葛飾区長　青　木　克　徳

汚染除却費用請求事件の処理について（依頼）

葛飾区を被告とした汚染除却費用請求の訴えが別添訴状のとおり学校法人東京理科大学から提起されたので、その応訴の処理について依頼いたします。

担当
葛飾区総務部総務課法規担当係
金子・北本・小沼・大田・小林
電話　５６５４－８１４５

6特法法第１７７号
令和６年７月５日

葛飾区長
青木　克徳　様

特別区人事・厚生事務組合
管理者　　吉住　健一

訴訟事件の受任について

貴殿から、令和６年６月２７日付け６葛総総第４０５号により依頼のありました下記の訴訟事件については、当組合で受任します。

本事件については、法務部長富沢真人、法務部主査松本直樹、同部主任大木裕及び同伊藤大司に処理させますので、代理人指定手続をお願いします。

なお、伊藤大司については、貴区職員への併任手続を併せてお願いいたします。

825

記

事件番号	東京地方裁判所令和６年（ワ）第１３８６４号
事件名	汚染除去費用請求事件
原告	学校法人東京理科大学
被告	葛飾区

葛飾区 総務 -6.7.-9 収受

[担当]　法務部　伊藤　大司
電話　５２１０－９８６２
FAX　５２１０－９７１１

139　令和６年３月の調停申立てから同年５月の提訴を経て応訴方針を決定するまでの間に、本区が本件への対応方針を決定した起案文書及び決裁文書（回議用紙等）一式の写し。調停への対応と訴訟への応訴とを別に決定している場合は、その全て

存在しないため提出できない

回　議　用　紙

決裁区分	公開の可否	非公開の根拠条文	保存年限
区長（甲）	非公開	区政執行情報審議等の妨げ（第9条⑷ウ）	３０年

歴史的区分	歴史的区分備考
○	2　行政処分、争訟等 （３）　訴訟に関する公文書で重要なもの

起案者					施行・取扱上の注意
組　織	総務課	起　案	令和8年　8月24日		
氏　名	小沼　篤史	決　裁（事案完了）	令和8年　8月27日		
		施　行	令和8年　9月　2日	08葛総総第693号	

（回議先）	
決裁 区長	葛飾区 青木　克徳
合議 副区長	葛飾区 長谷川　豊
決裁 副区長	葛飾区 植竹　貴
協議 係長	秘書課　　秘書担当係 山﨑　亜希
決裁 部長	総務部 今井　直紀
決裁 課長	総務課 佐藤　秀夫
合議 係長	総務課　　総務係 遠藤　聖也

件名

訴訟上の和解について（議案第73号）

このことについて、次のとおり区議会に提案してよろしいか伺います。

１　理由

827

140　東京理科大学と和解に応じることを決定した起案文書及び決裁文書の写し

訴訟上の和解をする必要がある。
2　事件名及び裁判所
(1)　事件名　令和６年（ワ）第13864号　汚染除去費用請求事件
(2)　裁判所　東京地方裁判所
3　当事者
(1)　原告　東京都新宿区神楽坂一丁目３番地
学校法人東京理科大学
理事長　浜本　隆之
(2)　被告　葛飾区
4　請求の趣旨
(1)　被告は、原告に対し、金７億8,405万8,000円及びこれに対する令和６年３月22
日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うこと
(2)　訴訟費用は被告の負担とする
との判決及び仮執行宣言を求める。
5　和解の内容
(1)　被告は、原告に対し、本件について、平成30年２月23日付土地譲渡契約書に基
づく汚染除去費用として、金６億円の支払義務があることを認める。
(2)　被告は、原告に対し、(1)の金員を令和８年12月末日限り、原告が別途指定す
る口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
(3)　原告は、その余の請求を放棄する。
(4)　原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関しこの和解条項に定めるも
ののほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
(5)　訴訟費用は各自の負担とする。
6　案文
別添のとおり
7　予算上の措置
令和８年第３回区議会定例会において補正予算に係る議案が提出される予定
8　提案時期
令和８年第３回区議会定例会

議案第73号

訴訟上の和解について

上記の議案を提出する。

令和８年９月15日

提出者　葛飾区長　青　木　克　徳

（提案理由）

訴訟上の和解をする必要があるので、本案を提出いたします。

1　議決事件

訴訟上の和解

2　事件名及び裁判所

⑴　事件名　令和６年（ワ）第13864号　汚染除去費用請求事件

⑵　裁判所　東京地方裁判所

3　当事者

⑴　原告

東京都新宿区神楽坂一丁目３番地

学校法人東京理科大学

理事長　浜　本　隆　之

⑵　被告

葛飾区

4　請求の趣旨

⑴　被告は、原告に対し、金７億8,405万8,000円及びこれに対する令和６年３月22日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うこと

⑵　訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

5　和解の内容

⑴　被告は、原告に対し、本件について、平成30年２月23日付土地譲渡契約書に基づく

汚染除去費用として、金６億円の支払義務があることを認める。

⑵　被告は、原告に対し、⑴の金員を令和８年12月末日限り、原告が別途指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

⑶　原告は、その余の請求を放棄する。

⑷　原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関しこの和解条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

⑸　訴訟費用は各自の負担とする。

830

141　東京理科大学との和解に至る原因分析に関する文書（いずれの時点における、いかなる判断、契約又は事務に問題があったかを整理したもの）の写し

142　東京理科大学との和解に至る解決金６億円の算定根拠が分かる資料（東京理科大学の請求額７億 8,405 万 8,000 円との差額の根拠、対象費用の内訳及び本区が精査した経過が分かるものを含む）の写し

存在しないため提出できない

143　令和６年（ノ）第30号　調停申立書（令和６年３月５日）の写し
144　令和６年（ワ）第13864号　訴状（令和６年５月28日）の写し
145　令和６年（ワ）第13864号　答弁書（令和６年８月23日）の写し
146　令和６年（ワ）第13864号　原告第１準備書面（令和６年10月15日）の写し
147　令和６年（ワ）第13864号　（被告）準備書面(１)（令和６年12月26日）の写し
148　令和６年（ワ）第13864号　原告第２準備書面（令和７年３月３日）の写し
149　令和６年（ワ）第13864号　（被告）準備書面(３)（令和７年10月31日）の写し
150　令和６年（ワ）第13864号　原告第３準備書面（令和７年12月15日）の写し
151　令和６年（ワ）第13864号　（被告）準備書面(４)（令和８年２月９日）の写し
152　令和６年（ワ）第13864号　原告第４準備書面（令和８年２月13日）の写し

葛飾区情報公開条例第９条第４号アの規定に準拠し提出できない（争訟に関する情報）

153　家族介護者ほっとあんしんダイヤルにおける相談者の年齢及び被介護者の種別〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

≪相談者の年齢≫

	10代 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明	合　計
令和５年度（2023）	0	0	0	2	12	35	18	11	7	1	135	221
令和６年度（2024）	0	0	1	12	13	86	28	14	3	1	38	196
令和７年度（2025）	0	0	0	1	12	78	28	11	5	1	30	166
合計	0	0	1	15	37	199	74	36	15	3	203	583

≪被介護者の種別≫

	高齢	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
令和５年度（2023）	216	31	3	46	38	334
令和６年度（2024）	154	4	0	3	48	209
令和７年度（2025）	185	0	0	3	13	201
合計	555	35	3	52	99	744

154　性教育に関する出張授業を実施した学校数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025)〕

	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）
小学校・保田しおさい	0 校	4 校	3 校
中学校	7 校	8 校	10 校

155　区公式ＳＮＳに係る、外部委託費、広告費、フォロワー数、投稿数、インプレッション数・リーチ数、区公式ホームページへの流入数〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

【令和５年度】

SNS	外部委託費（円）	広告費（円）	フォロワー数	投稿数	ｲﾝﾌﾟﾚｯｼｮﾝ数・リーチ数	HPへの流入数
X	0	0	52,212	949	12,859,402	41,282
Facebook	0	0	8,029	881	2,769,383	13,511
YouTube	4,438,775	0	7,706	106	586,415	－
LINE	1,419,000	0	20,835	743	－	－
TikTok	8,690,000	297,000	2,699	112	1,538,818	－

【令和６年度】

SNS	外部委託費（円）	広告費（円）	フォロワー数	投稿数	ｲﾝﾌﾟﾚｯｼｮﾝ数・リーチ数	HPへの流入数
X	0	0	53,213	1,174	9,292,839	50,244
Facebook	0	0	8,717	1,012	1,606,185	18,081
YouTube	1,854,325	0	8,703	93	541,350	－
LINE	1,320,000	0	24,216	820	－	－
TikTok	10,000,000	0	5,452	69	5,793,191	－

【令和７年度】

SNS	外部委託費（円）	広告費（円）	フォロワー数	投稿数	ｲﾝﾌﾟﾚｯｼｮﾝ数・リーチ数	HPへの流入数
X	0	0	56,905	1,305	9,890,344	80,793
Facebook	0	0	9,867	1,336	3,890,795	20,218
YouTube	2,055,075	0	9,521	80	549,152	－
LINE	1,419,000	0	27,819	880	－	－
TikTok	9,782,680	499,999	7,230	103	10,089,786	－

※Xのフォロワー数は令和５年度・７年度は３月３１日現在、令和６年度は７月末現在

156　障害福祉サービス受給者（児）数とセルフプラン率の推移〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

	障害者（障害者総合支援法分）			障害児（児童福祉法分）			全 体		
年度	受給者（人）	セルフプラン利用者数（人）	セルフプラン率（%）	受給者（人）	セルフプラン利用者数（人）	セルフプラン率（%）	受給者（人）	セルフプラン利用者数（人）	セルフプラン率（%）
令和５年度	3,502	527	15.0	1,731	893	51.6	5,233	1,420	27.1
令和６年度	3,499	494	14.1	1,877	1,047	55.8	5,376	1,541	28.7
令和７年度	3,598	501	13.9	2,148	737	34.3	5,746	1,238	21.5